2008年度（平成20年度）

自己点検・評価報告書

2009年2月

九州国際大学

目　　次

序章　1
第１節　大学の沿革　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
第２節　自己点検・評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

第１章　大学・学部等の理念・目的・教育目標　7
第１節　大学の理念・目的・教育目標　・・・・・・・・・・・・・・・・　8
第２節　法学部の理念・目的・教育目標　・・・・・・・・・・・・・・・　9
第３節　経済学部の理念・目的・教育目標　・・・・・・・・・・・・・・　１１
第４節　国際関係学部の理念・目的・教育目標　・・・・・・・・・・・・　１２
第５節　法学研究科の理念・目的・教育目標　・・・・・・・・・・・・・　１３
第６節　企業政策研究科の理念・目的・教育目標　・・・・・・・・・・・　１５
第７節　大学・学部等の理念・目的等の検証　・・・・・・・・・・・・・　１６
第８節　大学としての健全性、モラル等　・・・・・・・・・・・・・・・　１６

第２章　教育研究組織　１８
第１節　学部の教育研究組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
第２節　大学院研究科の教育研究組織　・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
第３節　大学の教育研究組織の検証　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

第３章　学部の教育内容・方法等　２５
第１節　学部の教育課程等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
＜法学部＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
１．教育課程　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
２．カリキュラムにおける高・大の接続　・・・・・・・・・・・・・・　４０
３．インターンシップ、ボランティア　・・・・・・・・・・・・・・・　４２
４．履修科目の区分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２
５．授業形態と単位の関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
６．単位互換、単位認定等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
７．開設授業科目における専・兼比率等　・・・・・・・・・・・・・・　４７
８．社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮　・・・・・・・・・・　４８
９．生涯学習への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９
10．正課外教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０
＜経済学部＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
１．教育課程　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
２．カリキュラムにおける高・大の接続　・・・・・・・・・・・・・・　６３
３．インターンシップ、ボランティア　・・・・・・・・・・・・・・・　６４
４．履修科目の区分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６５
５．授業形態と単位の関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６

６．単位互換、単位認定等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６７
７．開設授業科目における専・兼比率等　・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８
８．社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮　・・・・・・・・・・・・　６９
９．生涯学習への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７１
10．正課外教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２
＜国際関係学部＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７３
１．教育課程　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７３
２．カリキュラムにおける高・大の接続　・・・・・・・・・・・・・・・・・　８３
３．インターンシップ、ボランティア　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８４
４．履修科目の区分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６
５．授業形態と単位の関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６
６．単位互換、単位認定等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８７
７．開設授業科目における専・兼比率等　・・・・・・・・・・・・・・・・・　８８
８．社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮　・・・・・・・・・・・・　８９
９．生涯学習への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９１
10．正課外教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９１
第２節　教育方法等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９３
１．教育効果の測定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９３
２．厳格な成績評価の仕組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０３
３．履修指導　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０７
４．教育改善への組織的な取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１１
５．授業形態と授業方法の関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１８
第３節　国内外における教育研究交流　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２１
１．国際化への対応、国際交流の推進と基本方針　・・・・・・・・・・・・　１２１
２．国際レベルでの教育研究交流　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２３
３．外国人教員の受け入れ体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２４
４．教育研究・成果の外部発信　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２５

第４章　大学院研究科の教育内容・方法等　１３０
第１節　法学研究科の教育内容・方法等　・・・・・・・・・・・・・・・・　１３１
１．教育課程等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３１
２．教育方法等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３３
３．国内外における教育・研究交流　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３４
４．学位授与・課程修了の認定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３５
第２節　企業政策研究科の教育内容・方法等　・・・・・・・・・・・・・・　１３６
１．教育課程等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３６
２．教育方法等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３７
３．国内外における教育・研究交流　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３８
４．学位授与・課程修了の認定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３９

第５章　学生の受け入れ（学部）　１４１
第１節　学生募集方法、入学者選抜方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４２
１．学生募集および入学者選抜の基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４２
２．学生募集方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４３
３．入学者選抜方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４８
第２節　入学者受け入れ方針等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５５
＜法学部＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５５
＜経済学部＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５６
＜国際関係学部＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５７
第３節　入学者選抜の仕組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５９
１．入学者選抜試験実施体制の適切性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５９
２．入学者選抜基準の透明性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６０
第４節　入学者選抜方法の検証　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６１
第５節　アドミッションズ・オフィス入試　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６２
＜法学部＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６２
＜経済学部＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６３
＜国際関係学部＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６５
第６節　入学者選抜における高・大の連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６７
第７節　夜間学部等への社会人受け入れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６８
第８節　科目等履修生・聴講生等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６９
第９節　外国人留学生の受け入れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７０
第 10 節　定員管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７２
１．学生収容定員と在籍学生数の比率の適切性　・・・・・・・・・・・・・・・　１７２
＜法学部＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７２
＜経済学部＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７４
＜国際関係学部＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７５
第 11 節　編入学者、退学者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７６

第６章　学生の受け入れ（大学院研究科）　１８０
第１節　学生募集方法・入学者選抜方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８１
第２節　学内推薦制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８４
第３節　門戸開放等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８４
第４節　社会人の受け入れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８５
第５節　科目等履修生、研究生等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８７
第６節　外国人留学生の受け入れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８８
第７節　定員管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８９

第７章　教員組織（学部）　１９１
第１節　教員組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９２
＜法学部＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９２

＜経済学部＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９５
＜国際関係学部＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９７
第２節　教育研究支援職員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２００
第３節　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続　・・・・・・・・・・・・・　２０１
＜法学部＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０１
＜経済学部＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０２
＜国際関係学部＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０３
第４節　教育研究活動の評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０４

第８章　教員組織（大学院研究科）　２０７
第１節　教員組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０８
第２節　研究支援職員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１０
第３節　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続　・・・・・・・・・・・・・　２１０
第４節　教育・研究活動の評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１１
第５節　大学院と他の教育研究組織・機関等との関係　・・・・・・・・・・・・・　２１３

第９章　研究活動と研究環境　２１５
第１節　研究活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１６
１．研究活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１６
２．研究における国際連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１８
３．教育研究組織単位間の研究上の連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１８
第２節　研究環境　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２１
１．経常的な研究条件の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２１
２．競争的な研究環境創出のための措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２３
３．研究上の成果の公表、発信・受信等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２５

第 10 章 施設・設備等　２２８
第１節　施設・設備等の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２９
第２節　キャンパス・アメニティ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３１
第３節　利用上の配慮　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３２
第４節　組織・管理体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３３
１．施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況・・・・・・　２３３
２．施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況　・・・　２３４
第５節　教育情報ネットワークセンター　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３４
１．組織・管理およびサービス提供の体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３４
２．基幹ネットワーク　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３７
第６節　大学院研究科の施設・設備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４４
第７節　情報インフラ(大学院)　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４５

第 11 章 図書館および図書・電子媒体等　２４６
第１節　図書、図書館の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４７
１．図書・学術雑誌・視聴覚資料等の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４７
２．図書館施設の規模、機器・備品の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５０
３．図書館利用者に対する利用上の配慮等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５４
４．図書館の地域開放状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５７
第２節　学術情報へのアクセス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５９

第 12 章 研究所・施設等　２６１
第１節　社会文化研究所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６２
第２節　エクステンションセンター　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６７

第 13 章 別科日本語研修課程　２７０
第１節　理念・目的・教育目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７１
第２節　教育課程　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７１
第３節　教育方法等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７３
第４節　学生の受け入れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７５
第５節　教員組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７７
第６節　教育施設・設備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７７
第７節　学生生活　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７８

第 14 章 社会貢献　２８１
第１節　社会への貢献　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８２
１．社会との文化交流等を目的とした教育システム　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８２
２．公開講座の開設と市民の参加　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８４
３．教育研究上の成果の市民への還元　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８６
４．教育システムと地域社会への貢献　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８８
５．地方自治体等の政策形成への寄与　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８９
６．大学の諸施設の開放　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９１
第２節　企業等との連携　寄付講座・教育研究連携・共同研究・受託等　・・　２９２

第 15 章 学生生活　２９４
第１節　学生に対する経済的支援(奨学金)　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９５
第２節　学生の心身の健康保持・増進、安全・衛生への配慮　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９９
第３節　学生に対する生活指導　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０５
第４節　ハラスメント防止対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０５
第５節　修学支援室の活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０７
１．修学支援室の設備・備品　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０７
２．カウンセラー、アドバイザー等の配置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０８
３．成績不振者・不登校学生への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０９

４．学内関係部署等との連携活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３１０
第６節　進路・就職活動支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３１１
１．学生の進路選択に関わる指導の適切性 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ３１２
２．就職担当部署の活動上の有効性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３１５
３．就職指導を行う専門のアドバイザーの配置状況 ・・・・・・・・・・・ ３１７
４．学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性 ・・・・・・・・・・ ３１８
５．就職活動の早期化に対する対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３１８
６．就職統計データの整備と活用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３１９
第７節　課外活動への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３２４
第８節　学生の研究活動への支援（大学院） ・・・・・・・・・・・・・・・ ３２５
第９節　留学生に関する指導および支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３２６
１．留学生指導と組織体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３２６
２．留学生に対する指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３２７
３．留学生に対する経済支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３２９
４．留学生に対する学業および就職支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３３１
５．留学生に対する緊急対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３３２

第 16 章 管理運営 ３３４
第１節　教授会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３３５
１．教授会の権限、役割および活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３３５
２．学部教授会と学部長との連携協力関係・機能分担 ・・・・・・・・・・ ３３６
３．学部教授会と全学的審議機関との連携・役割分担 ・・・・・・・・・・ ３３７
第２節　学長、学部長の権限と選任手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３３８
１．学長・学部長の選任手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３３８
２．学長権限の内容とその行使 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３４０
３．学長と全学的審議機関との連携協力関係、機能分担、権限委譲 ・・・ ３４１
４．学部長権限の内容とその行使 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３４２
５．学長補佐体制の構成と活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３４２
第３節　意思決定のプロセスと運用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３４４
第４節　全学的審議機関の権限内容とその行使 ・・・・・・・・・・・・・・ ３４５
第５節　教学組織と学校法人理事会との関係 ・・・・・・・・・・・・・・・ ３４６
第６節　管理運営への学外有識者の関与 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３４７
第７節　大学院の管理運営体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３４８
第８節　別科日本語研修課程の管理運営体制 ・・・・・・・・・・・・・・・ ３５０

第 17 章 財務 ３５２
第１節　教育研究と財政 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３５３
第２節　外部資金等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３５６
第３節　予算編成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３５７
第４節　予算の配分と執行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３５８

第５節　財務監査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５９
第６節　私立大学財政の財務比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６０

第 18 章 事務組織　３６８
第１節　事務組織と教学組織との関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６９
１．事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況　・・・・・・・・　３６９
２．大学運営における、事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７２
第２節　事務組織の機能と役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７３
１．教学に関わる企画・立案・補佐機能　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７３
２．学内の予算(案）編成・折衝における役割・・・・・・・・・・・・・・・　３７４
３．学内の意思決定・伝達システムにおける役割　・・・・・・・・・・・・　３７５
４．国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況　・・・　３７５
５．大学運営を経営面から支えうるような事務局機能　・・・・・・・・・・　３７８
第３節　事務組織の機能強化のための取り組み　・・・・・・・・・・・・・・　３７８
第４節　事務組織と学校法人理事会との関係　・・・・・・・・・・・・・・・　３７９
第５節　大学院事務組織の機能と役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８０

第 19 章 自己点検・評価　３８２
第１節　大学学部の自己点検・評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８３
１．自己評価検討委員会の設置と教育理念・教育指導等の点検　・・・・・　３８３
２．長期計画検討委員会と経営改革諮問委員会　・・・・・・・・・・・・・　３８４
３．自己評価検討委員会の再開と自己点検作業　・・・・・・・・・・・・・　３８６
４．大学改革推進会議　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８７
５．中期計画策定プロジェクト　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８７
第２節　大学院研究科の自己点検・評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８９
第３節　自己点検・評価と改善・改革システムの連結　・・・・・・・・・・・　３９１
第４節　自己点検・評価に対する学外者による検証　・・・・・・・・・・・・　３９２
第５節　大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応　・・・・・・・　３９３

第 20 章 情報公開・説明責任　３９４
第１節　財政公開　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９５
第２節　自己点検・評価および外部評価結果の学内外への発信　・・・・・・　３９６

終章　３９８
第１節　自己点検・評価の意義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９９
第２節　大学の理念・目的等の達成状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９９
第３節　大学改革に向けての取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０１

序　章

序　章

第１節　大学の沿革

本学の源流は古く、1930 年（昭和 5 年）に開設された九州法学校に遡る。この学校は九州帝国大学（九州大学）法文学部の先生方が地域の勤労青年のための夜学として設立したものである。開学の趣意書には「本校ハ単ニ法律及ビ経済ノ知識ヲ授ケルバカリデナク、塾的精神ニ依リ相互ニ心的鍛錬ヲナシ、以テ誠実有為ナル人材ヲ養成スル」とある。知識の伝授のみならず「塾的精神」による人材育成が教育の基本方針であることが明らかにされているが、この建学の精神は本学において連綿と今日まで継承されている。

九州法学校は、1940 年（昭和 15 年）、当時の専門学校令に基づく正規の専門学校である九州専門学校となったが、第二次世界大戦の戦時下で文科系大学・専門学校の整理統合が行われ、一旦 1944 年（昭和 19 年）に中断することになった。

戦後、北九州に文科教育機関を設立し、勤労者の高等教育を行うことが急務であることから、「勤労者教育」という建学精神の下、九州法学校・九州専門学校の再生として、1947 年（昭和 22 年）戸畑専門学校が開校された。法政科と経済科の二学科を持ち、昼夜二部の開講であったが、その設立の趣旨は「北九州地域に文化教育機関を設け、勤労者の高等教育を行うにある」とするものであった。

戸畑専門学校は、校舎移転に伴い校名変更を行い、1949 年（昭和 24 年）八幡専門学校に改称されたが、この八幡専門学校を母体に 1950 年（昭和 25 年）4 月八幡大学として発足したのである。

八幡大学は、発足当初に法学部となった法政科のみが専門学校から大学に昇格したが、1951 年（昭和 26 年）経済科も大学に昇格し、経営経済学科を加えて法学部から法経学部に改称された。その後、１大学１学部２学科（法経学部第一部・第二部の法律学科・経営経済学科、第一部の昼間部・第二部の夜間部を区分すると２部４学科）の体制が長い間継続することになった。八幡大学法学部発足時の「設立趣意書」によれば、「特に北九州勤労者教育を振起し、健全なる勤労文化国家建設の基盤を培養するを以って目的とするものである。･･･いま八幡大学は日本一の勤労地帯にあって日本唯一の所謂勤労者大学として昼夜間の二部授業を行い、この地の好学の勤労青年子女に対し、高等教育の機会を均等に与え、地方文化の開発に寄与しようとしている」と、その母体となった戸畑専門学校・八幡専門学校の「勤労者教育」の理念が高らかに掲げられている。

八幡大学は、設立以来、教育内容の充実に重点を置くという方針に基づき、大学の規模は複数の学部を排し、むしろ法経学部のみの単科大学として一貫してきたのであった。しかし、戦後の大学への進学率上昇による大学の大衆化は大学のあり方に大きな変化をもたらすようになった。このような状況変化のなかで、1985 年（昭和 60 年）以来、八幡大学理事会では大学役職者から成る「学園問題検討委員会」が設置され、将来の 21 世紀を展望した学園構想について審議がなされるところとなった。その結果として従来の単科大学方式を改め、時代の潮流にそくして新学部を増設することとし、議論の末、アジア経済圏で活躍する人材の養成にふさわしい学部の新設構想が浮上し、国際商学部国際商学科を設置することとなった。

1989 年（平成元年）4 月、国際学と商学を学際的に融合した全国初の学部として国際商学部が開設されたことに伴い、校名は八幡大学から九州国際大学に改称された。新学部で

ある国際商学部の校舎は北九州市八幡東区平野の新日本製鐵社宅跡に新しいキャンパスとして新築された。これにより新生の九州国際大学は、新たに国際商学部が発足し、法経学部との２学部体制になるのである。

1990 年（平成 2 年）4 月になると、国際商学部増設を以って一応の役割を終えたものとして解散された学園問題検討委員会に代わるものとして、基本構想審議会が設置された。基本構想審議会は、将来の学園のあり方を想定し、漸次改革を進めていくための問題提起の機関として活動することが期待された。理事長を議長とする基本構想審議会は、各部会・分科会の報告を受けて討議され、臨時定員増、法経学部分離改組、大学院の設置、キャンパスの平野地域移転統合問題など、矢継ぎ早の改革を打ち出していった。

臨時定員増については、1991 年（平成 3 年）9 月定員増の申請を行い受理された。

法経学部分離改組については、1994 年（平成 6 年）4 月、法経学部を分離し法学部、経済学部が発足し、現在の３学部体制へと発展した。経営経済学科を、ここに至ってあえて法経学部から独立させ、新たに経済学部として改組したのは、社会環境が大きく変わり、その変化と社会のニーズに応えるためであった。そして独立した学部となった経済学部は経済学科と経営学科の２学科で発足することになった。かくして九州国際大学は法学部、経済学部のそれぞれの昼夜間部、国際商学部の３学部から構成される社会科学系統の総合大学に発展したのである。

大学院の設置については、1996 年（平成 8 年）4 月、大学院法学研究科法律学専攻（修士課程）が開設された。学部レベルで長年培ってきた法学教育の分野で蓄積した経験を踏まえ、高度専門職業人の養成に重点を置き、高度な専門的理論研究と実践教育を行うことができる大学院修士課程として構想されたものであった。

また、同年（1996 年）には法学部と経済学部の第一部・第二部ならびに国際商学部臨時定員増分を含め昼夜開講制による定員変更（定員の恒常化）の申請を行い、学生ニーズや社会人の勤務時間の変化に対応することとなった。

最後に、大学キャンパスの平野地域移転統合問題とは、八幡大学が附属高校と同居する枝光キャンパスでは狭隘であるので、国際商学部校舎が建設された平野キャンパスに法学部、経済学部ともに移転、統合しようとする計画であった。これは九州国際大学のその量的および質的拡大を図り、「国際大学」という看板にふさわしい総合大学を将来の構想とすることが意識されたからである。その結果、1999 年（平成 11 年）4 月、大学の枝光キャンパスから平野キャンパスへの統合が実現して、現在に至っている。その際、あわせてグローバル化社会に対応するために学園全体のネットワーク化を図るとともに、大学移転の 2 年後の 2001 年（平成 13 年）４月には法人本体の平野キャンパスへの移転も行われた。

２つのキャンパスが統合された年であった 1999 年（平成 11 年）には、外国人留学生の日本語教育のための課程として別科日本語研修課程も開設された。その後も学部の再編を軸とする改革が遂行された。2000 年（平成 12 年）4 月、国際商学部国際商学科が国際ビジネス学科とアジア共生学科に改組された。2001 年（平成 13 年）4 月、大学院企業政策研究科（修士課程）が新設されるとともに、法学部に総合実践法学科が新たに開設された。

なお、2005 年（平成 17 年）4 月、国際商学部は国際的視野を持ったグローバル・リテラシーなどグローバル化時代に必要な国際教養や技量の修得を重視する国際関係学部に再編され、現在に至っている。

＜大学の沿革関連主要年表＞

1930 年（昭和 5 年）4 月	九州法学校開設を源流とする
1940 年（昭和 15 年）3 月	九州専門学校設立認可
1947 年（昭和 22 年）3 月	戸畑専門学校設立認可
1949 年（昭和 24 年）4 月	八幡専門学校に改称
1950 年（昭和 25 年）2 月	八幡大学設置認可　第一、第二法学部を置く
1951 年（昭和 26 年）4 月	経営経済学科を増設 学部を法経学部に改称、法律学科、経営経済学科のふたつの学科を置く。教職課程を併設
1953 年（昭和 28 年）4 月	八幡大学短期大学（商科）を設立
1958 年（昭和 33 年）4 月	付属高等学校男子部設立
1963 年（昭和 38 年）4 月	付属高等学校女子部設立
1970 年（昭和 45 年）6 月	社会文化研究所設立
1973 年（昭和 48 年）	八幡大学短期大学（商科）を廃止
1989 年（平成元年）4 月	国際商学部開設、国際商学科を置く。 八幡大学から九州国際大学に校名変更
1994 年（平成 6 年）4 月	法経学部を法学部と経済学部に改組
1996 年（平成 8 年）4 月	大学院法学研究科（修士課程）開設
1997 年（平成 9 年）	文化交流センター設立 『九州国際大学５０年史』刊行
1999 年（平成 11 年）4 月	大学の枝光キャンパスを平野キャンパスへ移転・統合 別科日本語研修課程開設
2000 年（平成 12 年）4 月	平野キャンパス完成（創立 50 周年） 国際商学部国際商学科を国際ビジネス学科とアジア共生学科に改組
2001 年（平成 13 年）4 月	大学院企業政策研究科（修士課程）開設 法学部に総合実践法学科開設
2005 年（平成 17 年）4 月	国際商学部再編、国際関係学部国際関係学科開設

第２節　自己点検・評価

本学で初めての本格的な自己点検・評価報告書作成の取り組みが決定されたのは、2005 年（平成 17 年）10 月であった。同月開催された自己評価検討委員会において本学が加盟する大学基準協会の認証評価を受けることを前提に、同協会の評価項目を視野に入れて速やかに自己点検・評価を全学挙げて実施することになったのである。

2006 年（平成 18 年）初めまでに、自己点検・評価に関する学習会や作業分担や工程表の検討が行なわれ、全体の調整・編集を行う専門委員会も発足した。2006 年 2 月自己評価検討委員会にて点検作業の進め方について協議し、各学部・学科、各研究科、各事務部署において作業が開始された。各部門の点検・評価結果は専門委員会に集約され、同委員会における検討、同委員会と各点検項目の責任者の間での協議・調整、自己評価検討委員会における審議などを経て、報告書の完成を見たものである。

そして、2007 年度に同報告書をもとに大学基準協会から初めての認証評価を受けた。

同報告書は、本格的に大学および法人組織の運営全般について網羅的に自己点検・評価

を行ったものであり、大学設置基準で 1999 年に義務化され、2002 年の学校教育法の改正による一定期間ごとに認証評価を受けることを可能にするためのものであった。同時に、以下に述べるように、本学の教育改革を推進し、大学の活性化と競争力を向上するための自己改革の指針となるものである。初めての本格的な点検・評価作業であったため、各部局においては試行錯誤の作業であったが、抽出された問題点の幾つかは検討が開始されることとなり、本学の歴史においても大きな改革への節目となることが期待されている。

しかし、同報告書は本学にとっての最初の自己点検・評価報告書ではない。1994 年（平成 6 年）に九州国際大学自己評価報告集第 1 集として『九州国際大学の教育理念と教育指導』を自己評価検討委員会の報告書として公表している。同報告書は、単に現状分析と問題点をまとめたものではなく、大学の理念を建学精神の検討から行い、教育の理念・目標を再構築するための作業の結果であり、教育内容改善・教育指導に関する従来の取り組みを検討し、「新入生アンケート」や「学生意識調査」を実施して学生本位の視点から専門委員会での検討を経て、改善のための提言を提示したものである。なお、同年の 1994 年には大学基準協会への加盟のために、同協会の判定を受けるための「調書」を作成し、翌年の 1995 年（平成 7 年）大学基準協会への加盟が承認されている。

その後、3 年もの歳月を要して 1997 年（平成 9 年）に発行された『九州国際大学 50 年史』は、700 頁以上の記述により本学の現状を点検し、学園の将来構想を展望したものである。大学開設の前史から八幡大学、そして九州国際大学への発展の推移を詳細に辿るのみならず、各学部の設立の背景、審議の経過、教育課程、担当教員をはじめとする現状と将来像、図書館、社会文化研究所などの附属研究機関、学生の課外活動、海外文化交流など、について緻密な分析を行っている。

このような 1990 年代初期の積極的な自己点検・評価の試みは、1990 年代末になると足踏み状態となる。その要因としては、一つには学園経営の財政的安定化と健全化を図るためには少なくとも学生数の 1 万人規模が望ましいという、学園の将来構想の一つであった「1 万人構想」に基づき、新学科設置や大学院法学研究科に続く大学院企業政策研究科の増設が続き、全学的に教育組織の改組への取り組みに重点が移ったためである。1999 年（平成 11 年）4 月別科日本語研修課程開設、2000 年（平成 12 年）4 月国際商学部国際商学科の国際ビジネス学科とアジア共生学科の 2 学科制への改組、2001 年（平成 13 年）4 月大学院企業政策研究科（修士課程）ならびに法学部に総合実践法学科の開設という教育組織の改革が続いた。もう一つの大きな要因は、「1 万人構想」のための環境整備が具体化していくなかで、1990 年代末になると 18 歳人口の減少が続く厳しい状況で本学の長期構想をどのように展開すべきか、経営改革をどのように遂行すべきか、大学改革そのものを進めるための作業が本格化したことである。特に 1994 年度（平成 6 年度）の 15,000 人という開学以来の入学志願者数の記録を達成した後、1996 年（平成 8 年）度を節目として予想を大きく下回る事態となり、入学志願者数の継続的な減少傾向がその後も続いたことで教学組織、法人組織双方において、大学改革の必要性が強く認識された。この点は第 19 章の自己点検・評価において詳述する。

2006 年度の自己点検・評価報告書作成は、このような観点からすれば、2000 年代初めに本学が行った大学改革の総括という意義を持つものである。2001 年（平成 13 年）に開設した法学部総合実践法学科は、2005 年（平成 17 年）が完成年度であった。2000 年（平成 12 年）にアジア共生学科を開設した国際商学部は、長期構想の検討と経営改革の取り組みの

なかで 2005 年（平成 17 年）に国際関係学部国際関係学科に再編された。

今後、少子化と大学の「大衆化」に伴う多様な学生の入学が続くなかで、教育改革がますます重要性を帯びていくことは間違いない。本学の教育改革を進めていく上で、同報告書作成の過程で行われた自己点検・評価の結果は、有益な判断材料を提供することになるものである。

その後、2006 年 12 月に発足した大学改革推進会議において検討された「九州国際大学の大学運営と行動計画（案）」および「九州国際大学の教育力強化－退学者対策－（案）」は、2007 年 7 月に編成された大学中期計画策定プロジェクトに引き継がれた。同プロジェクトは 2008 年 3 月に大学中期計画を策定して、早期に取り組まなければならない重点項目を明確に打ち出した。入り口として意欲ある学生の確保（定員充足率の向上）、中身では教育改革による教育力の強化と授業の改善、そして研究力の強化と外部資金の獲得を重点課題とした。また、大学生活支援で学生の満足度を高めることも大きな柱とした。さらに、出口として就職・進路支援の強化、大学の資源の活用と社会貢献を重点課題とした。

本学は、2007 年度に大学基準協会に大学評価を申請し、大学評価ならびに認証評価の結果、「学生の受け入れ」「教員組織」に関して重大な問題点が認められるとして保留となった。認証評価における「大学に対する提言」に対応する改善結果を 2010 年 6 月末日までに報告することになっている。

本学としては、「大学に対する提言」を真摯に受け止め、指摘された事項は誠実に対応し、早急に是正する措置を講じ、大学基準協会の正会員として同協会の定める大学基準等に適合させ社会に対してその質を保証するために、改善改革に取り組んでいる。

本報告書の各章の記述に見られるように、改善改革に向けて様々な形で取り組まれていることは、本学の大学としての評価を適正な水準に高める上で望ましいことである。また、本報告書作成は、本学の自己点検・評価の取り組みを恒常的なものとして、大学の改善改革の大きなテコとなるという意義をもつものと確信する。

第１章

大学・学部等の理念
・目的・教育目標

第１章　大学・学部等の理念・目的・教育目標

第１節　大学の理念・目的・教育目標

【現状の説明】

本学の教育は、学則第１条のとおり、「教育基本法及び学校教育法に則り、個性の伸張と人格の完成を旨とし、法律学、経済学、経営学、国際関係学に関する専門的知識を教授し、北九州の地域に立脚し、国際的視野を持った理論・実践両面に明るい人材を養成することを目的」としている。

このような本学の教育の特色は、本学が建学以来、北九州市の地域的特性に鑑み、社会に開かれた教育、実践性を重視してきたことにある。そして、建学以来の「勤労者教育」の理念と「塾的精神」による人材の育成という、これまでの教育資産を発展的に継承するとともに、近年の国際化、情報化時代に対応して 1989 年（平成元年）に大学の名称を九州国際大学に改称し、「国際的視野」も備えた人材育成を教育の目的に付加したことによる。

学則に掲げる本学の教育方針や教育の理念・目標は、本学への進学を希望する高校生・保護者に対しては『大学案内』等にて、また在学生に対しては『STUDENT GUIDE』（教職員に対しても配布）を通して、さらに広く一般社会に対してはホームページ上に掲載することにより周知すべく努めている。2007 年 11 月にはホームページを一新して、大学ならびに大学院の教育理念・目的・目標を掲載した。大学基準協会による『認証評価結果』において、この点は「改善点」として評価されたところである。

そして、今般の大学設置基準および大学院設置基準の改正に従って、学部・学科および大学院・研究科の「人材養成の目的」を具現化する作業に取り組み、2008 年度学則から適用することになった。

【点検・評価】

本学の教育理念・目的・教育目標は、北九州という「地域性」を踏まえての「地域社会に開かれた大学」という責務、「勤労者教育」や「実学教育」の重視、「塾的精神」による人材育成などの建学の理念・精神を継承しつつ、時代の変化への対応としての「国際化・情報化」、「理論と実践」および「個性的な人間形成」を重視するものとなっている。学問分野の特性も踏まえての対応、現代的な必要性への対応等もできており、適切かつ妥当なものといえる。

この点は、大学基準協会による認証評価結果において、「北九州という地域特性や時代の変化に伴う社会的要請に配慮して、理念・目標を設定している点は評価できる」と指摘された。

【長所と問題点】

建学の精神を尊重しつつ、時代の変化に対応して教育の目的・教育目標を再構築していることは長所である。

しかし、建学以来の理念である「勤労者教育」は、その意味するところが社会の変化のなかで大きく変化しており、「昼夜開講」という形で継承されているが、社会人入学生が著しく減少しているなかで、「勤労者教育」をどのように位置づけていくのかが、課題となっ

ている。本学の「中期計画」策定に向けた「定員削減と学部・学科の再編」の審議において、昼夜開講制の廃止として問題提起されたが、昼夜開講制を当面維持しながらも継続審議の課題として残した。

【将来の改善・改革に向けての方策】

これまで、「本学の教育理念・目的・教育目標は、建学の精神を踏まえつつ、本学が位置する地域性、歴史、時代の変化と社会の要請に対応して再構築されたものであり、当面、改善・改革の必要性はないと思料される。」としてきた。しかし、現状を鑑みると大学の「ユニバーサル化」や学生の多様化など入学生の変化に対応しているのか、教育理念・目標が社会の変化、ニーズにどれだけ対応しているのか、検証していく必要がある。

中期計画策定プロジェクトによる「定員削減と学部学科の再編（案）」（2008 年 2 月 4 日大学改革特別委員会）では、「どのような大学を目指すか」として、「建学の精神（理論と実践、塾的精神）を現代的に適応し、「国際」大学としての国際的素養を含む総合的教養教育を重視し、専門教育の基礎・基本をベースとして「中堅的な実践的職業人養成」を基本的な目標とする。」と提起している。また、中教審『我が国の高等教育の将来像』（平成 17 年）にいう大学の個性・特質を明示する「７つの機能」を検討し、本学がどのような個性を打ち出していくかの明確化が早急に求められている。

そのような内外の動向を踏まえて、2008 年度より人材育成の目的を具体的に再検討し、その実現に向けて全学的かつ組織的に取り組んでいく。

第２節　法学部の理念・目的・教育目標

【現状の説明】

本学の法学部は、1994 年（平成 6 年）、法経学部を、法学部（第一部、第二部）と経済学部（第一部、第二部）に改組した際に、本学の教育理念・目的を基礎として、法学教育の理念・目的・目標を以下の三点におき、それらを教育課程に具体化し、遂行してきている。

(1) 法律の専門的、体系的知識に基づく法的素養を修得させ、とくに地域の行政および企業活動の分野において総合的に実務を処理することができる幅広い職業人を育成する。
(2) 国際化、高度情報化、高齢化、およびそれらに伴う規制改革など、今日における経済社会の構造変化について学修させ、こうした時代や環境の変化・要請に的確かつ柔軟に対応することができる実践的処理能力をもった人材を育成する。
(3) 幅広く深い教養と判断力を兼ね備え、調和のとれた豊かな人間を育成する。

そして、「法律学科」、「総合実践法学科」のそれぞれの学科では、次のとおり具体的な教育目標を設定している。

法律学科では、法律の各分野に関する幅広い法的素養をもった人材を養成し、地域の行政分野において活躍し、地域社会に貢献できる人材を養成する。とくに、一般または専門職の国家公務員・地方公務員として地域の行政実務に従事することを目指す者を対象とした教育体制を組むことを目指している。

また、総合実践法学科では、法律の各分野に関する幅広い法的素養を修得するとともに、現代の企業活動に不可欠な内外の取引・企業管理業務に関する知識を修得させ、地域の企

業において総合的・実践的に活躍できる人材を養成する。また、司法書士、宅地建物取引主任者など、現代の企業活動・取引を支援する「身近な法律家」を育成することを目指している。

【点検・評価】

本学において最も歴史が古い学部である法学部は、本学の建学の理念を体現し、学部の理念・目的・教育目標を設定していることは適切である。2001 年(平成 13 年)に、従来の「法律学科」に加えて、「総合実践法学科」を新設した後も、両学科の教育目標を具体的に差異化しており評価できる。

ただし、両学科における目的・教育目標は差異化されているものの、学生のニーズとの兼ね合いはなお点検の余地を残しており、今後とも引き続き検証を加えながら整理していく必要がある。

【長所と問題点】

法学部は２学科体制をとっており、法学的素養を培うという点では共通の教育目標を有しているが、両学科の違いを具体的な人材育成の目標において明確にしている。「法律学科」は基本的な法律を学ぶ伝統的な法学教育を行い、法曹人・司法書士・行政書士・宅建主任者等の資格取得者の育成や法律の各分野に関する法的素養を持ったゼネラリストを育成することを目的とし、「総合実践法学科」は企業組織・取引・紛争処理・紛争管理・リスクマネージメント等の現代的な法律問題に対応できる企業法務のエキスパート(スペシャリスト）としての企業人を育成することを目的としている。

大学の理念・目的・教育目標の一つでもある「少人数教育」も、入門、基礎、発展、応用、実践などの各種のゼミにおいて本来的な姿に近い少人数教育を行っている。教育目標の一つである法曹関係者や地方行政または地場産業の分野で活躍できる幅広い職業人を育成するという点についても一定数の人材を輩出している。

このように、教育目標の異なる両学科を有し、少人数教育による実践を掲げていることは、学生に対し門戸を広くするとともに手厚い教育を約しており長所である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

法学部は、2007 年度（平成 19 年度）第１４回教授会（2008 年 1 月 19 日開催）において、2009 年度（平成 21 年度）以降総合実践法学科を募集停止し、法律学科のみとする方針のもとで、学部内に「法学部再編委員会」を立ち上げてカリキュラム内容等について検討することを決議した。その後、2008 年 2 月 21 日には同委員会の第１回会合を開催し、以下の方向で検討を開始し、同年５月上旬には文部科学省に学則ならびに教育課程表の変更届を提出する旨を合意した。

①本学の伝統学部学科である法学部「法律学科」のカリキュラムを機軸として、②同学科に、「総合実践法学科」の教育理念・人材教育の目標を可能な限り入れ込み、あわせて、③人材教育のあり方につき、新しい考え方（法律知識の修得による法的思考力の養成に並んで地域＜企業・官庁＞との連携、学生のフィールドワークの導入による社会人基礎力・実践力の養成）を注入する。

今後、以上の委員会審議を経て、法学部としては新たな教育・研究の理念、人材育成の目標を構築し、そうした学則上の理念を教育・研究の現場での教員と職員の実践のレベルで活かせる具体的マニュアル（行動指針）として展開すると同時に、アドミッションポリシー・教育・キャリア形成（就職・進学）の３つを太いパイプで繋いでいくことが必要となる。

第３節　経済学部の理念・目的・教育目標

【現状の説明】

経済学部は、1994 年（平成 6 年）、法経学部を、法学部（第一部、第二部）と経済学部（第一部、第二部）に改組した際に、本学の教育理念・目的を基礎として、経済学部の理念・目的・目標を「本学の伝統的な実践的少人数教育のモットーをより深め、他方ではテンポの速い社会変化に柔軟に対応するために、国際社会に通用する経済人、企業経営や地域社会に貢献しうる実務家の養成を理念および目的とする」と定め、それらを教育課程に具体化し遂行してきたが、2007 年には、学科別に教育目標を定める際に、学部の理念・目的・目標も以下のように修正した。

すなわち、「経済学部は、経済学及び経営学の専門的・体系的知識に基づく基礎的な思考力を修得させ、もって時代の変化に適切に対応し、バランスある社会の発展に貢献する、理論と実践両面に明るい人材を養成することを目的とする。」また、これを受けて「経済学科は、時代、地域社会、国際社会から求められる経済学の基礎的知識を修得させ、経済学的視点から課題を発見し解決することができ、かつ対話を通じて互いの認識を共有できる人材を養成する。」「経営学科は、経営学の体系的知識及びそれに関する能力を修得させ、もって企業・地域社会において活躍できる経営に関する実践的スキルを持った人材を養成する。」と、学科別の教育目標を定めている。

経済学科では、経済学の各分野に関する幅広い知識を有する人材を養成し、企業はもとより公共団体を含む地域社会で幅広くゼネラリストとして活躍できる心豊かな人材を育てるような教育体制を目指している。

それに対して、経営学科では、経営学の各分野に関する幅広い知識を有するだけではなく、実務能力を発揮することによって企業や地域社会に貢献できるいわばスペシャリストに近い人材を育成するような教育体制を志向している。

【点検・評価】

2001 年（平成 13 年）、経済学部は自己評価報告書『経済学部のこの 7 年』をまとめて点検・評価を行なっている。基本的にはそこで経済学部の教育理念、教育目標の妥当性が確認され、今日に至るまでそれが継承されている。

経済学部は、本学の建学の理念を体現し、学部の理念・目的・教育目標を設定しておりそれは適切である。また 2007 年（平成 19 年）には、学科別に教育目標を具体的に定めたことも評価できる。経済学部の理念等について、いまのところその変更の必要性は認められない。

【長所と問題点】

経済学部の教育理念の特徴は、第一に理論と実践の統合、そして第二に地域社会への貢献である。この理念のもとで多数の人材を地域社会に送り出し、一定の評価を得ている。

経済学部は、経済・経営の２学科体制をとっており、ともに理論と実践に明るい人材の養成という共通の教育目標を持っているが、経済学科は会社員や公務員、各種団体職員などのような、幅広い経済知識をもって社会で活躍できるゼネラリストを、経営学科は企業・団体の経営者や経理担当者、情報処理担当者のような、経営実務能力を身に付けたいわばスペシャリストを養成するという点に違いを有する。

両学科共に、大学の理念と合致した形で理念が組み立てられていることは長所である。また、養成する人材像が両学科とも明快になっていることも長所である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

学部の理念・目的は、2007 年に学科別に教育目標を定める際に見直しており、当面、修正する必要性はないが、その実現を図る課程で学部教育が目指すべき点については検証を継続していく。

第４節　国際関係学部の理念・目的・教育目標

【現状の説明】

国際関係学部は、国際商学部を母胎にして 2005 年（平成 17 年）4 月に新設され、その理念は実学を基礎にしたグローバリゼーションの時代に貢献できる総合的な教養を持つ「国際人」の涵養にある。そのため、これまでのアジア中心の教育研究から欧米を含めたグローバルな領域に拡大するとともに、アジア言語に加えて英語教育の充実化を図り、実務面も重視した多面的な教育を目指している。つまり、国際関係学部は 21 世紀のグローバリゼーションの時代に対応できる政治・経済・文化など多様な分野で活躍し貢献する社会人を養成することを目的としている。

こうした人材養成にとって不可欠なことは、単なる理論と実務の修得だけではなく、国際人として通用し尊敬されるような人格を形成することである。そのためにも入学から卒業まで一貫した少人数教育を柱に設定している。

国際関係学部が特に重視している教育目標は以下のとおりである。

(1) 国際教養と国際言語を組み合わせたグローバル・リテラシー教育、つまり積極的に情報発信ができるための知識と思考能力ならびにその手段を備えるなど、グローバルに活躍するために必要なグローバル・リテラシー（国際対話能力）を重視する教育。

(2) 学際的かつ総合的な思考能力を重視する教育、つまり益々複雑化する現代的課題の把握・問題発掘・解決のための能力を高める教育。

(3) 少人数教育と実践的な教育の重視、つまり大学の教育理念等を踏まえて、学部においても少人数教育を基本とする原則 4 年間の一貫ゼミや理論と実践を重視する教育。

(4) 国際化への対応を重視する教育を目指す、これも大学の教育理念等を踏まえての学部での展開であるが、東アジア諸国のみならず、今後は欧米圏との国際交流を組み込んだ教育。

【点検・評価】

大学の理念等を踏まえつつ、国際関係学部として、今日のグローバリゼーションへの対応を意識しての理念・目的・教育目標を設定しており、国際教養と国際言語を備えたグローバル・リテラシー教育を目指していることは、現代的ニーズへの対応として適切である。

また、前身の国際商学部において重視された「地域研究」的な学際アプローチを重視する教育を継承し、カリキュラム上でも緩やかなコース選択制度を導入しコース毎に履修モデルを作成していることは、今日のますます複雑化する社会において必要とされる複眼的な視点を修得させる上からも望ましいことである。

【長所と問題点】

大学の理念等と国際関係学部のそれとの間において、整合性を図りつつ、今日の国際社会において求められる人材養成を踏まえて、学部独自の教育目標を設定していることは長所である。特にグローバル・リテラシーや学際的アプローチの修得等を教育目標にしていることは、社会的ニーズにも合致したものといえる。

【将来の改善・改革へ向けての方策】

学部の理念・目的・教育目標は社会のニーズを踏まえており、当面、修正する必要性はないが、今後とも社会のニーズと学部教育が目指すべき点については検証を継続する。

第５節　法学研究科の理念・目的・教育目標

【現状の説明】

九州国際大学大学院法学研究科は、1996 年（平成 8 年）4 月 1 日に開設し現在に至っているが、法学研究科開設の理念・目的・教育目標は、「九州国際大学の建学の精神に則り、北九州の地域に立脚し、国際的視野をもった理論・実践両面に明るい人材を養成するために、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与することを目的とする」（九州国際大学大学院設置認可申請書）ことにある。

このように大学の理念・目的・教育目標が大学院法学研究科のそれに踏襲されているのは、法学研究科開設の背景に、「今日の社会構造の変革は、一方では少子化・高齢化・地方分権化が進み、他方では国際化・高度情報化が要求されている。このような社会構造の変化と発展に対応するためには、社会の多方面で活躍しうる高度の専門的知識と処理能力をもつ、創造性豊かな人材の育成に努力を払うことが要請される。そこで、学部レベルで以って長年培かってきた法学教育の分野で蓄積した経験を踏まえ、さらに高度な専門的理論研究と実践教育を行うことのできる大学院修士課程を設置し、大学の総合的学術体制を整えることが望ましいという声が学内外で早くから論議されてきた」（『九州国際大学 50 年史』）経緯があったからである。

この開設の精神に則り、理念等に掲げた事項を達成すべく、開設当初から現在に至るまで、社会人・学部卒業生・外国人留学生のいずれに対しても広く門戸を開放しており、② 特に社会人に対しては、二年間にわたる修学年限の間、職場を離れることなく、大学院で研究を行うことが可能となるよう大学院設置基準で認められた「教育方法の特例」を導入し、

授業時間帯の弾力的な編成を行っている。

また、このような法学研究科の理念・目的・教育目標については、本法学研究科規則第１条の２に「研究科の目的」として「研究科は、大学院学則第２条の目的を達成するため、学修意欲に溢れる幅広い階層の者に対して理論研究の場を提供し、もって、社会の多方面で活躍しうる研究者、高度専門職業人を養成する」と規定化され、入学案内、学生便覧、大学ホームページ、オープンキャンパス開催時、大学院進学説明会等で周知を図っている。

【点検・評価】

大学学部を基礎に設置された経緯から、大学学部の理念等を踏まえて、大学院法学研究科の理念等が設定されている。国際的視野をもった理論・実践両面に明るい人材を養成することを教育の目標とし、開設以来 12 年を経過しているが、入学者累計は 2008 年（平成 20 年）4 月現在で 172 名に上っており、卒業生の進路も民間企業、官公庁、職業会計人等と多岐に亘り有為な人材を社会に送り出している。

このように、学修意欲のある幅広い階層の者に対して理論研究の場を提供し、社会の多方面で活躍しうる研究者、高度専門職業人を養成するという法学研究科の理念や目標は現実にも生かされているということができる。

【長所と問題点】

法学研究科の特色は、従来の大学院が研究者の養成に重点を置いていたのに対し、むしろ高度専門職業人を養成することに重点を置いている点である。このような特色は、「社会に開かれた教育」や「実践性」の重視という本学の建学の理念や大学学部の教育の方針に則ったものであり、学部と大学院の間における教育理念等の面での統一性も確保されている。

また、社会構造の変化、幅広い階層の者に対して理論研究の場を提供するというニーズの変化に対しても、理念・目的・教育目標は社会との関わりを十分意識して設定されていることは長所である。少子化などの社会変化、国際化・情報化による社会構造の変化に対処することが十分意識され、同時に理論と実践という総合的な教育・研究体制が目指されている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

理念・目的・教育目標については、建学の精神との関係、大学学部の理念等との整合性、社会のニーズを踏まえての対応などの面において適切と思われるが、理念等を教育カリキュラムにより結びつけることによって今後とも確実に持続・発展させることが求められている。とりわけ、2009 年度（平成 21 年度）から実施される学部改組（法律学科の充実及び総合実践法学科の廃止）との関係をふまえ、本研究科の今後のあり方についての検討が必要である。

第６節　企業政策研究科の理念・目的・教育目標

【現状の説明】

企業政策研究科修士課程は、2001 年（平成 13 年）に経済学部と国際商学部国際ビジネス学科の学部・学科教育を基礎として発足した。その教育の目標は、日本経済の国際化・情報化・少子高齢化による急速な変化に対応して、企業実務（取引法務・経営学・会計学など）および企業を取り巻く外部環境（経済学、エコロジーなど）に関する専門的な教育研究を行うことにより、高度専門職業人を養成し、社会人の再学習に応えることにある。これは「実学教育」という本学の教育理念を、大学院教育においても反映させ、学部教育を基礎により充実させることを意味する。

本学の伝統ともいえる夜間教育を継承して、大学院設置基準で認められた「教育方法の特例」を導入し、社会人の受け入れ体制を整備している。また、高等学校教諭専修免許状（公民、商業)、中学校教諭専修免許状（社会）の取得など各種資格取得のための教育研究もその目的の一環として位置づけられている。

特に専攻の名称を「企業政策」とした理由は、次の２点である。

(1) 本学は「北九州の地域に立脚して人材養成をする」ことを教育目標としている。本学が立脚する地域の経済社会は、産業振興と地域住民の生活と福祉の充実を目指す諸政策を展開しており、企業あるいは起業組織による地域の活性化が鍵をにぎっている。今日における企業活動・企業政策のあり方・諸課題を考えるとき、経済学と経営学の研究成果を生かした総合的な専門知識による企業政策の確立が企業活動において必要となる。

(2) 本専攻が基礎とする学部のカリキュラム・教員構成の点で、大学院において企業政策専攻を置くのに十分な学部構成をとっている。経済学部経済学科は、企業を取り巻く外的環境に関する教育研究、経営学科・国際関係学科は、企業運営における経営的意思決定という経営政策に資する教育研究が可能である。こうした地域的要請と本学学部の特性を考えるとき、本学大学院に企業政策専攻を設置することには合理性があり、本専攻名を企業政策専攻とした。

【点検・評価】【長所と問題点】

理念・目的・教育目標については、建学の精神を踏まえて、大学学部教育を生かしつつ、社会のニーズを踏まえて、適切に設定されており、理念等を今後とも確実に持続・発展させるとともに具体的に展開することが求められている。

大学院研究科の名称である「企業政策」という概念については、「企業政策論の概念と対象」に言及した研究によれば、「企業政策論は、総合政策あるいは政策科学であって、学際的、総合的、体系的な性格を持つ課題解決プロセスを示すものである。このためには、経営学、企業論と経済学、法律学、行政学、財政学や会計学、情報工学など他領域の接点から接近し、国家・地方政策との関係のもとに、企業が将来的に成長を続けていくためには何をしなければならないかを明確にする」ことを課題とする。

このような観点からすれば、企業政策は、総合政策や政策科学の一分野となり、経済学科、経営学科、そして国際関係学科、法律学科（企業政策関連科目群）という複数の学科を基礎におくことで学際性も確保していることは、教育目標の実体を形成していく上で適切といえる。

なお、教育研究の目標と教育課程との関連性を深めていくため、「企業政策論」を明確に学問体系のなかで位置づけていく作業の一貫として平成 20 年度より企業政策関係科目（企業政策研究Ⅰ・Ⅱ、企業政策特殊研究Ⅰ・Ⅱ）を設置することにした。

【将来の改善・改革に向けての方策】

企業政策研究科の理念・目的・教育目標をふまえ、企業政策論の体系化をはかり、現行行われている教育課程とその教授内容を改善・改革していく。

第７節　大学・学部等の理念・目的等の検証

【現状の説明】

本学では、1992 年（平成 4 年）に設置された自己評価検討委員会の下で開催された「理念問題検討専門委員会」にて大学の理念が検証され、新たな教育理念を構築したが、理念・目的等を恒常的に検証するしくみは確立されていない。

2007 年度の中期計画策定プロジェクトにおいて「どのような大学をめざすのか」との議論が行われ、その中で大学・学部等の理念についても触れることとなり、この激変する社会環境に対して本学の理念が適切であるかの検証がなされた。

特に、「勤労者教育」という理念については大学基準協会による評価結果でも指摘を受けており、引き続き検討を要する状況である。

【点検・評価】【長所と問題点】

社会環境が変化し政策が転換されていく中で、大学・学部等の理念・目的の点検は常に継続されていくべきである。それが、常態化しなかったことは問題点であるが、認証評価結果においても概ね適切な理念が設定されていると評価されたことは長所である。

また、1992 年（平成 4 年）以来、約 15 年にわたって総点検の機会がなかった理念・目的に関して中期計画策定プロジェクトを契機として点検がなされたことは評価でき、これを好機として継続的に理念を点検していくしくみ作りが進むことが期待される。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今後ルーティン化していく自己点検ならびに大学改革において、理念・目的・教育目標を含む全体を総合的に検証しながら作業を進めていくしくみ作り（いわゆるＰＤＣＡサイクルが機能していくためのしくみ）を検討する。

第８節　大学としての健全性、モラル等

【現状の説明】

本学では、性別・国籍・年齢や病気・障害などに基づく、あらゆる差別や人権侵害のない安全で公正な就労・修学環境を保障するために努力している。「人権保障規程」を定め、この規程に基づいて、学生・教職員に対するあらゆる差別や人権侵害を防止し、万一、人権侵害が生じた場合の対応として、被害者の人権を救済し、加害者を処分するなどの必要

な措置を講ずるために人権委員会を設置している。また、差別や人権侵害についての相談を受けるために人権相談窓口を開設して、被害者のみならず第三者からの相談も受けられるようにしている。

教職員に対しては「就業規則」が定められ、第 35 条には職務上の違反行為や不正行為に対する懲戒処分に関する規定が設けられている。

学生のモラルについては、学則等諸規程において、本学の学生として遵守すべきことを定めている。学生のモラルを確保するために、「学則」、「修学規程」、「不正行為取扱内規」、「学生駐車場使用規則」等により、本学の規則に違反し、学生としての本分に反する行為があった場合には、訓告をはじめとする処分規定も設けている。

2007 年（平成 19 年）には「内部監査規程」を制定し、規程や組織運営が健全に運営されているかどうかを監査するしくみを導入するなど、健全性の維持向上に努力している。

一方で、僅かではあるが学生のマナー上の問題や小さな事件が絶えない状況が継続していることは努力の余地を残しており、さらなる健全性確保・モラル向上に向けたしくみの整備を検討していく必要がある。

【点検・評価】【長所と問題点】

規程や委員会の整備状況等から、大学としての健全性、モラル等を維持する為のしくみは概ね整備されていると判断される。さらに、内部監査規程を加えたことは実効性を確保するうえで意義あるものと評価される。

マナー上の問題や小さな事件の発生は、広い意味でいうと大学の健全性やモラルを保持するしくみに改善の余地があると考えられ、本学の教育目標である「人格の完成」に向けたさらなる検討が望まれる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

地域に開かれた大学として模範となり社会的責任を果たしていく為に、コンプライアンスや行動規範の整備に取り組んでいく。さらに、人権研修会をはじめとして、教職員および学生向けに研修会等を積極的に開催する。

《取り組みの主要点》

大学の理念・目的・教育目標について、大学基準協会による認証評価受審、および中期計画策定プロジェクトの二つの側面から点検を行った。その中で、「勤労者教育」に関しては、大学基準協会から現状との乖離を指摘されるとともに、実態が伴わない事実もあり、この精神は大学院教育の中で引き継いでいくことで整理しつつある。

しかし、「国際」という側面については課題を残していることが浮き彫りとなり、大学として、またそれぞれの学部・研究科として「国際」をどのように位置付けていくかを早急に結論づけるべきことが全学的に認識された。

目的・教育目標についても中期計画策定プロジェクトにおいて再検討され、2008 年（平成 20 年）～2010 年（平成 22 年）の中期重点目標の一つに、「育てる教育システムの構築」を掲げた。また、中期目標を『「地域に根ざした、北九州地域のトップ私大」としての魅力回復を目指した好循環の創出』としている。

第２章

教育研究組織

第２章　教育研究組織

【到達目標】

本学は、社会に開かれた教育、実践性を重視した教育方針の下で、国際的視野をもった法律学、経済学、経営学、国際関係学（国際商学）の専門知識を授け、教養豊かな人材育成を目指すために、必要な学部学科ならびに大学院研究科その他の教育研究組織を整備し、これら組織間の連携を図っていくことを目標とする。

(1)学部における教育研究を基礎として適切な大学院研究科を配置するとともに、学部と大学院の連携に努めること

(2)本学の理念等を具体的に推進するための教育研究組織の整備に努めること

(3)近年の学生の「多様化」にも対応できる組織の整備に努めること

第１節　学部の教育研究組織

【現状の説明】

本学の学部は、社会科学系統の学問分野である法学部、経済学部および国際関係学部の３学部から構成されている。法学部には法律学科と総合実践法学科、経済学部には経済学科と経営学科、そして国際関係学部には国際関係学科が設置されている。

国際関係学部は、2005 年(平成 17 年)4 月に国際ビジネス学科とアジア共生学科から構成されていた国際商学部を改組して新設された組織であり、前身の国際商学部の学生が卒業するまでの間は、国際関係学部と国際商学部は並存する。また、全学部で昼夜開講制をとっており、建学の理念の一つである「勤労者教育」の方針を維持している。

研究を推進する組織として、各学部は、法学会、経済学会および国際関係学会を設置している。また学部横断的な一般教養科目を担当する専任教員が参加する教養学会があり、それぞれの学会が定期的に個別の『論集』を発行している。

本章の第 2 節にて記述するように、1996 年(平成 8 年)に大学院法学研究科（修士課程）を、2001 年(平成 13 年)に大学院企業政策研究科（修士課程）を開設し、大学全体では、３学部５学科２研究科の体制である。

表 2-1-1　学部学科と大学院研究科との組織上の関係

（学部）	（学科）	（大学院研究科）
法学部	法律学科	法学研究科
	総合実践法学科	
経済学部	経済学科	企業政策研究科
	経営学科	
国際関係学部	国際関係学科	

学部学科の教育研究を支える組織として、以下のとおり、大学の理念等を踏まえての国際化や情報化への対応を強化するために、別科日本語研修課程および国際センターならび

に教育情報ネットワークセンターを設置している。学生の多様化への対応としては修学支援室を設置、その機能強化に努めている。また研究活動を推進するために、研究機関として社会文化研究所を設置している。なお、正課外講座の充実を図る観点からエクステンションセンターを設置している。
(1)国際化への対応として、外国人留学生の受け入れを推進するために別科日本語研修課程を設置、本学ほか日本の大学への進学を目指す外国人の日本語教育を行う組織を整備している。また、国際センターを設置して、本学学生の海外留学や外国人留学生の受け入れ、海外からの使節団の受け入れなど国際交流を円滑に実施できるように必要な組織の整備も進めている。
(2)情報化への対応として、情報教育を推進するために教育情報ネットワークセンターを設置して、学生にパソコン機器の使用を常時開放するとともに、個別指導も行っている。
(3)学生の多様化への対応の一環として、修学上の相談のみならず、心理面での問題を抱えている学生を学部と連携しつつ積極的に支援するために、修学支援室を設置、専門のカウンセラーを配置している。
(4) 教員組織の研究活動を推進するために、研究機関として社会文化研究所を設置（1970年）している。同研究所は、産業経済研究所と法律研究所を統合発展させたものであり、これらの研究機関の事業を継承して、研究調査活動、出版および出版助成、学術講演会、学外研修会への講師派遣、公開講座の開設、市民講座開催および各種市民相談の開設など、積極的に事業を展開している。
(5)課外講座の充実と資格取得というニーズへの対応として、エクステンションセンターを設置している。各種資格の取得を支援するために、公務員対策講座をはじめとして、簿記検定など年間３２講座５３コースを開設（2007 年度）している。

【点検・評価】

本学の建学の背景や理念等を踏まえて、学部の教育研究組織は、社会科学系の３学部５学科で構成されている。本学の教育方針の一つである国際化や情報化への対応として、別科日本語研修課程、国際センターや教育情報ネットワークセンターを設置していることは適切である。また多様な学生への対応として教育部門を側面的に支援する修学支援室を設置していることは、多様な学習歴をもつ学生への対応として適切である。

研究活動を推進するために、法学会、経済学会、国際関係学会および教養学会が設けられ、『論集』を発行しているほか、社会文化研究所が紀要ならびに叢書を発行している。本学の学部・学科・研究所などの組織が生み出した成果は以下のとおりであり、教育研究組織として概ね適切であるといえる。

① 各学会誌の発行

本学には、法学部で専門科目を担当する教員が所属している九州国際大学法学会、経済学部の九州国際大学経済学会、国際関係学部の九州国際大学国際関係学会、一般教養的科目を担当する教員の一部が所属している九州国際大学教養学会の 4 学会があり、各学会はそれぞれ定期的に論集を発行している。また、社会文化研究所は紀要を発行しているほか、叢書も発行している。2005 年度から 2007 年度までに、法学会は『九州国際大学法学論集』を、経済学会は『九州国際大学経営経済論集』を、教養学会は『九州国際大学教養研

究』を年 3 号発行し、国際関係学会は『九州国際大学国際商学論集』を年 2 号発行した。また、社会文化研究所は『社会文化研究所紀要』を年 2 号発行したほか、著書として和田正広・黒木國泰編著『華僑ネットワークと九州』中国書店、2006 年 3 月 28 日（社会文化研究所叢書第 4 号）および坂本悠一・木村健二著『近代植民地都市釜山』桜井書店、2006 年（社会文化研究所叢書第５号）を出版している。

②　公開講座（第 14 章第１節 2 参照）

【長所と問題点】

本学の学部および研究所等の教育研究組織は、本学の理念を実現する上で、機能分担を果たしていることが長所である。つまり、法学部は、法律的知識の学習とリーガルマインドの養成という目的を達成してきた。また、経済学部は、経済学・経営学の専門的、体系的知識に基づく思考能力を修得させることによって、地方の行政および地場産業の分野で総合的に実務を処理することができる人材を養成してきた。そして国際関係学部の前身である国際商学部は、国際的視野を持ち実践する能力、文化の違いを認識しつつ協調を図る能力の養成という教育目標を掲げ、アジアの国際化に対応して、政治・経済・文化など多様な分野で活躍し貢献する社会人を養成する体制を整えてきたのである。さらに国際関係学部も国際商学部が果たしていた役割を継承し、複雑化、多様化する国際社会のグローバリゼーションに対応しうるグローバル・リテラシー（国際対話能力）を備えた人材を養成してきた。すなわち３つの学部で八幡大学以来の本学が社会に対して果たしてきた教育機能を適切に役割分担しているといえる。

さらに、本学教員は学会論集および社会文化研究所紀要に投稿する十分な機会を有しており、研究成果を公表し社会に貢献する上でも適切な環境を整えている。また教育部門を支援する組織も整備されている。

なお、中長期的課題として、学部横断的な教育問題を扱う場として教養委員会や教務委員会などの会議体があるが、今後、学生の多様化や大学のユニバーサル化がますます進む中で、全学的に教育改革を恒常的に担当する組織（例えば、教育改革センター、教育開発センター等）を整備していく必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

既存の教育研究組織の強化・充実を図りつつ、従来、大学改革推進会議（学長、２副学長、３学部長および２研究科長で構成）が担ってきた教育改革への取り組みを、恒常的に行う適切な新組織を整備する。

また、教育研究組織による社会貢献を発展させるための支援組織を整備する。

第２節　大学院研究科の教育研究組織

＜法学研究科＞

【現状の説明】

法学研究科は、法学教育のノウハウを蓄積した者による、さらに高度な専門的理論研究と実践教育を行う体制を充実させることを目指している。法学研究科の教員団の構成は、

現在、大学院担当基準を満たした専任教授(法学部兼担)15 名、非常勤講師(他大学教授、実務家)4 名で組織されており、「高度の専門的知識を備え、社会の多方面で活躍しうる創造性に富んだ職業人の養成」という法学研究科開設の理念や社会のニーズに応えている。

法学研究科には、九州国際大学学則第 37 条に基づき法学研究科委員会が置かれている。その構成員は、本研究科に所属する専任教員であり、研究科長は、教授である構成員より研究科委員会において選出され、任期は 2 年である。研究科委員会は、研究科担当教員の資格審査に関する事項、学位授与の審査に関する事項、教育課程に関する事項、学生の入学・退学・休学・復学・課程の修了に関する事項、学生の生活指導および賞罰に関する事項、その他研究科に関する事項を審議する。

他方、研究組織としては、大学院固有のものはないが、これは法学部の専任教員が大学院法学研究科の教員が兼担し、各教員が学部での研究組織を通して研究活動を行っているためである。

【点検・評価】

本研究科では、研究科委員会のもとに、教務、学生、入試広報、図書、就職対策などの各種委員会が整備され、大学院学生の教育を充実させる組織としての体制は整っているといえる。

【長所と問題点】

本研究科は、学生数に対して開講科目数および指導教授陣は充実しており、学外の期待および学生のニーズに応えている。

さらに、教育研究組織強化の課題として、法学研究科の今後のあり方をふまえつつ、開講科目の多様化、先端的な知識を教授するために、①学部に在籍する若手教員の登用、②外部からの教員の招聘(非常勤講師及び特任・客員教員の活用)、③企業政策研究科との連携強化等が考えられる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今後は、若手教員の大学院担当教員化や特任・客員制度の活用を検討課題として取り上げる予定である。また、院生の多様なニーズ（学生の希望する開講科目の多様化）に対応できるように、本学に設置されている企業政策研究科とカリキュラムの相互乗り入れなどを検討する予定である。

＜企業政策研究科＞

【現状の説明】

企業政策研究科は、経済学部経営学科、同学部経済学科、国際関係学部国際ビジネス系、法学部の教授、准教授より構成された３学部混成の教員組織に依拠しているが、それは、本研究科の教育研究体系の特殊性からきている。それは本研究科の理念・教育目標である「企業実務（取引法務・経営学・会計学など）および企業を取り巻く外部環境（経済学・エコロジーなど)」に関する専門的な教育研究を行い、高度専門職業人を養成し、社会人の

生涯学習に応える」ことをめざして実現したものということができる。現在のところ、混成部隊ではあるが、教育指導・研究活動に支障をきたしているという徴候はなく、むしろ教員間で相互に良い刺激になっているように見うけられる。

本研究科には、九州国際大学大学院学則第 37 条に基づき企業政策研究科委員会が置かれている。その構成員は、本研究科に所属する専任の教授、助教授である。研究科長は、教授である構成員より研究科委員会において選出され、任期は 2 年である。研究科委員会は、研究科担当教員の資格審査に関する事項、学位授与の審査に関する事項、教育課程に関する事項、学生の入学・退学・休学・復学・課程の修了に関する事項、学生の生活指導および賞罰に関する事項、その他研究科に関する事項を審議する。

他方、研究組織としては、特に委員会などを設けていない。これは、本研究科には大学院のみに所属する専任教員がおらず、法学部、経済学部、国際関係学部の専任教員から構成されていることに理由があり、各教員の所属する学部レベルでの研究組織が中心となっているためである。

【点検・評価】【長所と問題点】

本研究科では、研究科長を議長とする研究科委員会があり、教務、入試広報、学生、就職対策、長期計画検討委員会などの各種委員会も置かれており、これにより、大学院学生の教育を充実させる組織としての体制は整っているといえる。問題点としては、本研究科独自の研究プロジェクトを立ち上げたりするための研究組織がないことである。

また、研究科が教員組織を依存する学部の学生定員大幅削減に伴う学部教員の縮小により大学院担当教員の欠員補充が進まない点が、現在企業政策研究科が直面する最大の問題である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

企業をとりまく環境・地域状況の変化や、大学院教育へのニーズの多様化を踏まえ、理念・目的をはたすべく、研究、教育、募集、社会貢献等に関する将来構想委員会を設置する。また、そこでの具体的に着手可能な課題は、順次着手していく。長期計画検討委員会で、研究組織の整備に関する事項を調査・検討し、原案を作成する。本研究科独自の研究プロジェクトの立案と実施を可能にするための措置を講じていく。

第３節　大学の教育研究組織の検証

【現状の説明】

2007 年度（平成 19 年度）における教育研究組織の検証は、第三者機関と学内における「学部学科の再編」という 2 側面から行われた。

大学基準協会による認証評価結果では、本学の教育研究組織は本学の教育目的に照らして、「おおむね適切な教育研究上の組織が整備されている」と評価された。

しかし他方で現実の教育研究組織は入学・収容定員を大幅に下回っており、このために、社会的ニーズとの対応を検証し、学部学科の再編に着手した。7 月に設置した中期計画策定プロジェクトは、その重要な検討課題として再編問題を据え、大学評議会・教授会の審議

を経て、「大学経営改革を推進することを目的とする」学校法人が設置している大学改革特別委員会で審議し、理事会に答申して決議した。その内容は、2008 年 4 月から入学定員を 755 人に削減し、第 2 段階として 2009 年 4 月に入学定員を 600 人、法学部総合実践法学科の募集停止、各学部学科の教育内容と方法を改善するということである。

【点検・評価】【長所と問題点】

本学では、法人の組織である大学改革特別委員会が大学の教育研究組織の検証を担っており、これまで、2005 年度（平成 17 年度）の国際商学部改組や 2007 年度（平成 19 年度）の中期計画策定プロジェクトの活動などに関わってきている。中期計画策定プロジェクトでは、それまで不十分であった教育研究組織全般の検証に全学的な体制で取り組み、問題点の抽出・整理を行った。このように、検証とともに改革を推進する組織的体制が整っていることは長所であり評価できる。

一方で、2000 年度（平成 12 年度）から続いている入学・収容定員割れを解消できずに推移しているのは同委員会の検証が十分には改善に結びついていないことの証左であり、さらに踏み込んだ実効的な対応ができる体質強化が今後の課題である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

大学改革特別委員会とは別に、中期計画策定プロジェクトでまとめられた中期計画の実行を担保するためのＰＤＣＡを確立させていくことにより、大学内でのチェックシステムが多階層的に働くようにしていく。

また、自己点検評価とも連携して、多角的に大学の教育研究組織を検証するしくみ作りを推進していく。

第３章

学部の教育内容・方法等

第３章　学部の教育内容・方法等

【到達目標】

大学の理念等を学部教育の内容や方法に反映させることに留意しつつ、学部教育の充実を図るとともに、社会のニーズの変化や入学者の変化にも適切かつ柔軟に対応していく。

(1)学部の教育課程においては、大学の理念等を踏まえつつ、学部独自の固有の教育目標を実現することに努める。

(2)教育方法等においては、多様な学生に対応できる履修指導、授業運営の向上を図りつつ、大学の理念を踏まえた人材育成を達成するために、その改善・改革に努める。

(3)国内外における教育研究交流は、アジア圏という地域に限定することなく、欧米諸国との関係もその拡充に努める。

第１節　学部の教育課程等

＜法学部＞

【到達目標】

法学部では、学部の教育目標を実現するために、演習制度の充実をベースとするきめ細かな少人数教育を基本方針に、適切な教育課程の整備、学生の授業評価や授業公開制度の導入等をはじめとするＦＤ活動の推進、その他の取り組みによって教育内容・方法の充実に努める。

(1)教育課程については、基礎教育科目群に専門科目を有機的に組み込んだＶ字型カリキュラムの設定を目指す。

(2)入学生の基礎学力の強化を目指して、入学前教育・リメディアル教育・初年次教育の体系的な実施、基礎教育科目の授業内容・方法の改善に努める。

(3)教育理念・目的、人材養成の目標を具体的に設定（達成数値目標、達成期間）して、教育力の強化を目指す。

１．教育課程

（１）学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連

【現状の説明】

法学部の教育課程は、1991 年（平成 3 年）7 月の大学設置基準改正以後、従来の法律学科に加え、2001 年（平成 13 年）4 月から発足した総合実践法学科の設置の際に検討、実施されたものを基礎に、数次の改正を経て今日に至ったものである。

第１章第２節において既述のとおり、法律学科は、法律の各分野に関する幅広い法的教養をもった人材を養成し、地域の行政分野において活躍し、地域社会に貢献できる人材を養成すること、総合実践法学科は法律の各分野に関する幅広い法的教養を修得するとともに、現代の企業活動に不可欠な内外の取引・企業管理業務に関する知識を修得させ、地域の企業において総合的・実践的に活躍できる人材を養成することを目指して、教育課程が編成されている。

教育課程は、以下の表のとおり編成されている。具体的には、基礎教育科目（5 単位以上

選択修得)、共通科目（20 単位以上選択修得)、外国語科目（英語４単位必修を含む 12 単位選択必修)、留学生科目、固有科目（80 単位以上選択修得)、自由履修単位（8 単位以上選択修得）という区分を設け、卒業所要総単位 125 単位以上としている。

表 3-1-1　　法学部法律学科および総合実践法学科のカリキュラム構成

授業科目群の名称		卒業に必要な単位数
基礎教育科目（5）		5 単位以上
共通科目（75）		20 単位以上
外国語科目（68）		12 単位以上
（留学生科目）(20)		
固有科目 (80 単位以上)	基本科目群（38）	32 単位以上
	専門科目群（48）	24 単位以上
	演習群（16）	12 単位必修
	関連科目群（64）	12 単位以上
自由履修単位		8 単位以上

（注１）　表中の（　）内の数値は開設されている総単位数、「卒業に必要な単位数」は各科目群についての合計である。

（注２）　卒業要件単位数は 125 単位以上である。

(a) 基礎教育科目は、情報化社会において不可欠なコンピュータを活用できる能力、自己の将来設計を描ける能力、ことばや文章によって自分の意見を整然と伝える能力などの現代社会で生活するために必要な基礎的素養を涵養するという観点からカリキュラムが編成されている。すなわち、「情報処理入門」、「情報処理応用」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「文章表現」である。

(b) 共通科目(一般教養的授業科目)は、社会科学である法律の専門分野を学ぶために欠かせない教養を高め、社会に対する幅広い視野を身につけるという観点から、以下の３分野からカリキュラムは編成されている。すなわち、「哲学Ⅰ・Ⅱ」、「歴史学Ⅰ・Ⅱ」、「文学Ⅰ・Ⅱ」、「健康とスポーツ(実技)」、「倫理学Ⅰ・Ⅱ」などの〔人間について考える〕。「生活と法律」、「経済社会のしくみ」、「社会学Ⅰ・Ⅱ」、「心理学Ⅰ・Ⅱ」、「人権論」、「生涯学習と社会参加」などの〔社会について考える〕。「数学とコンピュータ」、「環境と科学Ⅰ・Ⅱ」、「生物学」などの〔自然・環境について考える〕である。なお、各分野から 4 単位以上、3 分野全体で 20 単位以上を選択修得することで、幅広くバランスよく学習することができる。

(c) 外国語科目は、従来の第一外国語科目・第二外国語科目の区別をなくし、英語関係とし

て「英語Ⅰ・Ⅱ」各 2 単位計 4 単位を必修とし、その他に「オーラル・コミュニケーション」、「ライティング」、「リーディング」、「トーイック・英検対策」、を設け、さらに、「フランス語」、「ドイツ語」、「中国語」、「韓国語」、「インドネシア語」、「語学実習」、「外国語特講」を設け、そのうち８単位以上選択修得するものとしている。「中国語」、「韓国語」、「インドネシア語」などのアジア言語は、本学が位置する北九州がこれらの国々と海を挟んで対面しているという地域特性を考慮し、将来、これらの国々を含むアジア諸国で活躍する国際性豊かな人材を育てるという目的をもって設置している科目である。

(d) 留学生科目は、外国人留学生に対して、日本をより理解させるとともに、日本語能力の向上を図り、これを代替履修することによって履修上の負担の軽減を図るために設置されている。日本事情科目の単位は共通科目の単位を修得したものとし、日本語科目を修得した単位は外国語科目の単位として振り替えることができる（「外国人留学生に対する授業科目履修方法の特例に関する規程」）。

(e) 固有科目は、基本科目群、専門科目群、演習群、関連科目群に分けて、科目履修の全体的バランスが確保されるように配慮されている。具体的には、基本科目群から 32 単位以上、専門科目群から 24 単位以上、演習群から 12 単位以上、関連科目群から 12 単位以上選択修得することになっている。

法律学科の専門科目群は、公法系、私法系、社会法系、国際法系の法系に分けて科目を設けている。

総合実践法学科では、基本科目群のなかに学科基本科目として「企業法務総論Ⅰ・Ⅱ」を設け、専門科目群も現代の企業活動に不可欠な内外の取引・企業管理業務に関する科目を重視して実践法系、企業実務法系、総合法系、国際・会計系の４系を設け、法律学科との区別化を図っている。

(f) 自由履修単位は、各学科で開設の全ての授業科目（修得した授業科目を除く）から８単位を修得することとなっている。

【点検・評価】

法学部の教育課程は、125 の要卒単位をバランスよく配置し、学生の自主性を重んじつつ、必修科目は必要最小限度とし、専門科目群では４つの系のグループを提示し、選択修得させることで、いわゆる体系的履修のみならず、客観的・合理的履修を可能にしている。これらのことから、教育課程は、学校教育法第 52 条の「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」目的に沿うものであり、大学設置基準第 19 条第２項の「学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮」したものとなっている。

【長所と問題点】

教育課程は、自主性をもって幅広く多くのことを学び、リーガルマインドを涵養することによって、問題解決能力を修得できる体系となっている。しかし、商法の大改正など社会の変化への対応や学生からの要請に対してより一層明確な履修モデルの提示などへの取り組みを進める必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

法学部は、時代の要請にいかに対応するかを検討するために、2006 年（平成 18 年）4 月に、法学部改革専門委員会を立ち上げた。そこでの検討課題の一つとして教育課程の改正があった。法学部の教員全員に対して同年 3 月 27 日に実施したアンケートに基づき、同年 4 月 4 日の第 1 回委員会から短期集中型の 7 回の委員会を経て成案に至ったものを、同年 6 月の教授会で承認を得て、教務委員会および大学評議会の承認を得た。

その骨子は、①法学部の教育・研究の理念・目標を再確認する、②法律学科と総合実践法学科の区別化を簡明に表示する、③両学科の学生の将来像のイメージと直結し易い講義的な履修モデルをおのおの２つ、計４つ提示し、系統的履修を可能にし、目標達成のための学習に役立つものにするというものである。

さらに、法学部は両学科の理念および教育目標を見直して抜本的に教育課程を変革する必要があると考え、早急に法学部の再編について一定の方向性を確定することになった。そのため、2007 年 2 月に法学部内に法学部再編委員会を設置し、法学部教員 7 名および事務職員 1 名を構成員として、集中的に審議を行い、その結果に基づき後述するように法律学科と総合実践法学科を統合することを骨子とする提言を行った。提言の内容は 2008 年 3 月の教授会で審議され、承認をえた。

この改革案を実現することによって、現代社会の流れのなかで本学法学部に寄せられる期待、前述の学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条の目的・趣旨に対して、可能な限り迅速、的確に応えられようにしたい。

（２）学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

【現状の説明】

法学部の理念・目的や教育目標を達成するために、固有科目の基本科目群のなかに、学部基礎科目を設け 32 単位以上選択修得することとした。そこで、法学部の学生が専門的な法学教育を受けるための導入として「現代社会と法Ⅰ（私法入門)」、「現代社会と法Ⅱ（公法入門)」を１年次科目として配当している。これらの科目では、私法・公法の両側面から日常生活のなかで関わる具体的な法律問題を検討し、法学への興味・関心を促すことを目的とする。この講義によって、法学教育を受けるための基礎を作るとともに、学生にこれから学習する法学の体系を鳥瞰させる。次に、「憲法Ⅰ（人権論)」・「憲法Ⅱ（統治機構)」、「民法総則Ⅰ」・「民法総則Ⅱ」、「刑法総論Ⅰ」「刑法総論Ⅱ」などの、いわゆる憲・民・刑の法律の重要科目の通則部分を１・２年生次の必修科目とした。さらに、基礎法から、「法社会学Ⅰ・Ⅱ」、「法哲学Ⅰ・Ⅱ」、私法から、「物権法・担保物権法」、「債権総論Ⅰ・Ⅱ」、「商法総則・商行為法」、「会社法Ⅰ・Ⅱ」、公法から、「行政法総論Ⅰ・Ⅱ」、社会法から、「労働穂総論・雇用関係法」、手続法から、「民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」をバランスよく配置している。これらは、いずれも２・３年次の配当科目であり、上記 32 単位のうち必修の 16 単位を差し引いた残り 16 単位を選択修得することになっている。

また、演習群では、パーソナル・タッチを通したきめ細かい教育を実現するため 1 年次から４年次までの「入門演習」、「基礎演習」、「発展演習」、「応用演習」を置き、各演習は 15 名程度のクラスで編成され、少人数教育を実践している。演習は、事実上の助言教員ク

ラス制の役割もあり、諸連絡、生活指導、欠席・退学予防機能も果たしている。「入門演習」は大学への導入教育・学習をそのねらいとし、１年次に配当され、読む・聴く・話す・書くという基本的なスキル（技量）を身につけさせることを目指している。２年次配当の「基礎演習」は、３年次以降の専門演習を履修する準備段階としての機能をもつ。３年次配当の「発展演習」、４年次配当の「応用演習」は、各専門の専任教員が担当し、双方的対話方法により専門知識の実践力を養成するためのものである。なお、３年次配当の「実践演習」は、不動産鑑定士などが担当し、法的知識や技術を実社会で通用できる実践的なものにする機会を提供するものである。

さらに、近接の学問を理解することによって、より一層、法学の理解が深まる。そこで、関連科目群として、「外国法Ⅰ・Ⅱ」、「政治学原論Ⅰ・Ⅱ」、「国際政治学Ⅰ・Ⅱ」、「サイバースペース法」、「法律学特殊講義Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」などの法律・政治系と、「ミクロ経済学Ⅰ・Ⅱ」、「マクロ経済学Ⅰ・Ⅱ」、「経営学Ⅰ・Ⅱ」などの経済・経営系の科目から 12 単位以上選択修得するとしている。

【点検・評価】

法学部の学部・学科の理念・目的は、既述のとおりであるが、これを言い換えれば、法学部は国際化・情報化・多様化が進む現代社会で起こる紛争を未然に防止、または解決するためにリーガルマインドを養う、という理念の下に、法律学科と総合実践法学科の２学科を設けた。いずれも、学士（法律学）を授与するための、少なくとも必要且つ十分な知識を修得できるという観点からカリキュラムは編成されている。

これらのことから、学部・学科等の理念・目的や目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムとしての体系性は、確保されていると評することができる。

その反面で、新会社法の施行、裁判員制度の導入、企業の法務部の充実など、急速に変化する現代社会に対応すべく、カリキュラムの見直しが必要である。特に地域社会において求められている人材のニーズを的確に把握し、それに応える教育を行うカリキュラムを構築することが求められる。

【長所と問題点】

基本的に法学教育の体系性が維持されていることは長所である。各分野にバランスよく授業科目が配置されており、演習は本人が希望すれば１年次から４年次まで連続して履修することができる。これは、本学のような中規模校だからこそできる少人数教育である。

ただし、以下のような問題がある。すなわち、2000 年（平成 12 年）７月に文部省より総合実践法学科が設置認可を受けた際、総合実践法学科は企業法務エキスパートの養成と企業活動に対して積極的に関与できる法律プロフェッショナルの養成という二つの柱を立てて教育を行うものとし、既存の法律学科は裁判官・検察官・弁護士などの法曹、司法書士等の隣接専門職、国家および地方公務員、その他法的知識をベースとして地域社会で活躍できる人材を育成することを目標とした。しかし、経済の一極集中の影響により本学の周辺地域の企業においては法務部門を含む本社機能の首都圏移転・集中が顕著となり、地域社会における企業法務エキスパートへのニーズは高まっていないため、総合実践法学科の掲げる教育目標が地域社会の実情に必ずしも適合していないのではないかという問題であ

る。また、法律学科においても、実際には、教育目標・人材養成との関連でみると、法曹、隣接専門職、国家および地方公務員を進路とする学生を社会に送り出してはいるが、やはり民間企業に就職する学生の割合が高いのが現状であり、こうしたいわばミスマッチをいかに打開していくかが問われる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

前述の法学部改革専門委員会の改善提案の第１は、学部教育の理論と実践を両輪と考えるならば、学部基礎科目に法思想の歴史の系譜とその内容を学ぶ「法思想史Ⅰ・Ⅱ」を配置する。第２は、商法典が改正され商法第１編商法総則の役割が相対的に低下したことに伴い、商行為法の科目名称を商取引法に改めるとともに商法総則部分をそこで取り扱うことにした。第３は、外書講読や模擬裁判などを講義内容にすることができ、柔軟な活用ができる「法律学特殊講義Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」が、いずれも３年次配当のため、利用が限られる。そこで、新たに「Ⅳ」を設け、「法律学特殊講義Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」とし、１年次から４年次までの各２単位科目として、何年次でも利用できるように配置にするというものであった。これらは、カリキュラム改正を行って 2007 年度入学生から適用した。なお、導入教育の一環として、同年度から本学付属高校教諭（国語担当）による授業の試みは、法律学特殊講義Ⅰの活用形態として運用が始められた。

しかし、この改善・改革によっては両学科の理念および教育目標を明確化して地域社会のニーズに適応した教育課程を編成するには不十分であると判断し、前述の法学部再編委員会は、2009 年度より次の①～⑤の改革を行うことを提言して、法学部教授会の承認を得た。これに基づき、2008 年度中に大学評議会等の学内手続および文部科学省への届出等の必要な手続を完了し、次年度より実行に移す予定である。

①法律学科および総合実践法学科の設置理念および教育目標を抜本的に見直す。それに基づき両学科を法律学科に「統合」して教育内容を再編成する。これに伴い総合実践法学科の募集は停止し、在学生の卒業を待って同学科は廃止する。

②地域社会のニーズおよび学生の進路の実態にあわせて、「リスクマネジメント・コース」および「不動産管理コース」を法律学科内に配置する。リスクマネジメント・コースの骨子は次の通りである。

コースのねらい

リスクマネジメントは、近年、実務の世界においてニーズが急激に高まっている分野である。その範囲も、企業、金融、医療、行政など非常に幅広い分野で議論が行われている。リスクマネジメントに関する社会的ニーズは非常に高いといえる。危機管理マニュアルの策定、あるいはリスクマネジメント担当部署の設置等が進められている企業や行政も多い。対応を一歩間違えれば、組織の存続そのものが危うくなるほどのリスクを見逃してしまうことに対する危機感が、現在のニーズを生み出しているといえる。

これまで、法学部出身者はリーガルマインドを身に付けるため、組織の「コンプライアンス」に貢献できると言われてきた。しかし、現代の企業や行政が抱えているリスクに対処するためには、リーガルマインドだけでは不十分であり、「リスクマネジメント」に関する理論的・実践的知識が必要となる。

ただし、「リスクマネジメント」は、組織論、安全工学、心理学、企業法務、統計学、金融工学、保険論などの様々な領域にまたがる実践的な分野でありつつ、学問的な体系はいまだ構築されているとはいえない。むしろ、こうした分野は大学ではほとんど研究が進んでいないのが現状である。しかし、社会的ニーズを考慮すれば、リスクマネジメントに対する知識や考え方や問題解決型の発想力を持つ学生を生み出す意義は非常に高い。

以上の状況をふまえ、リスクマネジメント・コースは、長期的な視野のもとで、組織や地域を取り巻くさまざまなリスクを把握し、事前に合理的な対策を立案することで危機発生を回避し、危機発生時の損失・被害の極小化をめざす、いわゆる「リスクマネジメント」に関する理論的・実践的な知識を持ち、企業、行政、警察、消防、自衛隊等の分野において活躍できる人材を育成することを目標とする。

開設科目

・キャリアデザイン論Ⅰ（共通科目・当該コース受講生専用・1 年次秋・2 単位）
・リスクマネジメント総論（プログラム科目群・2 年次春・2 単位）
・企業とリスク（プログラム科目群・2 年次春・2 単位）
・社会とリスク（プログラム科目群・2 年次春・2 単位）
・リスクマネジメント実習（プログラム科目群・2 年次春・1 単位）
・リスクマネジメント各論Ⅰ（プログラム科目群・3 年次春・2 単位）
・リスクマネジメント各論 II（プログラム科目群・3 年次秋・2 単位）
・グローバルリスク（プログラム科目群・3 年次春・2 単位）

■1 年	■2 年	■3 年	■4 年	■進路
キャリアデザイン論Ⅰ	リスクマネジメント総論 企業とリスク 社会とリスク リスクマネジメント実習	リスクマネジメント各論Ⅰ リスクマネジメント各論 II グローバルリスク	採用試験受験	警察官 消防官 幹部自衛官 公務員 刑務官　等

③スポーツ系サークルの在籍者の割合が高いという本学の実情を考慮し、在籍する学部の専門的科目にくわえて、スポーツに関する専門的な知識を同時に学ぶ副専攻制度の全学的な導入にあわせて、法学部在学生が円滑に副専攻を履修できるように必要な措置を行う。

④授業科目は、基礎教育科目、共通科目、外国語科目、留学生科目、固有科目、教職課程に関する科目および図書館学課程に関する科目に分類すれば足りるところ(学則 26 条)、固有科目がさらに細分化されている。このため、専門科目については教育課程表を見直して科目群等についても簡素化を図り、学生が理解しやすいものとする。また、各科目の配当年次については、従来は法律学の体系的履修を重視した配当となっていたところであるが、一部の基礎法科目が 1 年次配当になっている等、今日の新入生の学力の実態にかんがみると配当年次が適当でないと考えられる例も散見されるところから、抜本的な見直しを行う。

（３）教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

【現状の説明】

基礎教育は全学部共通の基礎科目で実施している。現代社会において不可欠なコンピュータを活用できる能力、自己の将来設計を描ける能力、ことばや文章によって自分の意見を整然と伝える能力などの現代社会で生活するため基礎的スキルを習得するという観点からカリキュラムが編成されている。すなわち、「情報処理入門・応用」、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」、「文章表現」などである。

また、倫理性を培う教育については、狭義の倫理学を共通科目の〔人間について考える〕の分野に「倫理学Ⅰ・Ⅱ」を置いている。これ以外の科目においても、「法律学入門」、「環境法Ⅰ・Ⅱ」、「消費者契約法」などの授業の中で個別的に扱われている。

【点検・評価】

現代社会で生活するため基礎的素養を涵養するという観点から、入学後早い段階で上記の基礎科目を履修できるように配置したことは妥当である。

また、イエリネックの「法は倫理的最小限度」という言葉を待つまでもなく、倫理性を持たずに法律を学べば、法律さえ守れば、何をしてもいいという利己的な考えで行動し、反社会的行為に理屈をつけるという「善き法律家、悪しき隣人」を輩出する危険さえある。そこで、倫理性を培う教育を法学教育の基礎に位置づけるべきであり、そのための必要な授業科目は設置している。

【長所と問題点】

「情報処理入門・応用」は、いわゆる実技科目であり、ティーチング・アシスタントもつき、学生の能力に合ったきめ細かい指導がなされる。関連施設である教育情報ネットワークセンターやマルチメディア教室の施設・設備・機材は、充実している。

自己発見により大学卒業後のキャリア設計を描く端緒となることを目的とする「キャリアデザインⅠ」を設けていることは適切である。

なお、基礎教育科目は、上記５科目８単位のなかから５単位以上選択修得することとなっているが、大学入学以後、学生の自主性尊重の最初の局面である導入科目の履修選択の幅が狭すぎるとの指摘がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

上記の指摘を受けて、2008 年度以降は基礎教育科目の選択修得単位数を引き下げる方向で検討中である。

（４）「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性

【現状の説明】

法律学科は、憲法や民法、刑法といった六法を中心に幅広い知識により、さまざまな問題や事件を解決できる“法律のゼネラリスト”の養成を目標とする。そのため、社会の基

礎となる法律をバランスよく学べるように、カリキュラムを組んでいる。総合実践法学科は、環境問題、インターネット犯罪、国際紛争などの問題を解決するために新しい法解釈を学び、現代的・先端的な諸問題を解決できる“法律のスペシャリスト”の養成を目標とする。そのため、これらの現代的・先端的問題に特別法を含めてアプローチできるように、カリキュラムを組んでいる。「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目は、いずれの学科も専門科目群に設置しており、24 単位以上を選択修得しなければならないとしている。

なお、2007 年度（平成 19 年度）より、法律学科の学生の将来像、法律の“ゼネラリスト”になるための体系的履修の雛形である履修モデルと、総合実践法学科の学生の将来像、法律の“スペシャリスト”になるための体系的履修の雛形である履修モデルのおのおの代表的なものを２つずつ示している。これは、前回（2006 年度）の自己点検・評価における「将来の改善・改革に向けての方策」で示したように、各学科の学生がより具体的に体系的な学習ができるようにするためである。法律学科履修モデルは①一般公務員履修モデル、②専門職公務員履修モデルであり、総合実践法学科履修モデルは①企業実務履修モデル、②資格取得履修モデルである。

知的・道徳的・応用的能力の展開に係わる授業科目として、演習が入門演習から応用演習まで４年間にわたって用意されており、担当教員の自主的判断よって法廷教室を利用した模擬裁判が導入されている。

【点検・評価】

法律学科では、専門教育的授業科目を公法系、私法系、社会・国際法系の３分野に分けている。例えば、公法系には、「環境法Ⅰ・Ⅱ」、「行政救済法Ⅰ・Ⅱ」、「地方自治法」、「刑法各論Ⅰ・Ⅱ」、「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」など、私法系には、「不法行為法」、「親族法」、「相続法」、「消費者契約法」、「有価証券法Ⅰ・Ⅱ」など、社会・国際法系には、「経済法Ⅰ・Ⅱ」、「労使関係法」、「社会保障法総論」、「国際組織法」、「国際取引法Ⅰ・Ⅱ」などを設置している。

総合実践法学科では、専門教育的授業科目を実践法系、企業法系、総合法系、国際・ビジネス系の４分野に分けている。例えば、実践法系には、「不動産特別法」、「知的財産権法」、「消費者契約法」、「サイバースペース法」など、企業法系には、「有価証券法Ⅰ・Ⅱ」、「税法総論・各論」、「経済法Ⅰ・Ⅱ」、「労使関係法」など、総合法系には、「不法行為法」、「親族法」、「相続法」、「刑法各論Ⅰ・Ⅱ」、「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」、「社会保障法総論」など、国際・ビジネス系には、「国際取引法Ⅰ・Ⅱ」、「国際政治学Ⅰ・Ⅱ」、「国際経営論Ⅰ・Ⅱ」、「会計学」などを設置している。

前回（2006 年度）の自己点検・評価後のカリキュラム改革にもとづいて、2007 年度（平成 19 年度）より、法律学科と総合実践法学科の区別を明確にするため、法律学科に学科基本科目群（「法律学入門」、「行政法総論Ⅰ・Ⅱ」、「契約法総論」、「契約法各論」）を設けるとともに、総合実践法学科の学科基本科目である「企業法務総論Ⅰ・Ⅱに「会社法Ⅰ・Ⅱ」を加えた。また、同じくカリキュラム改革にもとづいて、2007 年度（平成 19 年度）より、法律学科の専門科目群について、公法系、私法系、社会法系、国際法系の４つを、社会法系と国際法系を分量バランスから１つにまとめ、社会・国際法系として計３つの分野系とす

るとともに、総合実践法学科の専門科目群について、実践法系を実務法系とし、企業実務法系を企業法系、総合法系はそのまま、国際・会計系を国際・ビジネス系とした。あわせて、行政法関係や社会保障法関係の以下の科目で授業科目名と授業内容の量と実態が不一致であったため、講義内容の量と実態にあわせて、「行政救済法」および「地方自治法Ⅰ・Ⅱ」を「行政救済法Ⅰ・Ⅱ」、「地方自治法」とし、「社会保障法Ⅰ・Ⅱ」を「社会保障法総論」、「社会保険法」、「社会福祉法」とした。これにより、２学科ともに、前回（2006 年度）の自己点検・評価における「将来の改善・改革に向けての方策」を実現したことは評価できる。

また２学科とも、理念・目的にしたがって専門教育的授業科目の明確化とグループ化をはかることで、学科ごとの体系的履修の具体的目安を示したことは評価でき、学校教育法第 52 条との適合性も認められる。

【長所と問題点】

２学科ともに、学科の特色を明瞭に打ち出す学科基本科目を設けている点、および学科の理念・目的にしたがい分野系に分けて多様な科目を配置し、学科ごとの学生の体系的な履修を促していることは長所である。

2009 年度（平成 21 年度）に予定されている総合実践法学科の募集停止にともなう専門教育的授業科目のスリム化について、これを１学科再編の過程でどのように達成するかが問題である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

総合実践法学科の募集停止にともなう専門教育的授業科目のスリム化にあたっては、２学科の区別を明瞭にするために設けた学科基本科目群の分野枠をなくすとともに、再編後における法律学科の理念の中に総合実践法学科の理念を反映させるため、従前の２学科の専門教育的授業科目をなるべく残す方向で検討している（前述の長所にもとづいた教育の質を再編後も保証するためである）。

開講科目数は、１学科になった場合の授業担当可能な教員数ともかかわるものであるため、その方策として、①必修科目については、法学の初等教育でどうしても必要な憲法Ⅰ（人権論）、民法総則Ⅱ、法律学入門の３科目にかぎること（これにより、ＦＡ・ＦＢクロス開講、春・秋クロス開講、単位認定不合格者に対する再履修開講をしなければならない科目を減らすことができる）、②従来ＦＡ・ＦＢクロス開講していた科目の一部について、ＦＡのみの開講とすることなどを考えている。あわせて、授業内容の法学教育における重要度・特殊性に鑑み、例えば「有価証券法Ⅰ・Ⅱ」を「有価証券法」（半期のみの科目）とし、「保険・海商法」のうち、「海商法」を廃止して「保険法」とする変更、および科目名称について授業内容をわかりやすく表現したものにするため、例えば「倒産処理法」を「倒産処理・民事再生法」とし、また「サイバースペース法」を「情報法」などとする変更を予定している。

そのほか、再編後の法律学科の理念・目的に従い「専攻に係る専門の学芸」の幅を広げるため、専門教育的授業科目の集まりである「専門科目」群とは別に、「特殊講義・実習」群を設け、現代的・先端的授業科目は「法政特殊講義」として開講すると同時に、地域の企業、官庁でのフィールドワークを推進するための授業科目として「社会実習」を設ける

予定である。また、再編後における法律学科の学生の将来像、「法律のプロフェッショナル」の養成に不可欠な法律資格の取得指導に関しては、エクステンションセンターの開講講座と連携する形で、「法職・資格講座」群を設ける予定である。さらには、行政組織・民間企業で活躍が期待される危機管理専門家の養成を目的とした「リスクマネジメント」プログラムの設置（リスクマネジメントプログラムの各科目は、プログラム科目群として専門教育科目の中に位置づける)、および近年需要が高まっているマンション管理の専門家の養成を目的とした履修モデル「不動産管理コース」を専門教育科目の中に示す予定である。

（５）一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

【現状の説明】

一般教養的授業科目（共通科目）は、社会科学である法律の専門分野を学ぶために欠かせない教養を高め、社会に対する幅広い視野を身につけるという観点から、以下の３分野からカリキュラムは編成されている。すなわち、「哲学Ⅰ・Ⅱ」、「歴史学Ⅰ・Ⅱ」、「文学Ⅰ・Ⅱ」、「健康とスポーツ(実技)」、「倫理学Ⅰ・Ⅱ」などの〔人間について考える〕。「生活と法律」、「経済社会のしくみ」、「政治学」、「社会学Ⅰ・Ⅱ」、「心理学Ⅰ・Ⅱ」、「人権論」、「生涯学習と社会参加」などの〔社会について考える〕。「数学とコンピュータ」、「環境と科学Ⅰ・Ⅱ」、「生物学」などの〔自然・環境について考える〕である。なお、各分野から４単位以上、３分野全体で 20 単位以上を選択修得しなければならないとしている。なお、社会全体における法の把握・位置づけが一面的で狭隘なものになる危険性を考慮して、有機的なつながりをもつ法・経済・政治・文化等の基礎知識を一体的に修得し、総合的な判断力を身につけてもらうことを目的に、〔社会について考える〕の括りにおいて経済学部の教員が担当する「経済社会の仕組み」（１年次配当、２単位）を必修科目として配置している。また、同様の趣旨から、経済学部、国際関係学部の学生向けに、法学部教員が担当する必修の「生活と法律」（１年次配当、２単位）が配置されている。

【点検・評価】【長所と問題点】

法律学は、社会科学の一分野であることから、現在の法律制度・法律学を理解するためには、その前提として、権利主体としての〔人間について考え〕、その人間が住む〔社会について考え〕、その社会が存在する〔自然・環境について〕の幅広い教養を身につけることが不可欠である。その点、上記の授業科目に代表されるように、幅広くバランスよく学べるようなカリキュラム編成がなされていることは評価できる。また、社会構造の有機・一体性を踏まえて、１年次に、総合的かつ導入教育的な「経済社会のしくみ」を必修科目として配置している点も合理的である。ただし、多様な学習歴をもつ学生への対応として、一般教養的授業科目において初年次教育から専門教育への橋渡しをどのように位置づけていくのか、明確化していく必要がある。さらに、上の３分野の開講科目数にアンバランス（〔人間について・・〕が 16 科目、〔社会について・・〕が 14 科目、〔自然・環境について・・〕が８科目）が見られ、この点は学生の選択肢を制限することにもなりかねず、将来的には是正していく必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

初年次の導入教育から専門教育への橋渡しとしての教養科目の必要性について検討する中で、より基本的な教養科目の位置づけの問題も避けて通れない。すなわち、教養科目を学士課程教育の基礎部に位置づけるのか、あるいはリベラル・アートとして一定の独自性を許容するのかという問題の捉え方自体にブレがあってはならない。何のための、また誰のための教養科目かについての共通認識を確定させるとともに、固有科目、語学教育、職業（キャリア）教育とのより一層の連携化とシステム化が望まれ、その中で一般教養的授業科目の編成について必要な改善・改革を進めることが必要である。さらに、実践的には、教養教育としての達成目標の明確化・可視化、双方向教育のあり方・工夫、独自の教科書作成、また習熟度を勘案したステップアップ型（入門→発展）のカリキュラム構成の工夫等をはじめとして、その他、リメディアル教育や入学前教育の工夫・実践が考えられる。

（６）外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的への実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状の説明】

本学は国際大学として、外国語教育に力を入れている。従来の第一外国語科目と第二外国語科目の区別をなくし、英語に関しては「英語Ⅰ・Ⅱ」を必修とし、その他に「オーラル・コミュニケーション」、「ライティング」、「リーディング」「トーイック・英検対策」（以上ⅠからⅢまで）を設け、さらに、「フランス語」、「ドイツ語」、「中国語」、「韓国語」、「インドネシア語」（以上ⅠからⅣまで）、「語学実習」、「外国語特講」を設けている。とりわけ「中国語」、「韓国語」、「インドネシア語」は、本学がアジアの玄関口の福岡県北九州市にあるという地域性を考慮し、学生が将来これらの国々を含むアジア諸国で活躍できる国際性を身につけることができるようにするため開講している。

英語では、プレイスメントテストを実施し、学生の習熟度に応じた少人数のクラス制を導入している。また、フランス語、ドイツ語、中国語などでは、Ⅰの科目単位取得後でなければ、次のⅡ科目、さらにⅢ、Ⅳの履修自体ができないグレード制を採用している。

【点検・評価】

学生の多様な興味と関心に応えるという意味においても、また、英語以外の外国語に重点を置いて学習したいという学生の要望に応じることができるという点においても、現在のカリキュラムは妥当である。とくに、本学の地域性から、中国語、韓国語、インドネシア語のアジア言語を配置していることは、今後、アジア諸国との関係が益々重要になっていく時代において、評価できる。

【長所と問題点】

英語科目のプレイスメントテストによる学生の習熟度別クラス分けや外国語のグレード制の厳格な運用は、外国語科目の適正な授業運営のみならず学生の外国語能力の向上を図るうえで、適切である。本学の教育目的に照らしてもアジア言語の外国語科目を配置していることは適切である。また英語科目を必修にしているのみならず、さらに英語力を磨くために必要な英語関係の科目をバランスよく配置している。

【将来の改善・改革に向けての方策】

当面、外国語科目の配置については改善・改革の必要性は認められないが、今後とも適切な科目配置と運用に努めていく。

（７）教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

【現状の説明】

卒業所要総単位数は、125 単位以上である。具体的な卒業所要単位に占める専門教育的授業科目等の量的配分については、法律学科、総合実践法学科とも、いわゆる非専門教育的授業科目のうち、基礎教育科目は５単位以上、共通科目は 20 単位以上、外国語科目は 12 単位以上である。いわゆる専門教育的授業科目のうち、基本科目群は 32 単位以上、専門科目群は 24 単位以上、演習群は 12 単位以上、関連科目群は 12 単位以上、自由履修単位は 8 単位の計 125 単位以上となっている。

【点検・評価】【長所と問題点】

専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分については、概ね妥当といえる。一方では、先端技術の発達に伴う紛争処理の法的知識修得に対する学生のニーズや社会的要請から、専門教育的授業科目を充実させたいし、他方では、専門教育的授業科目を学習する前提としての一般教養的授業科目・外国語科目を充実させたいとの背反する要求がある現状で、両者のバランスを図ったものと思料される。

演習群・関連科目群を除く固有科目を基本科目群（学部基礎科目）と専門科目群に配分し、基本科目群に必修科目を配置していることは、専門教育的授業科目における質的確保の観点からも適切である。

開設授業科目を量的に配分した後に、共通科目については、履修条件の設定により、さらに量的配分を一定程度確保していることは適切である。例えば、共通科目の①〔人間について考える〕、②〔社会について考える〕、③〔自然・環境について考える〕では、「左記より、20 単位以上選択修得。ただし、①②③の各分野より４単位以上選択修得すること」としている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

授業科目分野の量的配分は適切であり、当面、改善・改革の必要性は認められない。

（８）基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその適切性、妥当性

【現状の説明】

基礎教育と教養教育の実施・運営のために教養委員会がある。すなわち、教養委員会規程第２条は、「委員会は、学部の横断的科目（以下「横断的科目」という。）の設置・改廃などにともなって生じる授業科目、カリキュラム等の諸問題を調整し、円滑な解決を図ることを目的とする。」と規定し、第７条は、「委員会は次の事項を協議し、教授会に提案する。（１）次年度の横断的科目及びその担当者（２）横断的科目の改廃（３）横断的科目の

新規非常勤講師の資格審査（４）その他横断的科目に関すること」と規定している。

さらに、教養委員会の上位委員会として、教務委員会がある。すなわち、教務委員会規程第 2 条は、「委員会は、授業科目の種類・単位・編成、休学・復学・退学、学生の試験、成績評価及び単位の認定に関して、各学部及び学部間の事項を調整するため協議する。」と規定し、第 7 条は、「委員会の協議事項は、教授会の承認を必要とする」と規定している。

上記のような正規の組織体系の他に、これまで、３学部に分散した教養科目の担当教員が一堂に会して合議する組織が存在せず、それが教養関連の諸問題の改善を阻んでいたという状況があった。このような状況を改善することを目的に、2007 年 9 月から「学部横断的科目担当者会議」（教養委員長が主催）が新たにスタートすることとなり、そこでは現場教員の生の意見を糾合しつつ教養委員会へ具申を行うというボトムアップ型のバイパスとして貴重な機能を果たすことが期待されている。

【点検・評価】

大学の教務に係わる会議体としては、大学評議会をトップに教授会、教務委員会、教養委員会が教務事項について協議・審議・決定しており、規程上も組織上も十分整備されているといえる。基礎教育と教養教育事項については、規程上は教養委員会がまず協議発議する。それにより、責任体制は適切性を保持している。上記のように、教務委員会の下部組織として 2007 年度（平成 19 年度）より発足した「学部横断的科目担当者会議」の存在と役割も、教養教育の改善にとって重要であり、その点も評価しうる。

【長所と問題点】

基礎教育や教養教育は、法学部を含む３学部がいずれも社会科学系統の学問分野であることから、全学的視点から調整・運営がなされている。そのために全学的な会議体である教養委員会が規程を具備し、適正に運営されていることは適切であり評価できる。また、教養科目関連の担当教員の意見を糾合することを目的に設置された「学部横断的科目担当者会議」の役割も重要であり、今後の活用が期待される。しかし、教養科目領域では、全学的な調整には時間を要することがあり、学部学科のカリキュラムの改善に比べると、教養委員会での検討の迅速性が求められているといえる。また、教養委員会は、基本的には審議・提案機関にとどまり、権限と責任が担保されておらず、人事をはじめとする決定権を有しない組織固有の限定性もかかえており、この点の問題も将来の検討課題である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

導入（１年次）教育やリメディアル教育をはじめ、今後ますます重視される基礎教育や教養教育のあり方を迅速に検討していくために教養委員会の強化を図るとともに、目下、非正規のサブ組織にとどまる「学部横断的科目担当者会議」についても、その成果を見極めたうえで正規の組織化につき検討を要する。

２．カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

法学部では、次のカリキュラムを配置することにより、学生が後期中等教育から大学教育への円滑な移行を図れるよう取り組んでいる。

まず、入学後の取り組みとして、「情報処理入門」、「キャリアデザインⅠ」、「経済社会のしくみ」を１年次科目として配当している。「情報処理入門」は、情報リテラシーの強化、特に法学部の学生として必要となるワードプロセッサーや表計算アプリケーションの使い方の修得を目的とする。「キャリアデザインⅠ」は、自己発見により大学卒業後のキャリア設計を描く端緒となることを目的とする。「経済社会のしくみ」は、法学を学ぶ基礎として不可欠であると考えられる現代の経済社会に関する知識を修得し、基本的な問題に対する関心を促すことを目的とする。これらの科目は、必修科目として全学的なカリキュラムにおいて配置されているものではあるが、各講義はクラス分けにより法学部の学生のみが履修するように配慮されている。

また、法学部の専任教員が担当する「入門演習」を１年次科目として配当している。「入門演習」は 15 名程度のクラスで編成され、本学の教育方法である少人数教育を実現する科目の一つである。この科目は、大学での学習・生活指導を目的としており、導入教育の重要な機能を果たすことが期待されている。「入門演習」は新入生を対象として講義開始前に 1 泊 2 日で実施される「フレッシャーズ・ミーティング」から始まる。この「フレッシャーズ・ミーティング」においては、担当教員および学生同士の信頼関係を「チームビルディング・アクティビティ」という活動を通して構築し、履修届の作成を含め履修に関する指導を行う。春学期には、大学での学習において修得すべき「読み」「聞く」「話す」「書く」というスキルの涵養を目的としてさまざまな活動を行う。その際、修学支援室や就職・進路相談室などの学内施設の紹介や図書館の利用方法なども適宜行い、学生に大学内での生活支援体制を了知させている。秋学期には、各担当教員の特性を生かしたテーマに沿って、報告レジュメの作成、口頭での報告、ディスカッションの技術などの修得を目的とした活動が行われ、次年度以降の学習への橋渡しを行う。さらに、生活面での指導として、個人カルテの作成、欠席学生に対する担当教員の連絡・相談を実施するなど、学生の生活状況を把握し、大学への移行期の躓きを防ぐよう対応している。なお、５月には、新入生を対象とした入学後の修学状況ならびに授業評価を確認するための「授業アンケート」を実施している。このアンケートの結果は早急に集計され、学生に対して告知され、特に学生から指摘のあった講義については、教員の授業手法の改善を働きかけている。

さらに、上記の導入教育に加え、法学部の学生が専門的な法学教育を受けるための導入として法律学科には「法律学入門」、総合実践法学科には「現代社会と法Ⅰ（私法入門）」、「現代社会と法Ⅱ（公法入門）」を１年次科目として配当している。これらの科目では、私法・公法の両側面から日常生活の中で関わる具体的な法律問題を検討し、法学への興味・関心を促すことを目的とする。この講義によって、法学教育を受けるための基礎をつくるとともに、学生にこれから学習する法学の体系を鳥瞰させる。

【点検・評価】

「情報処理入門」、「キャリアデザインⅠ」については、法学部の導入教育として効果的

なものであると評価できる。

「入門演習」については、担当教員との信頼関係を基礎に、大学教育への円滑な移行のための教育として不可欠なプログラムとなっており、高く評価できる。

「法律学入門」、「現代社会と法Ⅰ（私法入門）」、「現代社会と法Ⅱ（公法入門）」についても、法学を学習することに対する躓きを防ぐという点から、導入教育として評価できる。

【長所と問題点】

「入門演習」については、達成すべき目的が「読み」「書き」「話す」など抽象的なため、各担当教員によりその手法に差異が見られる。その差異により、多様な学生に対する指導が可能となる面もあるが、修学に必要なスキルが十分に修得できない場合もありうる。そこで、こうした差異を低減するよう共通テキストや共通課題の作成が必要であると考えられるが、全学的には『入門演習学習ハンドブック』が作成されており、法学部独自の取り組みも必要である。

なお、「現代社会と法Ⅰ（私法入門）」、「現代社会と法Ⅱ（公法入門）」については、担当教員間で達成すべき内容について調整を図る必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

多様な学生が入学している現状からするとカリキュラムにおける高・大の接続は、ますます重要な問題になると考えられる。こうした中、「入門演習」を中心に、入学前教育・導入教育をいかに体系的に配置するかが主要な問題になるであろう。そこで、「入門演習」についてはこれまでの成果を踏まえつつ、共通テキストの作成や担当教員間での意見交換を進展させる必要があると思われ、平成 20 年度より入門演習担当者会議（仮称）を開催して担当教員の定期的な意見交換の機会を設ける予定である。

「経済社会のしくみ」については、法学部生の 1 年次の必修科目として存置することが必要であるかどうか教員の間から疑問の声もあるため、経済・経営に関係する他の共通科目等を履修することで代えることも含めて検討中である。

「キャリアデザイン論Ⅰ」（昼間主コース）については、平成 20 年度より法学部専任教員が担当することとし、法学部の学生としての特性を活かした進路について多様な専門性を有する実務家・社会人を中心とした講話を連続的に実施するという内容に改めることになった。これは、学生に対する情報提供の機会を設けることにより、学生のキャリア意識の早期の形成を図ると同時に、近年の就職・進学の実情、就職・進学にあたって必要とされる知識等について実践的に学ぶ機会を設けることを目的としており、就業意識や社会人としての意識を早期に涵養することがねらいであり、その成果を期待している。

その他の講義科目については、担当教員相互の意思疎通を図り、その達成目標が法学部の学生にとってより一層適切なものとなるように努めていく。特に、法学の導入教育については、その内容の統一性を図るために法学部の教員によるリレー講義の導入を検討している。さらに、近年、入学時における学生の習熟度に著しい差異がみられることから、導入教育にかかるいくつかの科目については、クラス別の講義を設け、きめ細やかな指導体制を構築していく。

３．インターンシップ、ボランティア

【現状の説明】

インターンシップおよびボランティアは、ともに活動を通じて学生の社会的責任に対する自覚を高め、主体的に社会に参画する意識を育てることが目標である。

法学部として独自にインターンシップの募集等は行っていないが、教務委員会および教授会の議をへて、2005 年度より学生が企業、自治体等でインターンシップを行った際に所定の要件を満たした者については単位認定の対象とし、法学部の場合は「法律学特殊講義Ⅰ」(2 単位）の受講に代えて単位を認定する制度が設けられた。

単位認定の要件等は全学の就職対策委員会が定めることとし、「就職活動支援講座ならびにインターンシップの単位認定に関する内規」に従い、就職対策委員会が単位認定審査を行い、それに基づいて教務委員会の審議を経て承認するものとしている。インターンシップ参加学生は事前に研修を受け、また参加終了後に報告書を作成することになっている。

ボランティアについては、特に法学部としてボランティアを募集したり、ボランティア活動を単位認定したりする制度は存在しないが、2005 年度より「法学部活動奨励賞」の制度を設け、社会的に顕著な功績を挙げた者等を各学期に 1 回学部長が表彰することとし、ボランティア活動によって社会に大きく貢献した者についても表彰の対象としている。

【点検・評価】【長所と問題点】

インターンシップ参加学生に対して、一定の条件を満たせば単位を認定する制度があることは評価できる。またボランティア活動についても、単位認定制度はないが、表彰制度により活動への参加を慫慂していることは評価できる。

インターンシップが単位認定されるようになったことにより、学生が従前以上に積極的にインターンシップに参加するようになったことは長所である。インターンシップの単位認定科目については、「法律学特殊講義Ⅱ」で対応しているが、教育課程においてより適切な科目の配置を検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

インターンシップの単位認定科目としてより適切な科目の配置を検討していく。また、ボランティア活動については、ボランティア活動は本来自発的なものであるので学部としてどの程度の関与や奨励を行うことが適切であるかを考慮しつつ、ボランティア活動に学生が積極的に参加するような制度を構築していく。

４．履修科目の区分

【現状の説明】

法律学科における必修科目は、基礎教育科目の「情報処理入門」（１単位)、「キャリアデザインⅠ」（２単位、以下、特に単位数を表示しないものは２単位とする。)、共通科目の〔社会について考える〕の「経済社会のしくみ」、外国語科目の「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」、学部基礎科目の「現代社会と法Ⅰ（私法入門）」、「現代社会と法Ⅱ（公法入門)」、「憲法Ⅰ（人権論)」、「憲法Ⅱ（統治機構）」、「民法総則Ⅰ」、「民法総則Ⅱ」、「刑法総論Ⅰ」、「刑法総論Ⅱ」、演習群の入門演習（４単位）の計 14 科目 29 単位である。

総合実践法学科における必修科目は、上記法律学科における必修科目と「企業法務総論Ⅰ」、「企業法務総論Ⅱ」の計 16 科目 33 単位である。

【点検・評価】

卒業に必要な総単位 125 単位以上のうち、必修は、法律学科が 14 科目 29 単位であり、総合実践法学科が 16 科目 33 単位である。必修・選択の量的配分は、概ね妥当であると思われる。学生の自主的履修を尊重するということと、学士（法律学）を授与するのに履修が必要な授業科目のバランスも適切である。

【長所と問題点】

各専攻分野の入門・基礎に当たるものを必修科目としたことは長所といえよう。すなわち、公法の代表ともいうべき憲法や私法の基本法である民法を学習するということは、おのおのの分野の原理、原則を理解することになり、その後の学習の仕方をある意味で決定づけるものである。ただ、「現代社会と法Ⅰ（私法入門）」と「民法総則Ⅰ」との講義内容が重複するようなところがあるので、調整を要する。同じようなことは、「現代社会と法Ⅱ（公法入門）」と「憲法Ⅱ（統治機構）」の間でも生じている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

将来的には、「民法総則Ⅰ」や「憲法Ⅱ（統治機構）」と内容的に重複している「現代社会と法Ⅰ（私法入門）」と「現代社会と法Ⅱ（公法入門）」を選択科目にすることを検討していく。ただし、その際には、法律学科の学科基礎科目に「法律学入門」２単位を必修にすることとセットにすべきである。学生の自主的履修を尊重するということと、学士（法律学）を授与するのに必要な履修科目のバランスは法学部教育をどのように構築するか、という問題と重要な関連性をもつものである。どの科目を必修にし、どの科目を選択にするかは、十分な検討をした後に改善していく。

５．授業形態と単位の関係

【現状の説明】

各授業科目の単位計算方法は、大学設置基準に定められた単位制に基づいて行われている。授業科目には講義・演習・実技・実習があり、授業には春学期・秋学期で完結するセメスター科目と１年間にわたる通年科目がある。

講義および演習を主とする科目は、毎週１時間 15 週＝15 時間をもって１単位としている。これらの科目の時間割上の時間は、１時限＝１コマ 90 分、これを２時間とみなす。よって、毎週２時間 15 週＝30 時間で２単位となる。通年科目は、４単位となる。

外国語科目は、毎週１時限＝90 分、半期をもって１単位となる。毎週２時限＝90 分を２回の場合は半期をもって２単位となる。

実技科目、例えば、「情報処理」、「健康とスポーツ（実技）」などは、毎週１時限＝90 分、半期をもって１単位となる。

その他の学外実習・講座受講については、別に定める基準によって単位の計算を行う。通年の実習科目は２単位となる。例えば、①学生が企業、自治体などでインターンシップ

（企業実習）を行った際に所定の要件を満たした者については、「法律学特殊講義Ⅱ」（２単位）の受講に代えて単位を認定することができる。②学生が「就職総合講座」ならびに「就職活動支援講座」などの講座を受講した際に所定の要件を満たした者については、自由履修単位（２単位）として認定することができる。③学生がエクステンションセンター講座のうち、宅地建物取引主任者、行政書士、司法書士などの講座を受講した際に所定の要件を満たした者については、「実践演習」（４単位）の受講に代えて単位を認定することができる。

【点検・評価】

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、そのおのおのの授業科目の単位計算方法は、大学設置基準のそれによるものであり、概ね妥当である。

【長所と問題点】

法学部では、学生の積極的な社会参加・社会活動を大いに評価し、単位認定を行っている。例えば、インターンシップ（企業実習）を行った者には、「法律学特殊講義Ⅱ」（２単位）として、「就職総合講座」ならびに「就職活動支援講座」などの講座を受講した者には、自由履修単位（２単位）として、エクステンションセンター講座のうち、宅地建物取引主任者、行政書士、司法書士などの講座を受講した者には、「実践演習」（４単位）としておのおの実態を配慮して妥当な単位認定を行っているのは長所である。これらは、学生はもちろん、社会からも好意的に受け入れられ、インターンシップ（企業実習）を行った者が、その企業に卒業後、そのまま採用される場合もある。なお、今後、ボランティア活動を単位認定対象にすることが検討課題である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

講義科目の中には、当初は講義内容の分量から２単位科目で十分であったが、その後の研究成果や裁判例の蓄積などによって、２単位科目では不十分になっている科目については、４単位科目にすることも検討を進める。また、ボランティア活動については、早急に単位認定の対象にすることの検討を開始する。

６．単位互換、単位認定等

【現状の説明】

現在のところ、国内外の大学等との単位互換制度は設けていない。

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位の単位認定にあたっては、九州国際大学学則、単位換算認定基準に関する規程および単位換算認定基準に関する法学部運用内規に基づき、法学部の修得単位として認定している。この認定は法学部の教務委員会で十分に検討した上で、全学の教務委員会に付され、最終的に法学部教授会で承認するという手続で行われる。

まず、編入学・転入学以外の方法で入学する学生が、国内外の大学または短期大学等で修得した単位について、九州国際大学学則第 36 条に基づき、30 単位を超えない範囲で読み替え認定を行っている。2006 年度及び 2007 年度については実績がない（下表①および大学

基礎データ（表 5）参照)。

表 3-1-6①：法学部における入学前単位認定の状況

年度	認定単位数	学科	人数
2006 年度	無		
2007 年度	無		

次に、編入学または転入学で 3 年次生として入学する学生の既修得単位について、本学学則第 17 条または第 16 条、単位換算認定基準に関する規程および単位換算認定基準に関する法学部運用内規に基づき、専門科目のうち「入門演習」および「関連科目群」について 16 単位、専門以外の科目について 37 単位の計 53 単位を包括認定し、その他の専門科目については合計 62 単位を上限として読み替え認定を行っている。2004 年度以降の単位認定の状況について、2006 年度は編入学の 7 名に対し 106 単位を認定し、一人当たり平均認定単位数は 57 単位となっており、転入学の 1 名に対し 53 単位を認定し、2006 年度は編入学の 1 名に対し 53 単位を認定している（下表②および大学基礎データ（表 5）参照)。

表 3-1-6②：法学部における 3 年次編入学・転入学の単位認定状況

2006 年度	編入学（3 年次）	53	法律学科	5
		53	総合実践法学科	2
	計			**7**
	転入学（3 年次）	61	法律学科	1
		61	総合実践法学科	1
		53	法律学科	1
	計			**3**
2007 年度	編入学（3 年次）	53	法律学科	1

また、本学が海外の大学と締結する学生交流協定に基づいて交換留学をした学生については、留学先での学修の成果に対して、本学学則第 36 条および留学する学生に関する規程第 8 条に基づき、1 年間の留学について 30 単位を上限として単位認定を行っている。2006 年度以降の単位認定の状況について、2006 年度及び 2007 年度は実績がない（表③参照)。なお、法学部は独自に中華人民共和国の華東政法大学と学術交流協定を締結し、この協定には学生の交換留学等に言及がなされているが、実施協定がなく、その実績はない。

表 3-1-6③：法学部における交換留学の単位認定状況

年度	認定単位数	認定方法	学科	人数
2006 年度	無			
2007 年度	無			

また、本学では公務員試験の受験や資格取得に重点を置いたエクステンションセンター講座を開設しており、法学部では、そのうち公務員関係・行政書士・宅地建物取引主任者の各講座における受講について教務委員会における審査の後、「実践演習」（４単位）として単位認定している。2006 年度における単位認定者は、法律学科では 23 名、総合実践法学科では 6 名であった。また、2007 年度の認定者数は、法律学科では 9 名であり、総合実践法学科では 2 名であった。

表 3-1-6④	法律学科	総合実践法学科
2006 年度	23 名	6 名
2007 年度	9 名	2 名

【点検・評価】

国内外の大学等との単位互換については、制度がなく、適用例はない。国外の大学に関しては、留学先での単位が本学部の単位として換算されているので、本学での単位取得ができずに卒業延期となることはなく、実施している単位認定は適切に実施できているといえる。

３年次の編入学・転入学の学生については、法学の専門教育を重点的に修学し、2 年間で卒業所要単位を満たすように、一部専門科目を含む 53 単位の包括認定を導入している。この包括認定の導入は、学生に対する学修の便宜を図るものとして評価することができる。

法学部の単位認定は、学部の教務委員会による詳細な検討、全学の教務委員会での審議を経た上で教授会に付されるものであり、厳格な手続がとられている。

【長所と問題点】

編入学・転入学の学生の多くの単位認定数が包括認定分の 53 単位に留まっているが、２年間で 72 単位以上の修得はそれほど困難とはいえないし、卒業への影響は少ないと判断される。また編入学生等の既修得単位の読み替え・単位認定も厳格に行われており、特に問題はないと思料される。

【将来の改善・改革に向けての方策】

本学および法学部に欠けている単位互換制度について、北九州地区は専門教育の異なる複数の大学・短期大学が存在しており、こうした制度を導入することによる効果は大きいと考えられる。専門教育における教育内容・方針の相違を考慮しつつ、各大学における受講条件を調整することができるように、単位互換制度を設けるための大学間の協議会を早急に立ち上げる必要性があると思料される。

７．開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

2007 年度の法学部の開講総科目数は 561 で、うち専任教員が担当する科目数は 456 で全体の 81.3%を占めている。学科別に見ると、法律学科の専門教育・開講総科目 131 の中に、専任教員が担当する科目数は 124 で全体の 94.7%を占めており、総合実践法学科は専門教育・開講総科目数 92 の中に、専任教員が担当する科目数は 85 で全体の 92.4%を占めている。

教養教育である共通科目と専門教育である固有科目において、専任教員の担当比率には大きな差がある。共通科目の総数は 274 で、うち専任教員が 204 科目を担当し、全体の 74.5%であるのに対して、固有科目の総数は 223 で、うち専任教員が 209 科目を担当し、全体の 93.7%を占めている。

開設授業科目の専任・兼任の比率については、次の表のとおりであるが、法律学科、総合実践法学科ともに、専門教育においては必修科目では 100%であり、選択必修科目でも 90%以上の科目を専任教員が担当しており、専任教員の担当率はかなり高いと言える。

3-1-7 開設授業科目における専・兼比率(2007 年度)

学部・学科				必修科目	選択必修科目	全開設授業科目
法学部	法律学科	固有科目（専門教育）	専任担当科目数	34	90	124
			兼任担当科目数	0	7	7
			専兼比率%	100.0	92.8	94.7
	総合実践法学科	固有科目（専門教育）	専任担当科目数	22	63	85
			兼任担当科目数	0	7	7
			専兼比率%	100.0	90.0	92.4
全学部	全学科	共通科目（教養教育）	専任担当科目数	55	149	204
			兼任担当科目数	13	57	70
			専兼比率%	80.9	72.3	74.5
		資格取得科目	専任担当科目数	20	23	43
			兼任担当科目数	12	9	21
			専兼比率%	62.5	71.9	67.2

【点検・評価】

以上のように概ね専任教員の担当比率が高いことは評価できる。特に、専門教育である固有科目については極めて良好であり、今後ともこの体制を維持していく必要がある。教

養教育である共通科目の専任担当教員の比率が相対的に低いところ、共通科目の位置づけを踏まえての検討が必要である。

【長所と問題点】

本学部では専門教育について専任教員の担当比率が高いことは、学生の指導面においても適切である。各教員ごとに研究室がありオフィスアワーの時間帯に学生を指導することが可能である専任教員がこのような科目を受け持っているため、学生に対して講義時間外にも指導を行うことができる。また演習科目については、原則として専任教員が担当しており、実践的内容について少人数教育を行う実践演習を除き、現在演習科目は非常勤講師に委嘱していない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

共通科目について、専・兼比率をどのような水準におくかという問題は、一般教養科目のあり方や運営と密接に関連している。特に多様な学生の入学に対して初年次教育や基礎教育が重視されている中で、専門教育である固有科目の専・兼比率とのバランスを図りつつ、共通科目の専・兼比率において専任教員の比率を高めていく方向で調整を図っていく必要がある。

８．社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人学生に対しては、全学共通だが、原則として月曜日から金曜日までの 6 時限（18 時から 19 時 30 分まで）と 7 時限（19 時 40 分から 21 時 10 分まで）の時間帯だけでも 4 年間で卒業可能な時間割を組んでいる。また、社会人学生に対して法学部では、演習の履修にあたって一定の配慮を行い、夜間の演習の履修を希望する場合は、優先的に履修登録を認めるようにしている。

外国人留学生に対しては、既述のとおり「外国人留学生に対する授業科目履修方法の特例に関する規程」により、取得した日本事情科目（日本事情Ⅰから Ⅳまで）の単位は、共通科目の単位を修得したものとし、また修得した日本語科目（日本語１から６まで、2004 年度（平成 16 年度）入学生からは、日本語４まで）の単位は、外国語科目の単位として振り替えることができるようになっている。

そして、2004 年度（平成 16 年度）以降、英語Ⅰと英語Ⅱが必修となったのを受けて、英語未履修の外国人留学生については特別対応のクラスを設けている。また、法学部では演習科目がすべて春学期から始まる通年であるが、秋入学の留学生用の入門演習をおき、秋学期から入学する新入の留学生にも教育上の配慮を行っている。

【点検・評価】

2006 年度から土曜日を補講日としたため、同年度以前に入学し、土曜日の時間帯を利用していた社会人学生には不便となったが、社会人学生の人数の問題と休講に対する補講時間の確保という問題、さらには土曜日担当可能な教員の授業科目等を総合的に勘案して、その中で、社会人学生に対する配慮を検討する必要がある。

外国人留学生にとって法学部における履修には法律用語の日本語の難解さもあり、必要に応じて留学生特別クラスの設置も検討していく必要がある。

【長所と問題点】

外国人留学生に対して、規程によって履修方法の特例を設けていることは、外国人留学生の履修の負担を軽減する観点から望ましいことである。また社会人学生の履修を容易にするために夜間の時間帯にも授業科目を開講していることは評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

土曜日における授業科目の配置については、社会人学生の数や一般学生の意見なども踏まえて、全体の授業運営を検証する中で、慎重に検討していく。

法学部においては留学生数はわずかではあるが、卒業後の進路（進学、就職）につき相当の悩みや困難をかかえながら学修しているように思われるので、2008 年度には、留学生との「懇談会」を開催し、修学と卒業後の進路支援のあり方を検討することとしたい。

９．生涯学習への対応

【現状の説明】

まず、1999 年（平成 11 年）に設置された法学部現代法政研究室は、1999 年・2000 年（平成 11 年・12 年）につづき、2003 年（平成 15 年）に第 3 回市民公開シンポジウム「家庭の中の子どもたち―児童虐待の現状と法学の課題」を同年 6 月 21 日（土）に九州国際大学文化交流センター多目的ホールで開催した。

そこではシンポジストとして、それぞれ松前真介氏（本学法学部教授）「現代社会の児童虐待」、神野礼斉氏（当時本学法学部助教授）「親権とは何か」、安部計彦氏（北九州市障害福祉センター・臨床心理士）「児童虐待の実態と法的課題」が報告し、窪田由紀氏（当時本学法学部教授）が司会を行った。

また、2005 年（平成 17 年）には、第 4 回市民公開シンポジウム「わが国の刑事手続の現状と改革の課題―裁判員制度の導入を踏まえて―」が同年 11 月 12 日（土）に開催された。

そこでは、大原邦英氏（本学法学部教授）が司会を行い、池田耕一郎氏（弁護士）「刑事手続の現状と問題点」、岡田行雄氏（本学法学部助教授）「刑事司法改革の意義と課題―裁判員制度を中心に、湯淺墾道氏（本学法学部准教授）「裁判員制度と IT―日米の比較を通じて―」の 3 本の報告がそれぞれなされた。

なお、第 3 回については、九州国際大学法学論集第 10 巻 2･3 合併号に、また第 4 回については、同第 12 巻 2･3 合併号に、質疑応答を含めて、それぞれ掲載されている。

2006 年度(平成 17 年)には、2006 年度九州国際大学法学部公開講座として、「裁判員制度について」を、同年 11 月 4 日(土)に本学 3 号館 3 階 3306 教室で開催した。

そこでは、福岡地方検察庁検察官が、平成21年5月までに始まる「裁判員」制度について広く一般にその概要を紹介するための講義を行った。

2007 年(平成 18 年)には、2007 年度第 1 回九州国際大学法学部公開講座として、「「性同一性障害」と法」を同年 11 月 24 日(土)に本学 3 号館 5 回 3501 教室で開催した。

そこでは、「性同一性障害者特例法」の成立に尽力した大島俊之(本学法学部教授・弁護

士・ GID[性同一性障害]学会理事長）氏が、性同一性障害とは何か、法との関わりについて講演を行った。

次いで 2008 年度第 2 回九州国際大学法学部公開講座(ミニシンポジウム)として、「社会の中の『タバコ』問題―嫌煙と喫煙のはざまで―」を同年 12 月 15 日(土)に本学 3 号館 5 階 3501 教室で開催した。

そこでは、冨永猛氏(本学法学部教授)「『タバコ』問題と法」、通山昭治氏(本学法学部教授)「裁判事例からみた『タバコ』問題－嫌煙と喫煙のせめぎ合い－」、髙木康衣氏(本学法学部助教)「コンプライアンスからみた『タバコ』問題」、がそれぞれ報告を行った。

一方、九州国際大学エクステンションセンターにおいても、かつては一部の法学部の教員がビジネス実務法務の講座などで教育にあたっていた。

そのほか、穴生学舎や周望学舎など近辺の北九州市立の年長者研修大学校等においても、少なからぬ法学部の教員が講義を行っている。

【点検・評価】【長所と問題点】

法学部現代法政研究室主催にて、定期的にシンポジウム（原則隔年開催、2008 年度はミニシンポジウムとなった）を開催し、また 2006 年度は以降毎年 2 回(初年度のみ 1 回)の法学部公開講座を法学部と共同で開催し、広く一般市民に公開していることは、生涯学習の対応として評価できる。また、地域の教育施設への講師派遣などを通しての対応も行われている。ただし、一般市民の参加を増やすための宣伝等については、依然として今後工夫すべき点がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

法学部現代法政研究室主催のシンポジウム・公開講座については、一般市民の情報源としてインターネットが極めて大きな影響力を有していることから、本学ホームページをより充実させた上で、ホームページ上での告示を行っていくほか、その他マスコミの動員等により参加者を増加させる手立てを講じていく。同時に、より身近な地域の人々からの参加を促すために、地域連携事業の一環として祇園町商店街に店舗をおき、地域の人々と学生の直接的な交流の場となっている「九国茶屋」に、シンポジウム・公開講座のパンフレット等をおくこととする。また地域の教育施設への講師派遣についても継続して推進していく。

１０．正課外教育

【現状の説明】

学生の多様な進路の希望に応え、学生の目標達成を支援するために、適切な正課外教育の機会を設けている。学部独自のとりくみとして、次のようなものを挙げることができる。すなわち、①司法試験をはじめとする各種資格試験、公務員試験、大学院・法科大学院入学試験などの受験希望者のために、2005 年度（平成 17 年度）より研究棟内において教員用の個人研究室 3 室を学習室として確保し、学習を進めるための環境を用意している。②法科大学院受験希望者の適性試験および各法科大学院の本試験受験能力を向上させて合格者を増やすため、2007 年度（平成 19 年度）より、法学部改革スキームの１項目として正式に、

法科大学院受験対策講座を実施している。③弁護士、行政書士、公務員、警察官等の実務家を中心とした講師を招き、当該実務についての概要や職務内容、資格試験への対策などの講演・講話の実施を依頼して、当該職種を志望する学生に情報提供を行うとともに、専門的職種をめざす学生のキャリア意識の形成を図ることを目的に、2007 年度（平成 19 年度）より、法学部改革スキームの１項目として、実務家座談会を実施している。

①については、次の 3 室を学習室として用意するとともに、各部屋にはコース制主任教授が１名ずつ配置されており、学生の相談に応じ、随時指導を行うこととしている。

研究室	対象者
220 研究室	主として公務員試験受験希望者
306 研究室	主として大学院・法科大学院受験希望者
320 研究室	主として資格試験受験希望者

また、これらの受験希望者は学習に際して参考書や問題集、判例集等を必要とするため、法学部の予算内からこれらの参考書類を購入して、学習室内に備え付け、受験希望者の利用に供している。

②については、次の対策で実施している。すなわち、適性試験対策については、提携業者（資格試験受験予備校）の提供する適性試験講座を本学主体で開講・運営（大学による受講費用の相応な負担で運営）し、法科大学院受験希望者に受講させることで行い、ステートメントおよび小論文対策については、教員の添削指導で行っている。

③については、2007 年度は、主にアッセンブリの時間（水曜 4 限・5 限）を使って第 1 回から第 7 回（第 1 回は不動産鑑定士、第 2 回は社会保険労務士、第 3 回は弁護士、第 4 回は行政書士、第 5 回は北九州市職員、第 6 回は警察官、また本学では警察官志望の学生が多いため、第 7 回の講師は警察官に依頼し、警察官の募集説明を兼ねて実施した。）まで実施した。

このほか、法学部としては、資格試験等の受験者の増加を図るためのとりくみとして、2005 年度より「法学部奨励賞」の制度を設け、資格試験等に合格した者を春・秋と２回（そのうち１回は入学式当日）学部長が表彰することにしている。司法試験、法科大学院入学試験、行政書士、司法書士、宅地建物取引主任者、ビジネス実務法学検定、法学検定等の資格試験等に合格した者が表彰の対象となっている。

＊＊２００７年度の主要な実績は以下の通りである。なお、表彰の対象は申請主義である。

- ○　ビジネス法務検定３級・２級合格者５名
- ○　宅地建物取引主任者試験合格者３名
- ○　法科大学院（九州大学）合格者１名
- ○　行政書士試験合格者１名
- ○　その他、法学検定、日商簿記検定、ファイナンシャル・プランニング技能士等の試験合格者を含め２９名が表彰の対象となった。奨励総額：３５５、０００円

以上は、２００８年３月教授会報告による。

【点検・評価】

法曹資格試験をはじめとする各種資格試験、公務員試験の受験希望者は、志望動機や目

的指向が明確であると同時に一般の学生よりも多くの学習を必要とするため、正課教育だけで対応することは困難である。このため、各学生の目的を達成させるためには正課外教育を充実させていく必要があり、①学習室の設置、②法科大学院受験対策講座の実施、③実務家座談会の実施は評価できる。

【長所と問題点】

①につき、学生の志望にあわせて 3 箇所の学習室を用意し、同じ志望をもつ学生同士が情報を交換しあい、互いに切磋琢磨しながら勉強を進めることができる環境を整備していることは長所である。また②につき、例えば特殊な適性試験の内容からすれば、法科大学院の受験指導は、受験技術の修得に重点を置く必要があり、そのノウハウを有する資格試験受験予備校の学習方式を学内講座として導入するとともに、ステートメントおよび小論文指導で徹底した個人指導を行う環境を整備していることは長所である。さらに③につき、座談会という正課教育にはない和やかな雰囲気のもとで、現役の実務家から、資格試験の対策学習の方法や仕事内容等について直接情報を得ることで、キャリア形成意識の醸成と資格取得意欲の喚起をはかる機会が設けていることは長所である。

①の問題点としては、各学習室の存在の周知が学生に徹底されていない面があること、およびコース制主任教授による指導体制が構築されているものの、それが定期でないことであり、②の問題点としては、適性試験対策講座の費用が学生にとりやや高額であることと、講座期間が長期に及ぶため学生の全回にわたる出席を徹底できない点にある。③の問題点としては、実務家の資格内容によって参加学生数の増減が見られることである。

【将来の改善・改革に向けての方策】

①については、各種資格試験、公務員試験、大学院・法科大学院入学試験などの受験希望者は少なくないと思われるので、今後、これらの学生が積極的に学習室を利用できるように周知を図っていく。そこで①の問題点である学生への周知不足については、大学のさまざまな情報伝達媒体（ＨＰや携帯電話への配信等）の利用ならびに演習での教員による学生への勧奨により、各学習室の存在、利用方法と利用資格等につき、学生に周知徹底し、学習室の活用強化を図っていくことで改善したい。また学習室の定期的な指導体制の問題については、コース制主任教授による指導に依存した体制を変え、全教員で組織的に指導・支援する体制を整備することで改善したい。そのための方策として、手始めに、各学年における資格取得希望学生を把握するためのアンケート調査、および学習室利用学生の利用情報を全教員で共有することを考えている。

②については、法曹資格取得学生への便宜をはかるため、今後も継続していく。そこで②の問題点の改善・方策については、講座費用に対する大学の補助を増額すること、あるいは、現在、大学入試センター適性試験対策講座と日弁連適性試験対策講座を合わせて実施しているが、これを分割して、受験希望学生の希望に合わせて選択的に受講させるなどで、講座費用の学生の負担を軽減させると同時に、講座期間の短縮化をはかることなどを検討している。

③については、卒業後の学生のより良い進路確保を見据えた指導体制の一環として今後も継続していく。そこで③の問題点の改善・方策については、実務家座談会に参加するこ

との意義や重要性を学生に十分認識させることで改善をはかりたい。そのためには、各種資格試験の内容や資格の仕事内容を初年次演習等で学生に周知する方策をとることが考えられる。

＜経済学部＞

【到達目標】

経済学部では、学部の教育目標を実現するために、少人数教育の維持、入門演習による導入教育の強化、履修モデルの作成と指導、基礎的科目の必修化、卒業研究の単位化などの教育課程の整備、その他の取り組みによって教育内容・方法の充実に努める。特に以下の諸点に重点をおいて教育力強化を目指す。

(1) FD 活動を強力に推進することによって、教育に対する学生の満足度を高める方策を実行することに努める。

(2) 多様な学習歴をもつ学生に対する対応として、リメディアル教育による新入生の基礎学力の引き上げを目指すとともに、学力の高い学生に対しては特別メニューを提供するなどして、教育効果を高める。

(3)社会・時代のニーズに合致すべく教育内容の点検を強化し、学部学科の特色をさらに明確にする方策を推進する。

１．教育課程

（１）学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連

【現状の説明】

経済学部の現在の教育課程は、1994 年（平成 6 年）の学部発足以来数次の改定を経てできたものである。特に、2002 年（平成 14 年）年には大学改革特別委員会のなかに作られたカリキュラム改革のプロジェクトによって大幅な改定が行われた。

経済学部の理念・目的は、「経済学及び経営学の専門的知識に基づく基礎的な思考力を修得させ、もって時代の変化に適切に対応し、バランスある社会の発展に貢献する、理論と実践両面に明るい人材を養成する」ことにある。そして、この理念・目的を実現するために経済学科と経営学科の二つの学科、二つの教育課程を編成している。経済学科では地域社会・街づくりに貢献しうるような、経済の各分野に関する幅広い経済学的な素養を持った人材を育成することを目指している。また経営学科では、会計や情報などの専門的なスキルを活用して、地域経済に貢献する人材の育成を目的としている。

以上の理念・目的を実現するために６つのカテゴリーに分けて教育課程を編成している。すなわち基礎教育科目（３単位以上選択修得)、共通科目（20 単位以上選択修得)、外国語科目（英語 4 単位必修を含む 12 単位以上選択修得)、留学生科目、演習科目（20 単位必修)、固有科目（12 単位必修を含む 60 単位以上選択修得）である。このほか、自由履修単位の 12 単位を加えて計 125 単位以上が卒業に必要な単位数となっている。

(a) 基礎教育科目は、情報化社会において不可欠なコンピュータを活用できる能力、自己の将来設計を描ける能力、ことばや文章によって自分の意見を整然と伝える能力など、現

代社会に必要な基礎的素養を涵養するという観点からカリキュラムが編成されている。すなわち、「情報処理入門」、「情報処理応用」、「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」、「文章表現」である。

(b) 共通科目は、社会科学である経済、経営の専門分野を学ぶために欠かせない教養を高め、社会に対する幅広い視野を身に付けるという観点から、以下の 3 分野からカリキュラムが編成されている。すなわち、「哲学」、「歴史学」、「文学」、「健康とスポーツ」、「倫理学」、「文化人類学」などの〔人間について考える〕科目群。「生活と法律」、「経済社会のしくみ」、「政治学」、「社会学」、「地域社会論」、「人権論」などの〔社会について考える〕科目群。「地球と環境」、「環境と科学」、「数学とコンピュータ」、「生物学」などの〔自然・環境について考える〕科目群である。各分野から 4 単位以上、3 分野全体で 20 単位以上を選択修得することで、幅広くバランスよく学ぶことができるように工夫している。

(c) 外国語科目は、従来の第一外国語、第二外国語という区分をなくし、英語関係として「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」の各 2 単位計 4 単位を必修とし、その他に「オーラル・コミュニケーション」、「ライティング」、「リーディング」、「トーイック・英検対策」を設け、さらに「フランス語」、「ドイツ語」、「中国語」、「韓国語」、「インドネシア語」、「語学実習」、「外国語特講」を設け、そのうち 8 単位以上を選択修得することにしている。特に、「中国語」「韓国語」「インドネシア語」のアジア言語は、本学が位置する北九州がこれらの国々と海を挟んで対面しているという地域特性を考慮し、将来、これらの国々を含むアジア諸国で活躍する国際性豊かな人材を育てるという目的をもって設置している科目である。

(d) 留学生科目は、外国人留学生に対して、日本をより深く理解させるとともに、日本語能力の向上を図り、これを代替履修することによって履修上の負担の軽減を図るために設置されている。日本事情科目の単位は共通科目の単位を修得したものとし、日本語科目を修得した単位は外国語科目の単位として振り替えることができる（「外国人留学生に対する授業科目履修方法の特例に関する規程」）。

(e) 演習科目は、少人数・双方向の授業科目であって最も重視している科目群である。１年次の「入門演習Ⅰ・Ⅱ」（いずれも必修）２，３年次の「経済演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「経営演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」（いずれも必修）、そして４年次の「卒業研究」（必修）というように入学から卒業まで一貫してゼミナールを教育研究のベースキャンプとして位置づけている。また、これらの演習科目はすべて専任教員で担当している。なお、経済学や経営学の専門分野ではなく広く教養的な知識を身に付けるために「総合演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」（選択）を２，３年次に設けている。経済学科の学生は「経済演習」か「総合演習」のいずれかを選択でき、経営学科の学生は「経営演習」か「総合演習」を選択できる。「総合演習」は共通科目の専任教員によって担当され、科目の性格上経済学科、経営学科に横断的に開設されている。

(f) 固有科目は、経済学科および経営学科に「固有」の専門科目を編成したものである。すなわち、「コア科目」（10 単位必修）、「基礎科目」「専門科目」（以上から 36 単位以上選択修得）、「実習科目」「関連科目」（以上から 12 単位以上選択修得）から構成されている。「コア科目」はそれぞれの学科で必ず履修しなければならない基礎的、中核的な科目である。その上で「基礎科目」や「専門科目」などを順次履修して体系的な学修ができるように配慮している。

なお、自由履修単位は各学科で開設しているすべての科目（修得した授業科目は除く）の中から 12 単位を修得することとなっている。

【点検・評価】

経済学科、経営学科ともに演習、コア科目を必修にして基礎教育を行い、その上で学生の自主的な判断に基づいて専門性を深める体系になっている。これらのことから、教育課程は、学校教育法第５２条の「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させる」という目的に沿うものであり、大学設置基準第 19 条第 2 項の「学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮」したものになっていると評価できる。

【長所と問題点】

基礎的な科目は必修とし、より専門化した科目は学生の選択によって履修するという体系は、学生の進路や目標を考えるに当たって理にかなったものであると思われる。加えて、履修モデルを提示して学生に進むべき道に導くような配慮も行っている。特に強調しておきたいのは、2006 年度には経済学特殊講義および経営学特殊講義を活用して寄附講座を実施したことである。地域社会との連携を強く意識したこの授業科目は、経済学部の今後を示唆する重要な体験となっている。なお、2007 年度も寄付講座を、「IT と北九州経済」というテーマで開設した。

また 2007 年度にはこの経済学特殊講義と経営学特殊講義を利用して、学力上位者向けに「金融のフロンティア」を開講するとともに、2007 年度からは新入生の低学力者向けにリメディアル教育を施している。

【将来の改善・改革に向けての方策】

多様な学生が入学してくる現在、平均的な教育を行っていては学生の実態に沿うような教育を行うことは難しい。そこで、2006 年度より経済学部に教育改革推進会議を設置してカリキュラムの改革などを検討している。特に、北九州を中心とする地域経済のなかで本学の経済学部が積極的な貢献をいかにして実現するのか、個々の学生の個別的な状況に応じた教育を行うための施策を検討することが必要である。2006 年度ではカリキュラムの改定は小幅ながら、2008 年度には抜本的な改革を行う予定である。

（２）学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

【現状の説明】

経済学部の教育理念や目標を実現するために、固有科目の中でも特に「コア科目」と「基礎科目」を重視してカリキュラムを編成している。

経済学科の「コア科目」は経済学を学ぶ上で必須の科目であり、「経済数学入門」、「ミクロ経済学Ⅰ」、「マクロ経済学Ⅰ」、「金融論Ⅰ」、「財政学Ⅰ」の 5 科目で構成されている。これらの科目を 1、2 年次に修得し、その上で経済学の重要科目の入門部分を「基礎科目」

として２年次に履修することになる。「経済原論」、「経済学史Ⅰ」、「国際経済学Ⅰ」、「経済統計Ⅰ」、「国際金融論Ⅰ」、「経済政策Ⅰ」、「社会政策Ⅰ」、「日本経済史Ⅰ」、「西洋経済史Ⅰ」などである。理論、政策、歴史をバランスよく配置している。３年次からは、「ミクロ経済学Ⅱ」、「マクロ経済学Ⅱ」、「金融論Ⅱ」、「財政学Ⅱ」、「経済政策Ⅱ」、「日本経済史Ⅱ」など、応用・発展部分を専門科目としてバランスよく配している。

経営学科の「コア科目」は経営学を学ぶ上で必須の科目であり、「経営学Ⅰ」、「経営管理論Ⅰ」、「会計学」、「簿記論Ⅰ」、「流通経済論Ⅰ」の 5 科目で構成されている。これらの科目を 1、2 年次に修得し、その上で経営学の重要科目の入門部分を「基礎科目」として２年次に履修することになる。「企業論Ⅰ」「組織人材論」、「経営財務論」、「財務会計論」、「管理会計論Ⅰ」、「マーケティング論Ⅰ」「銀行論」、「コンピュータ概論Ⅰ」、である。３年次からは、「経営管理論Ⅱ」、「管理会計論Ⅱ」、「経営システム分析Ⅱ」など、応用・発展部分を専門科目としてバランスよく配している。

「専門科目」ではさらに、経済学科に「九州経済論」、経営学科に「ロジスティクス論」を置き、また特殊講義で、「金融のフロンティア」を開講し、地域に密着した寄附講座を行うなど、地域性や現代性を意識した科目を配置している。

近接の学問を理解すれば、より一層経済学・経営学の理解が深まる。そこで、関連科目群として、「憲法Ⅰ・Ⅱ」、「民法総則Ⅰ・Ⅱ」、「国際政治学Ⅰ・Ⅱ」などの法律・政治系の科目と、経済学科では、「経営学Ⅰ・Ⅱ」、「簿記論Ⅰ・Ⅱ」などの経営系科目、経営学科では、「ミクロ経済学Ⅰ・Ⅱ」、「財政学Ⅰ・Ⅱ」などの経済系科目のなかから、実習科目を含め 12 単位以上選択修得することにしている。

また、きめ細かい教育を実現するため、１年次から４年次まで演習科目として「入門演習」、「経済演習」および「経営演習」、「卒業研究」をおき、各演習は１５名程度のクラスで編成することにより、少人数教育を実現している。これらの演習は、事実上のクラス制の役割も担っており、教員による諸連絡、生活指導、欠席・退学予防機能も果たしている。「入門演習」は、大学への導入教育・学修をそのねらいとして１年次に配当され、「読む・聴く・話す・書く」という基本的なスキルを身につけさせることを目標としている。２年・３年次配当の「経済演習」および「経営演習」は専門の専任教員が担当し、双方向的対話を通じて専門知識を涵養する。これらの準備を経て、４年次には「卒業研究」を完成することになる。なお、上述のように、「経済演習」および「経営演習」に替えて、共通科目担当の教員による「総合演習」を受講することも可能にしている。

しかし、学生が多様な背景を抱えて進学してくるため、近年学生間の学力格差が顕在化しており、また学部生の全般的学力低下も著しい。そのため、こうした現状を打開すべく、教育の実効性を担保すべく、現在カリキュラム改革を進めているところである。

【点検・評価】

経済学科は理論、政策、歴史の３分野を大きなカテゴリーとして、地域経済の担い手を育成するのに必要な科目が配置されている。また、経営学科では経営、会計、流通、情報の４分野がバランスよく配置されており、地域企業の次世代の担い手を育成するような科目が配置されている。特に、両学科ともに「卒業研究」を４年次に配当して、学生が４年間の学修の集大成を目標に勉強するようなカリキュラムを編成している。これらのことか

ら、学部・学科等の理念・目的や目標との対応において、学士課程としてのカリキュラムの体系性が確保されていると評価できる

【長所と問題点】

長所は、基本的に経済学・経営学教育の体系性が確保されていることであり、各分野にバランスよく授業科目が配置されている。また、演習を１年次から４年次まで連続して履修させているため、少人数教育が実現できている。

さらに経済学科では公務員志向履修モデル、一般企業志向モデル、経営学科では経営系履修モデル、会計系履修モデル、情報系履修モデルという履修のモデルを提示することによって学生の専門性意識をを高める工夫がなされていることは評価できる。また、地域経済を視野に入れた科目を配置していることも評価できる。

学としての体系性は確保されており問題点はない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

グローバル化への対応については、国際関係学部の取り組みを睨みながら連携強化を学部に諮ることにしたい。

（３）教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

【現状の説明】

基礎教育は全学部共通の「基礎教育科目」で実施している。すなわち、現代社会における必須能力であるコンピュータ・リテラシー（「情報処理入門・応用」）、自己の将来設計を描くことができる能力（「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」）、そして言葉や文章などによって自分の意見を的確に表現する能力（「文章表現」）である。もちろん、「入門演習」が基本的な意味において基礎教育の場になっていることはいうまでもない。

倫理教育の必要性と重要性は、経済社会において特に重視されてきていることは周知のとおりである。倫理性を培う教育については、狭義の倫理学を共通科目の［人間について考える］の分野に「倫理学Ⅰ・Ⅱ」を置いている。また、関連科目に法律系として「知的財産法」、「消費者契約法」を置いている。さらに、経営学科の「企業論」ではコーポレート・ガバナンスの関連でコンプライアンスの必要性を重視して講義している。同様に、「マーケティング論」でも社会志向のマーケティングや取引の公正が取り上げられている。経済学科では、厚生経済や社会福祉を取り上げる講義で倫理の問題が重視されている。

【点検・評価】

基礎教育を独自にカテゴリー化し、必須化していることは評価できる。特に入門演習を必修科目として設置し、基礎的教育を充実させていることは特筆される。

倫理性を培う教育も、幾つかの授業科目の内容面で適切に配慮されていることは評価できる。

【長所と問題点】

基礎教育を重視して授業科目に反映させていることは長所である。「情報処理入門・応用」

は、いわゆる実技科目であり、設備も充実しており、ティーチング・アシスタントがついて、学生の能力に合ったきめ細かい指導がなされている。そのため、次の段階に進んでもレポートやレジュメの作成に困難なく対応できている。自己発見により大学卒業後のキャリア設計を描く端緒となる「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」は近年の就職率上昇に大きく寄与していると考える。また、経済学特講・経営学特講を利用して、国語・数学の学力が不足する新入生を対象にその補習を取り入れたことはリメディアル教育導入の第一歩として特筆できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

リメディアル教育をさらに推進し、基礎教育の実効性を担保する。さらに、苦手な科目も克服できるという意識を培って、学生により豊かな将来像を描かせたい。

（４）「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性

【現状の説明】

経済学科では、上述のように、専門教育的授業科目は基礎科目と専門科目からなり、それを理論系、政策系、歴史系の３分野に分けている。たとえば、理論系には「ミクロ経済学Ⅰ・Ⅱ」、「マクロ経済学Ⅰ・Ⅱ」、「経済統計Ⅰ・Ⅱ」、「国際経済学Ⅰ・Ⅱ」など、政策系には「日本経済論Ⅰ・Ⅱ」、「経済政策Ⅰ・Ⅱ」、「財政学Ⅰ・Ⅱ」、「金融論Ⅰ・Ⅱ」、「労働経済学Ⅰ・Ⅱ」など、歴史系には「日本経済史Ⅰ・Ⅱ」、「西洋経済史Ⅰ・Ⅱ」などを設置している。

経営学科では、専門教育的授業科目は基礎科目と専門科目からなり、それを経営系、会計系、情報系、および歴史系の４分野に分けている。経営系には「経営管理論Ⅰ・Ⅱ」、「財務管理論Ⅰ・Ⅱ」、「企業論Ⅰ・Ⅱ」、「組織行動論」など、会計系には「財務会計特論」、「特殊会計論」、「原価計算論Ⅰ・Ⅱ」、「管理会計論Ⅰ・Ⅱ」など、情報系には「経営情報論Ⅰ・Ⅱ」、「経営プログラミングⅠ・Ⅱ」など、歴史系には「経営史Ⅰ・Ⅱ」が設置されている。

専門教育的授業科目は、いずれの学科も「固有科目」に設置しており、基礎科目と専門科目からなる。基礎科目 10 単位以上と合わせて 36 単位以上を選択修得しなければならない。

また、経済学科は「時代、地域社会、国際社会から求められる経済学の基礎的知識を習得させ、経済学的視点から課題を発見し解決することができ、かつ対話を通じて互いの認識を共有できる人材を養成する」ことを目標としている。そのため、経済学の基礎知識をバランスよく学べるように、カリキュラムを編成している。経済学科では専門教育的授業科目を「理論と実践の統合」と位置づけ、24 科目を配置し、そしてこれらの専門科目を体系的に履修できるように、①公務員志向履修モデルと②一般企業志向モデルの 2 種類の履修モデルを提示して学生の履修支援を行っている。経営学科は、経営学の体系的知識及びそれに関する能力を修得させ、もって企業・地域社会において活躍できる経営に関する実践的スキルを持った人材を養成することを目標にする。そのため、経営学をバランスよく学べるように、カリキュラムを組んでいる。経営学科も専門教育的授業科目を「理論と実践の統合」と位置づけており、①経営系履修モデル、②会計系履修モデル、③情報系履修

モデルの３履修モデルを提示している。

【点検・評価】

経済学科、経営学科のいずれにおいても、体系的で専門性に富んだカリキュラムが編成されており、履修モデルによる学生指導も理にかなったものといえる。また、経済学・経営学演習を通じて学生の生活指導やキャリア指導にも成果を上げるとともに、教室内の学修だけでなく、インターンシップや国内社会実習などを通じて応用的能力を開発すべく実践的な教育も行われている。

1 年次の「入門演習」から始まって、3 年、4 年の専門科目の履修にいたるカリキュラムの編成は「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させる」という学校教育法第 52 条の目的に沿ったものと判断される。

【長所と問題点】

現行のカリキュラムの編成は充分に第 52 条に示す目的に適合するものであるといえる。また、特殊講義を利用した「寄附講座」の開設も、学生の専門的知識と社会的常識を涵養する上で重要な役割を果たしていると評価できる。しかし、経済・経営のグローバル化に対応する科目の配置にやや不十分さを残している。

【将来の改善・改革に向けての方策】

各学科の教育目標を達成すべく、まずは各学科の基本的科目（以下「基本科目」）を確定する。そののち学としての体系性を維持しながらグローバル化への対応を検討する。

（５）一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

【現状の説明】

一般教養的授業科目（共通科目）は、社会科学である経済・経営の専門分野を学ぶために欠かせない教養を高め、社会に対する幅広い視野を身につけるという観点から、上述のように、以下の３分野からカリキュラムが編成されている。すなわち、「哲学Ⅰ・Ⅱ」、「歴史学Ⅰ・Ⅱ」、「文学Ⅰ・Ⅱ」、「健康とスポーツ(実技)」、「倫理学Ⅰ・Ⅱ」などの〔人間について考える〕。「生活と法律」、「経済社会のしくみ」、「政治学」、「社会学Ⅰ・Ⅱ」、「心理学Ⅰ・Ⅱ」、「人権論」、「生涯学習と社会参加」などの〔社会について考える〕。「数学とコンピュータ」、「環境と科学Ⅰ・Ⅱ」、「生物学」などの〔自然・環境について考える〕である。なお、各分野から４単位以上、３分野全体で 20 単位以上を選択修得しなければならない。さらに、社会全体における経済学・経営学の把握・位置づけが一面的で狭隘なものになる危険性を考慮して、経済学と経営学に有機的なつながりをもつ法・政治・文化の基礎知識を一体的に修得し、総合的な判断力を身に付けてもらうことを目的に、［社会について考える］分野に法学部教員担当の「生活と法律」（１年次配当、2 単位）を必修科目として配置している。

【点検・評価】【長所と問題点】

経済学、経営学も、社会科学の一分野であることから、〔人間〕、〔社会〕、〔自然・環境〕の分野について幅広い教養を身につけることが不可欠である。その点、上記の授業科目に代表されるように、幅広くバランスよく学べるようなカリキュラム編成がなされていることは評価できる。また、一年次に、総合的かつ導入教育的な「生活と法律」を必修科目として配置している点も合理的である。しかし、上の 3 分野の開講科目数にアンバランス（［人間について考える］が 16 科目、［社会について考える］が 14 科目、［自然・環境について考える］が 8 科目）が見られ、この点は学生の選択肢を制限することにもなりかねず、将来的には是正していく必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

初年次教育や専門教育への橋渡しとしての教養科目の必要性について検討する中で、より基本的な教養科目の位置づけの問題も避けて通れない。すなわち、教養科目を学士課程教育の基礎部に位置づけるのか、あるいはリベラル・アーツとして一定の独自性を許容するのかという問題の捉え方自体にブレがあってはならない。何のための、また誰のための教養科目かについての共通認識を確定させるとともに、固有科目、語学教育、職業（キャリア）教育とのより一層の連携化とシステム化が望まれ、その中で一般教養的授業科目の編成について必要な改善・改革を進めることが必要である。さらに、実践的には、教養教育としての達成目標の明確化・可視化、双方向教育のあり方・工夫、独自の教科書作成、また習熟度を勘案したステップアップ型（入門→発展）のカリキュラム構成の工夫等をはじめとして、その他、リメディアル教育や入学前教育の工夫・実践が考えられる。

（６）外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的への実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状の説明】

本学は国際大学として、外国語教育に力を入れている。上述のように、従来の第一外国語科目と第二外国語科目の区別をなくし、英語に関しては「英語Ⅰ・Ⅱ」を必修とし、その他に「オーラル・コミュニケーション」、「ライティング」、「リーディング」「トーイック・英検対策」（以上Ⅰから Ⅲまで）、を設け、さらに、「フランス語」、「ドイツ語」、「中国語」、「韓国語」、「インドネシア語」（以上Ⅰから Ⅳまで）、「語学実習」、「外国語特講」を設けている。とりわけ「中国語」、「韓国語」、「インドネシア語」は、本学がアジアの玄関口の福岡県北九州市にあるという地域性を考慮し、学生が将来これらの国々を含むアジア諸国で活躍できる国際性を身につけることができるようにするため開講している。

英語では、プレイスメントテストを実施し、学生の能力に合った少人数のクラス制を導入している。また、フランス語、ドイツ語、中国語などでは、Ⅰの科目単位取得後でなければ、次のⅡの科目、さらにはⅢ、Ⅳの履修自体ができないグレード制を採用している。

【点検・評価】

学生の多様な興味と関心に応えるという意味においても、また、英語以外の外国語に重点を置いて学習したいという学生の希望に応じることができるという点でも、現在のカリ

キュラムは妥当である。特に、本学の地域性から、中国語、韓国語、インドネシア語のアジア言語を配置していることは、今後、アジアの国々との関係が益々重要になっていく時代において、評価できる。

【長所と問題点】

英語科目のプレイスメントテストによる学生の習熟度別クラス分けや外国語のグレード制の厳格な運用は、外国語科目の適正な授業運営のみならず学生の外国語能力の向上を図る上で、適切である。本学の教育目的に照らしてもアジア言語の外国語科目を配置していることは適切である。また英語科目を必修にしているのみならず、さらに英語力を磨くために必要な英語関係の科目をバランスよく配置している。

【将来の改善・改革に向けての方策】

当面、外国語科目の配置については改善・改革の必要性は認められないが、今後とも適切な科目配置と運用に努めていく。

（７）教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

【現状の説明】

卒業所要総単位数は、125 単位以上である。具体的な卒業所要単位に占める専門教育的授業科目等の量的配分については、経済学科、経営学科とも、いわゆる非専門教育的授業科目のうち、基礎教育科目は３単位以上、共通科目は 20 単位以上、外国語科目は 12 単位以上である。いわゆる専門教育的授業科目のうち、演習科目は 20 単位、コア科目は 10 単位、基礎科目および専門科目は 36 単位以上、実習科目および関連科目は 12 単位以上、自由履修単位は 12 単位の計 125 単位以上となっている。

【点検・評価】【長所と問題点】

専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分については、概ね妥当といえる。学生の要望や社会的要請からくる専門教育的授業科目の充実と、専門教育的授業科目を学習する前提としての一般教養的授業科目・外国語科目の充実という背反する要求の間で、両者のバランスを図っていると思料される。

専門的授業科目について、演習科目、実習科目、関連科目を除く固有科目をコア科目、基礎科目、専門科目に配分し、コア科目に必修科目を配置していることは、専門教育的授業科目における質的確保の観点からも適切である。

開設授業科目を量的に配分した後に、共通科目については、履修条件の設定により、さらに量的配分を一定程度確保していることは適切である。例えば、共通科目の①〔人間について考える〕、②〔社会について考える〕、③〔自然・環境について考える〕では、「左記より、20 単位以上選択修得。ただし、①②③の各分野より４単位以上選択修得すること」としている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

授業科目分野の量的配分は適切であり、当面、改善・改革の必要性は認められない。

（８）基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその適切性、妥当性

【現状の説明】

基礎教育と教養教育の実施・運営のために教養委員会がある。すなわち、教養委員会規程第２条は、「委員会は、学部の横断的科目（以下「横断的科目」という。）の設置・改廃などにともなって生じる授業科目、カリキュラム等の諸問題を調整し、円滑な解決を図ることを目的とする」と規定し、第７条は、「委員会は次の事項を協議し、教授会に提案する。（１）次年度の横断的科目及びその担当者（２）横断的科目の改廃（３）横断的科目の新規非常勤講師の資格審査（４）その他横断的科目に関すること」と規定している。

さらに、教養委員会の上位委員会として、教務委員会がある。すなわち、教務委員会規程第 2 条は、「委員会は、授業科目の種類・単位・編成、休学・復学・退学、学生の試験、成績評価及び単位の認定に関して、各学部及び学部間の事項を調整するため協議する」と規定し、第 7 条は、「委員会の協議事項は、教授会の承認を必要とする」と規定している。

上記のような正規の組織体系の他に、これまで、3 学部に分散した教養科目の担当教員が一堂に会して合議する組織が存在せず、それが教養関連の諸問題の改善を阻んでいたという状況があった。このような状況を改善することを目的に、2007 年 9 月から「学部横断的科目担当者会議」（教養委員長が主催）が新たにスタートすることになり、そこでは現場教員の生の意見を糾合しつつ教養委員会へ具申を行なうというボトムアップ型のバイパスとして貴重な機能を果たすことが期待されている。

【点検・評価】

大学の会議体としては、大学評議会をトップに教授会、教務委員会、教養委員会が教務事項についての決定・審議・協議機関である。規程上も組織上も十分整備されているといえる。基礎教育と教養教育事項については、規程上は教養委員会がまず協議発議する。それにより、責任体制は適切性を保持している。上記のように、教務委員会の下部組織として平成 19 年度より発足した「学部横断的科目担当者会議」の存在と役割も、教養教育の改善にとって重要であり、その点も評価できる。

【長所と問題点】

基礎教育や教養教育は、経済学部を含む３学部がいずれも社会科学系統の学問分野であることから、全学的視点から調整・運営がなされている。そのために全学的な会議体である教養委員会が規程を具備していることは適切である。また、教養科目関連の担当教員の意見を糾合することを目的に設置された「学部横断的科目担当者会議」の役割も重要であり、今後の活用が期待される。しかし、教養科目領域では、全学的な調整には時間を要することがあり、学部学科のカリキュラムの改善に比べると、教養委員会での検討の迅速性が求められているといえる。また、教養委員会は、基本的には審議・提案機関にとどまり、権限と責任が担保されておらず、人事をはじめとする決定権を有しない組織固有の限定性もかかえており、この点にかかわる問題も将来の検討課題である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

導入（1 年次）教育やリメディアル教育をはじめ、今後ますます重視される基礎教育や教養教育のあり方を迅速に検討していくために教養委員会の強化を図るとともに、対応する事務組織の整備を図ることも必要である。

２．カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

経済学部では、学生が後期中等教育から大学教育へ円滑な移行ができるように次のように、次のカリキュラムを配置している。

まず、1 年次に必修科目として「情報処理入門」「キャリアデザインⅠ」「生活と法律」「経済社会の仕組み」（経営学科のみ）を配当している。「情報処理入門」は、情報リテラシーの強化、特に経済学部の学生にとっては必要不可欠なワードやエクセルなどを習得させることを目的としている。「キャリアデザインⅠ」は、大学卒業後の進路や目標を大学在学中から自覚的に意識できるように支援することを目的としている。「生活と法律」は、経済に隣接している法律の基礎知識を学びコンプライアンスの考え方を学ぶことを目的としている。さらに、経営学科の学生には「経済社会の仕組み」を配置して、経営学を学ぶ上で基本となる経済学の基礎を習得させることを狙いとしている。いずれの科目も経済学部に在籍している学生でクラスが構成されている。

また、経済学部の専任教員で担当している「入門演習Ⅰ・Ⅱ」を 1 年次に必修で配置し、導入教育を実施している。この科目は、入学直後に実施される「フレッシャーズ・ミーティング」（1 泊 2 日の合宿形式）から始まる。ここでは担当教員が在学中の協力学生とともに膝つきあわせて、大学での生活の仕方や履修方法などを指導することを目的としている。そして、春学期には、大学での学習で基本となる「読み」「聞く」「話す」「書く」というスキルの涵養を目的として「KIU 入門演習学習ハンドブック」という共通テキストを利用して教育が行われ、また図書館の利用の仕方などのガイダンスも行っている。これは少人数のクラスで開講され、この演習を通じて生涯の友人を作る学生も少なくない。

秋学期の演習では、それぞれのテーマに基づいた報告レジュメの作成、あるいはパワーポイントを利用したプレゼンテーション、さらには討論やディベートの練習など、積極的に「表現する力」を養成することを重視している。

【点検・評価】

カリキュラムにおける高・大の接続は、基礎教育科目、「入門演習Ⅰ・Ⅱ」、「生活と法律」、「経済社会のしくみ」、において、適切に配慮されている。なかでも「入門演習Ⅰ・Ⅱ」は、大学教育への円滑な移行のために不可欠なプログラムとなっており、かつ大学での学習に必要な技量を指導する内容となっており、またクラスサイズも小さくなっているので、教育効果が高いと思料される。

【長所と問題点】

「入門演習」は単なる導入教育の場としてだけでなく、学生の生活相談の場ともなっている。修学支援室との連携で、学生が発するシグナルをいち早く感知して対応するシステ

ムができつつある。経済学部から派遣されている委員がレポートの書き方などを個別に指導するようになったのも、こうした「入門演習」の取り組みがあるからである。

ただし、上述のような配慮にもかかわらず、高・大の接続が不十分な学生もわずかではあるが生じている。そのため 2007 年度には経済学特講を利用して、国語と数学の学力不足学生を対象に特別講義を実施した。

【将来の改善・改革に向けての方策】

多様な学生が入学している現状に鑑み、高・大の接続は今後ともますます重要となると考えられる。経済学部では、2006 年度（平成 18 年度）に「教育改革推進会議」を発足させ、教育改革に関する会議を数次にわたり行い、教授会に提案している。「入門演習Ⅰ」から「入門演習Ⅱ」への接続を自動的、機械的に行うのではなく、学生の学力に応じたクラスの再編をするという提案も出ている。その中でリメディアル教育を実施するという考え方もある。このような検討を踏まえて、より適切な高・大接続の方策を講じていく。

３．インターンシップ、ボランティア

【現状の説明】

インターンシップならびにボランティアの活動は、大学における正課の教育とは異なり社会を直接体験し、社会的な責任と自覚を促す貴重な体験学習である。経済学部においても積極的に推奨している。

まず、インターンシップは、井筒屋、シャボン玉、タカミヤなど地場企業を中心に 28 社に、2005 年度は 27 名の学生が夏季休暇期間を中心として参加した。就職・進路相談室が主催し、報告書の提出を含む事前研修を 3 回、事前訪問を行い、インターンシップ参加後、事後研修を行い報告書の提出をもって完結するものである。これは「国内社会実習」という授業科目で単位認定を行っている。なお、県が主催するインターンシップには 4 名の学生が参加している。

そして、大学主催のインターンシップに 2006 年度は 24 名、2007 年度には 18 名が、また県主催のインターンシップには 2006 年度が 6 名、2007 年度には２名が参加した。

また、八幡西区の黒崎商店街の街づくり活動に、経済学部の学生が自主的に参加している。これらの学生の多くは、学内の「KUI スタッフ」（学内ボランティア団体）の一員にもなっており、さまざまなボランティア活動に参加している。ただし、このボランティアについては単位認定を行っていない。

【点検・評価】

インターンシップについては、参加した学生の積極性が増すなど有効な体験学習である。また、「KUI スタッフ」などによるさまざまなボランティア活動が積極的に行われていることが地域の人々からも高く評価されている。

【長所と問題点】

インターンシップは学生の積極性を引き出すなど大きな教育的効果を生み出しており、その後の就職活動にも積極的であり、インターンシップ参加学生は 100％就職している。

黒崎の街づくり活動はマスコミにも取り上げられ、その活動水準はかなり高い。ボランティア活動はあくまでも自主的な活動であるので、単位認定することが妥当であるかどうか意見が分かれている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

インターンシップの受け入れ企業の拡大を図り、参加学生の数を増加させる方策を講じる。また、ボランティア活動については、まず何よりも彼らの活動を学内外に知らせ、そして表彰する制度を作ることが必要である。その上で、単位認定の方策を考えていきたい。

４．履修科目の区分

【現状の説明】

まず、基礎教育科目に「情報処理入門」（1 単位）「キャリアデザインⅠ」（2 単位）が必修科目として配置されている。共通科目では要卒条件が 20 単位以上修得になっているが、そのうち経済学科では「生活と法律」（2 単位）、経営学科では「生活と法律」（2 単位）と「経済社会のしくみ」（2 単位）が必修科目である。外国語科目では、要卒条件の 12 単位以上のうち「英語Ⅰ・Ⅱ」の 4 単位が必修である。

演習科目では、1 年次の「入門演習Ⅰ・Ⅱ」それぞれ 2 単位計 4 単位、2・３年次の演習 8 単位（経済演習Ⅰ～Ⅳまたは経営演習Ⅰ～Ⅳあるいは総合演習Ⅰ～Ⅳ）が必修科目であり、4 年次の卒業研究 8 単位が選択必修となり、専門教育の基礎から応用を一貫して履修できるような科目配置となっている。

固有科目ではコア科目（必修 10 単位）、基礎科目、専門科目、実習科目、関連科目の群を設け、それぞれに要卒条件の修得単位を設定している。

【点検・評価】

卒業に必要な単位数 125 単位以上のうち、経済学科 31 単位、経営学科 33 単位が必修である。これは 2003 年度のカリキュラム改革で必修科目を大幅に増やした結果である。より教育効果を高めるために、それまでの履修モデルに範をなす学生の「自由な」履修方法に軌道修正を加える必要性があると判断したためである。必修・選択の量的配分は、概ね妥当であると思われる。学生の自主的履修を尊重するということと、学士を授与するのに履修すべき授業科目のバランスは適切である。

【長所と問題点】

基礎教育科目や学部の専門教育の基本的な科目を必修としていることは、学部の理念・目的に沿った履修を指導する上で、適切である。すなわち、「情報処理入門」、「キャリアデザインⅠ」を基礎教育科目として学ぶことは、学生が現代を生きるうえで必須のスキルを早期に身に付けさせることであり、真剣に将来の進路を考えさせる上で重要な契機を提供する。また、経済学科の「経済数学入門」、「ミクロ経済学Ⅰ」、「マクロ経済学Ⅰ」、「金融論Ⅰ」、「財政学Ⅰ」、経営学科の「経営学Ⅰ」、「経営管理論Ⅰ」、「会計学」、「簿記論Ⅰ」、「流通経済論Ⅰ」をコア科目として学習することは、各学科の学問体系の原理、原則を理解することになり、その後の学習の仕方をある意味で決定づけるものである。

【将来の改善・改革に向けての方策】

必修・選択の量的配分は適切性、ならびに妥当性をもつものと考えられるので、当面は現行どおりに行う。

５．授業形態と単位の関係

【現状の説明】

各授業科目の単位計算方法は大学設置基準に定められた単位制に基づいて行われている。授業科目には講義・演習・実技・実習があり、また春学期と秋学期のそれぞれで完結するセメスター科目と１年間にわたる通年科目がある。

講義ならびに演習の科目は、毎週１時間 15 週＝15 時間をもって１単位としている。ただし、これらの科目の時間割上の時間は、1 時限=1 コマを 90 分とし、これを 2 時間とみなしている。したがって、毎週 2 時間 15 週＝30 時間で 2 単位となる。同様にして通年科目は 4 単位である。

毎週１時限＝90 分、半期で１単位となる。毎週 2 時限＝90 分を 2 回の場合には、半期をもって 2 単位となる。

実技科目は外国語科目と同様の計算方法であるが、週 90 分、半期で１単位である。たとえば、「ビジネス実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「コンピュータ実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は半期で１単位である。

なお、その他の学外実習や講座受講については別に定める基準に基づいて計算を行っている。たとえば、「国内社会実習」、「海外社会実習」は所定の要件をみたせば 2 単位となる。その他、①学生が、企業や自治体などでインターンシップを行なった場合は、所定の要件をみたせば「国内社会実習」2 単位と認定する。②学生が、「就職活動支援講座」を受講した場合には、所定の要件をみたせば「キャリアデザインⅡ」2 単位と認定する。③学生が、エクステンションセンター開講講座のうち「宅地建物取引主任者」、「公務員受験対策講座」、「日商簿記検定 2 級コース」を受検した場合、所定の要件をみたせば「経済学特講」または「経営学特講」2 単位と認定している。

選択必修となっている「卒業研究」は通年科目で 8 単位としている。これは通常の演習科目の単位計算に加えて、卒業論文等の成果をその準備時間数を勘案して計算したものである。

【点検・評価】【長所と問題点】

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、おのおのの授業科目の単位計算方法は、大学設置基準のそれによるものであり、妥当性をもつものと思料される。したがって、授業科目の単位計算には問題はない。また、「卒業研究」を通常演習科目の 2 倍の単位計算を行っているのは、学生の学習成果を勘案しているためであり、妥当性をもつものと判断される。インターンシップや各種講座受講などを単位認定しているのは長所である。これらは、学生はもちろん、社会からも好意的に受け入れられ、インターンシップの場合には、卒業後その企業にそのまま採用される場合もある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

授業形態と単位の関係は適切に設定されているので、当面、改善・改革の必要性は認め

られない。

６．単位互換、単位認定等

【現状の説明】

経済学部は今のところ、国内外の大学等との単位互換制度は設けていない。

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位の認定にあたっては、九州国際大学学則、単位換算認定基準に関する規程ならびに単位換算認定基準に関する経済学部運用内規に基づき、経済学部の単位として認定している。この認定のプロセスは、まず経済学部の教務委員会で原案が作成され、次いで全学の教務委員会での承認を受けて、最終的には経済学部教授会で決定するという手続きがとられる。

まず、編入学・転入学以外の方法で入学する学生の場合（国内外の大学または短期大学などで修得した単位について)、九州国際大学学則第 36 条に基づき、30 単位を超えない範囲で「読み替え」認定を行う。しかし、これまでのところ実績はない。

次いで、編入学や転入学で 3 年次生として入学する学生の既修得単位について、本学学則第 17 条または第 16 条、ならびに単位換算認定基準に関する規程と単位換算認定基準に関する経済学部運用内規に基づき、「入門演習」と「関連科目」群について 16 単位を、専門科目以外の科目について 37 単位の 53 単位を包括認定し、さらに専門科目のなかから合計 62 単位を上限として「読み替え」認定を行っている。

また、本学が海外の大学等と締結する学生交流協定に基づいて交換留学する学生や、これ以外の方法で留学する認定留学生については、留学先での学修の成果に対して、本学学則第 36 条および留学する学生に関する規程第 8 条に基づき 1 年間の留学について 30 単位を上限として単位認定を行っている。2006 年度、2007 年度の実績はない。

【点検・評価】

国内外の大学等との単位互換については、制度がなく、適用例はない。

国外の大学に留学する場合には、留学先での取得単位が本学部の単位として換算されているので、本学での単位取得不足で卒業延期となるようなことはなく単位認定は適切に実施されているといえる。

3 年次の編入学・転入学については、53 単位の包括認定を導入していることで、入学後に固有科目を中心に 2 年間で残り 72 単位以上を無理なく履修できており、学修の便宜が図られている。

経済学部では、単位認定は、学部の教務委員会による詳細な検討、全学の教務委員会での審議を経て教授会に付されており、厳格な手続きを踏んでいる。

【長所と問題点】

編入学・転入学の学生の多くは単位認定数が包括認定分の 53 単位に制限されるが、2 年間で残り 72 単位以上を修得することはそれほど困難であるとはいえない。卒業への影響も少ないと判断される。また、編入学生等の既修得単位の読み替え・単位認定も厳格に行なわれており、特に問題はないと思われる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

国内外の大学との単位互換制度の整備に向けて努力したい。本学および経済学部にかけている単位互換制度に関して、北九州地区は専門教育の異なる複数の大学・短期大学が存在していり、こうした制度を導入することによる効果は大きいと考えられる。専門教育における教育内容・方針の相違を考慮しつつ、各大学における受講条件を調整することができるように、単位互換制度を導入設けるための大学間の協議会を早急に立ち上げる必要があると思われる。また、資格等に対する単位認定問題について、その制度導入に向けて学部教務委員会で検討することにしたい。

７．開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

2007 年度に開講された（必須科目・選択必修科目）についての専任・兼任が担当する授業科目数とその割合は、以下のとおりであり、経済学部の開講総科目数は 665 で、うち専任教員が担当する科目数は 523 で全体の 78.6%を占めている。

開設授業科目における専・兼比率(200７年度)

学部・学科				必修科目	選択必修科目	全開設授業科目
経済学部	経済学科	固有科目（専門教育）	専任担当科目数	103	40	143
			兼任担当科目数	0	8	8
			専兼比率%	100	83.3	94.7
	経営学科	固有科目（専門教育）	専任担当科目数	83	43	126
			兼任担当科目数	0	14	14
			専兼比率%	100.0	75.4	90.0
全学部	全学科	共通科目（教養教育）	専任担当科目数	55	149	204
			兼任担当科目数	13	57	70
			専兼比率%	80.9	72.3	74.5
		教職課程・図書館学課程	専任担当科目数	20	23	43
			兼任担当科目数	12	9	21
			専兼比率%	62.5	71.9	67.2

(1)固有科目

経済学科の固有科目の全開設授業科目数 151 科目は、必修科目 103 科目、選択必修科目 48 科目からなっている。専任教員の担当する授業科目数の比率は、必修科目で 100%、

選択必修科目で 83.3%、全体で 94.7%となっている。

また、経営学科の固有科目の全開設授業科目数 140 科目は、必修科目 83 科目、選択必修科目 57 科目からなっている。専任教員の担当する授業科目数の比率は、必修科目で 100%、選択必修科目で 75.4%、全体で 90.0%となっている。

(2)共通科目

本学の共通科目の全開設授業科目数 274 科目で、必修科目 68 科目、選択必修科目 206 科目からなっている。専任教員の担当する授業科目数の比率は、必修科目で 80.9%、選択必修科目で 72.3%、全体で 74.5%となっている。

(3)教職課程および図書館学課程

本学の資格取得科目の全開設授業科目数 64 科目で、必修科目 32 科目、選択必修科目 32 科目からなっている。専任教員の担当する授業科目数の比率は、必修科目で 62.5%、選択必修科目で 71.9%、全体で 67.2%となっている。

【点検・評価】

以上のように概ね専任教員の担当比率が高いことは評価できる。特に専門教育である固有科目については良好であり、今後ともこの体制を維持していく必要がある。ただし、経営学科の専門教育の選択必修科目の選任担当比率が相対的に低く、この点改善の余地があるが、必修科目は 100%であり、全体的に見れば 90.0%であり、著しく低いわけではない。

教養教育である共通科目の専任担当教員の比率は平成 18 年度には相対的に低かったが、平成 19 年度には大きく改善された。

【長所と問題点】

経済学部では、固有科目については基本的に専任の教員が担当するように工夫している。科目数の 92%以上を専任教員が担当している。特に、演習科目は 100%専任教員が担当しており問題点は少ない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

共通科目について、専・兼比率をどのような水準におくかという問題は、一般教養科目のあり方や運営と密接に関連している。特に多様な学生の入学に対して初年次教育や基礎教育が重視されている中で、専門教育である固有科目の専・兼比率とのバランスを図りつつ、共通科目の専・兼比率において専任教員の比率を高めていく方向で調整を図っていく必要がある。

８．社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人については、経済学部では 1999 年（平成 11 年）より「第二部」に代わって夜間主コースを設置し、基本的に月曜日から金曜日までの６時限（18 時～19 時 30 分）、７時限（19 時 40 分～21 時 10 分）の時間帯に授業科目を配置している。2005 年度までは土曜日に

も開講していたが、2006 年度から全学的に土曜日は補講日となり、社会人学生にとっては少々タイトな履修条件となっている。ただし、必修科目は必ず夜間に開講し 4 年間で卒業できるように配慮している。

外国人留学生については、教育課程表に留学生科目（「日本事情Ⅰ～Ⅵ」、「日本語Ⅰ～Ⅳ」）を配置し、「外国人留学生に対する授業科目履修方法の特例に関する規程」を適用して、取得した日本事情科目の単位は、共通科目の単位を修得したものとし、また取得した日本語科目の単位は、外国語科目の単位として振り替えることができるようになっている。

なお、2004 年度（平成 16 年度）から英語Ⅰと英語Ⅱが必修となったのをうけ、事前の学力テストを行って特別クラスを設けることとし、異なる英語学習歴をもった学生にも対応できるように配慮している。さらに、経済学部では、入門演習が春学期から始まるため、秋入学の留学生向けに秋学期開始のクラスを設けて、秋学期入学の留学生にも教育上の配慮を行なっている。また、学務事務室では、留学生の出席状況を適宜把握し個別指導を行っている。さらに、国際センターとも連携して、留学生の修学、生活面の指導を行っている。

【点検・評価】

夜間の時間帯での履修でもって卒業できるように社会人学生に配慮しているが、社会人学生の入学者が減少している。経済学科、経営学科いずれも毎年 2 名程度にとどまっている。なお、部分受講となる社会人の科目等履修生は毎年 30 名程度受け入れている。社会人学生の履修を容易にするために夜間の時間帯にも授業科目を開講していることは評価できる。

また、留学生に対して、留学生科目を設置したり必修である英語科目のクラス編成で配慮していることは適切である。

【長所と問題点】

外国人留学生への教育上の配慮については、規程によって履修方法の特例を設けていることは、外国人留学生の履修の負担を軽減する観点から望ましいことである。しかし、外国人留学生の特別クラス（入門演習）をつくるなど試みているが、留学生だけのクラス編成をすることが教育上効果的なのかどうかについて議論もあり、今後の検討課題である。

2006 年度（平成 18 年度）から土曜日を補講日としたため、同年度以前に入学して土曜日の時間帯で受講していた社会人学生には不便になった。当該学生の人数が少数であるとはいえ、社会人学生に対する配慮を検討する必要があるだろう。

【将来の改善・改革に向けての方策】

土曜日における授業科目の配置については、社会人学生の人数や一般学生の意見なども踏まえて、全体の授業運営を検証する中で、慎重に検討したい。

外国人留学生については、どうしても同国出身者だけの交流に偏る傾向があるが、自主ゼミやサークル活動への参加を促すなど、日本人学生との日常的な接触を密にするように促していきたい。

９．生涯学習への対応

【現状の説明】

経済学部の経済研究センターが主催するシンポジウムは広く市民に開放されて実施されている。

2005 年 1 月 17 日には、西堀喜久夫教授、野村政修教授のコーディネートにより、中村剛治郎氏（横浜国立大学国際社会研究科教授）、中村英隆氏（遠賀信用金庫理事長）、花田欣一氏（かのこの里利用組合理事長）、山縣宏之氏（本学経済学部助教授）をパネリストに迎えて、シンポジウム「グローバリゼーションと地域経済」を開催した。

また、同年 11 月 12 日には、本学経済部の石田秀実教授のコーディネートにより、シンポジウム「近代社会における排除と選択　―ヴェーバーから現代まで―　」を開催した。パネリストとして、鈴木宗徳氏（南山大学外国語学部教授）「『自立支援』の陥穽　―イギリス『第三の道』批判―　」、三笘利幸氏（本学経済学部助教授））「マックス・ヴェーバーと『ゼクテ』―『普遍主義』と『特殊主義』―　」、高田実氏（本学経済学部教授）「『福祉の複合体』史が語るもの　―＜排除・包摂＞と＜安定・拘束＞―　」を迎え、各報告と討論を行った。なお、パネリスト以外の討論者として井野瀬久美恵氏（甲南大学文学部教授）も迎えている。

さらに、2006 年 11 月 25 日には、池田光則教授と山縣宏之助教授の司会により、簡施儀氏（中国・長栄大学国際企業学科助理教授）、徳永篤司氏（財団法人北九州産業学術推進機構産学連携センター課長）、長内厚氏（京都大学大学院経済学研究科、ソニー、Nexgen）、陳　韻如氏（本学経済学部助教授）、伊吹勇亮氏（長岡大学産業経営学部講師）によるシンポジウム「学研都市のシステム・デザインと北九州地域の今後」を開催した。

2007 年 12 月 15 日には、許　棟翰教授・坂本悠一教授のコーディネートにより、洪　淳権氏（東亜大学校教授）他をパネリストに迎えて、シンポジウム「近代植民地釜山の都市形成―「日本帝国」における植民地と人の移動をめぐって―」を開催した。

そのほか、エクステンションセンターを介して、北九州市が実施している「北九州市民カレッジ」の講座企画に参加している。さらに、エクステンションセンターのドイツ語講師は経済学部の島浦一博教授が担当している。

【点検・評価】【長所と問題点】

経済研究センターが主催するシンポジウムが毎年定期的に開催され、広く一般市民に公開していることは生涯学習への対応として評価できる。ただし、内容的に学術的な側面が強かったため、生涯学習として一般市民の理解が得られるようにするためには工夫が必要であり、一般市民の参加をさらに促す努力が必要である。

なお、「北九州市民カレッジ」の企画に参加しているが、ここ 4 年間、受講生が集まらないという理由から閉講になっている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今後は、市民向けに、テーマが生涯学習の一環として一般的で分かりやすい企画を考える。また、生涯学習の一環として実施する場合には、主催を経済研究センターで行うのかどうかも再検討する。さらに、「北九州市民カレッジ」についても引き続き講座企画に参加

して、開講に導くようなテーマ設定を行うよう一層の努力を行う。

10. 正課外教育

【現状の説明】

経済学部では、学生の自発的な学修を積極的に支援する方針で臨んでいる。まず、①全教員に毎週２時間のオフィス・アワーを設定してもらい、講義時間内には出来なかった質問への対応などを含め担当講義に関して不足する部分を補っている。②ゼミナールでの教育の一環として、全国インゼミや全九州ゼミナールなどの大会へ出席し発表することを奨励し、これらに参加する学生の旅費や宿泊費の援助を行ってきた。また、工場見学や国内外の他大学ゼミとの交流（たとえば韓国漢陽大学とのゼミ交流）についても援助を行っている。③さらに、AO 入試の「キャリアサポート・プログラム」で入学した学生には、その後教員のサポートがついて日常的な教育支援を行ってきた。④そのほか、体育会や文化会のサークルやクラブの顧問として指導していることはいうまでもない。また、経済研究センターが中心となり各種の講演会を実施し、専門教育の浸透にも力を注いでいる。⑤また全学的には、就職対策や健康保健増進などの分野でさまざまな啓発講座を開設したり講演会を開いたりしている。就職・進路相談室の主催によるキャリア教育として、1 年次に「就職総合講座Ⅰ（通年)」、2 年次に「就職総合講座Ⅱ（通年)」、3 年次に「就職活動支援講座（通年)」（この講座は木曜日）を開講し、早い段階から就職支援を行っている。保健室主催で禁煙を推奨する講演会や性感染症についての講演会が開催されている。いずれも、水曜日３～４時限の「アセンブリーアワー」を利用して学生の便に供している。

【点検・評価】

毎週２時間オフィス・アワーを設けていることは、学生の学習支援に効果的であり評価できる。また、水曜日にアセンブリーアワーを設けて、学生の自発的な活動を推奨し、また各種講座や講演会を開いていることは評価できる。しかし、経済研究センターの主催するシンポジウムなどへの参加者はまだ少数にとどまっている。

【長所と問題点】

ゼミナール大会への参加費補助を行ってきたことは、学生の負担を軽減し参加を促すものとして評価できる。しかし、2006 年度（平成 18 年度)、学生の組織であるゼミナール連合が事実上休止状態となっており、ゼミナール大会への取り組みが大幅に遅れている。また、就職講座は水曜日と木曜日に設定し、その時間帯には他の授業科目を配置しないという配慮をしているが、講座への出席率が 5 割を満たないことが多い。出席率の向上が課題となっている。特に課題として指摘すべきは、法学部などに比べて、資格試験の支援などでサポート体制が構築できていない点であろう。課外教育は学生の意欲と教員の熱意がなければ成り立たない。今後は、学生が各種講座や資格試験に積極的に取り組むように、インセンティブを高める工夫が必要であろう。

【将来の改善・改革に向けての方策】

来年度から新入生に対して各種資格検定（漢字能力検定、簿記検定、経営学検定など）

の受験を促す方向で検討を始めた。これを機会に、検定合格の実を上げるべく、まずは受験指導を教員がアシストする自主ゼミなどの形で行えるような体制を整備したい。

＜国際関係学部＞

【到達目標】

国際関係学部では、学部の教育目標を実現するために、きめ細かな少人数教育を基本方針として、授業科目間の連携強化、リメディアル教育をはじめとする基礎教育の強化と専門教育の充実、学生の授業評価をはじめとするＦＤ活動の推進、その他の取り組みによって教育内容・方法の充実に努める。

(1)教育課程との関連では、①科目間の密接なる連携の必要性、②基本科目担当者の学部での総専任化、③「キャリアデザイン」担当者の学部内での専任化、④コア科目の専任化、⑤国際関係学部の「固有科目」を意識した「共通科目」の設置と担当者の配置、⑥基礎教育と教養教育の実施運営のための責任体制の確立などに留意し、学部の教育力を強化する。

(2)入学前教育（プレゼミ）の充実とともに、カリキュラムにおける高・大の接続を強化するように努める。

(3)多様な学修の機会を提供する観点から、インターンシップ、ボランティアなどの国内社会実習ならびに海外における語学実習や社会実習への参加を促すとともに、交換留学生制度の拡充・強化に努める。

(4)外国人留学生等への教育上の配慮については、日本語運用能力向上をはじめとして、確固たる指導体制の確立を目指す。

１．教育課程

（ア）　学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連

【現状の説明】

国際関係学部の教育課程は、2004 年（平成 16 年）11 月、文部科学省への届出・受理を経て、2005 年（平成 17 年）4 月から運用し、現在に至っている。

前述した国際関係学部の理念・目的を実現するという観点から、教育課程（カリキュラム）は、次のとおり編成されている。

国際関係学部国際関係学科のカリキュラム構成

授　業　科　目　群　の　名　称	卒業に必要な単位数
基 礎 教 育 科 目（8）	３単位以上
共　通　科　目（７５）	２０単位以上
外 国 語 科 目（６８）	１２単位以上
（留学生科目）(20)	

基本科目群（24）			１８単位以上
固有科目 (64 単位以上)	共通専門科目群	地域研究系(30)	１０単位以上
		国際言語系(28)	１０単位以上
	コース専門科目群	英語系(30)	２０単位以上
		国際協力系(36)	
		国際ビジネス系(32)	
		実習(6)	
	演習群　(16)		１６単位必修（注 3）
	関連科目群(64)		８単位以上

（注１）表中の(　)内の数値は開設されている総単位数、「卒業に必要な単位数」は、各科目群についての合計である。

（注２）卒業要件単位数は 125 単位以上であり、表中の単位数に加えて、自由履修単位として 8 単位以上修得する必要がある。自由履修単位とは、学生が、自己の興味や進路にあわせて科目を自由に選択して修得するもので、国際関係学部国際関係学科開設の全ての授業科目から自由に選択することができる。

（注３）また、卒業研究を選択しない場合は、コース専門科目群の中から 2 科目 4 単位を以って代替することができる。

具体的には、基礎教育科目（3 単位必修)、共通科目（20 単位以上選択修得)、外国語科目（英語 4 単位必修を含む 12 単位以上選択修得)、留学生科目、基本科目（8 単位必修を含む 18 単位以上選択修得）共通専門科目（20 単位以上選択修得)、コース専門科目（20 単位以上選択修得)、演習（16 単位必修)、関連科目（8 単位以上選択修得)、自由履修単位（8 単位以上選択修得）という区分を設け、卒業所要総単位 125 単位以上としている。

(a) 基礎教育科目は、情報化社会において不可欠なコンピュータを活用できる能力、自己の将来設計を描ける能力、言葉や文章によって自分の意見を整然と伝える能力などの現代社会で生活するため、基礎的素養を涵養するという観点からカリキュラムが編成されている。すなわち、「情報処理入門」、「情報処理応用」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「文章表現」である。

(b) 共通科目(一般教養的授業科目)は、社会科学である国際関係学の専門分野を学ぶために欠かせない教養を高め、社会に対する幅広い視野を身につけるという観点から、以下の 3 分野からカリキュラムは編成されている。すなわち、「哲学Ⅰ・Ⅱ」、「歴史学Ⅰ・Ⅱ」、「文学Ⅰ・Ⅱ」、「健康とスポーツ(実技)」、「倫理学Ⅰ・Ⅱ」などの〔人間について考える〕。「生活と法律」、「経済社会のしくみ」、「社会学Ⅰ・Ⅱ」、「心理学Ⅰ・Ⅱ」、「人権論」、「生涯学習と社会参加」などの〔社会について考える〕。「数学とコンピュータⅠ・Ⅱ」、「環境と科

学Ⅰ・Ⅱ」、「生物学」などの〔自然・環境について考える〕である。なお、各分野から 4 単位以上、3 分野全体で 20 単位以上を選択修得することで、幅広くバランスよく学ぶことができる。

(c) 外国語科目は、従来の第一外国語科目・第二外国語科目の区別をなくし、英語関係として「英語Ⅰ・Ⅱ」各 2 単位計 4 単位を必修とし、その他に「オーラル・コミュニケーション」、「ライティング」、「リーディング」「トーイック・英検対策」を設け、さらに、「フランス語」、「ドイツ語」、「中国語」、「韓国語」、「インドネシア語」を設け、そのうち 8 単位以上選択修得するとしている。ただし、アジア言語（「中国語」、「韓国語」、「インドネシア語」）を 4 単位以上含めて選択修得することになっている。

(d) 留学生科目は、外国人留学生に対して、日本をより理解させるとともに、日本語能力の向上を図り、これを代替履修することによって、履修上の負担の軽減を図るために設置されている。日本事情科目の単位は、共通科目の単位を修得したものとし、日本語科目を修得した単位は、外国語科目の単位として振り替えることができる（「外国人留学生に対する授業科目履修方法の特例に関する規程」）。

(e) 基本科目は、国際関係学部の専門基礎として位置づけられているものであり、必修としての「国際関係論Ⅰ・Ⅱ」(4 単位)、「国際協力論Ⅰ・Ⅱ」(4 単位)と選択としての「国際経済学Ⅰ・Ⅱ」、「国際社会学Ⅰ・Ⅱ」、「比較文化論Ⅰ・Ⅱ」、「国際政治学Ⅰ・Ⅱ」(10 単位以上選択修得）が設けられている。これらの科目の履修によって、国際関係学の基礎的知識が身につけられるようになっている。

(f) 固有科目では、共通専門科目群、コース専門科目群、演習群、関連科目群に分けて、科目履修の全体的バランスが確保されるように配慮されている。具体的には、共通科目群から 20 単位以上、コース専門科目群から 20 単位以上、演習群から 16 単位、関連科目群から 8 単位以上選択修得することになっている。なお、共通専門科目群は地域研究系（「アジア概論」、「中国研究」など）と国際言語系（「English Communication」、「専門中国語」など）を設け、コース専門科目群は英語系、国際協力系、国際ビジネス系に分けて、学生の将来の進路にあわせた科目設定を行っている。

(g) 自由履修単位では、学科で開設の全ての授業科目（修得した授業科目を除く）から 8 単位を修得することとなっている。

【点検・評価】

国際関係学部の理念・目的である「グローバルに活躍できるための国際教養と国際言語教育」に重点をおき、同時に特定領域において、「より高度の国際教養を修得させ、個性を伸ばし特色ある人材育成を図る」ための教育を実現するために必要な授業科目を配置した教育課程である。

基本科目群において、国際関係研究の基礎を固めるために、国際的視野を広げ、学際的手法を教育する科目群が設置されている。そして、学部学科共通の専門教育として、地域別の国際事情の修得を目指す「地域研究系」と、英語とアジア言語の高度な国際言語運用能力の修得を目指す「国際言語系」の科目群が設置されている。

以上の共通の専門教育を基礎として、学生の関心や将来の進路にあわせた科目選択ができる「コース専門科目群」が用意されている。これは、３つの専攻分野として、①英語系、

②国際協力系および③国際ビジネス系の科目群が設置されている。これら科目群では、英語系において、英語教員免許取得に必要な英語科目が配置されているなど、英語を専門とする職業、国際協力・国際交流、国際的な企業などでの業務に携わるために必要な科目が適切に配置されており、国際関係学部の理念・目的を体現している教育課程と評価できる。

完成年度を迎えていないので、教育課程の検証を行う段階には至っていないが、今日、重視されている国際教養や「グローバル・リテラシー」（国際対話能力）、学際性と総合的な判断力を修得させるに必要な科目がバランスよく配置されていると思料する。また本学の理念・目的である「実践性」にも留意し、「英語通訳演習」”Speech＆Discussion”「国際協力実践論」「貿易商務論」などの科目が配置されていることは適切である。

したがって、本学部学科の教育課程と教育の理念・目的との関係は、学校教育法第 52 条ならびに大学設置基準第 19 条に適合したものとなっていると評することができる。しかしながら、その一方で、「コース専門科目群」は、あくまでも履修モデルであるため、適切な履修指導が不可欠となっている。

【長所と問題点】

教育課程は、自主性をもって幅広く多くのことを学び、海外社会実習、海外語学実習、留学など異文化体験もでき、国際的視野を持ちフィールドワークを通じて実践する能力を身につけることができる体系となっている。

問題点としては、現在のカリキュラムは総花的であり、履修の仕方によっては 1 年次の学生が履修モデルと将来の進路をイメージできにくいことが挙げられる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

カリキュラムとコース、将来の進路をより視覚的に見え易くするために、2007 年（平成 19 年）、学部の緊急行動計画（案）を検討した。そのなかでは、具体的なコース設定まではできなかったが、2008 年度（平成 20 年度）から始まる学部新カリキュラム検討委員会や全学カリキュラム検討委員会で検討を進めることを決定している。

（イ）　学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

【現状の説明】

国際関係学部の理念・目的や教育目標を達成するために、基本科目群のなかに、学部基礎科目として 18 単位以上選択修得することとした。まず、国際関係学部の学生が、専門的な国際関係学の教育を受けるための導入として「国際関係論Ⅰ」、「国際関係論Ⅱ」、「国際経済学Ⅰ」、「国際経済学Ⅱ」、「国際社会学Ⅰ」、「国際社会学Ⅱ」を 1 年次または 2 年次科目として配当している。これらの科目では、国民国家システム、国際政治経済体制、グローバリゼーション、人間の安全保障、日本の国際化などをキーワードに国際関係を理解するための基礎知識の修得を目指す。これら講義によって、国際関係の教育を受けるための基礎を作るとともに、学生にこれから学習する国際関係学の体系を鳥瞰させる。次に、2 年次以降は「国際協力論Ⅰ」、「国際協力論Ⅱ」、「比較文化論Ⅰ」、「比較文化論Ⅱ」、「国際政治学Ⅰ」、「国際政治学Ⅱ」を配置し、国際関係学についてさらなる研鑽を積む機会を設け

ている。

固有科目の中に、共通専門科目群として 20 単位以上選択修得することとした。この科目群には、国際教養としての地域事情ならびに国際言語に精通するための科目を配置している。具体的には、1・2 年次に「アジア概論Ⅰ」、「アジア概論Ⅱ」、「中国研究Ⅰ」、「コリア研究Ⅰ」、「東南アジア研究Ⅰ」、「南アジア研究Ⅰ」、「アメリカ研究Ⅰ」、「アメリカ研究Ⅱ」を設け、アジア諸地域やアメリカ等の事情を学習する。2 年次からは、「English Communication Ⅰ」などの英語関連科目や、「ヨーロッパ研究Ⅰ」も開講され、英語の履修とともに、ヨーロッパ事情を含む地域事情を地域研究の視点から専門教育を行う。3 年次以上では、「Intensive WritingⅡ」、「専門中国語Ⅰ」、「専門中国語Ⅱ」などが配置され、より高度の国際言語運用能力を身につける機会が設けられている。

また、演習群では、パーソナル・タッチを通したきめ細かい教育を実現するため、1 年次から 4 年次までの「入門演習」、「基礎演習」、「専門演習」、「卒業研究」を置き、各演習 15 名程度のクラスで編成され、本学の教育理念である少人数教育を実践している。演習は、事実上の助言教員クラス制の役割もあり、諸連絡、生活指導、欠席・退学予防機能も果たしている。1 年次配当の「入門演習」は、読む・聴く・話す・書くという基本的なスキル（技量）を身につけつつ、大学への導入教育・学習をそのねらいとする。２年次配当の「基礎演習」は、3 年次以降の専門演習を履修する準備段階としての機能をもつ。３年次の「専門演習」、4 年次の「卒業研究」は、担当教員とゼミ学生との双方的対話方法による専門知識の修得を目指すとともに、ゼミ発表・討論などを通して、コミュニケーション能力を磨く。国際関係学部では、英語系ゼミを除き、2 年次から 4 年次まで同一の教員の下で、一貫して学ぶ体制をとっている。

さらに、国際関係学も社会科学の一つである以上、近接の学問を学ぶことによって、より一層理解が深まる。そこで、関連科目群として、「憲法Ⅰ・Ⅱ」、「政治学原論Ⅰ・Ⅱ」、「商法総則」などの法律・政治系と、「ミクロ経済学Ⅰ・Ⅱ」、「マクロ経済学Ⅰ・Ⅱ」、「経営学Ⅰ・Ⅱ」などの経済・経営系の科目から 8 単位以上選択修得する。

【点検・評価】

国際関係学部の学部・学科の理念・目的は、既述のとおり、国際化・情報化・多様化が進む現代社会において、積極的に情報発信ができるための知識と思考能力ならびにその手段を備えるなど、グローバルに活躍するために必要な「グローバル・リテラシー（国際対話能力)」を重視する教育を目指している。そのために、国際人として必須の国際教養と英語・アジア言語の複数の国際言語能力を修得させるための科目配置になっている。

学士課程として、国際関係学で扱われている政治・経済・社会・文化の諸分野に加えて、アジアおよび欧米の地域研究、そして、英語およびアジア言語について、体系立てて、必要かつ適切な科目が配置されている。よって、「国際関係学士」を授与するに必要且つ十分な知識を修得できるようにカリキュラムが編成されているといえる。これらのことから、学部・学科等の理念・目的や目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムとしての体系性は、確保されていると評価できる。

【長所と問題点】

長所は、基本的に国際関係に関する科目がバランスよく配置されており、1 年次から 4 年次までゼミをはじめとする少人数教育が行われている点である。

一方で、カリキュラムとコース設定に強制力がなく学生が体系的に進路をイメージした学習ができるかという課題もある。ある程度強制力をもったコース設定を行い、「国際関係の基礎」→「外国語の修得」→「地域研究」→「海外社会実習・海外語学実習・交換留学」といったように学生にわかりやすいカリキュラムを提示する必要があると思われる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

上記の指摘の下、2008 年度（平成 20 年度）からは新カリキュラム検討委員会を設置、鋭意検討を進める。

（３）教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

【現状の説明】

基礎教育は、全学部共通の基礎教育科目で実施している。現代社会において不可欠なコンピュータを活用できる能力、自己の将来設計を描ける能力、ことばや文章によって自分の意見を整然と伝える能力などの現代社会で生活するため、基礎的スキルを習得するという観点からカリキュラムが編成されている。すなわち、「情報処理入門」、「情報処理応用」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「文章表現」である。

また、倫理性を培う教育については、狭義の倫理学を共通科目の〔人間について考える〕の分野に、「倫理学Ⅰ・Ⅱ」を置いている。これ以外の科目においても、「環境法Ⅰ・Ⅱ」、「人権論」、「ジェンダー論Ⅰ・Ⅱ」などの授業の中で個別的に扱われている。

【点検・評価】

現代社会で生活するため、基礎的素養を涵養するという観点から、入学後、早い段階で上記の基礎教育科目を履修できるように配置したことは妥当である。

また、いかに国際教養や英語およびアジア言語を身につけていても、大学人として、倫理性をもった人間性がなければ社会から尊敬されることもなく、人生において成功することもかなわないだろう。だからこそ、倫理性を培う教育を学部教育の基礎に位置付けるべきであり、そのための必要な授業科目は設置している。

【長所と問題点】

「情報処理入門・応用」は、いわゆる実技科目であり、ティーチング・アシスタントもつき、学生の能力に合ったきめ細かい指導がなされる。関連施設である教育情報ネットワークセンターや、マルチメディア教室の施設・設備・機材は、充実している。また、2007 年 9 月に、全パソコン教室のコンピュータのリプレースが完了し、学生は最新の機器で講義や演習が受講できる体制となっている。

自己発見により、大学卒業後のキャリア設計を描く端緒となることを目的とする「キャリアデザインⅠ」を設けていることは適切である。なお、基礎教育に関連して、リメディアル教育の必要性がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

現在、基礎教育科目は、上記 5 科目 8 単位の中から 3 単位以上選択修得することとなっているが、そのうちの必修科目である「情報処理入門」は、「情報処理応用」と区別して開講する必要はないのではないか。必修ではなく、選択にして「情報処理」全体の再編を行うべきではないかという意見が 2007 年 12 月の学部横断科目担当者会議でまとめられたが、コンピュータに精通した学生の増加を考えると、実現していくべき改善だと思われる。

基礎教育の充実化に向けて、リメディアル教育を目指した授業を、入門演習等を活用して実施することを検討中である。

（４）「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目と、その学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性

【現状の説明】

国際関係学部では、国際教養を身につけ、英語およびアジア言語という複数の言語を駆使してグローバルに活躍できる人材を育成するために必要な科目は配置している。すなわち、国際関係学の基本科目群および共通専門科目群（地域研究系と国際言語系）の「基本的科目」を土台として、専門教育的授業科目を英語系、国際協力系、国際ビジネス系の 3 分野に分けて次の科目を配置している。

①英語系（英語学Ⅰ・Ⅱ、英語音声学Ⅰ・Ⅱ、英文法論Ⅰ・Ⅱ、異文化コミュニケーション論、英米文学Ⅰ・Ⅱ、時事英語Ⅰ・Ⅱ、英語通訳演習Ⅰ・Ⅱ、Speech＆DiscussionⅠ・Ⅱ）

②国際協力系（外交史、国際法Ⅰ・Ⅱ、比較宗教論Ⅰ・Ⅱ、比較社会学Ⅰ・Ⅱ、開発経済論Ⅰ・Ⅱ、ジェンダー論Ⅰ・Ⅱ、NGO 論Ⅰ・Ⅱ、国際協力実践論Ⅰ・Ⅱ、多国籍企業論、国際金融論Ⅰ・Ⅱ）

③国際ビジネス系（流通経済論、貿易論Ⅰ・Ⅱ、国際マーケティング論、国際経営論Ⅰ・Ⅱ、国際物流論Ⅰ・Ⅱ、国際ビジネスコミュニケーションⅠ・Ⅱ、貿易商務論Ⅰ・Ⅱ、国際財務会計Ⅰ・Ⅱ、国際農業経済論、食料経済論）

【点検・評価】【長所と問題点】

国際関係学の基本的科目・地域研究ならびに国際言語を履修した後、３つの専攻分野のいずれかを履修することで、英語あるいは国際関係学に関連する、より専門的な科目を履修するという体系化ができている。そして、学生がコースを選択する際に役立つ履修モデルも用意しているし、演習クラス（2 年次から 4 年次まで同一担当教員）を選択することでコースに沿った科目も履修できるように指導されている。

よって、専攻に係る専門の学芸を教授するための専門教育的授業科目は、学部の理念・目的に沿って体系化されており、学校教育法第 52 条との適合性も認められる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

完成年度に向けて、専門教育的授業科目の「専攻に係る専門の学芸」としての妥当性について検証を行うこととする。

（５）　一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

【現状の説明】

一般教養的授業科目（共通科目）は、社会科学である国際関係の専門分野を学ぶために欠かせない教養を高め、社会に対する幅広い視野を身につけるという観点から、以下の 3 分野からカリキュラムは編成されている。すなわち、「哲学Ⅰ・Ⅱ」、「歴史学Ⅰ・Ⅱ」、「文学Ⅰ・Ⅱ」、「文化人類学Ⅰ・Ⅱ」、「倫理学Ⅰ・Ⅱ」などの〔人間について考える〕。「生活と法律」、「経済社会のしくみ」、「政治学」、「社会学Ⅰ・Ⅱ」、「心理学Ⅰ・Ⅱ」、「人権論」、「生涯学習と社会参加」などの〔社会について考える〕。「数学とコンピュータⅠ・Ⅱ」、「環境と科学Ⅰ・Ⅱ」、「生物学」などの〔自然・環境について考える〕である。なお、各分野から 4 単位以上、3 分野全体で 20 単位以上を選択修得しなければならないとしている。
なお、有機的なつながりをもつ法・経済・政治・文化等の基礎知識を一体的に修得し、総合的な判断力を身につけてもらうことを目的に、「生活と法律」と「経済社会のしくみ」の 2 科目は必修科目として配置している。

【点検・評価】【長所と問題点】

国際関係学も、社会科学の一分野であることから、本学の他の学部と同様に、〔人間について考える〕、〔社会について考える〕、〔自然・環境について考える〕の分野について幅広い教養を身につけることが不可欠である。その点、他学部の本項目のところで記述したとおり、幅広くバランスよく学べるようなカリキュラム編成がなされていることは評価できる。ただし、多様な学習歴をもつ学生への対応として、一般教養的授業科目において、初年次教育や専門教育への橋渡しをどのように位置づけていくのか、明確化していく必要がある。さらに、上の 3 分野の開講科目数にアンバランス（〔人間について考える〕が 16 科目、〔社会について考える〕が 14 科目、〔自然・環境について考える〕が 8 科目）が見られ、この点は学生の選択肢を制限することにもなりかねず、将来的には是正していく必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

初年次教育や専門教育への橋渡しとしての教養科目の必要性について検討する中で、一般教養的授業科目の編成について必要な改善改革を進めるが、さしあたって、上で述べたようなアンバランスを解消する必要がある。

（６）外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的への実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状の説明】

本学は国際大学として、語学教育に力を入れている。外国語科目は、従来の第一外国語科目・第二外国語科目の区別をなくし、英語関係として「英語Ⅰ・Ⅱ」を必修とし、その他に「オーラル・コミュニケーション」、「ライティング」、「リーディング」「トーイック・英検対策」、を設け、さらに、「フランス語」、「ドイツ語」、「中国語」、「韓国語」、「インド

ネシア語」を設けている。「中国語」、「韓国語」、「インドネシア語」などは、本学がアジアの玄関口の福岡県北九州市にあるという地域性を考慮し、学生が将来、これらの国々を含むアジア諸国で活躍できる国際性を身につけることができるようにするため開講している。

英語では、プレイスメントテストを実施し、学生の能力に合った少人数のクラス制を行っている。また、フランス語、ドイツ語、中国語などでは、Ⅰの科目単位取得後でなければ、次のⅡ科目、さらにはⅢ、Ⅳの履修自体ができないグレード制を採用している。

【点検・評価】

学生の多様な興味と関心に応えるという意味においても、また、英語以外の外国語に重点を置いて学習したいという学生の希望に応えることができるという点でも、現在のカリキュラムは妥当である。特に、本学の地域性から、中国語、韓国語、インドネシア語のアジア言語を配置していることは、今後、アジアの国々との関係が益々重要になっていく時代において評価できる。

【長所と問題点】

英語科目のプレイスメントテストによる学生の習熟度別クラス分けや、英語以外の外国語のグレード制の厳格な運用は、外国語科目の適正な授業運営のみならず学生の外国語能力の向上を図る上で、適切である。本学の教育目的に照らしても、アジア言語の外国語科目を配置していることは適切である。また英語Ⅰ・Ⅱを必修にしていることや、さらに英語力を磨くために必要な英語関係の科目をバランスよく配置していることも適切である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

本学の英語教育は、クラスサイズ、時間数（週に２回）、習熟度別クラス編成、そしてスキル別クラス編成の点で、多様な学生のニーズに対応した学習の機会を学生に与えている。全学の英語科目（選択英語）と国際関係学部の国際言語系の英語科目との間の棲み分けを一層良いものにするため、2009 年度より現在の全学の選択英語の教育内容と科目名の変更を予定している。また、理解力を一層高めるために、すべての英語科目名にレベルを付することも検討している。

（７）教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

【現状の説明】

卒業所要総単位数は、125 単位以上である。具体的な卒業所要単位に占める専門教育的授業科目等の量的配分については、いわゆる非専門教育的授業科目のうち、基礎教育科目は 3 単位以上、共通科目は 20 単位以上、外国語科目は 12 単位以上である。いわゆる専門教育的授業科目のうち、基本科目群は 18 単位以上、共通専門科目群は 20 単位以上、コース専門科目群は 20 単位以上、演習群は 16 単位、関連科目群は 8 単位以上、自由履修単位は 8 単位の計 125 単位以上となっている。

【点検・評価】【長所と問題点】

専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分については、概ね妥当といえる。一方では、刻々と変化する国際情勢の中で、最新の国際関係の知識修得に対する学生のニーズや社会的要請から、専門教育的授業科目を充実させたいし、他方では、専門教育的授業科目を学習する前提としての一般教養的授業科目・外国語科目を充実させたいとの背反する要求がある現状で、両者のバランスを図ったものと思料される。

開設授業科目を量的に配分した後に、共通科目については、履修条件の設定により、さらに量的配分を一定程度確保していることは適切である。例えば、共通科目の①〔人間について考える〕、②〔社会について考える〕、③〔自然・環境について考える〕では、「左記より、20 単位以上選択修得。ただし、①②③の各分野より４単位以上選択修得すること」としている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

授業科目分野の量的配分は適切であり、当面、改善・改革の必要性は認められない。

（８）基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその適切性、妥当性

【現状の説明】

基礎教育と教養教育の実施・運営のために教養委員会がある。すなわち、教養委員会規程第２条は、「委員会は、学部の横断的科目（以下「横断的科目」という。）の設置・改廃などにともなって生じる授業科目、カリキュラム等の諸問題を調整し、円滑な解決を図ることを目的とする。」と規定し、第７条は、「委員会は次の事項を協議し、教授会に提案する。（１）次年度の横断的科目及びその担当者（２）横断的科目の改廃（３）横断的科目の新規非常勤講師の資格審査（４）その他横断的科目に関すること。」と規定している。

さらに、教養委員会の上位委員会として、教務委員会がある。すなわち、教務委員会規程第 2 条は、「委員会は、授業科目の種類・単位・編成、休学・復学・退学、学生の試験、成績評価及び単位の認定に関して、各学部及び学部間の事項を調整するため協議する。」と規定し、第７条は、「委員会の協議事項は、教授会の承認を必要とする。」と規定している。上記のような正規の組織体系の他に、これまで、3 学部に分散した教養科目の担当教員が一堂に会して合議する組織が存在せず、それが教養関連の諸問題の改善を阻んでいたという状況があった。このような状況を改善することを目的に、2007 年 9 月から「学部横断的科目担当者会議」が新たにスタートすることとなり、そこでは現場教員の生の意見を糾合しつつ教養委員会へ具申を行うというボトムアップ型のバイパスとして貴重な機能を果たすことが期待されている。

【点検・評価】

大学の会議体としては、大学評議会をトップに教授会、教務委員会、教養委員会が教務事項についての決定・審議・協議機関である。規程上も組織上も十分整備されているといえる。基礎教育と教養教育事項については、規程上は、教養委員会がまず協議発議する。それにより、責任体制は適切性を保持している。上記のように、教務委員会の下部組織として 2007 年度より発足した「学部横断的科目担当者会議」の存在と役割も、教養教育の改

善にとって重要であり、その点も評価しうる。

【長所と問題点】

基礎教育や教養教育は、国際関係学部を含む３学部がいずれも社会科学系統の学問分野であることから、全学的視点から調整・運営がなされている。そのために全学的な会議体である教養委員会が規程を具備し、適正に運営されていることは適切であり評価できる。また、教養科目関連の担当教員の意見を糾合することを目的に設置された「学部横断的科目担当者会議」の役割も重要であり、今後の活用が期待される。しかし、教養科目領域では、全学的な調整には時間を要することがあり、学部学科のカリキュラムの改善に比べると、教養委員会での検討の迅速性が求められているといえる。また、教養委員会は、基本的には審議・提案機関にとどまり、権限と責任が担保されておらず、人事をはじめとする決定権を有しない組織固有の限定性もかかえており、この点の問題も将来の検討課題である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

初年次教育やリメディアル教育をはじめ、今後、ますます重視される基礎教育や教養教育のあり方を迅速に検討していくために、教養委員会の強化を図るとともに、先にも述べた「学部横断的科目担当者会議」の正規の組織化と実質化も検討を要する。さらに、これと対応する事務組織の整備を図ることも必要である。

２．カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

国際関係学部では、高校までの教育から大学教育へ円滑に移行できるよう、カリキュラムにおける高・大の接続に以下のように取り組んでいる。

全学的には、「情報処理入門」、「キャリアデザインⅠ」、「経済社会のしくみ」、「生活と法律」、「入門演習Ⅰ・Ⅱ」を 1 年次配当の必修科目として開講し、それぞれ情報リテラシーの修得、学生自身のキャリア設計のための自己発見、4 年間社会科学を学ぶにあたっての基礎の修得を目指している。

特に高・大の接続で重要な役割を果たしているのは、「入門演習Ⅰ・Ⅱ」である。高校までとは異なる大学の授業形態において、学生が勉強する上で必要な「聴く・読む・話す・書く」といった「知的スキル」を身につけることを主眼として設置されている。少人数クラスで編成され、全学的に用意された『入門演習学習ハンドブック』などを活用して、本学部の専任教員が担当している。

また、高校までの学習歴の異なる多様な学生が混在する中で、学習指導の効果を高めるため、「入門演習Ⅰ・Ⅱ」では学習歴が同等の学生を集めたクラスを一部編成している。2006 年度には特別クラスを 1 クラス、2007 年度には特別クラスを 1 クラスと基礎クラスを 2 クラス設けて指導をしている。

【点検・評価】

「情報処理入門」、「キャリアデザインⅠ」、「経済社会のしくみ」、「生活と法律」、「入門

演習Ⅰ・Ⅱ」という高・大接続のための科目が、必修科目として設置されていることは、適切である。共通のテキストが作成されていることも評価できる。

【長所と問題点】

「入門演習Ⅰ・Ⅱ」については、学内で共通テキストを作成し、それに基づき授業が行われているので、学部内での教育内容の均一化が図られていることは長所である。特筆すべきことは、入門演習担当教員が事実上の「学生アドバイザー」となって、授業への出席状況、履修に関する問題への相談相手になっていることである。心理面での問題など専門のカウンセラーの支援が必要な場合は、修学支援室配置のカウンセラーによる対応となるが、１年次生が、高校生活から大学生活への移行期に抱える問題への支援を担当教員が行っていることは評価できる。

クラス編成については、学習歴が異なる学生が混在する中で、高・大接続のための学習指導に困難が伴う状況が発生しているため、特別クラスと基礎クラスを設け、学習歴が同等の学生を集めたクラス編成を行っていることは一定の評価ができる。よりきめ細かな指導をするためには、すべての学生を習熟度別に編成し、クラスごとに適切な学習指導を行う必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

「入門演習Ⅰ・Ⅱ」のクラス編成については、特別クラスと基礎クラスを設けているが、入学生の学習歴を踏まえてさらにきめ細かなクラス編成を行うこととし、クラスごとに適切な学習指導を確保する方策を検討する。また、担当教員間での定期的な意見交換の機会を設けるため、2008 年度より入門演習担当者会議（仮称）を開催する予定である。

３．インターンシップ、ボランティア

【現状の説明】

国際関係学部では、前身の国際商学部の時代から社会における活動への参加を重視して、インターンシップやボランティア活動に対しての単位認定に積極的に取り組んできた。

教育課程のなかに、「国内社会実習」や「海外社会実習」として、２年次生以上配当の科目を選択修得科目として配置している。

学生が、所定のインターンシップあるいはボランティア活動を国内で行った場合、所定の手続きを経て、「国内社会実習」という科目の単位として 2 単位が修得できる。

インターンシップの受け入れ企業は、本学部所属教員が開拓した地場の企業および就職・進路相談室が窓口となって、福岡県インターンシップ推進協議会により斡旋された企業や就職・進路相談室が独自に開拓した企業である。

ボランティア活動の受け入れ団体としては、地元の NPO、公的施設があるほか、期間限定の北九州市主催のイベント、日本フットボールリーグ（JFL）加盟の地元チームの運営サポート、地元の海岸美化活動への参加という形でのボランティア活動などがある。いずれのボランティアも、本学部所属教員が開拓したものである。JFL 加盟チームや海岸美化活動の模様は、新聞にも掲載された。

また、学部から提示したインターンシップあるいはボランティア活動の受け入れ団体あ

るいは活動内容に対して、学生自身に希望するものがない場合でも、学生自身が受け入れ団体を探し、活動内容について学生が同団体と打ち合わせの上、計画を立てて活動する「個人参加型」というタイプでの履修も可能となっている。

インターンシップ、ボランティア活動ともに、実際の実習へ入る前に、学内での事前指導を受け、その後、60 時間以上の活動を行うことやレポートの作成などを単位認定の条件として課している。

海外においてボランティア活動を行った場合には、「海外社会実習」という科目の単位として認定される。学部所属教員が企画立案し、学部の実習委員会にて承認された計画に基づき、運営されている。2005 年度には、カンボジアで活動しているボランティア団体が行っている中学校建設というボランティア活動を体験する計画が実行された。なお、この模様は新聞でも報道されたことがある。

【点検・評価】

本学部所属教員が、インターンシップやボランティア活動を企画立案し、運営している「実習」が用意されていることは、このような活動を学生に奨励する上では極めて有効である。またインターンシップの受け入れ企業が、本学部所属教員、福岡県インターンシップ推進協議会など多様なルートで開拓されて、学生に提供されていることも評価できる。

インターンシップは、受け入れ企業あるいは団体との個々の綿密な打ち合わせを踏まえ、学内での事前指導を受けた後、実際の活動に 60 時間以上参加させ、終了後にはレポートを提出させている。授業科目として、インターンシップ活動を単位認定する手順も明確にされている。就職・進路相談室を通して実施されたインターンシップは、就職対策委員会、教務委員会、そして教授会の議を経て単位認定される。また学部所属教員の企画や学生の個人企画の場合は、学部の実習委員会での審議後に教授会の議を経て単位認定される。

【長所と問題点】

学部内に実習委員会を設置、インターンシップやボランティア活動を学部として積極的に取り組んでいることは長所である。また、海外でのボランティア活動が、学部の企画として実施されていることも評価できる。実習を終えた学生は一様に、講義では得ることができない貴重な経験を積むことにより、その後の履修姿勢あるいは将来への展望や心構えなどの面で大いに成長していることが窺える。また、ボランティア活動は、大学の地域貢献の一つとしても位置づけることができる。

他方、選択科目であることから、学部が提供するプログラムに比して、履修する学生の数が多くないため、できる限り多くの学生の参加を慫慂する必要がある。特に海外でのボランティア活動は、国際関係学部学生にとって有益なプログラムである。

【将来の改善・改革に向けての方策】

インターンシップやボランティア活動の意義や有用性について、学生の理解を深めるために、履修登録時や演習科目の授業の中で周知徹底する。また、学生のインセンティブを高めるため、2008 年度よりリニューアルする学部の広報誌『学部便り（仮称)』に、これらの活動に参加した学生の体験レポートを掲載し、在学生に配布する予定である。

４．履修科目の区分

【現状の説明】

国際関係学部における必修科目は、基礎教育科目の「情報処理入門」(1 単位)、「キャリアデザインⅠ」(2 単位)、共通科目の〔社会について考える〕の「生活と法律」(2 単位)、「経済社会のしくみ」(2 単位)、外国語科目の「英語Ⅰ」(2 単位)、「英語Ⅱ」(2 単位)、基本科目群の「国際関係論Ⅰ」(2 単位)、「国際関係論Ⅱ」(2 単位)、「国際協力論Ⅰ」(2 単位)、「国際協力論Ⅱ」(2 単位)、演習群の「入門演習Ⅰ」(2 単位)、「入門演習Ⅱ」(2 単位)、「基礎演習Ⅰ」(2 単位)、「基礎演習Ⅱ」(2 単位)、「専門演習Ⅰ」(2 単位)、「専門演習Ⅱ」(2 単位)、「卒業研究」(4 単位) の計 17 科目 35 単位である。

【点検・評価】【長所と問題点】

卒業所要総単位 125 単位以上のうち、必修は、17 科目 35 単位である。必修・選択の量的配分は、概ね妥当であると思われる。学生の自主的履修を尊重するということと、学士（国際関係学）を授与するのに履修しておくことが必要と思われる科目のバランスは、適切である。

基礎教育科目や共通科目で「生活と法律」や「経済社会のしくみ」を必修にしていることは、大学で勉学に必要な基本スキルや社会科学系の学問分野を専攻していく上で、必要な知識を修得するために必要な科目である。また、国際関係学部の基本科目群に配置されている「国際関係論Ⅰ・Ⅱ」と「国際協力論Ⅰ・Ⅱ」を必修としていることは、国際関係学の基本を修得する上で、適切といえる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

完成年度に向けて、必修科目と選択科目の量的な配分の妥当性については、学生の動向をもとに検証していく。

５．授業形態と単位の関係

【現状の説明】

本学は春学期・秋学期の２セメスター制の下、授業科目の単位認定基準は、以下のとおりになっている。

・専門科目の講義および演習は、週 1 限（90 分）通年をもって 4 単位とし、週 1 限 1 学期（半期）をもって 2 単位としている。
・演習は、「入門演習Ⅰ・Ⅱ」、「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、「専門演習Ⅰ・Ⅱ」がセメスター制で、1 学期 2 単位となっているが、「卒業研究」は、通年 4 単位となっている。ただし、「卒業研究」を選択しない場合コース専門科目群の中から、2 科目 4 単位を以って代替することができる。
・外国語科目は、週 2 限（180 分）1 学期をもって 2 単位としている。
・実技科目、例えば、「情報処理入門」、「健康とスポーツ（実技)」などは、週 1 時限(90 分)１学期をもって１単位となる。
・実習は、「海外語学実習」、「国内社会実習」および「海外社会実習」があるが、いずれの

場合も、60 時間以上の授業（活動）で 2 単位となる。通常、事前説明会や事前研修が設定される。

【点検・評価】【長所と問題点】

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、そのおのおのの授業科目の単位計算方法は、大学設置基準によるものであり、概ね妥当である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

当面、改善・改革の方策は必要がないと思料される。

６．単位互換、単位認定等

【現状の説明】

現在のところ、国内外の大学等との単位互換制度は設けていない。

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位の単位認定にあたっては、九州国際大学学則、単位換算認定基準に関する規程および単位換算認定基準に関する国際関係学部運用内規に基づき、国際関係学部の修得単位として認定している。この認定は国際関係学部の教務委員会で十分に検討した上で、全学の教務委員会に付され、最終的に国際関係学部教授会で承認するという手続で行われる。

まず、編入学・転入学以外の方法で入学する学生が、国内外の大学または短期大学などで修得した単位について、九州国際大学学則第 36 条に基づき、30 単位を超えない範囲で読み替え認定を行っている。2005 年度の単位認定の状況について、1 名に対し専門以外の科目について 10 単位を認定した。

次に、編入学または転入学で 3 年次生として入学する学生の既修得単位について、本学学則第 17 条または第 16 条、単位換算認定基準に関する規程および単位換算認定基準に関する国際関係学部運用内規に基づき、専門科目のうち「入門演習Ⅰ・Ⅱ」および「関連科目群」について 16 単位、専門以外の科目について 35 単位の計 51 単位を包括認定し、その他の専門科目については、合計 62 単位を上限として読み替え認定を行っている。

また、本学が海外の大学と締結する学生交流協定に基づいて交換留学をした学生、および留学する学生に関する規程第 2 条に基づき、協定校以外の海外の大学等に認定留学した学生については、留学先での学習の成果に対して、本学学則第 36 条および留学する学生に関する規程第 8 条に基づき、1 年間の留学について 30 単位を上限として換算認定を行っている。規程改正により 2007 年（平成 19 年）1 月 1 日からは、半年の留学についても 15 単位を上限として換算認定を行っている。

また、国際関係学部では、各種英語検定試験、中国語検定試験、韓国語検定試験において学部内規で定めた条件を満たした場合には、教務委員会、教授会の審議を経て、学部固有科目の国際言語系科目のうち検定試験と関連する 1 科目（2 単位）として単位認定を行っている。

【点検・評価】

国内外の大学等との単位互換については、制度がなく、適用例はない。国外の大学に関

しては､交換留学先での単位が､上限 30 単位の範囲で本学部の単位として換算されるので、本学での単位取得ができずに卒業延期となることはなく、実施している単位認定は適切に実施できているといえる。

３年次の編入学・転入学の学生については、国際関係の専門教育を重点的に修学し、2 年間で卒業所要単位を満たすように､一部専門科目を含む 51 単位の包括認定を導入している。この包括認定の導入は、学生に対する学修の便宜を図るものとして評価することができる。

また、認定留学生として、本学の協定校以外に本学の許可を得て授業科目を履修する目的で半年間留学する学生について、留学する学生に関する規程の改正により、2007 年より単位認定の対象になったことも評価できる。

国際関係学部の単位認定は、学部の教務委員会による詳細な検討、全学の教務委員会での審議を経た上で教授会に付されるものであり、厳格な手続がとられている。

【長所と問題点】

編入学・転入学の学生の多くの単位認定数が包括認定分の 51 単位をやや超える程度に留まっているが、２年間で 74 単位以上の修得はそれほど困難とはいえないし、卒業への影響は少ないと判断される。また編入学生等の既修得単位の読み替え・単位認定も厳格に行われており、特に問題はないと思料される。

【将来の改善・改革に向けての方策】

本学に欠けている単位互換制度について、北九州地区は専門教育の異なる複数の大学・短期大学が存在しており、こうした制度を導入することによる効果は大きいと考えられる。専門教育における教育内容・方針の相違を考慮しつつ、各大学における受講条件を調整することができるように、単位互換制度を設けるための大学間の協議会を早急に立ち上げる必要性があると思料される。

７．開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

学部、学科の理念・目標に沿い、その実現のための教育を実施する教員組織として、学生に対して一定の教育方針の下に統一的かつ責任のある教育・指導を行うためには、全科目を専任教員が担当することが望ましく、非常勤講師に委嘱せずに済む教育体制を目指していく。

国際関係学部は一学科ではあるが、教員の専門分野は英語系、国際協力系、国際ビジネス系と多様な領域に広がっており、非常勤講師を委嘱する必要性を減少させている。専門教育における専任・兼任の比率については、データ集の表 3 に示すとおりであるが、2007 年度について見ると、次のとおり、国際関係学部の専門教育の 93.1%の科目を専任教員が担当しており、専任教員の担当率は高いといえよう。また、国際関係学部および前身の国際商学部の開講総科目数は 549 で、うち専任教員が担当する科目数は 442 で全体の 80.5%を占めている。

国際関係学部（国際商学部）開設の専門教育科目における専・兼比率(2007 年度)

学部・学科			必修科目	選択必修科目	全開設授業科目
国際関係学部	国際関係学科	専任担当科目数	66	97	163
		兼任担当科目数	0	12	12
		専兼比率　%	100	89.0	93.1
(国際商学部)	国際ﾋﾞｼﾞﾈｽ学科	専任担当科目数	12	8	20
		兼任担当科目数	0	0	0
		専兼比率　%	100	100	100
	アジア共生学科	専任担当科目数	8	4	12
		兼任担当科目数	0	4	4
		専兼比率　%	100	50	75

教養教育等の全学部全学科を対象とする科目については、次のとおりであるが、すでに内容は法学部、経済学部において記述しているので、ここでは表の掲載にとどめる。

全学部開設の教養教育および資格取得科目における専・兼比率(2007 年度)

学部・学科			必修科目	選択必修科目	全開設授業科目
全学部全学科	教養教育	専任担当科目数	55	149	204
		兼任担当科目数	13	57	70
		専兼比率　%	80.9	72.3	74.5
	資格取得科目	専任担当科目数	20	23	43
		兼任担当科目数	12	9	21
		専兼比率　%	62.5	71.9	67.2

【点検・評価】【長所と問題点】

国際関係学部の専門教育について、専任教員の担当比率が高いことは評価できる。特に、必修科目 66 科目については 100%であり、評価できる。今後ともこの体制を維持していく必要がある。専門教育の選択必修科目がやや専任教員の担当比率が低いところ、改善策を検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

選択必修科目について専・兼比率を高めるように全学的に人事計画を協議するなかで、適切な措置に取り組む。

８．社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮

【現状の説明】

本学では、国際関係学部においても、外国人留学生に対し、日本をよく理解してもらうと同時に、日本語能力の向上を図り、履修上の負担を軽減するために、授業科目および履修方法について「外国人留学生に対する授業科目履修方法の特例に関する規程」を定めて

いる。

外国人留学生に対して開設されている日本語および日本事情科目は次のとおりである。

	授業科目名	配当年次	単位数	備考
留学生科目	日本事情Ⅰ	1	2	
	日本事情Ⅱ	1	2	
	日本事情Ⅲ	1	2	
	日本事情Ⅳ	1	2	
	日本事情Ⅴ	1	2	
	日本事情Ⅵ	1	2	
	日本語Ⅰ	1	2	
	日本語Ⅱ	1	2	
	日本語Ⅲ	2	2	
	日本語Ⅳ	2	2	

日本事情科目の単位を修得した場合は、すべての単位が共通科目の単位を修得したものとする。日本語科目の単位を修得した場合は、８単位まで外国語科目の単位を修得したものとする。

また、英語科目については必修科目である「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」について留学生クラスを設置し、英語未履修の留学生に対しての特別の配慮を行っている。

他方、社会人学生には留学生に対するような特別扱いをしていないが、夜間主コースにおいて受け入れ態勢が整っており、4 年間で十分卒業要件を満たすことができるような時間割を組むことが可能となっている。

【点検・評価】【長所と問題点】

夜間主コースにおける教育上の配慮が十分なされているので、社会人学生は教育上の不都合をこうむることなく学業に取り組めるシステムとなっている。

本学部の外国人留学生への教育上の配慮は、外国人留学生の増加に伴い、留学生のための特別クラスの設置などにより着実に行われている。さらに外国人留学生の学習を実りあるものにするためには教育課程に特別な配慮をし、指導体制を整える必要があるが、留学生からすれば、日本人学生に混じって共に学習することで、むしろ学習効果を高めるとの意見もあり、どのような配慮が適切か、研究していく必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

留学生科目の設置、英語の特別クラス設置などにより対応してきており、当面は改善・改革の必要性はないと思料されるが、外国人留学生の受け入れのあり方を検証する中で教育上の配慮をする。2008 年度には、外国人留学生と日本人学生との日常的な交流の機会を作るために、相互チューター制度の導入を計画している。

９．生涯学習への対応

【現状の説明】

生涯学習について、全学的取り組みとしてエクステンションセンターおよび科目等履修生の制度を活用することで、仕事に必要な知識の習得あるいは自身の教養を高めることについて地域の人々に門戸を開いている。

本学部としては、教員にアジア研究者が充実しているので、北九州市立年長者研修大学校・穴生学舎との共催で本学キャンパスにて、2006 年度（平成 18 年度）および 2007 年度（平成 19 年度）にそれぞれ「世界を知る」、「世界を知ることで見えてくる日本」とのテーマでシニアカレッジを実施した。これは地域の 60 歳以上の年長者を対象とするものである。

両年度の概要は次のとおりである。

年度	期間	受講者数	講座数	担当教員数	
				本学部	他学部
2006 年度	2/20～3/22	95	19	15	4
2007 年度	2/12～3/27	87	19	11	8

（注）講義日は毎週火・木曜日で、講座は 1 コマ 90 分である。

エクステンションセンター、科目等履修生は別途の項目を参照されたい。

また、同年長者研修大学校・周望学舎へ本学教員が赴く形での講座も不定期に実施されている。この点の詳細は社会貢献を参照されたい。

【点検・評価】【長所と問題点】

生涯学習への対応として、学内で市民公開講座を開講している点は、評価できる。同公開講座が好評を博したのは、本学部を中心に世界各地をフィールドとし、国際事情に通じた教員が充実していることの現れである。このシニアカレッジを通じて、大学が地域貢献を果たしているともいえる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

地域社会への貢献あるいは還元の観点からも、今後とも北九州市立年長者研修大学校と共催して、生涯学習への対応を継続する。

１０．正課外教育

【現状の説明】

本学付属のエクステンションセンターにおいて開講されている科目の受講を勧めることで、TOEIC や通関士などの資格・検定対策、公務員試験対策などを図っている。付属機関であるため、本学学生に対しては受講料が優遇され、学内でのダブル・スクールも実現できている。

また、本学部としては、中国語、通関士、ビジネス英語、貿易実務等、各教員の専門分野に関連する資格・検定試験対策として、教員が独自に自主的に指導を行っており、この

ことを通じて各学生の実力向上を図っている。

さらに空室となっている研究室のうち 605 研究室を国際教養、国際協力、地域研究などについての自主ゼミ用の部屋として確保することにより、そこにパソコンや参考資料等を配備し、いつでも自由に学生が利用したり、あるいはそこに教員が加わったりしながら、個別指導が随時可能な体制となっている。

本学部所属教員で構成された国際関係学会主催で、外部より講師を招き国際事情や異文化理解等をテーマとする講演会を年に数回の頻度で開催し、学生が各テーマの専門家の話に接する機会を設けている。そのほか、経済学部や法学部主催のシンポジウム等にも参加を促し、幅広い知識を多くの機会を利用して身につけさせるように指導している。

【点検・評価】

エクステンションセンターについての詳細は、別項を参照されたいが、学生の卒業後の進路を見据えた講座が開設されており、受講場所も学内であるため、学生の自主的な受講を促している。

学部内での教員独自の資格・検定試験対策についての指導は、例えば、中国語検定試験などで一定の成果をあげており、それにより学生のスキルアップとともに、将来の就職活動に向けての意識向上にも結びついている。

また、講演会やシンポジウムには毎回多くの学生が出席していることから、彼らの知的好奇心を十分満足させる企画となっている。

【長所と問題点】

エクステンションセンターは地域にも開放されており、社会人等とともに学習することで、学生にとって刺激となっている。

資格・検定試験指導については、現状は各教員が独自に自主的に取り組んでいる点で、学部全体としての状況の把握ができにくいことが認められるが、自主的な学習の機会を提供していることは評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

学生のニーズをより的確に把握し、自主的に取り組んでいる教員との調整を図りつつ、正課外教育の充実に努める。

第２節　教育方法等

【到達目標】

多様な学生に対応できる履修指導、授業運営の向上を図りつつ、大学の理念を踏まえての地域立脚、国際的視野の修得、少人数教育、演習・実習の積極的な推進と理論と実践の両面に明るい人材養成などを達成するために、教育方法の改善・改革を図っていくことを目標としている。

また、教育効果を高めるために、学生の学習到達度の把握に努めつつ、適正な授業評価方法と厳格な成績評価の仕組みの確立を目指し、教員の個別的努力を促進する仕組みを構築していくことを目標としている。

とりわけ、これから数年の重点的な到達目標は、教育の集団性に配慮し、教員の個別的努力を基礎としつつも、それを有機的に結びつけて、組織的な活動としてトータルな教育成果の改善を図ることにある。

また、今後の本学の教育改革の方向性については、2007 年 10 月に教務部長の責任で、「教育改革の課題と方法」という問題提起的な文書がだされ（別紙参照）、これをひとつの素材として、ひとつひとつ改革を進めるための努力がなされている。

１．教育効果の測定

（１）教育上の効果を測定するための方法の適切性

【現状の説明】

前回の報告書では、この節で「授業アンケート」の内容について具体的に記述していなかったので、まず最初にこの点について遡って補足しておく。

教育効果を測定する組織的取り組みとして、2002 年度より全学的な授業アンケートを実施している。各学期末（年 2 回）に、演習を除く全科目について、マークシート方式の 5 段階評価と自由記述を合わせた形式で実施している。アンケートの精度をあげるために、2004 年度からは、教員の手を介さずに、職員がすべてのアンケート用紙を回収するシステムにし、現在に至っている。

アンケート項目は次の 15 項目である。

Ⅰ　学生自身の授業態度

①この授業にはきちんと出席しましたか。

②授業中、私語を控え、勉学に集中できましたか。

③予習や復習などをして、授業を理解するように努めましたか。

Ⅱ　授業内容

④履修ガイドやシラバスは授業全体の進め方や目標を分かり易く示していましたか。

⑤毎回の授業のねらいは、その都度明確に示されましたか。

⑥授業内容は理解し易い適切なレベルでしたか。

⑦教科書、配布資料及びマルチメディア教材（パワーポイント、ＯＨＰ等）などは授業内容に沿った効果的なものでしたか。

Ⅲ　授業態度・授業方法

⑧休講の頻度は少なく、授業開始、終了時刻は適切でしたか。

⑨教員は授業に熱意をもって臨んでいたと感じますか。

⑩授業は私語や居眠りを放置しないなど、授業に集中できる雰囲気が保たれていましたか。

⑪教員は学生に発言や質問を促すなど、授業に参加できる雰囲気が保たれていましたか。

⑫教員は学生の質問に適切に対応し、回答していましたか。

⑬教員の声（マイク）や、言葉は明瞭で聞き取り易く、黒板の使い方も適切でしたか。

Ⅳ　授業成果

⑭この授業を受けて満足しましたか。

⑮授業を受けて、この分野に興味、関心をもち、深く学びたいと感じましたか。

以上の 15 項目への 5 段階評価を行ったうえで、シート下欄には自由記入欄を設け、授業への評価点、不満点を直接記載してもらっている。

アンケート回収後には、自由記入欄については、すべての記載を教員ごとに分けてエクセル表に転記する作業を学内で行っている。また、その他の項目については、内部的に一定の処理をおこなったうえで、最終的な分析は業者委託で行っている。

分析後のアンケートについては、全体の分析と個々人の教員の個別データとを全教員に配布している。また、自由記入欄で指摘されている要改善点については、各教員に今後の対処方法を記述してもらい、掲示している。

この 1 年間で大きく改善された点は、シラバスに「到達目標」「評価方法」「評価基準」を詳しく記載し、学生がどのような学習をしたらよいのか、どこまで努力すればどのような評価が受けられるのか、数値目標も含んで明示したことである。今後はそのシラバスの記載内容に即して実際に授業が運用され、評価基準どおりに成績がつけられるようにすることである。

前回の自己評価書から最大の変更点は、ＧＰＡ制度を導入したことである。前回自己評価書（86 頁）では、「全体の教育効果測定のために」、「ＧＰＡ制度を導入するなかで改善・改革の努力を続けたい」と記していた。同制度については、2008 年 4 月から導入することを決定し、規程整備と運用方法を含めて、その準備を終えた。形式的な面では、成績の一律評価は可能になり、表彰、奨学金の評価基準として用いることが可能となった。

本学では、毎回の授業の効果を測定する方法として、2002 年度から「ミニッツ・ペーパー」を導入している。ミニッツ・ペーパーとは、授業の最後に受講生に対して　毎回授業の結果を記入させるメモ用紙である。2005 年度までは①今回の講義におけるポイントと疑問点（記述）、②授業態度の自己評価（10 点法）、③授業における理解の程度（10 点法）について記入をさせる様式であったが、2006 年度より記入項目を指定せず、活用する教員に記入事項を任せる方式に変更している。現状は一部教員による活用にとどまっているが、徐々に利用する教員も増えている。学生本人による自主的な申告による評価であるが、毎回の授業において記入させ、理解度を確認する方法であるため、毎回授業の効果が確認できて、適切な授業運営を図るための有益な参考資料となっている。

このミニッツ・ペーパーについては、今年度も継続的に活用され、その有効性がますま

す認識されている。授業改善についても、実質的にはアンケートよりも、ミニッツ・ペーパーを用いたほうがよいのではないかという意見があり、その検討も必要である。

一部の科目については全学的に教育上の効果を測定する方法が導入されている。特に英語科目については習熟度別のクラス編成で授業を行うために、全学共通の英語プレイスメントテストを学期末に実施し、全体的な教育効果の把握に努めている。また、教職課程については、3 年次以降に開設される教職に関する科目の履修にあたり、成績評価の平均が 2 点以上であること（成績評価の AA を４点、A を 3 点、B を 2 点、C を１点として算出）を条件の一つとしている（教職課程履修に関する規程第 3 条)。この点については、今年度も同様の方法を継続している。

【点検・評価】

従来から行われていた授業アンケート、ミニッツ・ペーパーの併用を基礎としつつ、それに加えて GPA 制度の導入、シラバスの改善など、教育効果の測定のための手段についてはさらに充実した。このように制度自体の整備がなされている点は評価できる。

授業アンケート制度については、導入後 5 年以上が経過し、制度としてはすっかり定着している。また、教員の評点平均も上昇し続け、平均点が 4 点（5 点満点中）を超えるようになった。その意味では一定の効果もでている。

【長所と問題点】

今年度は、シラバスにおける達成目標と評価基準の明示、ＧＰＡ制度の整備など、制度的な側面では、評価方法における大きな改善がなされた。また、従来どおり、教育上の効果を日々把握する手段としてミニッツ・ペーパーを全学的に導入していることは長所といえる。毎回の授業でミニッツ・ペーパーを記述させることで、授業ごとに教育効果を把握することができることについての認識も学内に広まりつつある。

こうして一定の改善はなされたが、新規導入の制度については、その本格的運用は今後の課題である。とりわけ GPA 制度については、どのような目的で、どのようにこの制度を活用するのかを、今年度中にさらに詰めて検討する必要がある。

次に、前回の報告書では、個々の授業科目については担当教員が工夫を凝らして努力しているが、学生一人一人の教育上の効果について測定する方法が確立されていないことの問題性が指摘されていた。この点は今回もまだ改善されていない。具体的な改善策が求められる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今後の最大の課題は、改善されたシラバスの実質化をさらに進め、授業計画どおりに教育がなされ、達成目標・評価基準に従って成績評価がなされるよう改善をはかることである。

第二に、ＧＰＡ制度の実質化と有効活用である。せっかく導入した制度を、他の先進的大学が活用しているような卒業判定にまで連動させることが、本学の場合有効かどうか、検討が必要であろう。また、ＧＰＡはあくまで平均であるので、数量的内容を含みにくい点をどう考えるかも課題である。さらに、同一科目で習熟度別のクラス編成がなされてい

る場合、一定の係数を乗じるなどの手段を講じて、学生の努力成果をより鮮明に反映する工夫も必要である。

第三に、もうひとつの大きな課題は、教員間での評価方法・基準の差異を少なくすることである。これについては、学生との教務事項に関する意見交換も踏まえてより適切な測定方法の研究を続けるとともに、ＦＤ活動を通じて学内での創意工夫の取り組みを全学的に周知していきたい。また、それぞれの教員の教育効果の測定方法がより適切なものとなるように、学部学科単位で十分話し合いができる場を構築していく必要がある。

また、制度面では、個々の学生の成長を跡付けるために、毎年の基礎学力テストなどの導入をともなった学生プロファイルが作成されるべきであろう。

第四に、これまで継続されてきた授業アンケートについては、制度として定着した反面、教師、学生双方にとってマンネリ化しつつある側面も否定できない。評点の改善は必ずしも、教育方法の改善と直結しているわけではないことも理解しておく必要があろう。今後は、授業の実態を表現し、その改善の指針となるような新たなアンケート方法を模索することが必要であろう。

第五に、授業アンケート制度、GPA 制度、ミニッツ・ペーパー制度、共通テストなど、漸次的に整備されてくる多様な制度をどのように連携すれば、相乗効果がえられるのか、この制度間の有機的な連携のあり方が模索されるべきであろう。

これと同時に、何よりもそうした制度を、どのように教育内容の改善につなげていくのか、組織的な取組みと個々の教員の教育改善との連携方法について、より徹底した検討が不可欠である。

最後に、今後の大きな問題として忘れてはならないのは、教育目標がどれだけ達成されたのかを測定するシステムについて、基本的なコンセプトから再検討すべき点である。つまり組織としての「教育効果」とはなにか、その定量的・定性的な尺度をどのように考えるのか、出発点からの検討が必要である。ひとつだけ確実なのは、その「ものさし」が複数でなければならないという点である。学生の多様化がますます進行するなかで、教育効果をはかる「ものさし」も複数用意していないと、本学の実情にあった測定システムとはならないであろう。

（２）教育効果や目標達成度およびそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

【現状の説明】

今年度は、各学部、各研究科、大学全体の教育理念と教育目標の再検討を行い、これを整備し直した。これにより、この理念や目標に基づいて、各学部の教育達成度、教育効果を測定しようとする準備はなされつつある。具体的には、次のような形でこれに向けた準備が進行している。下記のシラバスの大幅改善により、教員個々人の担当科目の「ねらい」「達成目標」「評価方法」「評価基準」を詳述することになった。また、各科目の単位取得率を各教員に知らせ、現状を認識してもらうようにした。これにより、個々の教員の教育目標、評価基準と定量的・定性的な評価方法については、大きな改善がなされた。

もちろん、教育効果、目標達成度ならびに測定方法は、それぞれの授業科目の特性を踏まえて担当教員に任されているという状況は前回同様であるが、このようなシラバスの統一的な改善や後述するＦＤ活動の進展によって、教員間の合意についても少しずつでき始

めている。また、英語教員を中心とした教科内の統一基準確立の検討の試みは継続されている。

さらに、今期はカリキュラム改革と関連しつつ、新たに全学横断的科目担当者会議や、学部内での演習担当者会議が定期的に実施されるようになった。これらは必ずしも教育効果の測定にのみ限定されたものではないが、その一部としてはこの問題も取り上げている。

授業アンケートについては、教員の間で項目の改善などの要望はあるものの、アンケートをすることの意義についてはほぼ合意をえている。

【点検・評価】

教育効果、目標達成度ならびに測定方法については、基本的にそれぞれの授業科目の担当教員に委ねられているという現状は変わらないものの、上記のように、同一科目内、同一部署内で教育改革の試みがなされており、その中でこの評価方法の改善についても議論が進んでいる。

授業アンケート、GPA 制度、ミニッツ・ペーパーについては、それらの制度が有効性をもつことは否定できない。問題はその連携をどのように図るかという点である。

【長所と問題点】

前回と比べて、上記のような科目内、部署内の教育改革会議が開催され、組織的に教育改革がすすめられ、そのなかで教育効果の測定についても議論されている点は大いに評価できる。これを継続的に追求し、具体的な形として結実させることが、今後の課題となる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

上記のように部分的に始まっている集団的検討の動きを、全学的で、組織的な試みにすること、またその成果を具体的な形として結実させることが最大の課題である。そのためには、各学部で教授会などの場で、教育目標と達成度について、定期的に確認するとともに、それを教務委員会、大学運営協議会などを通じて全学的に集約することが重要である。教育目標を常に意識した達成度の確認を自覚的に追求する。

また、ＧＰＡ制度については、上記のような形で導入したが、これをどのように教育改善に活用していくのかについては更なる検討が必要であるが、当面修得単位数の量的把握と、GPA の質的把握との双方の数字を学生に提示することと、教員組織がその双方のデータを各セメスターごとに把握する機会を確保することが重要である。また、同一科目を習熟度別に履修している場合には、GPA の基礎点に習熟度別の乗数（たとえば、上級クラスは 1.0、中級クラスは 0.8、下級クラスは 0.6 など）を掛けることで、同じ単位表示でも質的に異なることが理解できるシステムにするための試みを行う。

（３）教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

【現状の説明】

教育効果を測定するシステム全体の有効性を検証する仕組みは、残念ながら、まだ確立していない。

さらに、2 年前に「問題点」と回答している点についてもほとんど改善されていない。従

来どおり、全学部開講のすべての各授業科目について、履修登録者数、試験受験者数、合格者数（単位修得者数）は教務室にて把握し、各学部および各個人にデータを提供している。しかし、依然として、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みは確立されていない。

ただし、ＫＩＵポータルシステムを導入し、出席の管理については大幅に前進した。これにより、出席率の客観的・統一的・集中的な把握が可能となった。また、学生の授業出席意欲の高まりが見られた。こうした出席管理と上記の教育基本データとを結び付ける努力が必要である。

【点検・評価】

出席の統一的管理や基礎データの配布などでの改善はなされてはいるものの、「教育効果の測定は一部科目を除き、基本的には担当教員に委ねられており、システム全体の機能的有効性を検証する仕組みを導入するまでには至っていない」という問題点は依然として解決されないままである。

【長所と問題点】

出席データ、個別教育成果データを継続的に整理している点、授業アンケートやミニッツ・ペーパーを活用し、一定の教育改善が個々の教員のレベルでなされている点は評価すべきであるが、それをさらに進めて教育効果を測定するシステムの「検証」の問題にまで検討が至っていない点は大きな問題である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

この分野で改革の停滞を改善するために、当面は、教育成果を測定するシステムの有効性を常に「検証」すべきであるという自覚を喚起すること、KIU ポータルシステムが十分に活用されているか、またどのような活用法があるのかについて、これまで各所で実施された具体的な取り組みについてのデータを集めるともに、それを踏まえた改善の具体策を、FD 委員会と教務委員会が合同で検討する。

（４）卒業生の進路状況

【現状の説明】

2006、2007 年度の卒業生の学部別進路状況は以下の通りである。2006 年度は、卒業者 745 名に対して、492 名が就職を希望し、そのうち 93.3%の 457 名が就職を決定している。2007 年度は、卒業者 675 名に対して、471 名が就職を希望し、そのうち 95.3%の 449 名が就職を決定している。卒業者に対する卒業希望者の割合が、両年とも 70%以下である。また、学部別に見ると、国際商学部の就職決定率が相対的に低い。

学部別実績（2006 年度）

		卒業者数	卒業希望者数	就職決定者数	決定率
全学部		745(141)	492(77)	457(68)	93.3%

法学部	法律学科	180(23)	123(14)	116(14)	94.3%
	総合実践法学科	115(22)	74(10)	71(10)	95.9%
経済学部	経済学科	159(12)	110(7)	105(7)	95.5%
	経営学科	128(21)	88(6)	84(5)	95.5%
国際商学部	国際ビジネス学科	99(40)	57(19)	51(17)	89.5%
	アジア共生学科	64(32)	40(21)	32 (15)	80.0%

（カッコ内は女子の数）

学部別実績（2007 年度）

		卒業者数	卒業希望者数	就職決定者数	決定率
全学部		675(132)	471(81)	449(72)	95.3%
法学部	法律学科	184(29)	132(19)	129(18)	97.7%
	総合実践法学科	79(19)	50(14)	47(13)	94.0%
経済学部	経済学科	152(８)	114(5)	110(3)	96.5%
	経営学科	119(21)	82(12)	79(7)	96.3%
国際商学部	国際ビジネス学科	100(36)	69(23)	62(20)	89.9%
	アジア共生学科	41(19)	24(12)	22(11)	91.7%

（カッコ内は女子の数）

業種別で見た数字は以下に示すとおりであり、卸売・小売業が就職決定者のうちの 3 分の１を占め、サービス業、製造業をあわせると、6 割を超えている。また地域別に見ると、圧倒的に地元志向であり、福岡県内の就職が 4 割以上を占める。九州以外への就職は 3 割程度である。

非就職者の進路を見ると、専門学校(2006 年 26 名、2007 年 18 名)、公務員等の受験準備(2006 年 35 名、2007 年 44 名)、大学院(16 名、24 名)、学部研究生(16 名、4 名)が多く、その他アルバイト、留学、科目等履修生、有職者などがある。

就職以外の進路を見た場合、大学卒業後に資格取得を目指しての専門学校進学や公務員等の受験準備のほか、法科大学院（ロースクール）への進学、経済・経営関連の研究科への進学が比較的多く見られた点に特徴がある。

業種別就職者数（家業継承を含む）

	2006		2007	
業　種	人	%	人	%
農業・水産業	3	0.7%	2	0.4%

地域別就職者数

地　域	人	%	人	%
福　岡	192	41.8%	107	23.8%
北九州			87	19.4%

建設業	17	3.5%	17	3.8%
製造業	51	11.1%	62	13.8%
ガス業	2	0.4%	0	0.0%
情報通信業	15	3.3%	21	4.7%
運輸業	19	4.1%	27	6.0%
卸売・小売業	173	37.5%	161	35.9%
金融・保険業	28	6.3%	32	7.1%
不動産業	28	6.1%	14	3.1%
飲食店・宿泊業	22	4.8%	12	2.7%
医療、福祉	4	0.9%	5	1.1%
教育、学習支援業	8	1.7%	7	1.6%
複合サービス事業	6	1.3%	6	1.3%
サービス業	46	10.0%	53	11.8%
公務	29	6.3%	27	6.0%
分類不能	8	2.0%	3	0.7%
	459		449	

佐　賀	6	1.3%	12	2.7%
熊　本	9	2.0%	10	2.2%
長　崎	7	1.5%	4	0.9%
鹿児島	1	0.2%	4	0.9%
大　分	14	3.0%	13	2.9%
宮　崎	4	0.9%	2	0.4%
沖　縄	2	0.4%	3	0.7%
山　口	28	6.1%	25	5.6%
中　国	21	4.6%	14	3.1%
四　国	7	1.5%	6	1.3%
関　西	40	8.7%	37	8.2%
東海・信越	20	4.4%	10	2.2%
関　東	98	21.4%	112	24.9%
その他	4	0.9%	1	0.2%
不明	6	1.3%	2	0.4%
	459		449	

【点検・評価】

就職希望者に占める就職決定率は高いものの、卒業者に占める就職決定者の比率は、61.6%（2006 年）、65.6%（2007 年）とそれほど高くない。その要因は、就職希望者の比率が低いことにある。また、非就職者においても、明確な将来の目標に向けて、大学院進学や受験準備などの進路選択をしている場合が少なくない。

このように、目的意識を持ち、努力すれば一定の成果が出ていることは明らかである。そのなかには、将来的な目標設定と大学での教育が有機的に結びついている好例が存在する。このような例の数を地道に増やすことが重要である。

【長所と問題点】

就職・キャリア教育自体への取組みは、制度的には年々拡大している。就職に向けた指導を、就職講座や資格講座だけでなく、学部ごとの授業のなかでも部分的に実施している。また、各学部とも、演習教員を中心にして、従来よりは細かな就職教育をおこなうようになってきている。

最大の問題点は、在学者に対する就職希望者の数を増やすことである。そのためには、何よりも就職意欲を高くするための教育を、体系的かつ粘り強く実施しつづけることが大事である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

まず、カリキュラムのなかに就職・キャリア支援系の科目を体系的に位置づけることが重要である。現在、そのための改革を準備している。これまでも、1 年生に「キャリア・デザイン」という必修科目が配置されていたが、これを継続的に発展させるために、キャリ

ア支援室とも連携しつつ、「キャリア・デザイン」をⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳと 3 年次まで伸ばし、同時に多くの外部講師を招聘する計画をたてた。また、このなかで、常識試験や適正試験などを実施する。それに加えて、各学部独自の就職支援のあり方を追求するために「特殊講義」を多く配置し、カリキュラムの柔軟性を高めようとしている。より具体的な側面では、「キャリア・デザイン」教育の体系化に即応した共通テキストの準備作業を行っている。

また、就職教育が資格教育に偏重していたことの是正が全国的にとみに求められ、「社会人基礎力」育成の課題が強く求められるようになっている。この課題は、本学の場合にはとくに重要な意味をもつので、各学部教育のなかで基礎教育科目だけではなく、就職支援科目のなかでも、その育成に努める努力をしている。

（５）教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況

【現状の説明】

これについては、新たにＦＤ委員会が設置されたので、この部署を中心として、教務部長の主導のもと、教務委員会とも連携のうえで改善を進めようとしている。

ただ、前述のように、何を教育効果と考えるのかという十分なコンセンサスを得ていないので、この点を克服すると同時に、その測定の方法を検討しなければならない。そうした努力がやっと始動し始めたというのが現状である。

【点検・評価】【長所と問題点】

教育効果の測定は、教育目標のあり方と密接に関係してなされなければならない。つまり、教育目標と結果の測定、双方の方法について有機的な連関をもちつつ議論されなければならない。現在は、外的な要請もあって、その点についての意識が随分と喚起され、本学でも真剣な検討がなされ始めている。その点では、一定の前進がある。

しかし、それとあわせて考えなければならないのは、学生の多様化、学力低下、学力格差の大きさである。少なくとも、単線的な発展図式を当てはめて、ここまで「成長」すべきという単一の目標を設定することは、本学の現実に即していない。

複数の教育目標とそれを測定する複数のものさしの導入が必要である。それにはいま少し時間がかかるので、上記の教育目標・方法のあり方についての議論を先行させつつ、それとあわせて測定の方法の開発についても新たなシステムを導入する必要がある。その中心的な舞台は、新設の FD 委員会となろう。

【将来の改善・改革に向けての方策】

FD 委員会では、意識的にこの問題を取り上げ、従来の教育効果測定法の問題点についての総括と新たな方法についての検討を、総合的な視点から行うように問題提起していく。

（６）教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況

【現状の説明】

教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みは、現状では導入されていない。ただ、その前提となる素材（シラバスの改善、FD 委員会設置、ミニッツペーパーの拡大など）は揃いつつある。それらの素材を活用しつつ、測定方法の改善に資する仕組みを導入しなけ

ればならない。

【点検・評価】【長所と問題点】

上述のように、本学で教育効果についての意識が高まりつつあることは事実である。また、そのための制度も整備されつつある。問題は、それを主導していく主体的条件の整備と、新たな制度を構築するために必要なより多くの有益な情報の収集にある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

FD 委員会のなかに、教育方法の測定方法とその有効性の検証制度について、専門に考える担当者を配置し、まずは他大学における制度を学習することから改善に努めたい。

同時に、本学における教育目標をより鮮明化することも不可欠の前提であるので、これも併せて、連携しつつ追求したい。

（７）教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みの導入状況

【現状の説明】

個々の教員に対しては、アンケート結果だけではなく、単位取得率の情報提供をおこなっている。このような情報を前提にして、アンケート結果に対して、各教員が授業改善のための計画と方法を公示するという方法がとられている。また、来年度からは、それを改善した「個人教育報告書」、「学部教育法告書」を、毎年度末に提出していただくことが決定している。当該年度の反省点と来年度の改善方針を、個別的かつ組織的に示していく予定である。

なお、個別のクレームについては、教務部長と各学部長が連携しつつ、当該教員、学生との面談を行いつつ、細かな対応をおこなっている。

【点検・評価】【長所と問題点】

授業アンケートは管理の手段ではなく、授業改善のための方法であるという認識は共有され、そこで出された結果や意見については、真摯に改善に努める教員は増えている。また、アンケートを補足する試みとして、独自のミニッツ・ペーパーを作成し、活用している教員もいる。その意味では、教育効果の測定と改善の連携の意識は高まっている。

ただ、これまでの FD 活動の不十分さから、授業改善の技術的部分についての知識と認識が不足しており、学生から問題点として指摘されている点が毎年類似のレベルにとどまっているという問題はある。教育効果の測定結果と教育改善の具体的成果とが結びつくためのもうひとつの環が必要である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

教育効果の測定の問題と教育改善の問題を一体のものとして考え、具体的な方策を提起することができるように、新設の FD 委員会で自覚的な取組みが必要である。また、それと並行して、すでに導入を決定している諸制度（GPA 制度、教育報告書制度など）を積極的に活用し、実質化することが重要である。

２．厳格な成績評価の仕組み

（１）履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

【現状の説明】

年間履修単位の上限設定については、認証評価の段階で厳しい意見を賜った。4 年間の履修単位数の体系的な配置、各学年の履修目標の設定と単位数の削減（50 単位以下）の必要性が指摘された。

こうした意見を参考にしつつ、2008 年 4 月から年間履修単位を 48 単位に削減すること、4 年次生にも 4 単位の単位取得を義務付けること、3 年次進級時に修得単位数が 40 単位未満である場合には、3 年次以上に配置された科目は履修できないこと（2 年生以下に配置された科目をまずは優先的に修得しようという意味で、決して留年を意味しない）を決定し、規程を修正した。

【点検・評価】

今回の改正によって、単位数については、4 年間の体系性を一定度確保することができた。これにより学習体系の量的な側面については改善できた。これを活かした質的な改善が今後重要となる。

【長所と問題点】

学年別の単位数配置については上記のような改革を行い、学生に学習進度と学習目標を適切に指示できる体制を整えることができた。今後の問題は、その質的な改善である。量的な整備、整合性のなかに、どのような質をもった教育を配置し相互に関連づけるのかが重要である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

上記のように量的な改善は果たしたが、それをどう質的な改善に結びつけるかを十分に検討し、実効性のある 4 年間の教育体系を再構築することが重要である。今回の履修上限単位数の引き下げという量的外形改定の改革を生かすためにも、各学年でどのような教育目標をたて、どこまで獲得させるのか、そのための科目内容と教授方法はどうあるべきかの検討を 2008 年度の後半に行う。

（２）成績評価法、成績評価基準の適切性

【現状の説明】

大学学則第 34 条により、成績評価はＡＡ、Ａ、B、Ｃ、Ｆとして、ＡＡ、Ａ、Ｂ、Ｃを合格とし、修学規程第 11 条により「試験、研究報告、論文等によって評価する」ことが定められている。さらに修学規程第 12 条により評価等級は以下のとおり規定されている。

成績評価	評価等級	点数
90 点以上	ＡＡ	４点
80 点以上 90 点未満	Ａ	３点
70 点以上 80 点未満	Ｂ	２点

60 点以上 70 点未満	C	１点
60 点未満	F	

また修学規程第 10 条(2)により、原則として出席数が、実際の講義数の３分の２に達しない者は試験資格を失うことを規定している。

評価の厳格化については、シラバスを大幅に改善し、各科目の「ねらい」「達成目標」「評価方法」「評価基準」を明記することにしたので、学生との間においても評価のあり方の透明度は増した。

また、出席の確認については、出席確認用カードリーダーと KIU ポータルシステムを結合して、電子媒体による統一的で、効率的な出席管理制度を実現した。

さらに、GPA 制度については 2008 年 4 月から実施予定である（記載時点では実施済み)。この制度のより有効な活用方法については既述のとおり、本格的な検討が必要である。

なお、学生に対して配布する成績表については、不合格のほか、定期試験に欠席した場合は「欠席」、受験資格がなかった場合は「失格」の表示をして、不合格の意味について学生や保護者にも分かるような工夫を凝らしている点は、その後も継続している。

【点検・評価】

シラバスに極めて詳細な達成目標、評価基準、評価方法を記載したので、成績評価の透明性については一定程度改善された。また、これまで問題になっていた教員間の差についても形式的な面での確認はできるようになた。さらに、同一科目については、統一表記としたため、成績評価の形式面については改善された。

【長所と問題点】

上記のような形式面での整備がなされた点は評価できるが、実質的な点でどこまで記載されたことがそのとおり実施されているのか、その実態における改善については、今後の課題として残されている。教員自身の教授能力、教授方法の改善と併せて、実質的な改善を図りたい。

【将来の改善・改革に向けての方策】

上記の制度的整備をどのような実質的な成績評価改善とつなげるのか、その中間項にあたる主体的条件の整備が最大の課題となる。大学における成績評価とは何か、どのような方法が可能か、さらに本学に即したときに、どのような点をとりわけ強調するのか、このような点については、今後 FD 活動の中で詰めた議論をおこなう必要がある。

（３）厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

【現状の説明】

上記の制度的改善はなされたが、成績評価そのものはそれぞれの授業科目の担当教員に委ねられている。各教員において、どれほど適切に成績評価を行っているのか、これまでは確認する制度は存在しなかった。しかし、この 2 年間に、各科目の単位取得率と評価の比率について、各教員に連絡する制度や教育報告書により自己認識する方法が導入されている。その意味で自己省察の機会が拡大した。

また、前回の報告書に記載された以下の方法については、継続している。定期試験については、受講生の人数が多い授業科目は、複数の監督者を配置して、不正行為が発生しないように対応策を講じている。また氏名票と学生証による確認を通して厳正な試験が行われるように必要な措置を講じている。

技術的な間違いが発生しないように、担当教員によってマークシートに記入された成績評価は、機械処理された後、担当教員に対して受講生の成績一覧として配布し確認を求めている。

成績表配布後、学生から疑義が出た場合、学部事務室から担当教員に確認の上、間違いがあった場合にのみ成績訂正の手続きをとっている。

【点検・評価】

厳格な成績評価を行う仕組みは概ね構築されているし、改善の方法も導入された。ただし、学生との関係においては、実際にシラバスに記載された内容どおりに授業がなされ、成績評価が行われているか、試験の方法などに問題がないのか、出席の取り扱いについて公正かなどの点で、さらに充実する必要がある。

【長所と問題点】

上述のシラバスの大幅改善は、学生との関係、教員相互の関係において、一定の役割を果たしている。今後は、実際の授業運営におけるシラバスの機能について、さらに検討し、成績評価の厳格化の試みを実質化したい。

【将来の改善・改革に向けての方策】

何よりも整備されたシラバスの実質的な運用が最大の課題である。記載どおりの基準と方法で成績評価が実施されているのか、再確認するシステムを検討したい。また、シラバスの記載についても、実際に実現可能な具体的な情報をさらに盛り込めるよう改善を行いたい。

（４）各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状の説明】

この間学生の学力低下についての認識が強まり、教員の自覚的な取り組みを行った結果、卒業予定者の対する合格者の比率は 10%以上上昇し、78%となった（基礎データ、表６参照)。こうして、量的に卒業時の学生の質を確認する、一部の数量的手法は整備されており、それが活用されている。

しかし、現在では質の重視がより強調されている。「学士力」の養成が全国的にも注目されているなかで、卒業時に一定の力を身につけさせなければならないことについては共通理解がほぼできている。現段階では大学全体、各学部の教育目標が明確にされたので、それを「学士力」として表現するためには、どのような方法が可能かについて、カリキュラム、教育方法双方のレベルで具体的に検討を進めている。また、「ステップアップ教育」という名称のもとに、入門から発展へという意識をもって教育改革をおこなうことの合意は形成されている。

また、各年次の方策としては、１～4 年次の単位数配置の見直し、年間履修単位数の 48 単位への引き下げ、4 年次の 4 単位修得義務化、2 年終了時に 40 単位修得していない場合は 3 年次の履修においては、2 年生以下の科目を履修すること、これらを 2008 年から実施し始めた。2009 年度からは本学の学生の学力を考慮して、要卒業単位数を 1 単位引き下げて、124 単位にすることを決定した。

教育の中身としては、各学部とも年次別の少人数演習を徹底して整備し、学生の実態にあった細かな学生指導に心がけている。

【点検・評価】

前回報告書に対する認証評価委員の意見、さらには中教審をはじめとする全国的な高等教育改革における問題提起を受けつつ、現状追随型の対応を是正し、教育目標→年次別教育の単位数配置というステップアップ教育の外枠については、一定度改善をすることができた。

【長所と問題点】

単位数や学年配置という枠組みについては整備できたことは評価できるが、その質をどのように改善すれば、実質的なステップアップ教育が可能になるのか、これから検討しなければならない。

また、特殊講義をうまく活用して、学生の習熟度（とくに基礎的な力の育成）と関心に応じて、科目内容の多様性を確保するとともに、学年別科目配置ができるような形でカリキュラムに柔軟性を出すことを通じて、ステップアップ教育として充実させる試みは現在でもなされているが、そのさらなる充実は今後の課題である。

最後に、ステップアップ教育を実現するには、教授方法の改善と一体となった教育改革が進められなければならない。この面での統一的な改革が必要である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

卒業時に達成すべき学生の質、それに向けた各学年のおける達成すべき学生の質について、今回再確認された教育目標をもう少し具体的に把握できる目標に具体化することが必要である。そのうえで、質の「確保」と「検証」の具体的な「方策」が確定されうる。現段階では、この部分についてまだ抽象的な域にとどまっているので、より具体性を持った目標と方策に落とし込むための検討を、ステップアップ教育の質的充実の方策とあわせて、早急に行う。当面はそこでのしっかりした具体的な目標を確認し、それを確実に実施することが先決である。

そこで決定された方策を 1 年間実施した後で、来年度に改めてその方策の「適切性」が検討されうる。

（５）学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況

【現状の説明】

前回報告書には、成績優秀な学生に対する特別奨学生制度、一般奨学生制度、高度資格合格者・学業優秀者・スポーツおよび文化活動優秀者への学長賞付与制度、英語成績優秀

者への海外実習補助制度、ＴＯＥＩＣ優秀者への奨学金制度、法学部資格取得奨励賞などについて解説したが、これは現在も同じように維持されている。

こうした経済的なサポートだけではなく、交換留学制度の拡充、海外実習機会の設定、地域実習授業の設定などにより、学生の知的関心を喚起する制度を整えることによって、学習への意欲向上の刺激を与えようとしている。

【点検・評価】

上記の諸制度は学生の学習意欲向上のために有益な効果を与えている。とりわけ、相対的な成績上位者にとっては、こうした制度が大きな影響を与え、自覚的学習の大きな契機となっている。

【長所と問題点】

成績上位者にとっては、上記の制度が学習意欲を刺激する効果をもたらしていることは事実である。ただ、他方では大多数をなす、成績中位者・下位者にとっても、それぞれの段階に応じた学習刺激的な制度が必要になっていることも事実である。交換留学希望者などが過去と比較して減少している点などにその問題点が見て取れる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

学生の多様化とステップアップ教育の実施という課題に応じて、どの水準の成績のものでも、学習意欲を掻き立てられるような仕組みを模索する必要がある。それは必ずしも経済的な援助でなくともよいし、学生の実情に応じて「努力してよかった」「こういう制度を利用したかった」と思わせるような本学独自の学習奨励の方策を検討したい。

３．履修指導

（１）学生に対する履修指導の適切性

【現状の説明】

学生の履修指導については、前回報告書同様、徹底した履修指導を行っている。入学直後の 1 年次生に対する一連のガイダンスのなかで、履修に関するガイダンスを行うとともに、１泊２日のフレッシャーズ・ミーティング（新入生への学外オリエンテーション）を実施し、学部固有の履修指導も行っている。

在学生に対しては、全学部とも共通の日程で各学期の開始前に各学部・年次別に履修指導を2回にわけて時間を十分とって実施している。1回目に前学期の成績表の配布とともに、時間割表、履修ガイドなどを配布、卒業要件や必修科目などの重要な科目の履修を説明している。その際、個別具体的な質問が受けられるように学部事務職員のみならず、教員である教務委員も出席、履修に関する個別の相談も受けられるように配慮している。

この履修登録に関して、2007 年度には大きな変更があった。それは、履修登録をＫＩＵポータルという電子媒体を用いた入力システムに変更した点である。これにより、学生が従来のようにマークシートに記載しなくてもよくなったし、履修登録を一定期間内の自由な時間帯に行うことができるようになった。また、シラバス、出欠情報、成績管理も、このシステムを用いて一元的に管理できるようになった。

なお、この新しいシステムの導入に際しては、学部ごと・学年ごとに細分して、学生に利用方法の説明を行い、円滑な運用に努めた。そのおかげもあって、とくに大きなトラブルもなく、新システムに移行できた。

その他、前回の報告書で記載した、資格課程（教職・司書・司書教諭）についての個別履修指導、1 年次生への『入門演習学習ハンドブック』の配布は継続している。

また、履修指導の徹底という点では、欠席の多い学生を把握し、演習教員によって担当学生に個別指導を行ったり、修学支援室による特別の指導を行うなど、学生の実態を考慮した重層的な履修指導を行っている。

さらに、前回の報告書にも記載した成績不振者に対する成績相談会は継続しており、11 月と 3 月に実施している。

【点検・評価】

新入生のみならず、在学生への履修指導は、きめ細やかさを継続している。欠席がちな学生に対しても、放置せず、頻繁な電話連絡で何とかして、履修指導を継続している。教員、職員が一体となった指導については、評価できる体制をとっている。

また、今年度から導入したＫＩＵポータル制度については、出席状況、履修状況をトータルに把握できる点で、学生・教職員双方から好評を得ている。

さらに、特別のケアが必要な学生については、修学支援室を中心として対処システムが確立しており、学生の多様化に対応できるように体制を構築するとともに、改善を図っている。

【長所と問題点】

履修指導そのものについては、現在考えられる最善の方法をとっているので、これまで実施してきた点を充実しつつ、継続する以外にない。制度的には大きな問題はないと思われるが、学生の質的変化を表して、現場ではより細かな履修指導（たとえば、繰り返した説明やわかりやすい文書や図表の作成）が求めらていることも事実である。現状に応じて、さらに決め細やかな対応が求められている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

基本的な制度としては現状のままでよく、その充実と徹底をはかればよい。ただ、学生の実態に合わせて、より細かな行き届いた指導に心がける姿勢をつけることと、そのためのノウハウ（文書改善や対処法の改善の話し合い）習得が必要である。

（２）オフィス・アワーの制度化の状況

【現状の説明】

前回の報告書の記載どおりに、授業時間外に学生が教員をアポイントなく訪問できるように、全学部とも「オフィス・アワー」を設定することを制度化しているし、それを継続している。学期が開始される前に、原則として各学期に週 2 回（2 時限分以上）以上のオフィス・アワーの設定を全専任教員に依頼し、オフィス・アワー一覧表を作成し、掲示している。また、ＫＩＵポータルのなかにも示し、学生がいつでも確認できるようにしている。

オフィス・アワーの制度化は定着しているが、問題はその時間設定が必ずしも学生のニーズと合致せず、場合によっては有効に活用されていないケースもある。

【点検・評価】

オフィス・アワーが設けられ、学生が研究室を訪問しやすい環境が整備されていることは評価できるが、その有効活用についてはさらなる検討が必要である。

【長所と問題点】

オフィス・アワーのメリットは、学生が遠慮なく、教員の研究室を訪ね、自由に議論できる環境が整えられている点である。

ただ、この制度については若干検討すべき課題もある。ひとつは、積極的に教員の研究室を訪れる学生は数が限られているという点である。教員が気になっている学生は自発的に研究室を訪れることがないという実態がある。

もうひとつは、オフィス・アワーの設定時間帯が、必ずしも学生のニーズと合致していない場合も多いという問題がある。学生がもっと使いやすいシステムへと改善する必要があるだろう。

【将来の改善・改革に向けての方策】

オフィス・アワーは制度化されているので、その質的な改善、実質化が求められている。学生の活動時間に合わせて、その設定時間を工夫する、あるいはオフィス・アワーの時間に来れば、このような対応ができるということを学生に周知し、学生がより訪れやすい環境と雰囲気づくりに心がける。

また、オフィス・アワーの活用法について、教員の間でより多くの情報を共有し、制度の実質化に努める。

（３）留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

【現状の説明】

前回の報告書に記載したように、年２回の成績相談会、年１回の保護者懇談会、４年生への再試の実施、履修時の特別指導に加えて、欠席が多くなったときに電話をかけるシステムなどを導入し、以前にも増して細かな指導を行っている。

授業に関しては、必修科目については、留年者のための再履修クラスを設定している科目もある。

【点検・評価】

履修時、個別の修学指導を行っていることは評価できる。また教育上の配慮から、セメスター制度を活用して、学費負担の観点からも９月卒業を勧めていることは適切である。

【長所と問題点】

個別の修学指導が行われていることは長所である。セメスター制度を活用して留年半年で卒業している学生もいるが、セメスター制度の活用ができない場合もある。秋学期のみ

の開講科目が卒業に必要な単位の場合は、必ずしもセメスター制度を活用して９月卒業することができない。その場合、多くは１・２年次配当科目であり、５年次まで未修得であること自体の方が大きな問題かもしれないが、検討課題である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

留年者の経済的負担を緩和し、退学を阻止するために、過年度生については、履修必要単位数に応じて授業料を徴収する方策が検討されており、2009 年 4 月から実施される予定である。

春・秋の開講予定を提示しつつ、留年期間が長くならないように配慮しつつ修学指導を行っているが、留年生に対しては、今後とも面談、窓口指導などを通してよりきめ細かな指導を継続していく

（4）学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況

【現状の説明】

前回報告書のとおり、演習担当教員が学習助言者となってサポートする体制は継続しているが、それ以外の独自の恒常的なアドバイザー制度については、まだ実現できていない。

ただし、困難を抱える学生などについては、修学支援委員が修学支援室に毎日一定時間待機し、学生の学習支援にあたっている。

【点検・評価】

演習担当教員が積極的にアカデミック・アドバイザーとして機能していることは評価できるが、学生の多様化と対応すべきニーズの幅広さを前提にすると、すべて演習担当教員が負担することは難しい状況も生じている。

【長所と問題点】

演習担当教員がアドバイザーとなることは定期的に相談者と会うことができるというメリットはある。しかし、それだけで十分であるとはとてもいえない。留学生、就職相談、資格受験相談、進路相談など、学生のニーズに応じて、相談できる相手を複数設置しておくことが大事であろう。そのためには、教員だけに限定しない、幅広いアドバイザー制度の確立が望まれる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

教員だけではなく、ティーチィング・アシスタント、ピア・グループなどの活用も含めて、多様なニーズに対応できる複数のルートをもった学生支援制度を確立するために努力が求められる。

とくに、留学生などで日本語能力が不十分な学生へのサポートなどについては、大学院留学生などの本学卒業者の力を借りることも有益であろう。

（５）科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

【現状の説明】

科目等履修生、聴講生に対する措置は従来と変わらないが、2007 年度後半には学部研究生の制度の充実を実現した。

まずは、研究生受け入れ条件を明確にした。とくに、外国人学部研究生については、就業目的での在日を回避するために、大学院進学目的で、日本語能力検定 2 級以上が条件であることを示した。また、履修に関しては、指導教員と相談のうえ、履修科目を決定することと、週 3 日以上の履修を義務付けた。さらに、修了を認定するために、指導教員の「研究指導報告書」の様式を整えるとともに、「修了証」の発行手続きと様式を確定した。以上に関する規程も整備し、学部研究生については、基本的な制度再整備を終えることができた。

なお、科目等履修生、聴講生は社会人であるが、異年齢集団の学習という点で彼らの果たす役割が実質的に大きい。

【点検・評価】【長所と問題点】

学部研究生に対する制度が完備されたことは評価できる。これまでの問題点を解消することができた。

また、科目等履修生、聴講生として、社会人が受講することが多いが、これは異年齢集団の教育機会の確保という点でメリットがある。とくに、演習ではこうした社会人学生自身が学生集団のなかで指導的な役割をはたしていることが多い。ただし、そうした社会人学生自身の高度な要求に対しては、必ずしも十分な教育指導上の配慮を行いきれていないこともある。人数としては必ずしも多くはないが、科目等履修生や聴講生で在籍する社会人学生に対する対応を自覚的に追求課題は、今後の本学のあり方を考えるうえでも重要な課題として残っている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

学部研究生については、学部の科目を履修させているが、一度学習した内容を再度学ぶことになる可能性も高いので、むしろ研究指導を中心とした、独自のカリキュラムを整備すべきであろう。

社会人の科目等履修生、聴講生はむしろ学習面でのリーダーシップを果たす役割が大きい。教員はそうした力を発揮できるような、独自の教育方法、教材準備に配慮すべきであろう。

４．教育改善への組織的な取り組み

（１）学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

【現状の説明】

この面での最大の成果は、別項で解説するように、2008 年 1 月にＦＤ委員会が設置されたことである。同委員会を通じて、教育指導方法の改善への取組みが強化されている。また、前述の授業アンケート、ミニッツ・ペーパー、学生との懇談会と広報紙の発行は教育指導方法の改善の重要な手段となっている。

学生の学習の活性化については、制度的な方策としてとくに特記すべきことはないが、教員個々人の試みとしては特筆すべきこともある。たとえば、実習系科目をうまく活用し、学生が主体的に地域再生のプロジェクトに関わる例が生まれている点である。

【点検・評価】

上記のように、授業改善のためのアンケートや意見の聴取という点では改善がみられている。

【長所と問題点】

上記の諸制度によって、授業方法の問題点がどこにあるかは認識できるようになったことは評価できる。しかし、それを実際の改善に結びつけるためには、授業改善の技術的な部分も含めた実践的な解決が必要となる。その意味で、ＦＤの促進が急務である。

学生の学修活性化についても同様のことが言える。個々人の教員レベルでは、改善がみられるが、組織だった改善という点では問題が大きい。

【将来の改善・改革に向けての方策】

ＦＤ活動の組織的な展開によって、授業改善の具体的な方法についてのイメージを豊かにしつつ、それを授業アンケートなどで示された学生たちの改善要望に結びつけるような努力が必要である。

学生の学修活性化については、学生が講義に参加できるような方法を模索しつつ、受動的な講義に終始しないような取組みを展開しなければならない。その際、特定の方法をおしつけることをせず、それぞれの教員の個性に応じた授業改善ができるように努力しなければならない。

（２）シラバスの作成と活用状況

【現状の説明】

認証評価における指摘を真摯に受け止め、今年度はシラバスの大幅改善に取り組んだ。従来よりも項目を増やし、記載内容も詳細にした。「授業概要とねらい」「達成目標」「評価方法」「評価基準」「教材」「留意点」「授業計画」について、各教員に細かく記載してもらうことにした。とりわけ、達成目標、評価方法、評価基準については、詳細な記載を求めた。評価基準については、出席、発表、提出物、小テスト、定期テストなどをどのような比率で評価するのかについて数値化して表記することも要求した。これによって、シラバスの質は大幅に向上した。

また、シラバスの入力方式も電子入力とし、教員が直接ウェッブ上で記入する方式を考案し、事務の効率化と学生への便宜拡大に貢献した。

履修ガイドについても、継続して発行したが、規程部分についての冊子と、実際に履修登録の際に参照すべき注意点についての冊子を分離するとともに、初年次向けの特別の解説書の作成など、より実用性の高い方式に変更した。

【点検・評価】

シラバスの大幅改善により、学生が受講するに当たり必要とする情報（とりわけ達成目標、評価方法、評価基準について）がシラバスに網羅されることになった点は、好評をえている。また、この煩雑な作業に対して教員の協力をえられたことは、大きな前進である。また、学内のどのパソコンからでも閲覧でき、必要な情報を検索可能なウェッブ形式にしたところに、汎用度における利点がある。

【長所と問題点】

シラバスの充実とコンパクトな『履修ガイド』とを併用することで、履修登録時の科目選択の時に利用しやすくなっている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

まずは、今回の新しい形式の内容をさらに充実し、教員間の粗密の程度をさらになくすための努力を行う必要がある。

他方、現在はセキュリティの関係上、学内のパソコンからしかシラバスの入力・閲覧できないが、これを学外からも可能にすることで、さらに汎用度と事務的効率性を高めたい。

（３）学生による授業評価の活用状況

【現状の説明】

授業アンケートについては、記述のとおりである。再度まとめれば、全学部共通の「学生による授業アンケート」を導入し、ＦＤ委員会にてその結果の集約、活用を図ってきている。授業アンケートは、春・秋の学期末において実施している。その方法は、従来、担当教員にその回収を委ねていたが、職員がアンケートを回収する方式に切り替えている。対象科目については、演習科目などはアンケートの対象から除くことで落ち着いている。

データの処理については、点数部分については外部委託で処理することにし、自由記入欄は職員が逐一エクセル表に入力し、該当部分について各教員に連絡し、改善を促している。

2005 年度秋学期より、全体を集計、公表　掲示板にて学生に周知している。また授業アンケートの総評は、教授会に報告するとともに、授業科目ごとの結果は、非常勤講師を含め全教員に配布、授業改善の参考にしている。さらに 2006 年度春学期の授業アンケートより、その総評を Web 上に公開している。なお、著しく学生の評価が低い授業科目については、当該学部の学部長が担当教員からヒアリングを行い、改善を喚起している。

さらに、教務委員が学生の自治的団体と月例で懇談を行い、そこで出された意見のうち、妥当と判断できるものについては、教務委員会などで改革の取組みを決定している。

【点検・評価】

授業アンケートそのものについては、一定の意義が認められている。改善に向けた教員の意識も低くない。

【長所と問題点】

授業アンケートの意義については合意があるものの、その項目の整備、実施方法などについては、さらに改善の余地が残されている。とりわけ、各学期末にすべての科目で同時にアンケートが実施されるため、学生もアンケート回答疲れが見られる。それが、回答内容の質の低下を招いているのは事実である。また、質問項目についても改善の余地が残されている。さらに、職員を大量に動員したアンケートの方法が妥当なのかどうなのか、議論がある。

また、アンケートの実施時期については、学期途中において実施したほうが、当該学期内の改善が可能となり、有効ではないかという有力な意見もだされている。

その他、ミニッツ・ペーパーを活用したほうがベターであるという意見もだされている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

上記の諸問題点について、ＦＤ委員会で議論し、具体的な改善策を検討したい。ただし、授業アンケート自体は定着しており、一定の役割を果たしているので、その根幹は維持しつつ、実態に応じた部分的な改善を図ることにする。

当面は、学期末とは内容の異なる学期途中におけるアンケートを追加的に実施し、授業改善効果を観察してみたい。

（４）ＦＤ活動に対する組織的取り組み状況の適切性

【現状の説明】

今期の最大の成果は、2008 年 1 月にＦＤ委員会が設置されたことである。学長を委員長とし、大学事務局長と教務部長が主軸をなしつつ、毎月開かれることになっている。制度としては、全学委員会と学部・研究科の委員会の二層構造をとり、全学組織として取り組みべき課題と、学部が独自に取り組むべき課題との区別と連携を図っている。この委員会主催のもとに、2008 年度には各種のＦＤ活動が計画されている。また、教員と職員が一緒になって、講演会を組織したり、それに参加している。

これと並行して、従来から行われていた修学支援室主催による授業運営技法セミナーおよび学長主催の研修会が、2007 年度には下記のような形で実施された。

2007 年 10 月 3 日（水）

テーマ「これからの大学運営と大学改革」

講師　　目黒純一（学校法人熊本学園常務理事）

2007 年 10 月 17 日（水）

テーマ「こどもの教育にかかわる実態と初等中等教育の改善の動き」

講師　　梅本静一（元北九州市教育委員会委員長）

2008 年 2 月 13 日(水)

テーマ「学生と上手につきあっていくために」

講師　　大倉得史（修学支援室主事）、和田修（カウンセラー）、
恩地裕子（カウンセラー）、隈本晶子（発達障害コーディネーター）

また各学部独自のＦＤ活動が取り組まれている。とりわけ、低学力対策の指導方法については、どの学部も意識的に取り組んでいる。

さらに、ＦＤ・ＳＤ活動を促進するためには、ＦＤ・ＳＤ促進ニュースを発行する予定にしているし（2008 年 5 月から実際に実施）、図書館にはＦＤ・ＳＤ文庫が設置される予定にしており（2008 年 6 月に実際に設置）、教職員の学習機会を提供している。

なお、文科省や、私大連盟、私大協などの団体が主催して外部で開催される諸々のＦＤ研修会には､積極的に参加するようにしている｡それに加えて 2008 年 3 月には大学として、初年次教育学会に機関加盟した。これも授業改善に対する意識の高まりを表現している。

【点検・評価】

従来から懸案であったＦＤ活動のための全学組織を 2008 年 1 月に設置できたことは大きな前進である。また、全学的な企画と各学部・研究科における企画の二層構造により活動を行うことを通じて、教職員の当事者意識や参加意識を高めている。さらに、小規模大学としてのメリットを活かしつつ、教員と職員の能力アップが、教育という結節点を通じて同時的に実施されているところは大きく評価される。ＦＤ推進ニュースやＦＤ・ＳＤ文庫の迅速な設置対応などは大きな成果である。何よりも、組織的なＦＤが開始されたことは今期の貴重な成果である。

【長所と問題点】

限られた人材と資源で、多面的なＦＤ活動に取り組もうとしている。教職員一体となった取組みは評価しなければならない。そのうえで、ＦＤ活動に携わる中核的な人材を育成する必要があること、また具体的な教育改善の方法についての他大学の取組みを参考にしつつ積極的に知識を得ることが、改善のための重要課題である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

まずは、ＦＤ活動のための人材と予算をきちんと確保することが何よりの課題である。限られた人材、財源のなかでも、本学の再生の鍵となすのが教育改善であるという認識を強め、この活動により多くの人的・財政的な投資をすることが必要である。

次に、組織的な手立てとしては、現在ＦＤ委員会の委員長は学長であるが、実質的な活動を担当するのは教務部長である。しかし、教務部長自体が多面的な活動の長となっている面もあり、ＦＤに専念できる教員と職員のスタッフを整備するとともに、そこが中心となって情報収集、企画をなすべきである。他大学にも例を見るような､「ＦＤ推進室」が設置可能かどうかも検討する。

最後に、ＦＤ活動の中身については、本学の実態に即して、緊急度の高いものから導入すべきであろう。2008 年度にはさまざまな計画が予定されているが、とりわけ本学の教職員が、本学の実態に応じた手作りのＦＤ活動を実施することが求められる。

（５）ＦＤの継続的実施を図る方途の適切性

【現状の説明】

ＦＤ委員会の長を学長にし、大学事務局長も同委員会に参加しているのは、全学的な視点から多面を配慮しつつ、この活動を継続的に実施しようとすることの表れである。また、各学部・研究科において、それぞれの活動計画を策定してもらったことの意図は、各学部・

研究科が当事者としてＦＤ活動を促進すべきであるという意識をもってもらうための試みであった。また、継続性を担保するために、ＦＤ委員会は「月１回以上」の定例開催を義務づけられている。

【点検・評価】【長所と問題点】

ＦＤ活動を継続的に実施できる組織が確立された点は大きく評価できる。

最大の問題は、人的・財政的な裏づけをもっと厚くすることである。まずは、法人とも協議し、ＦＤ活動のための特別な予算を確保することが必要である。その予算を用いつつ、まっ先に実施すべきは、ＦＤ活動のリーダーの要請である。適任者を選択し、継続的な研修を積みながら、本学のＦＤ活動の中核を継続的に担ってもらえるように育成していくとが求められている。

そのうえで、各学部と全学の二層構造で計画された 2008 年のＦＤ活動を 100％実施しきることが当面の重要な課題となっている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

ＦＤ活動への取組みが一時的な取組みと終わらないように、トップダウンとボトムアップの連携を図る必要がある。

そのためには、「上から」は、リーダーシップとセンサーシップとが協働する仕組みを確立しなければならない。そのためには、委員長たる学長の責任の下に、ＦＤ実施の足場である各学部で、どのような具体的な取り組みがなされるべきか、その計画、実施状況、結果についての情報が、教務部長を通じて集中されるべきである。ＦＤ委員レベルだけではなく、大学のトップと学部のトップがＦＤ活動が最重要課題となっていることについて、日常的に確認できる情報の集約と、その実施について教務部長（新設が可能であればＦＤ委員長と室長の連携のもとに）を通じた調整の仕組みが確立されるようにする。

ボトムアップのためには、各学部で教授会のなかで定期的にＦＤのための時間を確保し、日常的に教育活動で直面する問題を出し合い、対話しあう場を確保する。そのようなＦＤ支援のコミュニティづくりに努める。

（６）学生満足度調査の導入状況

【現状の説明】

今年度は 2008 年 3 月卒業生と、新入生に対して、学生満足度調査を 10 年ぶりに実施した。その結果、学生が大学に何を望んでいるのか、その中心的な課題を理解することができた。施設面などについては、実行可能な範囲で即座に改善を図った。

また、学生の声を聞くために、月 1 回程度学生代表と教務委員との懇談を開催し、それを「ジカダンパン」という広報誌で学内に示し続けた。その他、学生の意見を日常的に聴取する方法として、「目安箱」を設定し、週１回程度、担当部署の部長が回答するようにしている。なお、毎年１回実施される学長会見は継続実施している。

教務事項に関する学生との懇談を発展させて、教務事項以外をも含みこんだ、月例の学生 4 団体代表と教務部長・室長、学生部長・室長の懇談会を実施した。その定例化について、検討している。

【点検・評価】【長所と問題点】

学生の意見を聞く機会の整備は順調に進んでいる。ただし、最近では「ジカダンパン」の発行頻度が落ちていることは改善すべきである。その際、極力、対面的対話を重視している。また、即座に実行可能な改革については、すぐに実施する姿勢で取り組んでいる。学生との対話を重視する姿勢は評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今回実施した学生満足度調査を毎年継続的に実施することがまず大事である。また、「ジカダンパン」あるいはそれに類似した学生との対話ツールの継続的発行に努力すべきである。また、今年導入した「目安箱」、学生との懇談会については継続するために教員と職員が一体となった努力を行う。

（７）卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

【現状の説明】

2008 年 3 月には、10 数年ぶりに卒業生に対する満足度調査が実施された。施設改善、授業改善などについての具体的な声を聞くことができた。卒業生に対して、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みは導入されていない。

【点検・評価】【長所と問題点】

これまで必要性が指摘されながら、実施されていなかったアンケートが実施されたことは大きな前進である。とくに、卒業時に 4 年間を振り返って、冷静に判断して、大学での教育のどこがよくて、どこが問題であったかを指摘してもらうことは、教育改善の重要な素材となる。今後、質問項目を精査しつつ、継続的に実施することが課題となる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

当面の課題は、卒業時アンケートを毎年継続的に実施することである。

そのうえで、卒業後数年たった段階で、同窓会と大学の結びつきを強化するという意味でも卒業後アンケートを実施することが企画されている。

（８）雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組みの導入状況

【現状の説明】

前回の報告書段階と同様に、組織的に雇用主に卒業生実績を評価させる仕組みは確立していない。

【点検・評価】【長所と問題点】

雇用主から、卒業生の実績を評価してもらうことは、教育のあり方を検討し、改善・改革を進める上で有益である。とりわけ、地域に根ざしつつ再生を行うしかない本学の場合には、地域のニーズを知るという点で、この面での活動は重要である。にもかかわらず、これについての取り組みが遅れていることは大きな問題である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今後このシステムについて、就職委員会で本格的に検討を進めたい。前回報告書で問題提起されていたような、求人票の記入をお願いする際に、卒業生の入社実績がある企業に対しては卒業生の評価をお願いすることなどを中心にして検討を進めたい。当面、学内企業面談会参加企業に協力をお願いすることで、まず卒業生の実績を段階的に集約していく方途を検討する。

（９）教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

【現状の説明】

教育評価と教育改善を直結させる方策は、教務部長が教務委員会、ＦＤ委員会、人事委員会などの主要委員会の結節点となって、統一的に制度間連携を図っている点にある。

また、今回は外部の教育評価の影響が大きかった。はじめて認証評価を受けたことで、それへの対応を準備する中で、本学の持つ問題点がきわめて明確になった。この外部からの有益な指摘は、これまで気づかなかった問題点を認識させる契機となり、改革を促進する重要な要因となっている。

【点検・評価】【長所と問題点】

本学が置かれている危機的状況についての認識は深まっているので、比較的スムーズに教育評価を教育改革に結びつけることができている。ただし、やはり教員間での意識の差は大きく、今後は組織全体として見たときに、何を、どのように改善するか、体系的な方針を確立する必要がある。

ただし、改革を促進するためには、それを支える人的資源を整備する必要がある。教務部長を結節点とすること自体の意味は大きいが、それをサポートする役職の設置を検討してもよい。

【将来の改善・改革に向けての方策】

外部と内部の教育評価を、教務部長を結節点として教育改革に直結するためのより組織的な方法については、早急に検討することが必要である。少なくとも、教務事項の改革とＦＤの推進とは分業と協業の関係で連携にあるが、これを有機的に連携しつつ推進するための組織再編と人的再配置を模索する。

また、そのもとで、教育データの整理・分析機能も含めて、教育改善におけるＰＤＣＡサイクルを体系的に整備する。

５．授業形態と授業方法の関係

（１）授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

【現状の説明】

授業形態については、演習、実習形式の授業を除いては、インタラクティブな方法をとっている授業がまだまだ不足している。個人的な努力によってそれが改善されている例はあるものの、組織的な取り組みとしてはまだ不十分で、一方的な講義形式のものが多いと

いう問題点は依然として残っている。

「少人数教育」を教育の柱の一つして、演習、語学の授業を中心に多人数とならないように工夫をしている。演習科目は、各学部とも 1 年次配当の入門演習が 1 クラス 20 名以下となるようにクラス編成を行っている。

語学の授業については、英語科目は 1 クラス最大 40 名に、その他の外国語は 30 名に収まるように制限している。年度によって特定の外国語科目に履修が偏る傾向もあり、抽選漏れを極力少なくする配慮の結果、一部科目で履修者が若干数上回ることがある。

演習、語学以外で受講生が多人数となる授業科目、例えば全学の学生が共通して履修する共通科目については、前年度の履修状況などを踏まえて可能な範囲で複数開講して対応することで、200 人を超える大人数の講義はかなり減少した。

一人の教員が学期期間中を通して講義を行うのではなく、オムニバス方式の授業も一部導入されている。例えば、全学共通の基礎教育科目である「キャリア・デザインⅡ」は内外のキャリアを持つ講師を招いて実施している。寄附講座などでは、外部講師によるリレー講義形式をとっている。

それぞれの授業科目の形態や方法については、授業科目を担当する各教員に委ねられている。多様な学生が入学するなかで、「伝統的な」講義形式に限界がきており、個々の教員において、創意工夫がなされている。以下に記述するマルチメディア機器の活用、授業内容に即した配布資料の準備・配布、ミニッツ・ペーパーの活用などの取り組みがなされつつある。

【点検・評価】【長所と問題点】

基本的には「少人数教育」が徹底化されている。ただし、科目によっては、さらなる少人数化を実施すべきものもある。教育目標のあり方と本学の財政状況・人的資源とのバランスを考えて、総体として授業形式の多様性確保を確保しつつ、教育効果をあげるものにしていくことが必要であろう。

メディアの活用については、ＦＤ委員会などでその方法をさらに検討し、教育効果の大きな方法を問題提起すべきであろう。

オムニバス形式の授業については、その企画・運営の力量をアップしなければ、科目全体としての教育効果が乏しくなるので、その面での改善が望まれる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

本学の人的・財政的な状況を検討しつつ、多様な授業形態を多面的に活用しつつ、大学全体として、現在進行中のカリキュラム改革とも連動しつつ有効な科目形態の配置を模索する。

また、個々の授業形態について、教育方法を改善するためには、ＦＤ委員会で個別に問題設定を行い、ひとつずつ改善を重ねていく。

（２）マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

【現状の説明】

マルチメディア教育の充実・強化を図るために、教育情報ネットワークセンターを設置するとともに、パソコン教室を設置し、一般の講義教室にもマルチメディア機器を配置した。詳細については教育情報ネットワークセンターの項目にて記述する。

その目的としては、①マルチメディア機器や情報技術を活用した教育の導入を推進できるようにすること、および②情報化時代にあってますます必要となってきている情報技術を身につけさせることである。前者については、パソコン、ビデオ、プロジェクターなどは情報関連科目以外でも、しばしば活用されており、大教室などではプロジェクターが効果的に使用されている。また演習の授業でパソコン教室を利用する教員も少なくない。後者については、1 年次に全学共通の必修科目として基礎教育科目に「情報処理入門」を配置し、全員に履修させるとともに、「情報処理応用」を選択科目して配置しているほか、共通科目群に「数学とコンピュータⅠ」「数学とコンピュータⅡ」を配置している。

学部別の固有科目への情報技術関連科目の配置状況

法学部法律学科・総合実践法学科 コンピュータネットワーク論Ⅰ・コンピュータネットワーク論Ⅱ
経済学部経済学科 コンピュータ実習Ⅰ・コンピュータ実習Ⅱ・コンピュータ実習Ⅲ・コンピュータ概論Ⅰ・コンピュータ概論Ⅱ
経済学部経営学科 コンピュータ実習Ⅰ・コンピュータ実習Ⅱ・コンピュータ実習Ⅲ・コンピュータ概論Ⅰ・コンピュータ概論Ⅱ・情報ネットワークⅠ・情報ネットワークⅡ・情報システム設計Ⅰ・情報システム設計Ⅱ・経営プログラミングⅠ・経営プログラミングⅡ・会計情報システム論Ⅰ・会計情報システム論Ⅱ

（注）国際関係学部国際関係学科の固有科目には配置されていない。

その他、情報化への対応を意識した科目が配置され、サイバースペース法（法学部）、経営モデル分析Ⅰ・経営モデル分析Ⅱ（経済学部経済学科・経営学科）、経営情報論Ⅰ・経営情報論Ⅱ・マルチメディア論（経営学科）などがある。

【点検・評価】

マルチメディアを活用した教育は、十分に導入され、活用されている。これは情報教育関連授業科目の配置状況からもいえることであり、評価できる。マルチメディア機器導入時においてまだ一般的でなかったＤＶＤ機器もその後補充されている。

【長所と問題点】

全学部を対象とする基礎教育・共通科目については、適切な情報技術関連の授業科目の配置が行われており、またマルチメディア機器が個々の教員の創意工夫により活用されていることは長所である。ただし、黒板と異なり、プロジェクターのスクリーンは見にくいとか、眼が疲れるとの意見もあり、使い方については工夫が必要である。

「情報処理入門」については、学生の多様化により、入学時点ですでにこの科目の目標をすでに達成している学生とそうでない学生の両者がいるので、これに対応できるように授業内容を変更すべきであるという意見がだされている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

高度化する技術に対応すべく、新たなマルチメディア教育体系性を、本学の教育目標と実情にあった形で再整備する必要がある。

第３節　国内外における教育研究交流

【到達目標】

本学の国内外における教育研究交流は、留学・研修した学生に対しては、地域言語や異文化に接して国際社会における相互理解を深める機会を提供することである。また教員の側に対しても、留学による現地社会の理解と留学成果の大学教育への還元、学術発表・刊行物の発信による研究水準の向上が図られることを目指している。

１．国際化への対応、国際交流の推進と基本方針

【現状の説明】

本学における国際交流の基本方針は、校名を九州国際大学と改称し、国際商学部を設立した時の設立趣意書に起源を有する。そこには、「国際経済や商学の理論とその実態を修得させながら、アジア地域の研究と地域言語を習熟させる国際人の育成」と書かれている。このことから、本学では、アジア地域を中心とした諸大学との国際交流が推進されている。

本学では、海外の諸大学と学術交流協定を締結し、専攻分野における研究交流や留学など、国際交流を積極的に展開している。

学術交流協定を結んでいる各大学との活動の内容は、以下のとおりである。

（１）交換留学制度を設けている大学と相互の学生の派遣・受け入れを行う。

（２）協定校間の教員の派遣・受け入れをし、講義を担当する。

（３）毎年語学実習や海外社会実習を実施し、本学の学生を派遣する。

また、協定校および交流活動は、以下のとおりである。

(a) 東北財経大学（中華人民共和国・大連市）交換留学、教員交流、語学実習

(b) 遼寧大学（中華人民共和国・瀋陽市）交換留学、教員交流、語学実習

(c) 華東法政学院（中華人民共和国・上海市）語学実習

(d) 東亜大学校（大韓民国・釜山市）交換留学、語学実習、剣道部交流

(e) 漢陽大学校（大韓民国・ソウル市）交換留学

(f) インドネシア大学（インドネシア共和国・ジャカルタ市)、交換留学、教員交流、語学実習

(g) デリー大学（インド連邦共和国・デリー市）語学実習

(h) タマサート大学（タイ王国・バンコク市）社会実習

(i) 南開技術学院（中華民国・南投県）教員交流、語学実習

なお、交換留学制度は、本学から毎年度 3～4 名の学生を各協定校に派遣し、同じ数の留

学生を受け入れている。派遣人数は、以下のとおりである。

(a) 東北財経大学（中華人民共和国・大連市）派遣人数１名
(b) 遼寧大学（中華人民共和国・瀋陽市）派遣人数１名
(c) 東亜大学校（大韓民国・釜山市）派遣人数２名
(d) 漢陽大学校（大韓民国・ソウル市）派遣人数２名
(e) インドネシア大学（インドネシア・ジャカルタ市）派遣人数１名

交換留学生は、留学先の大学で自分の希望する科目、卒業に必要な科目を自由に選択でき、取得した単位は最高 30 単位まで本学の単位として読み替えることができる。交換留学生の応募条件は、本学に１年以上在籍していることであり、成績および語学力の選考試験に合格すれば所属学部に関係なく採用される。費用に関しては、本学に学費を納めることで授業料は免除され、また留学先大学に付設の寮を利用することで宿泊費も免除される。自己負担は、渡航費、滞在費、光熱費、旅券取得費用などである。年度によっては、本学からの交換留学生の数が募集人員に満たない場合もある。

さらに、本学には学生の国際交流を進めるために海外語学実習の制度がある。これは、海外の大学等で会話を中心とした語学の修得を目指すものであり、毎年、夏季休暇期間を中心に本学教員の引率の下で 60 時間以上の授業を行うものである。以下の国々で行われている。

中国・瀋陽市、遼寧大学
インドネシア・ジャカルタ市、インドネシア大学
オーストラリア・メルボルン市、モナッシュ大学
米国・ワシントン州、イースタンワシントン大学
台湾・南投県、南開技術学院（単科大学）
大韓民国・釜山市、韓国体験教育院

さらに、学術交流協定とは別に、学外研究員受入れ制度があり、2006 年度には短期間ではあったが、台湾の中華経済研究院から研究員を１名受け入れた実績がある。

【点検・評価】【長所と問題点】

本学が海外の各大学と学術交流協定等を締結していることは評価できる。しかし、世界全体で見た場合、その締結先がアジア地域の大学に偏っているので、今後は欧米諸国への拡大を目指すべきである。また、本学学生の交換留学生への送り出しが弱いことも問題といえよう。

【将来の改善・改革に向けての方策】

目下のところ、欧州および米州地域の大学との学術交流協定の締結を模索している。また、本学学生による交換留学生への応募が増加するように学内広報活動に工夫を加えると同時に、例えば韓国などへは２～３泊程度のミニ研修を体験させた上で留学に結びつける等の方策を導入していく。

国際関係学部が、カリフォルニア州立大学チコ校への半期の英語短期留学を 2007 年度秋学期より実施しているが、引き続き英語圏への留学者の増加にも努めていく。

２．国際レベルでの教育研究交流

【現状の説明】

国際レベルでの教育研究交流を支援する制度としては、本学には海外および国内への学外派遣研究員制度があり、これを適用して本学教員を海外協定校へ派遣し、またはその他海外の大学へ留学させている。海外への学外派遣研究員の応募資格は、本学勤続 3 年以上を条件としている。研究活動助成委員会は、申請者から提出された研究計画書および研究活動助成に関する規定に基づいて審議し、助成対象者の選考原案を作成する。各教授会の議を経て、学長が学外研究員を任命する。なお、研究活動助成委員会は、学長に指名された委員長、各学部から選出された委員などから構成される。過去の実績は以下である。

2003 年度　坂井宏光（法学部）　英国・ウェールズ大学（バンガー）・約１年間
2004 年度　山口秋義（経済学部）　ロシア・サンクトペテルブルグ大学・約１年間
2004 年度　許棟翰（経済学部）　大韓民国・漢陽大学校・約１年間
2005 年度　渡辺守雄（法学部）　米国・ニューヨーク大学・約１年間
2005 年度　清水憲一（経済学部）　日本・東京大学・半年間
2006 年度　大形里美（国際関係学部）　インドネシア・インドネシア大学・約１年間

また、国際的な会議での研究報告や意見交換などを促進するために、海外の国際学会出席旅費の助成制度がある。これは、一定の助成総額を限度として予算化されており、研究報告、出席など活動内容および派遣地域により助成金額が定められている。国際学会出席旅費の助成についても、研究活動助成委員会が申請者について審議の上、助成対象者の選考原案を作成し、その後、各教授会で決定される。過去の対象者と国際学会開催国の実績は、以下である。

2003 年度　石田秀実（米国）、岡本真琴（英国）、森谷裕美子（フィリピン）
2004 年度　岡田行雄（ドイツ）、西山　茂（メキシコ）、岡本真琴（イタリア）
青木美樹（米国）、渡辺守雄（米国）、芦　益平（中国）、古屋邦彦（米国）
湯淺墾道（米国）、坂本悠一（大韓民国）、森谷裕美子（台湾）
2005 年度　芦　益平（シンガポール）、和田正広（シンガポール）、渡辺守雄（カナダ）
高田　実（オーストラリア）、坂本悠一（大韓民国）
2006 年度　西山　茂（大韓民国）、岡本真琴（英国）

また、経済学部経済研究センター（FUTURA）では、研究活動事業として国際シンポジウムの開催を行っており、外国招聘講師との交流および意見交換を行っている。過去 5 年間のシンポジウムは以下のとおりである。

(a) FUTURA 国際シンポジウム「英国におけるドメスティック・バイオレンスへの取組：DV 防止法施行にあたって」2001 年 10 月 19 日
Dr. Lorraine Radford を迎えて。

(b) FUTURA 研究会「企業都市と地域再生」2002 年 3 月 15 日
Dr. Yeum Mi Gyeung を迎えて。

(c) 経済研究センター第 3 回国際セミナー
「自由貿易の歴史的意味　―英米の経験から―」
2002 年 12 月 12 日　Prof. Anthony Cyril Howe を迎えて。

(d) 経済研究センター第４回国際セミナー「イギリス帝国とマレーシア経済」
2003 年 10 月 24 日　Prof. Nicholas J. White を迎えて。

さらに、ゼミナール単位での国際交流も行われており、本学経済学部の許棟翰教授のゼミナール学生と漢陽大学校経営大学「経営研究会」（張錫権教授指導）学生との交流は特筆に価する。毎年、日本から韓国ソウルを学生が訪問し、一定のテーマを設定して報告会を行っている。

次に、本学剣道部と東亜大学校剣道部（韓国）の剣道交流会がある。これは、2001 年に締結された両大学の剣道交流協定書に基づいて、剣道を通じた親善関係を深めることを目的に、年 1 回交互に訪問しあい、親善試合を行うものである。2005 年 2 月は本学剣道部が韓国東亜大学を訪問し、2006 年 2 月は東亜大学剣道部が本学を訪問した。

また、海外協定校との教育交流として以下のものが行われた。

南開技術学院（台湾）からは研修団を受け入れた。2002 年 7 月 14 日から 27 日までの期間、テーマを「財務金融管理」として約 20 名の学生に対し、本学の金融論、証券論、財務論、会計学、日本経済論などの担当教員が通訳を介して講義を行った。

東亜大学東北亜国際大学院からは、2002 年、2003 年、2004 年に 7 月の 1 ヶ月の間、修士課程大学院生を 3 名程度、短期研修生として受け入れた。研修内容は、日本語語学特別研修プログラム、学部および大学院の講義の聴講などである。

漢陽大学（韓国）からは、2003 年以来、2 週間の日程で日本語研修団を受け入れている。15 名程度の学生が本学別科日本語課程の教員による講義を受けている。

その他の国際レベルでの教育研究交流については、本報告書第 14 章を参照されたい。

【点検・評価】【長所と問題点】

本学では、国際大学の名にふさわしく国際レベルでの教育研究交流が行われていると評価できる。本学に海外および国内への学外派遣研究員制度を整備していることは適切である。また国際学会出席旅費の助成制度は、教員の海外での学会出席を容易にするものである。

【将来の改善・改革に向けての方策】

海外協定校の協力も得て、海外の大学との教育研究交流を継続的かつ積極的に推進する仕組み作りに努力する。

３．外国人教員の受け入れ体制

【現状の説明】

本学は、八幡大学から九州国際大学に名称を変更して以来、積極的に外国人教員を受け入れてきた歴史がある。1989 年（平成元年）に国際商学部が設立されたことを契機に、中国の遼寧大学、東北財経大学、韓国の東亜大学校、インドネシアの国立インドネシア大学と本学とは学術交流協定を締結し､それらの大学から 4 人の外国人招聘教員を受け入れた。

各大学から１人、原則として任期２年間という契約で、国際関係学部の教授会構成員になっている。ネイティブスピーカーである招聘教員は「中国語」、「韓国語」、「インドネシ

ア語」の外国語科目を中心に語学教育を担当している。また、海外語学実習もそれらの 4 大学において実施し、その際には招聘教員が引率を担当するなどして、外国語の教育に貢献している。その後、それらの 4 大学に加えて韓国の漢陽大学校との間にも学術交流協定に基づき交換留学生制度も確立してきた。

なお、最近においては、外国人教員は北九州市年長者大学校穴生学舎の講師も積極的に担当するなど、「地域との国際交流」と「大学の地域貢献」にも大きな役割を果たしている。このように、外国人招聘教員の役割は国際交流と外国語の教育について非常に大きいものがある。

2007 年 5 月時点で、国際関係学部には、招聘教員を含めて外国語科目を中心にアメリカ人教員 2 人、韓国人教員 1 人、中国人教員 2 人、インドネシア人教員 1 人、合計 6 人が在籍し、教授会の構成メンバーである。

また、学術交流協定とは別に、学外研究員受入制度も実施している。なお、本学では、外国語科目を担当する外国人教員および招聘教員以外に、専門科目にも外国人教員が担当者となっている科目がある。これは、本学が優秀な人材を国内外に広く公募しているからであり、「経営管理論」、「労働経済学」などの担当者がこれに該当する。

【点検・評価】【長所と問題点】

本学が、招聘教員制度を設けて積極的に外国人教員を受け入れてきていることは、本学の理念・目的とも合致するものであり、評価できる。また、招聘教員以外にも外国人教員を積極的に受け入れており、国際大学としてふさわしい体制を整備してきている。

他方、外国人教員の受け入れはどちらかと言えば、アジアを中心として取り組んできたところ、今後は欧米圏からの外国人教員受け入れに取り組んでいき、今日のグローバル化への対応を図っていく必要がある。

【将来の改善・改革へ向けての方策】

英語教育を中心とする外国語教育の充実のために、期限付外国人教員制度導入の可能性を検討する。例えば、学生がいつでもネイティブ教員とそれらの外国語を使って会話の練習ができるような「語学センター」設置を実現する。

４．教育研究・成果の外部発信

【現状の説明】

個々の教員による教育研究・成果を海外向けに外部発信することは、個人的なレベルでは欧米学術雑誌への投稿や国内欧文雑誌への投稿によって行われている。

大学レベルとしての教育研究・成果の外部発信の例としては、国際共同シンポジウムがあげられる。2002 年 10 月 25 日（金）に本学企業政策研究科と漢陽大学経営大学院により日韓共同シンポジウムが開催され、アジア通貨危機について報告と議論が行われた。韓国より韓充敏教授(漢陽大学経営大学院)を始めとして約 30 名の経営大学院学生が参加した。国際シンポジウムでは、予稿集（プロシーディング）を作成し、学内外の関係者に配布した。

【点検・評価】【長所と問題点】

国際化に対応して、英語をはじめとした外国語による教育研究・成果の外部発信が求められる時代になってきた。しかし、本学では英文または外国語の紀要などは発行されていない。ただし、学部の『論集』に英語論文が投稿されることがあり、このような取り組みを支援し、拡充強化するなかで、外部発信のモーメンタムを模索する必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

英語または外国語による紀要あるいは英文による特集を編集・発行するなどにより、海外に向けた外部発信に努力するように各学術雑誌を発行している部門に働きかけていくほか、国際センター独自刊行物の発行を検討する。

《取り組みの主要点》

１．法学部、経済学部、国際関係学部ともに、大学の理念等を踏まえつつ、学部独自の固有の教育目標を設定し、教育内容・方法等の改善・改革に取り組んでいる。

（１）法学部

①教育課程について、法学部は従来の法律学科、総合実践法学科を法律学科の１学科に統合し､2008 年度の早期に教育課程を改正､そして 2009 年度以降施行することにしている。そのために、法学部の教育理念・目標を一層明確にしつつ、教育課程の編成に当たっては、教育理念・目標との整合性に配慮することはもとより、基礎教育科目を重視しつつ、地域社会のニーズに応えるという見地から、その特徴をリスクマネジメント・コース・不動産管理コースの２つに置くことによって地域の現代的要請に応えることにしたい。

②基礎教育の重視は、法律学における専門的授業科目中の基礎教育という点からのみならず、学部教育のスタート点に位置する導入教育、初年次教育のプログラムを教育課程にどのように組み込んでいくかという点からも重要である。法学部は、両者を「問題解決能力の育成」という視点から調和的に捉えて、教育課程の体系性を維持するなかで導入教育、初年次教育のプログラムを意識的に同課程に組み込み、同時に授業とりわけ演習の運営に当たっての実践的教育目標としたい。

③法学部は、2007 年度に PASS 制度を立ち上げ、退学者数減少の実践的取り組みを初年次生から開始したところであるが、こうした取り組みは、上記のような「育てる教育」プログラムを教育課程に組み込んでいくこととの兼ね合いではじめて効果をもつものである。

（２）経済学部

①経済学部は 2006 年度（平成 18 年度）にカリキュラムの小幅な見直しを行い、2007 年度（平成 19 年度）に抜本的な改革を行う予定であった。しかし、2007 年度（平成 19 年度）中、定員割れに対応すべく全学で定員の削減、学部の再編問題が浮上した。経済学部は現行の２学科体制を維持することになったが、法学部では 2009 年度（平成 21 年度）から法律学科１学科体制に移行することになった。そのため、予定を繰下げて 2008 年度（平成 20 年度）に、全学のカリキュラム改革の流れに歩調を合わせながら、経済学部の教育課程表の大幅な見直しを進めることになった。

②2007 年度(平成 19 年度)から、経済学特講を利用して、国語・数学のリメディアル教育を開始している。

（３）国際関係学部

①国際関係学部は、2008 年度に完成年度を迎えることから、本格的な検証と具体的な改善改革に取り組んでいるところである。前回の自己点検評価作業及び認証評価で浮き彫りにされたカリキュラムの総花性、履修モデルコースの整理、初年次教育の充実強化など教育内容に関する課題については、2009 年度から新たなカリキュラムを構築するとともに、履修指導を含めその教育方法についても改善を図ることで対応する予定である。

２．教育方法等は、全学的な取り組みとともに、学部独自の取り組みも行われ、教育方法の改善･改革に向けて幾つかの試みが着手されつつある。

（１）教育方法の改善を全体として見たときに特筆すべき点は、受け入れ学生の多様化を背景として、全学・各学部の教育目標を改めて明確化するとともに、それに照応する教育方法の改善への組織的・体系的な取り組みが本格的に開始された点である。以下個別に、その要点をまとめておきたい。

（２）教育方法の改善・改革に向けて、従来からの評価すべき実践に加えて、いくつかの新しい取り組みも開始された。

①今期は、シラバスの体系的な改定を行い、量、質ともに飛躍的に充実した。とりわけ、学生が何を具体的な学習目標とすればよいのか、成績はどのように評価されるのかという点で、全学統一して具体的に表示することに成功した。今後は、この改善されたシラバスに基づいて、ひとつひとつの教育実践の改良を図ることが重要になる。

②学年別の履修体系をより充実するとともに、各学年の教育の質を向上させるために、年間の履修上限単位数を、従来の 52 単位から 48 単位に削減するとともに、4 年生にも単位修得義務を設けた。

③従来から行ってきた授業アンケートの実施、学生の意見・要望への教員コメントを継続的に実施している。

④それに加えて、下記の FD 活動の充実とあわせて、「個人教育報告書」「学部教育報告書」の作成によって個別的、集団的に教育活動を点検する体制をつくりつつある。

⑤学生との教育懇談会については、従前より頻度が落ちてきたので、新たな教育課題に取り組むために、さらなる充実を図る。より効果的な方法について検討を進めている。

⑥個々の学生の出席状況、履修状況などを体系的に管理し、把握するとともに、学生自身も随時自己の学習状況を確認できるシステム（KIU ポータル）を導入して、教員、学生、職員それぞれの教育改善努力を効率的に組織化する体制を整えた。

（３）教育効果の測定についても、GPA 制度の導入を決定した。これにより、授業アンケート（年度末、中間期)、本学独自のミニッツペーパーによる毎回の授業に関するコメントとあわせて、より精度の高い、実態により近づいた教育効果の測定が可能となった。今後、こうした測定結果を、集団的、個人的な教育改革につなげるシステマティックな取り組みが求められる。

（４）厳格な成績評価の仕組みについては、上記シラバスの大幅改善により、教員・学生双方が、どこまで、何を達成すればよいのか、またどのような点を評価するのかを具体的に示すことに成功した。今後、その実践の結果を総括し、更なる改善を図る必要がある。

（５）学習意欲を刺激する仕組みについては、全学的な表彰制度とともに学部独自の奨励があり、全学、学部双方のレベルでの多様な仕組みを構築していく。

（６）履修指導は、つぎのような改善を図っている。

①１年次に対しては、従来から行ってきた、入学直後のガイダンスやフレッシャーズ・ミーティング（1 泊 2 日の学外オリエンテーション)、入学後におけるオフィスアワーの設定、成績相談会、保護者面談会の開催、修学支援室との連携強化による学生指導・支援、カウンセラーと演習担当者の協力関係充実などの取り組みを引き続き実施し、今後もさらに充実する方向で継続する。

②留年者、退学者対策として、全学部・全学年に対して、少人数教育の利点を最大に生かして、細かな履修および生活指導を行っている。とくに、ゼミを欠席しがちな学生（1か月複数回欠席した学生）については、担当教員が細かく電話をかけて指導したり、あるいは法学部ではPASSシステムという組織的な修学支援制度を運用している。教員への負担等の調整を行いつつ、職員も含めたトータルな支援制度として定着させるための更なる検討が求められている。

（７）FD活動については、学長を委員長とするFD委員会を2008年1月に発足させ、年次計画のもとに具体的なFD活動を展開する準備を進めた。また、就学支援室の研修会、外部講師を招いての学内研修会などの従来の活動は、このFD活動とリンクさせながら充実を図る。さらに、従来以上に積極的に外部のFD研修会に参加者を派遣し、教育改善の具体的な方策について、知識の拡充も図る。基本的には、FD 活動の組織的取り組みは着実に前進できていると評価できるものであり、今後その安定的な継続性を担保していくことが最大の課題となっている。

（８）なお、これまで個別的に実施してきた新入生への対応については、「初年次教育」として体系だてた試みとするために、企画・立案中である。

第４章

大学院研究科の
教育内容・方法等

第４章　大学院研究科の教育内容・方法等

【到達目標】

＜法学研究科＞

今日の高度で複雑化した経済･社会に対応しうる幅広い視野と総合的判断力を兼ね備えた人材の育成を教育理念として、社会の多方面で活躍しうる高度の専門的知識と処理能力をもつ、創造性豊かな人材の育成を目指す。

＜企業政策研究科＞

現代社会が求める高度の専門知識をもった職業人を養成することを目標として、経営実務に関する高度な知識、あるいは企業を取り巻く外部環境にかかわる専門知識をもつ人材の養成を目指す。

第１節　法学研究科の教育内容・方法等

１．教育課程等

【現状の説明】

法学研究科は、法学部の 4 年間で修得した知識をさらに深化し発展させることを大学院教育の基底とし、その基盤の上に高度な専門的理論研究と実践教育を行うことにより理論・実践両面に明るい人材を養成することを主眼としている。

教育課程は、「企業関係科目」と「行政関係科目」ならびに「研究指導」で構成される。企業関係科目および行政関係科目は下の表のように配置されている。それぞれの科目は基本的には特殊研究（講義）と演習からなっている。憲法、民法、刑法、会社法等の基幹的な法律分野のみならず、周辺の法律科目の内容も充実させており、専攻科目のみならず法律科目を幅広く修得できるように配慮している。

法学研究科の授業科目

企業関係科目	民法特殊研究Ⅰ、民法演習Ⅰ、民法特殊研究Ⅱ、民法演習Ⅱ、民法特殊研究Ⅲ、民法演習Ⅲ、商法特殊研究Ⅰ、商法演習Ⅰ、商法特殊研究Ⅱ、商法演習Ⅱ、国際取引法特殊研究、国際取引法演習、労働法特殊研究、労働法演習、知的財産権法、民事訴訟法特殊研究、経済法特殊研究、経済法演習
行政関係科目	憲法特殊研究Ⅰ、憲法演習Ⅰ、憲法特殊研究Ⅱ、憲法演習Ⅱ、行政法特殊研究Ⅰ、行政法演習Ⅰ、行政法特殊研究Ⅱ、行政法演習Ⅱ、法哲学特殊研究、法哲学演習、刑法特殊研究、刑法演習、刑事訴訟法特殊研究、刑事訴訟法演習、社会保障法特殊研究、社会保障法演習、環境法、税法、税法演習、自治体行政論、比較政治論特殊研究、比較政治論演習、国際法特殊研究、中国法特殊研究、中国法演習
研究指導	

上記のいずれの科目も 4 単位であり、修士課程修了にあたっては、研究指導教授の担当

する講義科目１科目 4 単位、演習１科目 4 単位および必修４単位（研究指導）を含め８科目 32 単位以上を選択修得し､かつ修士論文の審査および試験に合格することとなっている。ただし、研究指導教授以外の演習科目については１科目４単位に限り講義科目の単位として振り替えることができる。

上述のとおり、授業科目は、講義(特殊研究)、演習および研究指導から構成されているが、このうち、講義(特殊研究)、演習は判例を中心とした事例研究(ケースメソッド)やディスカッションを通じて法律的素養を涵養できるように配慮している。2 年次においては研究指導教授による演習・研究指導を通じて修士論文を作成する。

授業科目の時間割については、社会人が二年間の修士課程において、職場を離れることなく、大学院で研究を行うことができるよう開設当初より大学院設置基準第 14 条の教育方法の特例により「昼夜開講制」を導入し、授業時間帯の弾力的な編成を行っている。

本研究科は、学士課程の法学部の伝統を基礎に設置されており、研究科専任教員は、全員が学部の専任教員でもあり、法学部と法学研究科との連結も十分できている。

なお、2008 年度（平成 20 年度）から、冊子の「講義概要」の配布とともに、シラバスの［ＫＩＵポータル］入力により授業の詳細が事前に周知できるようになる予定である。また、入学時において指導教授から学生が取得しておくことが望ましい講義科目の履修指導を行うなどにより、法学部出身者のみならず、他学部出身者、社会人および外国人留学生が法学研究科の講義に当初より無理なくスムーズに溶け込めるよう配慮している。

【点検・評価】

法学研究科の教育課程は、法学の基本的科目を網羅し、かつ関連する法律科目を配置し、講義と演習という二つの方法で教授することで、高度の専門性を教授研究する体制が整えられており、本研究科の理念および学校教育法第 65 条の趣旨に適っており、大学院設置基準第 3 条第 1 項に規定する「広い視野にたって精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うこと」の目的においても適切であり、妥当性を有するものである。

学部と大学院研究科との連結も、法学部教員が大学院も兼ねるということでできている。社会人や留学生に対する配慮も十分なされており、特に本学の「夜間教育」の伝統が大学院の運営にも反映され、社会人が夜間に勉学に勤しむ環境が整備されている。

先述したとおり、単位の修得は研究指導教授の担当科目を軸に履修することになっており、個別的な指導が円滑に行われるように、教育課程上も配慮されている。

【長所と問題点】

本学の法学研究科の長所は、第一に社会人に広く門戸を開いていることであり、履修上の配慮もなされている。第二に学部教育を基礎としているため、企業関係、行政関係の双方の法律科目が充実しており、大学院生の専攻科目の選択の幅を広げている。第三に１学年の定員が 10 名と少数であるため、個別指導が徹底していることである。

企業系科目を専攻する大学院生にとっては、本学大学院のもう一つの研究科である企業政策研究科で開講されている科目の履修が適当である場合があり、二つの研究科の科目の相互乗り入れが検討課題となっている。

なお、2009 年度に予定されている法学部における学科改組に伴い、法学部に基礎を置く

本研究科の教育課程と学部における教育課程との関係性等の問題を検証する必要性がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

なお、2009 年法学部における学科改組が行われる予定であるが、それに伴い、2008 年には、本研究科と学部の構成メンバーによる大学院改革プロジェクトを立ち上げ、そのプロジェクトで本研究科のありかたを含め学部の教育課程と本研究科の教育課程の関連性等について検討する予定である。また、そのプロジェクトで、法学・企業政策両研究科合同の大学院改革特別委員会で検討された、両研究科のカリキュラム相互乗入れ(通年制とセメスター制との調整)について再検討を加える必要もある。

２．教育方法等

【現状の説明】

（１）学生は、入学志願時に専攻希望科目と指導希望教授を予め選択し、受験に臨む。入学許可後に指導教授の指導の下に本人の希望に沿った形で履修料目を選択し、研究テーマを決定する。

（２）授業科目は、講義(特殊研究)・演習・研究指導(必修)の 3 つの形態からなり、学生は指導教授の講義・演習・研究指導を含め 8 科目 32 単位以上を履修する。科目選択・時間割作成の資料として、『講義概要』が配付される。『講義概要』には、法学研究科教育課程表、時間割、講義概要が記載され、講義概要には科目ごとに、①講義概要、②評価方法、③評価基準、④使用テキスト及び参考文献等が明記されている。修士論文作成は、学生の自主的研究と研究指導教授の個別的指導によって行われている。

（３）この法学研究科修了者は 2008 年（平成 20 年）3 月末現在の累計で 165 名に上っており、卒業生の進路も民間企業、官公庁、職業会計人、博士課程進学等と多岐に亘り有為な人材を社会に送り出している。なお近年、本研究科の修了後さらに他大学の大学院(博士課程)、法科大学院に進学する者も増加している。

（４）学生の研究活動の向上を図り、研究成果の公表を目的として、1998 年度（平成 10 年度）より「九州国際大学大学院『法政論集』」を創刊し、以降毎年 1 回を目途として発行している。2007 年度（平成 19 年度）末までに第 10 巻まで刊行し、延べ 64 名の修士論文を掲載している(修士論文の要約版については修了者全員分を掲載)。

（５）教員による教育・研究指導方法の改善を促進するための取り組みおよび授業評価の導入については、法学研究科委員会で検討段階であるが、2008 年（平成 20 年）３月には、修了生及び院生に対して授業を含め学生生活全般のアンケート調査を行った。

（６）全学におけるシラバスの充実化との一環で、研究科においてもシラバスの作成・公表方式において大幅に改善された。大学院においても、2007 年度（平成 19 年度）からシラバス記載内容を充実するよう各教員に要請した。

【点検・評価】

2 年間の修士課程を有意義なものにするために、入学時おける研究指導教授による履修指導などが適切に行われていることは評価できる。『講義概要』の作成、配付も学生の修学をサポートする上で、有益である。とくに、教科ごとに評価方法及び評価基準をあきらかにされたことは、院生にとって大変有益であると思われる。

修士論文はほとんどの学生が修学年限内に作成しており、学生の研究意欲と研究指導教授によるきめ細かい指導とにより、質の高い論文が提出されている。さらに修士論文を『法政論集』に掲載し、大学院生の研究成果を公表していることは評価できる。

また、院生および修了生に対する授業を含めアンケート調査を行ったことは適切であり、その調査によると院生の本研究科の授業、演習および研究指導に対する満足度はかなり高い。例えば、そのアンケートで、「大学院の講義方法およびその内容にどのくらい満足していますか」という問いに、「非常に満足」、「やや満足」を合わせると全体の６６％であり、「あなたは今の演習に満足していますか」という問いには「非常に満足」、「やや満足」を合わせると９０％を超え、「研究指導は適切に行われていますか」という問いには、全員が「適切に行われている」と答えている。しかし、この調査は、どちらかというと院生の満足度調査という観点を重視したアンケート調査であり、本研究科の教育方法の改善のためのＦＤという視点が不十分といえる。

【長所と問題点】

シラバスの充実化は授業を受ける学生にとって大いに歓迎される点であり、十分に評価されると思われる。研究指導教授による個別のきめ細かい指導の結果、『法政論集』に掲載できる質の高い論文が研究成果として提出されていることは長所であり、研究指導の方法として適切である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

授業評価の導入に関しては、2008 年度（平成 20 年度）には、学部で導入している方式を参考にしつつ、2007 年度（平成 19 年度）実施のアンケートより詳細な項目を設定するなどして実施し、本研究科の教育方法等の改善に反映させたい。これに関して、ＦＤ委員および教務委員会等において、授業評価アンケートをとるなど組織的な取り組みが必要であろう。なお、これまでの院生の研究指導については、もっぱら指導教授個人に負うところが多かったが、今後は、複数の教員による研究指導を検討することが肝要である。この課題についても共同プロジェクトで検討予定に入っている。

2008 年度（平成 20 年度）には、大学院においても、シラバスの記載内容について記載例を示すことによって、授業内容、評価方法、評価基準等の記述内容の精粗がないように注意を促すようにする予定である。また、今後はシラバスの記載は、各項目を「ＫＩＵポータル」から各自が入力することが予定されているが、とりわけ成績評価基準も明示して学生の便宜をはかりたい。

３．国内外における教育・研究交流

【現状の説明】

国際化への対応と国際交流の推進は、大学学部レベルが中心となって実施されてきたこともあり、大学院研究科独自の取り組みは多くない。大学としての国際交流の基本方針は明確であり、東アジア諸国を重点に教員受け入れを含む実質的な交流がなされている。

大学院学則第 15 条の 2 においては、他の大学院での履修を認めてはいるが、現在までのところ実施されるには至っていない。外国の大学との提携に関しては、中国上海市の華東政法大学と国際交流協定を締結しており、特別研究生(留学生) 1 名を 2005 年 4 月～2006

年３月までの１年間受け入れている。

【点検・評価】【長所と問題点】

現在までのところ、学生および研究指導教授からの他大学院等での具体的な履修要望はない。しかし、他の大学院での履修は、学生の希望する履修科目が本研究科で開設されていない場合においては、学生の研究意欲を高める上でも効果的であると思われるが、他大学院での履修は今後の課題である。また、国際交流の推進は、本研究科の教員が全員学部兼担でもあり、研究交流については研究科独自の企画は難しいが、院生等の教育交流については、ニーズをふまえた上で検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今後とも他の大学院での履修が可能となるように他の大学院との単位互換協定の締結の可能性を探求していく。また、外国の大学・大学院・研究機関との連携については、国際交流の観点から学部と一体になり今後も引続き積極的に推進する。国際交流の推進については、学部および他研究科との連携を図りつつも、院生等の教育交流についてはその基本方針の検討が必要であろう。

４．学位授与・課程修了の認定

【現状の説明】

所定の単位(32 単位)を修得し、修士論文を提出した学生に対して、① 大学院教授による主査 1 名・副査 2 名で構成された審査委員会が修士論文の審査および最終試験を実施し、当該審査等の結果について審査報告書を作成し、法学研究科委員会に報告する。② 法学研究科委員会においては 3 分の 2 以上の出席のもと、過半数の賛成を得ることにより法律学修士号が授与される。

法学研究科開設後、1998 年（平成 10 年）3 月に初めての法律学修士号授与者 14 名を輩出し、以後今日(2007 年度末)まで総数 165 名に対して法律学修士号を授与している。

【点検・評価】【長所と問題点】

修士論文の審査および最終試験の主査は、研究指導教授が務めているが、副査 2 名の教授との合議ということで審査の客観性は十分確保されている。学位授与の審査および手続きは厳正に行われており、毎年有為な修士号取得者を社会に送り出している。

優れた修士論文を２年間で書けるように指導体制を充実する必要がある。そのために中間報告制度の導入が考えられる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

2008 年度（平成 20 年度）には修士論文について中間報告制度の導入を図る予定である。また、学位審査基準を要覧等に明示するとともに、その透明性、客観性の確保に取り組むこととしている。具体的には、修士論文審査における面接試験については、公開制の導入を検討している。

第２節　企業政策研究科の教育内容・方法等

１．教育課程等

【現状の説明】

本研究科は、「実学教育」という本学の教育理念を、学部教育を基礎により充実させることを目的に、企業実務（取引法務・経営学・会計学など）および企業を取り巻く外部環境（経済学、エコロジーなど）に関する専門的な教育研究を行い、高度専門職業人を養成し、社会人の生涯学習に応えることを教育目標として設置されている。有職者、社会人を受け入れるために、大学院設置基準第 14 条の教育方法の特例により、昼夜開講制を採用している。

この教育目標を実現するために、教育課程を、次のとおり経営政策関係科目、企業環境関係科目、研究指導、関連科目、さらに平成 20 年度より新設の企業政策関係科目という科目構成にしている。

企業政策研究科の授業科目

経営政策関係科目	経営管理研究、経営戦略研究、経営財務研究、人事戦略研究、マーケティング研究、情報管理論研究、企業会計研究、財務諸表研究、管理会計研究、税務会計研究、国際取引研究、外国為替研究
	経営政策演習
企業環境関係科目	日本経済研究、金融論研究、公共経済研究、租税論研究、福祉政策研究、労働経済研究、地方財政研究、地域経済史研究、国際経済研究、環境論研究、環境経済研究、環境法研究、環境監査研究
	企業環境演習
企業政策関係科目	企業政策研究Ⅰ・Ⅱ、企業政策特殊研究Ⅰ・Ⅱ
研究指導	
関連科目	契約法特殊研究、会社法特殊研究、労働法特殊研究、知的財産権法、自治体行政論

これは、設置当初には、経営政策関係科目は「経営学」「会計学」「国際取引」に関する 10 科目と経営政策演習、企業環境関係科目は「経済学」「環境」「福祉」「地域」に関する 10 科目と企業環境演習、そして関連科目に両分野共通の国際経済・情報・環境法に加え法学研究科開設科目を設定した。完成年度後、情報管理論を経営政策分野、国際経済・環境法を企業環境分野に移し、関連科目は法学研究科科目に整理したという経緯がある。

演習・研究指導を除く授業科目は、セメスター制・学期４単位という短期集中的な教育研究を行い、このことによって春・秋学期２度の入学・修了を可能にしている。

学生は、入学と同時に研究指導教授のもとで、研究指導教授の授業科目・演習・研究指導を系統的に受けるのはもとより、新設の必修科目である企業政策関係科目 4 単位を含む教育研究に関連する授業科目 20 単位以上を履修することを条件に、2 年次の演習・研究指導を受講することになっている。研究指導教授の授業科目およびその関連科目を学びながら、課題探求能力を養い、演習・研究指導によって修士論文の作成に努めることになる。

【点検・評価】【長所と問題点】

経営政策の設置科目は、実務能力を備える専門的職業人を養成する理論と政策に強い関連性を有しているが、経済学分野と環境学分野を中心に構成している企業環境の設置科目の場合、実務能力を養成する政策論と直接的にマッチさせることには無理もある。この分野では政策論的な教育内容になっているかどうかがむしろ問われる、と考えるべきであろう。

また上記と深く関連して、「修士（企業政策）」という学位では、とくに企業環境分野の研究テーマに即した学位という点ではなじみにくさが残るので、研究テーマ（修士論文）と学位との一致をはかることが検討課題となっている。

第 1 章第 6 節にて既出の『自己点検報告書』にある学修実態を見ると、年度によって少数の閉講科目があるものの、開設科目全体に学生の受講選択が分散している。しかし近年、留学生の増加によって、マーケティング研究・国際経済研究に受講生の集中が現れ始めている。また、本研究科の教育課程およびシステムに関する学生アンケート結果を見ると、「専門的知識の修得」を多くの学生が志望動機とし（しかも専願）、彼らのほとんどが「カリキュラム（授業科目の体系）」に「満足」と答えながら、他方では「専門研究のために設置されている科目」あるいは「学修に適切と思える授業科目の設置」に関しては「不満」が見られる。

こうした意味では、「高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」ための教育課程が編成されているかということに対して、学生から課題が提出されている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

「企業政策」論に関しては、研究科委員会において企業政策論を確立するための研究会をすすめていく。

なお、本研究科は、経済学部と国際商学部国際ビジネス学科の学部・学科教育を基礎に設置され、学際性を特質としている。その後、国際商学部が国際関係学部に改組されたことを踏まえ、学際性を生かしつつ、各学部教育と連携して、学部学生の高度専門教育としてのカリキュラム充実をはかっている。また大学院と学部教育との連携については、学部の「早期卒業」あるいは大学院への「学内推薦」制を検討していく。

２．教育方法等

【現状の説明】

本研究科の授業科目は、講義、演習、研究指導の３種からなり、学生は定められた指導教授の下で、これらを履修した上に、修士論文の作成を行うことになっている。学生は指導教授の演習以外に１科目（４単位）の履修が認められているが、学位論文作成の教育研究が中心となる。

本研究科は、社会人の生涯学習を積極的に推進するために、大学院設置基準第 14 条の「教育方法の特例による教育」、いわゆる「昼夜開講制」を導入しており、夜間のみの授業時間帯において授業科目を履修し、修士課程の修了に必要な単位を修得しうるよう、授業時間割を弾力的に編成している。

履修にあたっては、科目選択・時間割作成の資料として、『講義概要』が配付される。『講義概要』には、企業政策研究科教育課程表、学年ごとの時間割、講義概要が記載され、講

義概要には科目ごとに、①講義概要（シラバス）、②使用テキスト、③参考文献等、そして30 回にわたるそれぞれの科目の「授業計画」の内容がすべての科目について明記されている。成績評価の方法は各科目の担当教員に委ねられている。

留学生の増加とともに、昼間における開講科目を増やさざるをえず、昼・夜の授業科目配置の調整が課題となっている。

【点検・評価】【長所と問題点】

本研究科がいわゆる「セメスター制」、「学期４単位」を採用しているのも特色といえる。これは、本学学部の「セメスター制」、春・秋の入学・卒業と連動するものであると同時に、秋（9 月）卒業の留学生と社会人の便宜を考えて導入したものである。

『講義概要』が準備されている点は評価できるが、科目ごとの概要については具体的な授業計画や成績評価の方法を含めるなど記載事項について工夫を必要とする。また、大学基準協会の認証評価においても「担当教員間で記述内容に精粗が見られる」と指摘された。

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みは検討課題となっている。学士論文が書けず１割の学生が修了延期となっていることは問題である。

学生アンケートによれば概ね「期待どおり」との結果であり評価できるが、アンケートの回収率が低い点は問題であり改善を要する。

【将来の改善・改革に向けての方策】

教育方法を改善するために企業政策研究科にＦＤ委員（全学ＦＤ委員を兼任）を置き、教育改善の基本的課題を決め、その課題達成のための具体的な達成目標を掲げており、それを実行していく。その一つとして、「企業政策研究」という研究科の共通な教育・研究テーマを、研究科全員で理解を深めるための研究会を開き、その成果を「企業政策研究Ⅰ・Ⅱ」のテキストへ発展させる。

「学生アンケート」に関しては、既に実施しているが、毎年行い、その結果を委員会で報告し、教育の改善に結びつけることなどを検討している。

そのほか、学生の論文作成力を支援するために、①論文作成の方法を教授する講座の開設 ②演習、論文指導年次の見直し ③留学生への適切な対応方策をはかることなどを検討中である。

３．国内外における教育・研究交流

【現状の説明】

本研究科独自に国内外との教育・研究の交流はなく、学部における交流に大学院担当教員が取り組んでいるというのが現状である。したがって、本研究科として、国際化への対応と国際交流の推進、および国内の他大学院との教育研究の交流に関して基本方針が策定されているわけではない。また、外国人研究者の受け入れ、教育研究およびその成果の外部発信なども、学部での取り組みが中心というのが現状である。

ただし、第６章第６節「外国人留学生の受け入れ」において記述するように、国際化推進の一環として、外国人留学生を多く受け入れている。2007 年度前期での在籍者数 47 名の内 30 名が留学生である。

【点検・評価】【長所と問題点】

研究科独自の取り組みがほとんどなく、学部の取り組みが中心となっている。

教育研究交流の方針そのものを検討してこなかったということは、限られた教員によって、学部も大学院もそれぞれが独自の取り組みをすることの困難性を、暗黙の了解としてきたと評価すべきかもしれない。

在学生に外国人留学生が多い、ということだけで国際交流が進展しているということを意味しない、ということを十分に踏まえて、学外交流に関して、学部とどこまで棲み分けができるか、検討しなくてはならない。

それ以上に、大学院設置の目的あるいは社会的使命を鑑みる時、地域に立脚した大学院として、地域における「産学連携」などに関しては、真剣に再検討する必要がある。研究科「企業政策」として、独自な国際的、地域的、大学院間の交流とはどのようなものが考えられるか、具体的に課題設定して取り組んでいくことが必要であろう。

【将来の改善・改革に向けての方策】

国際交流の活性化については、研究面では学部・法学研究科とも協力しつつ、当面アジア諸国における協定校との共同研究会開催などを行い、研究交流をはかっていく。また、研究面での国際交流にあわせて、院生間の交流をはかっていく。

４．学位授与・課程修了の認定

【現状の説明】

本研究科は、所定の 32 単位を修得し、提出された学位論文による最終試験（主査・副査２名の計３名）に合格した者に対して、修士課程の修了を認め、学位修士（企業政策）授与している。

学位論文の提出に際しては、課程修了予定の１年前までに、授業科目 20 単位以上を修得することを義務づけている。

学位論文の作成および審査のプロセスは、前・後期ともに修了の 10 ヶ月前に指導教授が認めた論文タイトルが提出され、そのテーマによって研究科委員会が審査委員 3 名を選出する。その 3 ヶ月後を目途に、論文の中間発表が行われ、論文作成の集団指導が行われる。論文提出締め切りは１月あるいは 7 月上旬で、この提出を受けて、論文審査･最終試験が行われる。

修士論文の審査および最終試験は、研究科委員会から選出された３名の教授からなる審査委員会が行い、この報告によって、構成員の３分の２以上が出席する研究科委員会において、過半数の賛成で学位授与および課程修了を議決することになっている。

なお、審査に際して、助教授あるいは研究科以外の専門家が必要となる場合には、大学院委員会の承認によって、それを可能にしている。

【点検・評価】【長所と問題点】

学位授与・課程修了の認定は、関係規則に従って厳密に行われている。ただし、学位授与基準を具体的に明示しているものを発行していないため、透明性・客観性の確保に課題を残している。

最初の修了者を出した 2002 年度から 2007 年度までに､合計 139 名に学位授与を行った。

一般（一般入試による入学者）17、社会人 57、留学生 65 名がその内訳である。入学者の内で退学・除籍は７名であり、過年度修了者は 15 人で１割程度である。過年度となった理由は個別的であろうが、研究指導の受講条件である「20 単位を履修済み」ということが理由になった例は、これまで皆無であり、「修士論文が書けなかった」ということが最大の理由となっている。過年度生の内訳を見ると、一般５（卒業生数 17)、社会人５（57)、留学生５（65）で、一般入学の学生の留年割合が大きい。

【将来の改善・改革に向けての方策】

既述のように、修了延期者への対応・改善策が検討事項となっているところ、その原因となっている修士論文の作成に関わる大学院生の問題点を検討し、適切な措置を講ずる。

また、学位授与基準の透明性・客観性確保に関しては、学位審査基準を要覧等に明示することを具体的に検討している。

《取り組みの主要点》

法学研究科、企業政策研究科ともに、それぞれ本学の学士課程である法学部、経済学部と国際商学部（現在、国際関係学部に再編）を基礎に設置されている。学部教育の伝統を継承して、社会人の生涯学習を積極的に推進する観点から、大学院設置基準第 14 条「教育方法の特例による教育」により「昼夜開講制」を導入している。

両研究科とも教育課程は、学校教育法第 65 条、大学院設置基準第３条第１項との関連において適切であり、妥当性を有するものである。なお、企業政策研究科については、企業環境関係科目が経済学分野と環境学分野を中心に構成されているところ、「修士（企業政策)」という学位と研究テーマをどのように一致させるかが、検討課題となっている。

両研究科ともに、他の大学院との単位互換協定、修業年限の弾力化、授業科目の相互相乗り、学部教育との関係（企業政策研究科）などの教育方法等、さらには教育・研究指導方法の改善を促進する仕組みなどについて活発な議論がなされている。2008 年度には大学院改革プロジェクトを立ち上げ、学部の教育課程と研究科の教育課程の関連性等について検討することとしている。

今年度の具体的取り組みとしては、教育方法改善の一環として、シラバスである『講義概要』を冊子として配布するよう改善した。内容的にも、評価方法及び評価基準を明らかにするなど学生にとって有益との評価を得ている。また、シラバスを「ＫＩＵポータル」に入力して、授業詳細を事前周知するようにした。

そのほか、ＦＤ委員を設置してＦＤの本格的取り組みを開始したが、企業政策研究科においては研究科の共通テーマの研究会を開き、その成果を「企業政策研究Ⅰ・Ⅱ」のテキストへ発展させることに取り組んでいる。

第５章

学生の受け入れ（学部）

第５章　学生の受け入れ（学部）

【到達目標】

本学は数年来にわたって定員割れの現象が続いており、大学基準協会の認証評価においてもこの点に関して非常に厳しい指摘を受けている。定員割れを解消し、安定した学生確保を実現することは本学が取り組まなければならない最重要課題であり、この課題を克服するために全学をあげて教育改革、組織改革に取り組んでいる最中である。

本章の「学生の受け入れ」に関する到達目標は定員の確保であり、その実現に向けた学生募集活動と入学者の選抜である。

同時に、その到達目標に向けて、大学の教育理念、各学部のアドミッション・ポリシーに基づいて学生募集を行い、かつ入学者の選抜においては公正で透明な選抜を行い得る組織体制を確保しなければならない。

第１節　学生募集方法、入学者選抜方法

１．学生募集および入学者選抜の基本方針

【現状の説明】

本学では、大学としての教育理念と各学部のアドミッション・ポリシーに基づいて学生の募集と入学者の選抜の基本方針を策定している。

本学の学生募集における基本方針の特徴は、大学で学ぼうという意欲のある多様な学生を受け入れている点である。高校の普通科のほか、商業科・工業科などの専門高校からの入学も多く、またスポーツ推薦で入学するスポーツ系の学生も少なくない。また、中国・韓国などからの留学生も数多く受け入れている。社会人入学も少数ではあるが毎年入学希望者がおり、三年次編入学希望者も少なくない。

学生募集、入学者の選抜に関する全学的組織として「入試・広報委員会」が設置されている。この委員会は、2007 年度にそれまでの法人に設置されていた「学生募集本部」と大学に設置されていた「入試・広報諮問委員会」を統合したものである。この統合は学生募集、入学者選抜の意思統一と政策決定をより迅速に行うことをねらったものである。この委員会は副学長、各学部長、入試・広報部長および各学部から選出された委員、大学事務局長によって構成されており、学生募集と入学者選抜についての全学的な基本方針を策定している。また入学者選抜にあたっては、この「入試・広報委員会」と学部教授会、入試・広報に関する事務部門である「入試・広報室」との連携を図りつつ入学者選抜の公正さと透明性を確保している。

さらに留学生募集にあたっては、「国際大学」として留学生の受け入れも積極的に行っており、留学生対象の日本語教育機関である本学の「別科日本語研修課程」とも連携を図っている。これらについては本章の該当する節において詳述されている。

学生募集に関する業務は、「入試・広報委員会」の教員と「入試・広報室」の職員によってなされ、大学案内等の広報媒体、広報活動の年次計画、予算配分、奨学金制度などの基本方針を策定している。実際の募集活動においては、高校訪問、大学説明会、オープンキャンパス、ホームページ広報、出張講義、高校主催の進路研究会参加などを通じて本学の取り組みを広報するとともに、留学生については、別科日本語研修課程での学生確保を中心に、日本語学校に対しても指定校制度を導入して国際大学の特徴を出せるよう取り組ん

でいる。

入学者の選抜に関しても、「入試・広報委員会」において実施要項を策定し、教授会の承認を得ている。選抜方法については、推薦入試では公募推薦・指定校推薦・専門課程推薦・一芸一能推薦・スポーツ推薦、AO 入試ではチャレンジ方式・キャリアサポート方式、試験入試ではセンター入試・一般入試、留学生入試では留学生入試・指定校推薦、社会人入試では社会人入試、社会人一芸一能入試、編入学試験では協定校編入学試験・編・転入学入試などの入試形態がある。

またこれらの基本方針は、法人に設置されている「入学者対策特別委員会」において報告され、法人と大学間の連携を図っている。

【点検・評価】

本学の学生募集方法と入学者選抜方法に関する基本方針は、多様な学生を受け入れ、かつ選抜に当たっては公正かつ透明な選抜を行うため、入試・広報委員会と学部教授会、入試・広報室などとの連携を通じて細部に至るまで全学で共有する体制のもとで策定されている。

【長所と問題点】

学生募集と入学者の選抜に関しての基本方針については、学生募集および入学者の選抜とも入試・広報委員会を中心に、教授会、大学の各部署との連携が十分に図られており公正かつ透明性が確保されている点は長所と言える。

【将来の改善・改革に向けての方策】

上述のように学生募集と入学者選抜に関する大学全体での基本方針に特段の問題はないと考えられる。

また多様な学生が入学している現状を見据え、バランスの良い学生の受け入れを果たすために、各学部のアドミッション・ポリシーとの連携をより図っていきたい。

２．学生募集方法

【現状の説明】

本学の学生募集は、本学が独自に作成した大学案内・入試ガイド・入試要項・各種パンフレット・ニュースレター、テレビ・ラジオ等のメディア活用、受験雑誌・新聞等の紙媒体への広告掲載などによって展開されマスメディア型の広報と、オープンキャンパス、本学の主催による大学説明会、高等学校の主催による進学説明会、他の大学との合同説明会、教職員による高等学校訪問、教員による高等学校への出張講義などのフェイス・トゥ・フェイス型の広報が主要な内容となっている。

①学生募集のためのキャッチフレーズ

本学の学生募集の基本方針を端的に示すキャッチフレーズを作成し、高校生にも明確にイメージしてもらえるようにする。これは同時に大学内部に学生募集の方針とねらいを理解・周知させる意図も併せ持っている。このフレーズは当然本学の教育理念から演繹されるべきものであって、2007 年度学生募集では昨年度に引き続き「理論の学習を重視するとともに」「現実とのフィードバックに留意し、理論、実践両面に明るい」「人材養成」を進

めるという「教育理念」の第二項に即して「理と実（Theory and Practice)」をキャッチフレーズとした。

②大学案内・入試ガイド・入試要項・各種パンフレット・ニュースレターの作成

大学案内ならびに入試ガイドは、高校訪問、進学説明会などで配布するとともに、高校生・受験生、保護者などによる資料請求に対して無料で配布している。大学案内では入試に関する情報、カリキュラムに関する情報、その他（卒業後の進路、資格取得とその支援、奨学金、クラブ・サークル活動など）を詳しく掲載し、大学の正確な情報を提供するとともに、個別具体的な情報も得られるように編集されている。その他にも、前年度の問題を一冊にまとめて正答を併載した入試問題集（無料配布)、AO 入試・スポーツ推薦など試験区分別・トピック別のパンフレットを作成し、高校生の受験対策と進学の参考に供している。また大学の最新の動向と取り組みを高校側に確実に伝えていくことを企図してニュースレターの発行を年４回行っている。さらに情報はホームページにも公開し、適宜リニューアルを行って最新の情報を公開するとともに、高校生にも親しみやすい媒体として活用している。

③テレビ・ラジオ等のメディア活用

オープンキャンパスや一般入試に関する CM 放送を中心に、テレビ・ラジオ等を活用した広報を進めている。これらの CM はターゲットを絞り、高校生や受験生が多く視聴・聴取している時間帯に放送して、効果の拡大をはかっている。

④受験雑誌・新聞等の紙媒体への広告掲載

紙媒体に例年約 40 本の広告を掲載している。ここでは特に資料請求や照会を通じて高校生・受験生、保護者などの反応と効果の把握を重視する。過去の経験から反応の高い媒体を選定することができており、かなりの重点化が進んだ。通常は他大学との連合広告が多いが、本学への志願者が多い地域に単独で広告を掲載する方法も併用している。内容は多岐にわたるが、一般的な大学広報以外に、特に時期的な効果をねらったオープンキャンパスや各入学試験の情報が主たるものである。

⑤オープンキャンパス

オープンキャンパスは、全学的な企画によるものを毎年度１～２回開催し、個別の進学相談、入試説明、大学紹介・学部紹介を内容とする各種の企画、模擬講義、法廷教室を開放した模擬裁判、大学施設見学・利用体験などを実施している。これらには多数の高校生・受験生・保護者の参加が得られており、本学の主要な広報手段の一つであるとともに、本学と高等学校との関係および連携を密にする意義を持つ取り組みとなっている。この全学的な企画以外にも、春から秋にかけて、週末の土曜日を活用した小型のオープンキャンパスを年 10 回前後開催し、毎回若干の企画を実施している。この小型オープンキャンパスでは参加者（高校生・受験生・保護者）と教職員および在校生との対話や交流を重視した企画が主眼となっており、内容面でもその趣旨にそった編成となっている。

⑥本学の主催による大学説明会

主に福岡地区と北九州地区の高校教員（進路指導担当教員）を対象に例年６月に開催している。本学による教育面での独自な取り組みや最新の入試制度について高校教員向けに解説・紹介を行っている。

⑦高等学校の主催による進学説明会・進路研究会

最近では高等学校が進学説明会や進路研究会を主催し、大学関係者の来校を求める方式

が拡大している。本学でも高校からの要請に応じて参加し、広報の機会として活用している。また高校生への学部別・分野別の説明や進学面でのアドバイスを通じて進路選択に重要なサポートを提供することにより、それぞれの高等学校の教育・指導を支援し、ひいては高等学校と大学との連携を促進する役割も担っている。

⑧他の大学との「合同説明会」

進学・受験情報関係の各種業者が主催する合同説明会で、説明会場のなかに本学の専用ブースを設置し、来場した高校生・受験生に対して進学説明・大学紹介を行う。この合同説明会は多数の高校生・受験生の集中的な参加が見込まれ、また高校生・受験生に直接に大学紹介・入試広報を行うことができる機会となっていることから、本学では重要な広報手段の一つに位置づけている。例年５月中旬から７月中旬、9 月上旬から 10 月の二つの期間に重点的に開催されており、開催時期に応じてオープンキャンパスへの勧誘、推薦入試・一般入試の説明・出願指導、進学相談などに幅広く活用している。

⑨教職員による高等学校訪問

出願実績に基づいて高校を選定し、年間約 500 校を訪問する。主として進路指導部に出向き、高校教員に直接本学の広報と説明を行うもので、入試制度や当該年度の新しい動向を中心に詳しい情報を提供している。訪問地域は九州地方が中心であるが、中国・四国地方も幅広く対象に入れ、５～10 月の半年間を通じて訪問を実施する。特に当該年度に出願実績があった高校には 11 月以降にも改めて訪問を行い、主に入試の結果報告と次回以降の入試の出願依頼を行っている。

加えて出願・入学実績の高い各県に広報顧問を置き、高等学校の訪問を進める体制がとられている。2007 年度学生募集には６県を６名の広報顧問で担当し、訪問実績は年間約 400 校に及んでいる。

⑩本学教員による高等学校への出張講義

本学の教員が高等学校に出向いて、１～２時間の講義を行うものである。内容は大学紹介、時事問題の解説といった一般的なものから、それぞれの教員の専攻分野における最新の話題の紹介など専門的な内容にまで多岐にわたるが、高校側の要望に応じて内容を決定することも多い。出張講義は高等学校に対して直接に働きかけることができ、教育をベースとした広報活動ができるとともに、教育面における高等学校と本学との連携の実践という意義を持つ。最近では高等学校が大学進学の研究と調査の目的で大学教員の派遣を依頼する場合が増加する傾向にある。地域的には九州地域が中心となっているが、本学ではホームページ等も用いて積極的に紹介と募集を実施し、他の地域であっても可能な限り講師を派遣している。

さらに本学付属高等学校と付属中高等学校に対する学生募集活動について言及したい。本学の付属高等学校（男子部・女子部）と付属中高等学校からは 2004 年度以降 50～60 名程度の入学実績が継続的にある。付属高等学校との間では、主として高大連携の観点から学生募集活動を進めている。具体的には、まず教育面での交流を主眼とする取り組みとして、総合学習の受け入れ、期間集中型の出張講義、大学教育と高校教員（３年次担当教員を中心とする）との懇談会・意見交換会などが行われており、特に教員間の懇談会では本学各学部長の協力を得て進学と教育の両面で率直な意見交換がなされている。また高校生自身を対象とした活動として、学部別の大学ガイダンスの開催、本学在学生と高校生との懇談会・交流会、オープンキャンパスへの参加勧誘、高校文化祭でのイベント開催などが

進められている。その他に大学案内や各種パンフレットを通じて相互的な広報を行うなど、同じ学校法人に属する大学・高等学校の関係を活かした緊密な活動が進められているといえる。こうした取り組みを今後は一般の高等学校へと拡大・展開し、高大連携を幅広く推進するとともに、全般的な学生募集の一層の充実化と強化にも役立てていく。

【点検・評価】

学生募集方法を全般的に評価するなら、本学のような比較的小規模の大学において取り組み可能な対策・活動がほぼ網羅的に進められているといえる。

また本学の教員による出張講義を典型とするように、本学の学生募集方法においては高等学校教育と大学教育との連携が重視されており、学生受け入れの到達目標を踏まえた編成となっている。こうした点でも本学においては募集活動の有効な組織化がなされている。

さらにこうした学生募集活動を担当する「入試・広報委員会」とその業務についても現在のところ特段の問題はないと判断される。

しかし、現実的には定員割れが続いており、定員確保という到達目標を実現していない。「募集活動」という点では十分な方策が講じられているが、高校側、受験生側からは依然非常に厳しい評価を受けている。この意味では大学そのものの評価をいかに高めるかが最大の募集活動であり、募集活動だけでは限界があると言わざるを得ない。

【長所と問題点】

学生受け入れの到達目標と学生募集および入学者選抜の基本方針とにかかわる諸点について長所と問題点を整理すると以下のとおりとなる。

①の学生募集のためのキャッチフレーズは、本学の教育理念と学生募集の基本方針を端的に表明したフレーズとなっている点は長所である。これによって本学における学生募集の基本的な方針が学内外に明確に伝えられるものと考えられる。

②の大学案内・入試ガイド・入試要項・各種パンフレット・ニュースレターについては高校生や受験生からの評価も高く、読みやすくわかりやすいとの評価を受けており、実際に高等学校における進路指導にも幅広く活用されている。内容的に高校生・受験生の需要に対応しているだけでなく、編集や作成の方法がその感性に合致しているといえるだろう。反面、それぞれの資料が分冊になっているために扱いにくいという難点も指摘されているので、実際の利用方法などを踏まえて今後さらに検討したい。

③テレビ・ラジオ等のメディア活用は、予算面での負担も小さくないため、コストと効果の均衡を考慮しつつ、今後の改善を検討する必要がある。

④受験雑誌・新聞等の紙媒体への広告掲載はかなり効果が高い。資料請求の実績や照会件数が多いだけでなく、新入生に対する調査によっても受験雑誌を通じた本学の認知の割合が着実に高まっていることが判明している。今後も九州地方を中心に地域を重点化して掲載を進めていく計画である。

⑤オープンキャンパスは受験生が直接大学を見学でき、直接教員とコンタクトできる非常に貴重な機会である。こうした効果を今後とも持続できるよう、企画の充実や取り組みの体制整備をさらに進める。今後企画の充実とともに、高校生・受験生の関心に対応した企画の推進、年間を通じたテーマ設定などによる内容の明確化、高校生・受験生が参加しやすい環境づくりなど取り組むべき課題は多い。

⑥本学の主催による大学説明会については、近年授業や校務で多忙を極めている進路指導教員が多く、出席率は減少する傾向にある。この説明会では進路指導教員に直接広報・説明を行うことが主眼であるが、それと同時に、高校側からの具体的な質問や要望を聞くことが出来るので、学生募集や広報の曖昧さや不明確さを改善できるという意味でも重要な取り組みとなっている。これは他の説明会や高校訪問においても共通した効果であるが、進路指導教員を対象にしているという点で一層有効なフィードバックが存在するといえる。
⑦高等学校の主催による進学説明会は、１・２年次生の進学意欲を高める意図で開催される場合が多いため、本学についてはもちろん、そもそも大学の内容を知らない高校生を対象とすることが多く、具体的な説明を実施するとかなりよい反応が得られるので、今後も活用していきたいと考える。この点で１・２年次生に容易に理解され、関心を高めるような説明の仕方や内容を工夫する必要があろう。
⑧他の大学との合同説明会は、主催する業者が増加しており、業者の選定が非常に困難である。しかし直接的な広報手段としての有効性に鑑みて、できる限り開催を促進していく方針である。だが総花的に開催しても実質的な効果はほとんど高まらないのであって、進学実績の多い地域に重点的に開催するなど、本学の学生募集方針に基づいた業者選定と説明会への参加が重要なポイントとなる。現在でもこうした方法で取り組みが進められているが、今後ともこれを堅持したい。
⑨教職員による高等学校訪問は、高校生・受験生の受験先の決定には高校教員の影響が強いことから、高校側の信頼を強め、かつ相互理解を深めることが最大のポイントである。高校訪問の効果を上げるには、地域や高校の実情を十分に把握し、それを踏まえたきめ細かい訪問を進める必要がある。現段階でこうした訪問のあり方は確立できているといえるが、今後ともこの方針を重点化しつつ高校訪問を積極的に進める計画である。
⑩本学教員による高等学校への出張講義については、この講義の広報手段としての効果は大きく、また教育内容の紹介という意義を併せ持つので、重点を置いて取り組むべき活動であるといえる。しかし最近では本学教員の担当講義時間数が急増し、また学内業務も繁忙になっているため、派遣が困難になりつつあり、依頼に応じられない場合も生じている。教員の負担増の問題も考慮してより合理的な運営システムを構築することが現在の緊急の課題となっている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

個別の学生募集方法とそれらの取り組みにおける問題点はこれまで具体的に記述したとおりであるので個々に改善を進めていく。この改善・改革と並行して募集活動全体についてのトータルな見直しを絶えず行い、有効な募集方法の一層の強化、募集方法の適切な編成と組み合わせを通じて、学生募集をより有効に進め得る機能的なシステムを整備していく。

３．入学者選抜方法

【現状の説明】

本学の入学者選抜の主眼は、多様な能力と資質、適性を備えた入学者を受け入れることにある。こうした能力や資質を備えた学生の選抜とその方法は具体的な入試制度としてシステム化され、それぞれの主眼を明確にした各種の試験区分として設定されなければならない。以下、主に試験区分に即して入学者選抜方法の説明と点検を行うこととする。

まず 2005 年度から最新の 2007 年度入学試験（実施年度は 2004 年度から 2006 年度となる）について試験区分別の定員と配分比率を示せば以下のようになっている。配分比率は、推薦入試・AO 入試と一般入試・センター入試の配分はおおむね１：１である。

試験区分	AO 入試			推薦入試		
	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
入学定員（名）	51	51	51	498	498	498
配分比率（%）	4.9%	4.9%	4.9%	47.7%	47.7%	47.7%
試験区分	社会人入試			留学生入試		
	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
入学定員（名）	14	14	14	35	35	35
配分比率（%）	1.2%	1.3%	1.3%	3.3%	3.3%	3.3%
試験区分	一般入試			センター試験利用		
	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
入学定員（名）	257	252	252	195	195	195
配分比率（%）	22.2%	24.1%	24.1%	18.7%	18.7%	18.7%
試験区分	海外帰国子女入試			入学定員		
	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
入学定員（名）	若干名	若干名	若干名	1045	1045	1045
配分比率（%）	－	－	－			

また本学ではセメスター制度を実施しているため、秋学期からの学生受け入れ（10 月入学）が可能である。７月上旬に実施する秋入学試験では以下の試験区分を対象としており、主に外国人留学生と帰国子女の受け入れに重点を置いている。これは諸外国の高等学校と大学における一般的な学期制や学事運営との整合化をはかるためである。（秋入試の実施年度は当該年度と一致する。）

2005～2007 年度秋入試 試験区分	社会人入試	留学生入試	海外帰国子女入試	留学生編入学
入学定員（名）	若干名	若干名	若干名	若干名
配分比率（%）	－	－	－	－

次に、試験区分別に学生選抜の方法について順次記述する。

①AO 入試

本学の AO 入試は 2000 年度（平成 12 年度）より導入され、受験者の学力面ではなく、将来構想を評価する入試である。AO 入試は往々にして入試の主眼が曖昧である場合が多いが、本学はこの点では導入当初より一貫して明確化されており、入試・広報においてもこの点には十分配慮している。具体的に、AO 入試では将来の職業やキャリア、大学での学業への取り組み、その主体となる自己への理解と分析などが主な評価対象となり、試験の方法としてはエントリーシート、面談（個別面談２回またはグループ討論と個別面談各１回）と課題（１回）を実施している。これらを通じて論理的な思考力や基礎的なコミュニケーションの能力をあわせて審査している。またこの入試では面接と課題作成の過程での指導を通じた大学教育への導入という観点が含められており、演習形式と同様の大学教育の実例を先行的に体験できるため、入学後の大学教育に即応できる利点がある。

さらに AO 入試には「キャリアサポート・プログラム」と「チャレンジ・プログラム」の二つのプログラムが整備され、この試験区分で本学を受験して入学する学生は基本的に後者のプログラムで受け入れることとなっている。だが特に具体的で明確な将来構想を持ち、そのための準備計画・学習計画が整っている学生は、十分な厳選を行ったうえで前者のキャリアサポート・プログラムで受け入れを行っている。これは入学後に１名の教員がアドバイザーとして付き、また資格取得講座の受講費や図書費に対する助成を行うことにより、学生による目標の達成を支援していくプログラムであり、キャリア形成支援を一体化した入試として本学 AO 入試の独自性となっている。

以上のような趣旨から、AO 入試では各学部の教育に緊密に対応した課題と面談が実施され、課題内容を含めて実施における学部の自由度がやや高いという特徴をあわせて指摘できる。

②推薦入試

推薦入試は公募推薦と特別推薦に大別され、後者はさらに指定校推薦・一芸一能推薦・スポーツ推薦・専門課程推薦の四つの小区分がある。現在、公募推薦は併願方式、特別推薦はすべての小区分で専願方式が採用されている。推薦入試は、高等学校時代に幅広く多様な分野の勉学と活動に真剣に取り組み、優秀な成績と結果を得た実績を評価して、こうした能力を備えた学生を選抜して受け入れるための方法である。また推薦入試は高校との相互理解と協力関係に基づいて進められるのであって、こうした関係の形成は高校と大学との連携という社会的な要請にも十分適ったものとみることができよう。こうした観点から本学においては上述のように推薦入試に重点を置いた入試制度を採用している。さらに制度の技術的な運営について言及すれば、公募推薦は 2006 年度入試より併願制とし、学生の受け入れ機会を拡大した。また地域的な受け入れ機会の拡大という観点から推薦入試において学外に入試会場を設置している（現在は宮崎地区と鹿児島地区に設置）。なお試験方法は公募推薦が小論文と面接、特別推薦が面接である。

③一般入試

一般入試は本学独自の学力審査を実施する入試である。日程は前期（３科目型）と後期（１科目型）を設け、前期では学部による受験日の拘束を行わない受験日自由選択方式を採用するとともに、全受験日で学部を超えた併願を可能にした。さらに地方入試を設け、学生受け入れ機会の地域的な拡大を図っている。前期一般入試では、このように併願を基

本にした幅広い受験行動を可能としているため３科目の受験を課し、総合的な学力の審査を行っている。後期ではこのような併願などの受験は認めず、最初からある特定の学部を選択して受験するため、論理的な思考力を重点的に評価する国語１科目を課して、各学部の教育に耐え得る基礎的な学力の審査を行うことに主眼を置いている。

④大学入試センター試験利用入試

大学入試センター試験利用入試はセンター試験を受験することにより出願のみで受験できる入試である。得点上位２科目を対象として学力を評価し、出願機会が前期・中期・後期と３回設定されている。

⑤社会人入試

多様な経験を積み、地域社会や国際社会で実務経験を持つ社会人を受け入れることにより、本学における教育の面でも有益な効果が期待されている入試である。この試験区分によって、少人数ではあるがほぼコンスタントに志願者があり、また実際に入学している。試験方法として小論文と面接を課し、本学の大学教育を受けるために必要な資質を審査している。

⑥外国人留学生入試

外国人留学生試験は、異文化のなかで生まれ育ち、また日本語を母語としない学生を受け入れる入試で、これによって国際社会に対する理解と教育上の国際交流を促進し、本学の教育にとっても多大な意義を有することが期待されている。ただし入学者選抜に際して財団法人日本国際教育協会の実施する日本留学試験（日本語）200 点以上、財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験２級以上を資格として条件化している。当該の資格を持っていない場合には本学独自の日本語能力調査によって日本語の力を確認する。

また別途詳論されるように、本学は留学生受け入れの組織的な取り組みとして別科日本語研修課程を設置している。この別科から本学への進学を志望する留学生は面接を内容とする別科特別推薦入試によって選抜を行っており、日本語の面でも十分な能力を有する優れた留学生を受け入れる体制が完備されているといえる。どちらの志願者に対しても面接を実施し、入学後の学習意欲、学習能力を判断している。

⑦海外帰国子女入試

海外帰国子女入試は海外での生活経験を有し、初等教育と中等教育を受けた学生を受け入れ、⑥の外国人留学生試験と同様の教育上の効果を期待して行われている入試である。また教育理念との関連で述べたように社会経済の国際化が急速に進展するなかでの大学に対する要請に副うことが意図されている。試験方法は日本語と面接である。

⑧秋入試（社会人・留学生・海外帰国子女・留学生編入学）

この入試はセメスター制度に対応した学生受け入れを目的としており、その主眼は外国人留学生と帰国子女の受け入れであった。ここで実施されている各試験区分の意義や試験方法もこれまで記述してきた個別の説明と重複するので省略する。

各試験区分の実施時期をそれぞれの試験期日または出願期間によって月次で示せば、以下のとおりである（2007 年度入試、ただし秋入試を除く）。

・AO 入試

随時受付方式（出願期間）　第Ⅰ期 10 月、第Ⅱ期 11 月、第Ⅲ期 12 月、第Ⅳ期１月、第Ⅴ期２月、第Ⅵ期３月、第Ⅶ期３月

説明会方式　第１回 10 月、第２回２月、第３回３月

・推薦入試
　公募推薦　前期 11 月、後期 12 月
　特別推薦（指定校推薦・一芸一能推薦・専門課程推薦）　11 月
　特別推薦（スポーツ推薦）　前期 11 月、中期２月、後期３月
・一般入試
　前期（３科目型）２月、後期（１科目型）３月
・センター試験利用入試（出願期間）
　前期１～２月、中期２～３月、後期３月
・社会人入試
　前期 11 月、後期３月
・留学生入試（指定校推薦入試・留学生試験）
　前期 12 月、後期３月（別科特別推薦入試は３月）
・帰国子女入試
　前期 12 月、後期３月
・秋入試（社会人・留学生・海外帰国子女・留学生編入学）
　７月（2006 年度入試）

なお以上の１年次入学試験以外に、大学と短期大学の卒業者、大学在学者を対象とした編入学・転入学試験（指定校編入学・編入学・編入学［外国人留学生］・転入学・転入学［外国人留学生］）を前期 11 月、後期３月に実施している。編入学者・転入学者の受け入れについては別途詳論されているので、該当する記述を参照されたい。

【点検・評価】

本学の入学者選抜は多様な能力と資質、適性を備えた入学者を受け入れることを主眼としており、この点では十分な条件が整備できているといえる。同時に受験者の動向を的確に把握することが必ずしも容易でない現段階においては、こうした入学者選抜の実施と試験区分の編成が、各自に有利な区分での受験を促進することを通じて、一定の受験者の確保に資するものとなっている点も評価できよう。また AO 入試や特別推薦の試験区分で他大学とは異なる独自な特徴を有した入学者選抜を実施できており、これらが特色ある選抜方法として機能していることも評価できる。

【長所と問題点】

以下、試験区分に即して入試制度とその効果を中心に入学者選抜方法の長所と問題点ならびに将来の改善・改革の方策について記述する。各試験区分の趣旨が十分に活かされ、当該の入試が入学者の選抜方法および学生の受け入れ方法として有効に機能しているかどうかが主眼であるので、記述の重点もそこに置く。

①AO 入試

AO 入試では学力試験を実施せず、卒業後の計画の説明や自己分析を記述させるエントリーシート、面談、課題によって合否判定を行っている。「キャリアサポート・プログラム」は各学部とも要求される水準がかなり高度であり、学部によってはここ数年間合格者が皆無であるという状態にある。この点については検討に着手しており、2009 年度入試において改善していく。

②推薦入試

推薦入試は学力試験という方法だけでは判断できない多様な能力と資質を評価し、またそれらを発掘する入試として位置づけられ、ここでの小区分の整備は本学の推薦入試における対象分野の概括的な枠組みとして有効に機能しているといえる。また推薦入試ではすべての小区分に共通して推薦基準を特に明確化し、早期に公表することによって本学がこの入試に有する意図の周知に努めている。また入学者選抜として確実に機能できるように合否判定には特に配慮を行っており、実際の入試プロセスは、出身校長の推薦に基づいて学力試験は免除し、すべての小区分で調査書と面接を資料として合否を判定し、公募推薦ではこれに加えて小論文試験の評価が組み入れられる。

推薦入試は本学の学生受け入れ目標の達成と入学者選抜の基本方針の実現に最適な入試であると考えられ、志望動機の高い入学者を確保する方法であると同時に、実際にも定員配分比率で約 5 割の比重を占め、中核的な入学者選抜方法として機能している。各学部の教育の面からみても、推薦入試はそれぞれが求める学生を直接選抜することができる限られた試験区分であり、特に公募推薦で各学部の課す小論文試験は、課題の読解力と文章の記述力による論理的な思考力を確実に評価する方法であるとともに、志願者の個性や考え方をそれによって把握できることから、学部の教育目標・方針に合致した学生を選抜する有効な手段となっている。同様のことはまた面接における口頭試問・口述試験にも当てはまるといえよう。

現在のところ、推薦入試に特段の問題があるとは考えられないが、指定校推薦の割合が高くなっており、小区分間での募集調整が今後必要となる可能性はあろう。また制度的な面についていえば、小区分を豊富にしていることが多様な能力と資質の発掘には優れた機会創出機能を有する反面、制度の複雑化をもたらしていることは否めず、各高等学校の進路指導に混乱を惹起する可能性がある。この点は十分な調査を行い、将来的な改革を検討するとともに、現段階では各区分の正確な情報伝達に努め、誤解と混乱を避けるように努力を徹底したい。また指定校推薦は全学共通の方法で運営しているが、高等学校レベルでも特色化や専門化が進んでいるため、高大連携の観点からも、各学部または各学科レベルで独自の選抜基準を設定するなど、選抜方法の工夫や制度の改革が今後において求められる可能性も十分考えられる。また入学前教育については AO 入試と同様のことが問題として考えられるので、これも課題の一つといえる。

③一般入試

一般入試は本学独自の学力試験による入試であり、全日制普通科高校生が多く出願するため、学力面で大学教育に適した水準の学生を確保する手段として効果的な選抜方法と考えられる。3 科目型一般入試（前期）の試験科目は国語・英語・選択科目となっているが、本学が社会科学の総合大学であることと高等学校の教育課程に十分配慮して、すべての地理歴史･公民科目を選択科目に設定している。また各学部の教育内容に応じた選択の可能性が幅広く整備され、学部教育に照応する科目での受験を促進することができ、高等学校教育と大学教育との関連づけという要請に適ったものとなっている。またあらゆる大学教育の共通の基礎となる論理的な思考力については、国語を必修科目として課すことによって厳正に審査することが意図されている。なお選択科目間の平均点格差については先に述べた「出題部会」にて十分な検討を事前に行い、受験者の予想平均点が 50～55 点、合格者の予想平均点が 65 点となるような水準（難易度）での問題作成の方針が徹底されている。し

かし実際には平均点の格差が生じる場合があり、選択科目によっては受験者数が少ないためこうした平均点の格差が問題の難易度に起因するのかどうかを確定することができないケースも含まれる。出題範囲は高等学校の教育課程に完全に即しているので、この格差が出題範囲の齟齬や逸脱によって生じることはあり得ないが、入学者選抜の公平性の観点から今後さらに深く検討する必要がある。また一般入試は他大学との併願が多く、遺憾ながら受験者と入学者の減少が続いている。この問題は入学者選抜の問題に限定されない全学的な問題であって、本学の教育内容や学部教育のあり方の検討と並行して改善を進める必要がある。

④大学入試センター試験利用入試

大学入試センター試験利用入試は、一般入試と同様に、進学意欲の高い全日制普通科高等学校から主に受験がある入試制度であり、バランスのとれた一定水準の学力を有する受験生の確保に有効であると考えられる。同様に選抜方法の多様化という面でも重要な効果があり、とりわけ受験生の居住地で受験できる利点を活かして遠隔地からの受験が可能となった点と、一度のセンター試験受験により数回の出願ができる受験機会の拡大という効果が大きい。しかしこうした効果は同時に他大学との併願の促進という作用も有するのであり、最近の経済情勢や国公立大学志望者の増大により、受験生のほぼ全員が国公立大学との併願を行っている。この結果、いわゆる歩留まり率は他の試験区分と比較して低く、一般入試と同様の認識のもとに改善を進める必要があろう。他方、英語リスニングテストの科目導入や一般入試とセンター試験の融合型入試制度など本学に独自なセンター試験の活用方法を検討する余地は存在すると考えられる。

⑤社会人入試

社会人入試は勤労しながら大学で学ぶ社会人を対象とする入試であると同時に、生涯学習という社会的な要請に対応して、学習意欲の高い社会人を積極的に受け入れることを目的としている。（社会人の受け入れについての詳細は第５章第７節を参照されたい。）

社会人入試では書類審査の他、小論文と面接によって合否を判定する。生涯学習の要請が今後ますます高まることが予想される一方で、地域社会においてこれらの要請に十全に応えている（また応えることができる）大学は決して多くない。志願者はそれほど多くはないが、毎年ほぼコンスタントに得られていることから、社会的にも重要な意義を持つ社会人教育の需要に対して、本学は勤労者教育の伝統に基づいて十分に対応しているといってよいだろう。

社会人・勤労者については、多様な学生の受け入れという観点からも、社会人経験の還元による大学教育の実効性を促進する面からも、今後入学者を拡大することが課題として要請されよう。志願者の過少は社会人に対する広報活動の展開が不十分であることも要因であろうと考えられる。広報の方法として本学に独自な昼夜開講制の利点を広くアピールすることが有効であろう。また試験方法や小区分を再検討し、AO 入試とその方法的な活用も検討に値する。

⑥外国人留学生入試

外国人留学生入試は書類審査に加えて面接による総合判断で合否を判定する。また日本語の能力が大学教育に耐え得る水準であることが要請されるため、受験資格として日本語能力試験２級以上、日本留学試験（日本語）200 点以上を基準とすることとしている。ただしこれらの資格を得る機会のなかった外国人でも受験可能なように日本語能力試験２級

相当の水準の日本語能力調査を本学で実施している。別科特別推薦入試ではこうした水準の日本語能力が推薦基準となっているので、面接のみを選抜方法とし、書類審査を含めた総合判断で合否判定を行う。

本学には最近の数年度で 300～400 名の学部留学生が在籍しており、すべて外国人留学生入試により入学した学生である。九州でも有数の留学生を確保することに成功しているが、同時に志願者の出身国に偏在がみられることや、日本との教育システムの相違に起因する留学生の学力上の問題など、検討すべき問題は多いが、これらはいずれも入学後の教育と連動した大学全体の問題であるため、本学全体の留学生受け入れ方針に位置づけて検討する必要がある。特に大学全体および各学部・学科で教育理念に外国人留学生教育をどのように位置づけるのかについて詳細な検討が前提として求められよう。入試または入学者選抜の問題に限定すれば、現在の書類審査と面接による方法を再検討して、入学後の教育にも連動できる小論文などの入試科目を新たに加えることが論点となっており、また学力的に優れた外国人留学生の入学を促進するため、諸外国での入試実施を制度化する必要性についても検討が求められている。

⑦海外帰国子女入試

帰国子女入試は、異文化のもとで生活した経験を持ち、海外に在住して初等・中等教育を受けた日本人子女を受け入れる入試であり、こうした学生の異文化体験は国際社会への理解を教育理念の一つとする本学に独自な意義を有するものと期待される。こうした趣旨から日本語と面接、書類審査によって総合的に合否を判定する選抜方法によって受け入れを進めている。

しかし遺憾ながら最近の数年度においてこの試験区分に志願者がなく、こうした趣旨が活かされていない。広報活動の不備や出願資格など入試制度上の要因はさまざまに考えられるが、帰国子女の学習歴が実に多様であるため、それへの対応が相当に困難であることが最大の要因であると考えられる。これらについては留学生の受け入れと重なる論点が多くみられるので、本学における教育理念と方針、内容との関連を明確にしながら、入学者選抜としての検討を深める必要がある。また試験科目についても外国人留学生と同様の問題があるので、並行して十分な検討が必要である。

⑧秋入試

選抜方法についての説明においても言及したように、これらの入試はセメスター制度に対応して実施されている入試であり、主に留学生の受け入れを主たる役割としている。並行して実施されている他の試験区分については通常の入試の補完としての性格が強い。だが全体で 20～40 名の志願者が年々得られており、入試制度としての機能は十分に活かされていると思われる。とりわけ外国人留学生はほぼ安定した受験者と秋入学者があるため、今後とも継続して実施する計画である。また現在では高等学校卒業者を対象とした１年次入学の秋入試は行われていないが、幅広い入学機会の提供という観点から、これについても実施の可能性を検討する必要があるといえる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

改善が必要な点とそれへの取り組みについては個々の試験区分に即して逐一言及した。このことからも明らかなように、入学者選抜方法における課題はすでに明確化されており、全般的な方針としては、今後こうした課題を緊急性・重要性に応じて序列化し、体系的か

つ計画的に改善・改革を進めていく。ただしこれらの課題のなかには、入学後の大学教育と連動した大学全体の課題として捉えるべき内容が含まれており、こうした内容を有する課題には全学的な体制によって取り組む必要がある。学生の受け入れという観点からは、こうした課題の一部にもすでに具体的な取り組みが確定できており、方向性も見出せているので、他の所管部署とも連携した全体の体制整備のもとで取り組みを進めていく。

第２節 入学者受け入れ方針等

＜法学部＞

【現状の説明】

法学部の入学者選抜においては、建学の精神や学部の理念を生かし、地方行政または地場企業の分野で総合的に実務を処理し、国際化・情報化・高齢化等の時代の要請に的確に対応し、幅広く深い教養と判断力、および豊かな人間性を兼ね備えた者となれるような人材の確保に努めている。そのために、本学部は、学力だけでなく、多様な素質・能力を適切に評価し、出身地域や履修履歴・経験の異なるさまざまな個性ある学生が入学できる機会を、多くの種類の入学試験を通じて、提供している。

（１）法律学科のアドミッションポリシー

本学部法律学科は、法律の各分野に関する幅広い法的素養を修得させ、地域の行政分野において活躍し、地域社会に貢献できる人材、特に、一般または専門職の国家公務員・地方公務員として地域の行政実務に従事する人材を養成するという目的に合致した学生を選抜することとしている。

（２）総合実践法学科のアドミッションポリシー

本学部総合実践法学科は、法律の各分野に関する幅広い法的素養を修得させるとともに、現代の企業活動に不可欠な内外の取引・企業管理業務に関する知識を修得させ、地域の企業において総合的・実践的に活躍できる人材、また、司法書士、宅地建物取引主任者等、現代の企業活動・取引を支援する「身近な法律家」となる人材を養成するという目的に合致した学生を選抜することとしている。

（３）法学部の学生募集・入学者選抜方法

法学部の学生募集方法、入学者選抜方法については、学長の諮問を受け、入試・広報委員会が基本的な方針を決め、法学部はこれに基づいて学生募集および入学者選抜を適切に実施している。法学部の場合、過去の慣行により形成された基準に基づき合否が決定されており、入学者の選抜基準は極めて透明である。

【点検・評価】【長所と問題点】

少子化の進展する中、法学部のアドミッションポリシーに合致した優秀な学生を確保するためには、より多くの法学部への志願者を獲得することが肝要である。そのため、入試担当職員による高校訪問、オープンキャンパス、法学部教員による出張講義等のあらゆる機会を通して、法学部の法律学科と総合実践法学科、それぞれの理念と魅力を具体的に広報することに努めている。その一環として、本学ホームページを活用し、法学部教員みずからがブログの記事を投稿することで、受験生に対し、法学部教員が直接メッセージを届ける方法も試みている。また、こうした広報に対する高校教員や高校生からの反応をフィ

ードバックすることで、より広報を意義あるものにする取り組みもなされている。しかし、志願者の減少は進んでおり、それを食い止めるためには、こうした取り組みを今後も継続し、さらに発展させていくことが必要であろう。また、アドミッションポリシー関連の基礎文書の一元的な保管管理を実施すべきである。

【将来の改善・改革に向けての方策】

少子化が進み、大学間の競争が激化する中で、法学部が生き残っていくためには、法学部のアドミッションポリシーをより明確化し、それを踏まえた合否判定をこれまで以上に厳しく行い、大学での教育に耐えうる学生を適正に選抜し、そのことを高校生やその保護者、高校の進路指導教員だけでなく社会に対してもアピールすることが重要である。そのために現在以下のような三本柱を立てて、明確な意識を持った入学者を受け入れようと改革が進められている。１）警察官など公務員を目指す学生のための「リスクマネージメント」コースの設置、２）法律学をきちんと学び、資格所得を目指す人のための「不動産管理コース」の新設、３）地域を知り、地域から学びたいと考えている人のための「実習」「地域連携」プログラムの充実化が挙げられている。

また、法学部のアドミッションポリシーに沿った学生募集と選抜を実現するため、入試の日程や方法を含めた制度のあり方については今後も不断に検討し、アドミッションポリシーに沿った多くの志願者を得られるよう改善を加える必要がある。

＜経済学部＞

【現状の説明】

経済学部の入学者選抜においては、建学の精神と学部の理念を生かし、国内外の様々な経済活動を理解し、国際化や情報化した社会の中で幅広い教養と専門的知識を有し、かつ高いコミュニケーション能力をもつ人材の確保に努めている。そして実社会において「問題発見能力」と「問題解決能力」を発揮できる心材を育成していきたい。

学生の受け入れに際しては、様々な入試形態を志願者に提供することで、学力だけでなく、多様な素質・能力を有する人材を受け入れられるような体制を整えている。

（1）経済学科のアドミッションポリシー

本学部経済学科は、経済の理論と知識を習得し、世界と地域の経済を見つめる確かな眼と、深い教養、豊かな人間性を身につけた人材の育成を目指している。そして、将来企業や地域社会の中で活躍できる人材となりうる可能性をもった学生の受け入れを行っている。

（2）経営学科のアドミッションポリシー

本学部経営学科は、企業の様々な活動を経営理論、会計、情報などのスキルを活用し、ビジネス社会でリーダーとなりうる人材の育成を目指している。特に経営管理・マーケティングなどを学び実践的なマネジメント能力、情報・会計などのビジネススキル習得に意欲を持った学生の受け入れを行っている。

（３）経済学部の学生募集・入学者選抜方法

経済学部の学生募集方法・入学者選抜方法については、学長の諮問を受けた入試・広報委員会が基本方針を決めている。経済学部はこれに基づいた学生募集およぶ入学者選抜を適切に実施している。入試の合否判定に当たっては、学部入試委員会、学部教授会で厳正に行っており、入学者の選抜方法は極めて透明である。

【点検・評価】【長所と問題点】

経済学部の学生の受け入れは､明確なアドミッションポリシーに基づいて行われている。また選抜に当たっても極めて透明性が高い点は評価できる。

しかしながら、少子化の影響と近隣の多くの大学にも経済学部があり、志願者の減少は深刻な状況にある。

多様な入試形態は様々なタイプの学生が大学で学ぶ機会を増やしたという意味では評価されるが、志願者の減少の中で多様な学習歴の学生が入学してくるようになったのも事実である。これまでのアドミッションポリシーを踏襲しつつ、リメディアル教育などを充実させて、多様な学生を「育てる」体制を充実させる必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

全入時代を迎え、基本的には修学の意志があるものは受け入れる方針である。そのためにも､「育てる」という教育の原点に立ち返り、教育システムの見直しを常に行っていきたい。

＜国際関係学部＞

【現状の説明】

国際関係学部の入学者選抜においては、グローバル化する現代において真に活躍できる「国際人」を育成するという学部の教育理念に叶った教育活動を行えるよう、明確な目的意識と高い潜在能力を備えた人材の確保に努めている。本学部では、国際化時代を生きるための必須言語である英語の十分な運用能力やコンピュータを駆使したさまざまな情報処理能力など、国際社会で活躍するためのベーシック・リテラシーを習得することはもちろん、国際社会における政治・経済の動向を把握し、世界のさまざまな文化や思想を柔軟に理解できる国際教養を身に付けた「国際人」の育成に取り組んでいる。そうした目的が達成できるよう入学者の選抜においては、上記のような本学部の教育理念にふさわしい入学者を確保できるよう、筆記試験による選抜だけでなく、明確な目的意識と強い学習意欲を備えた将来性のある人材をより多く受け入れられるような体制を整えている。

（１）　国際関係学部のアドミッションポリシー

国際関係学部では、グローバル化が進む世界において、世界経済や国際政治の枠組みの中で、自己や自己の所属する社会や文化などを、客観的に見つめることのできる視点をもち、さまざまな分野で活躍できる人材の育成を目指している。具体的には、国際 NGO 活動などの国際交流実務に従事できるような人材や、英語についての十分な知識と運用能力を身につけ、英語教育や国際ツーリズム産業などの分野で活躍できる人材、そして国際財務

会計や国際マーケティングなどグローバルな企業活動について実務的な知識を身につけたビジネス分野で活躍できる人材などの育成を目指しており、そうした目的に合致した学生を選抜することとしている。

（2） 国際関係学部の学生募集・入学者選抜方法

国際関係学部の学生募集・入学者選抜方法については、学長の諮問を受けた入試・広報委員会が定める基本方針に従っている。

国際関係学部においては、日本人入学者以外に、主に中国、韓国を出身国とする留学生の受け入れも積極的に進めている。留学生の入学者選抜基準については、本学部における専門的な内容の講義を理解するために十分な日本語能力を有することが条件とされ、さらに本学部の教育理念と教育内容にふさわしい将来についての展望をもつ留学生を積極的に受け入れることを方針としている。たとえば高い語学運用能力とビジネスに関する実務能力を身につけ、将来母国に帰ってビジネス分野で活動したり、旅行業や国際交流に関わる業務などに携わりたいといった夢をもつ有能な留学生である。

【点検・評価】【長所と問題点】

国際関係学部は、国際教養と語学教育に力を入れ、国際協力、英語教育、国際ビジネスなど幅広い分野で活躍できる人材を育成することを目標に掲げており、本学部の教育内容は、国際化が進む現代日本社会において十分に魅力的であると思われる。しかしながら、現在のところ、大学間に、少子化を背景とした入学者獲得のための熾烈な競争があり、本学部の教育理念にふさわしい優秀な人材を安定的に確保していくことは決して容易ではない。こうした現状においては、開設されてまだ日の浅い本学部としては、学部の教育理念と魅力的な教育内容を高校生にアピールするための活動を、より積極的かつ効果的に行なっていくことが何よりも肝要である。

国際関係学部が現在行なっている具体的広報活動としては、入試担当職員と教員による高校訪問、国際関係学部教員による出張講義、そしてオープンキャンパス等がある。初等・中等教育機関のカリキュラムに盛り込まれている「総合学習」の時間を活用して、異文化理解のための授業を行なう高等学校も増加しており、その授業の一環として、本学部の教員が出張講義を依頼されることも少なくない。こうした高校への出張講義の実施は、本学部を紹介するための有効な手段として位置づけられている。オープンキャンパスにおいては、本学部教員全員が参加し、高校生たちが本学部の教育内容を具体的に知ることができるよう、さまざまな企画を組んでいる。こうした活動は一定の成果を挙げていると考えられるものの、大学間の競争は激化しており、本学部の教育理念に合致した優秀な入学者を安定した数確保できるよう、なお一層効果的な広報活動のあり方を考えていく必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

過去 2 年間の国際関係学部の受験者と入学者については、入試・広報室によって、高校別、地域別に詳細な統計資料が作成され、出身高校別、地域別に傾向が分析されているので、それらの分析結果を踏まえ、全体としてどのような傾向が見出されるのか、また入学者の増減にいかなる要素が影響しているのかを見極め、国際関係学部の教育理念に合致した入学者を安定的に受け入れられるよう広報活動のあり方を改善していく必要がある。

また、すでに入学している学生たちについても、学生たちのニーズと本学部が提供している教育内容の間にズレがないかを謙虚に分析し、学生たちのニーズにより合致した教育内容へと改善する努力を重ね、学生たちに高い満足感と充実感を与えられる大学教育を行うことこそが、将来的に安定した入学者数の確保へとつながっていくと考えられる。

第３節　入学者選抜の仕組み

１．入学者選抜試験実施体制の適切性

【現状の説明】

本学における入学者選抜試験の実施体制を示せば以下のとおりであり、これらは大学全体の適切な業務分掌のもとに厳正に組織され、また運営されている。

入学者選抜に関する業務は入試・広報室で行っており、その責任者は入試・広報部長である。2007 年度の入試・広報室には、教育職員の入試・広報部長と職員の入試・広報室長のもとに専任職員 6 名によって構成されている。

入試業務は、出願処理、入学試験の実施、得点の電算処理、合否判定資料の作成、合否情報の管理とその公表、入学手続き取扱の一連の業務からなる。こうした出願から入学者確定までの入試に関する業務は入試・広報部長の統括のもとに入試・広報室が所管し、必要なデータ処理は本学の教育情報ネットワークセンターが担当している。

また入学試験の実施に際しては、学長・副学長・入試・広報部長および各学部長・各学部主事からなる試験実施本部を設置し、学外の地方試験会場も含めて全教職員が入試業務を分担して実施している。とりわけ学外に地方試験会場を置く推薦入試と一般入試においては、地方試験会場と本学との連絡を密に取り合い、万全を期して実施に当たっている。

【点検・評価】【長所と問題点】

入試業務の実施に際しては、入試・広報室の職員がすべての業務に関して実施手順を明確化したうえで複数回のチェックを行い、万全を期している。また実際に業務を担当する全教職員を対象として、入試・広報部長および入試・広報室の所管により事前の打合せを全員で必ず行い、確認を徹底している（センター入試ではその性格上、特に万全を期するため数回の確認を実施している）。

他方、試験実施本部をトップとする入試の実施体制については、実際の入試において緊急を要する問題が発生しても、これに対して迅速に決断を下して対応することが可能となっており、機動的で有効な運営実施体制となっている。入学試験の実施は長期にわたって得られた経験に基づいてその枠組みが確立され、細部の調整によって例年ほぼ円滑に実施されており、入学者選抜の実施体制としては組織と運営の両面で適切と判断される。少なくとも入試実施体制の不備による深刻な問題はこれまで発生していないものと全学的にも理解されている。だが絶えず現状の再確認と再点検を行い、より適切で円滑な入学者選抜を実施するための工夫や改革を行っていく計画である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

上記での評価に示したとおり、現行の実施体制について深刻な問題や難点があるとは判断されないが、絶えず現状の再確認と再点検を行い、より適切で円滑な入学者選抜を実施

するための工夫や改革を行っていく。

２．入学者選抜基準の透明性

【現状の説明】

本学の入学者選抜は、筆記試験による一般入試等に限らず、AO 入試や推薦入試を含めてすべての入学試験区分においてそれぞれ明確な基準を確立している。面接によって選抜を行う場合には、基準評価点を設定する場合と合格最低点を設定する場合とがあり、いずれも学内の統一的な基準を設定することにより、評価の制度化に成功しているといえる。なおこうした入学者選抜基準は教授会の審議を経て確定されるので、全学的な理解と合意に基づいた基準となっている。

特に AO 入試など面接を課す試験については､面接担当者の評価にかなり幅が生じる可能性があるので、推薦入試・AO 入試では質問項目・面接基準を面談担当者に明示している。

また入学者選抜の情報はこれを積極的に公開していくことにより選抜方法とその基準の透明性確保が一層促進されている。本学では入試問題とその模範解答、志願者数・合格者数などの入学試験関連のデータをすでに年々公表しており、情報開示とそれによる入学者選抜の透明性確保にも着実に取り組んでいる。このことは同時に学生受け入れにおける受験者への説明責任の遂行としても捉えられている。

【点検・評価】

本学における入学者選抜の基準は試験区分に共通して極めて客観的である。学力試験による選抜では数値化された成績にのみ基づいて選抜が行われ、それ以外に判定基準は存在しない。これは入学者選抜の公正性と透明性の確保という点では最善の競争的方法と考えられる。他方、推薦入試や AO 入試など、試験方法が主として面接とそこでの口頭試問に拠っている場合は、上述のように学内の統一的な評価基準を設定して、基準の明確化と選抜そのものの透明性を確保している。

他方、入学者選抜に関する情報開示は、現段階においても入学者選抜方法とその基準の透明性確保を促進する役割を果たしており、また受験者への説明責任において少なくともその一端の遂行に確実に寄与していると評価してよい。

【長所と問題点】

大学の意義とあり方が厳しく問われているなかで、入学者選抜の透明性とその確保は将来的にもますます大学に対して強く要請される項目の一つである。現在のところ、本学では、特に選抜評価基準の面でこの透明性は十分に確保できていると考えている。また選抜に関連した情報開示もこれに着実に寄与しており、本学の長所といえる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

以上の記述で具体的に明らかにされたように、本学における入学者選抜基準の透明性は十分に確保されている。自己確認と点検の体制も有効に機能しており、現段階において本学に特段の問題があるとは判断されない。ただし今後とも入学者選抜基準の透明性とその確保が適切になされているかを絶えず再確認・再点検し、より適切で機能的な方法を整備できる改革を進めたい。

また情報開示については社会に開示できる入学者選抜の情報の範囲をさらに精査し、開示可能な情報を一層積極的に公開していく。これによって選抜の透明性確保を強化するとともに、受験者への説明責任の遂行をさらに完全に近づけるようにしたい。しかし同時に入学者選抜はまさにその公正性と公平性、さらには信頼性の確保という観点から一定の守秘が厳に保持されなければならないことも事実であって、両者の均衡に配慮しつつ、情報公開について検討する継続的な取り組みが今後とも必要である。

第４節　入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

入学者選抜の仕組みと実施に直接関連する入試制度の改善および入学試験実施計画の検討は、入試・広報委員会および入試・広報室において原案を検討し、各学部教授会によって決定される。特に入学者選抜とその実施に関連する基本方針（募集定員、入試方法、入試科目、入試日程、その他入試制度に直接関連する事項）は最重要事項として当該委員会で厳正な審議を行っており、全学的に検討し審議する体制が確立している。

さらにこの入試・広報委員会に入試・広報部長統括によって統括されている「出題部会」を置き、入学試験問題の作成に関するすべての業務を所管されている。この部会は出題計画の作成と問題作成スケジュールの管理､各科目の出題者と出題主任の選定といった人事、学内外からの問題に対する照会への対応を業務の一環として含む。出題の妥当性・適切性については各科目の出題部会で事前に綿密に検討する他、各年度の適切な時期に全体の出題部会を数回開催してそれぞれの年度の出題に関する確認と反省を行い、入学試験問題の絶えざる検証を行っている。こうした全体の出題部会から出題主任を通じて各出題者に情報がフィードバックされている。

【点検・評価】

入学試験に関する基本方針と実施計画を策定するための入試・広報委員会は学生募集と入学者選抜の最重要決定に関して全学的な検討と審議の場を確保するという意味で所期の機能を果たしており、内部における入試業務、広報業務、入試問題作成業務の運営も、それらを所管する部会や各部署の有効な機能によって適切に進められている。学生募集と入学者選抜に関連する諸業務を一括して相乗効果を高める点でも有効な委員会となっている。

また入試の出題・問題作成業務については、出題部会を中心とした体制によって確実に運営が進められており、各年度の入試問題に関する検証も十分になされている。

【長所と問題点】

入試・広報委員会それ自体は委員会として適切に機能しており、学生の受け入れに関連した業務を有効に遂行・統括しているといえる。

入学試験の出題・問題作成については、現在のところ特段の問題もなく、適切に進められているが、敢えて問題点を挙げれば、現在のところ各年度の入試問題に関する検証と確認は主に学内レベルにとどまっている。入学者選抜に関する第三者の検証（外部検証）は今後の課題になっているといわざるを得ない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

2007 年度に「入試・広報諮問委員会」から「入試・広報委員会」に組織を整理したので、現状の体制で運営していくが、今後生じてくる問題については逐次対応していきたい。

入学者選抜に関する第三者の検証については、具体的な問題提起が上述の「出題部会」でもなされており、予備校を初めとする外部による入試問題の分析が試行的に行われている実績もあるので、こうした経験を集約して今後の取り組みの方向性をまず確立したい。

第５節　アドミッションズ・オフィス入試

＜法学部＞

【現状の説明】

（１）AO 入試の目的

本学は、2001 年（平成 13 年）より、志望目的の明確な高校生を早期に発掘することを目的にアドミッション・オフィス入試（AO 入試）を導入した。

（２）AO 入試の 2 形態

現在、AO 入試には以下の 2 形態がある。

即ち、公務員・法律関係の各種資格試験の合格を目標として、その目的に向け入学時から積極的に学習する強い意欲と、目的達成に必要な素養をもつ者にエントリーを認め、合否を審査するキャリアサポート・プログラムと、将来像や進路について明確なビジョンを有していないが、大学で学習したいという意欲を持つ者にエントリーを認め、合否を審査するチャレンジ・プログラムである。なお、キャリアサポート・プログラムで合格した学生には、個別に指導担当教員が張り付き、学内のエクステンションセンターにおける講座を受講する際に財政的援助が受けられる等の特典が与えられる。

キャリアサポート・プログラムにエントリーを希望する学生は、事前にエントリーシートに、どのような具体的な目標を有しているか等について記入しなければならず、その後、入試担当の教員 2 名と第１回の面談を行い、エントリーシートの記載内容について面談をした上で、20 頁程度の文章を基にした課題と、大学入学後の具体的目標に向けた学習計画とを第 2 回面談前に提出しなければならない。そして、第 2 回面談では、課題の達成具合、学習計画の具体性について面談をした上で、キャリアサポート・プログラムへの出願の可否が審査される。なお、ここでキャリアサポート・プログラムへの出願が認められない場合には、チャレンジ・プログラムへのエントリー変更も本人の希望により可能である。

他方、チャレンジ・プログラムにエントリーを希望する学生は、事前にエントリーシートに、法学部でどのようなことを学びたいか等について記入しなければならず、その後、入試担当の教員 2 名と 2 回面談をした上で、チャレンジ・プログラムへの出願の可否が審査される。また、チャレンジ・プログラムの場合、複数の志願者ともに、課題についての説明を受け、1 日で課題に挑戦し、その課題への答案をもとに入試担当教員 2 名と面談を行い、エントリーの可否が審査される、説明会方式も利用可能である。

法学部の AO 入試の志願状況、志願者の受け入れ状況は、下記のとおりである。

表 5-5-1 【法学部】AO 入試の志願状況、志願者の受け入れ状況　　（名）

	データ	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
法律学科	志願者	21	24 (4)	13	9	10 (2)
	合格者	21	24 (4)	13	9	10 (2)
	入学者	21	24 (4)	13	8	10 (2)
	入学定員	17	9	9	9	9
総合実践法学科	志願者	17	8 (1)	5 (2)	2	5 (1)
	合格者	17	8 (1)	5 (2)	2	5 (1)
	入学者	17	8 (1)	5 (2)	2	4 (1)
	入学定員	14	9	9	9	9

（注：表中の（ ）内の数字はキャリアサポート・プログラムの人数）

【点検・評価】

2004 年度、2005 年度においては、総合実践法学科において、若干志願者が減少する傾向が見られるが、トータルとしては、志望目的の明確な高校生を早期に発掘するという AO 入試の目的を達成しているものと評価できる。2006 年度も減少が続いたが、2007 年度は若干回復している。

【長所と問題点】

AO 入試の形態別の受け入れ状況について見ると、キャリアサポート・プログラム志願者が低位で推移しており、この点では改善の必要性があるといえる。その背景としては、他大学法学部との競争の激化により、他大学法学部に学生が流出していることが考えられる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

改善策としては、キャリアサポート・プログラムで合格した学生の支援をさらに志願者にとって魅力あるものとすることがまず考えられる。しかしながら、その前に、これまでの支援がどの程度入学生のやる気を喚起し、資格等の獲得に役立ったかを検証することがまず必要である。その上で、入学生が希望する資格等の獲得に向け、さらなる特典を付与するべきか検討すべきである。

＜経済学部＞

【現状の説明】

AO 入試が導入されて以降、この入試によって経済学部に入学した学生数は表 5-5-2（括弧内の数字はキャリアサポート・プログラムの人数である）のとおり延べ 178 人である。入学者数は、2002 年から 2004 年度までは総数としては順調に増加し、その後急速に減少、07 年度には再び増加の兆しを見せている。しかし、経済・経営学科とも AO・C（現在の説明会方式に当たるもの）やチャレンジ・プログラムで集中的に入学者を一時的に獲得できたが、その一時性がなくなると、本来的な 10 名程度の入学者にもどったというのが実態である。

当初は入学後全員にアドバイザーをつけ、支援を行うというかなり手間のかかる計画であった。その後、実情に応じて制度を整備することにし、現在のキャリアサポート・プログラムとチャレンジ・プログラムとに至るような制度へと改変した。前者に対しては、従来どおりの人的、物的支援を行うが、後者については特に入学後の支援を設けないというものであった。明確な目標を持つ学生に対してのみ特待生的な対応をすることとした。

入学後の指導として、初年度は 11 名の AO 入学生全員をひとつのクラスにまとめ、二人の教員を貼り付けるという特に厚い指導を試みた。また、その後も年度始めに AO 入学生全員を集め、特別の指導も行った。

AO 入試導入後、様々な試行錯誤を経て、入試制度と入学後の指導体制の改善に取り組んできた。入試制度については、より具体的に自分の将来の目的を語ることのできる志願者のみをキャリアサポート・プログラム方式で入学させることを明確にした制度に改めた。エントリーシートや面談を通じてキャリアサポート・プログラムの合格判定を厳格に行う努力をしている。同時にキャリアサポート・プログラムでサポートできる目標を整理してきた。

表 5-5-2　形態別入学者の推移　（名）

学科	データ	200 1 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
経済学科	志願者	5(4)	11(8)	17(1)	26(2)	8
	合格者	5(4)	11(8)	17(1)	26(2)	8
	入学者	5(4)	11(8)	17(1)	26(2)	7
	入学定員	16	14	14	9	9
経営学科	志願者	6(6)	19(11)	26(7)	18(6)	11
	合格者	6(6)	19(11)	26(7)	18(6)	11
	入学者	6(6)	19(11)	26(7)	18(6)	11
	入学定員	16	14	14	9	9

学科	データ	2006 年度	2007 年度
経済学科	志願者	6	12
	合格者	6	12
	入学者	6	12
	入学定員	9	9
経営学科	志願者	7	8(1)
	合格者	7	8(1)
	入学者	7	8(1)
	入学定員	9	9

【点検・評価】【長所と問題点】

本学の AO 入試は非常に特徴のある入試制度であり、その受け入れ主体である経済学部では様々な取り組みを重ねてきた。とりわけ、入試制度と受け入れ後の指導体制がセットになっている本学の AO 入試では、入学後の教員の支援体制が不可欠である。

このような AO 入試は本学部教員にとっても初めての経験であったので、様々な問題が発生したのは事実であり、これらの問題をひとつずつ解決していかなければならなかった。

現在はある程度満足のいく体制に整えられていると判断している。

問題点としては、プログラムの位置づけを明確にしたことは志願者の側にも受け入れる学部にとってもプラスではあるが、高校段階で明確な目標をきちんと持っている生徒は決して多いとはいえず、その結果キャリアサポート・プログラムでの入学者が 2005 年度からは経済学科でゼロになってしまった。この点については、今後も検討を重ねなければならない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今後、学部、学科の特色を明確にする総体的な再編計画のなかで、AO 入試も有機的に位置づけ直す必要がある。それにより、入試と入学後の指導が一体となった独自性のある入試としての特質を生かしていく。

＜国際関係学部＞

【現状の説明】

（１） AO 入試の目的

本学は、2001 年（平成 13 年）より、志望目的の明確な高校生を早期に確保することを目的としてアドミッションズ・オフィス入試（AO 入試）を開始した。

（２）AO 入試の２形態

現在、AO 入試には次のような２つのプログラムがある。その１つはキャリアサポート・プログラムと言い、中学校一種免許状（英語）・高等学校一種免許状（英語）、英語検定（TOEIC,TOEFL など）、通訳検定、中国語・韓国語・インドネシア語検定、貿易実務・ビジネス英語検定、通関士および翻訳業などへの資格の取得を大学入学の目的としており、それに向けて入学時より積極的に学習しようとする強い意欲と、その目的達成に必要な基礎的能力を有している受験生にのみエントリーを認めるものである。もう１つはチャレンジ･プログラムと言い､入学時に将来像や進路について明確な目的をまだ有していないが、大学でより高度な能力を身に付けたいという強い学習意欲を有している受験生にのみエントリーを認めるものである。

キャリアサポート・プログラムで入学した学生には、次のような３つの支援が与えられている。第１は、プログラムに参加する学生の一人ひとりに、アドバイザーと呼ばれる指導教員がつき、学習方法の助言や学問・学生生活に関する相談を受けるなど、学生のトータルなサポートを担当するアドバイザー制度である。第２は、明確な目的をもって資格試験の合格や高度なスキル（技能）の習得を目指すために必要な初歩的レベルのテキストや参考書などを無料で提供するスタートアップサポート制度がある。第３は、大学内で各種の資格取得講座が開講される「エクステンションセンター」で、学生が目指す講義の受講料が補助されるエクステンションセンター受講支援制度を受けることができる。

キャリアサポート・プログラムにエントリーを希望する学生は、事前にエントリーシートにどのような具体的目標を持っているのか等について記入して提出する。その後、２名の入試担当の教員と第１回目の面談が実施され、エントリーシートに記載された具体的内容についての質問を受け、面談終了時に、およそ 20 ページの文章を前提とした課題と、大学入学後の具体的目標に向けた学習計画の提出を求めている。

第２回目の面談では、課題の達成具合や学習計画の具体的な内容について面談が実施され、面談の結果によりキャリアサポート・プログラムへの出願の可否が審査される。なお、この段階でキャリアサポート・プログラムへの出願が認められない場合には、チャレンジ・プログラムへのエントリーの変更も学生本人が希望すれば可能である。

チャレンジ・プログラムで志願する学生は、事前にエントリーシートに国際関係学部でどのようなことを勉強したいのか等について記入し、その後、２名の入試担当教員との２回の面談の結果、チャレンジ・プログラムへの出願の可否が審査される。なお、このチャレンジ・プログラムの場合、１日で複数の志願者とともに課題に関する説明を受け、課題に答え、その課題に対する学生の答案に関して２名の入試担当教員による面談が実施され、その結果によってエントリーの可否が決定されるという、説明会方式も希望によって利用可能である。

国際関係学部のアドミッションズ・オフィス入試の志願状況、志願者の受け入れ状況は下記のとおりである。

表 5-5-3 【国際関係学部】AO 入試の志願状況、志願者の受け入れ状況　　（名）

2007 年度　昼間主（FA）							
プログラム区分	定員	志願者	受験者	合格者	手続者	手続率	入学者
キャリアサポート	10	0	0	0	0	0%	0
チャレンジ		6	6	6	6	100.0%	6
夜間主（FB）							
キャリアサポート	5	0	0	0	0	0%	0
チャレンジ		6	6	6	5	83.0%	6
2006 年度　昼間主（FA）							
プログラム区分	定員	志願者	受験者	合格者	手続者	手続率	入学者
キャリアサポート	10	0	0	0	0	0%	0
チャレンジ		7	7	7	7	100.0%	7
夜間主（FB）							
キャリアサポート	5	0	0	0	0	0%	0
チャレンジ		5	5	5	5	100.0%	5

【点検・評価】【長所と問題点】

国際関係学部が開設された 2007 年（平成 19 年）度と 2008 年（平成 20 年）度の 2 年間の志願・入学状況を見ると、昼間主・夜間主両コースで合計すると概ね定員は確保されている。なお 2007 年度と 2008 年度のキャリアサポートの志願者がゼロであったのは、2006 年度よりキャリアサポートの合否基準を厳しく設定したため、面談時において基準に満たない志願者をチャレンジ・プログラムに変更するようアドバイスした結果である。

アドミッションズ・オフィス入試の制度は志願者にも定着しており、高校や高校生からの問い合わせも多く評価できる。

また、国際関係学部では英語力の養成を教育の柱の一つとして位置づけており、アドミッションズ・オフィス入試においても英語の学習意欲と能力を重視している。

チャレンジ・プログラムについては、多様な志願者に対して大学の門戸を広げるという意味では成果が出ており、実業系専門高校などからの志願者も少なくない。

また、入学前に長時間面談することは、試験入試や推薦入試にない志願者の個性が把握できることから、入学後も面談担当者と学生の関係が非常によい形で継続しており、その面からも評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

多様な学問領域を包含する国際関係学部は、多様な関心をもつ学生に数多く入学してほしいと考えている。その意味からもアドミッションズ・オフィス入試は本学部にとって非常に重要な入試制度である。多様な学生が入学できる環境を整えるという視点に立って、アドミッションズ・オフィス入試の受け入れ態勢を充実させ、あわせてこの制度をさらに周知する。

第６節　入学者選抜における高・大の連携

【現状の説明】

入学者選抜における高・大連携の主な対象は、本学の付属高校男子部、付属高校女子部と指定校の指定を行った高校である。

付属高校に関しては高校側との連絡を密接に行っており、学生募集の基本方針に沿った学生の受け入れを実施している。指定校については、過去の入学実績、在学時の成績などに基づいて指定校選定を行っており、教授会の承認を得ている。また指定校の指定に当たっては、大学受験にやや不利な立場におかれている専門高校についても受験機会を増やせるような配慮を行っている。

付属高校、指定校からの推薦は、調査票の評定値 3.2 以上の条件を満たした志願者については各高校の指定校推薦会議の意向を尊重し、推薦入試で面接を行った上で原則的に入学を認めている。なお付属高校については、入学金、授業料について減免措置など経済的支援を実施している。

高校生に対する進路相談・指導や情報伝達については、付属高校においては進路研究の行事、総合学習の時間などを通じて教職員が情報伝達に努めており、指定校についても機会あるごとに本学職員、教員が高校に出向き情報伝達に努めている。

【点検・評価】【長所と問題点】

本学が行っている高・大連携は、本学の教育理念に適合した学生を確保する上できわめて意義のある取り組みである。また専門高校に対しても指定校枠を設けていることは長所である。

大学の側からすると、入学前から本学に親しみを持ち、学部の教育内容を比較的理解しているため、大学教育にとっても少なからぬ効果を期待することができる。

【将来の改革・改善に向けた方策】

引き続き高・大の連携を図っていきたい。特に付属高校とは現在定期的に高校、大学で懇談会を開催しているが、この懇談会を重ねることで高校、大学の問題点を共有しながら、

それらを克服する方策を検討していく。

第７節　夜間学部等への社会人受け入れ

【現状の説明】

社会人・勤労者の受け入れは今後ますます高まると予想される生涯学習の需要への対応であると同時に、社会の総合的教育機関としての大学に対する要請への取り組みであり、また大学院教育へのさらなる展開なども視野に入れた大学教育の一層の充実と多角化を促進する意義を持つ。こうした社会的環境のなかで、本学は学習意欲の高い社会人を積極的に受け入れることを基本的な政策としている。そもそも本学は勤労者に対する高等教育を創設以来の一貫した伝統としており、これまでも高等教育を受ける機会がなかった勤労者に大学教育を提供し､最近では上述の生涯学習の観点から社会人に対する教育に取り組み、実績を挙げることができている。現在でも、本学の夜間主コースは従来の第二部と同様に夜間（18 時以降）の時間帯のみで修学することが可能となっており、本学の姿勢を具体的に表現しているといえる。

すでに第５章第１節および第３節で詳説したように、本学の社会人入試は、大学教育の基礎となる学力を適正に審査することを意図しながらも、勤労者にとって負担の少ない小論文と面接によって合否を判定している。

こうした観点から、本学では全学部で社会人学生を積極的に受け入れている。上述の独自な運営方法に基づく昼夜開講制も全学部で採用されており、受け入れの制度的な枠組みとなっている。社会人入試は前期日程および後期日程の２回と秋入試における１回の募集が行われ、最近の動向をみると、2005 年度には、法学部昼間主コースに志願者１名、入学者１名、同夜間主コースに志願者２名、入学者２名、国際関係学部夜間主コースに志願者４名、入学者４名があった。2006 年度には経済学部昼間主コースに志願者１名、同夜間主コースに志願者２名、入学者２名、2007 年度では法学部夜間主コースに志願者１名、入学者１名、経済学部夜間主コースに志願者２名、入学者２名、国際関係学部夜間主コースに志願者１名、入学者１名があった。実際の入学もほとんどは夜間主コースが選択されており、本学の社会人・勤労者受け入れに対する社会的な理解がここにも示されているといえよう。

【点検・評価】

本学は長期にわたって社会人・勤労者に対する社会科学教育を提供してきた。生涯学習への需要拡大といった社会的要請や大学にとっての社会人受け入れの意義を総合的に顧みるとき、本学は現状においても社会人教育の実践的な役割を十分担い得る体制を備えており、学外からの理解も得られていると判断される。しかし、体制は整ってはいるが、入学者の実績をみると社会人入学者は必ずしも多いとはいえない。

【長所と問題点】

社会人受け入れについては入試制度を初めとして制度面ではかなりの充実がはかられており、志願者・入学者も数こそ少ないが、年々着実に得られている。今後さらに社会人・勤労者の受け入れを積極化し、受け入れ規模の拡大をはかることが、大学に対する社会的

要請への対応や大学教育の活性化の観点から望ましいといえる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今後、社会人・勤労者の受け入れを促進・拡大していくためには、これまであまり重点的に展開してこなかった社会人・勤労者向けの広報活動を積極的に推進していく必要があろう。本学の勤労者教育の伝統は北九州地域では十分に理解され、定着しているが、これをさらに拡大していくことがその際の主眼となる。具体的には社会人が通う夜間制高校や通信制高校に対して大学説明会を積極的に行うこと、オープンキャンパスで本学の教育成果を社会人向けに公開していくことなどが考えられる。これまでの学生募集の取り組みを基礎とすれば決して困難ではないので、積極的に取り組んでいくことが可能である。

他方で社会人の大学教育に対する需要や要請に直接に関連する今後の社会的な推移を十分に調査し、生涯学習への需要の高まり、リカレント教育の拡大などの動向に常に対応可能な受け入れ体制を整備しておくことも重要な課題である。大学全体の教育理念・方針に社会人教育を的確に位置づけて教育内容をさらに拡充していくとともに、図書館、コンピュータとネットワークの利用環境、各種の施設・設備の利用条件など、社会人が利用しやすい学習環境の全学的な整備が求められよう。

第８節　科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

本学の科目等履修生の現状は以下のとおりである。

表 5-8-1　科目等履修生の推移　（名）

年 度	春学期	秋学期
2005	14	11
2006	14	9
2007	15	9

科目等履修生の受け入れに当たっては、九州国際大学学則第 41 条および 44 条の規定に基づいた「科目等履修生規程」によって実施されている。

科目等履修生の履修目的は、約８割が教育職員免許取得を目的としたものである。それ以外の履修者の履修目的は、「生涯学習のため」「教養を高めるため」「語学学習のため」「大学院受験準備」などである。

履修者の年齢は教育職員免許取得を目的とした履修者は大学卒業後数年以内の者が多いが、教育職員免許取得目的以外は中高齢者が中心である。

本学の科目等履修生の受け入れについては、独立行政法人大学評価・学位授与機構から出版されている『科目等履修生制度の解説大学一覧』にも掲載されているが、本学学生に対する「ステューデントガイド」に科目等履修生の規程を掲載し、周知を図っている。

【点検・評価】【長所と問題点】

科目等履修生の受け入れに当たっては明確な規定に基づいて行われていることは評価できる。しかしながら、大学が地域の生涯学習も担う存在であると考えるならば、今後科目等履修生についても見直しが必要であろう。ただ生涯学習の面に関して言えば、本学は本報告第１２章第２節「エクステンションセンター」で述べているように、本学エクステンションセンターで様々な講座を開講しており、同第１４章「社会貢献」で述べているように地域の生涯学習に貢献する様々な活動も行っている。

また、高校生を対象とした科目等履修生の受け入れについては検討を重ねている段階にあり、若年層に対する取り組みも不十分である。

【将来の改革・改善に向けた方策】

将来の改革・改善に向けては、情報収集の段階である。情報収集については、2006 年度国土交通省街づくり推進課都市総合事業推進室よりの受託調査事業「長寿ストック型市街地形成の事業化調査」において、北九州市の高齢者の学習意欲についての調査を行っている。また本学付属高校とは高・大連携に向けた定期的な懇談会を開催しているので、そういった中から高校サイドからの様々なニーズをくみ取っていきたい。

第９節　外国人留学生の受け入れ

【現状の説明】

本学は、「国際大学」として留学生の受け入れについて積極的に取り組んでいる。過去３年間の外国人留学生の入学状況は以下のとおりである。

表 5-9-1　外国人留学生入学状況　（名）

		2005 年度	2006 年度	2007 年度
法学部	海外説明会	1	0	1
	別科日本語課程	2	0	0
	日本語学校	1	2	2
	３年次編入	0	0	0
	合　　計	4	2	3
経済学部	海外説明会	0	6	4
	別科日本語課程	8	7	4
	日本語学校	24	16	15
	３年次編入	12	2	4
	合　　計	44	31	27

国際関係学部	海外説明会	0	1	1
	別科日本語課程	8	17	8
	日本語学校	22	10	9
	３年次編入	8	8	17
	合　　計	38	36	35

この表からも分かるように、留学生は経済学部、国際関係学部に集中しており、法学部はわずかである。

留学生の出身国は、中国、韓国、台湾、インドネシア、ベトナムなどであるが、中国からの留学生が圧倒的に多く、中国、韓国を除くと他のアジア諸国からの留学生は必ずしも多いとは言えない。

本学の留学生の受け入れは、以下の５つのチャネルで行っている。

①本学付属の別科日本語課程からの入学
②日本国内の日本語学校からの入学
③中国での入試説明会の実施
④提携大学との交換留学制度
⑤短大などからの編入学

入学試験に当たっては、日本における 12 年間の学校教育に相当する教育課程を修了あるいは修了見込みを出願条件としている。また日本語能力を重視しており、日本語検定試験２級以上または日本学生支援機構主催の日本留学試験の日本語 200 点以上を入学の条件としている。また面接においても日本語能力を厳しくチェックしている。

3 年次編入生については、海外からの編入学は協定関係を締結している大学に限られており、単位認定は適切に行われている。入学後は、国内の短期大学あるいは四年制大学から編入する日本人学生と同様の扱いを行っている。

学費については、留学生の減免措置を実施しており、入学時は授業料の５割減免、２年次以降は前年度の成績にもとづいて５割から３割の減免を行っている。また奨学金についても、本学独自の奨学制度として同窓会の奨学金制度がある。生活面では留学生寮があり、国際センターを中心に生活面でのサポートも行っている。

【点検・評価】

本学は「国際大学」にふさわしく多くの留学生が在籍し、また、別科日本語課程を付属機関として有しており、留学生のサポート機関である国際センターも学内の組織として設置されているので、留学生の受け入れ体制は整っている。そして、学生の受け入れに関して中国、韓国の提携大学を中心に広く広報活動を行っている。そのほか、日本にある日本語学校に学ぶ留学生に対しても福岡市、北九州市を中心に説明会を行っており、留学生からの評価も良好である。

【長所と問題点】

留学生の受け入れに当たっての長所は、日本語別科、国際センター、留学生寮、学費の減免など必要な施策が行われていることである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

これまでの本学の取り組みを継続していきたい。今後の改善としては、中韓以外のアジア諸国の留学生を増やすため、様々なルートを通じて可能性を検討していきたい。また留学生を受け入れる点については十分な体制が整っているが、卒業後の就職先の開拓についてはまだ不十分な所もあり、この方面での取り組みを積極的に行っていきたい。

第 10 節　定員管理

１．学生収容定員と在籍学生数の比率の適切性

＜法学部＞

【現状の説明】

法学部の過去 5 年間の収容定員と在籍者の状況は下記のとおりである。

			2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
昼間主	法律学科	収 容 定 員	1,010	836	788	756	740
		在　籍　者	958	808	647	531	438
		収容定員充足率	*94.9%*	*96.7%*	*82.1%*	*70.2%*	*59.2%*
	総合実践法学科	収 容 定 員	310	420	420	420	420
		在　籍　者	209	279	291	280	214
		収容定員充足率	*67.4%*	*66.4%*	*69.3%*	*66.7%*	*51.0%*
夜間主	法律学科	収 容 定 員	280	240	240	240	240
		在　籍　者	246	250	265	242	215
		収容定員充足率	*87.9%*	*104.2%*	*110.4%*	*100.8%*	*89.6%*
	総合実践法学科	収 容 定 員	120	160	160	160	160
		在　籍　者	69	90	97	99	73
		収容定員充足率	*57.5%*	*56.3%*	*60.6%*	*61.9%*	*45.6%*
学部合計		収 容 定 員	1,720	1,656	1,608	1,576	1,560
		在　籍　者	1,482	1,427	1,300	1,152	940
		収容定員充足率	*86.2%*	*86.2%*	*80.8%*	*73.1%*	*60.3%*

以上から明らかなように、総合実践法学科は、開設以来、各地で法科大学院設置に向けた動きが進み、にわかに法学部進学ブームが生じたと考えられる 03 年度を除き、常に入学定員を確保することができていない状況にある。また、法律学科も、法学部進学ブームが去ったと思われる 2004 年度以降、入学者数が入学定員を大幅に下回るようになってきている。このような現状の背景として、外的要因と内的要因とに解析でき、現状は両者の相乗的な結果として把握しうるが、しかし、後者要因の比重も少なくない。その部分の早急な点検が必要である。さらに、ここ８年間における学生の退学・除籍等による離脱率が 7-8%台と高い水準で推移していることも定員充足率の低下に拍車をかけている。そして、この

ような現状は、大学財政の圧迫問題をはじめ、法学部の既存の２学科体制の見直し問題や入学定員削減問題等の新たな問題を生み出している。

【点検・評価】【長所と問題点】

定員充足率が年々低下している状況から、入学者獲得に向けて激しく競争している近隣他大学の法学部に比べ、本学法学部が社会的に必ずしも高い評価を受けているとはいえない、厳しい現状にある。そこで、こうした厳しい現状をもたらした要因について検討する限りでは、以下の諸点を挙げることができる。

18 歳人口の減少が、とりわけ北九州地域では急速に進んでいること。様々な募集努力にもかかわらず、総合実践法学科については、高校の進路指導教員をはじめ、高校生にもその理念や趣旨が十分に認識されていないこと。福岡県内および近隣の他大学との厳しい競争において、本学法学部が長い伝統を有し、多数の有為の人材を法曹界や行政部門をはじめとする各界に輩出してきたこと等の本学部の長所・実績を活かすことができず、必ずしも優位な地位を占められていないこと（伝統への甘え）。法科大学院設置ブームにより、弁護士等の法曹資格をこれまで以上に容易に得られることを期待しての法学部進学ブームが、急速に低下したこと。その他、これまで必ずしもアドミッション・ポリシィーが徹底せず、かつ偏差値管理を軽視してきたこと。また学部（また両学科）の特徴を出しえず、学部のブランド化政策が停滞してきたこと。出口（就職等）管理の部分において永らく実績の停滞を見過ごしてきたこと等々も要因として考えられる。なお、法学部では、2007 年度から、法学部改革プロジェクトを策定し、「入口」から「出口」に至るさまざまな再建スキームを策定して総合的な対策を実施している。それと並行して、2008 年度（平成 20 年度）より、それまでの 380 人から 250 人へと入学定員を削減する改革も実践している。また退学者対策として、大学全体として、出席管理とそれに基づく欠席がちな学生へのケアーをはじめ、FD・SD 活動の実践、等を実行しているが、法学部では、2007 年度から新たに「PASS 委員会」を設置して、成績不振者、等に対するキメ細かなケアーを開始している。このような一連の取り組みの成果は今後の努力にかかっているが、対策としては十分評価しうる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

上記の点検・評価に基づき、今後の改善・改革方策につき述べると、「入口」における入試政策の見直しから、「本体」の教育システムや（FD を含む）教育実践の改革、退学者対策の実践、また「出口」における就職等の成果の底上げ等、取組むべき課題は山積している。一般的には、奨学金制度をさらに充実し、経済的困窮状態にある志願者の支援を行うこと、就職率や就職・進路先等の点で、高校生、その保護者、高校の進路指導教員にとって目に見える成果を挙げるために、法学部における教育・研究を一層充実させること、それを通して、本学法学部の社会的存在意義をさらにアピールすること等が考えられる。

とりわけ、総合実践法学科は、2003 年度を除き、恒常的に入学者が定員の７割程度しか確保されていないため、在学生・卒業生による実績を高校生やその保護者等に対して、これまで以上に強くアピールする必要があると思われる。さまざまな議論はあったが、法律学科のみの１学科体制として再スタートする方向性が確認されている。さらに、上記のように、ＦＤ活動の拡充等による教員の教育力の向上や社会貢献の拡充・実践、退学者対策の継続的な実践は当然として、これまでの入試政策（アドミッション・ポリシィー）の修

正・梃入れや、「出口」の実績を見据えたキャリア教育の拡充等をはじめ、法学部における喫緊のテーマである「定員削減」問題、「学科再編」（１学科化）問題、カリキュラム改定問題（スリム化と並行してのリスクマネジメント・コースや副専攻の導入検討）への取組みの具体化・実践等、課題は少なくないが、現在、それらの多くが着実に実行に移されている。

＜経済学部＞

【現状の説明】

経済学部の過去 5 年間の収容定員と在籍者の状況は以下のとおりである。

			2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
昼間主	経済学科	収容定員	790	758	734	718	710
		在籍者	807	746	697	594	516
		収容定員充足率	*102.2%*	*98.4%*	*95.0%*	*82.7%*	*72.7%*
	経営学科	収容定員	790	758	734	718	710
		在籍者	621	589	523	436	388
		収容定員充足率	*78.6%*	*77.7%*	*71.3%*	*60.7%*	*54.6%*
夜間主	経済学科	収容定員	200	200	200	200	200
		在籍者	100	124	166	174	172
		収容定員充足率	*50.0%*	*62.0%*	*83.0%*	*87.0%*	*86.0%*
	経営学科	収容定員	200	200	200	200	200
		在籍者	130	129	133	131	124
		収容定員充足率	*65.0%*	*64.5%*	*66.5%*	*65.5%*	*62.0%*
経済学部合計		収容定員	1,980	1,916	1,868	1836	1,820
		在籍者	1,658	1,588	1,519	1335	1,200
		収容定員充足率	*83.7%*	*82.9%*	*81.3%*	*72.7%*	*65.9%*

この表からも分かるように、2003 年度までは経済学科では昼間主コースが定員充足率 100%を越える状態で推移しており、夜間主コースの大幅な定員割れという状態であったのが、2004 年度をほぼ境に昼間主コースの志願者が減少し、変わって夜間主コースの志願者が増加している。経営学科では、すでに経済学科の一年前から同じ傾向が始まっている。そして昼間主コースの減少が学部全体の定員充足率を押し下げている状態にある。2007 年度には、入学定員 440 に対して入学者が 272（62%）となり、学部全体の定員充足率が約 66%にまで落ち込んでしまった。

また、経済学科と経営学科を比較すると経済学科の志願者が多く、定員充足率においても経営学科の現状は厳しいため、学科の競争力を高め、魅力を高める必要がある。これは経済学科についてもあてはまるところである。

【点検・評価】【長所と問題点】

経済学部に限らず、本学の定員充足率の減少は深刻である。ほとんどの近隣大学に経済

学部があるにも関わらず、過去においては安定した志願者が確保されてきた。しかしながら、18 歳人口の減少の勢いは北九州市においては特に顕著であり、大幅な志願者減を生じさせているといわざるを得ない。

しかし、経済学部の志願者の減少に対しては、さらなる競争力の強化を図り、学部の魅力を高めていく必要がある。

【将来の改革・改善に向けた方策】

定員充足率を向上させるためには、志願者および入学者の増加と、在学生の中途退学の減少が必要である。そのためには本学の教育内容の一層の充実によって学生の満足度を高め、魅力的な大学を作ることに努めていきたい。なお、適正な定員管理を図るために収容定員の調整について、18 歳人口の減少を踏まえつつ学部内で検討を行った。

＜国際関係学部＞

【現状の説明】

国際関係学部（国際商学部）の過去 5 年間の収容定員と在籍者の状況は下記のとおり。

			2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
昼間主	国際関係学科	収容定員			170	340	520
		在籍者			119	200	312
		収容定員充足率			*70.0%*	*59.0%*	*60.0%*
	国際ビジネス学科 国際商学科	収容定員	545	570	425	285	140
		在籍者	496	461	332	196	101
		収容定員充足率	*91.0%*	*80.9%*	*78.1%*	*69.0%*	*72.0%*
	アジア共生学科	収容定員	540	540	410	280	140
		在籍者	229	224	162	90	37
		収容定員充足率	*42.4%*	*41.5%*	*39.5%*	*32.0%*	*26.0%*
夜間主	国際関係学科	収容定員			55	110	165
		在籍者			42	91	125
		収容定員充足率			*76.4%*	*83.0%*	*76.0%*
	国際ビジネス学科 国際商学科	収容定員	160	160	120	80	40
		在籍者	73	109	95	70	43
		収容定員充足率	*45.6%*	*68.1%*	*79.2%*	*88.0%*	*108.0%*
	アジア共生学科	収容定員	160	160	120	80	40
		在籍者	54	68	60	46	22
		収容定員充足率	*33.8%*	*68.0%*	*68.0%*	*58.0%*	*55.0%*
学部合計		収容定員	1,405	1,430	1,300	1,175	1,045
		在籍者	852	862	810	693	640
		収容定員充足率	*60.6%*	*60.3%*	*62.3%*	*59.0%*	*61.2%*

国際関係学部の入学定員は全体で 225 名である。2008 年 3 月現在での学生の在籍数は１年生・２年生・３年生、合計 437 人である。１年生・２年生・3 年生の収容定員 675 人に対して 437 人は 64.7%となる。

437 人のうち留学生が 91 人、20.8%である。また、女子学生は 204 人、46.7%である。

また、学年別では、１年生全体で 161 人、うち留学生が 47 人、29.2%、うち女子学生が 80 人、50.0%である。２年生全体で 130 人、うち留学生が 24 人、18.5%、うち女子学生が 68 人、52.3%である。

【点検と評価】【長所と問題点】

収容定員と在籍学生数を一致させることは特に近年、かなり困難な状況となってきている。受験合格者のいわゆる歩留まり率、また、それよりも少子化の深刻な影響で受験者の数や性格や資質が従来とは大きく変化している。

また、国際関係学部は、学部が開設して日が浅く、まだ、高校生に対して十分に周知されていない段階であり、志願者増加に結びついていない面もある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

収容定員を満たすべく、引き続きの最大限の努力が必要である。新しい学部として高校生に対し積極的にＰＲし、同時に教育の充実をあらゆる点において追求していき、本学部の評価を高めていきたい。

また、本学付属高校との連携をさらに強化して本学部への進学者を増加させること、国際的学部として一定数の留学生を受入れること、編入学生をさらに積極的に受け入れることなどを検討していきたい。

第 11 節　編入学者、退学者

【現状の説明】

本学の編入学者の推移は以下のとおりである。

表 5-11-1　編入学の入学者推移　（名）

	定員	2006 年度	2007 年度
法　学　部	20	3	0
経 済 学 部	30	7	7
国際関係学部	10	17	18
合　　計	60	27	26
（うち留学生）		21	24

前回報告書同様、近隣短期大学からの中国、韓国出身の留学生編入学者が多いという特徴は変っていない。

編入学に関しては、九州の商経関係の学科を持つ短大に対して協定校の取り決めを結んでおり、また専門学校に対しても単位の包括認定を行うなど積極的に受け入れている。海

外からも韓国の培花女子大学（日本の短期大学に相当）と提携関係を持っており、交換留学生と編入学生の受け入れを行っている。

この編入者問題について、定員管理（定員充足率の向上）と関連して、2009 年 4 月の募集からは、編集学者の入学定員を設けないことを決定した。

次に退学者についてであるが、退学者問題は本学のきわめて深刻な問題であり、退学者を減らすための様々な施策に取り組んでいる。

退学者（学費未納による除籍者は除く）の現状は、1990 年代は年間 100 名台で推移していたが、1999 年度（平成 11 年度）以降急激に増え、2003 年度 170 名（4.3%）、2004 年度 213 名（5.5%）ときわめて高い数字になってしまった。しかし、以下述べるような種々の取り組みを行い、2006 年度には 134 名（4.2%）、2007 年度 110 名（4.0%）と若干改善の方向にある。また、これとあわせて除籍者の数も多く、2002 年度には 141 名（3.5%）という高率を示していたが、最近では大きく改善し、2006 年度には 61 名（1.9%）、2007 年度（2.8%）となっている。

こうした高率の退学者の存在についての基本的対応は前回の報告書と変わらず、以下のようなものである。

退学者問題は、本学が取り組まなければならない重大な課題の一つである。そしてこの間有効な対策を立てるため、様々な分析、検討を重ねてきた。

本学では退学しようと考えている学生全員に対して面談を行い、個々の学生の意識や考えを汲み上げてきた。その中から浮かんできた退学の実態は、第一に大学と学生のミスマッチである。退学者の退学理由に、「進路変更」「就職」「進学」をあげている者が半数を占めている。また約２割の学生が「成績不振」「修学意欲の減退」をあげている。その他「経済的理由」「一身上の都合」という大学の勉学とは異なる理由をあげているのは約２割である。

大学と学生のミスマッチについては、学生の側の「不本意入学」「大学選定の安易さ」などが考えられ、大学の側の教育面での対応が学生のニーズに十分合致していない点も考えられる。そして個々の退学者は程度の差こそあれこの両者が組み合わさり、生まれているのである。

大学としてこの退学者問題にどのように対応してきたかというと、まず、入学時に新入生全員に「フレッシャーズ・ミーティング」という宿泊研修を実施している。この研修で大学のシステムにスムーズに適応できるようにガイダンスを行い、あわせて大学での新しい友人、仲間づくりをしてもらい、教員との交流も深めている。またこの研修には本学の修学支援室所属の心理カウンセラーも同行している。

教育面では、新入生の入門演習から法学部、経済学部、国際関係学部とも３年次まで演習を必修科目としている。演習の教員は教育面の指導のほか、学生の生活面、勉学面のサポートも行うようにしている。教員は意欲のない学生、退学しそうな学生の早期発見に努め、必要とあれば修学支援室と共同で学生支援を行っている。つまり、少人数の演習を通じて一人一人の学生のケアを意識しているのである。

本学の取り組みで特徴的なものは、本報告第１５章「学生生活」第５節「修学支援室の活動」で詳しく述べられている「修学支援室」を設置し、多様な学生に対応できている点である。これは多くの大学に設置されている「学生相談室」をさらに強化したもので、悩みを抱えている学生の相談と同時に勉学面のサポートを行う組織である。これは学生がし

ばしばおちってしまう、「やる気がない」→「修学意欲が低い」→「単位が取得できない」→「さらにやる気を失う」→「退学」という負の連鎖を修学面でサポートすることで少しでも食い止めることを目指している。

成績不振者については、年２回保護者面談会を実施し、学生、保護者とともに大学生活の取り組みについて相談、アドバイスを行っている。

【点検・評価】

編入学については、定員の充足まではいたっていないので、定員の見直しを行い実情に応じた形にしたことは評価できる。

退学者については、全体としては、絶対数としては減少しているが、相対比としては在籍者数の６％を超える高率を示している。これまでのさまざまな取り組みにより若干の好転はあるものの、相対比の減少のために更なる努力が望まれる。

【長所と問題点】

退学者対策として万能なものはないが、これまでの努力を継続するとともに、さらに細かな学生ケアに教職員が一体となったシステムをつくって乗り出すことが求められている。

海外からの編入学者の受け入れ、「修学支援室」などは本学の特徴である。今後ともこういった特徴ある取り組みは蓄積を図ることによって発展させる可能性を有している。ただ退学者問題に関しては様々な取り組みを行った結果、改善の兆しはあり、さらなる努力を払い、学生の多様化が進むなかで、全体として学生に対して満足度を高める教育や様々なサービスに努める必要がある。

【将来の改革・改善に向けた方策】

退学者問題は大学のトータルな取り組みの結果であり、本自己評価で示された改革・改善に向けた方策すべてが関わってくる。逆に退学者を減らす努力は在学生の満足度を高めることにつながることになり、今後とも多方面にわたって真剣に取り組んでいく。

欠席がちな学生への頻繁な電話、手紙による連絡、入学生の実態に応じた初年次教育の実施、学生の実態に応じた魅力あるカリキュラムと教育方法の改善、学生の居場所を多面的に確保する試み、さらにはクラブ活動や友人関係の構築などの多面的なセーフティネットの確立が、今後取り組まなければならない課題である。

退学者対策に特効薬はないが、本学の特質を活かした、対面的な指導を基礎として、地道に改革に取り組みたい。

2008 年度の退学者・除籍者比率の目標は、在籍者の４％以下に削減することである。あらゆる方法を用いて、これを達成したい。

《取り組みの主要点》

本章冒頭で述べた【到達目標】は、定員の確保を実現し、大学の教育理念、学部のアドミッションポリシーに基づいた公正、透明な選抜を実施することである。公正、透明な選抜に関してはすべての入試区分にわたり入試・広報委員会、教授会、入試・広報室などで入試実施および選抜方法において、公正さと透明性を確保すべく十全な取り組みを行ってきた。

定員確保に向けた取り組みについては、単に学生募集の技術的な取り組みだけでなく、教育内容、学生生活、地域貢献活動など本学の総合的な評価をいかに高めていくかが最も重要である。学生の募集に当たっては、広報活動、募集活動、高大連携などにおいて可能な限りの取り組みを精力的に行ってきた。しかし定員確保という成果を十分にあげていない。

学生確保の現状は大学の総合的評価の結果であり、この点については全学で十分に認識されてきている。魅力ある大学を目指して中長期計画などで取り組まれている内容を確実に実行し、これを募集活動において積極的に発信していく。

第６章

学生の受け入れ
（大学院研究科）

第６章　学生の受け入れ（大学院研究科）

【到達目標】

＜法学研究科＞

厳正な入学者選抜による社会に貢献し得る有為な学生の受け入れ、特に問題意識をもった意欲あふれる学生の受け入れを目指し、社会人の受け入れも積極的に行う。

＜企業政策研究科＞

生涯学習やリカレント教育を目的とした社会人や意欲あふれる学生の受け入れを目指す。また、勉学に熱心な学部 4 年生が大学院講義を聴講できるように科目等履修生などの制度を整備し、本研究科への進学希望者を増やす。

第１節　学生募集方法・入学者選抜方法

＜法学研究科＞

【現状の説明】

法学研究科の入学定員は 10 名である。

学生の募集に関しては、秋期（9 月）と春期（3 月）の年 2 回にわたって募集を行っている。また、募集に際しては 7・9 月に開催される全学オープンキャンパス時、11 月に大学院独自で開催する大学院進学説明会時に大学院担当教員による個別面接相談を実施している。

また、2005 年度（平成 17 年度）より学部生が大学院の講義を聴講できる学部聴講生制度を導入したが、毎年新学期に学部生全員が集まる新学期オリエンテーションの日に本研究科を紹介しつつ、この制度の募集要項を説明して意欲ある学生の参加を呼びかけている。

特筆すべきは、2006 年度（平成 18 年度）入学者募集からは個別の資格審査により大学卒業者と同等以上の学力があると認められた者に対しても受験を認めることとした。これにより学士号を有しないが、大学院での修学を希望する者に対しても大学院受験の機会が与えられることにしている。2008 年度（平成 20 年度）入試には、この制度を実際に利用した応募者があり、本研究科委員会は、その応募者に対し資格審査手続きに則って審査委員会の面接等の厳格な審査の結果、大学卒業者と同等以上の学力があると認め、応募者は本研究科の入試を受験するに至っている。ちなみに、その受験者は入試にも合格した。

入学者選抜方法に関しては、書類審査、筆記試験および面接試験の結果を総合して判定する。筆記試験または面接試験の成績が一定基準に満たない場合には、定員に満たない場合であっても入学を許可しない。

なお、入学試験の形態としては、一般入学試験（大学卒業見込者・大学卒業後 3 年未満の者等に対して行われる専攻法律科目とその他の法律科目または英語の 2 科目による筆記試験と面接）、社会人入学試験（大学卒業後 3 年以上または実務経験 2 年以上の者を対象に行われる専攻法律科目による筆記試験と面接）、外国人留学生試験（外国人留学生に対して行われる専攻法律科目による筆記試験と面接）とがある。

さらには、学部生の中で、修学意欲が高く明確な目的意識をもっている者を対象に、大

学院受講制度を設けて 2007 年度（平成 19 年度）で３年を経過した。この制度は、本学学部生からの本研究科進学志望者の増大を図ろうとする側面も持っているが、学部生に大学院の講義を開放しているという側面もある。

【点検・評価】

入学者選抜は、厳正・的確に実施している。学内他学部や他大学の出身者にも広く門戸を開放しており、本学法学部出身者ではないという理由で不利に扱われることはない。一般、社会人、そして外国人留学生という３つの形態を準備し、幅広く有為な人材の受け入れを目指していることは適切である。

個別の資格審査により大学卒業者と同等以上の学力があると認められた者に対しても受験を認め門戸を開放したが、実際に、学士号を有しないが大学院での修学を希望する者が現れ、厳格な個別審査を受け、大学院受験を認めることができたことは高く評価できると思われる。また、2006 年度（平成 18 年度）には、前年度の学部聴講生から２名が本研究科に進学した実績からみても、この学部聴講生制度は学生募集という点においても高く評価できる。

【長所と問題点】

学部聴講生制度は、３年を経過し一定の成果を挙げ制度として定着してきたといえるが、最近は次のように応募者の減少傾向が見られる。その原因は明らかでないが、広報のあり方および広報時期に問題があるかもしれない。

年度	応募者数（人）	受講者数（人）	本研究科進学者(人)
2005(平成 17)年度	18	11	2
2006(平成 18)年度	7	5	1
2007(平成 19)年度	2	2	0

入学者選抜は、厳正・的確に行われており、入学者の資質はかなり高い水準で維持されているといえる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

学部聴講生制度をより充実するとともに、学部生に応募のための検討期間を与えるためにも、広報の時期を含め広報のあり方を見直す必要がある。

また、入学志願者が減少傾向にあることから、魅力ある研究科を創設するために、本研究科のあり方を検討しなければならない。具体的には、学部から進学する一般学生のためには、大学院早期卒業と関連させた学部・大学院一貫教育システムの導入、社会人院生のためには長期履修制度の導入等が課題である。

＜企業政策研究科＞

【現状の説明】

本研究科の入学定員は 20 名である。

この募集に関しては、全学的なオープンキャンパスおよび大学院単独の学内入学試験説明会において、大学院担当教員による相談会を実施している。大学院担当教員が学部教育の中で学部生への指導を行っている以外には、大学院ホームページで資料請求できるようにし、アンケートによる掲載の全国的な『大学院受験案内』等への積極的対応、新聞広告その他によって募集活動を行っている。

入学者選抜方法は３種類である。

卒業後３年未満の者および卒業予定者を対象とした一般入学試験は、英語または小論文、専攻１科目、面接によって合否を判定する。大学卒業後３年以上または実務経験２年以上の社会人には、英語または小論文、面接を実施し、外国人留学生には小論文、専攻１科目、面接によって選抜している。

2001 年度の開設以来 2007 年度までに、志願者総数 286 名、入学者 176 名（合格者のほとんどが入学している）で、毎年度平均で定員の２倍の志願者となっている。ただし、入学者は、2005 年度に初めて定員以下の 15 名となった。

【点検・評価】【長所と問題点】

最新の 2007 年春入学に関しては、志願者 23 名（一般 2、社会人 7、留学生 14)、入学者は 16 名（一般 2、社会人 5、留学生 11）と前年度から増加しているので、学生募集において問題点があると考えていない。ただし、これまでの入学者は、一般 16、社会人 54、留学生 59 名であり、近年は留学生に比較して一般学生と社会人の減少が目立ってきた。また社会人のほとんどは資格取得を目指す学生であり、生涯学習を目的とする社会人は極めて少ない。この点では、企業政策研究科の名前そのものが地域社会に知られていない、という指摘があり、それは研究科委員会でも論議された。学生募集の観点からも、この点の具体的な改善策を今後の課題としている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

学生の受け入れについては、設置目的で強調されている社会人学生の受け入れに努める。とくに税理士志望者の需要が一巡した状況のなかで、マーケットリサーチを行い、多様な分野の社会人受け入れ方策と体制整備をはかる。例えば地域社会における本研究科の知名度のアップ、生涯学習に適合する教育課程、とりわけ授業科目の設置などの検討を進めていく。

生涯学習の拡充については、定年退職者、家庭の主婦などが主な対象者であり、対象者にふさわしい科目（社会保障、日本経済の現状と将来、地域共同社会論等々）を設置すること、二年分の学費で三年修了を認める長期履修や短期履修等の実施に向けて具体的な検討を進める。

また、奨学金制度の活用をはかることや学内推薦制度の新設等を通して、学部からの進学を促進する。このような方策を通して、学部学生、社会人、留学生の適切な構成比を実現し、教育効果の向上をはかる。

第２節　学内推薦制度

＜法学研究科＞

【現状の説明】

成績優秀者等に対する学内推薦入学制度は設けていない。

【点検・評価】【長所と問題点】

学内のみならず、広く大学院生を公募し、厳正・的確な入学者選抜を行うという観点から、学内推薦入学制度は設けてこなかった。学部卒業者の進路の多様化という観点からは、本学の大学院進学も選択肢の一つと考えられ、学内推薦入学制度も検討課題となる思料される。

【将来の改善・改革に向けての方策】

学内推薦入学制度については、すでに実施している学部聴講生制度の実績もふまえ検討する。学部聴講生は、学力も優秀で、意欲ある学生でもあり、場合によっては、大学院の講義を聴講した者の中から推薦することも考えられる。また、検討課題である学部との５年一貫教育との関連でも検討する予定である。

＜企業政策研究科＞

【現状の説明】

学内推薦入学制度は、現在のところ採用していない。

【点検・評価】【長所と問題点】

学部・大学院の一貫教育によって高度専門職業人を養成していくことを制度的に補償するものと捉えていくならば、学内推薦入学制度を検討していく必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

学部・大学院の一貫教育による高度専門職業人を養成するために、「早期卒業」制度とともに、学内推薦入学制度の導入が検討する。とくに前者については、2004 年度に設置された大学院改革委員会（委員長：学長）の「中間報告」で指摘され、本研究科は学部に問題提起しているところである。あわせて、学内推薦入学制度も検討する。

第３節　門戸開放等

＜法学研究科＞

【現状の説明】

他大学卒業生・大学院生、社会人、学部卒業生・外国人留学生のいずれに対しても広く門戸を開放している。また、他の大学院等の学生に門戸を開放する観点等から、大学院学則第 15 条第 4 項によって、大学院が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院・研究所にて履修した授業科目について修得した単位を、10 単位を超えない範囲で単位認定する

ことにしている。

【点検・評価】【長所と問題点】

他大学院で修得した単位を本研究科で単位認定できること及び学部生の大学院聴講制度は門戸開放という点で評価できる。しかし、それ以上の門戸開放は進んでいない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

他大学院での履修を本研究科の単位に認定する制度は、引き続き維持するとともに、少なくとも本学他研究科企業政策研究科への門戸開放として、企業政策研究科との単位互換制度について検討する。

＜企業政策研究科＞

【現状の説明】

法学研究科と同じく、他大学卒業生・大学院生、社会人、学部卒業生・外国人留学生のいずれに対しても広く門戸を開放している。法学部と同様に、他の大学院等の学生に門戸を開放する観点等から、大学院学則第 15 条第 4 項によって、大学院が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院・研究所にて履修した授業科目について修得した単位を、10 単位を超えない範囲で単位認定することにしている。

【点検・評価】【長所と問題点】

大学院設置基準第 14 条「教育方法の特例」による「昼夜開講制」を導入したことにより、社会人への門戸開放を確実なものとしていることは評価できる。また生涯学習の観点からも適切な措置である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

すでに、学部教育を経ない社会人の受け入れの制度化をはかるなど、企業政策研究科の目的に沿って門戸開放をはかってきたところである。この制度をはじめ科目履修等のＰＲをはかることや、地域に向けた公開シンポジウムを開催すること等によって本学の認知度を高めていく。また法学研究科との単位互換制度を検討する。

第４節　社会人の受け入れ

＜法学研究科＞

【現状の説明】

本研究科においては、開設以来、大学院設置基準第１４条「教育方法の特例」を導入し「昼夜開講制」を採用することにより二年間に亘る修学年限の間、職場を離れることなく、大学院で研究を行うことが可能となっている。これにより、社会人の大学院入学者に対し履修上の配慮がされ、社会人の受け入れが容易となる環境が整備されている。ちなみに、最近５ヵ年（2003 年度～平成 2007 年度）の社会人受け入れ状況は、志願者数 74 名、合格

者数 28 名、入学者数 27 名となっている。職業別の内訳をみると、会計・税務事務所勤務 14 名、社会保険労務士事務所勤務 2 名、一般企業勤務 4 名、公務員 4 名、その他 3 名である。

また、受験資格を数次に亘り緩和することにより社会人にとって受験しやすい環境作りに努めてきた。過去 3 ヵ年の数字は次のようになる。

	志願者（人）	入学者（人）	修了者（人）
2005（平成 17）年度	２１	8	5
2006（平成 18）年度	6	3	6
2007（平成 19）年度	9	8	4

【点検・評価】

大学院設置基準第 14 条「教育方法の特例」による「昼夜開講制」を導入したことにより、社会人への門戸開放を確実なものとしていることは評価できる。また、生涯教育の観点からも適切な措置である。また、数次に亘る受験資格の緩和により意欲・能力溢れる社会人を受入れている点は評価できる。

【長所と問題点】

大学院設置基準第 14 条「教育方法の特例」は今後も維持すべきである。社会人の大学院入学志願者も開設当初と比べ一時減少したこともあったが、最近は増大傾向にある。社会人院生は、会計・税理事務所勤務者が多いというのが現状であるが、多様な社会人の本学研究科への入学が期待される。

【将来の改善・改革に向けての方策】

学生の質的水準の維持に配意しながら、今後も受験資格の弾力化を図るなどにより、社会人の受け入れを推進する。

＜企業政策研究科＞

【現状の説明】

2007 年までの 5 ヵ年の社会人の受け入れ状況は、志願者 36 人、合格者 29 人、入学者 29 名、修了者 43 人である。中途退学者は、１名である。

職業別の内訳を見ると、会計・税理士事務所勤務者が 16 名、一般企業勤務者 8 名、教職関係者 1 名、他 4 名である。

これまでの最高年令は 74 才で、60 才以上も数名在籍した。

過去 3 ヵ年の数字は次のようになる。

	志願者（人）	入学者（人）	修了者（人）
2005（平成 17）年度	4	4	4
2006（平成 18）年度	１０	7	3

2007（平成 19）年度	7	6	6

【点検・評価】【長所と問題点】

資格取得を目指す会計・税理士事務所勤務者などの受け入れをはじめ入学定員のほぼ半数を社会人が占めてきたことは、研究科設置の趣旨からも十分に評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

現役の社会人受け入れの多様化をはかりつつ、今後は生涯学習の一環として、とくに企業を退職した社会人、学習意欲のある主婦を受け入れるための条件整備を検討する。

第５節　科目等履修生、研究生等

＜法学研究科＞

【現状の説明】

科目等履修生については例年若干名受け入れている。また、研究生については、国際交流協定締結校である中国上海市の華東政法大学からの特別研究生(留学生）1 名を 2005 年 4 月～2006 年 3 月までの 1 年間受入れている。

【点検・評価】

これまで、毎年（2002 年度を除く)、科目等履修生を受け入れており、1996 年度（平成 8 年度）から 2007 年度（平成 19 年度）までの累計は 31 名に上っているが、2004 年度（平成 16 年度）以降は毎年、１、２名とやや減少傾向にある。

【長所と問題点】

制度的に整備され、実績も伴っており、評価できる。最近は、科目等履修生の応募者が減少傾向にあるので広報を充実する必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

科目等履修生や研究生については、広報活動をしつつ、今後も希望があれば積極的に受け入れていく。

＜企業政策研究科＞

【現状の説明】

他大学院の学生を 2006 年度前期に１名、科目等履修生として受け入れた。

政府機関などからの受け入れ要請による「特別研究生」を 2006 年度から制度化し、2006 年 4 月に 1 名を受け入れた。

【点検・評価】【長所と問題点】

制度的に整備されており、評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

科目等履修生や研究生については、社会人や企業へのＰＲをはかり、積極的に受け入れていく。

第６節　外国人留学生の受け入れ

＜法学研究科＞

【現状の説明】

最近５ヶ年(2003 年度～2007 年度)の留学生の受け入れ状況は、志願者数 10 名、合格者数 7 名、入学者数 7 名となっている。いずれも国籍は中国である。ここ３年間の留学生の志願状況、入学状況等は下記の表のとおりである。

	志願者（人）	入学者（人）	修了者（人）
2005（平成 17）年度	1	0	0
2006（平成 18）年度	3	3	0
2007（平成 19）年度	2	1	2

【点検・評価】【長所と問題点】

法学研究科における外国人留学生の占める割合はさほど高くないが、外国人留学生にも門戸を開き、受け入れていることは評価できる。ただし、本学のもう一つの研究科である企業政策研究科との比較では人数的には多くない。

なお、外国人留学生は本学学部卒業生からの進学者が殆どであり、日本語能力にも長けており、その質的水準も高い。

【将来の改善・改革に向けての方策】

企業政策研究科と比較して、本研究科では留学生の応募者が少ないこともあって受け入れも少ないが、今後も優秀な留学生であれば引き続き本研究科で受け入れていく。

＜企業政策研究科＞

【現状の説明】

過去５ヵ年の外国人留学生の受け入れは、入学者 59 人（全体 129 人)、修了者 36 人（同 99 人)、中途退学者１人である。国籍はすべて中国、またすべて本学学部卒業生である。

留学生の数は、年々増加傾向にある。

	志願者（人）	入学者（人）	修了者（人）
2005（平成 17）年度	１７	１１	１４
2006（平成 18）年度	４０	１６	１５
2007（平成 19）年度	２５	１４	１４

【点検・評価】【長所と問題点】

外国人留学生を積極的に受け入れていることは、国際化の観点より評価できる。留学生の増加は、大学院での教育研究を目指す外国人留学生が学部教育を通して意識化されたものであり、評価すべきものと考えている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

現在のところ中国に偏重しているが、主としてアジア各国からの受け入れをはかる。また、学生の教育研究への意欲と学修能力を厳正に評価し、他方では指導教員の指導負担を配慮して対応していく。

第７節　定員管理

＜法学研究科＞

【現状の説明】

法学研究科は、入学定員 10 名、収容定員 20 名である。

試験成績が一定基準を満たない場合には、定員に満たない場合であっても入学を許可しないという方針は一貫しているが、そのなかで適正な定員管理に努めている。

開設当初６年間は、入学定員をかなりオーバーしている状況(入学者累計／入学定員累計＝121／60＝2.01)にあったが、最近５年間はほぼ定員を充足している状況(入学者累計／入学定員累計＝57／50＝1.14)にある。

【点検・評価】

開設当初の定員超過状態は改善され、現在ではほぼ適正な定員充足状態にあるといえる。

【長所と問題点】

近年、受験志願者の漸減現象により入学者は減少傾向にあるが、現在、ほぼ適正な定員状態にある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

法学研究科の定員は適正な状態にあり、今後もこの適正水準を維持できるように取り組みたい。

＜企業政策研究科＞

【現状の説明】

研究科発足当初、かなり定員超過していたが、その後、着実に是正されてきている。ただし、2005 年度入学者が定員を下回った。完全セメスター制を採用しているので、春・秋の年度２回の入学を実施している。このため、志願者数の多い春入学をベースに、全体で定員の確保を目指している。

	入学者（人）	定員充足率(%)
2003（平成 15）年度	２６	１３０
2004（平成 16）年度	２３	１１５
2005（平成 17）年度	１５	７５
2006（平成 18）年度	２５	１２５
2007（平成 19）年度	２２	１１０

【点検・評価】【長所と問題点】

近隣の文系研究科に比して、入学定員 20 名というのは、倍の規模となっているが、研究科設置 2 年目以降において適正な定員管理を目指してきている。現在までのところ、社会人、とくに会計･税理士事務所勤務者、および外国人留学生によって定員が確保されてきたことは、評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

定員充足率の下降傾向が見られるので、適正な水準を維持できるように取り組む。

《取り組みの主要点》

法学研究科、企業政策研究科ともに、適切な学生募集方法・入学者選抜方法により、社会人、学部卒業日本人、外国人留学生などに広く門戸を開いており、特に社会人の履修上の便宜を図るために、大学院設置基準第１４条「教育方法の特例」による「昼夜開講制」を導入し、社会人の受け入れに積極的に取り組んでいることは、長所である。

いずれの研究科も、学部を基礎にしているが、学部生の成績優秀者等に対する学内推薦入学制度は設けていない。科目等履修生、研究生等の受け入れの実績はあり、希望者に対しては審査の上積極的に受け入れていく方針である。外国人留学生も企業政策研究科が多いが、積極的に受け入れている。

定員管理については、いずれの研究科も、研究科設置当初の時期において定員超過が著しかったが、その後漸次調整され、ほぼ適正な状態にまで改善されている。ただし企業政策研究科がやや定員充足が不十分な状態が一時的に発生しているので、その調整を図っていく。

第７章

教員組織（学部）

第７章　教員組織（学部）

【到達目標】

本学の建学の精神と教育理念および教育目標を具現化できる教員組織の適正な配置を目指している。また、実務経験者、外国人教員等多様な教育・研究経験を有する教員を積極的に登用することによって教育の多様性を高め、教育内容の充実に努めたい。さらに、任免や昇格にあたって明確な基準を整備し、透明性の高い教員評価システムと人事運営を行うことを目標としている。

第１節　教員組織

＜法学部＞

１．教員構成

【現状の説明】

法学部の教員組織は教授会という形態で、2007 年度現在、教授 23 名、准教授（旧助教授）8 名、助教（旧講師）2 名の計 33 名で構成されている。年齢構成は、10 歳単位で示すと、61-70 歳が 13 名(39.4%)、51-60 歳が９名(27.3%)、41-50 歳が 3 名(9.1%)、31-40 歳が 8 名(24.2%)となっており、30 歳以下が０人となっている。人数的に多い順に年齢層をあげれば、61 歳以上、51 歳以上、31 歳以上、41 歳以上の順となっている。最も多い６１歳以上が 13 名で全体の 39.4%を占めている一方、最も少ない 41 歳以上は 3 名で、全体の 9.1%となっている。

また、教授、准教授、助教別では、教授が最も多く 23 名で、全体の 69.7%を占めている。次に准教授が 8 名（24.2%）、助教が最も少なく 2 名（6.1%）となっている。教授が７割近くを占めている現状の背景の一つとして、本学部の上に大学院（法学研究科）を擁しており、担当教員が教授に限定されているという側面も否定できない。

法学部の年齢別教員構成数　2007 年度（平成 19 年度）　単位：人

		31-40 歳	41-50 歳	51-60 歳	61-70 歳	計
法学部	教 授	0	1	9	１３	２３
	准教授	6	2	0	0	8
	助 教	2	0	0	0	2
	合計	8	3	9	１３	３３
	比率	24.2%	9.1%	27.3%	39.4%	100%

法学部の学科別教員構成数　200７年度（平成 19 年度）　単位：人

		教　授	准教授	助　教	計
法学部	法律学科	１１	6	1	１８
	総合実践法学科	１２	2	1	１５
	合計	２３	8	2	３３
	比率	69.7%	24.2%	6.1%	100%

法学部における女性教員は 3 名、社会人出身教員は 3 名、外国人は 1 名となっており、女性の占める割合、また社会人や外国人教員の比率も決して高いとはいえない。

法学部の専任教員における男女、社会人、外国人　2007 年度（平成 19 年度）単位：人

法学部	女性教員／全体	社会人／全体	外国人
	3 名／33 名（9.1%）	3 名／33 名（9.1%）	1 名／33 名（3.0%）

法学部の専任教員 1 人当たりの在籍学生数は、法律学科が 36.3 名（653／18）、総合実践法学科が 19.1 名（287／15）、法学部全体では 28.5 名（940／33）となっている。

法学部の専任教員 1 人当たりの在籍学生数　2007 年度（平成 19 年度）　単位：人

法学部	法律学科	総合実践法学科	計
	３６．３	１９．１	２８．５

【点検・評価】【長所と問題点】

法学部における専任教員数自体は、大学設置基準の要件を充足しており、その点は評価しうる。ただし、教員の年齢構成は、40 歳代（41-50 歳）が 9.1%と極端に少なく、50 歳代以上が 66.7%と全体の２／３を占め、30 代が１／４近くを占めるというアンバランスな状況がある。このことは年齢的に中堅的な存在の専任教員が少ないことを意味し、教員移動によるある種の空洞化が生じているとも指摘されうる。今後の人事計画にあたっては、「教育力の充実」を基本として、法学部において将来予測される「学科再編問題」や「定員減問題」、また大学院における講座の担保、等との係わりの中で、どのような構成が適切か、十分検討を加えていく必要があろう。

また、女性は３名となっており、その全体に占める割合は低い。また社会人や外国人の受け入れも少ない。法律という高度の専門性から、このような構成になっているかもしれないが、女性の社会進出や教育・研究の国際化という観点からは専任教員の多様化をある程度は進める必要があるだろう。

法学部の専任教員 1 人当たりの在籍学生数については、入学者数の減少化（定員充足率の低下もある）という厳しい現実の中で低下傾向にあり、学科別では、法律学科より総合実践法学科の方が少ない人数（約 1/2）となっている。この点は、反面として、マス・プロ化した他大学と異なり、真の「少人数教育」と「対面・双方向教育」の実質化を徹底させうる優位な環境にあるともいえる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今後の採用人事にあたっては、現場の教育力の充実化とともに、年齢、性別、出身などにも留意した計画・持続的な人事政策を策定しつつ、建学の理念・目的を踏まえての多彩な教員構成を可能な限り実現していく必要がある。

２．教員間の連絡調整

【現状の説明】

教員組織のうちで、とくに教育実践を担う教務関連の組織に限定すると、教授会、およびその下部組織としての「(学部）教務委員会」が中心となる。同委員会は、形式上、全学関連の教務問題を処理し、「(全学）教務委員会」に参加して全体との連絡・調整機能を果たす全学委員３名、および固有の学部関連の問題を処理する学部委員２名（学部長、主事も加わる）より構成され、会議はその全員の合議形式で行われる。この委員会の上部機関として「(全学）教務委員会」があり、教育課程表（カリキュラム）の改廃問題や時間割設定、非常勤講師を含む教員配置、開講原則の設定、学年暦設定、その他の３学部全体に関連する教務問題が審議・決定される。さらに、教務問題のうちで、一般教養科目に関連する問題は、別の「教養委員会」において統一的に審議され、その提案は教授会や「(全学）教務委員会」に問題が下ろされて審議・決定されることになる。そして、上の諸教務問題の内、諸規程の改廃問題等が絡むとくに重要な問題に関しては、学長が主催し、３学部長も加わって開催される「大学評議会」において審議・決定されオーソライズされることになる。とくに、教育現場の意見を吸い上げるサブ組織として、一般教養問題に関して 2007 年度からスタートした「学部横断的科目担当者会議」や「PASS（Project of Achievement Support for Students）委員会」、また 2008 年度から開設予定の「演習担当者会議」の役割が注目される。上の PASS は、主として成績不振者に対する法学部固有の支援体制で、目下、修学支援室とも連携しながらシステム的に稼動している。総じて、学部の教務問題は、教授会を基点とする以上の連絡・調整を担うシステム全体のなかでチェックされ、運用・処理されている。

【点検・評価】

上の“連絡調整システム”の全体は、目下、適正に運用され機能していると評価できる。このシステムでは、一つの議題が、教授会、「(学部）教務委員会」、「(全学）教務委員会」、「教養委員会」、「大学評議会」等の議論を経て、最終的に教授会に戻されるという、一見して時間合理性よりして迂遠な手続ともみられる場合もあるが、これも、審議手続をより慎重ならしめ、多様な意見を糾合してより適正かつ合理的な結論を導き出すための本学の工夫であり、システム自体は合理性を維持しているものと評価できる。また、昨年度からスタートした「学部横断的科目担当者会議」、「PASS 委員会」等のシステムも，教育現場の意見を吸い上げ、学生の抱える諸問題を共有化しつつキメ細かな対応を担保するシステムとして評価できる。

【長所と問題点】

この“連絡調整システム”の長所は、規範的に明確な所掌事務と権限とをもつ多様な組織体が、有機一体的に、情報の共有、連絡調整という（複数学部を擁する）大学にとって不可欠な役割を適切に実践・処理している点である。全ての会議体が適正に開催・運営され、議事録が作成され、秩序に則ってそれぞれの役割を果たしており、システムのハード自体に問題はない。ただ、運用上の問題点として、場合によっては、慎重のための多重なシステムの重複が、緊急を要する事案に対して臨機応変かつ機動的に対応しえない場合も生じる可能性があり、緊急事態における対応に若干の問題点があることが指摘される。

また、調整プロセスにおいて、上部の会議体と各教授会自治との関係の整合性に歪みが生じ、また調整基準の不明確さから、学部間の競争活力が抑制される可能性もある。

さらに、教養部をもたない本学では、一般教養関連プロパーの諸問題は「教養委員会」において審議するという建前になっているが、同委員会には審議権のみで決定権がなく、その関係で同領域の問題の処理が遅延するおそれがある点なども指摘できる。またスタートしたばかりであるが、上記の「学部横断的科目担当者会議」の教育現場の意見を吸い上げるバイパスとしての機能や、「PASS 委員会」の対成績不振者ケアー機能の今後の厳密な検証も必要である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

上の問題点、すなわち緊急時における機動的な対応の実現のためには、第一には、多重な連絡調整システムのスリム化（簡素化）の方向があり、慎重な対応を意識しすぎて乱立の感もある多重化した組織の行政改革（組織改革）を行うという整理・統合のベクトルがある。第二の方向は、同システムを、一般時の通常の審議・決定ルートと、特別時の緊急を要する時の審議・決定ルートに区分し、適宜、両者を使い分けるという方法もありうる。また、教授会の自治の尊重と学部横断的な重要問題の調整とを両立させるため、ある種の拡大教授会のような制度が研究されてもよい。また、法学部のみにとどまっている「PASS 委員会」を全学的組織に拡張する方向性も検討の余地がある。総じて、学生の教育・指導を見据えた教員組織のより一層のシステム化とベクトル糾合化の方向性が具体化される必要がある。

＜経済学部＞

１．教員構成

【現状の説明】

経済学部の教員組織は教授会という形態で、現在教授 23 名（68%）、准教授 11 名（26%）、助教 1 名（6%）の計 35 名で構成されている。内、固有科目（いわゆる専門科目）を担当する教員は経済学科 13 名、経営学科１２名であり、共通科目（いわゆる教養科目）や外国語科目を担当する教員は８名、その他に教職科目担当１名、図書館学科目担当１名となっている。

経済学部には、付置研究所として「経済研究センター」を設置しており、毎年シンポジウムを開催している。このセンターは、経済学部に所属する教員のすべてによって構成されている。専任教員の年齢別構成は、次の表のとおりである。

年齢別教員構成数　　（平成 19 年度）（単位：人（）内は女性教員数）

学　科		３０歳代	４０歳代	５０歳代	６０歳代	計
経済学科	教　授	0	3	8（1）	3	14（1）
	准教授	3（1）	1	0	0	4（1）
	助教	0	0	0	0	0
経営学科	教　授	0	2	5	2	0

	准教授	3（1）	4	0	0	7（1）
	助教	1	0	0	0	1
経済学部計	教　授	0	5	13（1）	5	23（1）
	准教授	6（2）	5	0	0	11（2）
	助教	1	0	0	0	1

年齢構成は、60 歳代が５名（14%）、50 歳代 13 名（37%）、40 歳代 10 名（29%）、30 歳代７名（20%）となっている。

また、男女比率は、91 パーセントを男性教員が占めており、女性は３名である。外国人教員は２名であり、それぞれ韓国（男性）、台湾（女性）の出身である。社会人出身の教員は過去数名存在したが、2007 年度現在は在籍していない。

【点検・評価】【長所と問題点】

教員の年齢構成はほぼバランスがとれたものとなっている。ただし、いわゆる団塊世代が相対的に多数を占めていることから、今後の計画的な人事政策が必要である。また、女性教員の比率は高くないが、これまでも継続的、意識的に採用に取り組んできたことは評価できる。さらに、ここ数年、30 歳代の若い教員を継続的に採用して、年齢構成のバランスを図ってきたことも評価できる。

経営学科の固有科目担当専任教員には、近年、毎年、人材の学外への移動が見られる。専任教員に欠員が生じることは、教育研究に支障をきたし学生への教育サービスを低下させることになる。その意味で、欠員の補充・改善は喫緊の課題である。2006 年度は、経営学科で１名の補充人事（組織人材論担当）を行い、教員組織の充実を図った。

2008 年４月には、経済学科で３名、経営学科で１名の固有科目担当者が外部に転出する予定である。大学設置基準の要件を満たすことになるものの、基本科目（経済政策論、労働経済学、管理会計論）担当者が３名含まれており、これらの補充が課題である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

2008 年度内に、転出した基本科目担当者の補充人事を行いたい。採用にあたっては、なるべく年齢や性別の構成などに配慮した人事政策をとるべく、教授会において合意を形成したい。

２．教員間の連絡調整

【現状の説明】

経済学部の運営は、学部長を中心として、全て教授会で意思決定される。

教授会の中に連絡調整組織である分科会を設け運営している。経済学科の固有科目を担当する教員で「経済分科会」・経営学科の固有科目を担当する教員で「経営分科会」、共通科目・外国語科目・教職科目・図書館学科目を担当する教員で「教養分科会」をつくり、カリキュラムや人事などについて協議を行っている。この分科会のとりまとめ役である各幹事が大学評議会の委員となり、経済学部長とともに大学の意思決定に携わっている。また、学部長を補佐する目的で学部主事を置いている。学部長、学部主事、そして 3 名の大

学評議会委員、および経済学部担当事務職員の 6 名で教育改革推進を検討している。さらに、教務、就職、学生サービス、図書館など全学の各種委員会委員を教授会構成メンバー全員が分担して担当し、委員会を運営している。教務と学生サービスについては学部内にも委員会が置かれ、全学委員会委員のほか学部委員もここに所属している。なお、情報教育を推進するために情報主事がおかれ、ネットワークセンターの運営も含めて活動している。

学部長の指名で決定する学部主事と情報主事を除いて、委員のすべては互選によって選ばれ、それぞれの活動を行っている。教授会においては、学部長および委員・幹事から各種委員会・分科会等の活動内容が毎回報告されており、多くは電子メールを使って教授会開催日以外にも、学部の教員・事務職員に速やかに伝達・周知されている。

【点検・評価】

委員会・分科会を中心とした学部運営は特に問題なく行われており、教員間の連絡調整は順調に機能していると評価される。

【長所と問題点】

経済学部の教員全員で全学の委員会を担当する現在のシステムは、学部・大学の運営に全教員が責任をもって参加できているという点で、また学部と全学との間の連絡調整がスムーズに行われているという点で優れていると判断できる。さらに、分科会システムは、各学科と学部との間の連絡調整をうまく果たしている。よって、特に問題点は見当たらない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

特に問題点はないので、改善の方策は必要ないと判断する。

＜国際関係学部＞

１．教員構成

【現状の説明】

国際関係学部の教員組織は教授会という形態で、2007 年度（平成 19 年度）現在、教授 17 名、准教授（旧助教授）9 名、助教（旧講師）2 名の計 28 名で構成されている。また、教授、准教授、助教別では、教授が最も多く、17 名で、全体の 60.7%を占めている。次に准教授が 9 名（32.1%）、助教が最も少なく 2 名（7.1%）となっている。教授のうち 3 名は、本学と学術協定を締結している東北財経大学、遼寧大学、インドネシア大学からの招聘教員である。

専任教員の構成　　（単位：人）

	2005 年度	2006 年度	2007 年度
教　　授	20	18	17
（上記のうち招聘教員）	(4)	(3)	(3)

准　教　授	9	9	9
助　　教	1	1	2
計	30	28	28

年齢構成は、60 歳代が 5 名（18%）、50 歳代が 14 名（50%）、40 歳代が 8 名（28%）、30 歳代が 1 名（4%）となっている。人数的に多い順に年齢層をあげれば、50 歳代、40 歳代、60 歳代、30 歳代の順となっている。全体の半数が 50 歳代である。

年齢構成

年齢	人数	比率(%)
20 歳代	0	0
30 歳代	1	4
40 歳代	8	28
50 歳代	14	50
60 歳代	5	18
70 歳代	0	0
計	28	100

過去 3 年間の専任教員一人あたりの学生数は、下表のとおりである。ちなみに、2005 年度（平成 17 年度）、2006 年度（平成 18 年度）及び 2007 年度（平成 19 年度）は、国際関係学部・国際商学部の学生数の合計である。これによると、2005 年度（平成 17 年度）から 2007 年度（平成 19 年度）にかけて専任教員一人当たりの学生数は減少傾向である。

専任教員一人当たり学生数　　（単位：人）

	2005 年度	2006 年度	2007 年度
学生数	810	693	640
専任教員数	30	28	28
比率	27	23.9	22.9

本学部全教員の中で、女性教員は 8 名で、比率では 28.6%である。社会人として、実務上、かなりの実績を有した教員が２名在籍し、社会人としての経験を活かして現場からの生きた授業の実施に貢献している。また、外国人専任教員は、招聘教員を含めて 6 名であり、その比率は 21.4%であり、外国人専任教員は、すべて外国語科目を担当している。

また、2007 年度（平成 19 年度）における本学部の専門科目担当非常勤講師は 7 名で、専任教員数 28 名の 25.0%となっている。

さらに、本学では、旧一般教育科目に対応する基礎教育科目・共通科目・外国語科目担当の教員は、各学部に分散して所属していたが、2005 年度（平成 17 年度）の学部改組に伴い英語科目担当の教員全員が本学部の所属となった。その結果、学部全体の専任教員数には大きな変化はないものの、国際ビジネス系担当者数が他学部へ移籍し、英語系担当者数が増加するという構成員の変化が生じている。

【点検・評価】【長所と問題点】

国際関係学部では、主要な基本科目である「国際関係論」、「国際社会学」、「比較文化論」、「国際経済学」および「国際協力論」については、すべて専任教員が担当している。また「海外語学実習」、「海外社会実習」、「国内社会実習」については、すべて専任教員が計画から事前指導・評価まで担当している。同時に、実務経験豊富な教員も多く、そこで専門的な知識と経験に裏打ちされた教育がなされている点は評価できる。中核となる４年間一貫ゼミナールについても、すべて専任教員が担当し、少人数クラスが実現している。

さらに、女性教員は全体の 28.6%、外国人教員は 21.4%を占めており、国際関係学部として開かれた教員採用を実践していることは評価できる。

しかし、教員組織上の課題として以下の点が指摘できる。

①国際関係学部の基本科目である「国際政治学」に専任教員が配置されていない。

②英語の専任教員のコマ数は合計 8 コマに達しており、専門ゼミナールのクラスが増加した場合に、英語教員の配置が懸念される。

③学部の理念である「実学を基礎にしたグローバリゼーションの時代に貢献できる総合的な教養を持つ国際人としての涵養」の実現には、ネイティブスピーカーによる教育が望まれるが、現在 2 名であり、この点の増員が必要である。

④専任教員一人当たりの学生数が減少しているのは、本学部が少人数教育を徹底した結果ではなく、収容定員に対する在籍学生数が減少している点を明確に抑える必要がある。今後は、定員充足率を高めながら、専任教員一人当たりの学生数もチェックしておく必要がある。

⑤教員の年齢構成については、かろうじて 30 歳代が 1 人在籍しているものの、40 歳代、50 歳代が突出しており、今後高齢化が懸念される。多様な学生への対応を考えれば、教員の年齢構成上のバランスをとる必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

本学部が国際関係学部であり、語学教育を重視していることを考慮すると、専門教育を担当するネイティブスピーカーの外国人専任教員を積極的に増やす必要がある。また、英語系・国際協力系・国際ビジネス系といった 3 つの領域からなる多彩なカリキュラムを、実効性のあるものとして維持するには、コアとなる科目へ専任教員を充てるべきである。

教員の新採用については、年齢構成や性別をとくに重視した採用を心がけ、前述したアンバランスの克服に取り組んでいく必要がある。

２．教員間の連絡調整

【現状の説明】

教員組織の中では、教授会およびその下部組織としての「(学部) 教務委員会」および「分科会」が中心となっている。

分科会は、「英語」、「国際協力」、「国際ビジネス」の 3 つのコースに分かれ、全ての専任教員が 1 つのグループに所属し、ここで履修モデルのなかの学務を担当している。そこに所属する教員数は、英語分科会 10 人、国際協力分科会 10 人、国際ビジネス分科会 8 人となっている。

このような中で、教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整については、3 つの分科会より選出された教務委員と学部長、学部主事による学部教務委員会を中心に行い、また全学教務委員会とも連携がとれている。

【点検・評価】【長所と問題点】

上の“連絡調整システム”の全体は、目下、適正に運用され機能していると評価できる。このシステムでは、一つの議題が、教授会、「(学部）教務委員会」、「(全学）教務委員会」、「教養委員会」、「大学評議会」等の議論を経て、最終的に教授会に戻されるという仕組みになっており、時間はかかるものの、審議手続きを慎重に取り扱っている点は評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

2007 年度（平成 19 年度）以降は、定員充足や教育のあり方について迅速な対応ができるような組織作りをする。たとえば、学部内に学部行動計画策定委員会、新カリキュラム検討委員会、FD 研究会、入門演習担当者会議などを適切に組織し、迅速に対応できるようにしていく。

第２節　教育研究支援職員

【現状の説明】

本学では、全学的なレベルから、教育研究支援職員が配置されている。例えば、教育情報ネットワークセンターに専任の職員が配置され、パソコン教室での情報関連等の講義や研究室における機器のトラブルに対し速やかな対応を行っている。その他、日常的な学生のパソコン使用上のトラブル・質問に対しては、職員およびスチューデント・アシスタントが適切な対応を行っている。また、チューデント・アシスタントは情報処理関連等の講義の補助要員として配されているなど、マルチメディア関連の教育支援は充実している。

さらに、研究棟には教材準備室が開設され、職員が常駐しており、教員が講義で使用する教材の印刷、コピーなどのサービスの提供や授業の出欠データのシステム入力作業を行っている。また、社会文化研究所に専任の事務職員が配置され、さまざまな形で教員の研究支援を行っている。

【点検・評価】【長所と問題点】

ティーチング・アシスト（以下ＴＡ）は制度化されていないが、それと同等のスチューデント・アシスタント（有給）を配置しており、情報処理関連教育を実施するための人的補助体制は整っていると評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

スチューデント・アシスタントの役割を明確にし、ＴＡ制度の導入を含め教育支援制度を充実するよう検討する。さらに、外国語教育を実施するための人的補助体制を整備する。

第３節　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

＜法学部＞

【現状の説明】

法学部教員の募集・任免・昇格に関しては基本的に、「九州国際大学法学部教員選考手続きに関する内規」、「九州国際大学教員資格審査規程」、「九州国際大学人事委員会規程」という学内諸規程に基づき実施されている。

教授会で審議・決定され、理事会の承認を得るという手続きを経るが、以下、採用および昇格について具体的手順を述べる。

まず、退職・割愛、新規科目の設定等により担当教員採用の必要が生じた場合には、①教授会において、当該科目の担当者募集についての審議が行われ、資格要件・応募日程等の決定とともに、同一科目・隣接科目を中心に３名の論文審査委員が教授会全員の投票により選出される。②教授会決定は、学部長より大学人事委員会に具申され、当委員会が全学部からの採用要請を全学的な面から調整する。③人事委員会の承認を受けて、法学部教授会が採用活動に入るが、募集は原則として公募であり、当該科目教育の大学院を有する全大学宛に公募書類を送付する。（ただし、特殊科目・大学院担当予定者等については、公募の手続きを取らず学部長一任の形で、国立大学退職者等の招聘をする場合もある。）④応募者全員の論文・業績を論文審査委員が精査し、当該科目担当者として最も適切な者を全員一致で選出する。⑤教授会において、互選により選ばれた論文審査の主査より審査報告書が出され、採用の可否を審議（2/3 以上多数を要す）する。⑥採用後の本学での資格については、各年度毎に教授会の投票のより選出された教授５名、助教授または講師３名から成る教員資格審査委員会が、教歴、学位の有無、点数化された論文・業績数などにより決定し、学部長より教授会に報告し、承認を得るとともに、理事長の承認を得る。⑦理事長名で、辞令を交付する。

次に、昇格の場合は、①毎年度初めに、昇格該当者を学部内公募する。②該当者の自薦あった場合、新規採用時と同様、論文審査委員が選出され、論文・業績の審査を行ない、同時に、教員資格審査委員会において昇格要件を審議する。③教授会において、論文審査の主査から主要論文内容の報告等が行われ、学部長からの昇格要件、該当者の要件充足度の報告後、教授会全員の賛否投票により、出席者の３分の２以上の賛成をもって決定する。

【点検・評価】【長所と問題点】

採用および昇格に関しては、本学では旧来より「教員資格審査規程」、「人事委員会規程」に加え、「法学部教員選考手続に関する内規」が明文化されており、これら諸規定に則り、上記の手続きを経て審議・決定される。採用・昇格の客観性・公平性は、教授会が審議していることから、十分に担保されていると考えられる。

【長所・問題点】

教授会の審議・決定を中心にした採用・昇格であり、各審査委員等も投票による選出であって、情実や嗜好的判断が介入する余地は殆んどなく、当該科目担当者として最適任者が採用でき、昇格も要件を充足すれば阻害されることはない。ただ、採用に関しては、割愛が年度末近くになって出される例、あるいは大学人事委員会での調整に時間が掛かる例もあり、何重もの手続きが、緊急時の対応を難しくする場合もある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

採用に関しては、当該科目担当者をさらに広範囲に募集し、より適任者を採用する努力と、厳格な手続きを守りつつ、募集から採用決定までの時間的短縮も考慮する必要がある。

＜経済学部＞

【現状の説明】

教員の募集・任免・昇格については、「九州国際大学経済学部教員選考手続きに関する内規」、「九州国際大学教員資格審査規程」、「九州国際大学人事委員会規程」という学内諸規程に基づき実施されている。

まず、募集については原則的に公募方式をとっている。そのプロセスは、まず各分科会で原案が作成され学部人事委員会（学部長と８名の委員で構成。ただし５名は教授）において検討される。次いで教授会で原案が承認され、全学の人事委員会で年度の人事計画が作成されて実際の公募手続きに入るという運びになっている。審査に当たっては、まず書類審査によって３名の候補者に絞り込み、次いで審査委員による面接が行われる。その際、原則として模擬授業あるいはプレゼンテーションを行って教育者としての適格的確性を見ることにしている。

昇格は、年２回（７月と１２月）に候補者の募集（自薦）がおこなわれ、「九州国際大学教員資格審査規程」に基づいて行われている。教授の基準は、（１）博士の学位を有し、学部卒業後、１０年以上の研究歴を有する者、（２）担当科目について、准教授として７年以上、助教および准教授として通算１２年以上、または助教として１２年以上の教歴と研究歴を有し、相当の研究業績を有する者。ただし、博士課程終了の者については、助教または准教授として通算９年以上の教歴を有する者、（３）大学卒業後、担当科目について、研究歴１５年以上を有し、相当の研究業績を有する者、（４）前各号と同等以上の能力を有すると認められる者、である。

准教授の基準は、（１）博士の学位を有する者、（２）担当科目について、助教として５年以上の教歴と研究歴を有し、相当の研究業績を有する者。ただし、博士課程終了者については、２年以上の教歴または研究歴を有する者、（３）大学の学部を卒業後、担当科目について研究歴８年以上を有し、相当の研究業績を有する者、（４）前各号と同等以上の能力を有すると認められる者、である。

助教の基準は、（１）担当科目について大学院の修士課程を終了し、相当の研究業績を有する者、（２）担当科目について、助手として３年以上の経歴若しくは研究歴を有し、相当の業績を有する者、（３）大学の学部卒業後、研究所・調査所等に３年以上在職し、相当の研究上の業績を有する者、（４）前各号と同等以上の能力を有すると認められる者、である。まず学部の人事委員会で教育歴や研究業績などについて資格の審議が行われた後、教授会に推薦される。

なお、募集、昇格の審査・決定の手続きは、３名の審査委員が教授会で選挙により選出され、審査の後に教授会で審査報告が行われる。その可否については、２/３以上の教授会員出席のなかで、２/３以上の賛成により可決される。採用および昇格の候補者は学長によって推薦され、理事会の承認により決定される。

他学部同様、教員の定年は 65 歳であるが、その後 1 年更新で嘱託教員として 70 歳まで勤続することになっている。この更新はこれまでは、本人からの申し出がない限り事務的に行われている。自己都合で退職する場合、学長宛に退職願が提出され教授会で報告承認をすることにしている。また、他大学へ転出する際の割愛は、勤続年数が 4 年以上であること、来年度のカリキュラム、時間割が決定される前であること、を条件に受け入れている。いずれも、退職に当たっては特段の差はつけられていない。

【点検・評価】

教員の募集・任免・昇格について、基準・手続きに関しては、上記の規定とルールに則って行われ審査委員も選挙で選出されるので、透明性が確保され円滑に運用されていると評価できる。

【長所と問題点】

採用計画に基づき円滑に遂行されている反面、採用計画が決定されて実際の募集に入るまでに時間がかかり、年度末のあわただしい手続きとなることが多い。適格者の決定ができない場合、時間的な関係で翌年度に持ち越すこともある。その場合、非常勤で対応している。

昇格については、学部の資格審査委員会で形式的な審査が行われ、そして 3 名の審査委員によって論文等の業績審査に入るわけであるが、透明で厳格な方法がとられているといってよい。

【将来の改善・改革に向けての方策】

採用人事計画をできるだけ早く立て、学内の決定プロセスにのせることが必要である。また、任免・昇格については特に問題がないので現行の基準・手続きを継続する。

＜国際関係学部＞

【現状の説明】

教員の募集・任免・昇格については、「九州国際大学国際関係学部教員選考手続きに関す内規」、「九州国際大学教員資格審査規程」、「九州国際大学人事委員会規程」という学内諸規定に基づき実施されている。

まず、教員を新たに採用する場合、学部内の３つの「分科会」で作成された原案が学部人事委員会（学部長と８名の委員で構成されているが、その中の５名は教授でなければならない）で検討され、次に教授会で原案の承認の後に、全学人事委員会で調整され、年度の人事計画が作成されるが、これは、「九州国際大学人事委員会規程」に定められている。募集については、「大学専任教員採用の手続きについて」（平成 10 年 4 月 1 日より実施）に基づき、教員の募集は、基本的に公募とすることになっている（ただし、招聘教授の採用についてはこの限りではない。）。

「九州国際大学教員資格審査規程」において、資格審査委員会、審査基準、手続き等に関する事項が定められている。資格審査委員会は、学部長および教授会構成員から選出された８名（そのうち 5 名は教授）から構成される。資格審査委員会は、規程に定められた

審査基準（教歴、研究歴や研究業績など）および手続きに従って、審査候補者を審査する。学部長は、審査に合格したものを教授会に推薦する。教授会は、推薦された者の教育研究上の業績を審査するために、審査委員３名を無記名投票で選出する。３名のうち１名は主査（教授）とする。審査委員は、審査報告書を作成し、教授会に報告する。教授会は、その報告に基づき、無記名投票により採用の可否を決定する。これらの詳細については、「九州国際大学国際関係学部教員選考手続きに関する内規」に定められている。

教員の昇格についても、「九州国際大学教員資格審査規程」において、資格審査委員会、審査基準、手続き等に関する事項が定められている。それらの詳細については、「九州国際大学国際関係学部教員選考手続きに関する内規」に定められている。資格審査委員会、審査委員など選出の手続きなど基本的な流れは、前記と同じである。

また、学術交流協定を締結している海外の大学から推薦される外国人招聘教員の採用および任期については、「外国人専任教員の取扱いに関する規程」に基づいて行われている。

【点検と評価】【長所と問題点】

教員の任免について、規程が置かれている。また、上記のルールと規程は厳格に守られており、何重もの手続きと審査委員などのチェックがそれぞれ入り、教員の募集・採用については、公正と透明性が担保されていることは評価できる。昇格については、これも学内の厳格な手続きと規程を基礎に運用されており、教員採用と同様に、公正と透明性が担保されていることは評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

採用人事計画をできるだけ早い時期に作成して当該科目担当者をさらに広範囲にわたって募集し、よりよい適任者を採用する努力をし、厳格な手続きを遵守しながら、募集から採用決定までの時間を今まで以上に短縮していく必要がある。

第４節　教育研究活動の評価

【現状の説明】

教育研究活動については、専任教員は研究活動、教育活動、社会活動について記載した個人調書を毎年度提出することになっている。そのデータは大学総務室によって整備された個人調書ファイルとして、学長及び学部長による教育研究業績の把握に供されている。その実績は、「九州国際大学研究者要覧」として 1997 年（平成９年）及び 2001 年に公表された。また、学生による教育（授業）評価として、春学期と秋学期の年２回授業評価アンケートを導入している。アンケートの総合評価が一定基準以下であれば、次年度以降の改善策を学部長に提出することになっている。

一方、教育研究活動の評価制度は導入されておらず、2007 年度に立ち上げた中期計画策定プロジェクトにおいて、制度の必要性が確認されたところである。

【点検・評価】【長所と問題点】

上述のように、教員の教育研究業績が毎年度更新され、整備されていることは評価できる。しかし、その実績をまとめた「九州国際大学研究者要覧」が近年公表されていないところ、

速やかな取り組みが求められる。

一方、教育（授業）評価として授業評価アンケートを導入していることは評価できる。加えて、アンケートの総合評価が一定基準以下の場合は、改善策を提出することになっていることも評価できる。

今後の課題としては、明確な評価かつ適正な基準に基づく教員評価制度の導入があげられる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

前述の教員評価制度導入のため、大学と法人が一体となり検討を開始する。

「九州国際大学研究者要覧」の発行については、ホームページでの研究業績の公表等、従来の冊子体での公表に限らず、その方法を検討する。

また、授業評価アンケート結果による改善点に対しては、FD 委員会を中心に授業方法の改善策を検討する必要がある。

《取り組みの主要点》

教員構成に関して、2007 年（平成 19 年）5 月 1 日現在、大学設置基準上必要な教員を 7 名充たしていない点については、入学定員見直し等により対応していくことで合意形成した。全体的に高齢化傾向にある年齢構成および女性教員が少ない男女比については、新規採用人事にあたり配慮することを通してバランスを図ることで対応していく。各学部の教育理念・目標に照らしつつ、年齢、性別、出身に留意した人事政策を実現していく。特に教員の公募人事に関しては 2008 年 3 月に発足の特任教員・客員教員制度を活用しつつ、女性の社会進出や研究・教育の国際化にも配慮し、若手の女性教員を国の内外から採用する努力を継続する。また、教員の募集に関しては、厳正な手順をとっているため手続きに時間がかかる傾向があり、早期募集および所要時間を短縮する方策の検討を課題としている

教員間の連絡調整や学部運営については、各学部が以下の取り組みを行っている。

法学部では、教育面で多様な取り組みが必要となっていることが背景となって、教授会や各種委員会などのフォーマルな会議体だけでは教員間の理解や組織的取り組みの意思形成ができにくくなっており、これらを教員の自由な発言を引き出しうる連絡調整の会議で補う方式が採られている。たとえば、法学部 PASS 委員会であるが、これを今後は演習担当者会議の仕組みのなかに包摂していくことによって、演習のあり方について教員が情報を交換しつつ各教員の授業に活かし、そのような取り組みを通じて、学生に対する教育力の向上と退学者防止に一定の効果を発揮させることにしたい。

経済学部は、委員会・分科会を中心として学部運営が問題なく運営されており、連絡調整もスムーズに行われているので、特段の新たな取り組みは実施していない。

国際関係学部では、学部の運営や教員間の連絡調整の迅速化を図る工夫を重ねていく必要性から、学部運営委員会（学部長、学部主事、各分科会主事の５名より構成）を発足することが決定している。さらに、定員充足や教育のあり方について迅速な対応ができるように、学部行動計画策定委員会、新カリキュラム検討委員会、ＦＤ研究会、入門演習担当者会議を組織し、具体的な取り組みを開始する。

教育研究支援職員については、教育の一層の充実を図る方策としてティーチング・アシスタント制度の導入を検討している。また、語学サロン構想を含めて、外国語教育を充実するための教育研究支援体制（ネイティブスピーカーの採用等）を検討していく。

大学全体の教育力を向上させ、組織の活性化を図るために、教職員一人ひとりの資質を向上させる目的で、大学職員を含む人事考課制度の導入を具体的に検討している。その導入により質の向上はもとより任免・昇格等の基準が一層明確化するものと期待される。

第８章

教員組織（大学院研究科）

第８章　教員組織（大学院研究科）

【到達目標】

＜法学研究科＞

近年の急速な社会・経済状況のグローバル化に対応でき、法律の理論・実践両面に卓越した人材を養成するに足る十分な教員組織を構成し維持する。

＜企業政策研究科＞

高度の専門的知識を備えた職業人を養成する修士課程にふさわしい教員組織を整備する。企業政策研究科の教員組織は、その大部分が法学部、経済学部、国際関係学部の各学部の専任教員から構成されているので、各学部の教員組織の充実・再編と歩調を合わせながら、大学院担当資格適合者を適宜補充していく。特に、先端領域の研究に従事する比較的若い教員を研究科の教育・指導陣に加えていく。

第１節　教員組織

＜法学研究科＞

【現状の説明】

法学研究科は、入学定員 10 名、収容定員 20 名であるが、教員団の陣容は、専任教授 15 名、非常勤講師 4 名と比較的豊富であり、「高度の専門的知識を備え、社会の多方面で活躍しうる創造性に富んだ職業人の養成」という法学研究科開設の理念、外部の期待および入学志願者のニーズに応えている。

なお、法学研究科所属の教員の陣容は、法学部の専任教員で大学院を兼担する教授が 15 名、残りの 4 名は他大学教授および弁護士等の非常勤講師で構成されている。

また、カリキュラム上は「企業関係科目」、「行政関係科目」に分かたれ、専攻科目も憲法・民法・商法・刑法・国際取引法・労働法・経済法・行政法・社会保障法・税法・中国法・政治学と多彩である。

法学部の専任教員で大学院を兼担する教授 15 名で構成される法学研究科委員会(開催は月 1 回および随時)で研究科の運営に当たっている。

【点検・評価】

現状では開講科目は多彩であり、理論研究と実践研究を体系的に修得しうる体制にあり、学生のニーズに応えられていると考えられるが、今後多様化するであろう学生のニーズに応える意味からは、学生のニーズに応じた専任教員の登用が望まれる。

また、社会構造の変革に対応した開講科目の増加傾向に対処するためには担当教員の学内での充足とともに外部から招聘することも今後必要になってこよう。

【長所と問題点】

授業科目の国際取引法、税法および知的財産法では実務経験者により授業が行われているとともに、なかでも知的財産権法の先端的科目の設定は高く評価される。しかし、さらに、様々な先端領域を研究している若手教員を教育陣に加えることにより、学生の多種多

様なニーズ（例えば英米法や国際法関係の充実）に応える必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

2009 年度には法学部改革が行われ法学部教員組織のスリム化が必至であるが、それとの関連で本研究科でも今後の研究科のあり方の検討等も含め諸制度改革について検討する予定である。しかし、本研究科の教員はすべて法学部の専任教員が兼担している関係上、研究科改革を実現し、学部教員組織のスリム化に対応した教育体制の充実を検討する必要がある。

とりわけ、優秀な教員を確保し、開講科目の多様化、先端的な知識を教授する必要性から、2008 年（平成 20 年）に全学的に導入された特任・客員教員制度の活用も検討すべきであろう。

＜企業政策研究科＞

【現状の説明】

本研究科は、専任の法学部、経済学部、国際関係学部の教授 12 名と准教授 2 名（2 名とも博士号取得者)、非常勤講師 5 名の教育・研究スタッフから構成されている。これらのスタッフによって学部卒業生、社会人、留学生からなる入学者を 2 年にわたる講義、演習、研究指導によって修士号学位取得者へと育て上げている。

上記の専任教員 14 名で構成される企業政策研究科委員会（月 1 回の開催）において、研究科の運営が行われている。

また、講義・研究指導をカリキュラムの点から述べると、経営政策関係科目が 13、企業環境関係科目が 14、関連科目が 5 である。修士論文の指導にあたる研究指導担当者は、専任の教授を原則とし、科目としては、経営財務、マーケティング、財務諸表、外国為替、日本経済、公共経済、労働経済、地方財政、地域経済史、国際経済、環境論、環境経済、環境法である。教員の欠員補充については、学部との兼担となっているため、大学院担当可能者の採用を要請し、学部との調整が必要となってくる。

【点検・評価】【長所と問題点】

本研究科の研究指導担当者は、経営政策関係に 4 名、企業環境関係に 8 名と、配置に偏りが見られる。学生のニーズは経営政策関係に多いので、これに対応する必要がある。本研究科の講義担当は准教授でも可能であるが、研究指導は「教授に限定」という研究科委員会の申し合わせがある。このため、准教授は研究指導ができないことになっているので、この点が問題となっている可能性がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

本研究科の教員組織は、講義担当資格者による科目配置と密接に関連している。本研究科の教員組織、つまり科目配置・教育課程に関しては、本研究科内に設置されている長期計画検討委員会による「長期計画」にもとづいて研究科委員会で決定していくことになる。開設 5 年を経過した本研究科を、大学全体の中にどのように位置づけ、どのように充実させていくか、長期計画検討委員会で審議している。

また、研究科担当教員とくに経営政策関係の研究指導担当者の充実を図るために、両研究科代表で構成する大学院改革委員会が提起してきた「大学院特任教授制度」が平成 21 年度より導入されることになった。今後この制度を活用していきたい。

さらに、研究指導を教授に限定している研究科委員会の申し合わせの廃止を検討する。

第２節　研究支援職員

＜法学研究科＞

【現状の説明】

法学研究科においては、研究支援職員については制度そのものが存在しない。

【点検・評価】【長所と問題点】

大学院担当教員の負担を軽減するために、また、大学院学生の自らの教育研究に資するために、ティーチング・アシスタント制度の導入が望まれる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

ティーチング・アシスタント制度導入の可能性について検討する。

＜企業政策研究科＞

【現状の説明】

他大学院で導入されているティーチング・アシスタント制度は採用しておらず、他の研究支援職員も存在しない。本研究科が研究者養成ではなく、高度専門職業人の養成を目的としている修士課程であることと関係している。

【点検・評価】【長所と問題点】

大学院学生および大学院担当教員からの要望、さらには学部教育における補助員採用の強い要望もなかった上に、大学院予算の少ない現状で人件費の費用負担も発生することから、研究支援職員について検討してこなかった。

【将来の改善・改革に向けての方策】

学生の研究支援については、論文作成講座や修士論文中間報告改善などを図ることで改善・改革していくが、教員の負担等を慎重に見極めつつ、ティーチング・アシスタント制度の可能性について検討する。

第３節　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

＜法学研究科＞

【現状の説明】

法学研究科教員は、全て法学部専任教員の兼担である。従って、法学研究科固有の募集・任免・昇格手続は存在しない。

法学研究科の担当教員になるには、「九州国際大学大学院担当教員資格審査規程」に定めてある「博士の学位を有し、かつ研究上の業績を有する者」等一定の要件を充足した者の中から法学研究科委員会で選任された委員で構成される資格審査委員会での審査を経て大学院委員会の承認を得て選出される。

【点検・評価】【長所と問題点】

規程を設け、厳格に適用しているので、現行の基準・手続に問題点はない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

改善・改革すべき問題は、特にない。

＜企業政策研究科＞

【現状の説明】

研究科専任教員の全てが学部との兼担であることとの関連で、当研究科固有の教員募集および昇格はおこなっていない。ただし、学部専任教員の新規採用の場合、学部教授会に対して「大学院担当が可能な者の採用を」という要望を行っている。

研究科の講義担当教員の任免に関しては、「九州国際大学大学院担当教員資格審査規程」と「九州国際大学大学院企業政策研究科教員資格審査基準細則」の規程に基づいて、研究科委員会構成員に該当者の推薦を求め、それを研究科資格審査委員会の審査を経て研究科委員会が審議する。その後、大学院委員会が承認することによって決定する、というのが手続きである。

【点検・評価】【長所と問題点】

大学院担当教員の任免に関する上記の規程および細則は、研究科設置申請の際の教員資格に準じて策定されたものであり、厳正に実施されている点で評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

改善・改革すべき問題は、特にない。

第４節　教育・研究活動の評価

＜法学研究科＞

【現状の説明】

2008 年（平成 20 年）3 月に、修了生と在籍者に対して、「学生生活に関する法学研究科学生アンケート」を実施し、大学院生生活全般に亘るアンケート調査を行い、その中で、大学院の講義や演習等についても質問項目を設けた。回収率は 62.5%だったが、授業に関しては、１、「１コマ４単位制」については非常に満足が多く、２、「時間割」についてやや満足に集中、３、「土曜日開講」についてやや不満の者もいることがわかった。４、「講義方法およびその内容」には非常に満足よりもやや満足およびどちらともいえないという評価が多かった。また、５、「院生に発言・質問を促し、それに十分応答するような講義は

どのくらいありますか」という問いに「ある」「かなりある」がほとんどだった。なお、研究指導に関しては、ほとんど「適切」および「期待通り」で満足度が高かった。このアンケート結果について、研究科委員会に集計データを報告資料として配布した。

【点検・評価】【長所と問題点】

院生に対するはじめてのアンケート調査だったので、必ずしも十分なアンケート調査ではなかったが、今後の本研究科の教育・研究活動に資するところがあったといえよう。

アンケートの問題点として、多くの問いに、満足、やや満足、どちらともいえない、やや不満という選択肢だけを設けたが、どちらともいえないおよびやや不満という選択肢にはその理由を記載する欄を設ける必要がある。また、今回のアンケート結果についても、問題点を明らかにしその対策を検討すべきであった。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今回の調査は院生の満足度調査という観点から行ったが、今後は、「授業評価アンケート」について学部教育との違いを考慮しアンケート項目を精査した上で、選択肢に具体的な理由も明らかになるような形で実施しなければならない。アンケートについて回収率を高めるとともに、回答した者へ反映できるような時期に行う必要がある。いずれにしても企業政策研究科と共同実施を検討する。

＜企業政策研究科＞

【現状の説明】

教員の教育研究活動の評価については、2006 年の『企業政策研究科の自己点検報告書』作成に際して行った「（企業政策研究科）院生に対してのアンケート調査」および「研究業績」データが初めての試みである。

教育に関して「授業評価」では、「時間割」への不満が多く、受講したい科目が同一時間に重複しているのを改善してほしいという意見があった。研究指導と演習に関しては、「適切」で、「満足」しており、「期待どおり」と高く評価されている。

【点検・評価】【長所と問題点】

受講生数の多い学部と異なり、いわばマン・ツー・マンの教育研究を行っている研究科において、学部で実施している「授業評価」をそのまま導入することには問題があるということから、授業・研究指導に関して「学生アンケート」という形で実施した。アンケート回収は、大学院事務室に回収ボックスを一定期間設置し、無記名で記入および投函してもらうことで行った。

【将来の改善・改革に向けての方策】

「学生アンケート」を効果的に実施できるように、方法（回答用紙の郵送など）や質問項目を工夫・改善し、今後も継続していく。また、そのデータを活用し、研究科のＦＤ活動を促進する。

第５節　大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

＜法学研究科＞

【現状の説明】

外国の大学との提携に関しては、中国の華東政法大学と国際交流協定を締結しており、特別研究生(留学生) 1 名を 2005 年 4 月～2006 年 3 月までの 1 年間受け入れている。

【点検・評価】【長所と問題点】

これまで、他の教育研究組織・機関等との提携ないし交流が少なかったのは、本研究科の専任教員が全員学部に所属しているためであるが、今後は研究科独自の交流チャンネルを持つ必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

本学法学部には、「現代法政研究会」が設置されているが、同研究会との連携を追及する。他の教育研究組織・機関との関係を推進するために、その接点を探る。

＜企業政策研究科＞

【現状の説明】

本研究科独自に他の教育研究組織・機関等との連携をとる試みは今までなされてこなかった。

【点検・評価】【長所と問題点】

本研究科の専任教員が全て学部に属しているために、学部に帰属している意識が強く、そのために大学院独自に他の教育研究組織・機関等との人的交流などを試みてこなかった。

【将来の改善・改革に向けての方策】

本学の経済学部には学部共同研究を推進するために「経済研究センター」が設置され、着実に実績を挙げている。「企業政策」論などは共通のテーマとなりうるので、本研究科との連携を実現することが必要である。また、各学部における学会との連携をはかり、共同事業をすすめる。

さらに、地域に根ざした研究科として、地域の研究所や調査機関からの客員や特任教員の派遣を検討するとともに、共同研究、共同研究会や共同シンポなどの多様な協力を企画していく。

《取り組みの主要点》

最近の大学院は、教育・研究にプロジェクト方式を採用し、予算を集中的に投下し、その際に多彩な人材を期間限定で登用しているといわれるが、本学の修士課程のみの二つの研究科ではそのようなプロジェクトの実行は難しい。しかし、地域に根ざした高度職業人養成という理念の実現のために、教員組織として特に以下のような改革を実行する必要がある。

法学研究科においては、任期付きの特任（客員）教員制度の導入、ティーチング・アシスタント制度の導入、他の教育研究組織・機関等との提携ないし交流の実現、である。

企業政策研究科においては、任期付きの特任（客員）教員制度の導入、学内の若手教員の教育・指導陣への追加、ティーチング・アシスタント制度の導入、である。

第９章

研究活動と研究環境

第９章　研究活動と研究環境

【到達目標】

学際的な研究活動を推進し活発化させるために、共同研究の量的な拡大を目指すとともに学内外の研究者との共同研究や共同プロジェクトを推進する。

次に研究環境の面では、外部の競争的環境下の研究資金（補助金、助成金、受託研究等）の確保に努めるとともに、その成果の外部発信を推進する。

第１節　研究活動

１．研究活動

【現状の説明】

現在実施されている研究活動は、本学の研究費を制度面から大別すれば、専任教員おのおのの専門分野や課題に関する個人研究と学内外の複数の教員により実施される共同研究の二本立てとなっている。個人研究の成果は、各人により学内学会誌および学外学会誌に投稿され、公表される。共同研究は、本学付設の社会文化研究所が実施する社会の文化の発展に寄与することを目的とした事業として学内公募されており、毎年、４～５件の研究プロジェクトが採択され、研究助成が行われている。同研究所の共同研究の助成は、本学専任教員が研究代表者となることで、学内外の研究者とのコラボレーションによる共同研究も認めているため、学際的で幅広いテーマの設定が可能である。また、助成に基づき実施された共同研究は、研究終了後、『社会文化研究所紀要』にその成果を発表・公表することとなっている。

また、本学の研究活動助成の制度には、学外研究員としての研究者の派遣や国外留学、国際学会への参加に関する支援もあり、2007 年度には国外留学 1 名（国際関係学部 1 名）、国際学会への参加は 5 名（法学部 2 名、経済学部 2 名、国際関係学部 1 名）がこれらの制度を活用して研究をおこなった。

なお、以下の表 9-1-1、表 9-1-2、表 9-1-3 は、2005 年～2007 年度における本学教員の論文等研究成果の発表状況を各学部別に示したものである。詳細は添付の大学基礎データ（表 24、表 25）に掲載されている。

表 9－1－1　　法学部の研究成果の発表状況（本数）

	著　書		論　文		その他	
	単著	共著	単著	共著	単著	共著
2005 年度	4	9	18	5	9	0
2006 年度	4	4	28	2	8	0
2007 年度	2	10	21	1	11	0

注：「その他」は、翻訳、学会発表、判例研究、調査、辞書、書評、教科書などである。以下、同じ。

表 9－1－2　　経済学部の研究成果の発表状況（本数）

	著　書		論　文		その他	
	単著	共著	単著	共著	単著	共著
2005 年度	0	1	11	2	1	16
2006 年度	1	5	18	3	11	0
2007 年度	1	2	13	1	30	0

表 9－1－3　　国際関係学部の研究成果の発表状況（本数）

	著　書		論　文		その他	
	単著	共著	単著	共著	単著	共著
2005 年度	1	2	7	2	15	8
2006 年度	0	3	8	2	12	0
2007 年度	0	3	9	0	13	0

本学社会文化研究所が実施する共同研究の研究助成の採択を得て実施された過去３年間の主な研究テーマは、以下のとおりである。詳細は第 12 章を参照。

(a)「マックス・ヴェーバー文献目録の作成とヴェーバー研究から見た日本の社会科学の再検討」　研究代表者：三笘利幸（経済学部・准教授）（2006－2007 年度）
(b)「太平洋岸を中心とする現代米国西部地域の政治経済構造に関する研究」
研究代表者：山縣宏之（経済学部・助教授）（2006－2007 年度）
(c)「ミニッツペーパー等の原則毎回実施による学生の出席意欲喚起・理解度向上効果に関する研究」　研究代表者：山本啓一（法学部・准教授）（2006 年度）
(d)「ネットワーク組織の技術能力の形成と柔軟性
～台湾のハイテクパークの事例を中心に～」
研究代表者：陳韻如（経済学部・准教授）（2006 年度）
(e)「旧産炭地から湧出する坑内水の沈殿物の性質」
研究代表者：岡本真琴（経済学部・准教授）（2006 年度）

【点検・評価】【長所と問題点】

研究成果の発表状況は、成果全体としては一人１編程度であるが、著書･論文に絞ると法学部を除き一人 1 編を下回っており、良好な状況とは言い難い。合わせて、個人の研究業績にも差があることは問題である。

一方、共同研究は、社会科学系の 3 学部を有する比較的小規模な大学の規模にしては、学内外の研究者相互による共同研究が盛んであると評価できる。また、その研究成果による学内学会誌や社会文化研究所紀要に掲載される論文等の発表状況は概ね良好であると評

価できる。しかし、2007 年度新規の共同研究がなかったことは研究活動の低下の兆しではないかと懸念される。

【将来の改善・改革に向けての方策】

本学は、今後も研究活動を積極的に推進し、研究成果の充実を目指していくとともに、個人の研究業績の格差を改善したい。また、それを奨励するための一つの方策として、教員の評価制度の導入を検討する。

共同研究については、様々な分野で持続的な共同研究が行われるよう、研究環境の整備を図りたい。

２．研究における国際連携

【現状の説明】

本学は海外の大学と学術交流協定を締結しているが、それに基づいて、本学と東北財経大学経済研究所との国際共同研究（1998 年～2000 年）が行われた。そこでは、「環境問題と経済発展」を研究テーマとして、北九州市と中国の大連市との比較研究が行われた。その成果は、九州国際大学環境問題研究会編『環境問題と経済発展』（九州国際大学社会文化研究所叢書１、2001 年 8 月発行）として結実している。参加者は、本学から、青木美樹、梅木利巳、坂井宏光、中野洋一、長野暹、人見五郎の専任教員、および山田真知子学外研究員の 7 名が参加した。中国からは、劉昌黎、孫明湖、湯天滋、王怜、田君美の 4 名の参加者であった。

本学の研究における国際連携は遅れているが、海外研究者とのシンポジウムという形で実績を重ねてきている。

【点検・評価】【長所と問題点】

本学は、アジアを中心として 4 カ国で延べ 23 大学と国際交流協定を締結している。しかし、海外の大学との人的国際学術研究交流を含めた学術交流や共同研究が非常に少なく、アジアに偏重していることは問題である。そのような現状の中で、シンポジウムという形ではあるが実績を重ねてきたことは、今後の共同研究に発展につながるものと評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

海外を研究対象とした教員を軸にして海外とのネットワークを作り、それらを踏まえ積極的にシンポジウムや研究会を開催し、共同研究につなげる工夫を行いたい。

そして、グローバリゼーションの進展する状況下では、アジアに偏重した学術交流だけではなく、世界の各地域の大学との学術交流と共同研究の量的拡大の検討を進めたい。

３．教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

本学の付属研究所として社会文化研究所が置かれている。九州国際大学社会文化研究所規程の第 1 条によれば、本研究所は九州国際大学学則第 53 条第 2 項の規定に基づき、社会・文化に関する調査、研究及び国の内外における学問的奉仕事業を行い、もって社会文化の

発展に寄与することを目的としている。

既に述べたように、法学部、経済学部、国際関係学部に所属する本学教員は、本学の社会文化研究所の行う事業である共同研究において研究上の連携を行っている。これらは、各学部の垣根を越えた連携ともいえる。

さらに、学内の連携としては、以下のものがある。

（１）法学部では、現代法政研究室（資料室）が設置されている。そこでは、ドメスティック・バイオレンス問題や法科大学院などに関する資料を集めている。現代法政研究室は、法学部と共同で以下のような公開講座を開催している。

(a) 法学部公開講座「裁判員制度について」2006 年 11 月 4 日

(b) 法学部公開講座「『性同一性障害』と法」2007 年 11 月 24 日
大島俊之（法学部教授）

(c) 法学部公開講座「社会の中の『タバコ』問題－嫌煙と喫煙のはざまで－」2007 年 12 月 15 日
冨永猛（法学部教授）、通山昭治（法学部教授）、高木康衣（法学部准教授）

（２）経済学部では、経済研究センター（FUTURA）が設置されている。経済研究センターではシンポジウムの開催や研究会の開催を定例的に行っている。さらに、学内教員の任意研究組織である経済学会と経済研究センターとのコラボレーションとして、以下のような国際シンポジウムや研究会などが開催されている。

(a) 経済研究センター／比較文化研究会学術研究会
「近代社会における排除と選択－ヴェーバーから現代まで－」2005 年 11 月 12 日
鈴木宗徳（南山大学）「『自立支援』の陥穽―イギリス『第三の道』批判―」
三笘利幸（経済学部）「マックス・ヴェーバーと『ゼクテ』―『普遍主義』と『特殊主義』－」
高田実（経済学部）「『福祉の複合体』史が語るもの―〈排除・包摂〉と〈安定・拘束〉－」

(b) 経済研究センター講演会「これからの経済学」2006 年 3 月 27 日
講師：池上惇教授（京都橘女子大学）

(c) 経済研究センターシンポジウム「学研都市のシステム・デザインと北九州地域の今後」2006 年 11 月 25 日
簡施儀（長栄大学台湾）、徳永篤司（(財) 北九州産業学術推進機構産学連携センター）、長内厚（京都大学）、陳韻如（経済学部）

(d) 経済学会講演会「トヨタの現場管理」2007 年 10 月 31 日
講師：清水哲太（トヨタ自動車株式会社顧問）

(e) 経済研究センターシンポジウム税理士（会計職業人）の将来像」2007 年 11 月 5 日
奥村勲（税理士法人プロネット社長）、江畑弘道（江畑会計事務所）、木村茂（川辺公認会計士事務所）、岩武一郎（岩武一郎税理士事務所）、渡邊成記（大川為男税理士事務所）

(f) 経済学部／経済研究センター国際シンポジウム「近代植民地釜山の都市形成－『日

本帝国』における植民地との人の移動をめぐってー」」2007 年 12 月 15 日
洪淳権（東亜大学校：韓国）「植民地釜山の議会と日本人」
柳教烈（韓国海洋大学校：韓国／神戸大学）「植民地朝鮮と関釜連絡船」
車喆旭（釜山大学校：韓国）「植民地期釜山における港湾建設」
金慶南（韓国国家記録院：韓国／国文学研究資料館）「植民地期釜山における都市計画」

(g) 教養学会／経済研究センターシンポジウム「近代日本の『神話』とナショナリズム」2007 年 11 月 5 日
宮澤誠一（経済学部）［＜起源神話＞としての明治維新］
成田龍一（日本女子大学）「近代日本の『神話』と神話崩し」

（３）国際関係学部では、アジア共生学会と連携して、以下のような講演会を行っている。

(a)アジア共生学会講演会「日本と朝鮮半島の将来」2005 年 6 月 23 日
講師：辺　真一（コリア・レポート編集長）

(b) アジア共生学会講演会「地球環境と人類の未来」2005 年 12 月 16 日
講師：石　弘之（北海道大学教授）

(c) アジア共生学会講演会「SIA＝新しい交流」2006 年 6 月 24 日
講師：高樹　のぶ子（作家、九州大学アジア総合政策センター特任教授）

(d) アジア共生学会講演会「東アジアの共生を考えるーアジア経済はどう共生できるかー」2006 年 10 月 14 日
講師：Pushpa Trivedi（インド工科大学ボンベイ校教授）、胥　鵬（法政大学大学院経済学研究科教授）、鄭　美愛（国民大学日本学研究所研究教授）、金　昌男（東亜大学校教授）、小川　雄平（西南学院大学教授）
コーディネーター：小林　慶ニ（アジア共生学会会長）

(e) 国際関係学会秋季講演会「日中関係を考える」2006 年 10 月 27 日
講師：王　敏（法政大学国際日本学研究所教授）

(f) 国際関係学会講演会「国連と日本　国際平和をどう守るか」2007 年 11 月 12 日
講師：川端　清隆（国連本部政務官（安保理担当））

【点検・評価】

九州国際大学社会文化研究所と学部との研究上の連携には緊密なものがあると評価できる。また、上記のシンポジウムや講演会等を開催するなど現代法政研究室や経済研究センター等の学内共同研究組織の活動も活発であり、本学教員の研究への意欲が刺激されていると評価できる。

なお、本学の専任教員はいずれかの学部に所属しており、大学院担当者はいわゆる学内兼担として大学院の講義等を担当している。その関係上、社会文化研究所と大学院（法学研究科・企業政策研究科）との関係は、基礎学部である法学部や経済学部、国際関係学部の専任教員として学部レベルでの連携が既に図られている。あらためて社会文化研究所と大学院との研究上の連携を確認するまでもなく良好に進められている。

【長所と問題点】

学内の現代法政研究室や経済研究センターと学外のアジア共生学会とのシンポジウムや講演会を活発に行っていることは長所である。

また、社会文化研究所と学部・大学院の研究上の連携が良好であることも長所である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

将来的には、社会文化研究所のもとで、法学部、経済学部、国際関係学部の学際的な研究活動を活性化し、連携を強化するための制度について検討を始めたい。

第２節　研究環境

１．経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

専任教員おのおのの専門分野や課題に関する研究を支える研究条件として、個人研究費があり、個人研究費（消耗品費、新聞雑誌費、通信費、諸学会費などで、学部のみ担当者は９万円、大学院兼担者は 11.2 万円、別科日本語研修課程担当者 4.5 万円）と個人研究旅費（大学 16 万円、別科日本語研修課程 8 万円）に分かれている。これらは、「個人研究を目的とする経費（消費支出）の予算執行に関する取り扱い内規」によって定められている。また、個人研究経費の他に、個人研究図書費（15 万円を上限に図書館を経由した図書購入費）が設けられている。

さらに良好な研究環境創出のために、個人特別研究費および共同購入図書費の制度が設けられている。個人特別研究費は教員一人当たり 2 万円が予算化されており、各学部はそれを単年度毎にプールし、利用申請された研究計画に対して支出している。各学部所属の教員は、希望する場合、個人として、もしくは共同研究として毎年１回、この研究費の利用を申請する。提出された研究計画は、学部長、学部主事、大学評議会委員、教務委員などの合議による審査の上、採択者および配分金額が決定される。共同購入図書費（上限 30 万円）は、個人研究図書費を消化し終えた教員に対し、別枠の図書予算に対して理由を付して図書購入の申請を行わせるものであり、採択および配分金額は図書委員会において決定される。

さらに、先にも述べたとおり本学付設の社会文化研究所が実施する研究助成事業として、学内の競争的環境のもとに共同研究として公募されており、学内外の研究者とのコラボレーションによる共同研究費として毎年 200 万円の予算が配分されている。

教員の研究時間を確保させる方途については、勤務に関する規程により責任授業時間数は、10 時間（語学及び体育実技は 12 時間）と規定されているものの、学生の学修への配慮を考慮し、教授会で審議決定する「開講科目の原則について」において専任教員の標準授業時間数（コマ数）を、週 12 時間（6 コマ）、大学院担当者の担当授業時間数の上限は、学部と大学院を合わせ 16 時間（8 コマ）としている。また、本学ではオフィス・アワーの設定時間を週 2 コマとしており、専任教員には担当コマ数の上限が定められている。これは、標準授業時間数とあわせても、過重な負担とはいえず、教員の研究時間を確保する上では問題ではない。さらに、毎週土曜日は授業が組み込まれていないので、土日を通して

研究会や学会への参加などが可能である。このようにして、教員の研究時間は確保されている。

また、研究活動に必要な研修機会確保のための方策として、学外派遣研究員制度がある。これは、本学教員を学外の大学または研究機関に派遣するものである。教員本人の申請により、提出された研究計画書および研究活動助成に関する規程などに基づいて、研究活動助成委員会が審議して選考原案を作成する。学外派遣研究員は、各教授会の議を経て、学長によって任命される。過去 3 年間の学外派遣研究員は以下のとおりである。

2005 年度　渡辺守雄（法学部）　　米国・ニューヨーク大学・約 1 年間
2005 年度　清水憲一（経済学部）　　日本・東京大学・半年間
2006 年度　大形里美（国際関係学部）インドネシア・インドネシア大学・約 1 年間

本学教員には、個別の研究室（面積 21.40 ㎡）が供与されており、事務机、椅子、テーブル、パソコン（インターネット接続）、電話、書架、ロッカーなどが大学によって配備されている。その研究室は研究棟 2 階から 7 階に集約されている。

また、本学教員相互の連絡や打ち合わせのために、研究棟 1 階に共同研究室が設置されている。そこには、複写機、パソコン（インターネット接続）、スキャナー、プリンター、シュレッダー、雑誌、新聞などが置かれており、また郵便物・書類等を配布するメールボックスが設置されており、物質的な側面から研究活動を支えている。

さらに、本学教員による任意研究組織として、法学会、経済学会、国際関係学会、教養学会がそれぞれ設立されている。本学教員は、上記の学会のいずれか一つに加入している。各学会は独立した会計を行っており、それぞれの予算に基づいて研究紀要の発行、講演会や研究会を行い、会員相互の研究活動を支援し、また、各人は研鑽に努めている。

なお、経済学部の経済研究センター（FUTURA）は、研究会の会場を提供し、一定数量までは自由に使用できる複写機、パソコンなどが取り揃えてある。法学部には、現代法政研究室（資料室）が置かれており、各種の資料を集めて取り揃えている。

学内の共同研究費の制度化については、既に述べた個人特別研究費制度および本章第 1 節で述べた社会文化研究所規程による共同研究費があり、それぞれ適切に運用されている。

【点検・評価】

本学においては、個人研究費や研究旅費、教員研究室、教員の研究時間の確保など、経常的な研究条件の整備は、一定程度なされていると評価できる。また、研究活動に必要な研修機会確保のための方策として、学外派遣研究員制度があることも評価できる。さらに、学内の共同研究費の制度として、個人特別研究費制度および社会文化研究所共同研究費があることも評価される。本学専任教員の標準授業時間数とオフィス・アワーの設定時間数についても、過重な負担とはいえず、教員の研究時間を確保できているといえる。

【長所と問題点】

個人研究費、研究旅費、学外派遣研究員等の制度がよく整備されていることは、長所である。

一方、研究条件としてのハード面を振返ると、教員の研究室に設置されているパーソナルコンピューターは既に購入から 6 年以上を経過しており、物理的な寿命が近づいているといえる。さらに、共同利用のコピー機やプリンターなども物理的に劣化が著しい。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今後は、より一層の研究成果を発揮するために、各種の研究助成制度の充実を図りたい。また、研究上必要な設備は、絶えず点検を行い必要に応じて取り替えていく必要がある。

２．競争的な研究環境創出のための措置

【現状の説明】

本学教員が研究代表者として科学研究費補助金（文部科学省および日本学術振興会）の交付を受けた最近の研究は、以下のとおりである（研究代表者・新規のみ)。

2005 年度（平成 17 年度）

石田秀美（経済学部）　「本草の博物学と中国言語思想におけるパターン・モデルシステムの研究」

2006 年度（平成 18 年度）

三笘利幸（経済学部）　「近代日本における沖縄の包摂と排除－柳田国男と伊波普猷をめぐる思想連鎖」

陳　韻如（経済学部）　「アライアンスによる経営パラダイムの転換：交渉と資産内部化の連鎖的メカニズム」

2007 年度（平成 19 年度）

西山　茂（経済学部）　「信託制度の形成・発展と金融システムにおけるその機能」

男澤智治（国際関係学部）「日韓中における港湾物流の競争力強化と連携方策に関する研究」

倉田　剛（法学部）　「現代オントロジーについての基礎的研究」

安藤友張（経済学部）　「１９６０－７０年代における選任司書教諭の配置に関する研究」

なお、科学研究費補助金申請の件数は、2005 年度 4 件、2006 年度 12 件、2007 年度 13 件である。そのうち、採択された件数（採択率）は、2005 年度 1 件（25.0%)、2006 年度 2 件（16.7%）2007 年度 4 件（30.8%）となっている。

なお、本学教員が研究分担者となっている研究については、以下のものがある。

2005 年度　　高田実（経済学部）科学研究費（代表者：岡村東洋光）
「英国におけるフィランスロピーの思想と運動の実証的研究」

大学総務室は、毎年、科学研究費補助金公募要領等説明会を開催し、応募希望者の便宜を図るとともに、補助金の管理や提出書類作成の補助など採択者への事務的な支援を行っている。

さらに、市町村、財団法人、信託協会などからの研究助成金の交付としては以下のものがある。

湯淺墾道（法学部）「電子投票の普及のための法的基盤整備に関する比較法制度的研究」
電気通信普及財団、2006 年度
陳韻如（経済学部）「台湾新竹サイエンス・パークにおける技術拡散のネットワーキングプロセスに関する研究」北九州市、2006 年度
湯淺墾道（法学部）「自治体の入札・契約におけるポジティブ・アクション評価に関する比較研究」アジア女性交流・研究フォーラム、2007 年度
安藤友張（経済学部）「公立図書館経営における指定管理者制度導入に関する基礎的・実証的研究」北九州市、2007 年度
山本啓一（法学部）「祇園町商店街魅力発見プロジェクト」北九州市、2007 年度

また、受託研究としては以下のものがある。

岡本真琴（経済学部）「ロックウール廃材を利用した廃水処理システムの構築―対応、原料の安全性チェックシステムの検討研究」
㈱新日化環境エンジニアリング、2005 年度
山本啓一（法学部）「北九州市環境パスポート事業　祇園町センター業務運営」
特定非営利活動法人里山を考える会、2007 年度
山本啓一（法学部）「持続可能な地域連携のあり方に関するシンポジウム開催」
九州地域産業活性化センター、2007 年度
山本啓一（法学部）「生ごみ回収運搬　一部業務」
特定非営利活動法人里山を考える会、2007 年度

【点検・評価】

本学においては、競争的な研究環境創出のための措置は、一定程度の整備がなされていると評価できる。また、科学研究費補助金申請の件数および採択件数が増えていることは評価できる。

【長所と問題点】

小規模な社会科学系の大学としては、競争的な研究環境創出のための措置が一定程度整備されていることから、各教員の研究への意欲の高いことがうかがわれ、この点は長所である。

一方、研究成果の集積化、集約化や公表の面や外部研究資金の確保を目指した研究環境の一層の充実を前提とした場合、これらを専門的に支援する体制の整備は十分な状況であるとはいえない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今後も、科学研究費補助金への申請を含め、外部研究資金等申請を奨励し、採択率・獲

得率を向上させるよう努力する。研究推進を源にした教育・地域貢献・地域連携を総合的に支援する事務組織を整備するとともに、機能の充実を目指した大学の改革を推進する。

３．研究上の成果の公表、発信・受信等

【現状の説明】

本学には、研究上の成果の公表のために、大学予算による学術研究書の出版助成制度がある。毎年、本学教員から出版助成の申請を受け付けており、研究活動助成委員会の審議により選考原案が作成される。各教授会の議を経て助成が決定される。助成金額は 1 件 100 万円であり、毎年 2 件までの助成を行っている。過去 3 年の実績は以下のとおりである。

2006 年度　安藤高行（法学部）『現代の行政活動と市民』法律文化社
2006 年度　後藤勝喜（法学部）『現代の雇用と法を考える』法律文化社
2007 年度　西堀喜久夫（経済学部）『現代都市政策と地方財政』桜井書店

また、教養学会でも学会員からの申請に基づく図書出版助成の制度を設けており、計画書などの申請内容を審査の上、九州国際大学教養学会叢書としての出版に助成を行っている。現在までに以下が出版助成されている。

叢書２：福永義臣（経済学部）「図書館社会教育の実践：中田邦造の読書指導と自己教育論」中国書店、2006 年度発行
叢書３：大倉得史（法学部）「語り合う質的心理学－体験に寄り添う知を求めて」ナカニシヤ出版、2007 年度発行
叢書４：坂井宏光（法学部）『クリーナープロダクションに基づく環境保全と持続可能な社会の展望』ライフリサーチプレス、2007 年度発行

さらに、既に述べたように本学の法学会、経済学会、国際関係学会、教養学会は、おのおのの研究紀要として『法学論集』、『経営経済論集』、『国際関係学論集（旧国際商学論集）』、『教養研究』を編集・発行しており、それらは、全国の主な研究機関や大学の図書館などに送付されている。また、全国の大学および研究機関から送られてくる紀要などは、一元的に本学付属図書館で管理および所蔵されている。

なお、本学付属の社会文化研究所は、『社会文化研究所紀要』を年に 2 回発行している。さらに、共同研究の成果を公表するために『九州国際大学社会文化研究所叢書』を発行している。発行された叢書は、以下のとおりである。

叢書３：高田実（経済学部）・鶴島博和編『歴史の誕生とアイデンティティ』日本経済評論社、2005 年発行
叢書４：和田正広（法学部）・黒木國泰編『華僑ネットワークと九州』中国書店、2006 年発行
叢書５：坂本悠一（経済学部）・木村健二『近代植民地都市釜山』桜井書店、2006 年発行

研究の成果の受信として、各学部や学会によって開催される学術講演会やシンポジウムがある。これらによって、さまざまな分野における先達を招聘し、その知見を受信しようと努めている。近年の主な実績は、以下のとおりである。なお、これらの講演等は一般市民にも開放されている。

(a)森孝之（大垣女子短大名誉教授）「次の生き方―エコライフのすすめと持続可能な地域」2005 年 7 月 6 日（教養学会）
(b)谷野作太郎（元中国・インド大使）「中国とインド　比較考」
2005 年 7 月 8 日（国際関係学部）
(c)現代法政研究室第 4 回市民公開シンポジウム「わが国の刑事手続の現状と改革の課題
－裁判員制度の導入を踏まえて　－」2005 年 11 月 12 日（法学部）
湯淺墾道（法学部）「裁判員制度と IT－日米の比較を通じて－」
(d)西川　潤（早稲田大学教授）「グローバリゼーションと人間開発」
2005 年 11 月 21 日（国際関係学部）
(e)講演「臓器移植・人体利用・バイオテクノロジー　私たちはどこにいくのか」
講演者：小松義彦（東京海洋大学）「人体利用の過去と現在」
櫛島次郎（科学技術文明研究所）「人体要素の利用と規制の在り方」
コーディネーター：石田秀実（経済学部）2005 年 12 月 10 日（教養学会）

本学内の各学会は、以上のように講演会などを行うシステムを構築している。
また、本学は北九州市立年長者研修大学校穴生学舎の主催によるシニア・カレッジの会場を提供しており、その講師としても本学教員が全面的に協力することで、個々人の研究成果の地域への発信を行っている。このプログラムの詳細については、本報告書の「第 14 章　社会貢献　第 1 節　社会への貢献」を参照されたい。
なお、本学の教員の研究成果の発信の一つとして、学外での各種講演会の講師、学会での報告、シンポジウムのパネリストなどがある。以下は主なものであり、全てを網羅しているわけではない。

湯淺墾道（法学部）「私立大学の個人情報保護について」
精華女子短期大学、2005 年 9 月 20 日
許棟翰（経済学部）　“ The International Symposium of Labor Problems in East Asia, 2005 ” パネリスト、大韓民国ソウル市、韓国外国語大学、2005 年 5 月 2～3 日、韓国比較法学会、韓国外国語大学法学研究所主催
高田実（経済学部）’Mutual Aid and State Welfare: A Historical Comparison between Britain and Japan’ 第 20 回国際歴史学会議、2005 年 7 月、
ニュー・サウス・ウェールズ大学（オーストラリア、シドニー）

【点検・評価】【長所と問題点】
本学における研究上の成果の公表、発信・受信は一定の件数を維持しており、評価でき

る。また、北九州市立年長者研修大学校の主催によるシニア・カレッジに講師および会場を提供するなど、地域貢献としての研究成果の発信も活発である。このように本学教員は各学会等を通じて一般市民にも研究上の成果を発信していると評価できる。

また、本学では、学内の法学会、経済学会、国際関係学会、教養学会により研究紀要として、『法学論集』、『経営経済論集』、『国際関係学論集（旧国際商学論集）』、『教養研究』が発行され、各教員の研究成果発表の場が確保されていることは評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

本学では、研究上の成果の公表、発信・受信を今後も一層活発に行うために、今後も学術研究書の出版助成制度を維持し、また、北九州市立年長者研修大学校との連携などを今後も深めていくことが肝要である。

公表の手段として、インターネットを利用した掲示・公開システムの構築も一つの方策として検討を進める。

《取り組みの主要点》

研究活動や研究環境を担保する制度的な面では一定の評価ができるが、地方の社会科学系の小規模大学として今後の高等教育機関のあり方を検討するならば、本学の立地や周辺地域の状況を十分に踏まえた研究の推進やその成果の集積・集約から開始したい。

研究活動を通じて派生する教育力の向上や地域貢献に向けて一層の改革を進めるべきであり、そのためには、蓄積された研究成果の公表やシンポジウムや公開講座の形式による情報発信を継続することが重要である。

そのためには、文部科学省のみならず中央省庁が実施する様々な省庁連携による助成事業や補助金、さらには委託事業に目を向け、学内外の研究者のコラボレートによる学際的な研究の実施を推進したい。

また、国際大学の名に相応しく海外の諸大学との学術交流により一層積極的に取り組むとともに、隣接する国際交流団体と連携した事業にも着手する。

第１０章

施設・設備等

第１０章　施設・設備等

【到達目標】

本学は 1999 年（平成 11 年）のキャンパス移転によって、新しいキャンパスの施設・設備が整えられた。施設・設備に関しては、まず設計・計画段階から大学設置基準を満たした諸施設の整備を目標とした。

また「市民に開かれた大学」、キャンパス内の「完全バリアフリー」を目標として、ハード面の施設とともに、これらを実現するための管理・利用に関するソフト面での充実を目標としている。

さらに近年の情報化社会の進展において充実した情報教育を実施するための情報施設の充実、学生生活をサポートするための情報施設の充実を目標としている。

第１節　施設・設備等の整備

【現状の説明】

本学は、1999 年（平成 11 年）4 月に北九州市八幡東区平野地区に全学のキャンパス移転統合を行った。本学が 1950 年（昭和 25 年）八幡大学として建学した枝光地区の法学部、経済学部および大学院と 1989 年（平成元年）に平野地区に先行して開設された国際商学部が統合し、国際商学部の校舎であった現１号館を除いてすべての建物を新築した。平野地区の総面積は 34,848 ㎡である。また、キャンパス移転にあたっては、設計段階で教職員が設計者と共同して施設の設計にあたった。

現在のキャンパスは、教育棟および事務棟である１号館、教育棟２号館、教育棟および社会文化研究所ならびにエクステンションセンターのある３号館、研究棟、大講義室および食堂、生活協同組合店舗の入るＫＩＵホール、メディアセンターを併設する図書館棟、体育館と法人本部のある平野記念館（ＫＩＵドーム）、留学生寮、招聘教員宿舎によって形成されている。そのほかに運動施設として若松地区に２つのグランドがあり、野球場（2 面）、サッカーなどのフィールド、射撃場がある。

本学の特徴は、多くの大学が郊外にキャンパス移転を行っているのとは異なり、交通至便な地に移転していることである。我々が目指していたのは都市型大学であり、キャンパスを囲む塀や正門というものがなく、地域住民にも開かれたオープンな雰囲気になっている。また建設に当たっては、完全バリアフリー大学をめざし、すべての施設に車イスで自由に移動できる構造になっている。2001 年北九州市の都市景観賞を受賞している。

以下平野キャンパスにおける各施設について詳しく述べる。

１号館：学長以下役職者の執務室、学部事務室、就職・進路相談室、入試広報室、学生サービス室、保健室、修学支援室、学生フリースペース、国際センター、別科日本語課程事務室・教室およびゼミナール室（全 19 教室）などがある。

２号館：講義専用の教室棟で、50 名～99 名収容教室 17 教室、100 名～199 名収容教室 4 教室、200 名以上収容教室 5 教室、および大学院ゼミナール教室 5 教室がある。

３号館：１階は学生が自由に利用できるコンピューターカフェ、エクステンションセンター事務室、社会文化研究所事務室、自習や談話のできる国際交流スペースがあり、２階以上は教室棟となっている。教室の内訳は、30 名収容教室 10 教室、50 名～99 名収容教室 2 教室、100 名以上収容教室 5 教室である。また３号館には大阪地方裁判所を模した模擬裁判

教室があり、この施設は本学の特徴の一つである。
研究棟：教員研究室と大学院事務室、大学院生研究室がある。研究室は各部屋とも 21 ㎡あり十分な広さが確保されている。全研究室にはパソコンが設置されておりネットワークに接続されている。
　また７階最上階に約 100 ㎡の展望ラウンジがあり教員と学生の親睦会などに利用されている。大学院研究室では大学院生各自に専用の机、書棚を提供しており、24 時間使用可能となっている。
図書館棟：図書館とメディアセンターがあり、メディアセンターエリアでは、学生が自由に利用できるコンピューターカフェ、情報処理教室がある。詳細については本報告の該当する章で説明されている。
ＫＩＵホール：収容定員 539 名のホール型大教室と学生食堂、生活協同組合、学生自治会などがある。大教室はコンピュータと直結した巨大スクリーンがあり、各種の講演会などにも利用されている。
平野記念館（ＫＩＵドーム）：東京ドームと同じ材質を使用したドーム型の構造をしており、１階はサークルの部室エリア、ウェイトリフティング練習場、音楽スタジオ、２階は事務室、各種武道場、トレーニングルーム、卓球場、シャワー更衣室、３階は多目的アリーナ、４階は１辺約５０メートル（総延長約 200 メートル）のランニングトラックなどがある。また、法人本部事務棟も併設されている。
留学生寮：大学に隣接する新日本製鐵株式会社八幡製鐵所の社宅を改造し、留学生寮、招聘教員の宿舎として利用している。
駐車場：教職員駐車場の他、学生、外来者のための駐車場を 200 台分確保している。

　各講義教室の設備について詳しく述べると、1989 年（平成元年）に建設された１号館をのぞき、50 名以上を収容する全教室には、コンピュータネットワーク、プロジェクター、ビデオ、ＯＨＰなどが完備されており、基本的な情報関連機器は完備されている。50 名以下の教室においては情報ネットワークの端末があり、テレビ、ビデオの機器が装備されている。
　また学生が日常的にコンピュータネットワークを通じて様々な情報を入手したり、メール交換ができるように講義棟のフロアなど各所にコンピュータが設置されている。

【点検・評価】
　本学はキャンパスが新しく、施設も最新のものが導入されているため、教育環境としては非常に整った環境にある。また施設においては建設に際し大学の設置基準に適合するよう細心の注意を払ってきた。教室等の大学および大学院における基本的な教育施設は十分な余裕があり、学生への不利益はない。加えて、教職員が設計者と共同して施設の設計にあたったことは評価できる。
　設備面においても、キャンパス移転時に情報機器などの教育設備の充実に力を注ぎ、教育研究面において情報機器の技術進歩に合わせた教育機器の充実に取り組んできた。
　また、キャンパス内はすべてバリアフリーになっており、車椅子利用の学生にとってもキャンパス内の移動にはまったく問題がない。

【長所と問題点】

大学校舎はすべて新しい校舎で、教育環境はきわめて良好である。ただ都市型のコンパクトな大学は長所と問題点が同時に存在している。通学の利便性、学内での移動時間の利便性、学生とのふれあいなどではその長所をいかんなく発揮できるが、コンパクト故にキャンパス内にゆとりが乏しく、また運動施設が学外にあるためサークル活動などの課外活動を日常的に目にする機会が少ないという問題点もある。これは二律背反の関係にあり、限られたスペースをどのように有効に活用するかが課題である。

また、グラウンドを利用するサークル学生にとって、授業と練習の間に移動の時間を要することはデメリットである。

【将来の改革・改善に向けた方策】

キャンパス移転後まだ 10 年を経ておらず校舎等の施設は今後しばらく改善する必要はない。ただ情報機器等の教育設備はつねに見直しが必要である。こういった情報機器等については、メディアセンタースタッフ、各学部情報主事によって機種選定を行う。また、大学内のネットワークについても技術進歩に対応した検討を行っていく。

サークル学生が移動に時間を費やす問題については、近隣の施設の利用等の検討を行う。

第２節　キャンパス・アメニティ

【現状の説明】

本学は前述したように、キャンパス移転によって都市型大学となっている。このことはキャンパス・アメニティも大学単体で考えるのでなく、周辺の施設も含めて地域との関わりを重視する必要がある。

本学が位置する平野地区周辺には、本学のほか独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）九州センター、北九州市国際交流センター、北九州市立八幡図書館などがあり、周辺に外国人の姿も多く、「国際大学」として学生にとっても非常に好ましい環境にある。またこれらの施設は一般市民にも広く開放されているので学生は自由に利用できる。

またバリアフリーキャンパスでは、障害をもった学生も一般学生と同じように快適な学生生活を送ることが可能である。毎年車椅子利用者や障害を持った学生が本学に入学しているが、施設利用上の不利益はほとんど無い。また障害の程度によって新たな問題が生じた場合も速やかに対処している。

大学がコンパクトなことは、教育面で学生と教員との関係が近いことがあげられる。講義の合間などでも教員が学生と接することも多く、学生にとっては教員をより身近に感じられる環境にある。

「生活の場」として大学を見た場合、学生食堂や大学生活協同組合の店舗などがあり、基本的な生活のサービスは十分に提供されている。またトレーニング施設なども学生が自由に利用できる体制にあり、健康維持のサービスも提供されている。

ただ郊外型の大学ではこれらによって大学が一つのコミュニティーを形成し、まさに「学生が大学で暮らす」という状況が生まれるだろうが、本学の場合は大学の施設の他、周辺の商業施設、諸施設を利用することでより充実した大学生活を送ることになる。

【評価・点検】

バリアフリーなキャンパス環境は、障害を持たない学生にとっても非常に快適な環境を提供している。学生と教員との関係が近い点は多くの学生にとってメリットは多いといえる。キャンパスの敷地面積が少ないという所与の条件下で、空間的アメニティの点でゆとりがないことは避けられないが、利便性の面では非常に優れた大学といえる。

【長所と問題点】

新しいキャンパスであるため教室や様々な施設は非常に快適である。問題点は空間的なゆとりがないことで、図書館や学生食堂以外にも授業の合間にくつろげるスペースや学生の居場所を意識的に作っていく必要がある。

またフィールド系のスポーツ施設が学外にあるため、大学のなかでサークル活動を目にする機会が少なく課外活動での大学らしい活気が生まれにくい問題もある。学生は勉学、課外活動、友人関係などトータルな大学生活を求めているので、大学に活気を取り戻す方策が求められている。

【将来の改革・改善に向けた方策】

施設面での追加は当面なされないので、アメニティの向上にはソフト面での取り組みが必要になる。また、設備面では定期的な設備更新によってアメニティの向上に努めていく。またトータルな大学生活については自治会など学生団体と意見を出し合いながらアメニティの向上に努めていきたい。

第３節　利用上の配慮

【現状の説明】

本学の施設は、学生、教職員のほか広く一般の市民にも自由に使用できるというコンセプトを基に設計されている。正門も大学を取り囲む塀やフェンスもなく敷地内への立ち入りの制限はまったくない。図書館は簡単な利用申請で市民も閲覧や貸出しが自由にでき、エクステンションセンターも学生のほか市民も受講対象者としている。教室なども授業に支障がないかぎり簡単な手続きで市民が利用することが可能である。食堂、生活協同組合の店舗も誰もが利用できることはいうまでもない。

大学の情報機器は、全学生にＩＤ番号、パスワードが与えられており、学生向けに設置されたコンピュータすべてを学生は自由に利用することができる。また学外者も簡単な手続きでゲスト用のＩＤ、パスワードが発行されており、市民にも利用が開放されている。

このように本学は市民も自由に利用できる大学であり、夜間主コースの授業がある間は自由に利用できるので、時間帯として朝の 9 時から夜の 10 時近くまで大学の諸施設を利用できるようになっている。

【評価・点検】【長所と問題点】

本学の施設は、学生、市民に広く開かれた大学として設計され、使用規程に基づき管理され、その範囲内で一般市民も利用できる。本学のようなスタイルの大学は日本においてはあまり例を見ないのではないかと思われる。このようにオープンであるが今日まで特に

大きな問題は生じていない。

市民に開かれた大学は、当然本学学生に対しても開かれた大学であり、学生が利用する上での制約はほとんどなく、学生からの苦情も特にない。

【将来の改革・改善に向けた方策】

利用上の配慮に関しては、現状のまま広く市民に開かれた大学として社会的責任を果たしていきたい。また、キャンパス内に市民が自由に出入できる状況であるため、危機管理の対応策を十分たてておかねばならない。

第４節　組織・管理体制

１．施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

【現状の説明】

本学では、常に良好な状態において施設・設備等を維持・管理するとともに、経済性に留意し、有効適切に運用することを目的として「資産管理規程」を定め、教育研究ならびに運営の成果をあげることを目標としている。その管理組織は、理事長が定めることになっており、法人事務組織に総括責任者として資産管理責任者が配置され、法人事務局長がその任にあたっている。さらに法人事務局長の指揮下にある法人総務室長が資産管理の事務的業務の責任者となっている。そして法人総務室長の下に施設担当者を配置し、具体的な施設・設備の維持・管理業務を行っている。日常的な関連業務は、中央監視室に配置された民間のビル管理会社や警備会社などに業務委託をしている。その他、大学の本部・教育・研究施設とは異なる場所にあるグラウンドには管理人を配置している。

また防火管理の徹底を期し、もって火災その他の災害による人的、物的被害の予防および軽減を図ることを目的として、「防火管理規程」を定めている。防火管理業務の適正な運営を図るために防火管理責任者を委員長とする防火管理委員会を設置している。また毎年 2 回程度消防署の査察を受け、防火管理上の指摘を受けた場合は、法人総務室が改善措置を講ずる仕組みを確立している。

【点検・評価】【長所と問題点】

理事長の直接の指揮下にある法人事務組織の法人事務局長が統括責任者になっており、施設・設備等の維持・管理のための責任体制は明確になっていると評価できる。また維持・管理業務も法人総務室が担っていることで、一元的な管理ができている。しかし、業務の専門性からほとんどが業務委託であり、効率性、合理性は確保されているが、各部局においての施設・設備の維持・管理への意識が希薄になりがちである。このような観点から維持・管理において業務委託の責任範囲と大学側の管理責任をより一層明確にしていく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

1999 年（平成 11 年）のキャンパス移転統合の際にほとんどの施設の新築を行ったばかりであることもあり、日常の維持管理や保守修繕は現在の体制で対応できているが、業者への委託範囲などをより明確にしつつ、大学としての責任体制の強化に努める。

また、定期的な避難訓練等、防火防災に対する日常的な訓練や備えを十分に行いたい。

２．施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

【現状の説明】

本学の学生が快適な学生生活を送ることができるように、施設・設備の衛生・安全の確保のためのシステムの整備を図っている。

キャンパス内の建物を含む清掃管理業務、法定点検管理（受変電設備、防災設備、昇降機設備）、保守点検管理（自動ドア、空調・換気設備、ポンプ、放送設備）、環境衛生管理（受水槽清掃、剪定・除草）等を専門業者に委託している。

また、学生が課外活動等で使用する平野記念館のサークル活動のための施設や部室などについては、「九州国際大学平野記念館使用規程」、「九州国際大学アリーナ（ランニングトラックを含む）使用規則」、「九州国際大学部室等使用規則」等において施設・備品等を完全な状態で使用するためにその使用手続き、遵守事項等を定め、適正な運用と衛生・安全の確保を図っている。

なお、施設等を学外の団体に貸与する場合においても、施設の適切な運用が図られるように「九州国際大学施設等の学外貸与に関する規程」において遵守事項や使用者の責任範囲を明確にしている。

【点検・評価】【長所と問題点】

施設・設備等の衛生・安全を確保するため、専門業者に業務を委託し、常に安全、良好、快適な状態で使用に供することができるようにシステムを構築しているといえる。また学生が課外活動等で使用する施設についても特にきめ細かな使用規則等を定めて適正な状態を維持する仕組みができていることは評価できる。ただし、衛生・安全の確保のシステムをより完全なものへと整備することは、財政状況や人的資源の問題もあって困難な面があるが、引き続きその努力が求められている。例えば、学生のモラルの問題とも関連するが、キャンパス内の美化については喫煙マナー等の問題点はあるが、教職員一体となって清掃活動を行っていることは大いに評価できる。

【将来の改革・改善に向けた方策】

施設・設備等の衛生・安全を確保するためのシステムの整備はなされているが、より実効性のある衛生・安全の確保のための制度となるように不断の創意工夫を重ねていきたい。

第５節　教育情報ネットワークセンター

１．組織・管理およびサービス提供の体制

【現状の説明】

（１）センターの業務

本学教育情報ネットワークセンターは、情報処理教育の充実を図るため、大学・高校共通の附属施設として 1998 年（平成 10 年）4 月 1 日に発足し、教育情報ネットワークシステム（DINOS）の維持管理等を業務としている。具体的には、本センター規程により次のように定められている（第３条）。

①学術研究のための受託計算や情報処理化
②コンピュータ・サイエンスの研究
③学術研究および学内業務のためのソフトウェア開発と普及
④教育情報ネットワークに関する学生および職員の研修
⑤教育情報ネットワークに関する研修会の開催
⑥その他の必要な事項

(２)具体的な業務内容

2007 年度（平成 19 年度）には次の業務を行っている。

(a)DINOS ユーザーアカウントの管理（学部生、大学院生、専任教員、非常勤教員、事務職員、臨時職員、一般市民利用者、ゲストアカウント、テストユーザー、日本語別科、司書講習受講者等）

学生は入学と同時、教職員は学校法人に採用された時点で九州国際大学ネットワークシステム（DINOS）に従って登録され、Windows、および UNIX 用ユーザーID とパスワードがそれぞれ配布される。これにより、学内のパソコンを利用できる環境となる。

学生および教職員が使用するコンピュータには、ワープロ、表計算、データベース、プレゼンテーション、画像編集などのソフトがインストールされている。

専任教員および事務職員には、1 人 1 台のパソコンを配備している。

(b)施設・設備の維持管理、改善

①学生用パソコン、プリンタ、専任教員および事務職員用パソコンの総合的維持管理
②教室や研究室、事務室でのプリンタ、パソコンのセッティング
③アプリケーションソフトの維持管理

(c)学内ネットワークの維持管理

①ネットワーク機器の維持管理、通信網の最適化および拡充、トラブル対応

(d)指導・改善

①個人情報保護委員会の要請に応じた、情報提供等の対応
②ドキュメントの共有やアプリケーションソフトの活用など、各部門の業務に応じたネットワークシステムの利用方法を提案

（3）組織の構成

図 10-5-1　教育情報ネットワークセンターの組織と管理する施設・設備

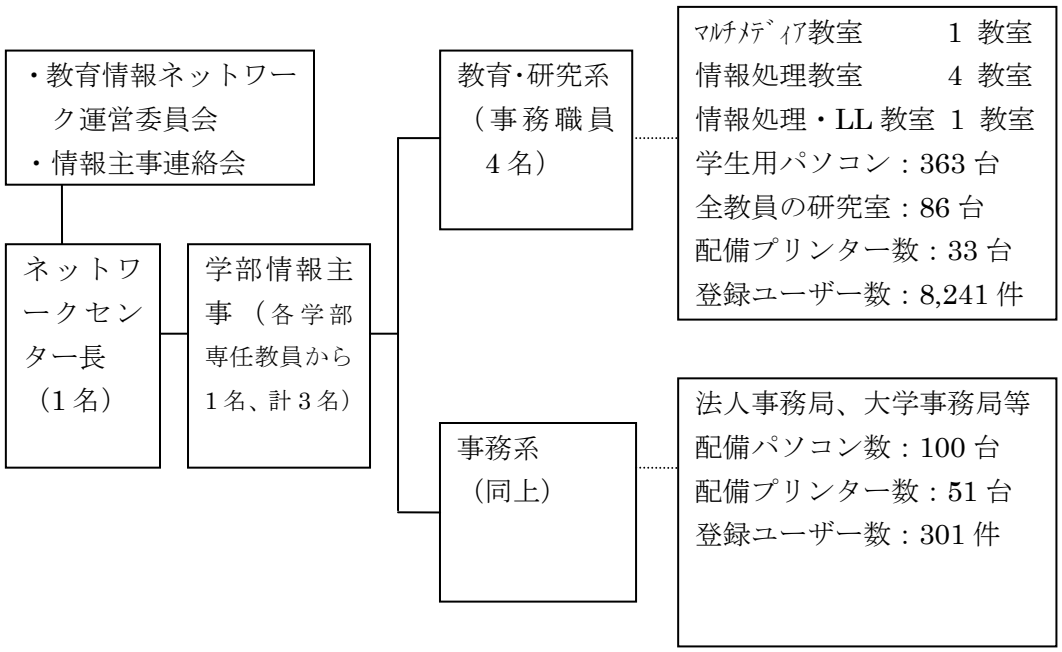

(a)センター長の任命方法と役割

教育情報ネットワークセンター長は、図書館長が兼務（本センター規程第 5 条）しており、大学役職者である。任期は 2 年間である。

センター長の職務は、各学部から選出される学部情報主事およびセンター事務職員と連携をとり、教育情報ネットワークセンターを代表し、業務を統括する。また、教育情報ネットワーク運営委員会の委員長となり、会議を招集し、その議長となる。

したがって、教育情報ネットワークセンターに関わる公文書の決済はセンター長の権限で行うことになっている。

(b)学部情報主事の任命方法と役割

学部情報主事は、各学部の推薦を経て、学長の具申により理事長が任命する（本センター規程第 6 条)。任期は 2 年間である。また、代表主事は、学部情報主事の互選により選出し、センター長を補佐することとされている（本センター規程第 7 条)。

学部情報主事の職務は、前述した本センター規程第 3 条の内容を中心に、サーバーを管理することである。また、教育情報ネットワーク運営委員会および情報主事連絡会へ出席することになっている。具体的な仕事の内容は、各学部で独自に決めている。

さらに、センター長を補佐しながら、本学全体の情報教育や情報設備・ネットワーク改善に対して助言を行う。

(c)事務職員

事務職員については、4 名のうち 3 名は本学職員、1 名は外部委託である。本学職員のう

ち 1 名はセンター事務室長である。

(d)会議

教育情報ネットワーク運営委員会と情報主事連絡会を設けている。

教育情報ネットワーク運営委員会の構成員は、ネットワークセンター長、教務部長、学部情報主事、法学研究科および企業政策研究科より推薦された者各 1 名、法学部、経済学部および国際関係学部より推薦された者各 1 名、付属高等学校教頭、付属中学校教頭、法人事務局長、大学事務局長、図書館事務室長、ネットワークセンター事務室長からなり、年に 1～2 回開催される。

情報主事連絡会の構成員は、ネットワークセンター長、学部情報主事、ネットワークセンター事務室職員からなり、年に 3～4 回程度開催される。

【点検・評価】【長所と問題点】

(1)情報主事

各学部に情報主事を置くことで、情報教育に関する意見の汲み上げや各学部への連絡周知を迅速に効率よく行える体制は機能的であり、長所でもある点からすると評価できる。

(2)人員数の問題

機器の維持管理、利用者のサポートという広範囲な業務を円滑に対応するためには、現状では人員が不足していると言わざるを得ない。また、ネットワークセンターは付属中・高等学校のネットワークシステムも管理しており、付属中・高等学校に常駐のシステム管理者が不在であるため、大学から週に 2 日、職員を 1 名派遣している。その間は大学側の人員が不足し、トラブル等への迅速な対処に時として支障を来たすことがある。

(3)ネットワークセンター長の兼任

現在、教育情報ネットワークセンター長は図書館長が兼務をしているが、両者は職責が異なるため、時に業務上支障が発生する場合がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

情報主事を介した学部との連携は引き続き維持していく。人員問題については業務の効率化をすすめ、また付属中・高等学校のシステム管理についても付属中・高等学校と討議を重ね解決していく。教育情報ネットワークセンター長については、図書館長との兼務とせず別途任命されるよう規程改正を検討していく。

２．基幹ネットワーク

【現状の説明】

（1）ネットワーク構成

本学のネットワーク構成は、外部直結部、DMZ 部、内部ネットワーク(研究教育系、事務系)に分けられている。また、外部回線は SINET(九州工業大学戸畑キャンパス)への接続となっている。

内部ネットワークはプライベートアドレスを利用し、基本的に、各建物またはフロアでセグメント分割を行い、各建物間は光ファイバを用いての接続となっている。外部との接続はファイヤーウォール、プロキシ経由で行われている。通信速度については、基幹部 1000M

となっている。研究教育系ネットと事務系ネットとの間にはファイヤーウォールが設置されている。

【点検・評価】

（１）組織運営面

システムの維持管理については、限られた環境のもと、できる限りの対応はしているが、様々なトラブル等に対応できる十分な人員が確保されているとは言い難く、利用者側の高度なニーズに対応できない場合が多々あり、今後改善すべきである。

（２）ハードウェア面

1999 年度（平成 11 年度）キャンパス移転時に導入されて以降、2002 年度、2007 年度に一部更新を行った。 しかし、初期導入時から利用され続けている機器も残されており、問題となっている。サーバーには不具合が発生しているものもあり、評価は厳しいものとならざるを得ないだろう。今後サーバーを含めた情報機器等の更新を検討するべきである。

【長所と問題点】

（１）組織運営面

キャンパス移転時に当時としては珍しい試みであったと思われるグループウェア（Lotus Notes）を全学的に導入したが、残念ながら現状では十分に活用されているとは言えない。逆にその複雑さが保守を困難にし、サーバーの更新も見送られてしまい、OS は何世代か前のものを未だに利用している状況である。その結果、使い勝手が向上せず学生からは敬遠される状況も生まれている。

その他の基本的サービスについては、旧機器のままの環境については、容量不足等の問題が発生している。以上のトラブルに関し、その場しのぎの対応しかなされておらず、保守体勢、担当人員の割り当てについて計画的に対応を見直す必要がある。

（２）ハードウェア面

キャンパス移転時に導入した時点では設備としてはかなり充実したレベルであった。 近隣大学と比較しても、十分に対抗できるものであったが、逆にそれが災いし、その後の更新が滞り競争力の無いものとなってしまった感がある。外部回線については、速度についても近隣組織に比較して優位にあったが、その後の増速については十分とは言えない。現在は管理者の不足から保守にも困難が発生している状態である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

（１）組織運営面

学内業務の情報化、授業でのコンピュータをはじめとするさまざまな教育メディアの活用を視点に入れて、

①情報処理教育推進に伴う機器・設備更新・拡充への対応

②学内におけるコンピュータリテラシーの質的向上を目指したサービスの確立

③学内事務系情報化の刷新

④学生に対するシステムの変更（ノーツシステムを廃止）

⑤教職員に対する情報機器の使用方法に関する教育
⑥教育情報ネットワークセンター全体に関わる費用の削減と効率的な運営などを行っていく。

（２）ハードウェア面
現在、サーバーマシンの更新を検討中であり、これを機会に十分な性能を発揮できるような設備の導入を進めていく。具体的な課題としては、ハードウェア面では、旧サーバーの交代、外部回線の増速が望まれる。ソフトウェア面では、IPv6 の導入、現グループウェアにかわる環境の提供、学外から学内環境へのアクセスサービスの実現等が考えられる。学外からの学内環境へのアクセス手段の提供については、VPN サーバーを準備することが考えられるが、一般家庭でもブロードバンドが普通の接続形態となっていることを考慮すれば、外部回線のさらなる増速が望まれる。もう一つの課題は保守体勢整備であるが、これはまったく進んでいない。

３．研究系・教育系ネットワーク、事務系ネットワーク

【現状の説明】

本学におけるネットワーク関係については、Windows ドメインでは研究教育系と事務系に分けられるが、利用目的の観点から(a)研究系、(b)教育系、(c)事務系の３種類のネットワークに分けて運用および管理している。

2007 年度（平成 19 年度）より学生の授業への出席状況、学生の成績・単位取得状況、教員の成績処理およびシラバス入力、休講情報などを一元的に管理し、ブラウザ上で処理を行うことができる GAKUEN Universal Passport が導入され、従来は各部署において管理していた学生情報の共有化と効率的な利用、事務の省力化を図ることとした。GAKUEN Universal Passport には、教員、事務職員、学生がアクセス可能であり、ユーザーの所属および部署ごとにアクセス管理を行っている。

(１)研究系ネットワーク
研究系ネットワークは、主として教員が利用するネットワークおよび情報機器類を指し、教員の研究および教育活動等に利用される。

専任教員に対しては、各教員の個人研究室に各１台のコンピュータが支給されており、個人別のアカウントおよびメールアドレスも配布されている。

プリンタは各個人研究室には配備されておらず、印刷する際には研究棟１階の共同研究室および教材準備室に配備されている共用プリンタにネットワーク経由で出力する。非常勤講師室、日本語別科講師室にも共同プリンタを設置し、それぞれ非常勤講師および日本語別科講師の利用に供している。教員が教育および研究に利用することができるこれらのプリンタは合計 6 台である。ただし、各教員が私費でプリンタを購入し、研究室に設置することは妨げないものとしている。

(２)教育系ネットワーク
教育系ネットワークは、主として学生が利用するネットワークおよび情報機器類を指す。

学部および大学院の学生に対しては、全員に Windows 用アカウントおよびインターネッ

ト・メールアドレスを配布している。これにより、学生は学内各所にある学生用コンピュータに自由にアクセスすることが可能となっている。

教育用に設置しているパソコン利用設備の主要なものとしては、情報系講義に用いられるＰＣ教室（4 室）に計 196 台のパソコンを有する。また、本学学生であればいつでも自由利用可能なフロア（2 カ所）に 61 台のパソコンを設置し、学生の自発的学習環境とコミュニケーションの場を提供している。このうち、PC 教室に設置するパソコンについては、平成 19 年度に全面的なリプレースを行い、Core2Duo-E4300 1.8GHz、ハードディスク　80GB、メモリ 1GB という性能を有するマシンを導入した。また、PC 教室に設置するプリンタについてもリプレースを行い、高速レーザープリンタ 9 台を新規に導入した。

（3）事務系ネットワーク

事務系ネットワークは、主として事務職員が利用するネットワークおよび情報機器類を指す。

事務系に関しては、事務職員に対して原則として 1 人 1 台のコンピュータが支給されており、個人別のアカウントおよびメールアドレスも配布されている。このため事務作業において支障なくコンピュータ・ネットワークを利用することが可能となっている。

事務職員の情報共有およびコミュニケーションの手段として、平野キャンパス移転時にグループウェアを利用することを決定し、ロータス・ノーツを導入した。ロータス・ノーツにより業務の電子化およびペーパーレス化を推進することとしている。

【点検・評価】

（1）研究系ネットワークについて

専任教員の個人研究室には、前述のとおり全研究室にコンピュータおよびモニタを設置している。

専任教員にはロータス・ノーツのアカウントおよび電子メールアドレスを配布しており、教員は、ロータス・ノーツを利用して教員相互や事務職員、学生との連絡、教材のアップロード等を行うことが可能となっている。

個人研究室に設置しているコンピュータ、ネットワークプリンタ等のトラブルには、教育情報ネットワークセンターの職員が対処しており、教員が教育・研究にあたりコンピュータ機器類を使用する際のサポートも行っている。少人数ながら各研究室からのＱ＆Ａに適宜対応している点については、評価できる。

（2）教育系ネットワークについて

前述したように、学生用として合計 363 台のコンピュータが設置されており、在学者数との対比の観点からは、充実したコンピュータ環境であるということができる。特に、メディアセンター内の「システムカフェ」40 台および 3 号館の「電脳スクウェア」21 台のコンピュータは、学生の自由利用専用としており、PC 教室が講義等で使用されているときにも学生が自由にコンピュータを利用することができる。

コンピュータ教室については、メディアセンター内 4 室（うち 1 室はマルチメディア教室）、1 号館 1 室、3 号館 1 室が設置されており、情報系の講義・実習科目の需要に応えられる状態にある。

全学生数に対する学生が利用できるコンピュータの保有台数については、約 7.6 人に 1 台の割合である点からすると評価できる。

(3)事務系ネットワークについて

事務系ネットワークでは、職員に対して 1 人 1 台の体制が早い時期から実現しており、ネットワークを活用した事務体制が構築されている。

電子メール、事務連絡については、ロータス・ノーツを利用している。電子メールのアドレスは全員に配布されている。

ロータス・ノーツは業務の電子化および効率化を図るために導入したものであるが、導入後 5 年以上を経過した現在では、もっぱら学内電子メールクライアントとして利用されているのが実情であり、学生・教職員への通知や各種業務は逆にペーパーベースで行われる事例が増えている。電子メールクライアントとして利用するにしても、事実上学外からの送受信ができないので、夏休みや春休み期間中等の学生や教員への連絡等の手段としては利用されていない。学生の成績処理等に関しては、前述したように平成 19 年度から GAKUEN Universal Passport が導入され、コンピュータ・プログラミングに関する知識を必要とすることなく各種の処理をブラウザ上で行うことができるようになっている。

GAKUEN Universal Passport のﾎﾟｰﾀﾙ機能（KIU Portal）を駆使し、学生・教育職員・事務職員へ情報を提供している。教育及び業務の改善という観点から考察した場合、以前と比べて個々の学生は、連絡及びシラバス検索・履修・成績・出席・休講・進路情報等が容易に把握できるようになった。また、教育職員については、シラバス登録・履修学生名簿・受講の有無・成績登録等が研究室から入力できるようになった。事務職員に至っては、各部署単位で有していた情報が一元管理され、また手作業で行っていた諸業務についても、部署間連携ができるようになり、個々人への情報サービス向上と簡素化が図られている点で十分評価できる。

(4)その他

また、Universal Passport（KIU ポータル）の導入により、担当学生に対しての作業量及びサービスがどう変わったかというアンケートを専任教員（84 名）の協力を得て実施したところ、38 名（45.2%）から回答を得た。

50%弱の教員からは、以前より良くなったとの回答があった。しかし、30%近くの教員からは、以前と変わらないとの指摘もあった。年齢別で分析すると、40-50 歳代では、今まで以上に便利になったと感じている教員が多いが、60 歳代では、逆に不便を感じているようである。30 歳代では、普通（標準的）と考えられている。

利用頻度の高い順としては、出欠管理･採点登録･学生照会･学生出欠情報確認･履修名簿である。学生の情報を把握し、学生指導に役立てようとしている傾向がうかがえる。

しかし、基本情報のみを利用している傾向があり、Universal Passport からの情報をどう活用すべきかを、今後議論していく必要がある。

Universal Passport　の運用に満足しているかという質問に対して、30 歳代は、普通だと考え、40-50 歳代は、満足･普通という回答が多い。60 歳代になると、満足度が若干減少している。作業量及びサービスについての回答と酷似している。導入初年度ということもあり、WEB 履修･出欠管理･休講掲示･成績管理等、学生基礎情報蓄積に重きを置いたため、

教育的活用については今後整備する必要がある。教育職員⇔学生⇔事務職員間でのコミュニケーションツールとして定着できれば、教育職員は受講生等に対して適切なアドバイスを行うことのできる必要不可欠なツールになると思われる。

【長所と問題点】

（1）研究系ネットワークについて

全教員に 1 人 1 台体制でコンピュータが配備されており、全員にメールアドレスが配布されている点は長所といえる。

しかし、研究室内に設置されているコンピュータ類の多くは平野キャンパス移転時に設置されたものであり使用開始後 5 年以上を経過していることから、ハードディスクの容量不足により教材用ファイルを保存できない、CPU の性能不足により最新の技術を利用したホームページを閲覧できない、教材作成・研究用のソフトウェアをインストールできない、等の問題が多発しているという問題点がある。このため、2007 年度（平成 19 年度）にリプレースした PC 教室の学生用のコンピュータを再整備（ハードディスクの換装、メモリの増設等）し、研究室内に設置しているコンピュータとリプレースすることとした。これによって、性能の劣る老朽機に起因する問題点は、ほぼ解消するものと思われる。

共用プリンタの多くについても、2007 年度（平成 19 年度）中に最新型の高速レーザープリンタへのリプレースを行った。教員の間からは、全個人研究室にプリンタを配置すべきであるという意見があるが、実現していない。

（2）教育系ネットワークについて

学生が昼休みや講義の空き時間に使用できるコンピュータが足りないという状況はほとんど見られず、講義に使用しない時間帯は PC 教室のコンピュータも自由に利用することが可能であり、学生数に対して十分な台数のコンピュータが配置されている点は長所といえる。

またプリンタへの出力についても、年間の枚数制限は設けているが特に料金は徴収せず、学生のレポート、卒業論文その他の印刷物の出力に配慮している点も長所である。

学生用のプリンタについては、導入後 5 年以上を経過した老朽プリンタを平成 19 年度に最新型の高速レーザープリンタにリプレースしたため、授業等でも全く支障なくプリンタが使用できる状態となっている。また、コンピュータ教室のうち「PC1」、「PC2」では２名の学生が１台の教材提示用モニタを共用する配置となっており、この教材提示用モニタも老朽化しており画質悪化･明るさの低下等がみられたが､平成 19 年度にリプレースを行い、すべて液晶ディスプレイに交換した。

（3）事務系ネットワークについて

全事務職員に 1 人 1 台体制でコンピュータが配備されており、全員にメールアドレスが配布されている点は長所といえる。

また、GAKUEN Universal Passport の導入に合わせて、事務職員に支給されているコンピュータの多くのリプレースを実施した。これによって、従来は事務職員に支給されていた老朽機の性能が劣るために事務作業に支障を来す場合があったが、このような問題はほぼ解消している。

ロータス・ノーツについては、操作性、ユーザーの管理、サーバの管理の点でも問題が多く、一部学生の環境（過去の送受信メール、各種設定等）がすべて滅失するという障害が発生したことに鑑みるみると、事務系ネットワークにおける将来的利用にはかなり問題が多いと言わざるをえない。

（4）その他

個人情報保護法施行に対する教育情報ネットワークセンターの対応については、かねてより次の問題点が指摘されていた。

①メディアセンター１階に設置されているサーバ室は、大型ガラス窓で囲繞されており、セキュリティ上問題があること。

②学生に付与する電子メール(インターネット・メール)アドレスに学籍番号をそのまま利用していること。学籍番号は、本人を直接識別する情報ではないものの他の情報と対照することにより容易に本人を識別できる情報であるので、個人情報保護法上問題となりうる余地がある。

このため、①については 2008 年度（平成 20 年度）中に教育情報ネットワークセンターのサーバ移設を実施し、メディアセンター1 階の大形ガラス窓のあるサーバ室からサーバ類を撤去することにより、セキュリティの向上を図ることとしている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

（1）研究系ネットワーク

研究系ネットワークについては、情報機器類の早急な更新を行っていく。

専任教員の個人研究室のコンピュータについては、性能にかんがみると次期主力オペレーションシステムの使用には耐えられないと思われ、教材作成等にも支障を来すことが予想されるため、学生用のコンピュータを再整備して早急な更新を行っていく。

プリンタについては、全個人研究室に配置することが望ましいが、当面共用プリンタの更新および増設を行っていく。

（2）教育系ネットワーク

教育系ネットワークについては、PC 教室のコンピュータ、プリンタおよび教材提示用モニタの更新を平成 19 年度に行ったが、ひきつづきメンテナンスを行う。

また、「電脳スクウェア」、「システムカフェ」等で使用されているコンピュータについては性能に鑑みると次期の主力オペレーションシステムの使用には耐えられないと思われるため、順次更新を行っていく。

学生の利便性を向上させるためには、学内無線 LAN 環境の構築も検討していきたい。また、学生の情報コミュニケーションの中心がコンピュータから移動通信体に移行しつつある中で、移動通信体にどのように対応するかについても検討を行っていく。

（3）事務系ネットワーク

事務系ネットワークについては、GAKUEN Universal Passport の導入に合わせて、事務職員に支給されているコンピュータの多くのリプレースを実施したが、引き続き一部に残っている老朽機についての早急な改善を行っていく。また、ギガビット・ネットワークの設

備導入とあわせて全体的な情報機器の更新も行っていく。

GAKUEN Universal Passport（KIU Portal）を導入したことにより、ある程度ロータス・ノーツを補完することが可能となった。今後 KIU Portal の機能を徐々に追加していくことにより、ロータス・ノーツに代わるコミュニケーション・ツールとして有用性はある。

ロータス・ノーツについては廃止も視野に入れて検討しており、情報共有・情報伝達手段の代替の導入を図っていく。

（4）その他

学生に付与する電子メール(インターネット・メール)アドレスに学籍番号をそのまま利用している問題については、法人の個人情報保護委員会と連携を図りつつ、対策を講じていく。

第６節　大学院研究科の施設・設備

【現状の説明】

大学院の研究科の教育目的を実現するための施設・設備等の整備状況については、法学研究科、企業政策研究科ともに、その担当教員が学部の専任教員も兼ねているので、幾つかの施設・設備は共同利用となっているが、大学院生の研究活動が円滑に行なうことができるように配慮して、大学院専用の施設・設備の整備を図っている。

教員が教育研究活動に利用する、研究棟に設置されている共同研究室ならびに教材準備室は学部との共同利用となっている。図書館ほかの施設も共同利用となっている。ただし、図書館については、大学院生に対しては閉架式書庫への立ち入りを認め、資料収集面で特別の配慮をしている。また講義・演習室は 2 号館 1 階に大学院用として 5 室設置している。

大学院専用の施設としては、自習室にあたる院生研究室と院生談話室を設置している。院生研究室は 3 室用意され、総面積 253 ㎡、計 96 名収容可能であり、個人用に机・椅子・照明スタンド、ロッカー、書架が配備されている。また、院生談話室は総面積 101 ㎡あり、グループテーブル、コピー機、学内 LAN 対応パソコン 6 台、プリンター、書架、応接セットならびに電話が配備されている。

施設・設備等の維持管理については、大学院・学部の区別なく、第 10 章第 4 節にて記述したとおりの全学的な責任体制の下にあり、学内的な責任体制が確立されている。

【点検・評価】【長所・問題点】

大学院専用の施設・設備を整備しており、その維持・管理も全学的な責任体制の下にあり、特段の問題点は見当たらない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

現状では特に改善すべき点は見当たらないが、今後とも教育研究のために施設・設備の充実に向けて努力する。

第 7 節　情報インフラ(大学院)

【現状の説明】

学術資料の記録・保管ならびに他大学との学術資料等の相互利用の整備は、第 11 章の図書館および図書・電子媒体等において記述したとおりである。学術資料については、本学研究科の学問系統である社会科学分野に重点をおいており、院生の研究活動に資する資料の整備を図っている。また、九州地区の図書館利用の便宜を図るために情報ネットワークシステムを構築しており、相互利用の仕組みが確立されている。

また、大学院の談話室には、法学、経済学、経営学関係の雑誌１８種類を大学院予算で購入して開架式に配備している。

【点検・評価】【長所・問題点】

研究科の学問分野に配慮した資料収集・保管が行われ、学外の図書館の利用に際しての便宜も図っており、特段の問題点は見当たらない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状では特に改善すべき点は見当たらないが、今後とも情報インフラの整備の充実に向けて努力する。

《取り組みの主要点》

キャンパス移転によって到達目標で示した諸施設の整備は大学設置基準を十分に満たしたものとなっている。また「完全バリアフリー化」も実現しており、障害を持つ学生も一般学生と同じようにキャンパスライフを送ることができている。

「市民に開かれた大学」に関しても利用上の制約をできるだけ少なくし、市民も一般学生と同じように施設を利用できる体制を整えている。

情報施設については、機器の老朽化が問題になっていたが、最新の機器の導入を進めており新たな情報教育システムの整備を進めている。

第１１章

図書館および図書
・電子媒体等

第１１章　図書館および図書・電子媒体等

【到達目標】

図書館は、本学大学院研究科、学部・学科に適した資料群を整備し、蔵書構築を目指す。これら整備・構築した資料・蔵書類は、広く学内外に公開することにより教員・学生の研究・学習に供すると共に地域住民の勉学意識向上の一助とする。またこの利用に供するため閲覧とレファレンスサービスに努めるなど、十分なインフラを整備することを目標にする。

第１節　図書、図書館の整備

１．図書・学術雑誌・視聴覚資料等の整備

【現状の説明】

（１）資料

本学図書館の収書方針は、図書館規程に基づき、学術研究・教育活動に必要な一般教養・専門分野の図書や、統計書、辞典、事典、年鑑類、非図書資料（活字以外のメディアによる資料、ビデオテープ、DVD などの映像資料、録音資料および機械可読資料）および逐次刊行物（学術雑誌、新聞および大学・研究機関が発行する紀要等）などを網羅し収集することである。

この方針に従い 2007 年度は年間約 6,200 冊程度受け入れ、その他の非図書資料については、視聴覚資料などの映像資料および機械可読資料などを年間 38 点ほど受け入れている。

学部学生・大学院生の学習、教職員の教育・研究活動を支援するため、必要とされる資料の選定を図書委員会や図書館事務室などが行っている。

学生用図書は、一般教養図書、専門書などを収集している。気軽に読める資料として、文庫コーナーを別置している。また、就職活動に役立つ資料として、受験資料を別置している。そのほか、留学生への配慮として、日本語、中国語、韓国語で書かれた日本の文化事情に関する簡明な資料などの収集にも努めている。

指定図書については、担当教員が講義に関連した参考図書を年度始めに選定し収集している。複数冊設備している図書もある。図書は専用コーナーを設けて教員別に配置している。指定図書は、2007 年度、約 2,200 冊となっている。また、シラバスに掲載されている図書のうち所蔵のないものは購入するようにして利用に供している。同時に学生による購入希望図書制度を取り入れて、学生が希望する資格試験資料や教養書等を購入している。購入を決定した資料については、ホームページで紹介している。また、教育・研究専門分野の図書は、研究資料費で教員が資料を選定収集し利用に供している。

利用者のニーズは時とともに変化していく傾向にあるので、学内者や学外者のニーズをいち早く捉えそれに対応した資料収集を図り、常に新鮮な資料を整備するようにしている。

（２）　図書

図書の蔵書構成は、人文科学・社会科学・自然科学分野と主題分野別に研究用資料群と学習・教養教育用資料群で構成されている。

図書の整備状況については、社会科学分野の図書に重点を置き、法律・経済・国際関係その他を整備し、人文科学分野では語学、哲学、歴史、産業芸術、文学関係を整備している。自然科学分野では、数学、物理学、地球科学、生物学等、教育・研究に必要な資料を収集している。またこれらの分野に関する辞典、目録、索引、統計的な資料として官庁関係資料群で毎年発行されているもの、学習教養書や資格試験、就職関係資料などを毎年更新している。その他の資料としては、コレクション資料で新聞のマイクロフィルムや外国の官報をマイクロフィッシュ資料等で、内外の資料を多く所蔵し、学内外からの利用に供している。

この他、蔵書には、新日本製鐵（旧八幡製鐵）資料室から寄贈された『製鐵文庫』(13,218 冊)や、関係者から寄贈された各種文庫（13,734 冊：「高木文庫」・「瀬戸山文庫」・「川瀬文庫」・「正田文庫」・「伊藤文庫」その他）等を含む貴重な専門書や学生のための図書（和・洋を含む）をはじめ、本学に関係する様々な分野の図書を所蔵し、学内外の利用者に活用されている。また、貴重な郷土資料や入手不可能な資料を教員により寄贈を受け所蔵している。

図書の受入は、過去３年間の年度別図書受入冊数表を参照すると、2005 年度の受入冊数は 7330 冊で、「平成 18 年度学術情報基盤実態調査結果報告」の平均値 7461 冊と、ほぼ同レベルを示しているが、その後２年間は減少傾向にある。

過去３年間の図書の受入冊数状況は表 11-1-1-1 のとおりである。

表 11-1-1-1　過去 3 年の図書受入状況

		2005 年度	2006 年度	2007 年度
和　書	購入	5,403	4,751	4,630
	寄贈	676	673	619
計		6,079	5,424	5,249
洋　書	購入	1,243	780	912
	寄贈	8	76	10
計		1,251	856	922
合　　計		7,330	6,280	6,171

（３）学術雑誌および視聴覚資料

①学術雑誌

図書館は、逐次刊行物を 2007 年度に内国 2,613 種、国外 592 種合計 3,205 種を継続受け入れしている。なかでも、法律関係では、利用の多い判例集「最高裁判所判例集」をはじめ「法律時報」、「判例時報」、「民商法雑誌」、「法学協会雑誌」、「季刊労働法」、「刑法雑誌」、「Law Quarterly Review」、経済関係では、「国民経済雑誌」、「会計」、「国際問題」などを創刊号から所蔵している。アジア関係・経済関係の資料では、韓国の「新東亜」、「月刊朝鮮」、「毎経 Economy」、「現代文學」、インドの「India Today」、「Frontline」、インドネシアの「GATRA」、中国の「民主与法制」、「天下雑誌」、「人民日報縮印合訂版」、

「争鳴」、「廣角鏡」などを所蔵しており、これらの雑誌は、全国でも所蔵している大学はあるものの、数少ない。

新聞は、国内紙は主要な全国紙に加えて、地元の「西日本新聞」を創刊号から（一部マイクロフィルム）所蔵している。外国新聞は国際関係の特色を活かした中国の「中国時報」、「東亜時報」、インドネシアの「Kompas with Bola」などを所蔵している。

学術雑誌のうち、一部電子ジャーナルを 2005 年度より導入しており、学内から閲覧可能となっている。

学術雑誌の受け入れは、「平成 18 年度学術情報基盤実態調査結果報告」によれば、平均総数は 1,266 種であり、本学は総数 3,185 種を受け入れており平均値の２倍以上を示している。

②視聴覚資料

専用コーナーを設置し、図書や雑誌資料とは違った映像資料効果による、教育・学習効果を上げるため、幅広い教養分野や、学術分野に亘って、事典、歴史、社会科学、自然科学、芸術、言語、文学などの関連資料を所蔵している。2007 年度は、総数 4,866 点となっている。最近は、リスクマネジメント関係資料を収集している。

過去３年間の学術雑誌および視聴覚資料の受入状況は[基礎データ]表４１のとおりである。

【点検・評価】

本学図書館は、中央図書館としての機能を有するため、総合的に学術情報資料を整備しなければならない。一方で、学術情報出版の流通量は年々増加しているため、図書館がこれら全ての資料を収集することはできないが、必要不可欠のものは大学で第一に収集を検討している。また他の図書館との相互協力も積極的に行っている点は評価できる。

（１）　図書費

図書費は、2005 年度の購入費、39,765 千円で、全国平均を上回っていたが、その後は、学生数の減少による予算的な制約があるものの、学部間の共同購入や、業者との割引価格交渉など工夫し効率的な資料購入に努めている。

（２）　学術雑誌

学術雑誌費は、委員会で定期的な見直しを実施している。外国雑誌価格の高騰が大きく影響しているが、国内雑誌および寄贈雑誌を多く受け入れし、2005 年度の全国平均値である総数 1,266 種を大きく上回って、総数 3,185 種と２倍以上受入している。

（３）　視聴覚資料費

視聴覚資料費は、2007 年度購入費は 655 千円となっているが、利用者が増加傾向にあることから、パッケージの消耗が激しい。

また新しい分野の資料を充実させる必要がある。

なお、過去 3 年間の資料購入費の推移は表 11-1-1-2 のとおりである。

表 11-1-1-2　資料購入費の推移（単位：千円）

		2005 年度	2006 年度	2007 年度
図書	内国書	24,906	19,750	16,406
	外国書	14,859	11,326	9,854
雑誌	内国書	5,684	6,046	6,001
	外国書	6,912	7,496	6,249
視聴覚資料		764	537	655
合　　計		53,125	45,155	39,165

【長所と問題点】

外国新聞の保存については、九州地区の大学図書館間における外国新聞分担保存協定により、各大学図書館は外国新聞の保存の形をオリジナルかまたは、マイクロフィルム等で保存している。

本学は、「中国時報」新聞をマイクロ化した資料と「Kompas with Bola」（原紙）などを近隣大学には所蔵していない貴重な資料を原紙の状態（一部マイクロ化あり）で分担保存し情報を提供している。また、アジア関係、韓国、中国のもの等、特色ある和文・欧文資料を収集し利用に供している。これらの資料については、国内の大学では所蔵しているものの継続して持っているところは少ない。

一方で、問題点はこれらの資料の原紙保存に伴い、書庫の狭隘化が進みつつある。

また、寄贈学術雑誌の収集についても、収集に限界があり、受入・保存する資料の選択は慎重に行っている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

（１）新聞保存については、書庫の狭隘化から原紙保存を見直し、CD-ROM 化を検討する。

（２）2007 年度に寄贈学術雑誌の保存についてアンケートを実施し見直しを行っていくと共に雑誌の重複所蔵の洗い出しを行い保存・廃棄を検討していく。

２．図書館施設の規模、機器・備品の整備

【現状の説明】

（１）施設の規模

図書館はメディアセンターという複合施設の中にあり、地上５階建てのうち、１階部分は学内の教育情報ネットワークセンターが入っている。２階から５階までが図書館となり延べ床面積は 4,346 ㎡、閲覧席 457 席（ＯＡデスク 68 席）、開架図書 10 万冊、書庫収容約

45 万冊がある。2 階には中央カウンターをはじめ、レファレンスカウンター、ＡＶコーナー、判例コーナー、個人ブース閲覧席、軽い雑誌などを読むことができる、２階を吹き抜けにした空間のブラウジングーコーナー、新聞閲覧コーナーを設置し、入り口にはＢＤＳ（ブックディテクションシステム：図書貸出確認システム）を設置している。また入り口横には蔵書検索コーナーを配置している。更に３階にはＯＡデスク（個人のノート PC を接続可能な閲覧机）をはじめ、グループ自習室や、蔵書検索コーナーを配置し、４階には、一般閲覧席のほか、研究個室と蔵書検索コーナーを設置している。４階の書庫内には、閲覧席をはじめ、検索端末機とコピー機を設置している。また障害者へ配慮し、図書館へ１階からエレベータを利用できる。閲覧机は専用机を各階に配置している。2007 年 5 月 1 日現在の設備詳細は表 11-1-2-1 のとおりである。

表 11-1-2-1　図書館施設

	名称	面積（㎡）	閲覧座席数（席）	閲覧座席数に含まない座席(席)
図書館	総　面　積	4,346.02　㎡		
	2 階閲覧室・カウンター	1,242.17 ㎡	152（PC 仕様席 26 席 H/C 2 席、ブラウジングコーナー12）	2
	ＡＶコーナー			26
	判例コーナー			
	新聞閲覧コーナー			9
	ブラウジングコーナー			
	インターネットカフェ			9
	蔵書検索コーナー			10
	3 階閲覧室	1,242.79 ㎡	222（PC 使用席 42 席 H/C 2 席）	
	グループ学習室			
	検索コーナー			6
	4 階閲覧室・書庫	1,181.61 ㎡	76	
	研究個室		4	
	検索コーナー			2
	書庫内閲覧席		3	
	5 階書庫	679.45 ㎡		
	館長室			
	事務室			
	会議室			
	選書室			
	マイクロ室			2
	印刷製本室			
	閲覧座席数		457	66

（２）機器・備品

図書館は業務の効率化と利用者サービス向上のためコンピュータ化しており、サーバー機器をはじめ、各端末機器を２階から５階に配置している。また、CD-ROM 専用検索端末とオンラインデータベースが検索できる端末も配置している。

また、ＡＶブースは２階コーナーに 23 台、マイクロリーダー機器を５階に１台、１階のマルチメディア教室には、マルチメディアスクリーン、視聴覚機器、パソコン、プロジェクター等を配置している。2007 年 5 月 1 日現在で、表 11-1-2-2 の機器を配置している。

表 11-1-2-2　機器・備品の配置数

配置場所	種類	台数
ＡＶコーナー	ビデオデッキ	19
	カセットレコーダー	6
	ＬＤデッキ	15
	ＤＶＤデッキ	4
マルチメディア教室	大型 80 インチスクリーン	1
	パソコン	1
	ビデオデッキ	1
	ＬＤデッキ	1
	マルチメディアプロジェクター	1
	書画装置	1

システム配置機器		
階層	機器	台数
２Ｆ	ＯＰＡＣ検索端末	10
	インターネット検索端末	9
	カウンター貸出し返却端末	3
	プリンター	2
３Ｆ	ＯＰＡＣ検索端末	4
	プリンター	1
４Ｆ	ＯＰＡＣ検索端末	2
	プリンター	1
５Ｆ	業務用サーバー	2
	ＯＰＡＣ検索端末	3
	プリンター	4

	業務用端末	8
	蔵書検索端末	6
計	ＯＰＡＣ/業務用端末機器	55

【点検・評価】

（１）施設

図書館は教室棟や研究棟から近く、キャンパスの中央に位置している。また、地域開放も視野に入れ、外部から比較的判り易い場所に配置することにより、利用者への便宜が図られている。

また、学生の居場所として、館内の視聴覚コーナー（大型モニタ２台配置）や比較的軽い雑誌を閲覧できるブラウジングコーナーは多く利用されている。資料の配置については、最も利用度の高い調査資料（事典、辞典、年鑑、統計書など）を２階に配置し、資料の検索には、各階に検索端末を配置している。４階書庫内の書架は電動式とし、同時に免振性に配慮した書架として地震対策に適っている。

表 11-1-2-1 のとおり、本学の図書館総面積は 4,346.02 ㎡、図書収容可能冊数は約 45 万冊である。2008 年３月末の時点で、約 42 万冊と収容可能冊数に近づいている。

また、閲覧席数の全体は表 11-1-2-1 のとおり 457 席であり、収容定員に対する 10%を確保しており、平常時は対応可能である。ただし、図書館の地域への開放を進めていくうえでは、閲覧席の増席が望まれる。また、平常閲覧席に若干の余裕があるため、学内では授業との連携により、利用増加が望まれる。

（２）機器・備品

視聴覚機器の設置台数は表 11-1-2-2 のとおりである。現在の運用状況からみると、ハードおよびソフト類の整備状況は概ね良好である。

今後は視聴覚用のハード・ソフトなどが多様化し、ビデオカセットテープから DVD ビデオが主流となり、DVD などハード機器の整備が望まれる。

【長所と問題点】

施設について、利用者が落ち着いて学習・読書できるよう各階に個人ブースを配置したり、書架・机などは木のぬくもりを感じる木製にしたり、また照明は一部分間接照明にして各種配慮している点は長所といえる。さらに、閲覧席の一部では、個人のノート PC を持ち込み学習できる環境を提供している。

書庫の収容力は、資料の増加に伴って、書庫スペースが不足しつつある。

視聴覚機器は、DVD 対応機器の整備を検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

（１）　書庫スペースの問題を解消するために、資料の希少性、重要性、利用状況などを勘案しつつ、廃棄を検討する。

（２）　DVD に対応した機器の増設を検討する。

３．図書館利用者に対する利用上の配慮等

【現状の説明】

（１）閲覧座席数および開館時間

座席数については、身体障害者席や研究者向け閲覧席に配慮し、館内全体で 457 席設けている。その他に、グループ自習室席などがあり、閲覧室利用が集中する場合は閲覧席として開放している。また開館日数は、定期試験期間前や期間中、夏期休暇中の開館を含め 2007 年度の開館日数は 279 日、開館時間は開講中、平日 9 時 10 分～22 時、土曜日 9 時 10 分～18 時（正規の講義がないため縮小試行期間）までとなっている。

（２）図書館の利用状況

本学図書館の 2005～2007 年度の利用状況は、表 11-1-3-1 のとおりであり、入学者数の減少により利用者が減少傾向にある。

なお、このなかには、学外の利用者数を含んでいる。

表11-1-3-1　過去３年間の利用統計

	2005年度	2006年度	2007年度
開館日数（日）	276	279	279
入館者総数（人）	118,681 (5,376)	107,393 (4,735)	89,536 (5,179)
1日平均入館者数（人）	430	385	321

（注）カッコ内は学外者数。

（３）　館外貸出し

本学図書館の 2007 年度、年間貸出し冊数は、9,409 冊である。

貸出しについては、通常の貸し出し以外に、論文やレポート作成のための特別貸出しを実施しており利用促進を図っている。学外者への貸出し数が比較的多い。

過去３年間の館外貸出冊数は表 11-1-3-2 のとおりである

表 11-1-3-2　館外貸出冊数状況

	2005 年度	2006 年度	2007 年度
学　生	9,242	7,627	7,078
教職員	1,220	1,744	1,139
学外者	1,193	1,285	1,192
合　　計	11,655	10,656	9,409
1 日平均貸出冊数	42.2	38	34

（4）利用者へのサービス

利用者へのサービスを充実させるために、開館時間を 9 時 10 分～22 時までとしている。

また、携帯電話から、お知らせや開館情報を見ることができる。

学内に所蔵していない資料については、相互利用制度の利用を紹介している。

蔵書検索については、OPAC（Online Public Access Catalog オンライン目録、以下 OPAC という）サービスや Web OPAC サービスを提供し、館内では利用指導や事項調査、所蔵調査などを支援するサービスに努めている。

新入生の図書館利用に資するため、４月から６月にかけて利用指導を実施している。具体的には、入門演習の時間を利用して、PC 教室で、利用方法や蔵書検索説明と検索実習、図書館にて館内ツアー、検索実習で行った資料を実際に探してもらうなど、実践的な内容にしている。これらをとおして図書館利用の促進を図っている。

外部商用オンラインデータベースの導入については、電子ジャーナルをはじめ、各種データベースを学内から接続できるようにしている。国内のものでは、朝日新聞記事の検索や、国立国会図書館の雑誌記事索引の検索、国立情報学研究所が収集する論文検索や図書データベースの検索などがあり、利用者に活用されている。

2007 年度 3 月末現在の相互協力については、表 11-1-3-3、外部データベース一覧表は表表 11-1-3-4 のとおりである。

表 11-1-3-3 過去３年間の各加盟館との相互協力状況表（件数）

			2005 年度	2006 年度	2007 年度
相　互　協　力	依頼	複写	328	510	257
		貸借	49	54	62
	受付	複写	319	322	396
		貸借	22	19	33
計			718	905	748

表 11-1-3-4　外部データベース一覧表

データベース名	内容説明
国立国会図書館蔵書検索	国立国会図書館の蔵書検索、雑誌記事索引検索。
NACSIS Webcat	全国の大学図書館等が所蔵する総合目録データベース。 所蔵検索後、各図書館の所在地、利用条件情報まで提示。
CiNii	論文検索データベース。 国会図書館の雑誌記事索引、研究紀要目次検索、引用文献検索等。 本文へのリンクあり。
日経テレコン	新聞記事検索（日経四紙、朝日、毎日、読売、産経、地方紙等）、日経関連雑誌記事検索、企業情報等の検索。 記事本文まで表示される（職員が代行検索）。
聞蔵	朝日新聞記事検索。戦後すべての記事を検索できる。 記事本文まで表示。1945 年から 1984 年分は紙面イメージが見られる。 『知恵蔵』の検索も可能。
LexisNexis	判例・法検索データベース。 キーワードや日付、法令等さまざまな面から判例の検索ができる。 判例全文が読め、法律関連雑誌の掲載情報までわかる。

（５）図書館ネットワークの整備

本学の図書館は、近隣の国公私立大学･短大の各種図書館で構成されている各種団体に加盟している。また、各大学・機関の相互協力協定を締結し、九州地区の図書館の利用を紹介状なしで利用できることや外国新聞の分担保存など、図書館サービスの向上を図るための相互協力活動を行って情報提供機能を強めている。

また、福岡県下では、大学図書館協議会、公共図書館協議会、専門機関による専門図書館協議会などの組織を合体し、館種を越えて、各館の協力体制が可能な範囲で協力していくという情報ネットワークシステムが確立されており、その資料を利用できるという効果をもたらしている。

（６）個人情報の保護への配慮

図書館は、本学の「個人情報保護の指針」に基づき、個人情報の保護については次のように配慮している。取り扱う情報が「個人情報」か「個人データ」か「保有する個人データ」かを明確に区別して、個人情報保護法を遵守しなければならない。具体的には、入館者票、閲覧票、文献複写申込票等、各種の個人情報がある。これら個人情報の処理の仕方によっては、個人データの漏洩を引き起こし、安全管理措置義務違反になるので十分な配慮が必要であると認識している。

各種閲覧票には、個人情報保護に関する注意書きを明記するとともに取扱いについては、各種単票とし、保管場所もカウンター上に置かない等、取扱いに配慮している。

個人情報保護法施行にあたり、図書館では館内掲示やホームページでこれを広報している。保有個人データについては、２年間保存している。

【長所と問題点】

開館時間を講義終了後にも利用できるように配慮し、また社会人のために 22 時まで開館している。問題点は、近年は入学者の減少に伴う学生利用者総数の減少、インターネットでの情報利用による図書館情報の相対的比重低下などによって、学生の貸し出冊数が減少傾向にある点である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

貸出利用促進については、新着図書の紹介コーナーを別置したりガイダンス時に講義関連の参考図書が図書館にあることを一層 PR することなど､授業との連携強化を図る｡また、学生に図書情報の特質を踏まえた PR を大学講義と連携しながら行う。

４．　図書館の地域開放状況

【現状の説明】

図書館の地域開放については、従来、学内者に支障のない範囲で館長が認めた者に利用を許可してきた。その後、キャンパスの平野地区移転を機に 1999 年（平成 11 年）4 月に「九州国際大学図書館市民利用内規」を定め、利用対象者は北九州市民および北九州市近隣市町村民、15 歳以上の利用者を対象とすることにした。2002 年 9 月には貸出しサービスを拡充し、他大学の関係者や地域住民に広く開放している。九州地区では、大学間で身分証明書を提示することにより、大学図書館を利用できるように協定を締結している。なお本学では、学外者による利用統計をとるため、学外者入館記録票への記入を依頼している。

本学は、福岡県内で専任教員を置いた「図書館学課程」を開設した伝統があり、司書教諭にあっては最も早く、1960 年（昭和 35 年）より地域に開かれた司書教諭科目を開講している。

また本学では、図書館法に定められた法律に基づく司書講習を文部科学大臣の委嘱により実施してきた伝統がある。この講習は 1962 年（昭和 37 年）から隔年おきに開講し、多くの司書を輩出している。地域のニーズに応え現在も継続し実施している。

（１）貸出しの開放について

表 11-1-4-1 のとおり、過去３年間の登録者総数は 2007 年度で 224 人となった。ちなみにサービス開始当時、一部の新聞で「本学図書館と公共図書館の相互協力として市民の学習ニーズは多様化、高度化しており、大学はこれに応えるべく社会貢献することも大きな役割である。それぞれが持つ資源を有効に活用することで市民サービスを充実させることができるため、相互に協力体制を図るものとする」（読売新聞 2002 年 9 月 15 日、毎日新聞 2002 年 9 月 18 日）と報道された。

また、貸出しを開始する前には、ポスターやチラシを準備し、市内の公共図書館に配布

するなど、広報活動を実施した。

学外者へのサービスの内容は、15 歳以上の利用者を対象とし、資料の閲覧、文献複写および貸出しとなっている。貸出し期間は、5 冊 14 日間となっており、学外者による 2007 年度の貸出冊数は 1,192 冊となっている。

学外者の利用状況および登録者数は表 11-1-4-1 のとおりである。

表 11-1-4-1　学外の利用状況

	2005 年度	2006 年度	2007 年度
入館者総数（人）	5,376	4,735	5,179
登録者数（人）	107	43	74
貸出冊数（冊）	1,193	1,285	1,192

（２）利用時間

利用時間は、開講中は学内者と同様にしている。また学内の定期試験期間中でも利用を検討し、2008 年 7 月より試行期間として月曜日から金曜日は 9 時 10 分～22 時まで、土曜日は 9 時 10 分～18 時まで利用できる。これらの情報については、事前に館内掲示や携帯カレンダーを作成し、ホームページ等でも広報を行っている。

【点検・評価】

（１）　閲覧座席

学外利用者への便宜と地域開放を進めるため、2008 年 7 月から試行期間として本学の定期試験期間中も学内学生の利用に支障のない範囲で学外利用者が利用できるようにしている。

（２）利用時間

図書館は 22 時まで開館しており、社会人が勤め帰りにも利用することができる。

高校生の利用時間については、下校の安全性に配慮して、20 時までの利用とし早めに帰宅するよう指導している。

（３）地域利用者へのアンケート実施

図書館では、学外利用者を対象にアンケートを実施し、高校生から 60 歳代までの利用者 30 人から回答を得た。アンケート内容は、①利用について、②閲覧・貸出について、③その他、という内容であった。回答としては、施設面では「使いやすい」、「静かでよい」、蔵書面では「専門の資料が揃っていてわかりやすい」など、高い評価を受けている。

【将来の改善･改革に向けての方策】

（１）学外者の利用アンケートを定期的に実施し、地域開放の向上を目指すよう検討する。

（２）閲覧座席数は、４５７席あり、平常時は対応可能である。ただし、図書館の地域開

放を進めていくうえで閲覧席の増席を検討する。

第２節　学術情報へのアクセス

１．学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学等との協力の状況

【現状の説明】

（１）学術情報の処理および提供システムの整備状況

本学では、1996 年（平成 8 年）4 月に旧校地の枝光本館が、業務の効率化、簡素化を目指して図書館を機械化し、発注から閲覧までのトータルシステム構築に取り組んだ。同時に蔵書の遡及入力開始に取り組んだ。

その後、分館との学内 LAN の敷設によりネットワークを通じて情報発信ができる体制が整えられた。また OPAC サービスを開始するため、国立情報学研究所（旧学術情報センター）の総合目録データベース（NACSIS-CAT）の共同分担事業による所蔵資料の登録を開始し目録所在情報サービス事業に参画した。並行して 1997 年（平成 9 年）4 月に、平野校地の分館がシステムを導入し、同総合目録データベース（NACSIS-CAT）作成事業に参画した。

1999 年（平成 11 年）4 月に大学はキャンパスの統合移転を行い、図書館も本館・分館の統合を成し、中央図書館としてサービスを開始した。2002 年 4 月から図書システムの更新に取り組み、2004 年 3 月に既存データを移行し、2004 年 4 月にシステム稼動を行った。

業務系では、業者のホームページから希望図書をオンライン発注できる仕組みを導入（利用者限定）し、目録作成、支払い、閲覧、相互利用までトータルシステムで管理できるようになった。利用者は図書・雑誌・視聴覚資料の区別を意識することなく OPAC で検索できる。

2005 年度には、新たなホームページを開設し、Web 上で本学の蔵書検索や、商用のデータベース、電子ジャーナル（一部学内限定）などの情報提供を行っている。

2006 年度には、国立情報学研究所の学術コンテンツポータルサイトを利用して必要な論文を入手できるようにしている。

（２）他大学等との協力関係

本学は、「私立大学図書館協会」、「九州地区大学図書館協議会」、「福岡県・佐賀県大学図書館協議会」、「福岡県図書館協会」に加盟し、相互の貸借、文献複写、相互利用などに努めている。

【点検・評価】

2008 年度には、学内の紀要・論集類を電子化し、学内外に広く公開している。

【長所と問題点】

学内における学術情報へのアクセスについては、外部商用データベースの検索や、紀

要・論集類などを Web 上で検索できるようにしたことで、資料の有効活用を図っている。
今後はさらに各種データベースの拡充が必要となる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

現在の商用データベースを拡充していく可能性を探求する。

《取り組みの主要点》

以上検証してきたとおり、本学の図書館は、社会科学系の学部と大学院を擁する大学の付属図書館として、また、地域に開かれた図書館としての機能を、概ね、発揮できている。

視聴覚資料以外の資料群の整備状況は、年度による若干の変動はあるものの、本学と同規模の他大学の図書館の平均値を超えている。とりわけ、学術雑誌の拡充は目覚しく、教員の研究や学生の学習に大きく寄与している。

施設面での整備状況については、本学の図書館が、1999 年（平成 11 年）4 月のキャンパス統合移転にあわせて、新たに建設されたこともあり、機器・備品ともに充実している。ただし、資料群の増加に伴い、所蔵スペースの問題が生じており、書架などの増設に加えて、資料収集・保存・廃棄について見直しが必要になってきている。

学外利用者を含む利用上の配慮および地域開放状況については、本学の前身である八幡大学開設当初から「勤労者教育」の理念を掲げてきたこととの関係で、古くから常に利用者のニーズを反映するサービス体制が整っている。1962 年（昭和 37 年）に開始された司書講習は、地域のニーズに応え、現在も隔年おきに開講されている。

学術情報の処理・提供システムの整備状況については、キャンパス統合移転に伴う新図書館開館以降、逐次、更新に取り組んできており、現在ではホームページを通して学内外からのアクセスに対し、蔵書検索をはじめとする各種データベースの情報提供に努めている。今後もこれらを継続して生きた図書資料の情報提供・発信に取り組むこととする。

第１２章

研究所・施設等

第１２章　研究所・施設等

【到達目標】

本学の研究所・施設として、社会文化研究所、エクステンションセンターが設置されている。これらの研究所・施設の共通の到達目標は、大学の教育研究活動をさらに深め、あわせて社会貢献を推進することである。そしてこの共通目標の下に各研究所・施設ごとに到達目標が設定されている。

なお、文化交流センターおよび次世代システム研究所は、2007 年 3 月末で廃止された。

第１節　社会文化研究所

【到達目標】

社会文化研究所は共同研究を主体とした調査・研究活動の推進を目標としている。そしてこれらの研究成果および収集した図書・資料等を地域社会・学外研究者へ還元・提供することをも目標としている。

【現状の説明】

１．概要

社会文化研究所は、1964 年（昭和 39 年）設立の産業文化研究所および 1967 年（昭和 42 年）設立の法律研究所を 1970 年（昭和 45 年）に統合し、人文・社会科学の総合研究機関として設立された。

以後、本研究所は、学術研究、出版活動のほか、学術講演会の開催、市民・学生を対象とした各種の資格試験講座等を主宰してきたが、市民・学生を対象とした講座等は、その後設立されたエクステンションセンターの事業として本研究所から分離されたため、現在では、本学教員と学外の研究者による共同研究活動の拠点としてその役割を担っている。

研究所の運営は、学長により任命される所長（2007 年度末より副所長も置くこととした）の下に、事務室長が事務を行い、各学部から選出される運営委員（各学部 2 名）により構成される社会文化研究所運営委員会において事業内容について審議・決定を行うこととしている。研究所には調査研究を行う研究員を置くことができるが、現時点では専任研究員は在籍しておらず、客員研究員 1 名が所属している。

本研究所の主な事業は、①本学教員が研究テーマに応じて自主的に組織する研究グループによる調査・研究活動の支援と、②その成果等を発表するための出版事業となっている。以下個別的におのおのの事業の現状を説明する。

２．調査・研究活動

毎年、様々な社会・文化に関する研究テーマを設定した共同研究グループ（学内外の研究者）が、活発な調査・研究活動を推進している。その研究成果を含め、本学教職員の様々な研究活動成果を公刊している紀要は、2006 年度に第 58 号と第 59 号を、また 2007 年度に

第 60 号と第 61 号をそれぞれ発刊し、発表された論文等は、この 2 年間で、21 件を数えることとなった。前述の共同研究は、研究代表者を中心に複数の共同研究者（学外の研究者を含む）による 2 年間を期間とする調査・研究活動である。2006 年度ならびに 2007 年度には、以下 7 つの共同研究グループが活動を行った。

なお、2006 年度は、研究代表者を中心にした複数の共同研究者（学外者を含む）による 2 年間を期間とした調査・研究活動が推進できたが、2007 年度については、前年度の継続分のみが認められたにすぎない。

2006 年度分

研究テーマ	研究者数	研究代表者	共同・特定研究者氏名（職名）
ミニッツペーパー等の原則毎回実施による学生の出席意欲喚起・理解度向上効果に関する研究	７名	湯淺　墾道（法学部）	通山　昭治（法学部教授） 平野　充好（法学部教授） 古屋　邦彦（法学部教授） 岡田　行雄（法学部助教授） 坂本　一也（法学部助教授） 山本　啓一（法学部助教授）
ネットワーク組織の技術能力の形成と柔軟性～台湾のハイテクパークの事例を中心に～	６名	陳　　韻如（経済学部）	伊吹　勇亮（長岡大学経営学部講師） 朴　　唯新（宇部工業高等専門学校経営情報学科講師） 伊藤　　衛（京都大学大学院博士課程） 神吉　直人（京都大学大学院博士課程） 長内　　厚（京都大学大学院博士課程）
マックス・ヴェーバー文献目録の作成と、ヴェーバー研究から見た日本の社会科学の再検討	２名	三笘　利幸（経済学部）	鈴木　宗徳（南山大学外国語大学助教授）
太平洋岸を中心とする現代米国西部地域の政治経済構造に関する研究	３名	山縣　宏之（経済学部）	菅原　　歩（東北大学経済学部助教授） 名和　洋人（京都大学経済学研究科）
旧産炭地から湧出する坑内水の沈殿物の性質	２名	岡本　真琴（経済学部）	坂本　栄治（近畿大学産業理工学部教授）

2007 年度分

研究テーマ	研究者数	研究代表者	共同・特定研究者氏名（職名）
マックス・ヴェーバー文献目録の作成と、ヴェーバー研究から見た日本の社会科学の再検討	２名	三笘　利幸（経済学部）	鈴木　宗徳（南山大学外国語大学准教授）
太平洋岸を中心とする現代米国西部地域の政治経済構造に関する研究	３名	山縣　宏之（経済学部）	菅原　　歩（東北大学経済学部准教授） 名和　洋人（京都大学経済学研究科）

３．研究紀要・叢書

上記研究活動の成果は、本学学生に還元されることはもちろんのこと、年 2 回刊行されている「社会文化研究所紀要」によって公刊され、国内の大学研究所等の研究機関と相互に情報交換がなされている。

また、共同研究または特定研究の成果をよりまとまった著書として年 1 回「社会文化研究所叢書」を公刊しているが、2006 年度は刊行できたものの、2007 年度は刊行できなかった。

2006 年度分

叢書号数	題名	著者	発行所	頁数
第５号	近代植民地都市釜山	坂本悠一（経済学部教授） 木村健二（下関市立大学教授）	桜井書店	230 頁

４.図書・資料の収集

本研究所は、旧「官営八幡製鉄所」時代以来の八幡製鉄所内文書・記録類を約 1,300 冊の簿冊に整理したものを保管している。2007 年度末現在、所蔵している主な資料としては、次のようなものがある。

学術資料名	概要	資料の量	2007 年度 利用数・アクセス数
八幡製鐵文庫	八幡製鉄所図書館及び教習所から寄贈された、明治末～昭和 20 年代の図書。	和書 10,388 冊 洋書　2,830 冊	36　件
門司新報 （マイクロフィルム）	関門地域の日刊紙。 明治 26 年～昭和 11 年所蔵。	135 本	12　件
門司新報 （複製・冊子体）	関門地域の日刊紙。 明治 26 年～昭和 11 年所蔵。	226 冊	12　件
福岡日日新聞 （マイクロフィルム）	福岡初の日刊紙。 明治 13 年～昭和 19 年所蔵。	302 本	6　件
大阪毎日新聞附録西部毎日（マイクロフィッシュ）	昭和元年～昭和 19 年所蔵。	4,606 枚	2　件
製鉄所時報くろがね （製本）	1～782 号所蔵 （大正 8 年～昭和 19 年）	8 冊	12　件
新日本製鐵八幡製鐵所文書	鉄鋼関係文書資料 明治 25 年～昭和 40 年所蔵	CD　88 本 マイクロフィルム 237 本	9　件

このような貴重な資料をより利用しやすくするために、本研究所では八幡製鐵所資料の CD-ROM 化を 1998 年（平成 10 年）から始め、2005 年 3 月にこれを完成した。

なお、2007 年度には、5 月より複写料金の引き下げを行い、利便性の向上と利用の促進を図った。

【点検・評価】

１．共同研究支援活動

共同研究主体の調査・研究は、調査・研究内容の幅を広げるのと同時に、研究者相互の交流と刺激が図られ非常に有意義な取り組みである。そしておよそ 40 年にわたる調査・研究による研究成果は学会および地域に大きな貢献をしてきた。しかし、2007 年度には内部資金のみによることに限界が生じた。そこで、2008 年度には、外部資金等による研究の活性化への模索が求められている。

２．研究紀要・叢書

「社会文化研究所紀要」「社会文化研究所叢書」は、本学学生はもとより研究成果の地域還元により地域の文化的発展に寄与し、他大学の研究所および研究機関に送付することによって研究者相互の情報交換や交流を深めることで、学問の発展と深化に貢献している。ただし、2007 年度は叢書を刊行できなかった。

３．図書・資料の収集

本研究所が収集・保管している旧「官営八幡製鉄所」時代以来の八幡製鉄所内文書・記録類は、1892 年（明治 25 年）から 1965 年（昭和 40 年）までにわたる国内屈指の鉄鋼関係文書資料であり、本学内はもとより、広く学外の研究者からも注目されている。さらに 1998 年（平成 10 年）から始めたこれら資料の CD-ROM 化により史料の効率的利用が可能となり、鉄鋼産業に関連する本格的な研究の進展を期待できる。今後は、よりいっそうの利用者へのサービスの向上が求められる。

【長所と問題点】

本研究所が行っている共同研究活動支援事業は、学内の教職員間のみならず、他大学や他機関の研究者との共同研究を支援しており、多くの研究成果とともに研究者相互の情報交換や研究者交流に大いに役立っている。

また、年間 2 回公刊している紀要については、学内の研究者のみならず、共同研究に参加した学外の研究者も自由に寄稿できることから、研究発表の場として広く利用されている点は評価できる。

問題点としては、教員のだれもが共同研究をコーディネートできるわけではないので、社会文化研究所で研究を行う教員が偏ってしまうことがあるほか、私学財政が厳しさを増す中で非・教育部門に対する内部資金の制約が強まっていることがある。後者の問題点については、今後は外部資金を積極的に獲得して、共同研究の拠点として新たに飛躍することが求められている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今後の改善・改革に向けての方策としては、次の項目が挙げられる。

① 多くの教員が社会文化研究所等での共同研究を行えるように研究所としてサポートする体制を作り、同時に共同研究をコーディネートできる教職員を育成していく。

② 学外からの委託調査や外部資金による共同研究の実施等も行えるように本学教員の研究内容のより一層の充実を図る。

このため、2007 年度末よりあらたに研究所に所長を補佐する副所長を置き、外部資金獲得および産学官連携事業について、学内教員への協力依頼、学外関係諸機関との協議、申請書の作成、獲得できた外部資金の使途および学内への配分額の決定、客員教授への報酬等の支払い、報告書の作成、必要となる規程類の整備等につき、学内各機関との連携および調整作業を行うことになった。

③ 将来的には 2008 年度から、研究所主催の公開講座などを実施することで、社会（地域）貢献、とりわけ研究内容の社会への還元に一層努める。

このために今後は、より一層の充実した研究環境を確保する努力を行う。

第２節　エクステンションセンター

【到達目標】

エクステンションセンターは、「地域に開かれた国際理解・交流のアカデミック・コミュニティ」を目指し、学部生や大学院生はもとより、学外の社会人にも開放した「資格取得講座」、「就職支援・キャリアアップ講座」、「教養講座」、「提携講座（自治体や企業等と共同で講座を開講)」など社会のニーズにもとづいた講座の企画・運営を行うことを目標としている。

あわせて、地域の市民に「学び直し」の機会となる講座を企画・提供することにより、新たなチャレンジを目指す若者、女性、高齢者等の学習意欲に対応し、生涯学習に資する事業を行うことを目標とする。

【現状の説明】

現在、「資格取得講座」、「就職支援・スキルアップ講座」、「教養講座」、「提携講座」の 4 カテゴリーに区分された様々な資格・検定試験受験対策講座や語学講座など年間 80 講座以上を企画・運営している。過去３年の全受講生数は、2005 年度 889 名、2006 年度 792 名（司書講習受講者を含む)、2007 年度 735 名となっている。そのうち地域の市民の受講者は、毎年 200 名前後となっている。

なお、講座受講生は、本学学生に限らず、一般社会人も多く受講しており、地域の学習の場として広く活用されている。

4 カテゴリーに区分された講座を過去３年間で示すと、下記のとおりである。

(1)資格取得講座

宅地建物取引主任者、行政書士、社会保険労務士、司法書士、公認会計士、税理士、司法試験、中小企業診断士、文部科学大臣委嘱司書講習（隔年開講）

(2)就職支援・スキルアップ講座

公務員試験受験対策、ビジネス実務法務検定、日商簿記検定、秘書検定、マイクロソフトオフイス スペシャリスト、初級システムアドミニストレータ、基本情報技術者、医療事務、ホームヘルパー、福祉住環境コーディネーター、ファイナンシャル・プランナー、通関士、旅行管理者、ＴＯＥＩＣ受験対策、航空・ホテル・旅行会社受験対策講座

(3)教養講座

韓国語、中国語、ドイツ語、英語、英会話、ボランティア、水墨画、絵手紙

(4)提携講座

北九州市民カレッジ（北九州市と提携）

これらの講座から分かるように、資格取得・検定試験対策講座を中心に講座の企画・運営を行っている。特に資格講座においては外部の専門学校と提携して実施しており、合格率の向上を目指している。また提携講座は、北九州市と提携して「北九州市民カレッジ」の「産業ビジネス系分野」に講座を企画立案している。

エクステンションセンターでは、春季と秋季の年間 2 回に分けて、受講生を募集しており、春季の開講状況等により、秋季の講座企画・立案の見直し・調整を実施し、円滑な講座運営を行っている。

なお、宅地建物取引主任者講座、公務員試験受験対策講座、韓国語など一部の講座は、専門学校等から講師を派遣してもらい講座を実施している。

【点検・評価】

エクステンションセンター講座の全受講生数は、2005 年度 889 名、2006 年度 792 名（司書講習受講者を含む)、2007 年度 735 名と低下傾向にあることが指摘できる。

新たに企画立案したものの、絵手紙講座、水墨画講座等、応募申込者が 10 名に満たない受講生が極度に少ない講座は、閉講とせざるを得なかった。

【長所と問題点】

以上のとおり、本学学生、一般社会人を対象に法律系・経済系・情報系の資格取得・検定試験対策講座は非常に充実している。しかしながら、教養系の講座は、語学関係の講座がメインになっており、今後の課題としては、本学教員の知的財産を利用した教養講座の企画立案が求められている。

また、資格・検定試験対策講座において、その試験合格率の更なる向上・追求を念頭において、今後の努力が必要である。

さらに、応募申込者がゼロの講座もいくつか見受けられるので、講座の整理整頓が今後の問題点として指摘される。

【将来の改善・改革に向けての方策】

全受講生数の低下傾向に対処するために、提携専門学校にポスター掲示ならびにパンフレットの設置依頼をするなど、エクステンションセンター講座の広報を学内、学外ともに強化し、多くの受講生の確保を目指す措置を講じる予定である。特に学内向けには学生が集まる行事等での講座紹介、ポスター掲示およびチラシの配布等をタイムリーに行い、系統だてたチラシやシラバスの作成を密に行う予定である。また、地域の教育・文化の発展に寄与するための事業（講演会等）を推進し、特に本学教員の研究分野（知的財産）を活用した講座の企画・立案を行い、より地域に開かれた大学となるように努力していきたい。具体的には、ロシア語またはインドネシア語の講座の企画・立案・募集等を行なっていきたい。資格講座の合格率の向上を図るため、本学教員、講師派遣提携先の専門学校等との意見交換を定期的に実施するとともに、受講生の学習効果を向上させるべく、講座欠席者への連絡を密に行い、担当講師とその情報の共有化をするなど受講生管理を更に強化していく予定である。

《取り組みの主要点》

１．社会文化研究所

共同研究の原資を内部資金によることの限界がきているため、社会文化研究所に副所長を置き外部資金獲得および産学官連携事業について機能を強化することとした。学部資金獲得の強化により研究活動を活性化し、停滞気味となっている社会文化研究所紀要・叢書の発行等を従来以上に活発化していくことに努める。

2007 年 5 月より、本学がＣＤ－ＲＯＭ化している八幡製鐵所資料の複写料金引き下げを実施し、利便性の向上と利用の促進を図った。

また、2008 年度から社会文化研究所主催の公開講座などを実施し、社会（地域）貢献、とりわけ研究内容の社会への還元に一層努めることとしている。

２．エクステンションセンター

年々減少している受講生を増加させるために、ポスター掲示、チラシ配布、コミュニティ雑誌への広告掲載など、学内・学外への広報を一層強化していく。

また、資格講座合格率向上の取り組みとして、本学教員、講師派遣提携先の専門学校等との意見交換を密にして、学習成果の向上をめざしていく。

さらに、地域の教育・文化の発展に寄与するために講演会等の開催を推進していく。特に、本学教員の研究分野（知的財産）を活用した講座の企画・立案を検討している。

第１３章

別科日本語研修課程

第１３章　別科日本語研修課程

【到達目標】

別科日本語研修課程（以下別科という）は、本学学部への進学を希望する外国人に対して、その基礎となる日本語、日本の社会・文化・歴史等の基礎的知識などを修得させ、併せて広い国際的視野にたち、国際文化の交流に寄与できる有能な人材の育成を目標とする。

第１節　理念・目的・教育目標

【現状の説明】

別科は「国際的視野を身につけた人材の育成」という本学の教育理念の下に、広く外国人に門戸を開放する目的で、1999 年（平成 11 年）4 月に設立された。

別科設立の目的は、①一定水準以上の日本語能力を保持した留学生を安定的に受け入れること、②学部で日本語の講義を受講できるレベル（日本語能力試験２級）にまで日本語能力を高めること、③日本の生活文化に馴染んだ上で学部への進学を進めること、の３点である。

教育目標としては、①全員の総合的且つ実践的な日本語能力の習得、②日本の文化や法律の理解、③日本の生活習慣への順応を掲げている。

【点検・評価】【長所と問題点】

日本語能力試験４級レベルの志願者を海外（中国・韓国）で試験して、年間に募集定員の６０名を安定的に受け入れており、別科入学者のうち８割以上が学部入学を果たしていることから、開設の目的は達成されていると評価できる。また、日本語教育だけでなく、日本の文化習慣や法律、生活習慣への順応を教育目標として掲げ実行していることは長所である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

学士教育における日本語能力は２級以上のレベルが望ましいため、日本語能力の向上に向けて教育目標の見直しを検討する。

第２節　教育課程

【現状の説明】

表１３－２－１に示すように、科目の構成は別科規程に則り、日本語は１４科目から成り、修了単位としては、英語・日本事情の両科目と併せて計２８単位以上が必要である。

表 13-2-1　授業科目

授業科目	学習目標
日本語（文字・語彙Ⅰ・Ⅱ） 日本語（文法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） 日本語（読解Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） 日本語（聴解Ⅰ・Ⅱ） 日本語（作文Ⅰ・Ⅱ） 日本語（発音・会話Ⅰ・Ⅱ）	(1) 初級段階では、日常生活に必要な基本的な日本語（語彙・文法・会話など）を中心に学習する。 (2) 中級段階では、読解、文章表現を中心に次のようなやや高度な日本語能力を身につける。 ①文章を読んで内容を理解し要約できる。 ②身近な問題について自分の意見をまとめ、文章で表現できる。 ③自然な日本語を話し、日本人と良好な人間関係をはぐくむ。 (3) 上級段階では、大学の授業に対応できる以下のような高度な日本語能力を身につける。 ①長文の読解・要約ができる。 ②社会的な問題について小論文が書ける。 ③自分でテーマを決めて、関連する資料を集め発表できる。 ※ 年間を通じコンピューターを活用して学習に役立てる。
英　　語	学生のレベルに応じて、基礎英語力を強める。
日　本　事　情	(1) 日本の地理・歴史・文化・社会について学ぶ。 (2) 日本の文化・習慣に接し、日本への理解を深めるために近隣地域の訪問、見学等を行う。

特に日本語科目は、進度上現在２段階に分け、初級段階では、日常生活に必要な基本的な日本語（語彙・文法・会話など）を中心に学習する。中級段階では、読解、文章表現を中心にやや高度な日本語能力を身につけさせる。

本学の理念でもある異文化理解を体得させ、学部の授業でも支障のないように日本事情の科目では、（１）地理・歴史や社会・文化を学び、（２）生活習慣や日本社会への理解を深めるための地域交流や社会見学が行われている。

英語科目は、高校までに英語を必修として学習しなかった学生には、基礎英語力を培うなど英語についてもグレード制を敷き、能力に合わせた２クラスで教育が行われている。

別科の修業年限は１年間であり、4 月入学者は翌年の 3 月に修了、10 月入学者は翌年の 9 月に修了を原則としてカリキュラムを組んでいる。ただし、日本語能力試験２級程度に達しない者にたいしては、例外的に留年させる場合もある。

授業は毎週月曜日から金曜日まで、週に 34 時限（17 コマ）、年間 1,120 時間（560 コマ）行っている。入学して最初の半年間は週 17 コマのうち、16 コマは日本語、1 コマは日本事情を学習する。また、半年を過ぎた者は 15 コマを日本語にあて、1 コマを日本事情、1 コマを英語にあてている。2 年終了型を採用している多くの日本語学校に比べ、1 年で成果を上げるためかなり密度の濃い学習プログラムとなっている。

【点検・評価】

教育課程は、日本語習得のプログラムとして標準的なものである。単なる日本語教授ではなく、本学学部への進学を視野に入れた書く能力、聞き取り能力、討論能力、プレゼンテーション能力を高めるための教育も目指されている。日本事情の社会見学等は、これを補完しており、総じて教育課程として充足していると評価できる。

特筆すべきは、英語圏からの別科生を除いて、英語の授業を行っていることである。これは、本学の学部では英語が必修科目となっていることから、英語が必修でない国の学生の学部入学後への対応を図るためであり、有効な取組みとして評価できる。

【長所と問題点】

多くの日本語学校では見られない近隣諸地域との交流や社会見学など多様な活動を取り入れていることによって、歴史・文化や生活習慣を理解し本学で学ぶ力を醸成していることは、大きな長所である。

英語の授業があることは特色であるが､英語初学者の学習意欲が低い傾向にあることは問題である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

英語の授業については母国で学んだことのない学生にとっては負担になっている可能性があるので、学習意欲を喚起するような授業内容の工夫に取り組む。

第３節　教育方法等

【現状の説明】

別科では少人数教育を基本としている。教師と学生の関係を密にし学生の習熟度に応じて指導している。学習効果を高める方法としては、①1 クラスの人数は 12 から 14 人程度に抑えること、②担任制を敷いていること、③1 クラスに関わる教師は 4 人程度として、日々の連絡を密にしながら連続的な授業を行うチーム・ティーチングを採用すること、などが行われている。

クラス編成は、毎学期初めにプレイスメントテストを行い、その結果を参照して能力別（初級Ａ・Ｂ）にグレード編成する。中級段階（中級Ｃ・Ｄ）に進むと、英語や日本語能力試験２級合格程度を目指す授業では、学生の能力に合ったクラスに移動させて授業を行なっている。

学生が来日してまもなく、学校生活への適応を促すために、別科専任教員が通訳つきでオリエンテーションを行っている。ここでは履修に関する説明、別科の規則、学期間の予定、授業内容、評価方法について説明している。学生はこの時点で 1 年の概要を把握でき、自己目標を持つことができる。

科目ごとの教育方法は次の通りである。

１．日本語教育について

日本語科目は「文字・語彙Ⅰ・Ⅱ」「文法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「読解Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「聴解Ⅰ・Ⅱ」「作文Ⅰ・Ⅱ」「発音・会話Ⅰ・Ⅱ」に分けられており、１冊の総合教科書（話す・聞く・読む・書くの言語４機能を総合的に学習するために作られたもの）を用いて一貫した総合的な授業が行われている。

別科では独立したシラバスはないが、同教科書はシラバスの役割も果たしている。

中級段階では大学での専門教育を受けるうえで十分な日本語能力を獲得するために、高度な文法や語彙の習得、レポートや論文執筆に必要な読解や作文能力、ゼミで発表するための口頭表現能力などを学習している。

このほか、別科生が日本語の総合的な能力をつけるための補助的な取り組みとしては、以下の手法が採られている。①調査、発表、文集作り、壁新聞作りなどの活動。②パソコンへの日本語入力、日本語によるインターネットの使用等。③社会人ボランティアとしてのチュ-ターによる会話練習や漢字指導。

２．日本事情教育について

本科目は日本の社会や文化に直接触れる機会を提供し、その理解を助けるために実施されるが、学習の息抜き的なゆとりを重視したものである。①初級では日本の生活に必要な基本的知識を料理教室・バスハイク・祭り参加・小中高交流会を通して活用する。②中級では、工場見学・市内見学を通して社会の仕組みに目を向けさせている。

３．英語教育について

① 別科生の英語力は出身地の教育事情によって異なるため、各学期初めにプレイスメントテストで２クラスに分けて少人数指導を行っている。

② 2007 年度は中学 1～2 年の基本文法の理解と基礎語彙の習得を目指し、同時に大学の授業にも対応できる文法用語も日本語で理解できるように指導している。

このほか学期末にはクラスで選ばれた代表者によるスピーチ大会を実施し、上位者には賞を与えている。

学生の成績は、学期間に３回行われる定期試験の点数が主となる。定期試験は毎回、ことば・文法・読解・聴解・作文・会話・日本事情（中級では英語も加わる）の分野別に行われる。その点数に、提出物の提出状況、授業参加態度、日々の復習テストの点数、活動への取り組みなどの平常点を加えたものが成績となる。成績は担任に加え、専任教員、各クラス担当教師が話し合って決めることにより、成績の公正さに努めている。

成績は、60 パーセント以上がＣ、70 パーセント以上がＢ、80 パーセント以上がＡ、90 パーセント以上がＡＡとなる。

各分野では 60 パーセント以上の成績をとると、単位が取得できる。

【点検・評価】

日本語・日本事情・英語の各教育においては、1 年という短期間で学部進学に必要な力を身につけさせる効果を挙げていると評価される。

少人数でしかも学生の能力にきめ細かく対応したクラス編成、教師間の連携による教育内容の一貫性保証、チューター制などは、学生の意欲と学習効果の向上に大きい役割を果たしていると評価できる。

【長所と問題点】

学習効果を高めるために、社会見学、日本語スピーチ大会、チューター制度、発表活動、壁新聞作り、文集作成、パソコン入力練習など、日本語学校とは違った、多様な活動を取り入れ、様々な工夫がなされている点は長所である。

一方、日本語初級では学習に適応できても、中級学習に適応できない学生が若干いること、また母国で英語を勉強したことのない学生（別科生の１～２割）が、週１回、計１５回程度の授業では大学の授業に対応できる英語力養成が困難なことが課題である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

別科入学後の学習意欲減退の学生には、スタート時の学力や人間的成熟度が日本語学習の適応に影響を及ぼしていると考えられることより、募集時点での海外入試と入学後の定期試験の合否判定基準を厳しく底上げする改善策を検討する。

また今後は、大学でも留学生教育に取り組んでいることから、大学と別科が連携し、留学生日本語教育の方法改善などについて意見・情報交換を行い、改善を図っていく。

第４節　学生の受け入れ

【現状の説明】

別科の募集については、中国での広報を年２回（９月に春入学広報、３月に秋入学広報）、韓国での広報も年２回（１０月に春入学広報、５月に秋入学）実施している。国によって入学卒業時期がことなるので、実態にあわせた広報を行っている。特に中国については、別科の協定校を中心に学校で説明会を行なっている。本学入学を希望する生徒の保護者に対しても説明を行い、保護者にも留学に対する不安を除くといった気配りをしている。

別科の募集定員は 60 名（春 30 名、秋 30 名募集）である。2003 年の SARS の流行等により、入学者数が落ち込んだ時期もあったが、現在では定員を充たすだけの入学者が確保されている。

別科の入学資格としては、①外国において通常の課程による 12 年間の学校教育を修了した者、またはこれに準ずると認められる者、②出入国管理法および難民認定法による留学の在留資格を取得できる者の他、③出願時点で 25 歳未満であること、④日本語能力試験４級合格者、またはそれに準ずる日本語能力を有する者、以上の４つである。

上記の資格を判定するために、現地で日本語能力試験と面接を行い、合格者で所定の手続きを終了したものを入学許可している。試験は、春、秋入学の年 2 回行なっている。

また、学習の妨げとならないように半年間はアルバイトを禁止し、ほとんどが学内の寮に入居、学費・寮費は入学時の一括納入としている。

入学者に対しては、異国への留学の不安を取り除く一環として、福岡空港への出迎えを行なっている。

現在までの入学者数及び本学への進学者数は次表のとおりである。

表 13-2-2　受け入れ学生数(人)

	受入総数	中国	韓国	台湾	ﾍﾞﾄﾅﾑ	そ　の　他
2008 年春入学	26	21	5			
2007 年秋入学	30	28	1			1（ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ）
2007 年春入学	25	21	3	1		
2006 年秋入学	33	27	4			２（ｱﾒﾘｶ、ﾌｨﾘﾋﾟﾝ）
2006 年春入学	28	26	1	1		

表 13-2-2 に見るように、2007 年度の受け入れ国と人数は、中国４９名、韓国４名、台湾・インドネシア各１名の４カ国計５５名であり、９割以上が中国の学生である。

表 13-2-3　本学進学者数（編入・大学院進学を含む）

	修了者数（A）	本学学部進学者数（B）	修了者に対する学部進学者の比率（B/A×100）
2008 年 3 月	21	15	71.4
2007 年 9 月	26	26	100.0
2007 年 3 月	26	24	92.3
2006 年 9 月	27	25	92.5
2006 年 3 月	12	12	100.0

表 13-2-3 に見るように、2007 年度の受け入れ別科生 55 名に占める修了者 52 名の割合は 94.5%であるが、修了者に占める学部進学者の割合は 96%である。

【点検・評価】【長所と問題点】

定員充足は適切であり、中国からの受け入れについては協定校の組織化など安定的な基盤が構築されている。

しかし、中国以外からの留学生は少なく、韓国等の協定校の組織化は課題である。また、英語圏からの留学生が皆無である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

本学の目的に沿った意欲ある良質な別科生を安定的に受け入れるために、中国以外の協定校組織化等に積極的に取り組んでいく。

第５節　教員組織

【現状の説明】

日本語別科の教員組織は以下のとおりである。

・別科日本語研修課程別科長
・別科日本語研修課程主任教員１名（担当科目：日本語、日本事情）
・別科日本語研修課程専任教員１名（担当科目：日本語、日本事情）
・別科日本語研修課程非常勤講師９名（担当科目：日本語）
・別科日本語研修課程非常勤講師１名（担当科目：英語）
（2007 年 5 月 1 日現在）

2007 年 10 月からは、別科日本語研修課程主任教員の退職に伴い、専任教員１名と非常勤講師の体制に移行した。また、日本語担当の非常勤講師のうち 4 名は、クラス担任としてオフィスアワー1 コマを担当し、クラス運営に携わっている。

【点検・評価】

主任教員を兼ねる専任教員１名と、その他は非常勤という教員組織の下では、専任・非常勤とも授業以外の業務の比重が大きくなっていることは否めない。

しかし、チーム・ティーチングとクラス担任制度は、学生の学習情報を共有し、連続的な教育を保障し、教育効果を発揮して、教師への信頼を高めている。

一方で、学生の学習意欲の低下など新しい傾向に対しては、個々の教員の努力だけでは解決できないため、生活指導などにはセンター職員の支援を要している。

【長所と問題点】

学生数に対し日本語教員数を十分確保している点は長所である。しかし、専任教員が一人しかいないことから、運営に十分なバックアップ体制を構築する必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

教育効果がさらに上がるよう、教職員の情報交換を密にして学生への指導を行い学習効果があがるようにしていく。

専任教員のバックアップ体制については、別科長、事務室員との緊密な協力関係により専任教員を支援する体制の整備に取り組む。

第６節　教育施設・設備

【現状の説明】

別科独自では、現在１号館４階の５教室、３階の２教室を用いて授業を行っている。各教室にＴＶセットとビデオデッキがある。講師室には教材作成用のコピー機、印刷機、カセットテープ複写機などが設置されている。

別科学生は、すべて学部学生と同様に本学の施設（学生ラウンジ、学生食堂、図書館、コンピューター、インターネット、体育施設など）を利用可能であり、大学付設の教育機関として一般の日本語学校に比べて格段の良好な環境が提供されている。

また、留学生寮は大学敷地内にあり、きわめて利便性が高い。一室に 4 人が個部屋の形で入居し、寮費は月額 15、000 円（光熱水費込み）と安価で提供されている。

【点検と評価】

教育施設・設備については充実しており、学習・生活インフラが整備されている。

【長所と問題点】

安価な寮が完備されている点は、留学生に生活費軽減・学習の利便性確保という大きなメリットを提供しており長所である。また、講師室、国際センターが教室と同じ棟にあり、気軽に相談できるなど、学習者と講師が常に近い場所にいることができる点も長所である。

一方で、教室は１クラスの学生数が１４名までの場合は運営可能であるが、それを超えるクラスでは手狭となりスペース的な制約がある。また、施設利用に関して必ずしも学生に十分周知できていない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

学内施設の利用法については、日本事情などの授業で引率説明するほか定期的にガイダンスを行い、十分な説明を行う機会を定期的に確保する。

クラスが手狭になる問題については、別科学生数が今より増える可能性は低いので、クラス間移動等で工夫して適正人数になるよう調整する。

第７節　学生生活

【現状の説明】

別科生の大半の学生は、経済的負担の少ない安価な寮に住んでおり、寮生活の相談は国際センターの担当者が対応している。民間アパートに住んでいる者は稀である。

また、日本語学習に専心させるために、別科入学時に１年間の課程の学費や１年間の寮費を納入させており、日本に入学後の経済負担は生活費等であり、金銭面での負担は少ない。

さらに、日本の習慣や文化に触れるために、授業以外に料理教室・地域の祭り・もちつき大会への参加、月２回の寮・中庭や階段の清掃参加といった機会を設けている。

別科生の進路相談は、別科長・別科専任教員・国際センター室長が国際特別顧問と協議の上、適切な対応を行なっている。

【点検と評価】

寮は、寮費が光熱水費を含め低価格であることもあり、別科生が日本で安心して生活するために極めて重要なものとなっている。また、大学と寮との距離が近いこともあり、生活指導面においても問題が大きくなる前に対処できている。しかし、留学生の寮生活においては生活習慣の違いが大きいため、母国語により日本の法律や慣習等の教育を徹底させなければならず、そのことは課題となっている。

進路については本学の学部や大学院入学を志望する学生を入学させ、単に日本語を学びたい学生や他大学進学を志望する学生は入学できないシステムをとっているので、別科から学部への進学率が高く、学生生活としては安定的かつ有意義な環境を提供できていると評価できる。

【長所と問題点】

生活指導のためのスタッフとして、国際センターに中国語、韓国語、英語を話せる職員を配置して対応していることは、別科生にとって有益であり長所である。

また、インドネシア留学生に見られるように、すでに学部に進学した上級生のサポートなど、学部留学生との連携が国際センターを通して行われていることは、とくに少数留学生にとって母国語での会話ができる機会を提供しており長所と考えられる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

上記に照らして、特になし。

《取り組みの主要点》

（１）学校教育法第 57 条に基づき、1999 年（平成 11 年）に設置された本学別科は１年の就学期間で、本学に留学を希望する学生を安定的に受け入れ、学部における専門教育を受けるに十分な日本語能力の教授と日本文化に対する理解を深めさせることを目的にしている。

（２）教育は、設置申請において認可された教育課程のカリキュラム編成に基づいて、以下のような教育方法による効果的取り組みがなされている。

① 人数、能力別クラス編成とその条件を生かした一人ひとりの個性に配慮したきめ細かい教育。

② テキストの共通化と習熟度に応じた教師間の連携による一貫した授業。

③ 社会人を活用したチューター制度による会話練習。

④ 壁新聞・文集作成など多様に工夫を凝らした授業。

⑤ 社会見学など学生の意欲を高め学習にゆとりを持たせる教育方法の導入。

⑥ アジアの経済発展に伴う留学生気質の変化、つまり学習意欲の低い学生に対処する授業法の工夫、選抜方法の改善、教師の研修。

（３）受け入れ定員 60 人に対する在籍者は、伝染病 SARS による中国からの入学者減少の一時期を除けば、充足している。別科修了生の 9 割以上が日本語 2 級程度の力をつけ、本学学部への進学を果たしている。

国際的人材の養成という本学の理念に照らして、多様な国々からの留学生を迎え入れるために別科の募集活動を改善する必要があり、中国だけでなく韓国・台湾・インドネシア・欧米などからの学生受入に組織的に取り組む。

（４）教育設備の面では、基準はすべてクリアしている。別科生は大学付設の設備を全て利用できる点で日本語学校にはないメリットを享受している

（５）留学生は、18 歳前後の若者であり、母国を離れてのストレスは想像以上のものがある。彼らに対しては学習面だけでなく生活・心身面をケアすることが大切であり、学習に集中でき安全に過ごせるように以下の環境のもとに運営している。

① 交通安全ならびに入管法規の遵守教育

② 別科生は半年間アルバイト禁止

③ 1 年間の学内留学生寮への入居

④ 地域交流や寮の清掃参加

⑤ 教職員による生活・進路相談

⑥ 国際センター職員による日本の生活習慣や法令遵守の徹底指導

今後の課題は、「国際的視野に立った人材の養成」という本学の理念にもとづき、良質な学生の受け入れと養成とに努めるべく積極的な留学生政策を進めることである。その取り組みのために、別科教育の質的充実と、多様な国ぐにからの学生の受け入れを促進する。

第１４章

社会貢献

第１４章　社会貢献

【到達目標】

大学の保有する知的資源である「研究者（教員)」、人的資源である「教職員・学生」、さらには物的資源である「施設・設備」を活用し、地域社会のニーズに基づき効率的かつ持続的にその情報を魅力的に発信することが大学の社会的責任であり、この活動が社会に認められて初めて社会貢献といえる。

具体的には､社会との文化交流を目的とした学生の活動を積極的に実施するとともに、教育システムとして充実させることである。つまり、教員の教育研究成果を公開講座の形式で社会へ提供することであり、教職員や学生による様々な地域活動による地域との連携を通じて市民へ還元することである。

このような活動を通して、地域の課題解決や地方自治体等の政策形成に寄与するとともに、地域企業との連携を積極的に行うことを目標にしている。

第１節　社会への貢献

１．　社会との文化交流を目的とした教育システム

【現状の説明】

本学では、文化交流を目的とした教育として、海外社会実習、海外語学実習、国内社会実習を正規のカリキュラムに位置づけている。そして学生が積極的に学外に出て様々な文化交流を行い､大学の授業等では体験できないことを経験できるよう配慮している。

また海外の提携大学と交換留学制度を設けており、中国（東北財経大学・遼寧大学)、韓国（東亜大学校・漢陽大学校)、インドネシア（インドネシア大学）に学生を派遣するとともに、交換留学生を受け入れており、学生間の文化交流にも積極的に取り組んでいる。さらに、認定留学制度を設け米国（カリフォルニア州立大学チコ校）に学生を派遣している。

これまで実施した海外語学実習・海外社会実習・国内社会実習の主なものは以下のとおりである。

（１)海外語学実習

全学部対象の科目でオーストラリア（モナッシュ大学)、中国（東北財経大学・遼寧大学)、韓国（東亜大学校)、インドネシア（インドネシア大学）に夏期休暇、春期休暇を利用して、１４日間から２０日間現地に滞在し、主に語学を学習するとともに、滞在している大学の学生との交流、社会見学などを行っている。これらは 1989 年（平成元年）より国際商学部で正規のカリキュラムとして導入され、その後全学部対象の科目となり毎年取り組まれている。

（２)海外社会実習

主に国際関係学部の学生を対象にした実習で、中国、韓国、東南アジア諸国に学生を引率し、様々なケーススタディを行っている。

過去３年間に実施された海外社会実習は以下のとおりである。

2005 年度　ＮＧＯ・国際協力スタディツアー（タイ・カンボジア）
　　メコン川流域スタディツアー（ベトナム）
　　インドネシア社会実習（インドネシア）
2006 年度　韓国スタディツアー（韓国）
　　中国スタディツアー（中国）
2007 年度　中国スタディツアー（中国）

（３）国内社会実習

主に国際関係学部の学生を対象にした実習で、学生の要望を踏まえ大学で実習メニューを用意し、様々な社会実習を行っている。これらの実習では担当教員がコーディネートを行い、事前研修、研修中の監督、レポート評価を行っている。過去３年間に実施された国内社会実習は以下のとおりである。

2005 年度　ホームレス支援ボランティア
　　さつき松原保全活動ボランティア
　　障害を持つ青年との交流ボランティア
　　知的障害者のためのパソコン講習ボランティア
　　北九州市立子どもの館ボランティア
2006 年度　九国大環境美化ボランティア
　　JAL スカラシッププログラム
　　さつき松原保存事業ボランティア
　　インターンシップ
　　ホームレス支援ボランティア
2007 年度　さつき松原保存事業ボランティア
　　北九州プロサッカーチームの球団運営

また、経済学部でも、同様の科目として「国内社会実習」があり、個人単位で社会実習を行った学生に対し、ゼミの担当教員が単位を認定している。

【点検・評価】

国外、国内を問わず、様々な社会における文化交流やボランティアを目的とした教育システムを整備し、学生に各種プログラムを提供している。このように学生が様々な活動を学外で経験することは、社会へ目が開かれるとともに、実際の社会を知ることで大学での授業やゼミナールでの学習に非常に効果的である。学生のレポートにも「非常によい経験ができた」と素直に感想を述べており、参加した学生にとっては有意義なプログラムとなっている。

【長所と問題点】

学生に積極的に学外での活動を勧める上で有効かつ有益なプログラムを提供している。特に、様々なボランティア活動を大学が用意し、実習科目として単位を認定することで学生の社会参加を促している点は本学の長所である。

問題点としては、有益なプログラムを提供しているものの、海外実習に関しては参加する学生が多いとはいえないこと、アジア中心の活動が多く欧米での活動がまだ不十分であることが挙げられる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

これまで以上に多くの学生が海外実習等に参加できるように環境を整備するとともに、国際関係学部の成果をもとに他学部でも積極的に学生に働きかけていく。

また、海外実習については欧米での活動機会を増やすべく拠点拡充に鋭意努力していく。

２．　公開講座の開設と市民の参加

【現状の説明】

過去３年間に行われた主な公開講座は以下のとおりである。

2005 年度

現代法政研究室第５回市民公開シンポジウム

『わが国の刑事手続きの現状と改革の課題－裁判員制度の導入をふまえて－』

基調講演・パネラー：本学法学部教員　本学出身弁護士

参加者：約 80 名

アジアとともに生きる（１）『日本と朝鮮半島の将来－隣国とのつきあい方を考える』

講師：辺　真一氏（コリアレポート編集長）

参加者：約 480 名

アジアとともに生きる（２）『アジアの二つの大国－中国とインド比較考』

講師：谷野作太郎氏（早稲田大学客員教授）

参加者：約 510 名

アジアとともに生きる（３）『変貌する中国を読み解く』

講師：加藤千洋氏（朝日新聞編集委員）

参加者：約 120 名

アジアとともに生きる（３）『グローバリゼーションと人間開発』

講師：西川潤氏（早稲田大学大学院教授）

参加者：約 340 名

アジアとともに生きる（４）『地球環境と人類の未来』

講師：石　弘之氏（北海道大学大学院教授）

参加者：約 60 名

経済研究センター講演会『これからの経済学』

講師：池上　惇氏（京都大学名誉教授）

参加者：約 40 名

経済研究センター比較文化研究会
『近代社会における排除と選択－ウエーバーから現代まで－』
基調講演：鈴木宗徳氏（南山大学教授）

2006 年度

法学部公開講座
『裁判員制度について』
基調講演・パネラー：高口英徳氏（福岡地方検察庁検事）
参加者：約 100 名

経済研究センター講演会
『学研都市のシステム・デザインと北九州地域の今後』
基調講演・パネラー：簡施儀氏（長栄大学国際企業学科）ほか

アジアとともに生きる『SIA＝新しい交流』
講師：高樹のぶ子氏（作家、九州大学アジア総合政策センター特任教授）
参加者：約 55 名

アジアとともに生きる『東アジアの共生を考える－アジア経済はどう共生できるか－』
講師：Pushpa Trivedi 氏（インド工科大学ポンペイ校教授）ほか

国際関係学会秋季講演会
『日中関係を考える』
講師：王敏氏（法政大学国際日本学研究所教授）
参加者：約 272 名

2007 年度

法学部公開講座第 1 回
『「性同一性障害」と法』
基調講演・パネラー：大島俊之氏（九州国際大学教授）
参加者：約 25 名

法学部公開講座第 2 回
『社会の中の「タバコ」問題－嫌煙と喫煙のはざまで－』
基調講演・パネラー：冨永猛氏(九州国際大学教授）ほか
参加者：約 25 名

経済学会演会
『トヨタの現場管理』
基調講演・パネラー：清水哲太氏（トヨタホーム代表取締役会長）

経済研究センター講演会
『税理士（会計職業人）の将来像』
基調講演・パネラー：奥村勲氏（税理士法人プロネット代表社長）
『近代植民地釜山の都市形成－「日本帝国」における植民地との人の移動をめぐって－』
基調講演・パネラー：洪淳権氏（東亜大学校教授）ほか

『近代日本の「神話」とナショナリズム』
基調講演・パネラー：宮澤誠一氏（九州国際大学教授）ほか
国際関係学会講演会
『国連と日本　国際平和をどう守るか』
講師：川端清隆氏〔国連本部政務官（安保理担当)〕
参加者：約 483 名

以上のように、本学では精力的に公開講座を開催しており、多くの市民、学生が参加している。また、アジアの玄関口である福岡の地理的特性をいかしたアジアとの共生をテーマとした講演会を継続して行っており、市民に対してアジアを学ぶ機会を提供している。

【点検・評価】

本学の公開講座は、法学部、経済学部、国際関係学部の研究分野を生かして、精力的に市民へ提供されている。三学部とも公開講座の担当者は講師の選定、交渉、市民へのＰＲ等、相当のエネルギーを費やして毎回の公開講座に取り組んでいる。北九州市では直接聞く機会の少ない各界の著名人の講演を身近に聴くことができるので、市民の反応は毎回好評で、新聞紙上に採り上げられることも多い。

【長所と問題点】

上述したように、北九州エリアの市民に対して様々な情報提供を行っている公開講座は重要な取り組みである。

問題点は、多くが平日に開催されているため高齢者の方の参加が多く、若い世代や壮年世代が少ないことである。生涯学習として学ぶ意欲にあふれた高齢者の方々の参加はそれ自体非常に意味のあることではあるが、さらに様々な階層の市民の参加を得られるような工夫が必要であろう。

【将来の改善・改革に向けての方策】

公開講座の内容をさらに充実させるとともに、広く市民に呼びかけるために広報の強化、開催日時の工夫等を行っていく。

３．　教育研究上の成果の市民への還元

【現状の説明】

大きく分けて三つの取り組みを行っている。

（１）地元教員への還元

小学校・中学校・高校で行われている総合学習の指導方法を、本学教員と高校の教諭とが研究会方式で議論している。2001 年から 2007 年までに８回にわたり「共生と国際理解を考える－総合的学習を目指して－」というテーマで、本学教員が日頃の研究を通じて高校の総合的学習に生かすための指導方法について話題提供し、高校の教諭とディスカッションをしてきている。

（２）一般市民への還元

北九州市と教員が連携して研究成果を連続的に市民に提供している。主な活動としては、北九州市立年長者研修大学校穴生学舎シニアカレッジに講師を派遣しており、本学教員の研究成果を市民に還元している。この取り組みは 2002 年度より行われているが、2007 年度は「世界を知ることで見えてくる日本」をテーマに本学教員が講師をつとめており、開催している講義は以下のとおりである。

テーマ	講師（所属）
「さまざまな国のさまざまな光景」	山下　睦男（国際関係学部）
「ミャンマー軍事政権と民主化」	宇佐波雄策（国際関係学部）
「９・１１事件後の世界の軍拡」	中野　洋一（国際関係学部）
「言語から見た日中両国における文化の違い　―「犬と猫」という言葉を中心にして」	井上　貴仁（国際関係学部）
「海外出稼ぎ労働者とインドネシア」	大形　里美（国際関係学部）
「各国の社会保障制度―社会保険（年金・医療・介護）を中心に」	松前　眞介（法学部）
「韓国社会の三大悪」	元　　道吉（国際関係学部）
「動物行動学からみた国際関係」	中里　　彰（経済学部）
「スターバックス物語」	人見　五郎（国際関係学部）
「最近のタイ事情と日タイ関係」	加藤　和英（国際関係学部）
「日本の自動車産業とブラジル人」	樋口　里華（国際関係学部）
「ヨーロッパにおける食の歴史」	高田　　実（経済学部）
「ドイツの教育について」	島浦　一博（経済学部）
「私たちの生活と水問題」	藤井　大輔（国際関係学部）
「中国とは一体なんでしょう！」	和田　正広（法学部）
「プーチン政権下の経済発展と大統領選挙」	山口　秋義（経済学部）
「国際社会における森林保護の法システムと運動」	冨永 猛　（法学部）
「Sein(あるがままの姿)と Sollen(あるべき姿)について」	山下 睦男（国際関係学部）

（３）高校生への還元

高校生に向けた出張講義を実施している。高校が総合学習、大学模擬講義、進路研究などの目的で開催する特別授業に学外講師として本学教員を派遣している。福岡県の高校を中心に九州・山口県の高校で行われ、2005 年度は 44 校、2006 年度は 48 校、2007 年度は 49 校の高校で出張講義を行った。これらの高校での講義は、各教員の研究成果を高校生にわかりやすく伝えることに主眼を起き、高校からの評判は概ね良好である。

出張講義のほか、高校生が本学に来学し、本学で学ぶセミナーも積極的に受け入れている。本学付属高校をはじめ毎年十数校ほどの高校が来学しており、大学見学のほか模擬講義を受講している。また小倉工業高校に対しては 2004 年度より夏休みを利用して一週間にわたる連続セミナーを開催している。このセミナーは現在も継続している。

【点検と評価】

教育研究の市民への還元は、総合学習に関しては地元高校教員への還元、北九州市との連携においては年長者研修大学校を通じてシニア世代への還元、出張講義においては高校生への還元と、各世代において教育研究成果を還元するように努めており、研究成果の市民への還元として高く評価できる。

教育研究成果の市民への還元は、教員の研究分野が細分化・専門化している中で市民の要望に沿った内容を提供することは人選その他で難しい面もある。現実には特定の教員に講師派遣が偏っている傾向があり、教員の側でも専門的な研究に特化するだけでなく、市民向けにわかりやすい内容で講義ができるように意識することも必要であろう。

【長所と問題点】

これまで取り組んできた市民向けの講義、研究会は蓄積も増え、市民の中で定着してきている。ただ、先に述べたように特定の教員に偏っている傾向から、多くの教員の教育研究成果を広く市民に還元するという意味ではまだ不十分である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

研究成果を市民にわかりやすい形で還元することと、特定の教員に偏らない講師派遣を課題として、具体的な方策を検討していく。

４．　教育システムと地域社会への貢献

【現状の説明】

地域社会への貢献に係る本学の教育システムについては、本章の１.「社会への文化交流等を目的とした教育システム」の中でも採り上げたように、国内社会実習を通じて、様々なボランティア活動等を国際関係学部では正規の科目として位置づけ、多くの学生がこれに参加している。この活動によって学生が地域社会に貢献することを学んでいる。

本項では、上記で採り上げた内容のほか、本学が地域社会への貢献をメインテーマにしたきわめて特色のある教育システムについて述べたい。

この地域貢献活動は、研究所研究員、教員だけでなく本学学生も 2004 年頃から積極的に関わっており、現在では様々なイベントなどで中心的な活動を担っている。さらに大学に近接する祇園町商店街でも同様な活動を行っている。

この活動を発展させ、本学の教育システムに明確に位置づけるため、本学では、2005 年度に文部科学省の「平成１７年度現代教育ニーズ取り組み支援プログラム（現代ＧＰ）」に対し「黒崎・藤田地区でのフィールド型授業の展開－学生の地域活動を通じた実践的まちづくり教育－」を申請した。この申請は最終審査まで残ったものの、残念ながら採択にはいたらなかった。しかし本学では引き続き地域社会への貢献をテーマに学生が地域問題を考え、問題解決力を高めるための実践活動を行う教育を継続している。特に、さくら祭り、祇園山笠、七夕祭りなどの行事に参加したり、祇園商店街に「九国茶屋」を設置し、学生主体で運営を行うことで、地域住民と共同作業を行っている。

このような取り組みは、地域の住民にとってもきわめて好評で、高齢化が進む大学周

辺地域に若い学生が積極的に入り込み問題提起を行うことで、地域にとっても新鮮な刺激を受けるとともに､学生も授業形式では得ることのできない様々なことを学んでいる。

【点検・評価】

この取り組みは、年数が浅く、試行錯誤の段階にある。しかしながら、古くから存在する隣接商店街に対し教員からは学術的な視点で再評価し、学生からは若い視点と行動力で問題解決にあたるという取り組みは、きわめてユニークである。同時に地域からも非常に期待されている。「産学連携」に対して、文系大学である本学は、「商学連携」という切り口で教育システムに組み込み、地域社会に貢献している。

【長所と問題点】

商店街活性化を大学と地域で連携して行っていることは意義ある取り組みである。今後蓄積を重ねることで様々な社会貢献ができるのではないかと期待できる。

問題点としては、このような活動を実践している教員がまだ少なく、また他のゼミナールでは専門分野の関係からなかなか地域貢献に直接結びつくテーマが見つけ出しにくいことが挙げられる。

【将来の改革・改善に向けての方策】

地域社会に貢献するテーマを大学としても教育・研究に位置づける必要がある。今後のカリキュラム改訂ではその点についても十分配慮していきたい。また、大学としても学生が様々な地域に入り込む手助けができるよう検討していきたい。

５．　地方自治体等の政策形成への寄与

【現状の説明】

2005 年度以降の本学教員が関わった地方自治体等の委員会などの一覧は以下のとおりである。

次の表からもわかるように、北九州市をはじめ福岡県各地方自治体などにおいて多くの教員が各自の専門性を生かして政策形成への貢献を行っている。

年度	所属学部	職名	氏名	活動名称・内容
2005	法	助教授	湯淺墾道	古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
	法	助教授	湯淺墾道	第1期福津市男女共同参画審議会
	法	助教授	湯淺墾道	福津市情報公開・個人情報保護審査会
	法	助教授	湯淺墾道	北九州市情報公開審査会
	法	助教授	湯淺墾道	水巻町個人情報保護審議会
	法	教授	後藤勝喜	九州運輸局入札監視委員会
	法	教授	坂井宏光	第四大都市圏アジア交流推進懇話会
	法	教授	平野充好	山口市行政改革推進委員会
	法	教授	松前眞介	北九州国民健康保険運営協議会
	経済	教授	河内優子	福岡県アジア人材交流研究会
	経済	教授	河内優子	福岡地方労働審議会
	経済	教授	河内優子	ふくおか出会い・子育て応援協議会
	法	教授	伊藤平八郎	宗像地区水道企業団情報公開審査会
2006	法	教授	伊藤平八郎	宗像自治振興組合情報公開審査会
	法	教授	伊藤平八郎	宗像清掃施設組合情報公開審査会
	経済	教授	河内優子	福岡県景気動向委員会
	経済	教授	河内優子	福岡県子育て応援職場づくりアドバイザー
	経済	教授	松田有加	名古屋市税制研究会
	法	教授	坂井宏光	北九州市環境影響評価審議会（第5期）
	法	教授	木村俊夫	九州船員地方労働委員会
	法	教授	木村俊夫	九州運輸局最低賃金専門部会
	法	教授	木村俊夫	北九州市個人情報保護審査会
	法	教授	安藤高行	佐賀県労働委員会
	経済	教授	清水憲一	北九州市文化財保護審議会
	法	教授	平野充好	山口地方社会保険医療協議会
	法	助教授	湯淺墾道	古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
	法	助教授	湯淺墾道	下関市公文書公開審査会
	経済	教授	河内優子	ふくおか出会い・子育て応援協議会
2007	法	教授	河津八平	北九州市消費生活審議会
	法	教授	木村俊夫	福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査会
	法	教授	大島俊之	大阪医科大学附属病院性同一性障害性別適合手術適応判定会議
	法	助教授	湯淺墾道	第2期福津市男女共同参画審議会
	法	助教授	湯淺墾道	北九州市情報公開審査会
	法	助教授	湯淺墾道	北九州市自治基本条例検討委員会
	法	教授	櫻井弘晃	北九州市情報公開審査会
	法	教授	高場俊光	九州地方入札監視委員会
	経済	教授	河内優子	福岡地方労働審議会
	法	教授	安藤高行	佐賀県地方労働委員会
	法	教授	松前眞介	北九州市国民健康保険運営協議会
	法	教授	後藤勝喜	九州運輸局入札監視委員会
	法	教授	後藤勝喜	九州運輸局発注者綱紀保持委員会

【点検・評価】【長所と問題点】

法学部の教員を中心に地域の様々な活動の政策形成に貢献しており評価できる。

【将来の改革・改善に向けての方策】

今後も地方自治体等の要請には積極的に応えていきたい。

６．　大学の諸施設の開放

【現状の説明】

大学は地域と密接不可分の関係にあり、地域の『知』の拠点として、大事な役割を果たしている。それと同時に、大学が有する物的資源（校地、校舎、施設等）も地域の大事な資源である。よって、本学は 2002 年度（平成 14 年度）より大学の教室や会議室を中心とした施設の開放を実施してきた。以下の表はその経年の施設貸出状況を表したものである。

貸出の手続きは本学のホームページに掲載されており、外部の方々へ貸出し可能な施設を紹介するとともに、施設の使用を希望する場合には、同ページよりダウンロードした施設等使用申請書を以ってファックスでの申請を受け付けている。

また、本学の図書館は北九州市立図書館との相互利用の提携をしており、地域市民の方々が蔵書を閲覧できるように開放している。

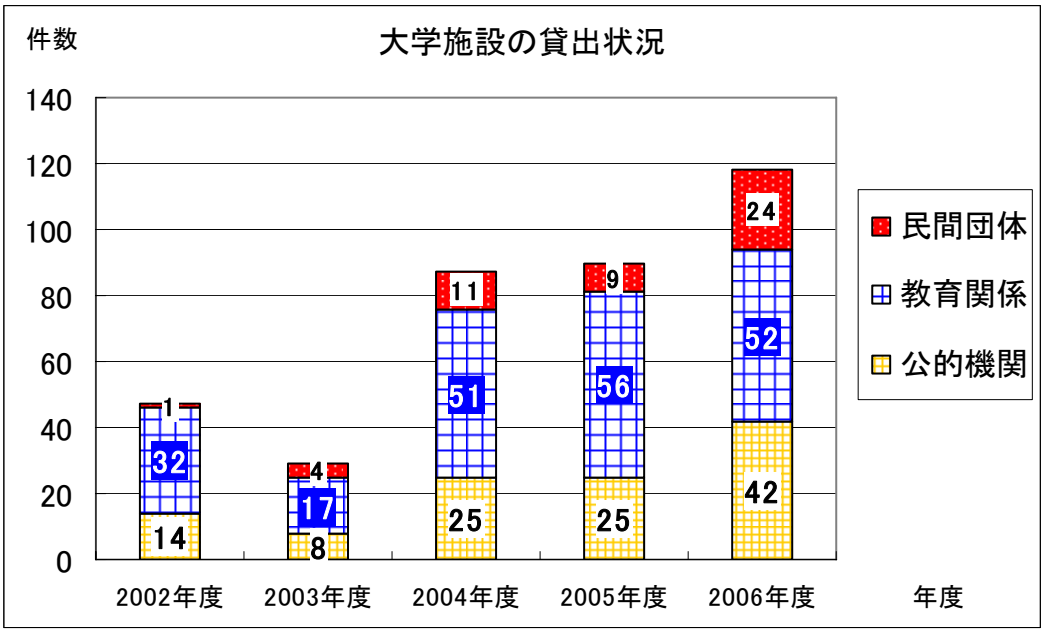

【点検・評価】【長所と問題点】

大学の施設開放に関する PR を積極的に実施したことにより､教育関係機関や地方自治体及び民間団体等からの利用が 2004 年度（平成 16 年度）より急増した。

また、近年の施設利用者の中には、TOEIC や社会保険労務士、地方自治体の採用試験など、学生の進路に大きく係わる団体の使用が増加しており、学生は日頃使用している教室で安心して受験の機会を得ることができる。

学校行事と重ならない休日を中心とした利用が多いが、教室のみならず附帯設備である映像設備や放送設備等も開放しており、利用者からの評価は概ね好評である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

上記に照らして、特になし。

第２節　企業等との連携　寄付講座・教育研究連携・共同研究・受託等

【現状の説明】

企業との連携においては､本学では 2006 年度に遠賀信用金庫による寄付講座を開設している。開設している科目は「経営特講Ⅲ」「国際ビジネス特講Ⅲ」である。この寄付講座は、遠賀信用金庫のコーディネートで講師が選定され、講師手当、交通費は遠賀信用金庫が負担するというものである。講師は企業経営者、地方自治体首長、農業実践者など多彩で、学外講師が授業を行った翌週、本学の科目担当教員による解説と学生同士のディスカッションが行われている。

【点検・評価】【長所と問題点】

企業との連携については、教師が個人の資格で関与している例はあるものの、大学として連携しているのは上記の寄付講座とインターンシップのみである。そういう状況にあって、この寄付講座は地域で活躍する各界の著名人から様々な経験・知見を直接学生に語りかけることができる非常に意味のある取り組みである。

ただこのような取り組みは単発で終わる傾向にあり、過去にも隣接する国際協力事業団（ＪＩＣＡ）九州センターと連携した教育プログラムを実施したこともあるが、事業年度が終わった段階で終了してしまい、継続性の点で課題を抱えている。また、このようないくつかのプログラムを組みあわせて継続して実施できる体制にはまだ至っていない。

理工系大学では企業との様々な連携が可能であるが、文系大学では企業との連携はなかなか難しいものがある。先に触れたように地域の商店街との連携は可能だが、企業のニーズと大学のニーズを一致させるのはまだ模索段階である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

大学として連携できる企業を積極的に開拓する必要がある｡現在もインターンシップ、就職関係などで連絡を取り続けている企業は少なくないので、そのような企業を中心に連携の可能性を積極的に探っていきたい。

《取り組みの主要点》

本学は高等教育機関として、社会が求める人材を養成するのが使命である。その意味で、海外社会実習、海外語学実習、国内社会実習等の教育システムを通じて積極的に国際性をもった人材の養成を行っていることは地域社会に大きな貢献を果たしているといえる。

教員の研究活動の成果は、まず公開講座や公開シンポジウムの形式にて市民に発信され、次に自治体と連携した市民参加型の年長者研修への講師派遣や高等学校への出張講義などへと展開されており、積極的に社会貢献活動を実施していると評価できる。

また、地元商店街の再活性化やボランティア活動の実践など地域の諸課題に学生とともに取り組むことで地域住民から高い評価を得るとともに、地域活動の経験を通じて学生が目覚しく成長していることは､社会貢献と教育が有機的に機能している証左である。

このように、学生を社会が求める人材へと大きく成長させていくためには、地域企業との共同研究の実施など連携の強化が必要であり、その活動に学生が参画可能となるように対応したい。そのためには、大学の有する物的資源と知的・人的資源の組み合わせによる大学の活用を地域へ提案していく。

第１５章

学生生活

第１５章　学生生活

【到達目標】

経済面のみならず、健康面、心理面および学業面での修学支援の強化・充実を図り、人権の保障を含め学生生活全般にわたり、多様な学生に対するきめ細かな勉学環境を整備することを目標としている。さらに、近年、本学において増大した外国人留学生が持つ固有の問題への対応を強化することを目指している。また、学生から社会人等への移行が円滑に進むように配慮して、就職・進路面での指導・支援を強化・充実していくことを目指している。

第１節　学生に対する経済的支援(奨学金)

［学部］

【現状の説明】

本学では、学内奨学金制度を充実させつつ、学外奨学金の活用を周知することを通して、学生の経済的支援に積極的に取り組んでいる。

学内奨学金である本学独自の奨学金制度には、給与型と貸与型がある。給与型としては、九州国際大学学生奨学金給与に関する規程に定められている特別奨学生奨学金・一般奨学生奨学金がある。また、入学試験結果の成績優秀な者に対しての奨学金制度や自然災害による被災学生に対する授業料減免の制度も設置しているほか、スポーツ奨学生として、１学年平均 20 名、計 80 名を対象に支援している。また貸与型奨学金として九州国際大学貸与奨学金制度を設けている。

一方、学外奨学金として、九州国際大学同窓会による給与型奨学金を通じた支援を行うとともに、日本学生支援機構や地方公共団体の奨学金制度の活用を図っている。

（１）学内奨学金

給与型の奨学金制度には特別奨学生奨学金と一般奨学生奨学金がある。特別奨学生奨学金制度の申込みは、学業成績ならびに人物ともに優秀な者で、前年までの履修科目全ての単位を取得し、全履修科目の 80%以上に「AA」または「A」の評価を得た者が対象となっている。

一般奨学生奨学金の申込みは、学業成績ならびに人物ともに優秀な者で、前年度の履修科目が 20 科目以上であることを基準としている。

給付額は、特別奨学生奨学金（各学部・各学年２名程度、対象者２～４年生）が授業料相当額（昼間主コース 60 万円、夜間主コース 36 万円）を支給している。一般奨学生奨学金（各学部・各学年 6 名程度、対象者２～４年生）は 10 万円を、前期・後期に分け、1 年間給付している。

2007 年度においては、特別奨学生奨学金申請者 82 名のうち 19 名、一般奨学生奨学金申請者 97 名のうち 35 名が給付を受けた。

入学試験時の成績優秀者に対しても、奨学金制度を設けている。200７年度は、学力特待生 30 名が選考され（入試区分：推薦・一般・センター・AO 等）、４年間授業料半額免除となった。また、AO 入試キャリアサポートプログラムでの入学者には、本学付属のエクステ

ンションセンターでの講座の受講料補助や参考書購入費補助を行っている。

自然災害による被災学生に対しては、授業料減免の制度を設け、申し出があった数名の対象者に給付している。

また、2005 年４月より、本学独自の貸与型の九州国際大学貸与奨学金制度を設置し（採用は若干名）、授業料相当額を１年間貸与している。この制度は在学中に経済的理由により著しく修学に困難をきたした者に対し、学費を貸与して学業を継続させることを目的として設置したものである。

そのほか、留学生（432 名 2007 年 5 月 1 日現在）を対象にした奨学金制度も設けている。2007 年度は全留学生の約 92％が授業料減免を受けており、減免額は授業料相当分の 50％から 30％となっている。

なお、スポーツ奨学生については、スポーツに特に優れた実績と潜在能力を有し、サークル顧問や部長が推薦する者からスポーツ政策委員会にて選考している。現在、１学年平均 20 名がその対象となっており、授業料相当額の免除を受けている。また、若干名ではあるが、全国レベルの成績を収めた学生に対して、スポーツ奨励費の支給も行っている。

（２）学外奨学金

本学では、日本学生支援機構奨学金と地方自治体による各種奨学金について、学生に周知徹底するよう心がけている。

2007 年度の日本学生支援機構奨学金では、第一種申請者 60 名、第二種 86 名のうち、第一種申請者 43 名、第二種 86 名が採用されている。また、地方自治体では、毎年数名が採用されている。

（３）同窓会奨学金

大学同窓会においては、毎年 40 名程度の奨学生に給費を行っている。2007 年度においては日本人学生 44 名（内、大学院生 3 名）、留学生 6 名の合計 50 名がその対象となった。また 2006 年度は日本人学生 39 名、留学生 14 名の合計 53 名、2005 年度は日本人学生 22 名、留学生 9 名の合計 31 名であった。

【点検・評価】

（１）学内奨学金

入学試験時の成績優秀者や入学後の学業優秀者に対する奨学金制度を設けていることは適切である。自然災害による被災学生に対する授業料減免制度では、1995 年（平成 7 年）の阪神大震災以来、九州地区における台風災害やその他の地震災害等に見舞われた学生がこの制度の適用を受けており、このような制度を設けていることは適切である。経済的理由で修学困難な状況に陥った学生に対しても本学独自の貸与奨学金制度を設けていることは、学生への経済的支援として適切かつ効果的なものとして評価できる。

留学生対象の授業料減免制度についても、全留学生のおよそ 92%の者が授業料相当額の 50%～30%の減免を受けており、留学生の修学を支援する制度として高く評価できる。

なお、スポーツ奨学生を迎えることでサークルが強化され、全国規模の大会での実績が着実に伸びていることは、スポーツ奨学生の制度の有効性を証すものであると評価できる。

（2）学外奨学金

日本学生支援機構奨学金の緊急(一種)・応急(二種)の制度について、学生に周知徹底し、相談者については、速やかに対応していることは適切である。また、地方自治体による各種奨学金についても、出身学生が多い各自治体からの情報や、実際に貸与を受けている学生からの報告をもとに、学生への情報提供を迅速かつ適切に行っている。

（3）同窓会奨学金

同窓会による奨学金については、大学が申請書類の配布を行い、選考は同窓会が行っているが、選考については適切に行われていると思料される。

【長所と問題点】

多様な学内外の奨学金制度が整備されていることで、多くの学生が各種の奨学金制度を活用し、充実した学生生活を送ることができている点は評価できる。特に経済的困難が発生した学生への対応を可能とする貸与奨学金制度を創設したことは長所といえる。

なお、特別・一般奨学生奨学金の対象者数については、昼間主と夜間主の学生の人数構成など、規程が作成された時期と比べ学生数に変化が見られ、現状にそぐわないという一面がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

財政の効率的運用を図る観点からは、在籍者数に変化が見られるので、学内の奨学金制度の対象者数については、奨学金制度の充実を図りつつも、在学生数に見合った整理を行っていく必要がある。また学外の奨学金については、学生に対する情報提供をより強化していく。

［大学院］

【現状の説明】

大学院生に対する経済的な支援としては学納金に関して一部免除する特典と各種奨学金、その他がある。

学納金に関しては本学卒業生に対する入学金の減額および留学生に対する授業料の減免措置がある。また、高度な社会人教育を謳っている本学大学院の特徴として、厚生労働省職業能力開発局育成支援課により「教育訓練施設」として法学研究科・企業政策研究科ともども指定認可を受けている（2002 年 3 月通達）ので、社会人のうち条件を満たした者は学納金の一部給付を受けることができる。受給者実積としては 2007 年（平成 19 年）3 月対象修了者が 3 名、今年度対象修了予定者(2008 年 3 月)が 3 名であり、平均して例年数名の修了者が申請している。

奨学金については、学内の奨学金、および政府･一般事業体ないしは自治体支援の学外奨学金があげられる。

学内奨学金としては、一年次生に対しては入学時の成績及び面接、二年次生に対しては一年間の大学院における成績を基準として授業料の全額もしくは半額を給付する制度がある。また、本学同窓会による学納金の一部補助、および九州国際大学同窓会奨学金と称す

る制度がある。2007 年度（平成 19 年度）学内奨学金の受給者実績としては 9 名であり、同窓会関係の奨学金は 11 名である。

学外からの奨学金は、学生支援機構の奨学金および留学生対象の学習奨励費（金額は学部生 5 万円、大学院生 7 万円）などがある。また、事業体による支援の奨学金として平和中島財団、財団法人本庄国際奨学財団、兼松フェローシップ、吉本章治奨学会、留学生限定の奨学金としては、独立行政法人日本学生支援機構の私費外国人留学生学習奨励費給付制度奨学金（大学院、学部、別科）、文部科学省の国費外国人留学生奨学金、平和中島財団外国人留学生奨学金、財団法人アシュラン国際奨学財団、財団法人吉川奨学会、田坂育英基金、福岡県国際交流センター留学生奨学金、福岡アジア留学生里親奨学金、関原大連市留学生奨学金制度があり、これらすべてに実績がある。

学生支援機構からの奨学金は貸与が基本で 4 名から 5 名が採用されている。

大学院生に対する奨学金以外の経済的援助としては、複写（経費）のサービスがある。これは、大学院入学から修了までのあいだに、研究用として一人あたり 5,000 枚までの複写を認めるものである。

【点検・評価】

大学院生への学内外の各種奨学金に関する情報提供については、遺漏なく、行われている。本大学院が厚生省より「教育訓練施設」として指定を受けているため、一定の条件を満たした学生が終了した場合、本人が支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額がハローワークから支給される点は、大学院生への経済的支援に大きく貢献するものとして評価できる。また、学業成績によって授業料の全額または半額が給付される制度や、留学生を対象とした学習奨励費給付の制度が整っている点は、本大学院の特徴として高く評価できるものである。複写（経費）サービスについても、貴重な経済的支援として、大学院生から高く評価を受けている。

【長所と問題点】

学生支援機構による奨学金制度や厚生省からの学納金の一部給付をはじめ、上述のとおり学内外の様々な奨学金制度が充実している点は、本大学院の長所である。また、本大学院には留学生の占める割合が比較的高く、そうした現状に対応すべく留学生を対象とした学習奨励費給付の制度が整っている点も、本大学院の長所とみなしうる。ただし、留学生を含め大学院生の一部には奨学金の選考にもれてしまう者もおり、そうした大学院生は自己の研究を持続しつつ、生活費や学費を確保するために苦学を余儀なくされている。現状ではそのような大学院生を救いうるような経済的支援の方法が見当たらないのが唯一の問題点である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

上述のとおり、本大学院では、学内外の奨学金制度は比較的充実しており、今後とも大学院生への各種奨学金に関する情報提供を遺漏なく行う必要がある。また、奨学金の選考から外れる大学院生が現に存在することを考えれば、各種の奨学金への申請を大学院生が行うことができるように、個別の奨学金制度の詳細について、大学院事務室で逐次調査し、

有効な情報を大学院生に提供できるよう努力を重ねていく。

第２節　学生の心身の健康保持・増進、安全・衛生への配慮

最近の大学教育の課題は、学生の人間的な成長を図り、自立を促すために支援機能を充実させることである。本学の保健室では、健康診断および事後措置等の健康管理業務、応急処置等の「医療モデル」の活動と学生自身の自己管理能力を高めるため心身の発達を支援する健康教育や相談業務を中心にした「健康支援モデル」の活動を展開しており、学生が心身ともに健康で、有意義な学生生活を送れるようサポート活動をしている。

【現状の説明】

１．保健室の運営状況

保健室は学生サービス室に帰属し、九州国際大学保健室規程・保健委員会規程に基づき運営されている。キャンパス中央の１号館（事務室棟）1 階にあり、応急処置室、休養室（ベッド 3 台）、防音設備を完備した健康相談室、居場所スペース、受付および事務コーナーを設置している。管理対象学生は、学部生・大学院生・日本語別科生・交換留学生で、2007 年度末現在、2848 人である。また、教職員の管理対象数は 208 人である。

業務は、常勤保健師、パート看護職（5 時間）、パート事務職（5 時間）各１名の 3 人体制で運営している。また、学校医は内科系と外科系を委託し、救急患者への対応や保健室スタッフへのコンサルテーション、感染防止対策のアドバイス等を委託している。

保健室開室時間は、下記のとおりである。

月～金曜日９時～２０時（2000 年度～2004 年度春学期）
　　９時～１８時（2004 年度秋学期～現在）
土曜日　　９時～１６時

2000 年度の昼夜開講制の導入時は、夜間２０時まで開室していたが、
2004 年の秋学期から危機管理上複数体制とするため開室時間を短縮した。

２．健康診断

（１）健康診断および事後措置

健康診断の検査内容と事後措置（精密検査や保健指導）は図 15-2-1 のとおり実施している。目標として結核の集団感染防止のため受診率のアップと健康診断結果に基づく事後指導の徹底を重点的に活動している。学生が入学手続き時に提出する健康調査結果、毎年の健康診断および事後措置データ、保健室利用状況等の健康情報はすべて入学時から卒業まで、システム化し管理している。

また、新規入国者に対しては特別健康診断（胸部直接撮影・生化学検査・貧血検査・感染症検査）を実施している。

図 15-2-1　定期学生健康診断および事後措置

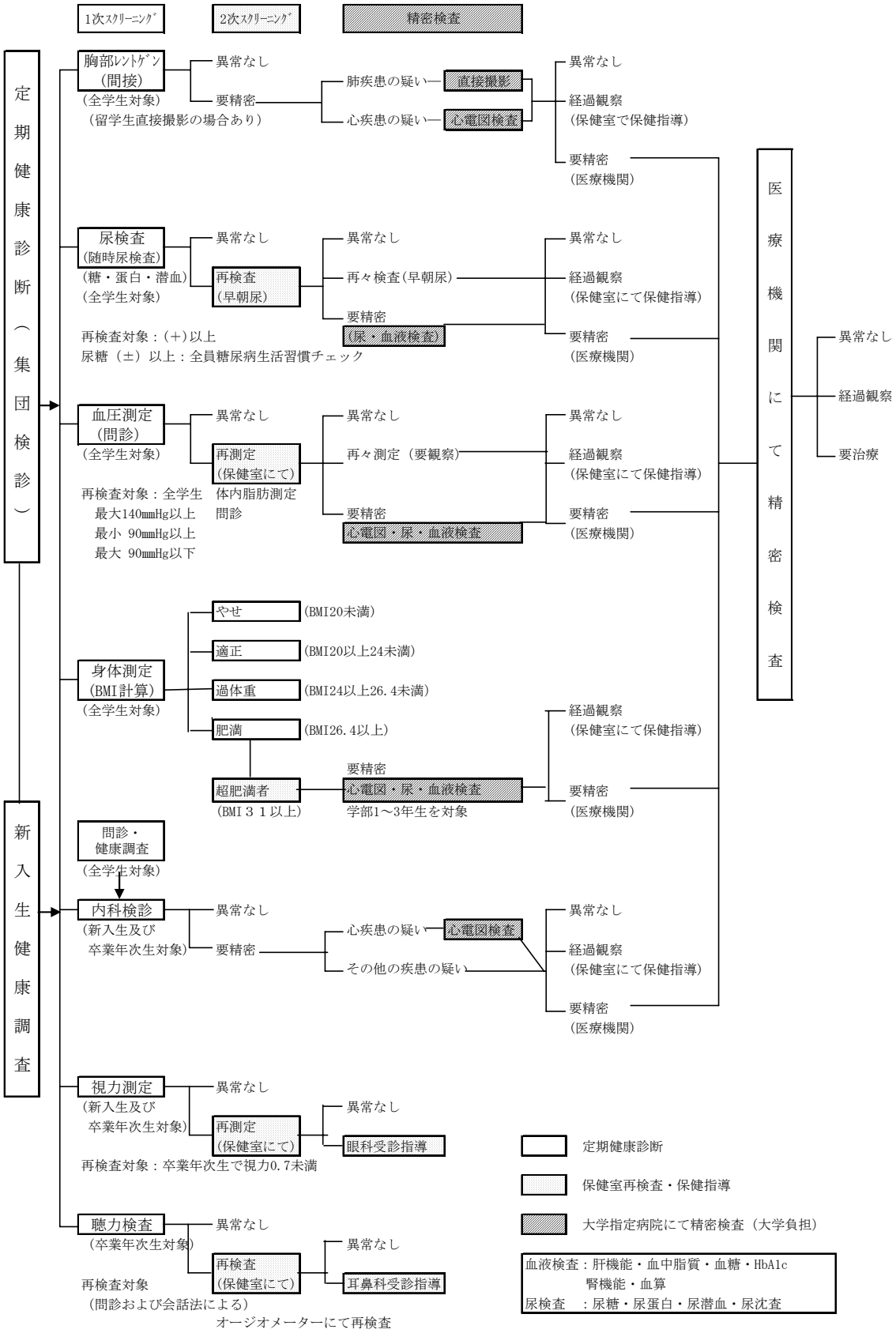

（2）受診状況

新入生と留学生の受診率 100%を目標としている。この目標を達成するために、健康診断の実施日を履修登録日と同じ日にする等の工夫をしている。また、未受診者に対して学部事務室、大学院事務室、国際センター等の職員にも受診指導を依頼すると同時に、郵送による案内等、徹底した受診指導を全学的に実施している。その結果、表 15-2-2 のとおり、全体の受診率は 97.3%から上昇傾向であったが、2007 年度は大学院生の受診率が前年度より 7.3%減少したため、それに伴って全体受診率も 1.5%減少し、97.1%であった。

表 15-2-2　健康診断所属別受診状況

所属	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
学部	97.4%	97.4%	98.4%	98.6%	97.3%
大学院	91.7%	85.3%	90.3%	95.8%	88.5%
日本語別科	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
全体	97.3%	97.2%	98.3%	98.6%	97.1%

（3）事後措置状況

健康診断結果に基づき、異常者に対して再検査および精密検査を実施している。大学負担による精密検査として、胸部直接撮影・心電図・肝機能・血中脂質・血糖値・HbA1c・腎機能・尿定性検査および尿沈査等を健診業者に委託し実施している。結核や無症候性腎疾患の早期発見のほか、糖尿病・高脂血症・脂肪肝・高血圧等いわゆる生活習慣病の早期発見に努め、早期治療、生活改善を指導している。

３．保健室利用状況

図 15-2-3 のとおり、増加傾向であった保健室の利用者は 2005 年、2006 年度に減少した。しかし、2007 年度には再度増加している。

応急処置の過去 5 年間（以下年間という）の平均利用件数 1435 件で、呼吸器系（風邪・発熱等）の処置が一番多かった。次いで外科系、整形外科系、消化器系、皮膚科系の順に多かった。精神科治療中やメンタル面の問題を抱えている学生の不眠、不定愁訴症状、片頭痛や緊張性頭痛等の頭痛発作、甲状腺疾患、過換気症候群等、慢性疾患を抱えた学生への対応も多かった。

図 15-2-3　保健室利用状況年次推移

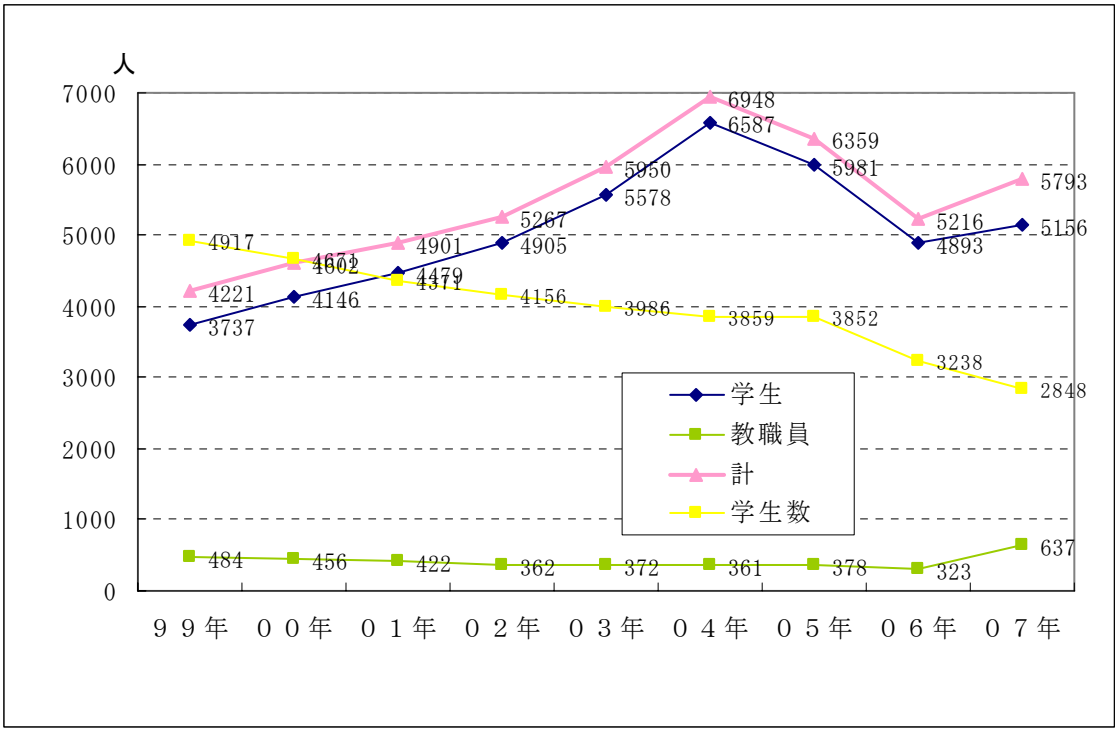

ベッド利用は、年間平均 207 件で、呼吸器系と消化器系症状が多いが、精神疾患治療中やメンタル面の問題を抱えた学生のベッド利用も多い。また、最近の傾向として、深夜アルバイトによる寝不足での利用者が増えている。常習化の問題はあるが、利用者が空き時間にベッドで休養することでリフレッシュし、修学意欲を回復できるよう配慮している。

保健指導は、健康診断結果に基づく事後指導と各種検査測定時の生活改善や禁煙・飲酒指導や性教育等で、年間平均 1700 件だった。2007 年に体組成計を購入してから、定期的に測定に来室する学生が増加し、それに伴い保健指導件数も増加した。また、身体的な内容の相談は年間平均 438 件で、内科系の相談が多かった。最近は、性に関する相談も増えている。精神的な内容のサポートは減少傾向にあるが、年間平均 268 件だった。「よろず相談」、「話し相手」、「昼食場所」、「友人のいない学生の居場所」、「友人との待ち合わせ」、「空き時間の居場所」、「勉強やレポート作成」等、「その他」のサポート件数は、年間平均 582 件で、最近大幅に増加している。

４．健康教育

健康教育の充実を図るために様々な創意工夫をしている。保健室内での健康教育として、応急処置時には「傷の手当ての仕方」、「風邪の予防法」、「生理痛の対処法」、「性感染症の予防」、「避妊法」等に関して自己解決方法を指導している。「禁煙」、「飲酒」、「性教育」、「食生活」等の健康教育の導入に大きく保健室内の検査機器は、役立っている。

また、保健室外での健康教育として、以下の様々な活動をしている。

①全学生を対象にした学外講師による年 2 回の「アセンブリーアワー講演会」。テーマは「禁

煙」、「性教育」、「食生活」等。2007 年は１回のみ（禁煙について）であった。
②ゼミ（入門演習）訪問による健康教室。テーマは「禁煙」、「飲酒」等。
③大学祭関係者を対象にした健康教室。テーマは「食中毒予防」、「急性アルコール予防と応急処置法」等。
④ＡＥＤ使用方法の説明会を開催
その他「保健だより」の発行や本学ホームページ上のブログでの健康情報の記事掲載等により学生へ健康情報の発信を行っている。

５．受動喫煙防止対策および禁煙サポート

健康増進法の施行により、2003 年６月より建物内を禁煙とした。吸いにくい環境づくりが喫煙率低下に繋がると同時に、受動喫煙防止に有効であると考え、建物への出入り口付近に設置していた灰皿の撤去、喫煙場所の見直し（屋外に 5 箇所の喫煙場所設置し、それ以外は禁煙とする）、歩行喫煙の禁止等、受動喫煙防止対策をした。

また、2004 年度より学校医によるニコチンパッチ（有料 1 枚 400 円）の処方とメールによる禁煙サポートを実施している。2004 年度はこの企画に 10 名参加し 6 名が、2005 年度は 6 名参加し 3 名が 3 カ月以上禁煙できた。2006 年度は 2 名参加したが禁煙は達成できなかった。2007 年度は残念ながら参加者がいなかった。喫煙者呼気一酸化炭素濃度測定者（年間平均利用件数 243 件）にも禁煙の保健指導を実施している。

【点検・評価】

昨今、若年性生活習慣病が増えており、本学においてもこれは例外ではない。健康診断スクリーニングの異常者に対して、本学では大学負担による精密検査を実施しており、これが大きな成果をあげている。また、イラスト入りのわかりやすい生活習慣チェック表を作成し、それに基づいて学生に自己採点・自己評価をさせ、無理なく実行できる目標設定をともに考え、生活改善へと繋がるような保健指導方法を工夫している。これにより、生活習慣病の早期発見が可能になり、その結果、学生の生活が大いに改善されている。

また、学生数の減少に反して、2007 年度には再度保健室の利用状況が増加している。要因として、学生の興味をそそる体組成計、握力計など健康機器の設置、利用目的の多様化、学生像の多様化などが考えられる。学生の変化としては、気質の変化が大きく見られ、少子化と大学進学率のアップに伴い、従来の高校生とあまり変らない精神年齢の低い学生が増えている。このことにより、保健室には学生の人間的な成長を図り、自立を促すための支援活動がますます求められている。

そして利用目的も多様化していることから、学生へのサポート活動の際には、一人一人の学生に丁寧に向き合い、傾聴するよう心掛けている。しかし、心と体は表裏一体で、表面上は身体症状として訴えるが、根底には心理的問題（それまでのこころの傷や育ちの脆さ）を抱えている学生が保健室を多く利用している。カウンセリングを勧めても、自己の内面と向き合う力がなく、必要性を容認できず保健室で悶々としている。このような学生に対して保健室は、身体的訴えに傾聴し、心の内面にあえて深く関わらないスタンスで対応している。羽根を休める「とまり木」的な居場所として根気よく対応し、自我の発達を支援して、学生の成長に合わせタイミングをみてカウセリングを勧めている。必要な場合

は、修学支援室とも連携を図り、しばしばカウンセラーにアドバイスをいただく事もある。

保健室は、授業とは異なり評価を下さないスタンスで学生に対応している。そのため様々な相談内容に対して、問題解決というよりも傾聴に努め、学生自身が解決の糸口を見出せるよう他部署への連携役を担っている。特に留学生の場合は、言葉の問題や経済的な問題や習慣の違い等により、保健室単独で支援することは難しく国際センターとの連携を密にすることで効果をあげている。

今後も学生対応については、国際センターや修学支援室との連携を欠かさず、多くの視点からサポートしていきたいと考えている。

【長所と問題点】

保健室スタッフの複数体制については、おおむね充足されており、緊急時対応においても、他部署のバックアップがあり、相互の協力体制のもと効率よく運営されている。

学生が健康情報を獲得し、自己管理ができる支援として健康教育は大きな意義があり、中でも大学祭に向けての健康教育は、急性アルコール中毒者や食中毒防止に大きな成果をあげている。

また、保健室には各種検査機器を設置し、健康相談や保健指導等、学生に健康教育を導入する際に多いに役立っている。2007 年度には新たに自動血圧計、体組成計、握力計を設置したため、学生・教職員の定期的な測定者が増加した。今後も測定・指導を通して、生活改善の動機付けに役立てたい。

受動喫煙防止対策および禁煙サポートについては、難しさを痛感している。禁煙は身体的依存と心理的依存との闘いである。しかし、身体的依存にはニコチンパッチ等のニコチン置換療法が有効であるが、心理的依存の脱却は容易ではない。禁煙継続への支援としては、キャンパス内での吸いにくい環境づくりがキーポイントである。分煙対策を実施し、そのルールを守らせる継続した学生指導が重要である。2007 年秋学期からは、学生サービス委員会の提唱により、毎日昼休み時間のマナーアップ運動を教職員の協力のもと行い、少しずつながら効果をあげている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

学生の心身が健康で有意義な学生生活を送れるようサポート活動を展開するうえで健康教育が大きなウエイトを占めている。今までのような講演会や健康教室開催等、専門家（外部講師や医療職）による健康情報を発信する健康教育から、より効果的な新しいスタイルの健康教育方法を構築していく必要がある。生活習慣病においてもそうであるが、特に性の問題は深刻であり、同じ世代の仲間による性教育は大きな効果をあげている。本学においても学生による学生へのピアカウセリングやピアサポート等を導入していくことは有意義である。また、講演会のテーマの見直しやネットを使った情報提供方法等も模索すべきである。

また、学生の動向が国際化するなかで、新型感染症発生時の対応マニュアルなどを活用し、さらに充実した安全・衛生面での制度構築が必要である。

第３節　学生に対する生活指導

【現状の説明】

本学では、学生が生活上の問題やトラブルにあわないように、様々な取り組みを行っている。新入生に対しては、入学時に学生生活に関するガイダンスを行い、主として高校生活と大学生活との違い、学内・外での大学生としてのマナー、規律・規則の遵守、サークル活動・奨学金等について説明している。また、全学生を対象に、所轄の警察署や消防署等の協力を得て、交通ルールの指導や留学生寮の火災訓練等を毎年行ったり、学生が悪徳商法の被害にあわないよう、国民消費センターから講師を招き講演会を開催するなど配慮している。その他、学生生活を健全に送るうえで有効な各種の情報については、逐次、学内掲示やホームページで学生に知らせている。なお、本学には留学生が多く、留学生固有の問題も想定されるため、入国管理局等、公的機関の協力を得て、留学生への指導を行っている。

【点検・評価】

学生が様々のトラブルに無縁で過ごせるよう、講演会、ガイダンス、学内掲示等を通して、常に必要な情報の発信を行っているし、学生に問題が生じた場合は、問題の性質に応じて、学生サービス室、学生サービス委員会、学部事務室、修学支援室、保健室、国際センターなどがその適切な対応にあたっており、学生指導の仕組みは整っている。

【長所と問題点】

学生が事件、事故に巻き込まれないように、入学時より各種ガイダンスにより生活指導を行っていることは適切である。学外の関係団体の協力を得ていることで、より効果的な指導ができている。また問題が発生した際の対応を可能にする学内の仕組みができていることも長所である。

【将来の改善点・改革に向けての方策】

学生に対する生活指導は概ね良好であり、生活指導をさらに強化・充実していく工夫を凝らしていきたい。

第４節　ハラスメント防止対策

【現状の説明】

本学では、人権尊重のための教育啓発を行い、またよりよい環境のもとで就学ないし就労できることを保障するとともに、その人権が侵害された場合には、その侵害を排除するために必要な措置を取るための組織と手続きを定めた九州国際大学人権保障規程を 1999 年（平成 11 年）に制定している。この規程に基づき、従前の「九州国際大学同和教育委員会」を廃止し、新たに「九州国際大学人権委員会」を発足させ、セクシュアル・ハラスメント部会、同和・人権保障部会を設置し、セクハラに対する相談、問題解決に強く取り組むことになった。

本学では、性別・国籍・年齢や病気・障害の程度などに基づく、あらゆる差別や人権侵

害のない安全で公正な就労・就学環境を保障することを掲げ、セクシュアル・ハラスメント防止など人権保障のための取り組みを行っている。

本学の「人権保障のしくみ（文章と図解）」および「九州国際大学人権保障規程」は、学生への周知を図るべく、『STUDENT GUIDE』に掲載されている。そのなかには人権相談窓口が学内組織で最も学生が相談しやすい部署である修学支援室に設けられていること、電話での相談にも応じられることが電話番号とあわせて明記されている。また、相談窓口に限らず、ゼミやサークル顧問の教員、事務職員への相談も奨励している。この『STUDENT GUIDE』は全学生に配布しており、あわせてホームページにも掲載し、セクハラ防止のためのさまざまな情報を周知させている。

相談窓口では、来談者の意思を尊重することを前提に、問題解決の方法の相談や心理的な事項に関するカウンセリングを受け付けている。また、人権委員会を介した人権救済の申立て手続きの紹介も行っている。相談内容によっては、人権委員会（委員長：学長、各学部から選出された６名［各学部２名、うち１名は女性教員］、日本語別科教員１名、事務職員２名［うち１名は女性職員］）を上部組織とするセクシュアル・ハラスメント部会（半数以上が女性委員）が来談者への対応にあたっている。また、セクシュアル・ハラスメントに限らず、アカデミック・ハラスメントに対しても、同様に対応することにしている。

人権尊重の啓発のため、新入生を対象とする人権関連の研修は、2005 年度までは年度途中に実施していたが、研修効果を考慮し、本年度（2007 年度）は入学直後に開催された「新入生ガイダンス」（４月７日）のなかで、１時間に亘る人権関連の研修を行った。研修では、セクハラの概念を事例を交えて解説し、あわせて、相談者のプライバシーの保護が約束された学内の人権相談窓口や解決方法の具体例も紹介している。一方、教職員に対しては「セクハラ・パワハラ研修会」を７月 25 日に実施した。

また、人権に関する知識を向上させるため、人権委員会委員および担当部署職員には外部セミナーを受講させている。

【点検・評価】

セクシュアル・ハラスメントのみならず同和人権問題、さらにはアカデミック・ハラスメントも含めて、人権の保障に取り組んでいることは評価できる。委員会の設置、その構成に際しての女性委員参加、担当者の定期的な研修、学生への周知徹底など、セクシュアル・ハラスメント防止などの人権保障のための対策は整備されていると評価できる。

実際の対応についても、人権相談窓口を修学支援室という学内組織で最も学生が相談しやすい部署に設置していることも評価できる。また、修学支援室に限らず、ゼミ、サークル顧問の教員、事務職員への相談も奨励しており、相談窓口を広くしていることは評価できる。

相談方法も対面式だけでなく、電話での相談にも応じており、相談しやすい環境を整備していることは評価できる。

【長所と問題点】

セクシュアル・ハラスメント防止のために学生の入学時から取り組んでいること、そして相談しやすい環境が整備されているのみならず、恒常的に担当者に人権研修を受講させ

るなど窓口担当者の専門性向上に努めている点は長所である。また、セクシュアル・ハラスメント部会の半数以上の委員が女性であることは、適切な対処を確保する上で評価できる。また人権侵害を包括的に捉え、人権委員会にてアカデミック・ハラスメントへの対応も可能となる仕組みを作っていることは評価できる。

制度上、特に問題点は見当たらないが、相談への対応について事実関係の確認に時間を要することもあり、必ずしも迅速性が確保されていないことが問題である。相談に来た学生にとっては切実で緊急を要する問題であり、できる限り速やかな対応を確保する必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントの防止に当たっては制度のみならず、構成員一人一人の意識を高めていくことが重要であり、学生に対する研修会を一段と強化充実するとともに、全学生を対象とした研修会の開催も必要である。一方では、学生の指導にあたる教職員に対するよりレベルの高い研修会の開催が必要である。

また、セクハラが発生した場合に備えて、日頃から全職員が相談窓口になりうるような環境づくりが大切である。そのためには、人権委員会は、セクハラに限らず、あらゆる種類のハラスメントに関する情報の収集に努め、有効な情報を常に職員に発信していく活動を、従来どおり続けていく必要がある。同時に、相談への迅速性を高めるために具体的な対応に際して実務面での改善を図っていく必要もある。

第５節　修学支援室の活動

本学は、在学生の修学を多面的に支援する修学支援室を設置し、学生の心身共に健康な学生生活の実現を目指すとともに、充実した勉学生活ができるように直接的に教学関係を担当する部局とも連携を図りつつ、学修支援を行っている。また在学生に対する支援のみならず、教職員の意識・授業スキルなどの向上を図るために定期的に専門家を招き教職員研修会を実施している。なお、本学の修学支援室は、旧枝光キャンパスにおいて、1993 年（平成 5 年）10 月、学生課内で保健室と機能を分け合う「学生相談室」として設立され、以後、2004 年 10 月に学生サービス室から組織上独立し、翌 2005 年 4 月には「学生相談室」から「修学支援室」に名称を変更し、現在に至っている。

１．修学支援室の設備・備品

【現状の説明】

現在、修学支援室は二室体制で主に学生の居場所として運営されている。雑誌や箱庭、ソファー等を備え、静かに過ごす部屋「修学支援室」（20 人収容：115 ㎡）と、お喋りやゲームができる部屋「学生フリースペース」（50 人収容：220．49 ㎡）の二室である。前者には防音設備の整った面談室があり、後者には多くの面談ブース（２人用）が備えられている。両室ともに、学生がリラックスして使用できるよう、BGM を終日流している。また、各室に学生用のパソコンも２台設置している。なお、2006 年４月から、１号館３階の一室を確保し、会議室・面談室・教職員のコンサルテーション室として使用している。

【点検・評価】

2005 年度のフリースペース（居場所）二部屋の利用者数は１日平均 17 人、2006 年度は同 24 人、2007 年度は同 18 人であり、コンスタントに利用されている点は評価できる。単なる居場所として求める学生でも勉強できる場所・利用しやすい場所・過ごしやすい場所や情報収集・情報交換場所として定着してきたようである。二部屋ともに利用する同じ学生であってもうまく使い分けができており、二部屋を設置していることは評価できる。

【長所と問題点】

学生の居場所（フリースペース）として部屋を提供していることにより、支援を必要とする学生を容易に把握でき、カウンセラーの指導へと導くことができるという長所がある。

静かに過ごす部屋は、利用者数が多いとは言えないが、精神的疾患を抱えた学生の面談待合室としても利用されていることを考え合わせると、そのような学生が他の学生の目を余り気にかけることなく個人面談室に入ることができるという意味においては、却って、利用者数が少ない点が現状では功を奏している。他方、お喋りやゲームができる部屋の利用者数はかなり増加傾向にあり、グループでの利用が多いため、単独での利用を希望する学生にとっては、使用しづらいという短所もなくはない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

修学支援室をグループで訪れる学生は、支援室をネットカフェのような憩いの空間として利用している。これは、学内に彼らの居場所が少ないことの表れであろう。したがって、学生が憩える場所や施設・設備をさらに充実させていくことが必要である。

２．カウンセラー、アドバイザー等の配置

【現状の説明】

修学支援室のスタッフの構成はカウンセラー３名（うち１名は専任教員＜主事＞、他２名は非常勤職員）、発達障害コーディネーター1 名（非常勤職員）、事務職員４名、各学部から 2 名ずつ選ばれた修学支援委員６名となっている。各部屋（二室）にはカウンセラー１名と事務職員を２名ずつ配置している。現在、月曜日から金曜日にかけて、カウンセラーが各部屋ともに常駐している、また、面談を希望する学生が、男女２名ずつのカウンセラーのいずれかを選択できる、さらには、開室時間内（10:00～17:45）であれば、いつでも相談に応じられる体制が整っている。

また、心理面のみならず、修学面での来談者も少なくはなく、2002 年度以降は６名の修学支援委員が交代で学生フリースペースにて週に 1 コマ（90 分）張り付き、学生の修学相談に応じている。

過去３年間の面談実数は以下のとおりである。

年度	面談実数	内　　訳		
		心　理	修　学	その他
２００５年度	１０２人	３５人	６２人	５人
２００６年度	９０人	３８人	３４人	１８人
２００７年度	６２人	３０人	３２人	０人

【点検・評価】

上述のとおり、修学支援室の運営には同室職員のみならず、専門のカウンセラーと学部から選出された修学支援委員（教員）が学生の心理面・学習面での対応にあたっているため、幅広い相談内容に応じることが可能である点は評価できる。

【長所と問題点】

修学支援室にカウンセラー・修学支援委員（教員）・事務職員を配置することにより、他部署やゼミ担当教員との連携が図りやすくなった点は長所である。その結果、学生の修学面・心理面でのケアが適切かつ迅速に行うことができるようになった。

また、発達障害コーディネーターを配置したことにより、修学面の指導が強化されたことは評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

修学支援室の業務には学生のカウンセリングという高度な専門知識が要求されるため、職員配置時に修学支援のための実務研修制度を設けるなどの配慮が必要であろう。

さらには、教育面での支援強化を図るため、修学支援委員（教員）の役割の再確認ならびに増員の検討を行う必要があろう。

３．成績不振者・不登校学生への対応

【現状の説明】

修学支援室では 2003 年以降、UPI(心の健康調査)テスト、修学アンケート調査、教員による出席管理等を通して、成績不振や不登校に繋がるおそれのある学生の早期発見とその対応にあたっている。また、2004 年度以降は、ゼミ教員と連携をとり、入学直後に実施されるフレッシャーズ・ミーティング（新入生合宿研修）への欠席者や授業への長期欠席者に連絡を取り、必要に応じて面談を実施している。さらには、年間の単位取得数が 10 単位に満たない成績不振の学生を対象にして、教務室と学部事務室が中心となって実施している保護者相談会においては、個別の指導を行っている。この中で心理的要因や生活リズムの改善を必要とする場合は、カウンセラーとの面談を行い、その結果、必要に応じて定期面談を行っている。

成績不振や不登校に陥り退学していく学生の中には、友達作りのきっかけがつかめないまたは定期試験にどう対応していけばよいのかわからないという悩みを持つ者が多い。このような学生に対して、本学では、修学支援室を利用する学生を中心に大学祭の際に共同

で模擬店を出店させたり、学内でのクリスマス・パーティーやスポーツ大会に参加させたりすることで、仲間作りを支援している。また、定期試験前には不安解消講座を開催し、学生に試験対策のノウハウを提供し、レポートのまとめ方の指導も行っている。

【点検・評価】

修学支援室へのカウンセラーの配置、教員による学生の出席管理、成績不振者への個別指導、定期試験に向けた不安解消講座等を通して、成績不振者と不登校学生への早期対策が適切に図られている点は評価できる。

また、カウンセラーは、2007 年 10 月に導入した事務システムで出席状況が即時に確認できるようになり、カウンセリングに大いに貢献していることは評価できる。

【長所と問題点】

大学のユニバーサル化の傾向が強まるなかで、フォローすべき学生の数が増大し、その対応の内容も多様化している。そのため修学支援室の業務は量的にも質的にも拡大傾向にある。成績不振者・不登校学生への対応は、修学支援室のみならず、次項で取り上げる学内関係部署との連携が不可欠であり、今後、修学支援室と関係部署との役割分担をより明確にしてく必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

上述の傾向に適切に対応するためには、学部事務室、ゼミ担当教員、修学支援室等の役割を一層明確にしていくなかで（マニュアル本作成など)、さらに一段と高いレベルを目指した取り組みを進める。

４．学内関係部署等との連携活動

【現状の説明】

修学支援は、一過性的なものではなく、学生が在学している間、一貫した支援が不可欠である。修学支援室では、入学から卒業に至るまで教学の関係部署と緊密な連携を図り、在学時期に適った適切な対応を目指している。

修学支援室では、現在、学内の関連部署と以下のような連携活動を図っている。

入学時での対応としては、フレッシャーズ・ミーティングへの欠席者情報を学部事務室より入手し、学部毎に配置されているカウンセラーがそれらの学生と面談し、そこで得られた新たな情報に基づいて、当該学生に必要な修学上の助言を行っている。

各学期の前半における講義長期欠席者への対応としては、学生本人やその保護者と連絡を取り、学生をカウンセラーとの面談に導いている。面談後は当該学生の授業への出席状況を確認し、依然として問題が認められる場合は、所属するゼミの担当教員にその旨を伝達し、学生の指導と観察を依頼している。その上で教員から新たな懸念材料が報告された場合は、内容に応じてカウンセラーがアドバイスを行っている。

各学期の成績評価が出た時期における成績不振者への対応としては、教務室および学部事務室を中心とした保護者を含む成績相談会の際に、来談経歴のある学生に関する情報を、必要に応じて面談にあたる教員にあらかじめ提供し、面談に役立てている。また、実際の

面談で気にかかる学生がいる場合、教員からその旨の連絡を受けた修学支援室は、問題解決に向けて当該学生とカウンセラーとの面談を行っている。

学生の抱える問題が就職等の進路に関するものである場合は「就職・進路相談室」と、また学生が事件・事故に巻き込まれた場合は学生サービス室と、さらには学生が体調を崩している場合は保健室と連携を取りながら学生の支援にあたっている。

また、修学支援室は、「修学支援室だより」を講義期間中の毎月発行し、学生に対するさまざまな対応方法について教職員に紹介している。

このように、修学支援室では学生の問題の性質に応じて、迅速かつ円滑に対応できるよう、関連部署との連携を常に図っている。

【点検・評価】

学内の関連部署とネットワークを張り巡らせているために、修学支援室には問題を抱えた学生の情報が集積されており、学生に関する問い合わせに対して迅速に回答・対応できる点は高く評価できる。

【長所と問題点】

修学支援室の判断の下に、学生支援に必要かつ有効な情報は、学生のプライバシーを侵さない範囲で関係部署に伝達されている。それにより、問題を抱えた学生への対応が関連部署間で概ねスムーズに行われている。例えば、学部別にカウンセラーを配置したことにより、カウンセラーと修学支援にあたる教職員（学生が所属するゼミの担当教員等）との連携が図りやすくなり、学生への対応も適切に行われている。ただし、教職員の学生対応に温度差があることは改善の余地のあるところである。

【将来の改善・改革に向けての方策】

修学支援室は、問題を抱えた学生情報の一層の集約をはかるため、関係部署の職員間で情報交換が今まで以上に活発に行われるような機会を増やしていかなければならない。また、教員間で学生への対応に温度差が生じることのないよう、問題を抱えた学生に関する必要な情報を、これまでどおり教員側に正確に伝える努力を続けていかなければならない。さらに、修学支援室と指導にあたる教職員との連携を強める意味では、これまで以上に迅速かつ適切な情報の共有が確保される仕組みを構築していく必要がある。

第６節　進路・就職活動支援

本学では、在学生の進路・就職活動を支援するために、各種就職支援講座・企業研究会や個別相談などの実施、さらにはキャリアデザイン（科目）の単位化及び「就職総合講座Ⅰ・Ⅱ」・「就職活動支援講座」・「インターンシップの単位認定」などでの教学上の配慮、エクステンションセンターでの資格取得支援などを通して、全学あげての支援活動を展開している。

１．学生の進路選択に関る指導の適切性

［学部］

【現状の説明】

本学では学生が入学後の早い時期から社会の仕組み、経済の流れ、仕事の役割等の、就職に関する全般的な知識を習得し、且つ自身の職業観を育み、就職活動への意識を確立できるよう、１・2 年次生を対象に毎週水曜日に「就職総合講座」を 1 コマ開講している。また、この目的が確実に達成できるよう、職業適性模擬試験、一般常識模擬試験、学外講師による「基礎学力」・「社会常識」・「マナー」等をテーマとした講座を、適宜、実施している。なお、１・２年次生を対象とした就職支援スケジュールの詳細については、表 15-6-1 のとおりである。

なお、１・２年生対象の「就職総合講座Ⅰ・Ⅱ」を分別することにおいて、目的をより明確にし、社会の仕組み、経済の流れ、仕事の役割等を含めた就職に関する全般的な知識ならびに就職意識の構築に不可欠な知識の習得を目標とする。

３年次では、「自立した社会人の育成」と「社会に活用できる人材の育成」を目指し、毎週木曜日に「就職活動支援講座」を開講している。春学期は就職活動の流れの解説に始まり、自己分析、エントリーシートや履歴書の書き方、ナビの活用法等の就職活動の基礎に加え、「社会人としてのマナー講座」、「筆記試験対策講座」等にテーマを特定した支援講座を展開している。秋学期は４年生による体験報告会や学内企業研究会を開催することで３年生の就職活動に対するモチベーションを高めつつ、個別相談、模擬面接、エントリーシートならびに履歴書の添削指導、適性検査、就職模擬試験、就職対策合宿、筆記試験対策直前集中講座、学内企業合同面談会等をとおして、円滑な就職活動のサポートを図っている。なお、３年次生を対象にした就職支援スケジュールの詳細については、表 15-6-2 のとおりである。

なお、３年生対象の「就職活動支援講座」は、就職活動の進め方、社会人としてのマナー等「ハウ・ツー (how to)」の伝授から、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の養成までを目標としている。

本学では 2005 年度より、学生にインターンシップへの積極的な参加を奨励している。これは学生が自らの専攻や将来の進路に関わりの深い企業で就業体験をすることで、高い就職意識に目覚め、企業選択の貴重な判断材料を得ることを主たる目的としている。インターンシップへの参加者は事前指導を受けたうえでこれに臨み、終了後は体験報告を行う。その成果次第では、「法律学特殊講義」ならびに「国内社会実習」の単位に読み替えが可能となる。ちなみに今年度の参加者は 41 名であった。なお、インターンシップ受入企業・団体名の詳細については、表 15-6-3 のとおりである。

なお、インターンシップにおいては、学生に就職意識を芽生えさせ、企業とのミスマッチ防止や企業選択の判断材料として活用させるために、昨年度同様、３年生を対象にインターンシップへの参加を強く奨励する。なお、この活動を評価し、2005 度から法学部では「法律学特殊講義」、経済学部・国際関係学部では「国内社会実習」の単位として読み替えることにより、今まで以上の成果を上げている。

また、各種講座については「社会が求めるマナー講座」、「コミュニケーション能力 UP 講座」、「プレゼンテーション能力 UP 講座」を特別講座として全学年を対象に開講している。

就職決定者の業種別は、表 15-6-4 のとおりであり、地域別は、表 15-6-5 のとおりである。

また、法学部を擁する本学では、法科大学院進学を目指している学生の適性試験（法科大学院出願の必須条件）への対策として、2003 年度より外部業者との提携のもとで、「適性試験対策講座を開設し、学生の進学支援を行っている。大学は本講座（全 12 回）の受講者に対して、講座料の半額を補助している。本年度（2007 年度）までの受講者数と法科大学院への合格実績は以下の表のとおりとなっている。

法科大学院受験対策講座　受講人数内訳表

所　属	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
法学部学生	１０名	３名	４名	５名
他学部生	－	－	１名	－
法学部卒業生	－	－	－	－
法学研究科大学院生	２名	１名	－	－
法学部卒業・法学研究科修了生	－	－	－	－
計	１２名	４名	５名	５名

法科大学院合格実績

所　属	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
法学部学生	－	３名	５名	３名
他学部生	－	－	－	－
法学部卒業生	－	２名	－	－
法学研究科大学院生	１名	１名	－	－
法学研究科修了生	－	－	－	－
計	１名	６名	５名	３名

【点検・評価】

１・２年生を対象とした「就職総合講座」ついては、出席した学生は、就職意識が向上し次のステップへと進み自らを振り返り、近い将来に向けて積極的に取り組み始めるなど、支援講座受講による効果は高い。ただし、出席者数を増やすことが、今後の課題である。

一方、３年生を対象とした「就職活動支援講座」への今年度の出席率は 46.7%であり、前年度よりも増加している。年間を通じステップアップ方式で各講座を開講しているので、学生にとっては理解しやすい内容となっており、この講座は就職意識の高い学生には効果的であった。

また、景気の回復とともに、就職活動は年々早期化傾向にあり、３年次から就職対策を始めても間に合わないのが実情である。そのために企業の採用スケジュールの変化にあわせて学内の講座内容と行事日程の変更を余儀なくされている。

「学内業界研究会」、「就職対策合宿」、「筆記試験対策直前集中講座」、「就職活動のための特別講座」等への参加者の 85%が早期に内定を獲得している。個別相談、模擬面接、エントリーシートならびに履歴書の添削指導等、きめ細かな指導が昨年度の内定率 95.3%（2006 年度実績：前年比 2.0%増）に繋がったと評価している。

【長所と問題点】

１・２年生を対象とした講座は、学生のなかに経済や産業、企業や社会に関心を示し学生生活の過ごし方に変化がみられるなど、その開講の効果が出ていると評価できる。しかし、職業適性模擬試験と一般常識模擬試験以外の企画への参加者が少なかったことから判断すると、就職に対する１・２年生の意識は必ずしも高くはない。各学部の協力を得てゼミ毎での受験を実施し受験者数が増えたが、さらなる努力が必要である。受講生の参加率が低いので、講座からカリキュラム化を検討していく必要がある。

なお、3 年生に対する支援講座やインターンシップの参加状況を見ると学生の意識が高くなりつつあり、本学の支援が活用されていることは長所である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

就職活動の早期化の一方で、企業が学生に求める能力も学問上の知識にとどまらず多様化している。そのために本学では、こうした実情に即した進路指導を低学年次から段階的・体系的に展開していく必要がある。具体的には以下に列挙するとおりである。

（1）カリキュラム上の配慮

①キャリア関連科目の単位認定

2006 年度よりインターンシップが読替え科目で単位認定されたように、2008 年度より１・２年生を対象に行っている「就職総合講座Ⅰ・Ⅱ」を「キャリアデザインⅠ（必修）・Ⅱ（選択）」に分別し、単位化を決定。また、３年生対象の「就職活動支援講座」も「キャリアデザインⅢ・Ⅳ」へと単位を認定することが可能なものとして、2009 年度よりカリキュラム化する。

②インターンシップの推進

インターンシップについては、これまでは３年生を対象に行っていたが、2008 年度からは２年生から募集することを検討している。学生には低学年より就職意識を芽生えさせ、企業とのミスマッチ防止や企業選択の判断材料として活用させることで、今まで以上の成果を上げて行きたい。

③SPI 対策講座他、各種講座の開講

基礎学力の向上を目指して、全学年を対象に「SPI 対策講座」を開講する。また、上述の「就職活動支援講座」とは別に、ゼミを通じ受講させる。

（2）企業人との連携によるプログラムの充実・強化

社会と学びとの融合を図るべく、低年次生を対象に引き続き企業人による講座や学内での企業研究会、企業説明会、企業合同セミナー等へ招聘し、学生との接触を強化していく。

［大学院］

【現状の説明】

法学研究科の半数以上が社会人枠での入学者で、進路の典型的な例としては、税理士事務所に勤務する大学院生が税理士資格の取得に向けて大学院で学び、資格取得後に自ら税理士事務所を開業するというものである。一般日本人修了生の進路は主に、他大学の博士課程進学、法科大学院進学、教職専修免許状取得希望、税理士資格取得などである。

企業政策研究科では、社会人枠での入学者と留学生の入学が中心であり、留学生院生については日本企業への就職を希望するケースが多く、大学院修了後、母国に帰国する留学生の場合は、帰国後、教職に就く者、外資系企業に就職する者など、進路は様々である。

【点検・評価】【長所と問題点】

本学では多くの大学院生が自己の将来への展望をしっかりと抱いており、大学院として院生の進路や就職に関する特段の支援を行っていない。しかし、よりきめ細かな指導を行うためには、院生への進路についての相談等を行うような体制作り、また早い時期から情報提供を行うような体制が必要である。

留学生については、大学院修了後に帰国する者を除けば、大半が日本国内での就職を希望しており、そのような院生に対する就職支援体制を検討している。

【将来の改善・改革に向けての方策】

日本国内で就職を希望する留学生や一部の日本人大学院生のニーズに応えるために、大学院では、これまでは学部学生を対象にしてきた学内の進路･就職相談室先との連携を深め、大学院修了者に相応しい就職先に関する情報収集を積極的に行うとともに、大学院生一人ひとりの希望職種などを把握するよう努力していく。具体的な対応として、2008 年 10 月より大学院・留学生専用カウンターを設置し専任者を配置する。

２．就職担当部署の活動上の有効性

【現状の説明】

学生の卒業後の進路が多様化していることに伴い、2000 年度（平成 12 年度）に「就職課」から「就職･進路相談室」に名称を変更し、卒業後の進路について学生の相談を受け付け、助言を行っている。

現在、就職･進路相談室は職員 4 名、嘱託職員 3 名、特別職員 1 名で構成され、法学部、経済学部、国際関係学部の学部ごとに１名の職員および嘱託職員が就職指導を行っている。就職・進路部長を委員長に各学部から選出された３名の委員と就職・進路室長とで就職対策委員会が構成されており、同委員会にて就職活動講座や就職総合講座等、各年度の就職指導方針が決定されている。各委員はそれらの事項を所属する学部教授会で報告し、学部間・教員間の連携を図りつつ、学生の進路に関わる諸業務に携わっている。

就職･進路相談室には、求人票や企業情報ファイル、公務員採用試験情報ファイル、各種年鑑、就職関係図書・ビデオのほか、卒業生の就職活動報告書を常備して学生への情報提

供を行っている。なお、学生との連絡や講座の案内、採用情報の提供はモバイルメールまたは、掲示などによって周知・活用している。

また、学生が自己の能力と適性を磨き、悔いのない職業選択を行えるよう、低学年次から適性検査、就職常識試験、SPI 対策講座、社会人としてのマナー講座等を開催している。

それらに加えて、面接対策講座、学内業界研究会、就職対策合宿、就活直前集中講座、学内企業合同面談会の開催、合同説明会無料バスツアー等の手配並びに引率を行っている。

これらの講座等に参加した学生の早期内定獲得率は、上述のとおり 85%と高い。

【点検・評価】

卒業年次生の履歴書添削等の指導、内定状況の調査、未内定者への求人企業の紹介、求人票受付業務、学内企業説明会の開催、来訪者への対応等、適切に対応している。

加えて、１～３年生を対象にした「就職総合講座Ⅰ・Ⅱ」、「就職活動支援講座」、インターンシップ、その他各種の特別講座の開催運営とそれらの企画への学生の出席管理についても、スタッフでこれらの業務を分担し、相互の協力体制を整えることで着実に業務上の成果をあげている。

なお、モバイルメールは学生への事務連絡や情報提供に適した手段であり、その幅広い活用が、今後も期待できる。

【長所と問題点】

学部ごとに担当職員を固定し指導にあたることで、担当者の責任感が自ずと向上し、担当者間の競争心が良い意味で刺激を受け、結果的に学生へのサービス向上に繋がっている。たとえば、担当者が学生と接触する回数が必然的に増加するので、担当者に個々の学生の個性や適性が把握でき、個々人に応じた求人企業の紹介や指導を行う上で極めて有効である。また、学部ごとに担当職員を固定することで、複数の学生が同時に相談窓口を訪れてきた場合、順番制での対応を余儀なくされることもあるが、他の室員がフォローにあたることにより、それなりにスムーズな対応が出来ている。

年間を通じた講座の開講は、ステップアップ効果とモチベーションの向上が期待できる反面、学生の履修状況との関係で、各講座への出席者が固定化する傾向が見られる。それらの講座に出席できなかった学生たちを対象としたフォロー講座や講座のリピート開講を検討する必要がある。モバイルメールも同様に、登録している学生には極めて有効であるという結果が既に表われているので、未登録者を無くす方法の検討も必要である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

入学時のオリエンテーションの際に、就職･進路相談室の活用方法、就職者とフリーターの違い、大学生活の過ごし方等を説明する中で、新入生に１・２年生対象の「就職総合講座Ⅰ・Ⅱ」の聴講を促すとともに、2008 年度（平成 20 年度）より就職・進路相談室主導から学部主導のカリキュラム化を検討している。また、就職情報の提供を行っているモバイル通信への登録を徹底指導していく。

学部担当職員は学生の相談内容に応じて、就職アドバイザーやキャリアカウンセラーとの連携を図り、より一層きめ細かな個別相談を目指す。

さらに職員間での業務分担を図り、担当部署の業務の効率化を進める。

講座等に出席していない学生への対応策として、室員・就職アドバイザーがクラブ・サークルやゼミに出向いて指導する態勢を整える。

３．就職指導を行う専門のアドバイザーの配置状況

【現状の説明】

就職指導を一般的な相談で終わらせることなく、より実質的で個別具体的な指導ができるように専門のキャリアカウンセラー2名と企業の人事担当経験者3名を就職アドバイザーとして配置している。これらスタッフは学生からの「何でも相談」に応じる専門知識を備えており、学生の個別相談に応じるのみならず、就職活動に関わる実践的な講座の担当や企業訪問で得た情報をもとに、企業と学生とのマッチング業務なども担っている。就職アドバイザーは、エントリーシートや履歴書の添削、面接指導、インターンシップ指導、講座の講師、就職対策合宿の講師、ゼミやクラブ・サークル毎の出張ガイダンス、企業訪問などを行っている。将来に不安を持ち自分に自信の持てない学生には、キャリアカウンセラーが時間をかけてメンタル面でのサポートを行っている。また、内定が決まった４年生が学生アドバイザー（５名）として、学内企業合同面談、就職・進路相談室等に待機し、後輩に就職活動についての助言を行っている。

【点検・評価】

企業出身の就職アドバイザーは、採用者の立場で「企業が求める学生」、「大学で学んだことが社会でどう役立つか」等をアドバイスしており、概ね学生には好評で、多くの学生が面談を受けるために窓口を訪れている。履歴書、エントリーシートの添削や面接指導が個別に受けられることのメリットが大きいからである。また、就職アドバイザーは、上述のように、就職講座に出席していない学生のためにフォロー講座の講師として「就職活動直前講座」を担ったり、「就職対策合宿」や「インターンシップ研修」等の講師を担当したり、求人のために企業を訪問する等、個別相談のみならず、講座の講師や企業訪問など幅広い活動をしている。

インターンシップ研修会等おいて、業種の異なる企業に内定した４年生による体験報告会を開催し、自らの活動体験を３年生に紹介している。また、就職活動を間近に控えた学生には、先輩学生の身近な体験談や助言が、自らの就職活動への最良の起爆剤となっているようである。

【長所と問題点】

就職アドバイザーが面談方式で相談に応じることは学生の理解も深まり非常に効果が認められる。また、就職アドバイザーによる面談可能学生数の時間的制約もあり、アドバイザー配置の効果を一層高めていくためには、教員と就職アドバイザーの連携を深め、教員を通した学生に対する助言の機会も増やしていく必要がある。また、リピーター学生については、アドバイザーを頼り過ぎる面も伺える。

【将来の改善・改革に向けての方策】

本学の就職をめぐる実情を共有し合うために、就職アドバイザーと学部選出の就職対策委員が意見交換、情報交換をする機会を設けており、両者の協力のもとに諸問題を解決していくような体制の確立を目指す。

また、リピーター学生については、１アドバイザーではなく、他のアドバイザー並びにキャリア支援室員も指導にあたることとしていく。

４．学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

【現状の説明】

本学では、１．において記述したとおり、就職ガイダンスとして「就職総合講座」（１・２年次生対象）と「就職活動支援講座」(3 年次生対象）を実施している。また、企業の人事担当者を招き、企業・団体ごとの個別の企業研究会や合同面談会を学内にて実施している（表 15-6-6 参照)。

【点検・評価】

毎週実施している「就職総合講座Ⅰ・Ⅱ」ならびに「就職活動支援講座」は、ステップアップ方式をとっているので、就職（活動）に対する学生のモチベーションは徐々にではあるが、確実に高まっていくという効果がある。また、その他の実践的なフォロー講座は意欲のある学生には極めて効果的である。

【長所と問題点】

就職総合講座ならびに就職活動支援講座やフォロー講座に出席した学生の早期内定獲得率は高く、決定企業を選定する時間のゆとりが生まれている。これらの講座は、単に就職活動に有効であるにとどまらず、社会人として豊かな人生を送る上で有意義なので、出席者増に繋がる対策の検討が急がれる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今後とも講座への出席率の向上、内容の充実を図っていく必要があるため、カリキュラム化するよう検討していく。そのひとつとして、就職活動上の重要な時期には「就職ガイダンス」を開催し、講座に出席していない学生もガイダンスに参加できるようにする。

また、学生アンケートなどを通して学生のニーズを的確に把握しつつ、次年度実施の講座に反映させていく。

５．就職活動の早期化に対する対応

【現状の説明】

本学では、就職活動の早期化に対応すべく、正規の授業科目「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」に加えて、既述のとおり１・２年生を対象に毎週水曜日に「就職総合講座」を開講している。この講座は、自分と仕事、自分と社会、自分と家庭、大学生としての自覚等をテーマとし、有意義な学生生活を送る上での価値観や豊かな人生観、望ましい職業観を育むことを目的としている。同時に就職適正試験、就職常識試験を実施し、学生の基礎学力の向上を目指

している。社会常識、マナーの向上等についても、特別講座を開いて指導を徹底している。３年次では「就職活動支援講座」で実践的な講座を開講している。こうして３年生の 12 月までには、社会人としての基礎が身につくよう各種講座の段階的開講が工夫されている。また、３年次の秋学期には学内業界研究会を開催し、秋学期定期試験終了後には「学内企業合同面談会」を開催することにより、学生たちに就職活動が本格的に始動したという自覚を促している。

【点検・評価】

1 年次生を対象とする講座の設置など、就職活動の早期化に対する対応は適切である。低学年対象の講座に出席した学生には効果があり、3 年次開講の講座やフォロー講座にも自ら進んで出席している。また、社会や経済、企業の研究へとステップアップしている。１年次生で出席した学生は、必要な資格試験の講座を受講するなど、就職を意識した取り組みを早くから進めている。

【長所と問題点】

早期に学生生活の有意義な過ごし方と社会との接点を自ら見出すことが可能になる講座であるが、低学年では、そのことに「気づき」が必要である。気づかせる仕組みと仕掛けを構築し、且つ内容・時期の調整を図ることにより、出席者増に繋げたい。

【将来の改善・改革に向けての方策】

講座内容を次のとおり学年ごとの内容に変更し、1 年次生対象の内容を充実するため、一部のプログラムを前倒しし、3 年次生で一連の講座の受講を終え、具体的な就職活動に円滑に入ることができるように調整を図る。

1 年次・・・「就職総合講座Ⅰ」では、現状把握と問題意識を高めることに重点を置く。

2 年次・・・「就職総合講座Ⅱ」では、春学期にはキャリアプランとライフプランを考え、卒業後の進路を念頭に、目標を達成するためには何をすべきかを考え、始動する。
秋学期には従来３年次に開講してきた「就職活動支援講座」の内容を半期前倒し、インターンシップへの参加意識を高める。

3 年次・・・「就職活動支援講座」で、社会人として求められる能力を身に付ける。
なお、講座の出席率を上げるために、リピート方式も検討する。

上記を踏まえ、カリキュラム化について、各学部担当者が決定し、平成 20 年度開講に向け準備段階である。

６．就職統計データの整備と活用状況

【現状の説明】

就職･進路相談室では、各社企業ファイル、求人票、OB 体験レポートや各種雑誌を整備して学生への情報提供を行っている。また、学生情報管理システムを開発し、学生の活動状況を容易に把握できるようにしている。これは学生の内定状況から決定状況まで進路の最終決定を入力すると一覧になる。また、企業から検索し、内定者のリストができるよう

になっている。そして卒業後の進路状況を出身高校別にも出力でき、母校に進路結果をフィードバックできるようにもなっている。企業からの求人情報は求人情報システムを開発し、OB・OG の在社状況や内定情報がわかるようにし、学生が企業を訪問する際に活用できるよう便宜を図っている。学生への連絡にはモバイル通信を活用しており、本学のホームページからも就職に関する学内外行事や実習日誌・欠席届手続等の就職活動に必要な情報が入手できるようになっている。

【点検・評価】

学生情報管理システムは、情報入力に時間を要するが、内定状況と未内定者情報を瞬時に知ることができるので、モバイル通信と併用して求人情報を学生に提供しやすくなった。「本社所在地別就職状況」、「地域別就職情報」、「業種別就職情報」等、各種の統計データをまとめ、適宜、学生に必要な情報を提供しているところである。

【長所と問題点】

学生情報管理システムならびに求人情報システムは、学生の進路指導上は非常に有効であるが、就職・進路相談室内でのみ入出力可能であるため、システム構築上の検討が必要である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

求人情報やモバイルで提供している情報が、学生が自由にＷｅｂ上で取り出せるように、新システム導入に向けて検討中である。

表１５－６－１　2007(平成 19 年度)　就職支援スケジュール　（対象：１・２年　通年）

月	日	曜	テーマ	内　容	時間	場所
4	１８	水	オリエンテーション	ｽｹｼﾞｭｰﾙの説明醍醐味（テキスト配布）	３限	3591
	２５	水	大学生活を楽しもう		３限	3591
5	9	水	自分を見つめよう①	自己整理シートを使ってのワーク	３限	3591
	１６	水	これからの時代は？	取巻く環境の変化、雇用情勢について	３限	3591
	２３	水	自分に付加価値をつける役に立つ資格	就職に役立つ資格の紹介	３限	3591
	３０	水	自分をみつめてみよう②	自己整理シート回収→グループワーク	３限	3591
6	6	水	新しい自分の発見！	ワークシート②の活用→グループワーク	３限	3591
	１３	水	一般常識模擬試験	現状の実力を知り対策を考える	３限	KIU
	２７	水	英語って面白い！	TOEIC500をめざして	３限	3591
7	4	水	情報戦に勝つ	情報収集･活用の方法	３限	3591
	１１	水	いい仕事に出会うには？	VPI（職業興味検査）実施	３限	KIU
	１８	水	夏休みの過ごし方～未来計画	大学で何を実現したいのか　就活でアピールできる自分作り	３限	3591
夏期休暇　8月初旬･9月下旬						

１０	３	水	こんな人が求められる！	企業が求める人物像を知り、自分の強みを見つける	3限	3591
	１１	水	就活体験報告会	3年と合同で実施	3限	3591
	１７	水	筆記試験の目的と対策を知る	SPIへのいざない	3限	3591
	２４	水	SPI能直試験		3限	KIU
	３１	水	働くことの意義・雇用形態について	職業観の醸成　正社員VSフリーター	3限	3591
１１	７	水	業界研究		3限	3591
	１４	水	SPI能直試験解答と解説	10/24実施分の解答・解説	3限	3591
	２１	水	これが社会人としてのマナーです	コミュニケーション能力として求められるもの	3限	3591
	２８	水	コミュニケーション能力をつけよう	コミュニケーション能力として求められるもの	3限	3591
１２	５	水	女子学生のためのｷｬﾘｱ・ｼﾞｮﾌﾞ・ﾗｲﾌﾌﾟﾗﾝ	今後女性に求められるもの	3限	3591
	１２	水	インターンシップって知ってる？	インターンシップへの関心を高める	3限	3591
	１９	水	これからの時代を担うのはあなたです	雇用情勢・周囲の環境の変化などを知る	3限	3591
１	９	水	まとめ～未来計画Ⅱ	実現プランの確立、感想文。就活に備えた大学生活を考えよう	3限	3591
備考	【目標】◆社会の仕組み、経済の流れ、仕事の役割などを含めた就職に関する全般的な知識習得 ◆就職意識の構築に不可欠な知識を習得し、今後の学生生活に役立ていく。 【概要】◆現状把握と問題意識を高め、キャリアプラン、ジョブプラン、ライフプランの３点から、就職を考える際に、必要な情報を与え１・２年次生でも、日々の生活に活かせられるよう、且つ就職活動に備える。					

表１５－６－２　2007(平成 19 年度)　就職支援スケジュール　（対象：３年次生以上 通年）

月	日	曜	テーマ	内　容	時間	場所
4	12	木	就職活動の進め方①	就職とは？就職・進路相談室の活用など	4 限	3501
	19	木	就職活動の進め方②	就職活動の基本的な流れ・今から準備すること	4 限	3501
	26	木	自己分析①	自己分析の必要性・ワークシートの活用	4 限	3501
5	10	木	適職診断テスト(NAAIP)		4 限	3501
	17	木	筆記試験対策①	筆記試験の種類とその対策・具体的な学習方法の開示	4 限	3501
	24	木	インターンシップとは	インターンシップへの導入①	4 限	3501
	31	木	インターンシップ体験報告会	インターンシップへの導入②	4 限	3501
6	7	木	脳を鍛える①算数編	苦手意識克服へのステップ	4 限	3501
	14	木	脳を鍛える②国語編	苦手意識克服へのステップ	4 限	3501
	21	木	一般常識模擬試験		4 限	3501
	28	木	人事担当者講演会		4 限	3501
7	5	木	CAB＋GAB 模擬試験		4 限	3501
	12	木	筆記試験対策②	実施試験のフィードバックなど	4 限	3501

	19	木	業界・企業研究①	インターネットの利点＆欠点　情報収集の仕方	４限	3501
夏期休暇　8月初旬・9月下旬						
１０	4	木	履歴書・エントリーシートの書き方①	書き方の基本　人事担当者の見るポイント	４限	3501
	11	木	就活体験報告会	1年と合同で実施	４限	3501
	18	木	履歴書・エントリーシートの書き方②	自己 PR、志望動機の書き方	４限	3501
	25	木	SPI 能直試験		４限	3501
１１	1	木	業界・企業研究②	業界特性・会社の仕組みを知る	４限	3501
	8	木	企業研究会攻略法	企業研究会の活用	４限	3501
	15	木	就活マナー講座	エチケット、マナーの大切さ　基本動作・第一印象	４限	3501
	22	木	How　to　面接　？	面接のポイント・基本動作＆プレ面接（ビデオ）	４限	3501
	29	木	グループディスカッション①	採用側が何を見ているのかを知る	４限	3501
１２	6	木	グループディスカッション②	採用側が何を見ているのかを知る	４限	3501
	13	木	グループ面接①	採用側が何を見ているのかを知る	４限	3501
	20	木	グループ面接②	採用側が何を見ているのかを知る	４限	3501
1	10	木	就活に臨む①	実践活動ノウハウ＆ポイントの最終確認	４限	3501
	17	木	就活に臨む②	就活事務手続きなど・・・まとめ	４限	3501
2			学内企業合同セミナー（2日間）	就活行動開始を実感する		KIU
			合同セミナーバスツアー	合同セミナー（福岡方面）へ貸切バスのチャーター		
備考	6月ナビ登録会　7月筆記試験対策講座Ⅰ　10月ナビ登録会 11月筆記試験対策講座Ⅱ　11/12～11/30　企業研究会シリーズ、　2月筆記試験対策講座Ⅲ 2月実践面接対策					

表１５－６－３　　2007 年度(平成 19 年度)　インターンシップ受入れ企業団体名

㈱井筒屋	小倉ターミナルビル㈱	福岡法務局
岩田屋産業㈱北九州営業所	財団法人福岡国際交流協会	福岡ひびき信用金庫
植田会計事務所	㈱タイヨー	㈱ふくや
㈱ｴｲﾍﾟｯｸ・ｺｱ・ｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ	㈱タカミヤ	㈱フタタ
ｴﾌｺｰﾌﾟ生活共同組合	㈱田窪工業所	フンドーキン醤油㈱
ｴﾝﾄﾘｰｻｰﾋﾞｽﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ㈱	㈲拓実住宅	㈱門司港ホテル
㈱椛組	㈱談	行橋市役所
久留米市役所　環境部総務	㈱ナフコ	㈱湯佐部品
㈱小倉スポーツ	㈱はせがわ	

表１５－６－４

業　種	%
農林水産業	0.4
建設業	3.8
製造業	13.8

表１５－６－５

地　　域	%
福　　岡	23.8
北 九 州	19.4
佐　　賀	2.7

情報通信業	4.7
運輸業	6.0
卸売・小売業	35.9
金融・保険業	7.1
不動産業	31.1
飲食店・宿泊業	2.7
医療・福祉	1.1
教育・学習支援業	1.6
総合サービス事業	1.3
サービス業	11.8
公務	6.0
分類不能	0.7

熊　　本	2.2
長　　崎	0.9
鹿 児 島	0.9
大　　分	2.9
宮　　崎	0.4
沖　　縄	0.7
山　　口	5.6
中　　国	3.1
四　　国	1.3
近　　畿	8.2
東海・信越	2.2
関　　東	24.9
海　　外	0.2
そ の 他	0.4

表１５－６－６　　2007 年度（平成 19 年度）　学内企業研究会参加企業名

NHK福岡放送局	(株)トライアルカンパニー	大正製薬(株)
(株)伊藤園	(株)ナフコ	太陽建機レンタル(株)
(株)コメリ	(株)はせがわ	大和ハウス工業(株)
ザ・ダイソー【(株)大創産業】	(株)ビジョンメガネ	トヨタカローラ博多(株)
(株)翔薬	(株)福岡銀行	日本生命保険相互会社（福岡ﾌﾞﾗﾝﾁ）
(株)高田工業所	北九州市役所	福岡県警察本部
(株)タカミヤ	綜合警備保障(株)	福岡ひびき信用金庫
(株)デンヒチ	総合メディカル(株)	ホームセンターｸﾞｯﾃﾞｲ 【嘉穂無線(株)】
(株)トーホー	第一交通産業(株)	ヤマエ久野(株)

2007 年度（平成 19 年度）　学内企業合同面談会参加企業名

一番食品㈱	太陽建機レンタル㈱	ピップフジモト㈱
㈱ウエシマコーヒーフーズ	大和システム㈱	福岡運輸㈱
荏原テクノサーブ㈱	大和ハウス工業㈱	福岡県警察
エフコープ生活協同組合	大和冷機工業㈱	福岡酸素㈱
㈱ガイア	㈱力の源カンパニー	福岡トヨタ自動車㈱
北九州青果㈱	㈱デンヒチ	福岡ひびき信用金庫
KMG ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ　九州三菱自動車販売グループ	㈱トーホー	㈱フタタ
㈱キユーハウ	㈱ドーワテクノス	㈱ホームインプルーブメントひろせ
クリエイト㈱	トヨタカローラ博多㈱	ホームセンターグッデイ　（嘉穂無線㈱）
㈱クレ・コーポレーション	㈱トライアルカンパニー	㈱マリンポリス

㈱コスモス薬品	長崎船舶装備㈱	㈱マルキョウ
㈱コメリ	㈱ナフコ	丸栄産業㈱
㈱サカイ引越センター	西日本旅客鉄道㈱	㈱マルハン
三球電機㈱	㈱日専連ベネフル	三角商事㈱
㈱サンキュードラッグ	㈱ニトリ	㈱森光商店
㈱サンレー	日本生命保険相互会社　福岡ブランチ	ヤマエ久野㈱
㈱翔薬	ネッツトヨタ北九州㈱	山口マツダ㈱
新日本製鐵㈱　八幡製鐵所	ネッツトヨタ山口㈱	㈱湯佐部品　（ファミリーユサ）
ALSOK 綜合警備保障㈱	㈱バイテック	吉川工業㈱
総合メディカル㈱	㈱ハウディ	㈱吉川システック
第一交通産業㈱	㈱白菱	㈱リンガーハット
ザ･ダイソー　㈱大創産業	㈱はせがわ	㈱ワイエスフード
ダイハツ販売会社グループ	㈱ビケンテクノ	

第７節　課外活動への支援

【現状の説明】

課外活動支援では、サークル活動支援（体育系・文化系含む）が中心である。サークル活動支援では、優れた技術と専門知識を有する学外指導者、OB、顧問（教職員）、副顧問（事務職員）らが指導にあたっている。また、試合への遠征費については、ある一定の基準により大学より援助を行っており、体育会(学生自治)、保護者後援会、同窓会からも物資面と財政面での支援がなされている。

また、本学では、学生自治４団体（学生自治会執行委員会、体育会、文化会総務委員会、橘祭実行委員会）の代表と学長が年 1 回定期的に意見交換を行う制度を確立している。これは学生自治会が自主的な学生アンケートを行い、学長会見要望書としてまとめ、学長ほか関係部局の役職者も出席し、教務、学生生活全般などについて問題点の検討と改善に向けての意見交換を行うものである。

【点検・評価】

本学では、上述のとおり、特に体育系のサークルの指導体制が他大学に比して充実しており、その結果として、全国レベルの大会における成績は多くのサークル（バスケットボール・硬式野球・ウエイトリフティング・バドミントン等）で年々上昇している。

学生代表との意見交換の場を設置し、システムとして確立していることは評価できる。また学生の意見を集約して、関係部局にて改善策を検討する仕組みもできているといえる。

【長所と問題点】

優れた技術と専門知識を有する指導陣が充実している点が、本学の課外活動への支援の最大の特徴（長所）である。しかし、その一方で、サークル活動に没頭するあまり、正課

の活動がおろそかになる学生が一部にはみられ、それが課外活動への支援を行ううえでの問題点として浮かび上がる。

学生代表との意見交換の場を確立していることは長所であるが、議論が多岐にわたることから、やや総花的な意見交換にならざるを得ない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

サークル活動への支援体制それ自体には特に問題は見当たらないが、上述のように、正課の活動がおろそかになる学生に対するフォローアップの体制作りに取り組んでいかなければならない。

学生代表との意見交換は年 1 回の学長会見に限定することなく、必要に応じて柔軟にテーマ別の意見交換の場を設置していく。

第８節　学生の研究活動への支援（大学院）

【現状の説明】

法学研究科・企業政策研究科の院生は、それぞれ法学部・経済学部・国際関係学部の学会における会員であり、一定の条件を充たす場合は、論文を掲載することができる。特に、法学研究科においては、指導教授が認定した優秀な修士論文につき『九州国際大学法政論集』として毎年発行し（2008 年 3 月には第１０巻）、これまで、延べ 64 名の修士論文を掲載している。なお、各巻には当該年度の修了生全員の「修士論文要旨」を掲載し、院生の成果を確認できるようにしている。

【点検・評価】

現状では法学研究科に在籍する院生が主体ではあるが、大学院生の研究活動の成果が論集に登載されることにより、そのことが彼らの研究活動を促進する契機になっている点は高く評価できる。

【長所と問題点】

院生の研究成果を論集の形で披露する機会が準備されている点は、院生の研究を促進する「動機付け」になりうるという意味において長所である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

法政論集のＰＤＦ化を図り、すべての掲載論文についてＰＤＦ化が実現するように院生に指導していく。院生の研究活動を促進していくために、企業政策研究科においても院生による独自の論集の刊行を検討していく必要があろうし、さらには、院生の要望等を掌握し、研究活動の支援へと院生の声を活かしていくために、引き続きアンケート調査等を行いたい。

第９節　留学生に対する指導および支援

本学では、8 カ国から 377 名の留学生（2008 年５月 1 日現在）を受け入れている。

本学の理念と目標に基づき、大学全体の国際化の推進を図りつつ、本学の教育を国際的レベルに引き上げることを目指して、留学生の指導と支援を行っている。

１．留学生指導と組織体制

【現状の説明】

2004 年（平成 16 年）11 月、それまでの留学生に対する指導と支援をしていた国際交流室、学長事務室の蓄積をふまえ、「本学の大学院、学部、別科日本語研修課程に在籍する外国人留学生ならびに本学の海外留学生が快適な環境で勉学に専念するためのサービス・管理を行なうとともに、本学の国際交流の促進に資することを目的とする」国際センターを設立した。

国際センターの設立以後、留学生の指導と支援には顕著な成果が見られた。

留学生に対する指導上の組織体制は次のようである。

まず。組織の総管理責任者としての国際センター長（教授）の下で、国際センター事務室長は、外国語に堪能な４名の職員に対して業務上の指導・管理・統括責任を遂行している。留学生の学習・生活上の相談や保健衛生他は全職員で当たっている。

また、国際センター事務室長によるオリエンテーション開催を除けば、職員４名の事務分掌は以下の４つに分かれる。

① 入管業務（入国手続等）と生活上のデータ管理他の担当者。
② 寮管理業務（入退寮手続）・アルバイト他の担当者。
③ 外国人登録・国保加入手続や地域交流他の担当者。
④ 授業料減免・奨学金・在籍確認・就職進路相談他の担当者。

尚、留学生指導上の審議機関としては、国際センター委員会、留学生寮委員会が機能している。

【点検・評価】

「国際化の推進」という本学の教育理念と密接に関連した国際センターを設置し、留学生の勉学、日常生活全般にわたり指導する組織体制が確立されていることは、適切である。

【長所と問題点】

国際センターの人員配置は、留学生に適切な対応をする上で、十分な配慮がなされている点が長所である。また、中国と韓国の留学生が多数であることを配慮して、中国と韓国の職員および留学経験のある英語専門の職員を採用している。センターのスペースは 254 平方メートルであり、広々した部屋では大勢の留学生が交流や集会もできるようになっている。メールボックスも室内に設置し、留学生とスタッフが日常的に顔を交わすことができ、極めて便利である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

大学１号館３階の広いスペースの４分の１は国際センター職員５名のオフィスであり、横長１０ｍほどの相談窓口を持つ。残りの広いスペースにはレターボックス・パソコン・テレビ・椅子・机・新聞・雑誌コーナーが配置されている。今後は、これらの充実した設備が活用され、手続き相談に来訪する留学生の談笑が溢れるなど、明るい声掛けが飛び交うような空間作りに心掛け、彼らのコミュニケーション能力の向上に資する環境作りに努める。

２．留学生に対する指導

【現状の説明】

（１）留学生に対する入学時指導

留学生に対する入学時ガイダンスでは、我が国の法律、社会事情、生活習慣および本学の学則、大学生活に関することをまず行っている。それによって留学生の異国生活への適応、不安感の解消に努めている。学部への留学生には日本語で、別科日本語研修課程学生にはそれぞれの母国の言葉で専門のスタッフが説明している。

また、ガイダンスでは留学生にとって必要な情報を網羅したガイドブックを一人一冊ずつ配布している。内容としては、①国際センターからの連絡事項、②在留の手続き（外国人登録）、③在留資格に関する手続き（在留期間更新、在留資格変更、資格外活動許可、再入国許可）、④生活面について（医療費、留学生医療費補助）、⑤学生教育研究災害保険についてである。

ガイダンス終了後、国際センターのスタッフの案内で、学内手続きと外国人登録、銀行口座の申請など、手続き面での支援を行っている。

なお、留学生に対しては、①ＫＦＣカード（在籍状況などの確認）、②留学生カード（現住所等の確認）、③パスポートのコピー（在留資格・在留期間等の確認）、④外国人登録証明書の両面コピー（在留資格・在留期間等の確認）、⑤国民健康保険証のコピー（加入状況の確認）の提出を求め、手続き上の不備が発生しないようにしている。また、新学期に入国管理局や警察署に依頼して、留学生向けの入管法や交通安全に関する説明会を行い、より正確な理解と自覚を促すようにしている。

（２）留学生の入学後の指導

(a)在籍状況と出席状況の確認

月一回ＫＦＣカードで在籍状況の確認を行っている。その際には、住所変更の有無、携帯電話変更の有無等の確認もあわせて行っている。出席状況の確認は学部事務室と連携し、必要に応じて国際センターにて指導している。

(b)在留資格に関する指導

本学は「入管法」および「外国人登録法」等の諸法令とその手続きについて、常に留学生に理解させ、手続きに誤りのないよう指導している。主に在留期限の更新、在留資格の変更、資格外活動の許可、再入国許可等の事務を行っている。在留資格「留学」は、在留期間が１年または２年であることから、在留期限の２ヵ月から 10 日前までに入管での更新手続きを行い、それが終わり次第、外国人登録を行うように常時留学生に注意している。

また、留学生が日本から出国するときには、必ず再入国許可の手続きをすること、出国時には必ず国際センターへ届け出て、ＫＦＣカードに記入すること等、指導している。

なお、上記在留資格を入管より取得するためには、学部授業での確実な出席回数と単位取得とが前提となるため、国際センターでは学部より資料を入手、学期中３回に恆って十全でない学生には必要な指導を行っている。

(c)アルバイトに関する指導

留学生は、経済的困難や日本語の習得および日本社会の理解を深める等の理由からアルバイトを必要とする者もいるが、資格外活動の許可手続を必要とする。また、時間・職種の制限もある。これについて本学は留学生に十分な説明を行い、月一回のＫＦＣカード記入時に、アルバイト先、働く時間と働く内容の確認を行なっている。

(d)交通安全に関する指導

留学生の交通事故率は、日本人学生より高い。その理由としては、日本の交通事情への不慣れ、自身の不注意等によるものが考えられる。また事故発生後の対応知識も至って低いので、本学は留学生の交通安全教育を極めて重視している。上述のガイダンス時の説明や警察官の特別講義のほか、日常的に集会、掲示の形で注意を喚起している。一旦事故が起こった場合、センターの担当スタッフは必ず現場と病院に赴き対応する。その後の保護者との連絡、治療、保険、賠償等の手続きにも協力している。

(e)国民健康保険に関する指導

日本に１年以上在留する外国人は、全員が国民健康保険に加入しなければならない。

社会医療体制の違いと今までの留学生の国民健康保険加入の現状を考慮して、本学は留学生の国民健康保険加入の義務および必要性を常に指導している。新入留学生には入学手続きの一環として、国民健康保険の加入を求め、一年分の保険料を払わせている。また、月一回のＫＦＣカードの確認時および奨学金申請時に保険料支払い状況をチェックしている。なお、国民健康保険加入済み留学生が他人に保険証を貸し与える事は、重大な違法行為であることを、機会ある毎に注意喚起している。また、交通事故対策上より、自動車・オートバイ所持の留学生には、任意保険への加入を強く勧めている。

(f)生活面での指導と支援

留学生が日本社会の実情をよく理解できるように生活上のサポートに努めている。本学の留学生寮の運営は、多数の留学生が安く、快適な寮生活を過ごすことができるように工夫している。特に２００７年からは寮生に日本の環境対策・生活習慣を体得させるために、隔週毎にゴミの分別収集も徹底して実行させている。また、民間の宿舎捜しにも協力している。

保健室も定期的に留学生の健康診断と健康セミナーを行っている。また、必要に応じて専門的な精神科医が留学生のカウンセリングを行っている。留学生の身上の悩みを持ち込んで来た場合や、あるいは出席状況から、留学生の異常を察知したとき国際センタースタッフが直ちに本人と連絡して問題の解決にあたっている。

(g)学内外との交流の支援

留学生は、留学生という特性を十分に活かして、学内外との国際交流に貢献することができる。このことは、本学の国際化をより推進し、留学生の対日理解を増進することにもつながる。そのため、本学では、ゼミ担当の教員の指導の下に、日本人学生が留学生を招

いて焼肉パーティーを行い、交流の機会を持つこともある。

北九州国際交流協会をはじめ、多くの社会団体の協力を得て、多彩な地域との交流を行っている。留学生のクリスマス・パーティーやお国自慢料理の一般市民への振舞、大学祭での留学生の出店、町自治会の祭りへの参加等を行っている。こうした努力により一般の市民や日本人学生との交流が深まり、留学生への支援も増えてきている。

【点検・評価】

入学時並びに入学後の「在留資格」を中心とした法的手続き上の指導は適切に行われている。また、寮生活やアルバイト・学内外交流といった生活面における支援にも努力が払われている。

【長所と問題点】

留学生に対する指導は極めてきめ細かな対応を必要とするが、日常の勉学や生活指導において、関係部局との連携や保護者との連絡調整などを通して、誠意をもって留学生の悩みや苦情等の解決に努めていることは長所である。

本学は国際センターと学部事務室および専任教員との情報交換および連携を重視している。留学生の教育と支援は一部門にまかせることなく、全学の共通の理解と参加がなければ効果はあがらない。さらに、留学生の母国での保護者との連絡もできる限り強化している。具体的には、海外募集の際に、できるだけ保護者にも説明会を行ない、入学後も直接、あるいは協定校を通じて保護者との関係を確保している。

【将来の改善・改革に向けての方策】

（1）留学生が、アルバイトの時間制限を超えたり、スナック等で働いたりすることがないように、国際センターでは、入管の指導に基づき、資格外活動許可の申請の際には、雇用先から「雇用（予定）証明書」の提出を求め、留学生のアルバイト先の把握に努めており、問題はないので、この方策を継続する。

（2）国民健康保険未加入の留学生が発生しないように、国民健康保険の加入状況を確認する手だてとして、留学生対象の奨学金申請時に、同保険証のコピーを提出させ、加入と納付状況を把握しており、問題はないので、この方策を継続する。

（3）留学生同士（特に違う出身国の留学生）、留学生と日本人学生、留学生と地域住民との交流の輪をさらに広げる方策を強化する。本学が企画、主催している諸活動とサークル活動は勿論のこと、県・市・区・地域の交流団体に対する働きかけを強化する。

３．留学生に対する経済支援

【現状の説明】

（1）学費減額

本学では、学部私費外国人留学生の授業料減額に関する規程に基づき、減額を希望する学生に対し、入学時一律 40%減額を行なっており、半年間の成績により、減額対象者上位

25%以内の留学生には 50%減額を行ない、25%に入らない留学生に対しては 30%減額を行なっている。この減額は、留学生に対する経済支援だけでなく、勉学の意欲を高める方策の一つである。

なお、この規程は 2005 年（平成 17 年）4 月 1 日に施行しており、平成 17 年以前に入学した学部留学生および海外協定校から入学して来る学部留学生については、従前の 50%減額を行っている。

（2）奨学金

留学生限定の奨学金としては、独立行政法人日本学生支援機構の私費外国人留学生学習奨励費給付制度奨学金（大学院、学部、別科）、文部科学省の国費外国人留学生奨学金、財団法人ロータリー米山記念奨学会、平和中島財団外国人留学生奨学金、財団法人アシュラン国際奨学財団、財団法人吉川奨学会、田坂育英基金、福岡県国際交流センター留学生奨学金、福岡アジア留学生里親奨学金、関原大連市留学生奨学金制度および本学の同窓会奨学金などがある。独立行政法人日本学生支援機構の私費外国人留学生学習奨励費給付制度奨学金は、本学の留学生総数の約１割（４５名程度）が給付を受けている。

留学生奨学金の募集と推薦は、あくまでも公正・公平・公開の原則で行っている。まず、公募の奨学金の募集人数、応募資格、奨学金の提供期間、金額、募集期限等を掲示して、本人から提出された資料に基づき書類審査を行ない、場合によっては三人の面接官が面接をして、最終的に推薦者の学籍番号を掲示する。できるだけ多くの留学生に応募の機会を与えるために、特定の留学生が重複して申請しないような工夫を行なっている。

（3）授業料の分納

留学生の経済負担軽減対応策の一つとして、本学では春学期・秋学期の２回にわけて納付することができるようにしている。納期に学費等を納付できない特別の事情ある者は、納付の延長（２カ月を限度）の許可の願い出ができ、さらに延納を許可された者が、特別の事情がある場合は、再延納（１カ月）が許可されている。

（4）留学生寮

本学では、留学生の経済的負担を軽減するとともに、居住環境を整え、留学生が安心して勉学できるように、大学のキャンパス内に収容定員 232 人（男子収容人数 124 名、女子収容人数 108 名）の留学生寮を設置している。一部屋の家賃、水道・ガス・電気などの諸費用を含んで、寮費は一月 15,000 円である。入寮者の募集は、まず海外入学の希望者の入居を優先している。多くの留学生が利用できるように、別科一年、学部生二年、大学院生二年の入寮期間の上限を定めている。

なお、寮の運営・維持管理は、留学生寮規程に基づき、国際センター長が行っている。

【点検・評価】【長所・問題点】

留学生に対して、学費減額、奨学金、留学生寮の提供等の経済支援策を講じていることは適切である。また学費減額、奨学金募集や寮の提供に際して、公正・公平・公開の原則を貫いていることも適切である。ただし、留学生の奨学金の数は必ずしも十分ではなく、

その充実が望まれる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

留学生寮が整備されていることは、留学生が落ち着いて勉学できる環境を提供しているので、今後とも、維持・管理面での改善を図っていく。

留学生対象の奨学金の数を増やすために、多くの財団の協力が得られるように努めていく。なお、留学生に対する無利息の貸与金制度の導入は今後の検討課題の一つである。

４．留学生に対する学業および就職支援

【現状の説明】

（1）学業支援

日本語を身につけることは、留学生にとって大切な問題である。本学では、別科日本語研修課程のほかに、学部留学生のために、日本語科目を設置して、日本語および日本事情の教育を行っている。

国際センターはゼミ担当教員および学部事務室と情報交換の体制を整え、常に留学生の出席状況、学習成績および他の関連情報を分析し、対策案を立てる。担当者は、留学生本人と相談して、問題の原因を見出し、その解決あるいは改善を図っている。

（2）就職進路の支援

本学の学部卒業留学生の多数は日本での就職を希望している。就職・進路相談室と国際センターは、日本人学生と同様に、留学生に対して、留学先の日本あるいは必要に応じて母国での就職の支援をしている。まず就職先に関する情報の収集と提供がある。就職・進路相談室と国際センターのスタッフは、日本国内の就職先あるいは就職説明会の情報を掲示により提供するとともに、卒業予定者の相談にも応じている。また、各国の留学生を推薦してきた協定校と国際センターのネットワークを利用し、海外の就職情報を収集して公開している。勿論、本学主催の留学生と地域との交流集会と活動の際にも、企業と卒業予定留学生の相互紹介、相互接触の場を提供している。

また、留学生の就職希望者に対して、申請書類の書き方、提出資料の整理、面接時の注意事項について易しく、丁寧に指導している。

【点検・評価】【長所と問題点】

留学生の学業進捗状況は随時学部窓口を通じゼミ担当教員からの出欠・成績情報に基づき適切に処理されている。

留学生の進路・就職についての相談も、国際センターは学部・大学院窓口やキャリア支援室と連携して適切に進めており評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

学業面での支援については、全学の教職員、特にゼミの担当教員の理解と協力が不可欠であり、今後とも協力体制を強化するための方策を講じていく。

就職支援については、求人情報の拡大が当面の重要な課題である。そのためには、先ず

留学生にキャリア支援室への来室利用や、インターンシップへの積極参加を強く呼びかける必要がある。さらには、本学の担当スタッフによる企業調査および再結成された留学生会を窓口とした卒業留学生からの就職情報の提供を求め、留学生への情報の周知を図りたい。

５．留学生に対する緊急対応

【現状の説明】

（１）留学生の緊急事態に対応するシステム

留学生の交通事故、急病、事件およびその他の緊急事態が起こった場合は、学長事務室、中央監視室、警察本部、福岡入国管理局あるいは本人などから、国際センター事務室長の携帯電話に連絡が入る。電話が同事務室長に繋がらない場合は、課長補佐に連絡が入る。上記連絡は直ちに国際センター長、国際センター特別顧問に報告されるとともに、学生サービス室に報告され、さらには当該学部事務室長および当該学部長にも報告される。

それと同時に、国際センター特別顧問と国際センター事務室長の２名が、現場、病院あるいは指定された場所へ急行して状況の把握にあたり、処理方法を協議すると同時に、適切な対応を行う。

（２）緊急事態後の総括とこれからの予防措置の提出

留学生の緊急事態への迅速な対応をしてから、国際センターが責任をもって、この緊急事態の経過、内容、影響、発生原因と教訓、予防措置を報告書にまとめて国際センター長および関係部門に報告している。また、必要な場合、個人情報の許容される範囲内で、留学生向けの掲示を行ない、留学生全員への注意を呼びかけている。

【点検・評価】【長所と問題点】

母国を離れ、事故や事件に遭った留学生に対する緊急態勢が整備されていることは適切である。国際センターの担当スタッフは 24 時間待機の体制を整えている。例えば、交通事故で病院に運び込まれた留学生は、迅速に病院に駆け付けてくれた本学のスタッフを見ると安堵する。また、スタッフ自身も留学生との相互信頼感をさらに高めている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

留学生の事故と事件への迅速な対応は勿論のこと、事前防止と再発防止には一層力を入れなければならない。留学生の緊急事態発生の原因は複雑で、改善策も複雑である。しかし、入管法を含む法令遵守と交通安全教育を常に行なうことが必要であり、この点は、今後とも強化しなければならない。

これまでの緊急事態への対応経験を踏まえると、留学生の保護者と保証人との連絡を密にしていくことが、今後とも極めて重要な課題である。

《取り組みの主要点》

(1)学生に対する経済支援については本学の多様な奨学金制度の効果的な運用を図るとともに、外部の奨学金制度に関する情報提供を強化する。

(2)学生の心身の健康保持・増進、安全・衛生への配慮は、保健室を中心に健康診断のみならず健康教育という視点での取り組みが重視されていることは長所であり、さらに一段と高いレベルの取り組みを展開していく。また、学生に対する適切な生活指導を行っていく。

(3)ハラスメント防止対策は、人権保障規程に基づき対応への環境が整備されているが、教職員の意識を高めることの重要性に鑑み、研修会、情報提供を強化する。

(4)本学が最も重視している学生に対する修学支援は、心理カウンセラーが配置されている「修学支援室」の機能に負うところが大きい。成績不振者・不登校学生に対する支援を学部と連携して取り組んでいるのみならず、教職員に対する各種研修会を実施して、大学全体で修学を支援する環境作りに取り組んでいる。大学のユニバーサル化に伴って多様化している学生支援に学内関係者と連携して取り組んでいく。

(5)進路・就職活動支援は、「就職・進路相談室」にて適切かつ様々な支援活動が行われているが、就職支援講座の開講、インターンシップ、アドバイザー個別相談などをより効果的に実施する方策を講じる。

(6)外国人留学生がもつ固有な問題に対処するために、国際センターは、奨学金を通した経済的支援、留学生寮の提供、生活指導、緊急時の対応を確実に実施していく。

第１６章

管理運営

第１６章　管理運営

【到達目標】

大学を取り巻く社会環境の変化、入学動機・目的・目標・履修歴の多様化などの学生の変化に対応しつつ、機動的で安定的な管理運営を図り、審議機関や事務部局間の連携を推進し、大学改革にも迅速に対応できる、より効果的な体制を確立していくことを目標としている。

第１節　教授会

１．教授会の権限、役割および活動

【現状の説明】

教授会は、法学部、経済学部、国際関係学部の各学部ともに、大学学則第５条第 2 項の規定に基づき、学部に所属する専任の教授、准教授および助教をもって構成されている。各教授会の権限についても、３学部とも共通であり、大学学則第 5 条第 3 項に網羅され、「(1)教育課程に関すること、(2)入学、卒業、転学、転学部・転学科、留学、休学、復学、退学、除籍、再入学及び賞罰等学生の身上に関すること、(3)学生の試験に関すること、(4)学生の生活指導に関すること、(5)教員の人事に関すること、(6)学則その他学内諸規程に関すること、(7)教育及び研究に関すること、(8)その他学部の運営に関する重要事項」について審議し、決定する権限を有している。

教授会の運営については、３学部それぞれの教授会規程を有しているが、いずれの学部の規程も内容的には同一である。学部長が招集しその議長となり、教授会会員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数で決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、教員の人事および学則に関する事項は、教授会員の３分の２以上の出席で成立し、議事は出席者の３分の２以上の多数で決定する。毎月１回の定例教授会は３学部共通の日時に開催され、学部長が必要と認めたとき随時、臨時教授会が開催されている。定例教授会においては３学部共通議題が設定され、全学的に時宜的に歩調をあわせるべき課題が調整されている。

教育課程については、各年度・各学期の開講授業科目・担当者、演習科目などの複数開講授業科目のコマ数など授業に関する事項は、学部教務委員会が、教務室などと調整しながら原案を作成する。履修登録、時間割の決定などの全学的調整を要する事項は教務部長が主催し、各学部教務委員が参加する全学教務委員会において協議・調整される。学部レベル・全学レベルにて調整された教育課程に関するすべての事項は、各学部の教授会の審議事項となっている。

教員人事については、まず採用人事計画は各学部長がその計画を全学の人事委員会に提案し、人事委員会が各学部の教員人事計画を全学的な配慮のもとに調整する（人事委員会規程第３条)。全学の人事委員会の調整結果は、教授会に報告され、教授会の議を経て採用募集が開始される。各学部とも採用人事のための審査委員が人選にあたり、教授会の議を経て、採用候補者を学長に報告、学長が理事長に具申し理事長が任命する（職員及び嘱託職員任免規程第 4 条)。また大学教員の任用および昇任に際しては、全学に適用される教員資格審査規程に基づき、3 学部ともそれぞれ内容的に同一の学部ごとの教員選考手続きに関

する内規によって、各学部に設置される学部人事委員会（学部長と 5 名の教授を含む 8 名の委員）にて審査の上、教授会の議を経て、採用候補者および昇任候補者の推薦が行われる。

【点検・評価】

法学部、経済学部、国際関係学部、いずれの教授会も、大学学則第 5 条第 3 項に基づく諸事項を審議する権限を有している。殊に教育課程の立案・決定・点検、教員の募集・任免・昇格は、必ず教授会の議を経てなされている。ゆえに、３学部ともに、学部教授会の役割とその活動は適切であると判断される。

【長所と問題点】

学部教授会に教育課程および人事をはじめとして、幅広く審議する権限が認められている点は、学部教育の自律性を保障するものであり、高く評価される。３学部とも全般的に十分な役割を果たしており、活動も適切である。学部ごとに教授会規程、教員選考手続きに関する内規が定められているが、全学の規程である大学学則や教員資格審査規程によって統一性が確保されていることは長所である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

教授会の権限、役割および活動は、適切に機能しており、大きな改善を必要とする点は見受けられないが、大学運営が厳しさを増すなかで、実務面では管理業務が肥大化している面があり、中期的には管理業務の縮小、研究時間の確保などを推進する必要がある。また全学と学部の間の調整業務も増えており、全学レベルの各種委員会や大学評議会などに出席する学部代表は、全学的観点のみならず、学部教授会の意向を十分に踏まえて協議に参加し、学部間ならびに全学と学部間の調整機能を適切に果たしていく必要があろう。

２．学部教授会と学部長との連携協力関係・機能分担

【現状の説明】

法学部、経済学部、国際関係学部の各学部教授会は、それぞれ学部長が議長になる（各学部教授会規程第 4 条第 1 項）。学部長は、学部を代表し、学部運営の責任を負っている（組織規程第 14 条第 3 項）。また各学部に学部主事が置かれ、学部長の補佐職位（組織規程第 14 条第 4 項）として学部運営の調整を図る役割を果たしている。

定例教授会は原則として毎月第二水曜日の午後に開催され、臨時教授会は学部長が必要と認めたときに招集される。臨時教授会は入試判定など緊急を要する案件がある場合にしばしば開催されてきた。また教授会員の３分の１以上の要求があるときは、学部長は教授会を招集しなければならない（各学部教授会規程第 4 条第 2 項）。

教授会の共通の審議事項は、学部長が他学部とも調整の上、決定し、あらかじめ教授会開催通知とともに教授会員に知らされる。

また、学部教授会における審議の前に、学部内の調整を図るために学部長を委員長とする学部単位での委員会やワーキンググループも設置され、学部長と学部教授会の橋渡し的な役割を担っている。特に教務や人事などの重要事項については学部単位での委員会が設

置されている。なお、教授会においては、学部長報告、大学評議会報告、各種委員会報告がなされ、教授会員の情報の共有が図られている。

【点検・評価】

３学部ともに学部教授会は議長である学部長の下で、学部の意思決定機関としての機能を果たしており、学部の管理運営事項は学部教授会で審議される仕組みが構築されている。学部長を補佐する学部主事が各学部とも置かれており、一定の役割を果たしていることは評価できる。また学部長より「学部長報告」として各種会議の審議結果などが毎回教授会員に伝達され、学部運営に必要な情報の共有が図られていることは学部長と学部教授会との連携協力関係を深める上で適切である。

【長所と問題点】

長所としては、学部教授会が学部長の下で機能しており、学部主事が学部長を補佐する体制が、３学部ともできていることである。ただし、問題点としては、近年、大学運営に関する事項が複雑化、多様化するなかで、学部長が関与する事項が広範にわたり、学部長の業務が増大していることである。学部教授会の協力によって学部長の業務を支える努力がなされているが、カリキュラム運営や改革、修学に関わる学生指導、人事、入試など重要事項について時宜を得た原案の作成や調整が図られる体制の構築が必要である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

学部長と学部教授会との連携協力関係をさらに深めていくためには、学部主事による補佐体制にとどまらず、学部教授会全体で協力し合っていく仕組みを構築していく必要があろう。重要事項の原案作成などが学部長あるいは学部主事や特定の教員などに委ねられている現況を改善し、教授会全体で役割分担していくことが、ますます管理業務が増大するなかでは必要である。

３．学部教授会と全学的審議機関との連携・役割分担

【現状の説明】

学則その他重要な規程の制定改廃、教学の基本方針など大学運営の重要事項は、教務委員会など関係する全学的委員会にて審議調整された後、大学評議会の審議に諮られる。大学評議会の審議の後、通例 1 週間後に開催される学部教授会で審議され、その 1 週間後に開催される大学評議会に学部教授会の審議結果が報告され、大学としての意思決定がなされている。つまり、大学評議会の開催日程についての規定はないが、慣例として定例教授会の 1 週間前と 1 週間後に予定されているのである。大学評議会と学部教授会の審議が連結しており、学部教授会の審議の前に大学評議会にて審議がなされるが、学部教授会の審議結果を踏まえて必要に応じて大学評議会にて再度調整する仕組みが整っている。

全学の意思決定機関である大学評議会は、学長、副学長、国際センター長、法学研究科長、企業政策研究科長、法学部長、経済学部長、国際関係学部長、図書館長、社会文化研究所長の役職者に加えて、各学部から選出された教授各 3 名（ならびにオブザーバーとして入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長の役職者）によって構成されて

いる（大学評議会規程第 2 条）ので、各学部長のみならず学部教授会の代表としての大学評議会委員の出席が確保されている。

学部教授会は、教育課程をはじめとする学部の運営に関する重要事項を審議している（各学部教授会規程第 3 条）のに対して、大学評議会は学則その他重要な規程の制定改廃に関することをはじめとして全学の大学運営に関することを審議し決定している（大学評議会規程第 4 条）。

なお、学部教授会と大学評議会という二つの会議体の調整については、大学評議会の審議に諮る前に、大学評議会の審議事項を全学的見地から協議する場として大学運営協議会がある。

【点検・評価】

学部教授会と大学評議会は、審議事項を学部と全学あるいは全学的観点という整理を行い、役割分担を明確にしている。学部教授会と大学評議会の連携を図る上で、大学評議会委員に学部の代表として各 3 名が参加していることは評価できる。

【長所と問題点】

大学評議会の審議決定後に学部教授会で審議するという形で、学部教授会の意思を尊重する仕組みが成立している。問題点は、全学の委員会→大学評議会→学部教授会→大学評議会、という会議体の審議を経ることにより、意思決定に非常に時間を要することである。

【将来の改善・改革に向けての方策】

意思決定の機動性の確保と学部教授会の「自治」ならびに審議の慎重さの確保との均衡をどのように図るか、という点が検討課題である。ただし、長年の慣行のなかで形成された仕組みであり、大学評議会の前に学部教授会で審議すれば良いとの意見もあるが、一長一短があるので、改善に向け論点を整理して、今後十分議論を尽くしていく必要があろう。

第 2 節　学長、学部長の権限と選任手続

１．学長・学部長の選任手続

【現状の説明】

学長および学部長の選任は、所定の選挙に当選した者について理事会の議を経て理事長が任命することが定められている（職員及び嘱託職員任免規程第 7 条第 1 項）。

(１)学長の選出手続き

学長の選出手続きは、学長選挙規程等に詳細に定められており、以下のとおり具体化している。

(a)選挙権者

1)各学部専任教員（教授会員）および別科日本語研修課程専任教員

2)教授会員および別科日本語研修課程専任教員の総数の 4 分の 1 の数の大学および法人事務局の事務職員（技能職員を含む）

(b)被選挙権者

選挙の公告の日現在満 70 歳以下の者で、学識にすぐれ、学校運営に関し識見を有する学内外の教授または教授経験者

(c)選挙管理委員会（11 名）

1)各教授会において互選された教授会員３名、計９名

2)上述(a)2)の選挙権者から互選された事務職員２名

(d)選挙の方法

学長選挙は、予備選挙と本選挙によって行われる。

1)予備選挙の実施

選挙権者の単記無記名投票により 10 票以上を得た者を学長候補者名簿に登録し、これを選挙権者に報告するとともに、学長候補者名簿に登録された者にこの旨を通知する。なお、学長候補者名簿に登録された者は、通知を受けた日から 3 日以内に辞退することができる。

2)本選挙の実施

候補者のうち、選挙権者の単記無記名投票により選挙権者数の過半数を得たものを当選者とする。

これにより当選者が決まらないときは、選挙管理委員会は、得票数の上位 2 位の者について、その日のうちに決選投票を行わなければならない。決選投票においては、有効投票の過半数を得た者を当選者とする。ただし、当選者は選挙権者数の 3 分の 1 以上の得票を要する。

(e)学長の任期

1)学長の任期が満了するときに行う通常選挙により選出された学長の任期は 3 年、継続の場合の任期は 2 年である。再選を妨げないが、継続して 2 期を超えることはできない。

2)学長が任期中に欠員となったときに行う臨時選挙による場合は、前任者の残任期間

なお、学長選挙規程には、選挙の期日の設定、予備選挙の再実施、決選投票で得票同数となった場合の扱い、投票、不在者投票、開票、無効投票、異議申し立てなど学長選挙手続きについて詳細に定められている。そのほか、詳細規程として、学長選挙事務職員選挙権者選出内規、学長選挙規程施行細則、学長選挙管理委員会規則が定められている。

（２）学部長の選出手続き

学部長の選出手続きは、役職者選挙規程に定められている。学部長は、本学の教授会に所属する教授のなかから、学部教授会員の選挙により選出される。学部長選挙は、学部教授会員の単記無記名投票により行い、有効投票の過半数を得た者が当選者となる。第 1 回の投票により過半数を得た者がないときは、上位得票者 2 名につき決選投票を行い、高得票者を当選者とすることになっている。

【点検・評価】

学長の選出は教職員による２回にわたる選挙により選出された当選者を、理事会の議を経て理事長が任命することになっている。理事会は教職員によって選出された当選者を学長として議決しており、教職員の判断が反映された選任手続きが確保されている。また学

部長選任手続きについても同様に学部教授会が選出した当選者が理事会の議決を経て任命されている。

【長所と問題点】

学長は全学、学部長は当該学部の意思に基づき選出されており、選挙方法も公正に行われている。問題点は特に見当たらない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

学長、学部長の選出は選挙によることが規定されており、選任手続きも大学、学部の意向が反映される仕組みとなっている。また学長選挙については詳細な規程が整備されている。

２．学長権限の内容とその行使

【現状の説明】

学長は、大学学則第 4 条で置くことが定められ、大学評議会規程第 5 条で大学の意思決定機関である大学評議会の議長となることが定められている。組織規程第 12 条により、学長は、大学を代表し、大学運営の責任を負うことが規定され、学長が大学の責任者かつ代表者であることを明確に定義している。

これに基づき、学長は全学の教学事項や管理運営業務の全般について責任を負っており、大学評議会のほか、大学運営協議会、人事委員会、人権委員会、自己評価検討委員会、スポーツ政策委員会などの議長も務めている。また学長は、選挙により選出される学部長、研究科長を除く大学役職者の任命に関する具申を理事長に行う（職員及び嘱託職員任免規程第 7 条第 3 項）権限を有している。

【点検・評価】

学長は、規程に基づき、全学の教学事項や管理運営業務の全般に関して、その権限を適切に行使していると評価できる。学長が議長とならない委員会については、学長は４部長（入試･広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長、以下「４部長」という。）を指揮し、入学から卒業までの学生生活全般に係る主要な大学の運営事項を適切に処理していることは評価できる。また、３学部長に対しても学部改革について学長の権限を発揮して、大学改革を進めていることは評価できる。

【長所と問題点】

学長が、大学評議会、人事委員会などの議長として大学全体に関わる重要事項の調整にあたり、より実務的な学生募集、教務、学生生活、就職支援などの業務を４部長に役割分担させている。学長、副学長、４部長の間で合理的な業務の分担体制ができていることは長所である。

従前、学長は全学的に主要な委員会の議長を務めていたが、幾つかの会議の議長を 4 部長に権限委譲した結果、学長の負担が軽減され、学長としての権限を発揮して大所高所かつ長期的な視点から、これまで以上に大学運営に取り組むことができるようになったこと

は評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】
上記に照らして、特になし。

３．学長と全学的審議機関との連携協力関係、機能分担、権限委譲
【現状の説明】
全学的審議機関としての大学評議会は、大学学則第 6 条の規定に基づき設置され、学長が議長となり、構成員は、第 1 節３で述べた大学役職者、各学部から選出された教員である。学則その他重要な規程の制定改廃、教学の基本方針、教員人事の基準、大学の機構・組織ならびに制度、全学的な行事、学生に関する重大な賞罰、その他大学運営に関することについて、審議し決定することになっている。
大学評議会の組織、運営、審議事項については大学評議会規程に規定されており、会議の招集は学長の権限で行い、学長が議長となる。
学長は、大学運営の全般に関して全学的な意思決定を行うために大学評議会に政策等の事案を諮る必要がある。各部局あるいは全学的な各種委員会より提案された原案あるいは学長から提案される基本政策は大学評議会に諮られる。また事前に全学的な調整を図り、各学部・各研究科との連携を図るための協議機関として、学長、副学長、各学部長、各研究科長、大学総務室長（ならびにオブザーバーとして 4 部長）から構成される大学運営協議会が設けられている。

【点検・評価】
学長と全学的審議機関としての大学評議会については、大学評議会の審議に付される前に開催される各種委員会で、原案の作成までの機能・役割分担、権限委譲の体制がとられている。学長はこれらの会議体の協議を通して、大学評議会との一定の連携協力体制をとっている。

【長所と問題点】
学長の意思決定と全学の意思決定機関としての大学評議会との連携協力関係、機能分担、権限委譲については、組織・体制上は整備され、十分機能している。
学長と大学評議会の連携関係を円滑にするために設置されている大学運営協議会は、大学評議会に諮られる議題の調整に関する協議が中心となっており、大学役職者の意思疎通が図られているため、大学評議会の円滑な運営に寄与している。

【将来の改善・改革に向けての方策】
上記に照らして、特になし。

４．学部長権限の内容とその行使

【現状の説明】

学部長は、組織規程第 14 条第３項に「その学部を代表し、学部運営の責任を負う」ことが定められている。また各学部の教授会規程第 4 条により、学部教授会を招集しその議長となることが定められている。これに基づき、各学部長は、各種委員会や大学評議会から提案され、教授会に諮られる議題を決定したり、必要に応じて教授会に提案する原案を作成したりして、教授会の審議に諮っている。なお、各学部とも学部長の補佐職位として学部主事が置かれ、学部長の業務を直接補佐している。

学部長は、学部教授会の下に設置される学部内の各種委員会やワーキンググループなどの会議体について、学部運営を図るためにその委員長になるなど、学部内の調整も行なっている。学部内の委員会は 3 学部とも共通の教務委員会や人事委員会などのほか、学部独自の委員会などもある。また学部長は、大学評議会に学部を代表して出席し、当該学部の決定事項のうち、全学的な意思決定が必要な案件の提案を行い、全学の承認を得て、実行している。

【点検・評価】

学部長は学部の統括者として、学部運営のためのさまざまな案件について判断し、教授会に提案したり、学長に報告したりしている。各学部長とも学部において適切な指揮監督業務を遂行している。学部長の権限行使については、補佐制度として学部主事が置かれ、必要に応じて開催される各学部の学部主事による主事会議を通して学部間の調整も行なわれたり、学部内に設置された委員会などを通しての学部内の調整も行なわれたりするなど、適切な学部運営が行われる環境が整備されている。

【長所と問題点】

学部長の権限が明確に規定され、その権限行使が適切に行われるように制度上整備されていることは長所である。学部内の各種委員会等、全学の重要な会議体には学部長の参画が確保されていることは、所属する学部の観点、全学的な観点の双方から権限の行使が行われる体制がとられている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

教務、学生指導をはじめとする学部の教育改革をさらに推進するためには、各種会議体への学部長の参画が欠かせないが、同時に学部の改革に専念できる体制づくりも必要である。学部主事への権限委譲、会議体の運営における学部長の位置づけなどを精査し、委員の数の削減などを通して、学部長の権限がこれまで以上に発揮できるように検討していく必要がある。

５．学長補佐体制の構成と活動

【現状の説明】

2003 年（平成 15 年）学長の指揮の下で学生募集活動に専念する学生募集担当の副学長が置かれ、翌 2004 年（平成 16 年）4 月、大幅な大学組織改革を実施し、教務、修学支援、学

生生活、就職進路などの事項を担当する副学長が修学支援本部長として、学長を補佐する体制が構築された。学長を補佐する 2 人の副学長は、学長の具申により理事長より任命される。

2007 年 10 月組織改正を行い、大学運営の機動性を高め組織のスリム化を図るために本部体制を廃止した。これにより学長の指示が迅速に実行されるよう、実務に関する補佐職として、入試・広報部長、教務部長、学生部長、就職・進路部長をおくこととし、副学長は学長の業務を総合的に補佐することとなった。その役職と統括する部局を次図に示す。

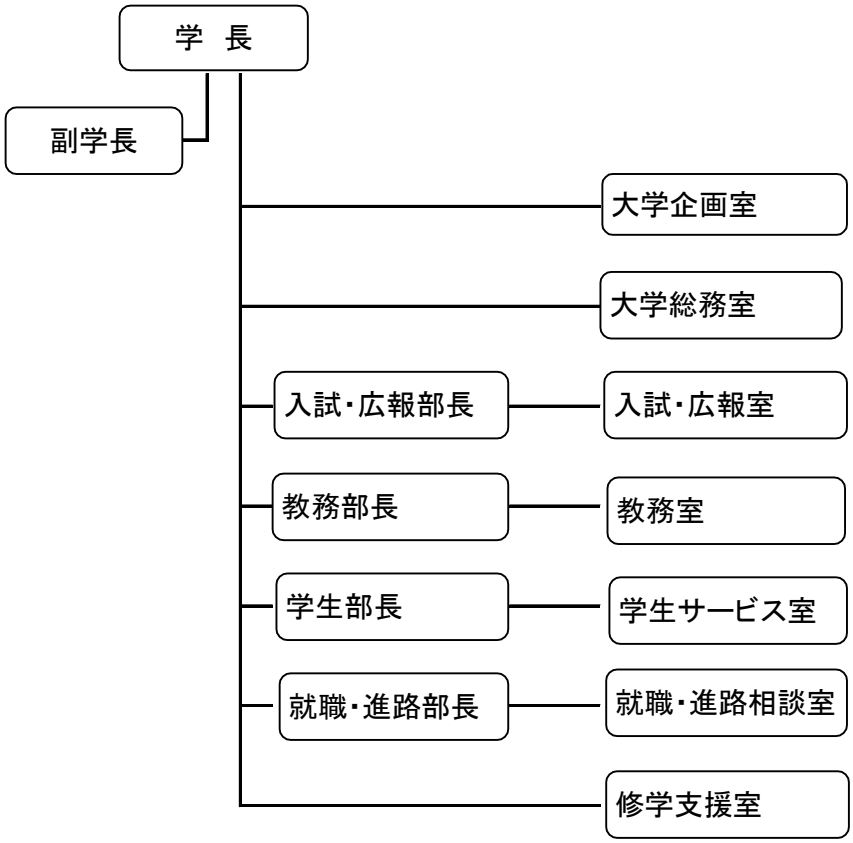

学長を補佐する 4 部長は、それぞれが担当する部署に関係する全学の各種委員会の議長を務め、学長の指揮のもと、学生募集、教務、学生生活、就職･進路、など大学運営の重要な業務を遂行している。

なお、大学企画室および大学総務室は学長の指揮下にあり（組織規程第 16 条第 6 項)、学長の秘書・渉外業務のみならず、大学運営の企画立案、事務の調整、組織運営をはじめとして全学的に事務的に調整すべき業務も担当し（業務分掌規程第 8 条、第 9 条)、学長を事務サイドから補佐している。

また、組織図では修学支援室は学長の指揮下であるが、実質的には修学支援室運営委員会の委員長である教務部長の指揮の下にある。

【点検・評価】

学長を補佐する制度は組織上も十分整備され、確立されており、副学長および 4 部長ならびに大学企画室長、大学総務室長は、大学の代表でその運営責任者である学長に各種の助言や原案作成に協力するなど、補佐としての役割を十分果たしていると評価できる。

補佐としての副学長および 4 部長ならびに大学企画室長、大学総務室長の役割、活動も学長の意向を踏まえて、遂行されており適切であり、形式的な補佐にとどまらず、実体的にも学長を支えていると評価できる。

【長所と問題点】

大学改革の一環として組織改革を行い、学長補佐制度を整備し、有効に機能させていることは長所である。全学的に取り組むべき課題の設定と学部への提示、問題点の抽出と提案など、補佐制度なくして本格的な改革への取り組みは困難である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

副学長に加えて 4 部長を学長補佐職としたことにより、諸問題に迅速に対処できるようになった。

第 3 節　意思決定のプロセスと運用

【現状の説明】

大学は、学長を中心として、その指揮監督の下に意思決定が下されている。組織規程第 16 条第 2 項に基づき、大学を代表し責任者である学長は、大学の意思決定機関である大学評議会の議長（大学評議会規程第 5 条第 1 項）である。また同時に学部の自治を尊重する意思決定のプロセスがとられている。

大学の意思決定のプロセスは、事案が大学評議会で審議し決定しなければならない重要事項であるかどうかによって異なる。大学評議会にて審議すべき重要事項は大学評議会規程第 4 条に規定されているが、この場合、まず全学の各種委員会あるいは部局から提案がなされ、これを受けて大学評議会で審議される。その後、各学部の教授会に共通の審議事項として諮られ、教授会承認後、再び大学評議会に報告され、大学としての意思決定が確定する。教授会の承認が得られない場合は再度大学評議会にて審議し必要な修正を行い、教授会に諮られる。

大学評議会での審議が不要な事案については、通常全学の各種委員会の審議の後、各学部の教授会に諮られ、その結果が学長に報告され、大学としての意思決定が確定する。

また、各学部においては、教授会ならびに学部の各種委員会が組織されており、当該学部の人事や教育研究などの事項について、学部の自治の下に、諸決定がなされている。なお、採用人事計画など学校法人組織の承認を要する事項は、学長の下で調整が行われた後、所定の手続きを経て意思決定されている。

【点検・評価】

重要事項とそうではない事項を区別し、前者を大学評議会に、後者を全学の各種委員会

に全学レベルでの意思決定の第 1 段階の役割を担わせ、いずれの場合も学部教授会に諮るプロセスをとっていることは、学長の指揮監督と学部自治の両者を満たしている点で評価できる。特に学部教授会においては比較的実質的な審議が行われ、付帯意見がつけられて大学評議会に報告されることがあり、教授会の意見が反映される仕組みになっていることは評価できる。

全学レベルの会議体に学長が参画しない場合、学長の補佐となっている 4 部長が主要な各種委員会の議長を務めていることで、学長の意思が反映される仕組みができている。

【長所と問題点】

意思決定プロセスにおいて学長の意思、学部教授会の意思の双方が反映される仕組みが整っている。ただし、新規案件などについて担当部署や所管の委員会が明確でないことから意思決定のプロセスに混乱が起きる場合もあるが、その場合は学長の下で調整が行われる。

問題点は、定例の学部教授会の日程にあわせて、その 1 週間前に開催される大学評議会と教授会開催までの間に全学の各種委員会が集中することであり、なかには教授会の直前に委員会が開催されることもあり、特定の時期に過度に役職者や各種委員が会議で忙殺されることである。

【将来の改善・改革に向けての方策】

それぞれの案件について、諸規程に照らして速やかに意思決定のプロセスを調整して手続きを踏むことができるように、大学企画室および大学総務室など学長を補佐する部署が調整機能を果たしていく必要がある。全学の各種委員会を担当している部署において、事案が発生した時点で委員会を招集するなどして、会議が定例教授会の直前にならないように工夫していく必要もある。

第 4 節　全学的審議機関の権限内容とその行使

【現状の説明】

全学的な審議決定機関として大学評議会が設置されている。既述のとおり、大学評議会は、大学学則第 6 条の規定に基づき設置され、学長が議長となり、構成員は、副学長、国際センター長、法学研究科長、企業政策研究科長、法学部長、経済学部長、国際関係学部長、図書館長、社会文化研究所長および各学部から選出された教授各 3 名（ならびにオブザーバーとして 4 部長）である。学則その他重要な規程の制定改廃、教学の基本方針、教員人事の基準、大学の機構・組織ならびに制度、全学的な行事、学生に関する重大な賞罰、その他大学運営に関することについて、審議し決定することになっている。大学評議会規程の規定により、会議の招集は学長の権限で行い、学長が議長となる。また、大学評議会の審議の後、各学部の教授会審議、その後大学評議会への教授会報告というプロセスが確立されている。

【点検・評価】

大学運営の基本的な重要事項を審議し決定する権限を大学評議会が有していることは評価できる。またその構成員も大学役職者のみならず学部の代表が含まれており適切である。

【長所と問題点】

大学評議会と各学部の教授会の役割分担が明確になっており、大学評議会に権限が過度に集中しない仕組みができていることは、円滑な大学運営を図る上で長所である。反面、意思決定に時間を要することは慎重さを確保する上で長所かもしれないが、機動性を確保する観点からは問題点といえるかもしれない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

大学評議会の権限内容は明確にされており、大学評議会と教授会との役割分担も含め大学評議会は適切にその権限を行使しており、特段の改善・改革の方策は見当たらない。

第 5 節　教学組織と学校法人理事会との関係

【現状の説明】

教学組織は各学部と各研究科ならびに教務室などの各事務室から構成され、おのおのに学部長・研究科長ならびに教務室長などの各室長が置かれている（組織規程）。また会議体として各学部の教授会、各研究科の研究科委員会や各種委員会が設けられている（会議体設置規程）。各教学組織において、大学業務の処理、原案の作成、会議体での審議決定などが行われている。

理事会の構成は、理事長のほか、学識経験者、企業・法人関係者、同窓会長の学外理事のほか、学長（および付属高等学校長）の学内者が理事として加わり、教学側の意見が直接伝わる組織となっている。理事会は原則として毎月 1 回開催され、定例化されている。

また、理事会の開催 1 週間前に、法人運営会議が開催され、理事会に諮られる議題などについての調整が行われている。法人運営会議は、学長、副学長ならびに各学部長が委員となっている。毎年 2 回開催される評議員会にも、教学側から学長が出席しているほか、主要な役職者などが評議員となっている。また大学側の事務局の職員も評議員となって予算など法人の経営に関する重要事項の協議に加わっている。

そのほか、教学側の学長、副学長、各学部長も委員となっている法人の会議体として、大学改革特別委員会が設置されている。同委員会は常務理事が委員長となり、大学および法人の役職者が構成員となって、大学の基本問題の審議と経営改革の推進や入試対策活動の基本施策を検討する場となっている。

【点検・評価】

教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係は、教学組織の学長が理事として理事会に加わっていることで、意思疎通が図られている。学校法人と理事会は、大学の組織・体制を尊重し、大学評議会での全学的な決定事項については経営的な観点から最終判断している。

学長選出、副学長ほか役職者候補者の具申、学則その他重要な規程の制定改廃などの重要事項、さらには学部学科の再編など教学組織の改編についても、大学から提案のあった原案を尊重した上で、理事会としての決定が行われてきている。学校法人と教学組織が異なった判断をして齟齬が発生しないように、法人運営会議や理事会などで十分な審議が行われている。

【長所と問題点】

理事会の構成メンバーに法人組織のみならず学長が含まれていることは、両者の意思疎通を図る上で望ましいことであり、連携協力関係を構築する上でも有意義である。法人の業務について理事長のみが法人を代表すること（寄附行為第 13 条、組織規程第 3 条）が定められており、責任の体制も明確になっている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

理事会については、理事会構成員のスリム化により、理事は１０名（教学組織は学長１名）となった。教学組織と学校法人理事会の関係については、現体制を維持することとしたい。

第 6 節　管理運営への学外有識者の関与

【現状の説明】

学校法人の意思決定機関である理事会には、学外有識者など学外者が理事や監事に任命されている。地元の優良企業の役員など企業人からの理事が、理事会を通して法人運営に関与しているなど、多様な人材が理事会メンバーになっている。大学や付属高校の同窓会長も理事として率直な意見の開陳を行っているほか、付属高校の校長が理事として、高校の視点から大学運営について意見も述べている。

また 2002 年（平成 14 年）には学外有識者が全面的に関与する経営改革諮問委員会が設置され、本学の経営改革のための答申作成を委嘱している。第 19 章の自己点検・評価において詳述するように、同答申に基づき大学改革が遂行された。

【点検・評価】

理事会に積極的に学外から理事をとりこみ、自由かつ率直な発言の機会を与えていることは評価できる。また経営改革諮問委員会を設置して、大学改革の進め方について全面的に学外の有識者に委ねるなど、学外有識者の意見を積極的に活用していることは評価できる。

【長所と問題点】

学外有識者が管理運営へ関与する制度が整備され、学外有識者の意見が大学の運営に反映される仕組みが構築されていることが長所である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

教学組織においても学外の有識者が関与する何らかの制度を導入することを検討する必要がある。個別具体的な事例において学外の有識者から意見の聴取が行われたこともあるが、制度化に至っていないので、近年の本学をはじめとする私学が置かれている厳しい状況に鑑みれば、より客観的な意見を謙虚に受け止めて取り組む制度作りを検討する必要がある。

第 7 節　大学院の管理運営体制

【現状の説明】

大学院の管理運営は、大学院学則第 8 章（運営組織）に定められており、大学院委員会がその管理運営組織となっている。委員会の委員長は学長がこれを兼ね、各研究科長（法学研究科長、企業政策研究科長）ならびに各研究科から選出された教授各 2 名で構成されている。また各研究科の管理運営は以下に記述するとおりである。

大学院学則に定められた審議事項は、①大学院学則及び規則の改廃に関する事項、②大学院担当教員の資格審査の承認に関する事項、③学位授与の承認に関する事項、④その他大学院に関する重要な事項である。

大学院の審議機関である大学院委員会と学部教授会との関係は、大学院担当教員が全員、学部との兼担教員であり、学部教授会とは相互に密接な関係にある。

大学院委員会の長は、学長が務めることになっており、その選任手続きは、第 16 章第 2 節にて記述したとおり、選挙による選出が学長選挙規程等に明確に定められている。

【点検・評価】【長所と問題点】

大学院委員会は、学長を委員長として各研究科の研究科長および各研究科から選出された代表から構成されており、全学的視点とともに各研究科の意見を十分反映できる管理運営組織となっている。教授会とも相互に密接な関係にあり、大学院委員会の委員長である学長の選出手続きも詳細に定められている。

また、大学全体の制度に係る重要事項については、大学院委員会で審議の後、大学評議会の審議に付されている。この意味では、大学院委員会と大学評議会の二本立ての管理運営体制となっている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

大学評議会と大学院委員会という二本立ての管理運営体制については、迅速かつ効率的に大学院を管理運営するために、大学院の独自性を踏まえた管理運営体制のあり方について研究をしていく。

＜法学研究科＞

【現状の説明】

① 法学研究科委員会

法学研究科の管理運営は、法学研究科委員会を中心に行われている。法学研究科委員会は法学研究科に所属する教授および准教授をもって構成されている。法学研究科委員会は、研究科長を互選により選出し、①研究科担当教員の資格審査、②学位授与の審査、③教育課程、④学生の学籍に関する事項、⑤学生の生活指導・賞罰など、研究科の教育研究に関する基本的事項を審議・決定する。

② 各種委員会

研究科の日常的な運営は、「各種委員会」によって行われている。学部と合同の①図書委員会、②ネットワークセンター運営委員会、③ＦＤ委員会、④人権委員会、法学研究科・企業政策研究科一体としての⑤大学院委員会、⑥大学院改革特別委員会、および、法学研究科としての⑦入試・広報委員会、⑧教務委員会、⑨学生委員会、⑩就職対策委員会、⑪自己評価検討委員会、⑫国際交流(海外協力)委員会、⑬将来構想委員会、⑭法政論集編集委員会、⑮入学資格審査委員会などである。

【点検・評価】【長所と問題点】

大学院教育の一層の活性化を図るうえで、大学院改革特別委員会、入試・広報委員会、教務委員会の果たすべき役割は今後ますます重要になってくると考えられ、委員である教員の事務負担に配慮しつつ、これらの委員会の有機的な関連づけ、法人・大学学部との連携の活発化を図っていく必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

教員の事務負担の軽減を図りつつ、より効率的で関係組織との連携強化を目指す運営を工夫すべきであり、個々の委員会についても整理統合の可能性を検証する必要がある。

＜企業政策研究科＞

【現状の説明】

① 企業政策委員会

企業政策研究科の管理運営は、企業政策研究科委員会を中心に行なわれており、企業政策研究科に所属している専任の教授および准教授によって構成されている。

企業政策研究科委員会は、研究科長を互選によって選出し、①研究科担当教員の人事及び資格審査に関する事項、②学位授与の審査に関する事項、③教育課程に関する事項、④学生の入学、退学、休学、復学、課程の修了に関する事項、⑤学生の生活指導及び賞罰に関する事項等、企業政策研究科に関する基本的事項を審議・決定する。

② 各種委員会

研究科の日常的な運営は、各種委員会によって行なわれている。全学委員会である①図書委員会、②ネットワークセンター運営委員会、③ＦＤ委員会、大学院としての④大学

院委員会、⑤大学院改革特別委員会、企業政策研究科独自の⑥教員資格審査委員会、⑦入試・広報委員会、⑧教務委員会、⑨学生委員会、⑩就職対策委員会、⑪自己評価検討委員会、⑫長期計画検討委員会、⑬国際交流委員会などである。

【点検・評価】【長所と問題点】

少子化が一層進むなかで、学生を確保し、大学院教育を一層活性化させるために、大学院改革特別委員会、入試・広報委員会、教務委員会の果たすべき役割は益々重要になってくると考えられる。これらの委員会の有機的関連を生かしながら、法人・大学学部との協力を進めていく必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

学部の運営を兼ねた教員の事務負担の効率化を図り、各々の委員会についても整理統合をはかる。

第 8 節　別科日本語研修課程の管理運営体制

【現状の説明】

別科日本語研修課程の管理運営体制は、九州国際大学別科日本語研修課程規程に定められており、別科長、別科専任教員、各学部から選出された教員各 1 名および日本語別科事務室長により構成される別科運営会議が管理運営にあたることとなっている。

別科運営会議は、①教育課程に関すること、②入学・修了・休学・復学・退学・除籍・再入学及び賞罰等学生の身上に関すること、③学生の試験に関すること、④学生の生活指導に関すること、⑤別科教員の人事に関すること、⑥別科内の諸規程に関すること、⑦教育及び研究に関することなど別科における重要事項をすべて審議することとなっており、議長には別科長が充てられている。

別科長は、前出別科日本語研修課程規程の定めにより、大学専任教員の中から学長の推薦に基づき任命される。別科長の職務は、学校法人九州国際大学組織規程に別科日本語研修課程を代表し、別科日本語研修課程運営の責任を負うことと規定されている。

別科日本語研修課程での具体的な授業内容等に関しては、各学期開始時に開かれる別科講師会において方針が決定される。別科講師会には別科長、別科専任教員、別科非常勤講師が出席し、別科長から現状報告、学期方針の説明、専任教員による初級・中級各コースの運営方針、行事予定、試験計画の報告が行われる。その後、各クラスの担任を中心に使用教材、授業の進め方、学生に関する情報等について話し合われ、学期中の綿密な計画に基づく指導を可能にしている。

また、別科日本語研修課程に関する事務は、前出組織規程の規定により国際センター事務室が行うこととなっている。

【点検・評価】

別科日本語研修課程規程は、本学学部への進学を希望する外国人に対してその基礎となる日本語、歴史・文化・社会等の日本事情に関する基礎的な知識を習得させることを主な

目的として設置されているが、別科日本語研修課程の責任者である別科長が大学専任教員の中から任命され、別科運営会議に各学部から選出された専任教員が加わっていることから、別科日本語研修課程と学部との関係は非常に緊密なものとなっていると評価できる。また別科日本語研修課程の事務は国際センター事務室が行うこととされているため、別科に入学した学生が修了後に本学学部に進学した際には、引き続き国際センター事務室が学生の修学に関する支援業務を行うこととなり、外国人留学生に対する一貫した支援を行うことができる仕組みになっていると評価できる。

【長所と問題点】

別科日本語研修課程運営の責任者である別科長が大学専任教員から任命され、別科日本語研修課程に関する管理運営機関である別科運営会議に別科および大学の専任教員が加わっていることから、別科日本語研修課程および大学との間で緊密な関係が維持され、別科修了生の本学学部への進学を前提とした教育を円滑に実施する体制が構築されていることが長所である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

上記に照らして、特になし。

《取り組みの主要点》

教授会の権限、役割および活動は、適切に機能しているが、全学的に調整すべき業務が増大しているなかで、大学評議会をはじめとする会議体の意思決定機能の迅速性、効率性を高める方策を講じる。

大学運営の効率化、合理化さらには大学の「魅力」作りに果たす学長の役割が高まっているなかで、学長の権限が最大限発揮され、具体的な業務遂行が各部局で確実に実行されるための関係者間の役割分担体制を明確にしていく。

学外有識者の助言も得て、教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係を強化する方策を講じる。

第１７章

財務

第１７章　財務

【到達目標】

１．教育研究を適切に遂行するために、必要な経費を確保できるように健全で安定的な財政基盤を確立することを目標とする。そのために中期経営計画に基づき、学生募集強化や教育改革による教育力強化を図りつつ、事業・業務の見直しや経費削減に向けた取り組みを強力に推進する。具体的な目標として、2010 年度には法人全体の消費支出比率 100％以下の達成を目指す。

２．施設・設備面については、1997 年（平成 9 年）に創立 50 周年を迎えた機会を捉えて、1999 年（平成 11 年）4 月に大学が従来、枝光地区（法学部･経済学部・大学院）と平野地区(国際商学部)に分かれていたキャンパスを、平野地区に移転統合し、２号館棟、研究棟、メディアセンター、KIU ホールを建設した。さらに 2000 年 4 月に 3 号館棟と平野記念館（体育館）を増設して、現在の平野キャンパスを完成させており、大型設備の刷新は完了している。よって今後は教育研究内容の充実を図るための財政基盤強化が重点目標である。

３．資産運用益の拡大・充実は、元本の確保を第一義として慎重に対処していく。また、教育研究活動を支援するための科学研究費補助金、受託研究費などの外部資金の増加に向けて取り組むとともに、学園経営の適正化と効率化を一層推進するために、監査機能の充実を図る。

４．予算の配分と執行については、各部署が資金の有効な活用を心がけるとともに、その妥当性と適切性を検証し、経費の削減に努力する。また財務情報の公開については、説明責任を十分果たすために、その方法と内容について審議し、適切に対処する事務体制の構築を目指す。

第１節　教育研究と財政

【現状の説明】

本学では、1989 年に国際商学部新設を契機に校名を八幡大学から九州国際大学に改称し、以来、法経学部の法学部と経済学部への分離、大学院法学研究科、企業政策研究科の開設、別科日本語研修課程等の教学組織の改革を実施してきた。このような教学改革やそれに伴う施設・設備の整備とその充実を図るために予算を重点的に配分し、学園創立 50 周年記念事業として 1997 年度から 2005 年度の 9 年間に 14 1 億円の事業を行ってきた。この事業は、付属高等学校、付属中学校の諸施設を含むものであり、これらに要した事業費のうち、大学関係の投資は、約 100 億円であり、そのうち 20 億円は日本私立学校振興・共済事業団からの長期借入金である。

このような施設・設備への財政的な配分によって、本学の教育研究環境は一段と充実・向上した。しかしながら、18 歳人口の継続的減少、国立大学の独立行政法人化等、大学を取り巻く環境は大変厳しく、現実問題として、本学は 2000 年度から入学者の定員割れをおこし、本学の財政に大きな影響を与えている。

消費収支の内容および均衡の状態を明らかにしている消費収支計算書関係比率［大学基礎データ(表 46-2)参照]をみると､2003 年度から殆どの項目で数値が大きく変化している。

これは 2000 年度から始まった入学定員割れによる帰属収入の減少に起因している。

消費収支計算書関係諸比率は、日本私立学校振興・共済事業団の日本私立学校振興・共済事業団の平成 19 年度（2007 年度）版「今日の私学財政」大学・短期大学編平成 18 年度（2006 年度）財務比率表（系統別）－大学部門－の文他複数学部の数値と比較して、人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率、借入金等利息比率および寄付金比率など殆どの項目で、改善の必要がある。

学園の期末の財政状態を表示するものである貸借対照表によると、本学園の 2007 年度末の財政状態は、表 17-6-1 のとおりである。資産の部合計は 218 億 44 百万円で 2003 年度と比較すると 20 億 5 千 3 百万円の減少となっている。これは学園創立 50 周年記念事業で、施設設備の整備がほぼ終了し、その後大規模な設備投資が行われなかったことによるものである。

負債の部合計は 29 億 8 千 7 百万円で、2003 年度と比較とすると 18 億 2 千 8 百万円の減少となっている。主な要因として、学園創立 50 周年記念事業などの借入金を順調に返済したことによるものである。しかし前受金が減少していることは、入学者が減少していることを示しており、注意が必要である。基本金の部合計は 215 億 5 百万円で、2003 年度と比較すると 16 億 2 千 4 百万円の増加となっている。学園創立 50 周年記念事業費の一部を借入れた際、その時点では借入金分の基本金が未組入れであったが、借入金を返済することにより、組入額が増加したことなどによるものである。消費収支差額の部合計は 26 億 4 千 9 百万円の翌年度繰越消費支出超過額となっており、2003 年度と比較すると 18 億 5 千万円の翌年度繰越消費支出超過額の増加となっている。前述の 2000 年度から始まった入学定員割れによるものであり、2003 年度までは、賞与支給率の調整、教職員の新規採用の抑制および経費節減により、単年度での消費収入超過を確保することで、翌年度繰越消費支出超過額は減少したが、2004 年度以降は予測を上回る定員割れにより、再び消費支出超過に陥り、翌年度繰越消費支出超過額が増加した。したがって、負債の部、基本金の部および消費収支差額の部合計は 218 億 4 千 4 百万円で 2003 年度と比較すると 20 億 5 千 3 百万円の減少で、資産の部合計と同額である。

貸借対照表関係諸比率は、日本私立学校振興・共済事業団の平成 19 年度（2007 年度）版「今日の私学財政」大学・短期大学編平成 18 年度（2006 年度）財務比率表（規模別）－大学法人－の学生数 3～5 千人のデータと比較して、固定資産構成比率、流動資産構成比率、固定負債構成比率、固定比率、固定長期適合率、流動比率、総負債比率、前受金保有率、基本金比率などで、今後数値を改善する必要がある。これは学園創立 50 周年記念事業での 30 億円の借入れ（うち大学分は 20 億円）による固定負債の増加および 2005 年に利付国債を 20 億円購入したことで流動資産から固定資産に移動したことによるものであるが、一方では退職給与引当預金率および自己資金構成比率など、全国平均より良好な数値のものもある。

本学の中長期の教育研究計画は、第 19 章にて記述するとおり、長期計画検討委員会と経営改革諮問委員会のそれぞれの答申にて示され、大学改革室の設置とともに教学上の改革が逐次実施され、これに対する予算の重点配分がなされてきた。これらの教学改革に対する明確な中・長期的な財政計画は直ちに設定されなかったが、その後、一連の教学改革が必ずしも収入面に望ましい効果をもたらさなかったため、2007 年に入り、学生募集の強化

ならびに教育改革と連動する中期経営計画を策定して、教育研究目的・目標の明確化とこれに対応する財政基盤の強化に取り組んでいる。

【点検・評価】【長所と問題点】

本学の直近の収支状況は、新規投資や教学改革が必ずしも財政基盤の強化につながらず、ここ 5 年間 (2003 年度から 2007 年度) において人件費比率が 48.7%から 63.6%へと増加、人件費依存率も 57.7%から 80.8%に増加、消費支出比率が 83.0%から 101.7%へと増加している。この要因としては、財政面から見た場合、定員充足率の低下による学生生徒等納付金の減少、奨学費の金額の急増などが指摘できる。このため、定員充足率を高めるための教育改革への重点配分、学生生徒等納付金以外による財源確保や徹底した経費の節減や合理化、さらには人件費削減計画の実施によって、健全かつ安定的な財政基盤を構築していく。

財務比率については、全般的に全国平均に比べ数値を改善する必要があるが、退職給与引当預金率は 100%であり、その比率の分母となる退職給与引当金についても 100%計上しており、退職金の支払に対する備えが十分であること示している。比率も全国平均を大きく上回っており、退職金を 100%引当金として計上し、全額特定資産として保持している点は、評価できる。他にはこの 2003 年度と比較して総負債比率が 6.5%、負債比率が 8.3%の減少および基本金比率が 4.9%増加している点は、全国平均と比べそれぞれの数値は改善する必要があるものの、借入金が順調に返済（2003 年末と比較して 14 億円、56.7%減）されていることを示しており、その点では評価できる。

現在、取り組みを進めている中期経営計画の下では、業務の改善・経費の削減、学生サービス向上と事務合理化を目指す新事務システムの導入をはじめとする事業体質の強化と大学改革の推進という教育力強化のための組織的な取り組みを中心に学生募集強化と就職進路面での抜本的な改善という教学改革との関連性を十分意識したものとなっている。また、具体的な数値目標を設定、2010 年度には単年度での法人全体の消費支出比率 100%以下の達成を目指している。

【将来の改善・改革に向けての方策】

中期経営計画の下で、教育研究の適切な遂行と財政確保の両立を図り、健全かつ安定的な大学運営を図っていく。このためには教育改革と財政改革の関連性を十分意識して、両者の両立を図るための仕組みを構築していく。特に重点的に取り組む事項は以下のとおりである。

(1)本学が“競争的環境の中で個性輝く学園運営を実現する”ためには、自らの特色・得意分野を十分に活かし、時代の要請にマッチした明確な目標を立て、独自性を発揮することが必要である。これを戦略的に実行するためには、現在､本学が取組んでいる中期計画実行による確実な財政的基盤強化を行い収入の安定化をはかる。

(2)本学にとって入学者の確保対策および縮小均衡方策を検討し実行することが喫緊の課題である。

(3)平野キャンパスへの移転統合による校地・校舎の整備、それに関連するインフラの整備で一段落し、新規の過大な設備投資を行うことはない。今後、施設・設備のメンテナ

ンス費用が嵩むことから、資金の有効活用に心掛ける。

（4）今後は情報処理関連の設備更新が大きな支払要因と考えられるので、教職員が一丸となって教育・研究の質の維持・向上を図りつつ、不要不急な経費の削減に取組む。

（5）人件費については、2008 年度には 2007 年度人件費の 15%削減を目標としており、今後も継続して抜本的見直しを行う。

（6）地元企業および地域住民と、良好な関係を維持し、地域社会および本学双方の活性化をはかる。地元企業については、研究の受託・寄付講座等により関係強化に努め、地元住民については、ニーズに応じたエクステンションセンターでの講座開講により本学の地域貢献度を高めていく。

第２節　外部資金等

【現状の説明】

本学が受入れている外部資金等には、寄附金、受託研究費、科学研究費補助金等がある。

寄附金については、1996 年（平成 8 年）から 2006 年まで学園創立 50 周年記念事業の一環として募金活動に取組み、募金総額 3 億 6 千 1 百万円を学校法人部門で受入れている。

受託研究費については、2007 年度 3 件 3,910,000 円の受入れを行っているが、共同研究費の受入れは最近 5 年間では実績がない。

科学研究費補助金については、最近 5 年間の申請件数、受入れ件数、受入れ金額は(表 14-2-1)のとおりとなっている。

（表１４－２－１　最近 5 年間の科学研究費補助金申請採択状況）

	申請件数	新規採択件数	総採択件数	受入れ金額
2003 年度	１０件	５件	５件	7,500,000 円
2004 年度	１０件	２件	７件	15,300,000 円
2005 年度	９件	１件	６件	8,200,000 円
2006 年度	１２件	２件	５件	7,600,000 円
2007 年度	１３件	４件	７件	6,170,000 円

その他の外部研究費は 2003 年度 500,000 円（1 件）、2004 年度は 1,317,715 円（2 件）2006 年度は 2,107,000 円（2 件）、2007 年度は 3,200,000 円（5 件）となっている。

【点検・評価】【長所と問題点】

寄附金、受託研究費､共同研究費等の外部資金は、本学が社会科学系の学部で構成されている大学であることもあり、自然科学系の学部を持った大学に比べて、寄附金の申し出や募集できる外部研究費が少なく、獲得しづらい状況にあるが、科学研究費補助金等を中心に、外部資金の導入に努めている。

科学研究費補助金は、過去 5 年間の申請件数が 9 件から 13 件で推移しているが、連続して毎年新規採択者が出ていることは評価できる。

【将来の改善改革に向けての方策】

（１）寄附金については、日本私立学校振興・共済事業団の受配者指定寄付金制度の利用や文部科学省の特定公益増進法人認定を受けることにより、企業および個人が税制面での優遇措置が受けられるため、今後申請の方向で検討する。

（２）受託研究費、共同研究費等の外部研究費の増加については、サイエンスポータル等インターネットの研究関係のサイト等から、情報収集を積極的に行う必要があり、その情報をスピーディに教員に提供することが重要である。また教員自身がもっと社会貢献等を通じて、関係各所との連携強化に取組むことが、外部資金獲得において不可欠である。

（３）科学研究費補助金については、公募の時期だけに限らず、学内説明会等を実施することで、申請への周知徹底を図り、申請して不採択だった教員に対しては、学内資金で一部研究費を手当するなど、教員の活発な研究活動と科学研究費補助金の採択が結びつくように積極的な支援体制を確立する。申請の際、過去に採択された教員の申請に関する情報共有を図るなど、個々の教員の努力に任せるだけではなく、大学全体で採択者を増加させる仕組みを構築する。

第３節　予算編成

【現状の説明】

予算は、その事業計画の円滑なる運営を図るとともに収支の合理的な調整を行うことを目的としている。

予算は、一会計年度を期間とし、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日までとしている。

予算は、※目的別消費収支予算、資金収支予算および消費収支予算で編成している。

※　<u>目的別消費収支予算</u>

学校法人会計基準に従った計算書は形態分類であり､収入支出を科目振り分けし、その数字をあらわしたものである。その計算構造が企業会計とは異なるため、勘定科目の羅列から、大学の方針や事業の中味を読み取ることは困難である。このため本学では 2000 年度から、学校法人会計基準がもとめている計算書のほかに、独自に開発した目的別・事業部門別消費収支計算書を作成し､目的（業務）別に支出状況を説明している。

予算責任者（法人事務局長）の指揮のもと法人財務室は、予算編成原案作成に際し、事前に予算編成の基本方針を周知徹底し、全部署から「現場の意見・要望」を「予算要求書」として汲み上げている。

法人財務室では「予算要求書」の内容を検討し、予算要求内容について、各部署へのヒアリングおよび精査で、適切であると判断した項目を集計し、収入と支出のバランスを調整しつつ、基本方針の具体的な肉付けを優先的に行い、予算原案を作成する。

基本方針に対して、予算が欠けている部署に対して要求額の再編成を、不要不急な予算要求案を作成している部署に対しては要求額の削減を指示する。

理事長は予算原案に基づき予算編成を行い、法人運営会議（理事長、副理事長、常務理

事、法人事務局長、学長、副学長、学部長、大学事務局長、付属高等学校長、男子部校長、女子部校長、一貫部校長、付属中学校長）で予算案を審議したうえで、評議員会の意見を聴き、理事会の審議を経て決定される。

経済情勢の変動、その他やむを得ない事由に基づき、予算執行上支障が生ずるおそれがある時には、補正予算を編成することとなるが、補正予算の編成は本予算の編成に準ずる。

【点検・評価】【長所と問題点】

従来、事業計画ならびに当該年度における重要事項など基本方針に沿って予算を編成してきたが、今後は学園財政改善のための新たに策定した中期経営計画に基づき予算編成をしていく必要がある。

【将来の改善改革に向けての方策】

2008 年度予算編成から、経営改善のための中期経営計画に基づき、予算編成を行い、理事会・評議員会に付議していく。

第４節　予算の配分と執行

【現状の説明】

（１）予算配分

理事会の審議を経て予算が決定すると、予算責任者（法人事務局長）は各会計単位の責任者（学長等）へ予算を配分する。配分額は予算編成方針に基づき、各部署から申請された内容について、法人財務室でヒアリング等を実施した内容がベースとなっている。

（２）予算執行

会計単位の責任者に配賦された予算の執行については所管する各部署の責任者が予算執行管理を行っている。支払伝票は各部署でコンピュータに入力し、起票するが、起票時点でコンピュータによる予算残高チェックを行っている。会計伝票は各部署の管理者に承認を得たうえで法人財務室へ提出するが、法人財務室では証憑書類の内容が適正であるか、伝票に記載している目的、科目および金額に間違いはないかを確認し、伝票確定処理を行い、執行している。

１件の金額が多額である経費については、業者から見積書を提出された段階で予算執行伺を提出し、決済を受けることとなっている。50 万円以上 100 万円未満のものは学部長または事務部長、100 万円以上 200 万円未満は学長、200 万円以上は、会計責任者（法人事務局長）の決済がないと予算執行することができない。

各部署の責任者は、予算を超えて支出する必要が生じた場合は、予算責任者の承認を得て、目的別予算における大目的に属する小目的間、中目的間の予算流用および資金収支予算、消費収支予算については大科目に属する小科目間で予算流用することができる。予測しがたい予算の不足を補うため予備費を学校法人部門に計上しているが、その執行については予算責任者、理事長の承認を得なければならない。

【点検・評価】【長所と問題点】

（1）予算配分

予算要求の内容については、予算編成方針に基づいているか、内容が適正であるかなどを法人財務室のヒアリングで審査しており、さらに法人運営会議で教育研究と財政面の両面からの審議が行なわれているため、透明性も高く、予算配分は適正に行なわれている。

（2）予算執行

2002 年の財務システム更新で、予算執行伺および伝票起票時点で予算残高を自動的にチェックし、不足する場合は起票できなくなった。同様に各部署で執行状況を適時にコンピュータにて確認することができるようになった。個人研究費等の個別予算についても個人・研究費別で管理できるようになった。予算執行後の元帳データをエクセルデータで出力することにより、法人財務室だけでなく、各部署でデータを集計・分析することも可能となり、次年度予算編成の際などに利用できるようになった。このシステム更新に合わせ、不正・事故防止のため、教職員への旅費等の支給方法を従来の現金支給から個人口座への振込に変更し、極力現金を取扱わないよう改めた。

【将来の改善改革に向けての方策】

予算配分については、教育的効果の高いもの・収益性の高いものを優先し、合わせて予算投資効果の検証を行い効率的な配分を行う。

第５節　財務監査

【現状の説明】

寄附行為の定めにより評議員会の同意を得て、理事長が監事 2 人を選任している。

監事は、理事会・評議員会には必ず出席し、私立学校法第 37 条に定める学校法人の財産および理事の業務執行状況チェックを行い、監事がアカウンタビリテイーの履行ができる仕組みの構築を目指している。毎会計年度終了後に監査報告書を理事会および評議員会に提出している。

監査法人による会計監査は学校法人会計基準および本学園の会計規程などの諸規程に基づいて、適正に会計処理がされているか、税法上の不正はないか等コンプライアンスの側面からも点検が実施されている。

毎年度の決算については、法令に基づき監事および監査法人の監査を受けており、それぞれ適正であるとの監査報告書が提出されている。

監査法人による監査は公認会計士 6 名、会計士補 1 名で延 45 日前後受けている。

【点検・評価】【長所と問題点】

監事による監査は、寄附行為の規定に基づき行なわれている。監査法人による監査は、計画的に行なわれており、監査の際は、提出された書類だけでは判断できないことがあれば、現場の担当者にその都度確認しているので、特に問題はないと思料する。監事と監査法人とは監査について意見を交換するなど綿密な連携を図っている。

【将来の改善改革に向けての方策】

監事と連携して法人全体の業務監査・会計監査を実施し、法人運営の適正化を図るため、2007 年 3 月に監査室を設置し、監査機能を強化した。

第６節　私立大学財政の財務比率

【現状の説明】

（１）消費収支計算書比率

本学における 2003 年から 2007 年までの消費収支計算書比率は［大学基礎データ（表 46-2)］に示している。この表に基づいた 2007 年度の消費収支計算書比率についての分析は次のとおりである。なお、(　) 内の比率は、日本私立学校振興・共済事業団の平成 19 年度（2006 年度）版「今日の私学財政」大学・短期大学編平成 18 年度（2006 年度）財務比率表（系統別）－大学部門－の文他複数学部のデータ（231 頁）を引用した。

(a) 人件費比率　　63.6%(53.3%)

2003 年度 48.7%から 2007 年度 63.6%へ年々比率が高まっている。主要な財源である学生生徒等納付金等の帰属収入の減少が原因であるが、賞与支給率の調整、新規採用の抑制など人件費削減に取組んでいるにもかかわらず、比率は全国平均に比べ高い水準である。

(b) 人件費依存率　　80.8%(68.2%)

人件費比率と同様に最近 5 年間は、2003 年度 57.7%から 2007 年度 80.8%へ年々比率が高まっており、同様に全国平均より高い水準である。

(c) 教育研究経費比率　26.7%(28.6%)

最近 5 年間は、24%台から 26%台を推移しており、全国平均と比べやや低くなっている。学生数の減少に伴い、収入も減少しているので、経費節減に努める一方、教育研究活動の充実に必要な事業には可能な限り予算計上しており、今後も本学の教育の特色となり得る事業に対しては、積極的に予算配分する。

(d) 管理経費比率　　10.7%(7.0%)

本学の重点課題である学生募集活動にかかる経費が多いため、全国平均と比べ約 3%高い水準の 8%台から 10%台で推移している。今後さらなる経費節減が必要となると思料する。

(e) 借入金等利息比率　0.7%(0.3%)

学園創立 50 周年記念事業としての大学移転統合事業の際、日本私立大学振興・共済事業団からの 20 億円の借入れによる借入金増加および以前借入れした平野校地購入時の 10 億円の借入金に対する利率が高いことによるものである。全国平均と比べ高い水準ではあるが、借入金を順調に返済（2003 年末と比較して 14 億円、56.7%減）しており、よって 2003 年と比べ、0.5%低下しており、今後さらに低くなっていく見込みである。

(f) 消費支出比率　　101.7%(88.8%)

入学者数の減少による学生生徒等納付金が減少する一方で、賞与支給率の調整や新規採用の抑制など人件費削減および経費節減を実施することにより、2001 年度から 2004 年度では、本学は 81%台から 84%台と全国平均より低い水準を維持していたが 2005 年度以降、急激に悪化しており改善を要する。

(g) 消費収支比率　　117.1%(102.7%)

最近 5 年間は、91.7%から 117.1%と急激に上昇している。新たな基本金組入額は限定的なものの、学生生徒納付金の減少による帰属収入減により数値は悪化した。

(h) 学生生徒納付金比率　　78.7%(78.2%)

最近 5 年間は、78%台から 84%台を推移している。入学者数の減少により学生生徒等納付金も減少しており、今後、寄付金および外部研究費等の外部資金の導入できる体制を整えることにより、多額の外部資金を獲得し、学生生徒等納付金以外の収入を増加させる必要がある。

(i) 寄付金比率　　0.4%(1.6%)

最近 5 年間は、0.4%から 0.0%で全国平均と比べ、低くなっている。これは学園創立 50 周年事業の寄付金が学校法人部門に計上しているためであり、ここでの主要なものは現物寄付である。今後は奨学寄付金など大学の収入となる寄付金を中心に獲得する体制を整える必要がある。

(j) 補助金比率　　9.9%(11.1%)

最近 5 年間は、全国平均並みの 10%台で推移しているが、比率はやや低下する傾向にある。年々減少していく私立大学等経常費補助金一般補助に対して、今後も増加が見込まれる特別補助の獲得に結びつけるため、予算編成などに工夫を凝らす必要がある。

(k) 基本金組入率　　13.2%(12.5%)

平野キャンパスへの移転により、施設・設備の整備はほぼ完了しており、最近 5 年間は、多額の固定資産の購入はなく、借入金返済が基本金組入れの主な要因となっている。比率の上昇は、帰属収入の減少によるものである。

(l) 減価償却費比率　　10.5%(11.6%)

大学移転統合直後は償却資産の増加により比率が上昇したが、移転後は 2003 年度の 12.2%から 2007 年度の 10.5%と殆ど変化していない。しかしながら、今後大きな償却資産の取得に関しては、リース等も検討されるので、比率は徐々に低下するものと見込まれる。

（２）貸借対照表関係比率（この比率の基礎は、法人全体の貸借対照表による）

貸借対照表の最近 5 年間の推移は（表 47）のとおりである。この表に基づいた 2007 年度の貸借対照表比率についての分析は次のとおりである。なお、(　) 内の比率は、日本私立学校振興・共済事業団の平成 19 年度（2007 年度）版「今日の私学財政」大学・短期大学編平成 18 年度（2006 年度）財務比率表（規模別）－大学法人－の学生数 3～5 千人のデータ（139 頁）を引用した。

(a) 固定資産構成比率　　94.5%（83.3%）

2003 年度の 84.9%から 2007 年度は 94.5%となり、全国平均を 10%近く上回っている。これは 2005 年度に利付国債を 20 億円購入したことにより、固定資産が増加したことによるものである。

(b) 流動資産構成比率　　5.5%（16.7%）

2003 年度の 15.1%から、2007 年度は 5.5%となり、固定資産構成比率とは逆に全国平均を 11%近く下回っている。2005 年度に利付国債を 20 億円購入したことにより、現金預金が減少したことが主要因であるが、今後は現金預金の残高を注意深く見守る必要があり、場合によっては国債の売却等も視野に入れておく必要がある。

(c) 固定負債構成比率　　9.3%（7.6%）

2003 年度の 14.7%から、2007 年度は 9.3%となり、全国平均よりまだ高い水準にある。日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の返済による長期借入金の減少が主要因であるので、今後も借入金を順調に返済することにより、比率も下がるものと思料する。

(d) 流動負債構成比率　　4.4%（5.6%）

2003 年度の 5.4%から、2007 年度は 4.4%と、全国平均を若干やや下回る数値であるが、総資金が増加しない状況での入学者数の減少による授業料、入学金、教育充実費等の前受金の減少によるものであるため、必ずしも好ましいとは言えない状況であり、今後一層学生募集に力を入れるなど対策を講じる必要がある。

(e) 自己資金構成比率　　86.3%（86.8%）

2003 年度の 83.7%から、2007 年度は 86.3%となっており、これは全国平均より若干上回る数値である。これは借入金が順調に返済されることにより、負債総額も減少し、自己資金は増加したことによるものである。

(f) 消費収支差額構成比率　　△12.1%（△3.3%）

2003 年度の△3.3%から、2007 年度は△12.1%となっており、全国平均を下回る数値である。それでも 2003 年度までは、単年度で消費収入超過を確保し、数値が改善されていたが、2004 年度以降再び支出超過に陥ったため、比率が低下している。

(g) 固定比率　　109.5%（95.9%）

2003 年度の 101.5%から、2007 年度は 109.5%に上昇し、全国平均より 10%程度上回っている。50 周年記念事業での 30 億円の借入れにより、一時的に増加したが、借入金を順調に返済した結果、数値は改善され、2004 年度は 99.9%と 100%を切る水準まで回復した。しかしながら 2005 年度に利付国債を 20 億円購入し、固定資産が増加したことにより、以後は 100%を上回った水準で推移している。

(h) 固定長期適合率　　98.9%(88.2%)

2003 年度の 86.3%から、2007 年度は 98.9%と、上昇し、全国平均より約 10%高いレベルで推移している。固定比率と同様に借入金の増加で一時的に増加したが、借入金残高の減少により、2004 年度には 86.3%と全国平均を下回るまでに回復したが、2005 年度以降は利付国債購入により、再び全国平均を上回った。

(i) 流動比率　　125.0%(301.0%)

2003 年度の 278.5%から、2007 年度は 125.0%となり、全国平均と比較してもかなり下回っている。2004 年度までは現金預金の増加で、全国平均に近い 294.0%まで回復したが、2005 年度の利付国債購入により、一転して比率は半分以下となった。

(j) 総負債比率　　13.7%(13.2%)

2003 年度の 20.2%から、2007 年度は 13.7%と、6.5%改善し、ほぼ全国平均となった。借入金を順調に返済することが、負債総額が減少し比率を下げることとなるので、今後も確実に返済していくことが肝要である。

(k) 負債比率　　15.8%(15.2%)

2003 年度の 24.1%から、2007 年度は 15.8%と大きく改善をしているが、まだ全国平均より劣っている。総負債比率と同様借入金の返済が比率を下げることに繋がるので、今後も返

済を確実に行う必要がある。

(l) 前受金保有率　　191.2%(378.2%)

2003 年度の 440.2%から､2007 年度は 191.2%と、全国平均を大幅に下回っている。2004 年度では 512.6%と数値が改善し、全国平均を大きく上回っていたが、2005 年度に利付国債を 20 億円購入し、固定資産が増加したことにより、大幅に低下した。流動比率と同様、前受金が減少しているにもかかわらず、比率が下がっているので、注意が必要である。

(m) 退職給与引当預金率　　100% (54.2%)

2003 年度の 100%から､2007 年度も 100%と、全国平均を大幅に上回っている。その上、退職金の支給に備えるための退職給与引当金も 100%計上しており、退職金支給に対する備えが十分であること示している。

(n) 基本金比率　　93.5% (96.2%)

2003 年度の 88.6%から､2007 年度は 93.5%と、徐々に改善されているが、全国平均からはやや下回る状況である。50 周年記念事業費の一部を借入れしたことなどにより、基本金の未組入れが発生したことが主な要因である。借入金の返済により基本金に組入れすることができるので、今後も確実な返済を行い、比率をできるだけ 100%に近づける。

(o) 減価償却比率　　32.0% (41.1%)

2003 年度の 30.0%から､2007 年度は 32.0%と、上昇しているが、全国平均からやや下回っている。これは 50 周年記念事業で施設設備の整備を行った後、旧校舎を取り壊したことにより、減価償却累計額が減少したことによるものである。今後大規模の施設設備の整備は必要ないため、減価償却累計額が増加し、今後も比率は上昇するものと思料する。

【点検・評価】【長所と問題点】

（１）消費収支関係比率

人件費比率、人件費依存比率、管理経費比率は全国平均よりやや高い水準で推移している。入学者数の減少により学生生徒等納付金収入、補助金、入学検定料収入等、帰属収入の主要な収入が減少し、賞与支給率の調整、教職員の新規採用抑制など人件費抑制および経費節減を実施しているにもかかわらず、ここ数年は徐々に上昇しており、本学の経営面に与える影響は深刻である。入学者数の増加が一番望ましいことであるが、少子化がさらに進行している状況では、Ｖ字回復は難しい。よって人件費、管理経費の削減に対し一層の努力が必要である。人件費は人事給与制度の見直し、賞与支給率の改定、各種手当の見直し、定年退職者の再雇用制度の見直しなどを検討する。管理経費は一律に削減できない状況であるが、全体的により一層の経費節減を目指す。

借入金等利息比率も同様に全国平均より高い水準であるが､これは 50 周年記念事業の際、日本私立大学振興・共済事業団からの 20 億円の借入れによるものであるが、2003 年度に比べ比率はかなり改善されており、毎年順調に返済していくことにより、数年後には全国平均と同レベルになる予定である。

寄付金比率および補助金比率については、奨学寄付金や経常費補助金以外の補助金など外部資金の導入を積極的に働きかけることにより、比率を高めていく。

（２）貸借対照表関係比率

固定資産構成比率、流動資産構成比率、固定比率、固定長期適合率、流動比率、前受金比率を見ると、本学の資産の流動性が乏しいことが窺える。これは、2005 年度に利付国債を 20 億円購入したことにより、流動資産から固定資産に移動したことによるものである。殆どの比率は、2004 年度では全国平均と比べ、良好もしくは同等の数値を示していたので、今後資産のバランスについて、考慮する必要がある。

自己資金構成比率、固定資産構成比率、総負債比率、負債比率、基本金比率からは、学園の規模に対して、借入金がやや多いことがわかる。これは 50 周年記念事業の際の 30 億円の借入れ（うち大学は 20 億円）によるものであるが、毎年順調に返済しているので、2003 年度に比べ比率はかなり改善されており、数年後には全国平均と同レベルになると思料する。

流動負債構成比率については、全国平均と比べ、良好な数値となっているが、流動負債の中には入学予定者からの入学金、授業料等の前受金が含まれており、前受金の減少で、流動負債が減少することは好ましい状況ではないので、前受金保有率も含めて、注意深く比率の動向を見守る必要がある。

退職給与引当預金率は、100%であり、比率の分母になる退職給与引当金も 100%計上していることを含め、他大学より大変良好な数値であり、また退職金の支給に対し十分な備えがあることを証明しているので、評価できる。

【将来の改善改革に向けての方策】

本学における財政の現状から、教育研究の活力を失うことなく、健全な財政を再生するため様々な対策を講じていく。当面は、学校法人の 1 年間の損益を実質的に把握することができる消費支出比率を法人全体で 2007 年度の 118%から 100%以下にまで改善することを目標とし、学生生徒の在籍者数が増加しない場合においても大学・高校･中学を運営し続けることができるように経費の節減とあわせて、外部資金を積極的に獲得して財政体質を強化していく。このため、今年度は 2010 年度の目標値 100%以下実現に向かって、収入確保の施策および人件費抑制等の改革についての具体的な取組みを強力に推進することが緊急の課題となっている。

（表 17-6-1　最近 5 年間の貸借対照表）　（単位：百万円）

資 産 の 部						
科　　目	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2003 年度比較
固定資産	20,287	20,113	21,468	21,080	20,653	366
有形固定資産	17,406	17,148	16,773	16,429	16,060	△ 1,346
その他の固定資産	2,881	2,965	4,695	4,651	4,593	1,712
流動資産	3,610	3,647	1,733	1,476	1,191	△ 2,419
資産の部合計	**23,897**	**23,760**	**23,201**	**22,556**	**21,844**	**△ 2,053**

負 債 の 部						
科　　目	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2003 年度比較
固定負債	3,519	3,177	2,800	2,391	2,034	△ 1,485
流動負債	1,296	1,241	1,157	1,079	953	△ 343
負債の部合計	**4,815**	**4,418**	**3,957**	**3,470**	**2,987**	**△ 1,828**

基 本 金 の 部						
科　　目	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2003 年度比較
第1号基本金	19,484	19,893	20,112	20,637	21,108	1,624
第2号基本金						0
第3号基本金						0
第4号基本金	397	397	397	397	397	0
基本金の部合計	**19,881**	**20,290**	**20,509**	**21,034**	**21,505**	**1,624**

消費収支差額の部						
科　　目	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2003 年度比較
翌年度繰越消費支出超過額	799	948	1,265	1,948	2,649	1,850
消費収支差額の部合計	**△ 799**	**△ 948**	**△ 1,265**	**△ 1,948**	**△ 2,649**	**△ 1,850**
科　　目	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2003 年度比較
負債の部、基本金の部および消費収支差額の部合計	**23,897**	**23,760**	**23,201**	**22,556**	**21,844**	**△ 2,053**

1　消費収支計算書関係比率

	比　　率	算　　式（＊１００）	本学	全国平均	評価
1	人　件　費　比　率	人　件　費 / 帰 属 収 入	% 63.6	% 50.6	▼
2	人　件　費　依　存　率	人　件　費 / 学生生徒等納付金	80.8	66.2	▼
3	教 育 研 究 経 費 比 率	教育研究経費 / 帰 属 収 入	26.7	31.9	△
4	管　理　経　費　比　率	管 理 経 費 / 帰 属 収 入	10.7	6.5	▼
5	借 入 金 等 利 息 比 率	借入金等利息 / 帰 属 収 入	0.7	0.3	▼
6	消　費　支　出　比　率	消 費 支 出 / 帰 属 収 入	101.7	88.8	▼
7	消　費　収　支　比　率	消 費 支 出 / 消 費 収 入	117.1	102.6	▼
8	学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金 / 帰 属 収 入	78.7	76.4	～
9	寄　付　金　比　率	寄　付　金 / 帰 属 収 入	0.4	2.3	△
10	補　助　金　比　率	補　助　金 / 帰 属 収 入	9.9	10.5	△
11	基　本　金　組　入　率	基本金組入額 / 帰 属 収 入	13.2	12.1	△
12	減 価 償 却 費 比 率	減価償却費 / 消 費 支 出	10.5	11.8	～

2　貸借対照表関係比率

	比　　率	算　　式　（＊１００）	本学	全国平均	評価
1	固 定 資 産 構 成 比 率	固 定 資 産 / 総　資　産	% 94.5	% 83.3	▼
2	流 動 資 産 構 成 比 率	流 動 資 産 / 総　資　産	5.5	16.7	△
3	固 定 負 債 構 成 比 率	固 定 負 債 / 総　資　金	9.3	7.6	▼
4	流 動 負 債 構 成 比 率	流 動 負 債 / 総　資　金	4.4	5.6	▼
5	自 己 資 金 構 成 比 率	自 己 資 金 / 総　資　金	86.3	86.8	△
6	消費収支差額構成比率	消 費 収 支 差 額 / 総　資　金	△ 12.1	△ 3.3	△
7	固　　定　　比　　率	固 定 資 産 / 自 己 資 金	109.5	95.9	▼
8	固 定 長 期 適 合 率	固 定 資 産 / 自己資金＋固定資産	98.9	88.2	▼
9	流　　動　　比　　率	流 動 資 産 / 流 動 負 債	125.0	301.0	△
10	総　負　債　比　率	総　負　債 / 総　資　産	13.7	13.2	▼
11	負　　債　　比　　率	総　負　債 / 自 己 資 金	15.8	15.2	▼
12	前　受　金　保　有　率	現 金 預 金 / 前　受　金	191.2	378.2	△
13	退 職 給 与 引 当 預 金 率	退職給与引当特定預金（資産） / 退職給与引当金	100.0	54.2	△
14	基　本　金　比　率	基　本　金 / 基本金要組入額	93.5	96.2	△
15	減　価　償　却　比　率	減価償却累計額 / 減価償却資産取得価格（図書を除く）	32.0	41.1	～

（表 17-6-2　財務比率表　本学と全国平均の比較）

※　全国平均の数字は、日本私立学校振興・共済事業団平成 19 年度版今日の私学財政大学・短期大学編の　「消費収支計算書関係比率」は、統計別大学部門の文他複数学部、「貸借対照表比率」は規模別大学法人の学生数 3～5 千人のデータを引用している。

※　評価は、△：高い方が良い、▼：低い方が良い、～：どちらともいえない。

《取り組みの主要点》

中期経営計画の下で、教育研究の適切な遂行と財政確保の両立を図り、健全かつ安定的な大学運営を図っていく。このためには教育改革と財政改革の関連性を十分意識して、両者の両立を図るための仕組みを構築していく。

（１）現在､本学が取組んでいる中期計画による確実な財政的基盤強化を行なう。
（２）入学者の確保対策および縮小均衡方策を検討し実行する。
（３）今後、施設・設備のメンテナンス費用が嵩むことから、資金の有効活用に心掛ける。
（４）教育・研究の質の維持・向上を図りつつ、不要不急な経費の削減に取り組む。
（５）人件費の抑制について、人事給与制度の抜本的見直しに取り組む。
（６）本学と地域社会との連携を図り、活性化、地域貢献に努める。

第１８章

事務組織

第１８章　事務組織

【到達目標】

大学の事務組織は、円滑な大学運営を推進するため、第一に学生サービスの充実を図ること、第二に教学組織との連携協力関係を高めること、第三に学校法人理事会との連携協力関係を図るとともに適切な役割分担を確立することを目標としている。

今日の大学事務は、教育内容の多様化、国際化、地域貢献など業務内容は多様化、複雑化している。事務組織としては多様化、複雑化した業務内容に対して積極的に事務組織、教学組織、理事会の様々な場面で主体的かつ横断的に対処できる行政管理機能の向上を目指している。また、行政管理能力を有する職員の育成を目指している。

第１節　事務組織と教学組織との関係

１．事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

【現状の説明】

本学の事務組織は、学校法人九州国際大学組織規程ならびに業務分掌規程により規定され、その趣旨・目的を明確にしており、現状は「図18-1-1事務組織図」のとおりである。

大学の教学組織として、入試・広報室、教務室、学生サービス室、就職・進路相談室、修学支援室、国際センター、３学部とこれを基礎とする大学院２研究科と付設機関として日本語別科、社会文化研究所、エクステンションセンター、図書館および教育情報ネットワークセンターを設置し、責任者として教育職員を配置している（修学支援室を除く）。また、各組織にはそれぞれ事務室を設置し、室長には事務職員を配置している。

大学の意思決定にかかわる大学評議会、教授会、大学院委員会および大学院研究科委員会には事務職員が資料の準備から会議記録までを担当している。また、教育研究活動ならびに学生支援活動を円滑かつ効果的に行なうとともに、これら会議体における意思決定支援を目的として、各種委員会や運営委員会等会議体が設置されている。いずれの会議体も教育職員と当該部署の事務職員で構成されており、事務所管部署と教学組織との連携が図られている（図18-1-2主な会議体一覧参照）。

大学の管理組織としては大学企画室および大学総務室を設置し、大学に係る企画立案や各部署間の事務調整を行っており、事務責任者として室長が配置されている。

経営企画、人事および財務に関しては法人事務局が全体の事務を担当している。

図18-1-1　事務組織図（2007年10月1日現在）

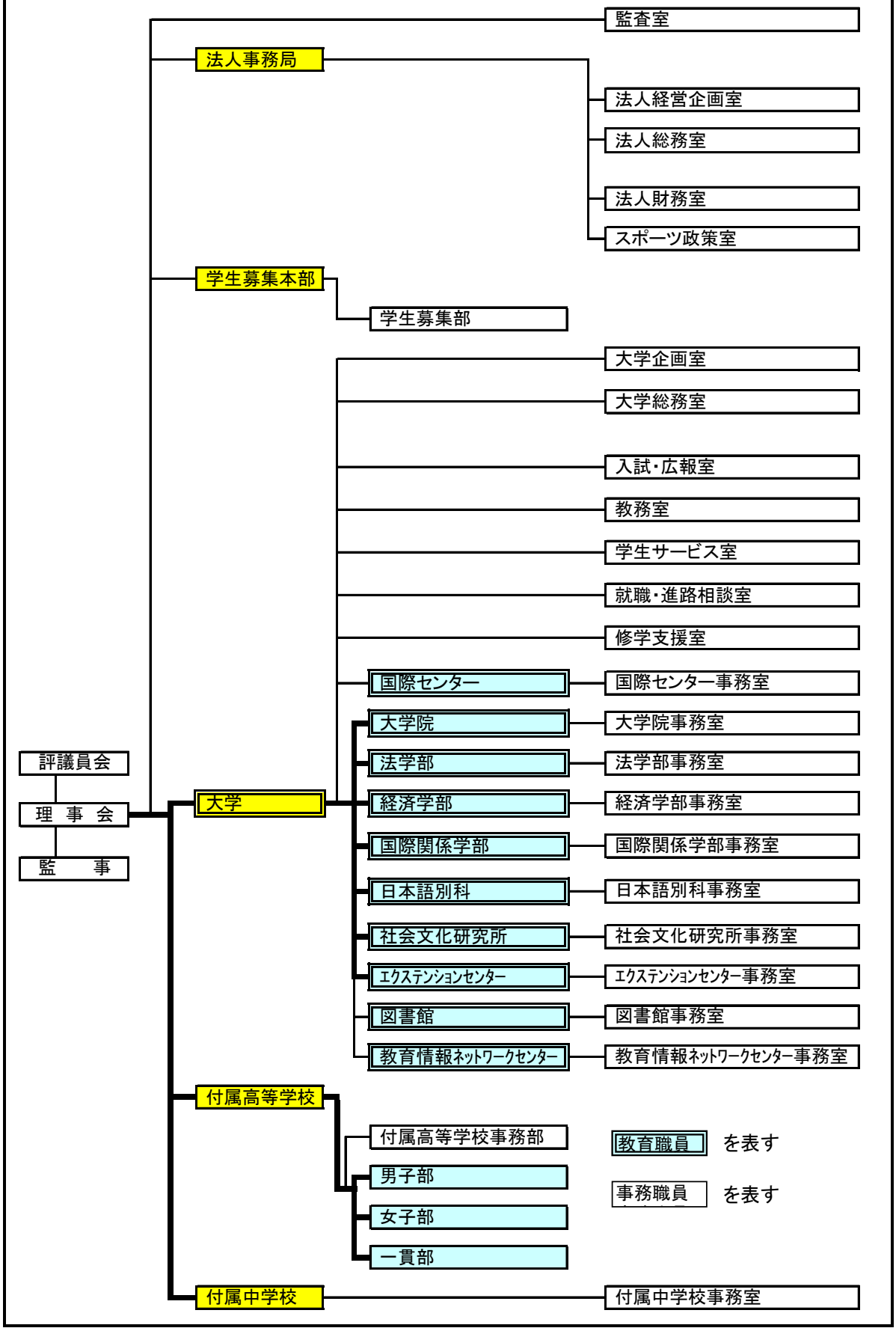

図18-1-2　主な会議体一覧

議長	会議体	所管部署
学長	大学評議会、大学運営協議会、人権委員会、人事委員会、自己評価検討委員会	大学総務室
	大学院委員会	大学院事務室
	FD委員会	教務室
	スポーツ政策委員会	学生サービス室
互選	学長選挙管理委員会	大学総務室
学長指名	研究活動助成委員会	
教務部長	教務委員会、教職・図書館学課程委員会、修学支援室運営委員会	教務室
互選	教養委員会	
入試・広報部長	入試・広報委員会、広報顧問会議	入試・広報室
学生部長	学生サービス委員会、保健委員会	学生サービス室
就職・進路部長	就職対策委員会	就職・進路相談室
法学研究科長	大学院法学研究科委員会	大学院事務室
企業政策研究科長	大学院企業政策研究科委員会	
法学部長	法学部教授会	法学部事務室
経済学部長	経済学部教授会	経済学部事務室
国際関係学部長	国際関係学部教授会	国際関係学部事務室
図書館長	図書委員会	図書館事務室
社会文化研究所長	社会文化研究所運営委員会	社会文化研究所事務室
国際センター長	国際センター委員会	国際センター事務室
教育情報ネットワークセンター長	教育情報ネットワークセンター運営委員会	教育情報ネットワークセンター事務室
別科長	別科日本語研修課程運営委員会	日本語別科事務室
エクステンションセンター長	エクステンションセンター運営委員会	エクステンションセンター事務室

【点検・評価】

多様化、複雑化する大学の業務内容に対処するための組織や会議体が整備されている。また、各部署に事務室を設置して、所管する会議体等への企画立案や審議決定事項を速やかに執行する事務職員を配置し、教育研究活動のサポートを行なっていることは、教学面との一体化や連携機能として評価できる。

入学から教育、卒業までの教育研究および学生サービスについて学生に対する一次的窓口の役割を担う学部事務室や大学院事務室の二次的窓口として、入試・広報室、教務室、学生サービス室、就職・進路相談室、修学支援室、国際センター事務室およびエクステンションセンター事務室が、専門的にサポートする制度を備えていることは評価できる。

【長所と問題点】

各部署に事務室を配置し、各会議等への政策提案や企画立案資料の作成および審議決定事項の執行を担い、事務職員が教学組織を支援していることは長所ではあり、また、多様化、複雑化した組織における部署間の交流や情報の共有に努めている点は評価できる。しかし、組織の縦割り行政の弊害が若干見受けられる点は問題である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

部署間の情報共有を図り、組織の縦割り行政の弊害をなくすとともに、学生サービスの充実、教学組織との連携協力関係の向上、研修制度の充実を図り、事務職員の資質向上に努める。

２．大学運営における、事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性

【現状の説明】

事務組織と教学組織の間の連携協力関係の確立状況でも記したとおり、部署本来の活動目的に応じて事務職員や教育職員が事務組織の部署長として就任することにより、教学組織である学部や大学院と教授会等の各種会議体の整備はできている。

教学組織における重要な会議体には事務組織より多数の人員が構成委員や事務局担当者として参加し、会議資料の作成から調整業務を担当している。

さらに、事務組織と教学組織との間の連携協力関係を支援しているのが大学総務室である。学長の指揮のもと、全学的な各種会議体の事務局機能のみならず、大学の最高議決機関でもある大学評議会の運営を支援している。

また、大学企画室は、学長の下、大学の将来構想等の企画立案を図る部署として設置されたが、本年度は自己評価・点検の所轄部署として、また大学基準協会の認証評価対応の部署となっている。

【点検・評価】

大学総務室は、入試・広報室、教務室、学生サービス室、就職・進路相談室、修学支援室、国際センターとの連携のもと、全学横断的・経営的な観点からの調整機能が求められている。

これらの全学横断的な調整・支援機能を有する事務組織を設置していることにより現在比較的スムーズに業務に対応しているといえるが、今後は更なる機能の充実が求められることとなるであろう。

大学運営に関する政策立案や企画提案資料の作成については、所管部門や会議体の委員長と事務組織の間で調整され、意思決定を支援しており、この点では有機的一体性を確保しているといえる。審議決定事項の具体的業務の執行や学生への指導・周知徹底に関しては事務窓口担当者による責任を持った執行がなされている。

【長所と問題点】

教学組織と事務組織の縦割り構造は、長所と短所の両面を包含している。即ち、各学部・大学院にそれぞれ事務室が設置されており、指揮命令系統も明快となっているためスピーディーかつ綿密な連携ができているが、反面、縦の動きは比較的スムーズであるものの各部署間の横連携には課題を残している。

2007 年 10 月の組織改正で大学企画室を設置したことは、これまで大学総務室業務の一部として対応してきた企画・将来構想・認証評価対応などの業務を専門的に担うものとして時宜にかなうものである。いわば、教学組織と事務組織が一体となって推進すべき業務の頻発が予想されるなかで、核となる部署が設置されたことは評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

事務組織の横連携を改善し事務処理の円滑な遂行を促進するために、大学事務局の設置を軸とする組織改革を検討している。また、大学院・学部との縦割りとなっている各事務

室についても横連携の改善や合理化を目的として組織のあり方を検討している。

教学組織と事務組織の連携がとれている良さを継承しながら、事務組織全体の連携がスムーズかつ効率的に機能する組織の構築をめざして検討を進める。

第２節　事務組織の機能と役割

１．教学に関わる企画・立案・補佐機能

【現状の説明】

2007 年 10 月より、学長の指揮の下、大学に係る企画立案を所管する大学企画室が設置された。また、各部署には事務室を配置しており部署長の指揮のもとで各事務室長は教学に関する事項の企画立案を行い、教授会をはじめ各部署の委員会に審議資料を提出するとともに、教授会および委員会にも出席し記録をとっている。教授会や各種委員会で決定した事項については、部署長の指揮のもと他部署との連絡調整を図りつつ速やかに執行している。このように大学の教育研究、学生サービスなど教学に係わる企画立案や、教育の責任者である教育職員の補佐業務は事務職員が担っている。各部署に事務室を配置していることで企画立案、審議、執行について短時間で正確な実行が可能になっている。

学部固有の教学事項の対応は学部事務室が担い、全学部に関する教学事項については教務室がその任として調整を図っている。また、各学部の事務室は、一室の中に配置されており、学部間の共通事項については各事務室長の話し合いのもとで検討され資料等を作成している。なお、全学に関する学生サービス事項については学生サービス室、就職・進路相談室および修学支援室が担っている。

文部科学省への設置認可や学則変更届など申請業務等や自己点検・評価、大学改革業務に関しては、従前は企画段階より教職員が一体となったプロジェクトチームを編成し、良質な協力関係のもとで業務が進められてきたが、本組織では大学企画室が所管することとなった。

【点検・評価】

各部署に事務室が配置されており、教学に係わる企画立案、審議、執行について事務職員が補佐機能を担っていることは、短時間で正確な実行が可能となるとともに、経年の客観的データにもとづく継続的で計画的な業務遂行を可能としていることは評価できる。また、教学に関して部署間にまたがる事項への対処は、教務室ならびに学生サービス室、就職・進路相談室および修学支援室が補佐機能を担っていることは評価できる。

加えて、申請業務や学内の企画業務等に関して、独立した部署が設置されたことは学長の方針が直ちに実行に移される面が強化されることを含めて大いに評価できる。

【長所と問題点】

各部署に事務室を配置することで、事務職員が教学に関して良質の補佐機能を有している点は、長所として挙げられる。

また、一次的な学生窓口である学部事務室、大学院事務室と専門的で二次的な窓口である教務室、学生サービス室、就職・進路相談室、修学支援室、国際センター、エクステン

ションセンターの設置により、企画立案、審議、執行について短時間で正確な実行が可能になっている点は長所として挙げられるが、事柄によっては他部署との連携・調整が取り難い場合がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

他部署との連携・調整が取り難い問題については、組織改正等により機能を改善して対応していく。さらに、業務事務職員の資質向上を図るために、研修制度の導入やスタッフ・デベロップメント（SD：Staff Development）強化に本格的に取り組んでいく。

２．学内の予算編成・折衝における事務組織の役割

【現状の説明】

予算案の作成にあたっては、事務室長は教育職員である部署長と活動目標や効果について綿密な打ち合せを行ない、必要によっては委員会で検討し、教学のニーズを反映させた活動目的別の予算案編成を行っている。

予算案編成後は、各事務室で予算を会計システムに入力し、それをもとに事務室長がその部署の活動・業務目的を念頭に法人財務室との予算折衝に対応している。

【点検・評価】

部署長である教育職員と調整して教学のニーズを反映させた予算を編成し、その後の折衝は基本的に事務室長が対応しており、役割分担は明確化され問題なく機能している。

また、全体調整のなかで生じる予算配分の交渉については基本的に事務室長が対応しており、予算編成は比較的スムーズに処理されていると評価できる。

【長所と問題点】

教学組織と事務組織の連携がとれ予算編成がスムーズに機能していることは長所である。また役割分担も、事務室が予算を入力し折衝は事務室長が担当するなど役割分担が明確化されており、評価できる。

問題点としては、予算入力オペレーションができる職員が限定されていることが挙げられ、入力が遅滞しないように組織的対応力を強化することが望まれる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

予算入力については研修会を開催し、誰でもオペレーションができるような体制作りを進めていく。

また、予算折衝が部署対法人財務室となっているが、法人財務室との折衝以前に大学全体でバランスのとれた予算配分ができるようなしくみを検討していく。

３．学内の意思決定・伝達システムにおける事務組織の役割

【現状の説明】

大学の意思決定は、大学運営協議会での協議を経て大学評議会、教授会および各委員会で行っている。本学は各部署に事務室を設置しているが、部署の長は教育職員から任命しており、事務室長は部署長と綿密に連携してスムーズな業務運営を遂行している。

会議、委員会には事務職員が同席し、資料の準備等から議事録作成までの事務処理を行うとともに、議事録については基本的に公開することとしているので、グループウェア上での開示及び書類による回覧を行ない、情報を学内関係者に周知している。

【点検・評価】

教育職員である部署長と事務職員である事務室長が連携して会議への対応や業務遂行を実施しており、それぞれの事務組織は適切に意思決定支援・伝達の役割を果たしている。

【長所と問題点】

教育職員と事務職員が一体となった業務運営体制は、教学組織と事務組織の効率的な運営という面においては本学の長所である。ただし、縦割り組織であるため業務運営の情報が所管の組織に偏る傾向があり、情報連携のさらなる充実を図るためには部署間での情報伝達を促進するような工夫が望まれる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

本学の長所である教育職員と事務職員が一体となった業務運営体制を一層発展させていくとともに、横断的な連携を促進するため組織の一部見直しを検討する。

４．国際交流、入試、修学支援等の専門業務への事務組織の関与の状況

《 国際交流部門 》

【現状の説明】

国際交流については、現在、９大学の協定校（東北財経大学（中国）、遼寧大学（中国）、華東政法大学（中国）、東亜大学校（韓国）、漢陽大学校（韓国）、インドネシア大学（インドネシア）、デリー大学（インド）、タマサート大学（タイ）、南開技術学院（台湾））と３大学の交流校（モナッシュ大学（オーストラリア）、ホリツォンテ大学（ドイツ）、イースタンワシントン大学（アメリカ））と交流を行なっている。うち、東北財経大学、遼寧大学、東亜大学校、インドネシア大学からは、教育職員の派遣を受け入れ、本学の講義を担当している。また、この４大学および漢陽大学校とは交換留学生制度の協定を締結しており、毎年度１～２名の学生を派遣し、同数の留学生を受け入れている。また、一般の留学生は約４００名在籍している。この留学生へのサービスは国際センターが所管しており、センターには中国語、韓国語、英語に堪能な専門職員を配置している。さらに、近隣在住の日本人チューターによる日本語および日本での生活習慣を身に付けるための補完的制度も実施している。

さらに、国際センターは、海外における学生募集活動から全学的な国際交流プログラムに関する重要な業務までを担っている。

【点検・評価】

国際センター事務室が国際センターの業務の大半を担当しているとともに、語学に堪能な職員を配置して外国人留学生の修学支援を強力にバックアップしていることで、交換留学生制度や国際交流プログラムなどが円滑に遂行されている。

また、必要に応じて各学部事務室と連携をとるように業務分掌において役割分担が整備されており、国際交流における事務組織の運営状況は妥当であると評価できる。

【長所と問題点】

国際交流に関する組織体制が整備され、外国人留学生に対応できるよう語学が堪能な事務職員を配置していることは長所である。ただし、大学としての国際交流方針の決定や推進を担うには、やや力不足の感があり、国際化をさらに充実していくためには教学組織を含めた組織体制のさらなる充実が望まれる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

国際交流に関し、支障なく運営できているものの業務分掌と実態の乖離が若干みられるので、実態に合わせた業務の整理と併せて業務分掌の見直しを実施する。

《 入試・広報部門 》

【現状の説明】

本学では、理事会直轄の学生募集本部を置き、理事長を学生募集本部長として学生募集・広報活動を展開している。それとは別に、大学に入試・広報室を設置し、入試・広報部長を教育職員から任命して、入試・広報部長が入試および広報の業務を統括している。

教学組織としては入試・広報委員会がある。入試・広報部長を委員長として学長、副学長、学部長、入試広報委員（各学部に３名ずつ）で構成され、入試および広報業務を行っている。

また、入試･広報室では本学への進学者の多い九州各県と山口県在住の高校の校長、教頭、教諭の経験者を入試広報顧問として受け入れ、広報活動を委託している。各県の入試広報顧問とは定期的に顧問会議を開催し緊密な情報交換を行なっている。

また、本学学生のボランティアグループである「ＫＩＵスタッフ」を組織し、オープンキャンパスで来学した高校生への学内案内等で協力を得ている。

【点検・評価】

2007 年 3 月 1 日に組織が変更された学生募集本部は、理事会直轄の強力な位置付けで機能重視組織であると評価できる。しかし、学生募集本部と入試・広報室ならびに入試・広報委員会の役割分担が不透明であり、狙いどおり機能しているかは評価が分かれている。人員配置も入試・広報室に経験豊富なスタッフが質・量ともに手厚く配置されており、総体的に入試・広報室が学生募集活動の中心を担っている観があり、学生募集に関しては教学組織と事務組織の連携には課題が散見される。

入試に関しては、入試・広報委員会と入試・広報室の連携により円滑に機能している。

【長所と問題点】
組織的には入試・広報部門に資源を重点投入しており、体制面では手厚い体制となっている。しかし、役割分担の不透明さ、教学組織と事務組織の連携不十分という課題を残している。

【将来の改善・改革に向けての方策】
学生募集本部、入試・広報室、入試・広報委員会それぞれの役割と全学的広報方針を整理して、各組織が有機的連携を図り効率的に業務遂行できるよう、組織改正を含めた包括的改善策を検討・実施する。

《 修学支援部門 》
【現状の説明】
本学では、学生ニーズの多様化や中途退学者の増加に対し、修学支援室を設置して、カウンセラー（専任教員１名、非常勤カウンセラー３名）と事務職員４名を常駐させ対応している。教育職員から６名の修学支援委員を選任し、レポートの書き方等をはじめとするさまざまな学習支援を行っている。さらに全教職員が修学支援に少しでも協力できるように学内研修も行なっている。
日々の学生生活のサービスは学生サービス室が対応し、奨学金の紹介や事務対応、日常の学生活動、サークル活動と幅広いサービスを行なっている。また、保健室には保健師１名と看護師１名を配置し、学生の健康面での指導を行なっている。
学生の就職活動に対しては、事務室に豊富な資料を配備するとともに、民間企業で人事担当の経験をもつ就職アドバイザー２名の配置、学内での企業説明会、定期開催の就職支援講座などにより、学生の就職活動を支援している。

【点検・評価】
入学後の学生生活・学修・就職進学と４年間の学生生活をそれぞれの分野からサポートする体制（学生サービス室、修学支援室、就職・進路相談室、教務室）が、学部事務室や大学院事務室と連携する形で組織的に整備されていることは本学の特徴であり評価できる。また、それぞれの室は、教育職員から選任された学生部長、就職・進路部長、教務部長が部署長となっており、教学組織と事務組織の連携はスムーズである。

【長所と問題点】
修学支援における事務組織の配置は適切であり、教育職員を部署長として教育組織との連携が円滑に図られていることは評価できる。また、修学支援、就職活動支援に専門のカウンセラー、アドバイザーを配置していることは、学生へのサービスを充実する制度措置として手厚い対応であり長所として評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】
学生への修学支援をさらに充実させるために、事務室のワンストップ化や組織の見直しを検討する。

５．大学運営を経営面から支えるような事務局機能

【現状の説明】

本学には組織図（図 18-1-1）のとおり大学事務局が設置されておらず、事務組織は教学組織と一体となっている。経営面では法人事務局が事務局機能を担っており、法人事務局長のもと、各室が大学の経営を側面から支えている。法人事務局は、理事会、評議員会、法人運営会議、大学改革特別委員会を主管しており、大学と密接な連携をとりながら運営している。

しかし、組織に関しては大学の事務組織を統括する大学事務局の必要性が議論されており、大学の内部で体制の整備を検討している。

【点検・評価】

法人事務局が経営面で大学を支えていることにより、大学は運営面に集中することができ負荷を軽減している。しかし、役職者を含み大学教職員の財務面での認識が甘くなり、法人まかせのような状況があることは否めず、厳しい諸情勢の中で大学の自己責任体制を促進するには、大学の内部で経営責任の一部を担う体制の整備が望まれる。

【長所と問題点】

法人事務局が理事会と密接な関係をとりながら経営面を支えている体制は機能的である。

反面、両者の関係が適切に保たれていれば問題は少ないが、機能が分散していることにより利害に齟齬が生じる場合は相互理解や調整に労力を要する状況も出てくる。よって、スピード経営が求められる昨今の大学経営における大学自身の即応力不足は改善の余地を残している。

【将来の改善・改革に向けての方策】

教学組織との両輪として大学経営を掌る大学事務局の設置を検討する。

また、大学事務局による事務組織の統括のみならず、財務面や政策面での運営を担当できる職員の育成及び配置を重点課題とし、組織を構成する人的側面での充実を図る。

第３節　事務組織の機能強化のための取組

【現状の説明】

専門性向上及び業務効率化により事務組織の機能強化を図っており、そのための取組は人事・組織的対策、教職員教育、IT 環境整備を中心としている。

人事・組織的対策としては、大学企画室の設置に見られるように必要に応じた組織改正および人員再配置を適宜実施して専門的な業務に対応できるような体制整備を行ったり、新たに学長スタッフとしての担当部長（教育職員）を配置する等の措置により事務組織の機能強化を図ることを推進している。また、職員には事務研修会への積極的参加を推奨しており、日本私立大学協会が実施する「学生生活指導主務者研修会、大学教務部課長相当者研修会、事務局長相当者研修会、大学経理部課長相当者研修会、就職部課長相当者研修会」や、同九州支部事務研修および九州地区七大学で実施する「教務」に関する研修や九

州地区の有力大学で構成する「入試、総務」等の研修に該当職員が参加している。

IT 環境整備としては、新事務システムの本格稼働、それに伴う大学ポータルシステムの稼働、基幹 LAN 回線の高速化、相当台数の事務職員用パソコン更新、プリンターの全面的交換などを実施し、2007 年度にはかなりの業務効率化を促進した。

そのほか、学生サービスのワンストップ化やグループウェアの見直しを検討しており、さらなる機能強化に向けて積極的に取り組んでいるところである。

【点検・評価】【長所と問題点】

人事・組織的対策及び IT 環境整備ともに積極的な取組がなされており、時宜にかなったものと評価できる。学長のスタッフとして教員の担当部長を配置し担当部署の業務を統括させたことなど、全学的な取り組みが促進されている。総じて、改善に対する姿勢は積極的といえる。

また、事務職員一人ひとりの専門性向上や業務効率化を進め、組織全体のさらなる機能強化を図っていくことが求められている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

専門性向上に向けては研修会・学会等への参加を促進し、その成果を学内研修会という形で発表することを SD 活動の一環として検討していく。

また、中期計画を推進するなかで PDCA を確立し、業務マニュアルの作成等に取り組むなど、業務効率化を追求していく。

第４節　事務組織と学校法人理事会との関係

【現状の説明】

理事会を支える事務組織として、常務理事・法人事務局長の指揮の下、法人事務局に法人経営企画室・法人総務室、法人財務室が配置されている。また、理事長直轄の監査室を設置し、学園全体の業務監査に携わっている。なお、理事会運営の所管事務室は、法人総務室となっている。

理事会には大学から学長が理事として就任し、大学評議会で決定した案件については、大学総務室を通じて法人総務室が取り纏め、理事会に付議され、その審議結果に基づき大学の各担当部署が業務執行することになる。

また、理事会への付議事項の調整機関として、理事長が委員長になり、法人事務局長、常務理事のほか、各部門の代表者である、学長、副学長、学部長、付属高等学校長、男子部校長、女子部校長、一貫部校長、付属中学校長を委員として構成された法人運営会議が毎月開催される。この会議体で理事会付議案件の審議がおこなわれ、その結果に基づいて理事会へ発議することが決定した案件を理事会に付議している。

【点検・評価】【長所と問題点】

大学事務組織と学校法人理事会との関係は、制度的にも運用上も問題なく運営されている。ただし、大学総務室が大学の事務を取り纏めているものの、組織としては大学の各事

務組織は並列であり機能的な限界が散見されるので、大学の事務組織を統括する部局の設置等について検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

大学事務組織と学校法人理事会を直結させ連携関係を強化するために、大学の事務組織を取り纏める大学事務局の設置を検討する。

第５節　大学院事務組織の機能と役割

【現状の説明】

本学の大学院は、法学研究科と企業政策研究科の２つの修士課程を有している。大学院事務室は両研究科に係る事務業務の一切について掌り業務遂行している。また、２つの大学院研究科は、それぞれの研究科が研究科委員会を組織し、具体的な項目について審議している。そして、両研究科委員会に亘る事項と人事に関する事項については、学長を委員長とする大学院委員会で審議することとなっている。大学院委員会は研究科委員会の上部の審議決議機関として位置付けられている。

大学院事務室は、この三つの委員会、それぞれの研究科長および学長と連絡を取り合い、審議事項の確認・各委員会提出資料の作成・議事録の作成などを行っている。また、委員会で審議された事項や承認を受けた事項についての文書の保存管理、学内もしくは学校法人に対する報告･承認などの文書作成・管理を行う。さらに、文部科学省など学外の諸機関からの調査事項に対する回答書の作成や必要に応じた資料の提供を行っている。

また、大学院生の入学・修学・卒業に関する一連の業務について責任部署としての機能を果たしている。具体的には、入試に関する広報資料の作成・広報・問い合わせに関する対応・資料作成・入試業務をはじめとして、在学生の履修・奨学金・単位認定作業・卒業試験に関すること、院生からの質問相談に関するアドバイスなどを行っている。

【点検・評価】【長所と問題点】

本学の場合は規模も小さく業務が完結しており、問題なく業務が遂行されている。

期限の厳守や業務の振り分けにおいてもスムーズに対応できており、大学院事務室の機能・役割は適切であると評価できる。

大学院事務室は大学院に係る全ての事務業務を掌っており、業務が多様であるという点においては幅が広い。ただし、規模が小さく量的負担は軽いので過重負荷とはなっておらず、業務全体を把握して適切に対処できる体制となっている。

しかし一方で、独立していることにより他の学部との連携が必ずしも十分とはいえない側面がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

本学の学部と大学院との一体性を踏まえて、学部事務組織と大学院事務組織の統合を検討していく。

《取り組みの主要点》

本学の事務組織は、多様化・複雑化する今日の大学業務に迅速に対応することを目的として、事務組織と教学組織の連携を一体化した組織となっている。

まず、学生のワンストップサービスの実現を目指した一次的窓口に対応する各学部事務室や大学院事務室がある。次に一次的窓口の業務を多面的・専門的に支援する二次的窓口である入試・広報室、教務室、学生サービス室、就職・進路相談室、修学支援室、国際センター、エクステンションセンター等が設置されている。さらに、組織の機能に応じて室長に教育職員を配置している部署が存在する。

その結果、事務組織と教学組織の連携が比較的スムーズに機能している。しかし、その反面、事務組織間の横連携が十分でないことが課題となっている。

その対応を含めた事務組織の機能強化を図る措置として、事務組織の横連携と管理機能を向上させる為の組織改正と業務分掌見直し、教職員の職務能力向上のための研修強化、業務のＰＤＣＡサイクルのルーチン化等に重点的に取り組んでおり、2007 年（平成 19 年）10 月に一部の組織改正を行うなど、着手できることから順次積極的に実施しているところである。

第１９章

自己点検・評価

第１９章　自己点検・評価

【到達目標】

教育研究活動等の状況について自己点検・評価を恒常的に実施し、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を果たすことを目標としている。不断に自己点検・評価活動に取り組み、学内の評価システムを確立し、その評価結果を将来の改善・改革につなげる組織体制の構築を目指している。

第 1 節　大学学部の自己点検・評価

【現状の説明】

本学では、大学学則に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う」（大学学則第 2 条）旨定め、そのために自己評価検討委員会規程を制定（1992 年（平成 4 年））している。このように自己点検・評価の制度は十数年以上前に構築されているが、その後の展開は以下に記述するとおり、紆余曲折を辿っている。

本報告書作成は 2006 年度の自己点検・評価を契機として継続実施したものであり、今後とも自己点検・評価を恒常的に実施していく仕組みを構築していくことが必要である。

なお、2006 年度の自己点検・評価報告書をもとに大学基準協会から初めての認証評価を受けたが、結果は「保留」となり、2010 年度にあらためて再評価を受けることとしている。

１．自己評価検討委員会の設置と教育理念・教育指導等の点検

本学では、1991 年（平成 3 年）6 月の「大学設置基準」改正の趣旨（大学の自己点検・評価の努力義務化）を踏まえて、1992 年（平成 4 年）6 月に九州国際大学自己評価検討委員会を設置した。同委員会では喫緊の自己点検・評価項目として、第一に九州国際大学の理念の明確化、第二に教員の研究業績一覧の作成、第三に授業計画（シラバス）の作成、第四に留年対策をとりあげることになった。

このために、まず 1992 年（平成 4 年）7 月に理念問題専門委員会および教育指導専門委員会を、さらに 1993 年（平成 5 年）5 月に研究活動専門委員会を設置した。

大学の理念および教育目標は、大学のみならず法人・理事会の運営にも大きく関わるため、理念問題専門委員会は各学部 2 名の教授会選出委員、事務部・法人より各 2 名の専門委員を選出し、5 回の委員会による会議を経て、1992 年（平成 4 年）11 月に答申を提出した。答申は、「建学精神の検討」と「大学設立時の理念」という歴史を遡った検討を行い、特に国際商学部の新設に伴い校名を八幡大学から九州国際大学に変更したことを踏まえつつ、「国際大学」にふさわしい教育理念・目標を再構築すべきことを提言した。この答申に基づいて、大学評議会は各学部教授会の議を経て学則第 1 条を改正し、大学の教育の目標や人材養成の目的を改めた。

教育指導専門委員会は、教育内容改善・教育指導に関する従来の取り組みと現状について検証するとともに、「学生意識調査」（1993（平成 5 年）年 7 月）を行い、1993 年（平成 5 年）10 月最終答申を発表した。答申においては、①学生の実態調査のためのアンケート調査ならびに教育指導基本統計の整備と教員による実態の把握、②学生指導の制度的工夫

（例えば、長期欠席者への対応、成績指導、オフィス・アワーの設定など）、③教員による教科研究とその時間的・経済的位置づけ確保（例えば、基礎科目、語学などクラス科目での共通テキスト、教育指導の討論の場の設定など）、④留年問題対策、⑤資格取得・就職対策、⑥学生の主体的な目的意識を備えた学習意欲の尊重、などについて、現状と課題を整理している。なお、自己評価検討委員会にて提起されたシラバスについては、1993 年度（平成 5 年度）より全学的に、従来の「講義要目」に代えて刊行されるようになった。

これら二つの専門委員会の答申については、九州国際大学自己評価委員会の成果として合本し、1994 年（平成 6 年）3 月に「九州国際大学の教育理念と教育指導（理念問題専門委員会および教育指導専門委員会答申）」と題する報告集（第一集）を公表した。

教員の研究活動については、1993 年（平成 5 年）5 月に研究活動専門委員会が設置された。そして九州国際大学自己評価報告集第二集として、1997 年（平成 9 年）3 月に研究活動専門委員会報告書「九州国際大学研究者要覧」を公表した。

1994 年（平成 6 年）11 月に設置された国際化問題専門委員会は、国際交流委員会のもとに第一小委員会（海外教育機関との協定、研究者の受け入れ、送り出しに関する事項担当）と第二小委員会（留学生の受け入れ、送り出し、およびそれに伴う事項担当）を設置したほか、国際交流課、および留学生課から成る国際交流センターの新設などを検討したが、留学生を対象とするアンケート調査を行った以外は結論に到達するには至らなかった。

これを受けて、1999 年（平成 11 年）11 月に開催した自己評価検討委員会で、①国際化問題専門委員会を、新たな委員を選任して継続し、向こう 1 年をめどに結論を出す。②同年度新たに教育活動専門委員会を発足させ、約 1 年で結論を出す。③本学の実状から、自己点検自己評価を実施すべき課題を洗い出す作業を、大学基準協会発刊の「手引き」および他大学の報告書を参照して行う。④研究活動専門委員会は、各教員から毎年提出される報告書を基に、2000 年度に報告書「九州国際大学研究者要覧」を刊行する。⑤新たに義務付けられる第三者評価に関連して、大学基準協会が提案している相互評価については、事務量との関連で可能ならば翌年（2002 年）5 月に申し込むことにする、と取り決められた。その後、④については 2001 年（平成 13 年）に報告集第三集「九州国際大学研究者要覧」を公表した。

また、学部独自の自己点検・評価として、法学部が 1999 年度（平成 11 年度）、経済学部が 2000 年度に行い、経済学部は 2001 年（平成 13 年）3 月「九州国際大学経済学部自己評価報告書」を作成し、公表している。

２．長期計画検討委員会と経営改革諮問委員会

（1）長期計画検討委員会

2000 年（平成 12 年）9 月、大里学長の諮問機関として「九州国際大学長期計画策定委員会」（後日、長期計画検討委員会に名称変更）が設置された。同委員会は、①グローバル競争に打ち勝つ人材養成のために市場・競争原理による大学改革、いわば「高等教育」制度の再編、という大波の中で、②日本社会の少子化の中で目標を喪失した若者たちにどのような「高等教育」を行っていくか、いわば「何をどのように教えていくか」という教育目標・方法を明確にしていく覚悟が必要であるとの認識から設置されたものである。

大学の活性化と将来構想に関する 11 項目の検討課題が付された。学内のみならず学外の

有識者の報告も得て、検討が進められ、自己点検・評価の結果として、本学が置かれている厳しい現状と問題点が総括された。そしてＫＩＵ（九州国際大学）の将来像、大学活性化のための方策として、入学学生の教育的付加価値（教育に熱心な大学）と社会的評価の向上（研究活動とその社会的還元に熱心な大学）を目指す具体的な展開の必要性が強調された。また本学本来の教職員･学生そして地域住民による「アカデミック・コミュニティ」（北九州という地域に立脚していることを踏まえつつ、地域に開かれた大学として生涯学習などの社会貢献を果たしていくこと）をつくりあげていくことにこそ、本学の将来がかかっているとして、基礎データを踏まえつつ、①教育目標の再検討、②きめこまかな入学後のケア・システム、③学生の自主的活動の支援、④留学生の修学・生活条件の整備、⑤大学の教育力、⑥地域に開かれたアカデミック・コミュニティ、⑦大学運営システムの革新、⑧情報システムの充実、⑨研究活動の充実・活性化や外部資金の導入をめざした支援体制の整備、⑩中・高・大・院の連携、が緊急の課題であると総括された。

2002 年（平成 14 年）3 月、長期計画検討委員会は「ＫＩＵの活性化と長期ビジョン」（最終答申）を学長に提出するとともに、ＫＩＵの当面の改革案について、最終答申「ＫＩＵの活性化と長期ビジョン」を踏まえて、①「健全経営」のもとでの「縮小均衡」について（学部学科の再編も含む)、②大学の社会的評価を確立させるための教育・研究システムの再編として 1)教育力の向上、2)研究のさらなる進展、3)大学院の拡充、4)社会＝地域貢献、について今以上に全力を尽くすことを提言した。自己点検・評価については、最終答申において「点検」が行われ、「緩慢な」歩みを見るとき、①点検作業の仕方そのものに問題があるのではないか、②事務組織による年次データのルーティン的整理･集積を前提として、数年ごとに「大学白書」によって、現状をトータル的に把握できるようにした方がよいのではないか、③そして特定の課題については、必要に応じて、自己点検と政策立案を結びつけて対応すれば、何のために自己点検しているかも明確になる、と指摘している。

長期計画検討委員会の最終答申を受けて、大学の当面の改革案について、大学評議会、大学運営協議会において種々議論が交わされた後、2002 年（平成 14 年）6 月ワーキング・グループ設置が決定され、至急取り掛かるべき政策について作業を開始することとなった。同年 7 月「ＫＩＵの長期ビジョンと緊急課題検討委員会」が開催され、①適正定員、②学部・学科構成の再検討、③科目と担当者の見直し、④基礎教育重視のカリキュラム検討について、作業班が編成され、9 月までに各班から作業ペーパーが提出された。

（２）経営改革諮問委員会

長期計画検討委員会の最終答申が提出された直後の、2002 年（平成 14 年）4 月、九州国際大学経営改革諮問委員会が設置された。同委員会は「教育・研究に関し見識が高く、広く社会の実情に通じ、かつ本法人の充実発展に関心と理解のある学外有識者」（委員会規程第 2 条）で構成され、「①教育上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項、②教育研究活動等の評価に関する重要事項、③その他法人の運営に関する重要事項」について「理事長の諮問に応じて審議し、理事長に対して助言及び勧告を行う」（委員会規程第 3 条）というものであった。同諮問委員会は、市村真一（京都大学名誉教授）を委員長として、斎藤力夫（文部科学省独立行政法人評価委員会委員・公認会計士)、小柳正之（福岡県教育委員会委員長、弁護士)、小口浩一（産業医科大学常務理事・元筑波大学事務局長)、

高田賢一郎（北九州商工会議所会頭）、疋田昭（電気ビル（株）相談役、元九州電力副社長）、吉田将（九州芸術工科大学名誉教授）という学外有識者によって構成された。

経営改革諮問委員会は、大学側からの報告を聴取しつつ、同年 10 月までに学園の再建に向けての重要な論点と提言を答申書としてとりまとめた。これを踏まえて、法人の会議体である大学改革特別委員会にて経営改革基本方針を作成、理事会の承認を経て、課題別プロジェクトチームを編成、実行計画を作成することとなった。実行計画は大学改革特別委員会の承認を経て、実施し、実行計画の進捗状況は理事会に逐次報告していくという、Plan = Do = See（計画＝実行=点検）の制度的枠組みが形成された。

この枠組みを運営していくために同年 11 月大学改革室が設置されるとともに、教員評価制度の見直しを緊急課題とし、共通科目、固有科目の見直しプロジェクト班が組織された。前者については、評価項目や内容、評価の点数化などについて種々議論が交わされた後、2003 年（平成 15 年）9 月に研究業績、学内運営への貢献、社会貢献、課外活動への貢献、担当科目別教育などに関する評価について教員に対するアンケートの形で実施された。後者については、直ちにカリキュラムの見直しが着手され、4 年間で確実な付加価値をつけて卒業させるために、学部学科の特色に応じた就職・進路（目的）を見据えた履修コースを設定し、履修コースにふさわしい科目の必修化・明確化を行うとともに科目のスリム化を図ることが目指された。プロジェクト班の作業結果は 2002 年（平成 14 年）12 月 25 日までにとりまとめられ、学則変更など所要の手続きを経て、翌年 2003 年（平成 15 年）4 月より新たなカリキュラムが新入学生から適用されることとなった。

３．自己評価検討委員会の再開と自己点検作業

2000 年（平成 12 年）以降、2003 年（平成 15 年）までの間は、長期計画検討委員会や経営改革諮問委員会の答申、これらを受けての大学改革に向けての作業に忙殺されたため、自己評価検討委員会は半ば「休眠」状態にあったが、2004 年（平成 16 年）6 月自己評価検討委員会が開催された。同委員会では 1995 年（平成 7 年）以来、大学基準協会の正会員であることなどを考慮して、大学基準協会に申請し、認証評価を受けることが合意され、今後大学基準協会の評価項目を視野に入れて、自己点検・評価を行うべきとの結論に達し、当面、10 月中を目途に資料整理と組織体制を検討することになった。しかし、2004 年（平成 16 年）から 2005 年（平成 17 年）にかけては学長の交代・学長選挙などが続いたこともあって、自己点検・評価作業は進捗しなかった。

本学における本格的な自己点検・評価の作業は、2005 年（平成 17 年）9 月新たに就任した竹内学長の下で、本学の最優先課題の一つとして取り上げられたことで開始された。同年 10 月に自己評価検討委員会が開催され、大学基準協会の評価項目を視野に自己点検・評価を行うこと、専門委員会への委嘱、自己評価検討委員会に委員を追加することの規程改正について審議された。同年 12 月には自己評価検討委員会の構成委員に加えて、大学組織の各室長の出席を得て、拡大委員会が開催された。この拡大委員会では大学評価と自己点検・評価に関する勉強会が行われるとともに、大学基準協会作成の『「大学評価」ハンドブック　2005 年度（平成 17 年度）版』が配布され、本学の自己点検・評価報告書の基礎データ案ならびに報告書の構成と担当部署・責任者の原案が提示された。

各学部から選出される専門委員の人選を待って、翌 2006 年（平成 18 年）１月に自己評

価検討委員会の下に設置される専門委員会が発足、自己点検の項目、報告書作成の分担、専門委員の役割分担など細部にわたる調整がなされた。これを踏まえて、３回目の自己評価検討委員会が２月に開催され、作業分担、スケジュールが最終的に審議され、その承認を得て、本報告書の作成が各学部・研究科、各事務部署において開始された。

作業途中の 5 月下旬には基礎データがある程度集約されたので、学内のネットワーク上で教職員が基礎データを閲覧できるように手配した。

自己点検作業は、概ね 2006 年（平成 18 年）4 月から 11 月までの間、各責任者の下で実施された。その結果については、章ごとに編集者として人選された専門委員が通読した後、専門委員会による十数回におよぶ会議にて、記述の過不足、適切性、体裁、統一性などについて討議が重ねられた。専門委員会における議論と平行して、専門委員会における協議を踏まえつつ専門委員と各項目の執筆者あるいは責任者との間で、全体的な調整が図られた。その後、学部長、研究科長、副学長ならびに学長による査読、自己評価検討委員会をはじめとする会議体の審議を経て完成に至ったものである。

４．大学改革推進会議

自己点検・評価作業を進めるのと並行して、大学全体の改革についても法人経営企画室の提案を受けて、大学改革特別委員会をはじめとする会議体での議論を重ねつつ、大学改革（学生募集・教育・就職の三位一体改革）の検討が進められた。

その結果、2006 年 12 月に竹内学長をリーダーとする大学改革推進会議が発足し、本学が抱える根本問題の解決を図るべく具体的作業を開始した。同会議体の発足は、それまで議論すれども実行が伴わない体質から一歩を踏み出す意義あるものであった。

大学改革推進会議はその後約半年間活動したが、2007 年 7 月に諸般の事情から発展的に解消し、新たに設置した中期計画策定プロジェクトに業務を引き継いだ。

５．中期計画策定プロジェクト

学生数の減少や悪化する財政状況という量的側面だけでなく、教育・研究・社会的貢献の質的側面においても組織全体としては十分な成果をあげていないという大学の危機を打開するために、清水学長により 2007 年 7 月中期計画策定プロジェクトが立ち上げられた。

このプロジェクトは清水学長を委員長に副学長を含む 7 名の教員、5 名の職員、計 13 名で構成された。（第 2 回目からは 2 名の法人職員がオブザーバーとして出席）

プロジェクトは中期目標を「持続性のある確かな競争力の確立」と定め、2007 年から 2011 年までの 4 年間の中期目標・計画を作成することが主たる課題であった。また、2007 年 10 月に予定されていた認証評価現地視察の対応策について検討することも副次的な課題であった。

プロジェクトの検討内容は①総定員数、②新しい芽、③学部学科再編案、④大学の理念、⑤大学再生の基本理念、⑥ＦＢ廃止、⑦教育方法、⑧学生生活、⑨留学生、⑩地域連携、⑪人事計画、⑫財政問題であった。

プロジェクトの会議は計 12 回開催され、9 月 28 日には中間報告がなされた。そして、2008 年 1 月 30 日の会議をもって中期計画策定プロジェクト最終報告書が取りまとめられた。その結果は、2 月 20 日に全教職員に対し最終報告として説明がなされた。

その後、プロジェクトでまとめられた「九州国際大学中期計画概要図」に基づき、具体的な実行計画の策定が 2008 年度施行を目途に各部局で開始された。

【点検・評価】

全学の自己評価検討委員会は、学長、副学長、法学研究科長、企業政策研究科長、法学部長、経済学部長、国際関係学部長、国際センター長、日本語別科長、社会文化研究所長、エクステンションセンター長、図書館長、教育情報ネットワークセンター長、教務部長、学生部長、大学総務室長という大学運営に関わるほとんど全ての責任者が構成員になっている。また、作業の全体的調整と運営や機関横断的な項目の作業を進めるために各学部から選出された２名の専門委員から構成される専門委員会が設置されている。そして、全学の委員会と専門委員会の間の連携・調整役として、副学長が専門委員会の会議に出席している。このように全学的に自己点検・評価を行う制度が構築されていることは、各部局が自己の業務について自ら点検するという自己点検・評価の趣旨に合致したものであり、評価できる。

また、自己点検作業と並行して 2006 年 12 月に大学改革推進会議を立ち上げ大学改革の取り組みを開始したこと、2006 年度自己点検・評価報告書を作成した後、直ちに中期目標策定の取り組みを開始したことは大いに評価できる。

一方、1992 年（平成 4 年）に設置された自己評価検討委員会による自己点検・評価が、制度として確立していたとは必ずしも言えないが、本学が置かれた厳しい環境のなかで、緊急に大学改革の構築が迫られていたことから、大学、法人双方の視点から改革のための自己点検・評価以上の作業を長期計画検討委員会ならびに経営改革諮問委員会にて本格的に取り組んだことは評価できる。

【長所と問題点】

本学の自己点検・評価は、専ら特定の部局が集権的に行うのではなく、全学的に取り組めるようになっていること、つまり各部局責任者の指導の下で、ほとんどの教職員が何らかの形で作業に参画するものになっていることは長所である。また本点検・評価報告書が示すように大学基準協会の評価基準で示されている評価項目について網羅的に忠実に点検作業を行っていることは評価できる。また、2006 年度の自己点検以前においても、自己評価検討委員会に代わって、長期計画検討委員会や経営改革諮問委員会において実質的な自己点検・評価が行われた点については、評価できる。

問題点は、1992 年（平成 4 年）という早い時期に自己評価検討委員会が設置され、しかも初期の真摯な取り組みにもかかわらず、上述の事情があるにせよ自己点検・評価が制度として確立しなかったことである。この間、別の形で「点検・評価」が行われ、改善策が提示されたが、恒常的なものではなかった。

しかし、大学基準協会への認証評価申請を機に、教職員の間で継続的な自己点検・評価の必要性が共通認識となったことは由とすべきである。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今後、自己点検・評価を継続し、毎年報告書を作成、公表していく制度を確立させることが重要課題である。そのためには、今回の報告書作成を契機に自己点検・評価を「ルーティン」業務化することが必要であり、学長交代あるいは本件取りまとめ業務の所管部署の人事異動などに関わりなく、実施する仕組みを構築していく必要がある。

専ら本件業務を所管している部署あるいは実務レベル担当者が明確でなかったことも制度化できなかった要因の一つであり、現在の事務局である大学総務室に代わって、自己点検担当室などを設置することも視野に入れて検討中である。しかし、自己点検・評価の趣旨が、担当部局自らが自己の業務について点検することにあるとすれば、現状のように各担当部局責任者が中心になって行う方が適切であり、この点、どのような方法が良いのか引き続き検討中である。いずれにせよ、自己点検・評価の継続の必要性とその重要性は今回の本格的な作業を通して広く認識されたものと思われる。

また、中期実行計画作成の緒についたことは、恒常的な自己点検システム、即ちＰＤＣＡサイクルが立ち上がったに等しく、不断の自己点検・評価を一層強固なものとするために、これを管理する組織の特定を検討していく。

第２節　大学院研究科の自己点検・評価

＜法学研究科＞

【現状の説明】

法学研究科では、本大学院学則第３条の「大学院は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」に則り、法学研究科が開設された 1996 年度（平成 8 年度）より委員 6 名（現在 2 名）からなる自己評価検討委員会を設置し、法学研究科の教育研究活動状況について点検評価を行ってきた。

それまでの点検・評価を踏まえて、大学院での教育の一層の活性化を図る観点から、自己評価検討委員会に加えて、両研究科にまたがる大学院改革特別委員会（構成員は各研究科より各 4 名選出）を 2004 年 7 月に設置し、① 博士課程開設に向けての研究科組織の改革、② 専門職大学院の開設、③ 企業政策研究科とのカリキュラム相互乗入れ（通年制とセメスター制との調整）、④ 特任・客員教授制度の導入、⑤ 学部での早期卒業の大学院受入れ（学部での早期卒業制度の導入）等について検討を行い、④と⑤については翌 2005 年 11 月に学長へ報告するに至った。④については、「特任教員、客員教員制度」が 2008 年（平成 20 年）４月全学的に導入された。

また、2008 年（平成 20 年）１月より全学的にＦＤ委員会が組織され、その下で各学部、研究科でもＦＤ計画が立てられることになり、この委員会でもＦＤ活動の評価が行われるようになった。

【点検・評価】

これまで、自己点検・評価は十分に行われてきたとはいえない状況にあった。全学的なＦＤ委員会が設置されたので、今後は、自己評価検討委員会と連携を図り、本研究科の教育・研究活動についても、計画の設定、実施、点検評価、改善というＰＤＣＡサイクルを

確立して推進しなければならない。

【長所と問題点】

自己評価検討委員会は従来から組織され活動してきたが、2008 年（平成 20 年）に組織された全学のＦＤ委員会と連携していく評価活動を行う必要があるが、その役割分担が明かでない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今後は、第一に、2004 年（平成 16 年）7 月に大学院での教育の一層の活性化を図る観点から設置された両研究科にまたがる大学院改革特別委員会による検討結果を踏まえそこで検討された課題を今後も引続き検討していくこととする。第二に、全学的なＦＤ委員会が組織されたが、その下で、本研究科もＦＤ計画を設定、計画実現、そして点検評価し、さらに前に進む必要がある。第三に、2009 年度（平成 21 年度）法学部の学科再編に伴い、法学研究科の今後のあり方等を含め諸制度改革（学内推薦制、副指導教授制、修学年限の緩和等）の諸問題を検討する予定である。

＜企業政策研究科＞

【現状の説明】

開設以来 5 ヵ年を経て、社会人の減少、学部生の受け入れが少ない、特定科目に集中した留学生の増加など、当初計画とは異なる事態となっており、このことが「現状の問題点」として指摘されるようになってきた。こうした問題点の改革を目的に、2005 年 11 月に点検作業を始め、2006 年 1 月に「学生アンケート」を実施して、2006 年４月に『大学院企業政策研究科の自己点検報告書』を研究科委員会に報告した。

その結果を踏まえて、両研究科にまたがる大学院改革特別委員会(構成員は各研究科より各 4 名選出)を 2004 年 7 月に設置し、① 博士課程開設に向けての研究科組織の改革、② 専門職大学院の開設、③ 法学研究科とのカリキュラム相互乗入れ(通年制とセメスター制との調整)、④ 特任・客員教授制度の導入、⑤ 学部での早期卒業の大学院受入れ(学部での早期卒業制度の導入)等について検討を行い、④と⑤については翌 2005 年 11 月に学長へ報告するに至った。④については、「特任教員、客員教員制度」が 2008 年（平成 20 年） 4 月全学的に導入される。

また、2008 年（平成 20 年） 1 月より全学的にＦＤ委員会が組織され、その下で各学部、研究科でもＦＤ計画が立てられることになり、この委員会でもＦＤ活動の評価が行われるようになった。

【点検・評価】【長所と問題点】

2006 年度の自己点検に引き続き、研究科の「改革案」と直結する形で問題点を浮き彫りにすることを課題として実施したことは評価できる。

しかしその結果として、研究科の実態をトータルに把握しえているかどうかという点では検討課題を残している。

【将来の改善・改革に向けての方策】

2007 年度に大学基準協会による認証評価を受審した経験を踏まえて、2008 年 1 月に組織されたＦＤ委員会と自己評価検討委員会との連携を図りながら、研究科長を中心に大学の中期計画、大学基準協会の指摘事項を明示化し、学期ごとにな自己点検を実施できる体制を整え推進していく。また、「学生アンケート」も実施方法を改善しながら継続実施し、アンケート結果を今後の自己点検・評価に活用していく。

第３節　自己点検・評価と改善・改革システムの連結

【現状の説明】

点検評価と改善・改革を有機的に連結しようという試みが 2 つの側面から意識的に追求された。

１つは、認証評価の現地視察を前に「委員会報告案」を受け取ると、担当部署で課題を整理し、対応可能な改善を急ぐとともに、改善策に取り組んだ。『認証評価結果』に際しても、同様の対応をした。しかも、ともに、全学報告集会（10 月 3 日、1 月 16 日の 2 回）を開催して、「大学基準」から見た本学の抱える改善課題を明確にし、教職員の認識共有化に努めた。

２つは、最終的には上記の認証評価対応を組み込む形で、しかも 2010 年 6 月末提出の認証評価「再評価」をクリアすることを最大の懸案とした「中期目標・実行計画」（2008 年度～2010 年度）を策定した。「計画」は、①可能な限り数値目標を明確にし、②担当部署を明示し、③計画・実行・点検評価・改善という PDCA サイクルを導入して実行していくことを特徴としている。

点検評価と改善・改革とを意識的に連結する試みが始まったところである。

【点検・評価】

2006 年度の自己点検作業は本学にとって初めて報告書完成に至った画期的な取り組みであり、それをもとに 2007 年度に大学基準協会から認証評価を受けたことは評価できる。

それと並行して、現状認識を教職員で共有化するために試みた取り組みも、大学改革を進めるうえでは非常に意義深いものである。まだまだ大学内では相当の温度差があるものの、危機感の共有化が進み、改善・改革に向かう取り組みを喚起し、具体的な動きとして「中期目標・実行計画」の策定に至ったことは大きな前進であると評価できる。

【長所と問題点】

学長のもとに認証評価プロジェクトと中期計画策定プロジェクトがあり、連携して同時並行的に作業を進める体制となっていることは長所である。メンバーも半数以上が重複しており、情報の共有化に関しては比較的スムーズな状況ができているといえる。

一方で、膨大な作業を短期間に求められることがしばしばあり、特定の教職員が担当する傾向が強いため、過重な負担をかけ続けるという事態が起きているのは問題である。

また、あまりにも膨大な課題を限られた期間内に消化しようとしたため、中期計画策定

プロジェクトの主たる課題に決着をみていないものもあり、今後に課題を残している。

【将来の改善・改革に向けての方策】

自己点検・評価に関しては恒常的な実施を図るべく体制を整えていく。また、2010 年の基準協会による再評価に向けて、この数次の自己点検で培ったノウハウを活用して、学内の評価システムを確立するよう努力していく。

大学の改善・改革に関しては、「中期目標・実行計画」に基づき実施体制を整え、3 カ年計画で実行していく。具体的には、実行計画の担当部署を明確にし、それを責任執行体制とし、それぞれに中期・単年度の数値目標を設定して進捗を管理していく。2008 年 4 月に設置する予定の大学事務局が実行管理を統括することになっており、ＰＤＣＡサイクルを確立していくことを目指している。

第４節　自己点検・評価に関する学外者による検証

【現状の説明】

本学が初めて取り組んだ本格的な自己点検である『2006 年度（平成 18 年度）自己点検・評価報告書』（2007 年 3 月）にもとづいて、2007 年度に大学基準協会による認証評価を受けたが、取り組みが遅れたこともあり学外者による検証までは至っていないのが実情である。

【点検・評価】

自己点検・評価において学外者からのヒアリングや学外者に点検・評価そのものを委嘱していることで、その分析に客観性・妥当性を確保していることは評価できる。大学基準協会の認証評価を受けたことにより課題が明らかとなり、点検する視点も明らかになったことで、学内の大学評価に対する認識の統一性が進んだことは成果であった。

一方で、評価機関による認証評価以外の、学外者による検証を確保するしくみが未整備であることは今後の課題である。

【長所と問題点】

大学基準協会による評価のみならず、自己点検・評価報告書を国内全大学に送付して広く公開し学外者による検証を受けようという姿勢は長所である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今次の本格的な自己点検・評価結果を積極的に公開し、学外者にその検証を委ねることの可能性を検討中である。また北九州市など、地元の地方公共団体の教育機関や学外の有識者から個別に意見を聴取し、次年度以降の自己点検・評価、ならびに改善・改革への取り組みに資するように努力していきたい。

第５節　大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

【現状の説明】

本学に対する 2007 年度における指摘事項および勧告などに対する対応は、大学基準協会による指摘事項および勧告であり、年度末に『認証評価結果』を受け取った関係上それへの対応は 2008 年度以降となるが、評価作業中の対応を整理すると、次のようになる。

(1)『分科会案』をもとにした現地視察に際しての質問事項とそれへの回答・対応である。対応したものを列記する。

① 学部・大学院研究科の教育目標の学則およびホームページへの掲載

② 教員組織、とりわけ教員基準数に関しては、入学定員を削減することによって（12 月文部科学省届出)、2008 年度には基準を満たすように改善した。

③ FD 委員会を設置し（2008 年１月)、ＦＤの年間計画を立て、組織的な取り組みをしていくことになった。

④ 自己点検評価のルーティン化を保証するために、基礎データを大学企画室に集約し、学内グループウェアに掲載した。

⑤ 情報公開では財務３表（年度末には『認証評価結果』）をホームページに掲載した。

上記の指摘事項への全般的対応として、大学改革のための「中期目標・実行計画」（2008 年度～2010 年度）を策定した。

【点検・評価】

大学基準協会の認証評価結果に対し、すぐにできることには素早く着手し対応したことは評価できる。また、中期的課題についても「中期目標・実行計画」を策定し対応する体制を整備しようとしていることは評価できる。

【長所と問題点】

学長をリーダーとして、自己点検と大学改革を連携させながら着実にステップを進めていく体制が整っているのは長所である。

しかし、「中期目標・実行計画」の遂行にあたって中心となるべき学部・大学院研究科と改革プロジェクトとの連携が必ずしも十分には整っていない状況があるのも事実で、全学一丸となって改革を推進する体制作りには依然として課題を残している。

【将来の改善・改革に向けての方策】

自己評価検討委員会とは別に、自己点検活動を恒常化するために中心となる担当事務部局の設置を検討中である。そして、認証評価によって指摘された「必ず改善すべき事項」の 3 点と「一層の改善が期待される事項」の 7 点を重点課題として、2010 年度の再評価に向けて改革を進めていく。

《取り組みの主要点》

今回の自己点検・評価報告書作成は、自己点検・評価を「ルーティン」業務化し恒常化する取り組みを前進させた。今後は自己点検・評価と改善・改革が連結する仕組みの構築を進めていく。

第２０章

情報公開・説明責任

第２０章　情報公開・説明責任

【到達目標】

社会に対する適正な情報公開と説明責任を果たすために、大学運営、教育・研究活動、財務状況等の情報公開を適切かつ時宜を得た形で推進することを目標としている。そのために、学内の体制、方法等の整備を図り、内外への情報発信に積極的に取り組んでいき、社会的な説明責任を果たしていくことを目指す。

第１節　財政公開

【現状の説明】

本学は、2005 年（平成 17 年）６月「学校法人九州国際大学財務情報公開規程」を制定し、所定の閲覧場所に財務情報公開対象資料を常時備え置くように整備し、財政公開を図ってきている。これは同年の私立学校法の一部改正による財務情報の公開に対応するものであり、具体的には(1)財産目録、(2)貸借対照表、(3)収支計算書、(4)事業報告書、(5)監事監査報告書について、学校法人の利害関係者である学生生徒、志願者、保護者、教職員などのほか、法人が特に必要と認めた者に対して、閲覧に供することができるようにしたものである。

2006 年度（平成 18 年度）からは、教職員に対して本学の財務状況について中期収支予測（シミュレーション）を含めての財務状況の説明会を行うなど、学内に対する財政公開も進めている。

あわせて、財務情報の公開については、2007 年（平成 19 年）10 月に財務三表をホームページの事業報告書の中に掲載し、学外への開示を行っている。

【点検・評価】【長所と問題点】

2005 年の私立学校法の一部改正に伴う財務情報公開が整備されていること、学内教職員に対する説明会などを開催して、学内的な財政公開に積極的に取り組んでいることは評価できる。また、ホームページを活用して財務情報を積極的に開示していることも評価できる。

【将来の改善・改革に向けての方策】

財政公開を強化拡充していくことは、社会に対する説明責任を果たす観点から不可欠である。よって、一般社会に対しても広く公開していくために、ホームページなどの媒体による継続的な財政公開に取り組んでいく。

あわせて平成 20 年度中刊行の学園広報誌に、事業報告書に沿った説明付きの財務二表（資金収支計算書・貸借対照表）を掲載する。

第２節　自己点検・評価および外部評価結果の学内外への発信

【現状の説明】

1994 年（平成 6 年）以来、自己評価検討委員会が作成した４つの自己評価報告集 ①九州国際大学の教育理念と教育指導(1994 年（平成 6 年)、②九州国際大学研究者要覧(1997 年（平成 7 年）)、③九州国際大学研究者要覧(2001 年)、④2006 年度 九州国際大学自己点検・評価報告書を冊子としてまとめたのは、内部資料とするものではなく、外部に情報を公開し説明責任を果たすためである。学内の教職員に配布するとともに、②については学外関係者に配布されている。また、④は、全国の大学、国・県・市の教育機関や本学同窓会・保護者会などのステークホルダー等に送付して、情報公開に努め、説明責任を果たすことに努力している。

さらに、2007 年 10 月に刷新したホームページでも、自己点検・評価および認証評価について積極的に情報公開するよう機能を充実させている。

第 19 章第 1 節２～５にて説明した大学改革の取り組みについては、2002 年（平成 14 年）の長期計画検討委員会の答申作成に際して、中間報告を全学教職員に示し、学内の意見の把握に努め、その意見を踏まえた最終答申は大学評議会に報告され、全学教職員に配布された。また同年の経営改革諮問委員会答申は、学外の有識者による評価検証であったが、大学改革の基本方針として問題点と対策が要約された資料が教授会にも報告され、学外者による検証と学内の改善・改革努力とのすり合わせが行われている。

また、2007 年度の中期計画策定プロジェクトにおいても、2002 年度と同様に中間報告を全教職員に示し、その意見を踏まえた最終答申は、大学評議会を経て全学教職員に配布された。

【点検・評価】【長所と問題点】

自己評価検討委員会が作成した報告書が公表されていることは評価できる。これまでも、長期計画検討委員会、経営改革諮問委員会および中期計画策定プロジェクトのそれぞれの答申等について、学内教職員説明会や教授会報告が行われ、学内的な情報発信はなされてきたと評価できるが、学外への情報公開や説明に関しては必ずしも十分であったとはいえない。

それに対し、④の自己点検・評価報告書について学外への情報発信を積極的に進めたこと、ホームページによる情報公開が進展したことは、大きな前進である。自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するためにも、今後とも学外へ積極的に情報発信することは基本的業務とすべきである。

【将来の改善・改革に向けての方策】

今後とも、継続的に作成する「自己点検・評価結果報告書」ならびに「基礎データ」は、学内の教職員、学外の大学を中心とした関係機関のみならず同窓会や保護者会、地方自治体関係者にも送付していく。また、自己点検・評価結果の要旨はホームページに掲載するなどして積極的に公表する。

加えて、現在休刊状態となっている学園報の発行体制を整備し、学園報を復刊することにより、学園（中学、高校、大学）の現状（財務三表を含む本学の財政状況、本学園の教

育方針、在学生の活躍の様子など）を、保護者を始めとする関係者（ステークホルダー）に情報発信し、説明責任を果たしていくこととしたい。

さらに、学園報に限らずさまざまな広報手段についても検討し、情報発信に努める。

《取り組みの主要点》

財務情報および自己点検・評価報告書等については、ホームページへの掲載を促進して学内外へ積極的に情報公開していく。とくに自己点検・評価報告書の公開については、要旨のホームページ掲載と併せて、ＣＤを作成して全国の大学やステークホルダーを中心に送付することを検討している。

また、休刊状態となっている総合学園広報誌の復刊に向けて発行体制を整備しているところである。

終章

終章

第１節　自己点検・評価の意義

自己点検・評価は、大学改革を推進する上での、大きな梃子となっている。前回の 2006 年度自己点検評価報告書の作成と大学基準協会の認証評価は、本学の大学改革を加速させる一つの契機となった。2007 年の大学改革プロジェクト、これを受けての中期実行計画の策定は前回の自己点検・評価作業なくして、実現しなかったかもしれない。また、それぞれの学部、研究科、別科、事務部局においては、自己点検作業を通して、長所と問題点の点検、その改善改革の方策の検討、実行という、いわゆる PDCA サイクルが強く認識されるようになったことも、その意義として認められよう。

このような意味で、今般、引き続き自己点検・作業を実施し、その恒常的な取り組みを整えたことは、本学の大学改革をより確実なものとするために有益である。今後も自己点検・評価を継続的に取り組み、大学改革と、より質の高い教育の展開への梃子としていきたい。

第２節　大学の理念・目的等の達成状況

本学の理念・目的は、序章および第 1 章において述べたように、地域の勤労青年のために「塾的精神」による人材育成を行うという建学の精神を継承しつつ、地域社会に立脚し、国際的視野を持った理論・実践に明るい情報化社会に対応しうる人材養成にある。そして少人数教育による教師と学生のパーソナル・タッチを濃密にし、学生相互間の切磋琢磨の機会を多くし、個性的な人間形成に道を開くことに力点をおいている。これに基づき、各学部学科・研究科の特色ある教育課程が編成されている。いずれの学部学科・研究科も、社会科学系という学問分野の特性を生かして、理論と実践という両面の教育を重視したものとなっている。

このような教育方針は、教育課程において、1 年次から 4 年次までの演習、国内外における社会活動を実践する社会実習科目・海外における語学実習科目、さらに専門知識を実社会で通用するものとするための実践的な科目の配置ならびにボランティア活動の推奨、インターンシップの単位化などを通して配慮されている。そしてこのような方針は教員組織にも反映され、実務経験者である社会人の専任教員採用などにも表れている。また、情報化への対応についても情報関連科目の配置、教育情報ネットワークセンターの設置とともに、ほとんどの講義教室へのマルチメディア機器の配備を行っている。加えて、勤労青年に対する教育という建学の精神を継承して、学部・大学院ともに昼夜開講制をとっていることが特色である。

本学の教育面の特色は、少子化と学生の多様化への対応の一環として、きめこまかな修学支援を強化してきていることである。特に中途退学者を増やさない観点からも、常駐のカウンセラーの配置とカウンセリング、学生への対応のための教職員研修会、教職員・学生向けの各種リーフレットの作成・配布などを行うとともに、学部における学生の授業出席状況の把握・指導との連携も積極的に図っている。1999 年（平成 11 年）に大学の二つのキャンパスが統合されたことを機に、キャンパスのバリアフリーを実現させ、障害をもつ

学生への配慮を図っているほか、必要に応じてノートテーカーなどのボランティアによる支援も行っている。また、授業運営においても、英語科目の習熟度別のクラス編成の導入などを通してきめこまかな学習指導体制を図っていることが特色である。

また、地域社会に立脚することを目指して、現代法政研究室、経済研究センターなどによる市民向けの公開講座、北九州市と連携しての年長者向け特別講座や高校教員向けの研究会などを通しての地域還元、本学教員による北九州市・下関市をはじめとする地方自治体等の政策形成への貢献などに取り組んでいるほか、企業による寄附講座の受け入れも進めている。就職先においても過半数が福岡県内の企業に採用されている。さらには北九州市に立脚していることを生かして、特に社会文化研究所においては官営八幡製鉄所時代以来の八幡製鉄所内文書・記録類を整理・保管（CD-ROM 化）し、鉄鋼関係の研究に資するようにしていることが特色となっている。

国際化への対応についても 1989 年（平成元年）以来、アジア圏との国際交流を推進するために、アジア地域９大学との間で交流協定を締結し、交換留学生制度や教員交流（中国、韓国、インドネシアから招聘教員受け入れ)、短期の語学研修などの充実を図ってきているほか、過去には本学教員を学外派遣教員として海外に派遣した実績がある。また、外国人留学生への支援を強化する観点から、国際センターを設置し、留学生への支援体制をより強化している。

以上のような特色や長所をもつ本学も、自己点検・評価を通して、問題点がより鮮明になっている。ここでは、特に前回の自己点検作業で提起された項目を中心にして、以下のとおりまとめておきたい。

第一に、本学が直面する最大の課題は、学部の定員割れ問題である。全学部の収容定員充足率が 50％台に落ち込んだ。この背景の一つには、少子化が進むなかで、本学が提供する教育サービスと多様な学生の増加という時代の変化との間にミスマッチがあることが改めて確認された。この点、引き続き今回の点検結果を踏まえた対応が必要である。本課題については定員管理という観点から、まず 2008 年度（平成 20 年度）の入学定員を 755 名に削減することとし、文部科学省へ定員削減の届出を行った。さらに 2009 年度（平成 21 年度）の入学定員を 600 名とする方向で定員管理計画を進めている。また、法学部については総合実践法学科を廃止する方向で検討が進められている。一方、教育分野の新しい可能性としてスポーツ指導者としての資格が取れる副専攻の検討を始めた。

第二に、引き続き多様な学生の入学に対応しうる教育力のさらなる強化の必要性である。このためには教員の教育上の能力の向上への取り組みを高める必要性があることが改めて確認された。入門演習共通テキストの作成、ミニッツペーパを活用した日々の授業の把握と改善、教員研修会による授業運営技量の向上、学生自治会との教務事項に関する意見交換会による学生の要望を踏まえての授業運営改善などの試みが強化されつつあり、修学支援の強化による退学者数の減少もみられるが、これまでの試みをさらに強化するためには教育力強化のための仕組みを制度化し、恒常的に努力を続けることが求められている。

前回の点検作業を通して、FD・ＳＤの推進強化を図るための制度の構築、厳格な成績評価と教育の質を確保する観点からの GPA 制度､教員研修の制度化の必要性が確認されたが、FD 委員会が 2008 年 1 月に設置されるなど、これらの制度化に向けて着実に取り組んでいるところである。

第三に、教育研究機能を支援する事務組織の機能強化を図る必要性である。2003 年に「教員組織」と「事務組織」の一本化、意思決定の迅速化と責任の所在の明確化を図るための事務組織改革が実施された。その後、企画立案・調整・実行というマネジメント能力をさらに高めていく必要性があることが改めて確認され、企画立案を担当する部署として、大学企画室が設置された。事務組織については、職員の評価制度導入の検討を開始するとともに、職員の資質向上を図っていきたい。

第四に、国際交流の拡充と強化の必要性である。国際化への対応はアジア圏を中心に強化してきているが、その取り組みの歴史が比較的浅いこともあり、急速な国際化への対応には必ずしも十分ではないということである。とりわけ海外との学術交流の充実、欧米圏との交流拡充に取り組みたい。

第３節　大学改革に向けての取り組み

前回の自己点検・評価作業の過程で、大学プロジェクトを立ち上げ、これは中期実行計画として、結実した。同時期に、前回の自己･点検結果については大学基準協会の認証評価を受けた。その結果、保留となったが、「大学に対する提言」を真摯に受け止め、取り組んでいるところである。「大学に対する提言」については、中期実行計画の部局部署単位での具体的な取り組みの重点項目として取り込み、自己点検作業を、実際のアクション（行動）へ発展させる仕組みを構築しつつある。

中期実行計画では、「意欲ある学生の確保」「教育力の強化と授業の改善」「研究力の強化と外部資金の獲得」「学生主体の大学生活支援での学生満足度向上」「大学の資源の活用と社会貢献」「就職・進路支援の強化」「大学運営・経営の効率化」の７つの目標を達成するため 211 項目に及ぶ実行計画を策定した。今後は実行計画の毎年の検証を制度化し、着実な大学改革に取り組んで参りたい。また、本報告書による自己点検と中期実行計画の実行を有機的に連動させ、実効性のある大学改革を推進する所存である。

九州国際大学自己評価検討委員会委員

委員長	後藤　勝喜	学長	【清水 憲一】
委　員	加藤　和英	副学長（認証評価）	【赤間 英夫】
〃	湯淺　墾道	副学長（外部資金）	
〃	湯淺　墾道	国際センター長	【和田 正広】
〃	平野　充好	法学研究科長	
〃	西堀　喜久夫	企業政策研究科長	【古川 正紀】
〃	山本　啓一	法学部長	【後藤 勝喜】
〃	野村　政修	経済学部長	【山田 信一】
〃	高路　善章	国際関係学部長	【山下 睦夫】
〃	和田　正広	日本語別科長	
〃	坂井　宏光	社会文化研究所長	【通山 昭治】
〃	坂井　宏光	エクステンションセンター長	【野村 政修】
〃	西堀　喜久夫	図書館長	【古屋 邦彦】
〃	西堀　喜久夫	教育情報ネットワークセンター長	【古屋 邦彦】
〃	人見　五郎	入試・広報部長	
〃	島浦　一博	教務部長	【髙田 実】
〃	山田　信一	学生部長	【浅田 正】
〃	古屋　邦彦	就職部長	【赤間 英夫】
〃	原田　經正	大学事務局長	

【　】内は、年度途中で交替した前任者を表す。

九州国際大学自己評価検討専門委員会委員

委員長	加 藤　和 英	副学長
委　員	平 野　充 好	法学部教授
〃	山 本　啓 一	法学部教授
〃	鈴 木　博 康	法学部准教授
〃	緒 方　隆	経済学部教授
〃	西 堀　喜 久 夫	経済学部教授
〃	濱　賢 次 郎	経済学部教授
〃	高 橋　和 幸	国際関係学部教授
〃	男 澤　智 治	国際関係学部准教授
〃	鬼 頭　文 樹	大学事務局次長
〃	坂 根　一 生	大学総務室長
〃	田 嶋　良 和	大学総務室課長

2008 年度（平成 20 年度）
九州国際大学自己点検・評価報告書

【編　集】　九州国際大学　自己評価検討委員会
【発　行】　2009 年 2 月
【発行者】　九州国際大学
〒805－8512　北九州市八幡東区平野一丁目 6 番 1 号
電話番号　（０９３）６７１－８９１０
Fax 番号　（０９３）６７１－９０３５
ホームページ　http://www.kiu.ac.jp/